練馬区勢概要

平成27年版
(2015年版)

練　馬　区

発刊にあたって

練馬区は、昭和22年8月1日に板橋区から分離独立し、誕生しました。現在では、大都市東京の都心近くにありながら、農地や樹林・公園など多彩なみどりに包まれた暮らしを楽しむことができる、豊かで美しい住宅都市となっています。人口は着実に増加し、71万人を超えて、まだ増え続けています。

その練馬区も、人口減少や「超」高齢社会の到来など、モデル無き未知の時代に直面しており、これまで経験したことのない状況への対応を迫られています。同時に、都市基盤整備の遅れなど、練馬区特有の課題にも引き続き取り組む必要があります。

このような複合的で大きな転換期にあたり、区政は新時代の自治体へと自ら改革していかなければなりません。あわせて、それを担う職員の意識を住民本位に変革していくことが不可欠です。

本年3月、今後の区政運営の羅針盤となる「みどりの風吹くまちビジョン」を策定しました。ビジョンは、各種のデータ分析に基づく実態把握と将来予測を行い、行政需要を見極め、施策の基本的な方向性を明らかにしたものです。区民の皆様とともに、このビジョンの実現に向けて、全力で取り組み、練馬区を更に発展させ、未来の世代へ引き継ぐ責務を果たしていきたいと決意しています。

この区勢概要は、平成26年度を中心に練馬区政の動向や取組について紹介しています。多くの皆様にご覧いただき、区政に一層のご理解をいただく一助として、ご活用いただければ幸いに存じます。

本書の編集に際し、区内の各官公署やその他の機関から資料を提供していただくなど、多くのご協力をいただきましたことに、心から御礼申し上げます。

平成27年9月



練馬区長　**前川 燿男**

凡　例

1　本書は､練馬区長期計画（平成22年度～26年度）に基づいて編集している。
2　本書は、ほかの区域と区別する必要のない限り、「練馬区」の名称を「区」と、「東京都」の名称を「都」と省略した。
3　グラフ・表等の資料の出所は、練馬区の各部課において作成したものについては省略した。
4　本書は、平成26年または26年度の統計資料を基準とし、併せて、以前のものも比較対照のため掲載した。なお一部27年度の内容も掲載している。
5　統計表の基準時・期間は、つぎのとおりとする。
「年　次」暦年間（1月～12月）
「年　度」会計年度間（4月～翌年3月）
6　統計表中の符号の用途は、つぎのとおりとする。
「－」皆無または該当数値なし
「---」資料なし
「０」単位未満
「△」減
7　統計表中の数値の単位未満は、四捨五入することを原則とした。したがって、合計と内訳が一致しない場合もある。

目　次

練馬区この1年 …… 1

練馬区のあらまし …… 7

1 地勢 …… 8
位置、面積／地形／地質／地名の由来／区の紋章／区の花と木

2 歴史 …… 10
原始・古代／中世／近世／近代

3 人口 …… 11
人口の推移／人口構成／世帯の状況／人口密度／本籍人口／住民基本台帳

4 気象 …… 18

序章　区政の推進と財政 …… 21

1 区の計画 …… 22
(1) みどりの風吹くまちビジョン～新しい成熟都市・練馬をめざして～の策定 …… 22
位置づけ／ビジョンの構成／策定の経緯
(2) アクションプラン（平成27年度～29年度）の策定 …… 23
(3) これまでの長期計画（平成22年度～26年度） …… 23
基本計画／実施計画
(4) 区民の要望 …… 23

2 区政のしくみ …… 28
(1) 議決機関－区議会 …… 28
区議会のはたらき／本会議と委員会／平成26年～27年の区議会
(2) 執行機関－区長・行政委員会など …… 32
区長と補助機関／行政委員会、行政委員

3 財政 …… 39
(1) 特別区財政制度の現状 …… 39
都区財政調整制度／起債の発行／地方交付税／国庫支出金
(2) 平成27年度当初予算 …… 39
当初予算編成に当たっての基本方針／一般会計／特別会計
(3) 平成25年度決算 …… 46
一般会計／特別会計／財政指標

4 税・財産 …… 49
(1) 区政を支える特別区税 …… 49
特別区税
(2) 都税 …… 50
(3) 国税 …… 51
(4) 財産 …… 51

第1章　次代を担う子どもの健やかな成長を支える～子ども分野～ …… 53

1 子どもと子育て家庭を地域で支える …… 54
(1) 地域で子育てを支える …… 54
子ども家庭支援センター／区立保育所子育て支援事業／練馬こどもまつり／児童手当などの支給／子ども・子育て支援事業計画
(2) 就学前の子どもの成長を支える …… 56
保育所待機児童の解消／多様な保育サービスの展開／私立保育所への助成の充実／保育所を補完する制度／学童クラブ室活用型子育て支援事業　にこにこ
(3) 学齢期の子どもの成長を支える …… 58
学童クラブ／放課後児童等の広場（民間学童保育）事業／児童館（室）
(4) 支援が必要な子どもと子育て家庭を応援する …… 59
児童虐待防止／相談と指導／ひとり親家庭等の支援／ひとり親家庭等の福祉増進のために／母子生活支援施設

2 子どもが楽しく学ぶことができ、地域に開かれた学校教育を進める …… 61
(1) 地域の特色を活かした教育を推進する …… 61
練馬区教育振興基本計画／教育委員と児童・生徒、保護者との意見交換会／広報活動／学校評議員／学校安全安心ボランティア事業／学校安全対策事業／学校応援団推進事業／幼稚園・保育所と小学校との連携
(2) 幼稚園教育を充実する …… 62
幼稚園の現況
(3) 小中学校の教育内容を充実する …… 63
人権教育および豊かな心を育成する教育を推進するために／教育指導の充実／確かな学力の定着・向上と主体的に学ぶことができる子供を育てる教育を推進するために／家庭および地域社会に開かれ、信頼される学校づくりを推進するために／学校教育支援センターの事業／小中一貫教育の推進／特別支援教育／特別支援学級
(4) 教育環境を充実する …… 67
施設の整備／小・中学校の現況／学校選択制度／就学援助／教材等の整備／区立学校の適正配置の推進
(5) 児童・生徒の健やかな体の成長を促す …… 69
校外授業／学校災害／アレルギー疾患対策／学校給食

3 青少年を健やかに育成する …… 71
(1) 青少年の自主的な活動を支援する …… 71
平成27年度青少年育成活動方針　目標／社会参加の促進／練馬区青少年委員／青少年リーダーの養成／成人の日のつどい／練馬子ども議会／青少年の活動の場／青少年館
(2) 家庭・学校・地域で連携して青少年の健全育成を推進する …… 72
家庭・地域社会の教育力の向上／学校との連携強化／練馬区青少年問題協議会／練馬区青少年対策連絡会／練馬区青少年育成地

区委員会／環境浄化と非行防止の推進

第2章　高齢者や障害者などだれもが安心して暮らせる社会を実現する～健康と福祉分野～ ……75

1 健康な暮らしを支える …… 76
(1) 健康づくりを支援する …… 76
健康都市練馬区宣言／乳幼児と親の健康づくり／保健の充実／成人の健康づくり／高齢者の健康づくり
(2) 健康づくりの条件整備を行う…… 81
練馬区健康づくりリーダー育成事業／練馬区健康づくりサポーター活動支援／食育を推進する環境整備／受動喫煙防止推進事業
(3) 健康に関する危機管理を行う…… 81
感染症対策
(4) 安全な衛生環境を確保する…… 83
食品衛生／食品衛生普及啓発活動／医療監視・指導／薬事衛生／環境衛生／ペット動物の飼養／ねずみ・害虫対策
2 安心して医療を受けられる環境を整える …… 86
(1) 地域における医療体制を確立する …… 86
休日・夜間救急医療／難病患者支援／心身障害者（児）・要介護高齢者歯科診療／順天堂大学医学部附属練馬病院／公益社団法人地域医療振興協会　練馬光が丘病院／看護職員フェア／災害時医療救護体制の構築
3 地域で福祉を支える …… 89
(1) 地域福祉活動との協働を進める …… 89
練馬区社会福祉協議会／非営利地域福祉活動団体への補助金交付／福祉有償運送の支援／相談情報ひろば／地域福祉パワーアップカレッジねりま
(2) 保健福祉の総合支援体制を確立する …… 90
民生委員・児童委員
(3) 保健福祉サービスの利用を支援する …… 90
苦情対応のための第三者機関の設置
(4) 福祉のまちづくりの考え方を広める …… 91
福祉のまちづくり総合計画の推進
4 高齢者の生活と社会参加を支援する …… 92
(1) 高齢者の多様な社会参加を促進する …… 92
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画／老人クラブ・文化祭など／高齢者サークル事業助成／練馬区シルバー人材センター／高齢者就業・社会参加支援事業（シニアしごと支援コーナー）／高齢者の生活ガイド／シニア ナビ ねりま／高齢者いきいき健康事業／敬老祝品／高齢者施設
(2) 特定高齢者等を支援する …… 94
地域支援事業／いきがいデイサービス／三療サービス／ひとりぐらし高齢者に／高齢者生活支援ホームヘルプサービス事業／高齢者自立支援用具給付および住宅改修給付事業／高齢者緊急保護／車いす等の貸与事業
(3) 要支援・要介護高齢者を支援する …… 95
介護保険制度／要支援・要介護認定／財源のしくみ／相談・苦情／保険給付／利用者負担の軽減／認定審査結果前に死亡した利用者への補助／保険者と被保険者／保険料／高齢者相談センター（地域包括支援センター）の設置／要介護高齢者の在宅支援サービス／認知症対策事業／施設で行っている高齢者サービス事業（区の福祉サービス）
(4) 高齢者の生活基盤づくりを支援する …… 100
老人ホーム／介護老人保健施設／地域密着型サービス／事業者状況／練馬区社会福祉事業団
(5) 地域で高齢者を支える …… 101
高齢者の総合相談／高齢者地域支え合いネットワークの構築／高齢者見守り訪問事業
5 障害者が自立して生活できるよう支援する …… 103
(1) 総合相談体制を構築する …… 103
相談支援の充実／手帳の交付
(2) サービス提供体制を拡充する …… 104
障害者総合支援法／障害者総合支援法による障害福祉サービス等／障害福祉サービス事業者集団指導／障害者総合支援法以外の障害福祉サービス／障害者計画・障害福祉計画の推進／福祉園／就労継続支援Ｂ型事業所／障害者地域活動支援センター／心身障害者福祉センター（中村橋福祉ケアセンター）／しらゆり荘および大泉つつじ荘／障害者グループホーム／こども発達支援センター
(3) 障害者の就労を促進する …… 108
練馬区障害者就労促進協会／就労移行支援事業所
(4) 障害者の社会生活を支援する …… 108
精神保健福祉／心身障害者福祉集会所／喫茶コーナー運営事業／福祉手当と年金、医療費助成／啓発活動等の推進／講習会・教室／福祉大会
6 生活の安定を図る …… 110
(1) 生活の安定に向けた自立支援を行う …… 110
生活保護／生活困窮者自立促進支援モデル事業／法外援護／戦争犠牲者の援助／中国残留邦人等への支援給付／中国残留邦人等への地域生活支援／各種資金貸付制度などの運営／生活の安定と自立のために

第3章　にぎわいとやすらぎのあるまちを創る～区民生活と産業分野～ ……113

1 まちの地域力を高める …… 114
(1) 地域コミュニティを活性化し、協働を推進する …… 114

地域コミュニティの活性化への取組／区民と区との協働の取組
(2) 地域活動を支える情報・機会・場の提供を行う …… 114
地域活動への参加支援／地域活動情報の提供／活動と交流の場の充実／指定保養施設事業／指定葬儀場使用料助成制度
2 経済活動を活発にする …… 117
(1) 練馬区の特徴的な産業を支援する …… 117
練馬区を特徴づける産業への支援
(2) 中小企業の経営を支援する …… 118
産業振興施策の新たな展開／産業融資の実施／産業振興のための基盤整備／区民・産業プラザの運営／産業振興公社／経営活動への支援／経営改善への支援／産業情報の収集および提供／起業・創業への支援／商工業団体との連携強化、各種団体への支援
(3) 中小企業の勤労者と就労を支援する …… 121
福利厚生事業への支援／勤労者への支援／雇用促進支援事業の実施／勤労福祉会館およびサンライフ練馬の運営支援
(4) 消費者の自立を支援する …… 122
消費者意識の啓発／消費者の安全の確保／石神井公園区民交流センターの運営支援
(5) 都市農地を保全し都市農業を支援する …… 123
農の豊かさを実感できるまちの実現を目指して／農業振興計画の推進と都市農地の保全／多様な魅力ある都市農業を展開する（農業経営の安定化）／区民・消費者の練馬の農への理解を深める（農とふれあう機会の提供）
(6) 魅力的な商店街づくりを進める …… 127
魅力的な商店街づくりを進めるための支援
(7) まち歩き観光を推進する …… 127
観光事業の推進／練馬まつり・照姫まつりの実施・地区祭の支援
3 文化芸術・生涯学習、スポーツ活動を活発にする …… 129
(1) 区民の文化芸術・生涯学習活動を支援する …… 129
文化芸術・生涯学習施策の推進／美術展示事業／文化芸術振興支援事業／練馬区文化振興協会／練馬文化センター／大泉学園ホール（大泉学園ゆめりあホール）／美術館／学習情報の提供・相談活動の推進／「練馬 En（エン）カレッジ」の開講／生涯学習団体の育成／区民参加と交流の促進／学習の機会の充実／区民発出前講座／情報教育推進事業／学校施設の地域開放推進／少年自然の家／生涯学習センター／生涯学習センター分館／石神井公園ふるさと文化館
(2) 読書活動を支援する …… 136
図書館
(3) スポーツ活動を支援する …… 139
スポーツの機会の充実／地域スポーツ指導者の育成／総合型地域スポーツクラブの育成／スポーツ施設の整備／練馬こぶしハーフマラソンの開催
(4) 文化財を保存・活用・継承する …… 142
文化財保護の推進／文化財の指定・登録／文化財保護のための主な事業／文化財保護推進員／尾崎遺跡資料展示室
(5) 多様な文化・社会への理解を進める …… 143
多文化共生と国際理解／海外友好都市等との交流
4 安全で安心な区民生活を支える態勢を整える‥ 145
(1) 犯罪等に対する態勢を強化する …… 145
練馬区民の安全と安心を推進する条例／練馬区安全・安心協議会／練馬区暴力団排除条例／地域防犯防火連携組織／パトロール団体登録制度／ねりま安全・安心パトロールネットワーク／防犯設備整備費補助制度／住宅防犯防火対策に対する支援／防犯ブザーの配布／「街かど安全71万区民の目」警戒運動／ねりま情報メール【安全・安心情報】／安全・安心パトロールカー／街頭消火器の設置／消防団
(2) 自然災害に対する態勢を強化する …… 146
災害対応力の向上／練馬区防災気象情報メール（ねりま情報メール）／災害対策条例、地域防災計画／区民防災組織／防災訓練／防災功労者・功労団体表彰／普及啓発活動／ねりま防災カレッジ／防災センター／防災施設の維持／飲料水の確保／各種団体との協定
5 平和と人権を尊重する …… 151
(1) 平和を尊ぶ心をはぐくむ …… 151
平和推進事業
(2) 人権の尊重と男女共同参画を進める …… 151
人権尊重の理解を深めるための啓発／男女共同参画社会の実現に向けて／男女共同参画に係る総合的な施策の企画、立案および調整事業／配偶者からの暴力防止に係る啓発や被害者支援の推進／男女共同参画センターの運営
6 区内の公共機関 …… 155
(1) 警察 …… 155
(2) 消防 …… 155

第4章 環境と共生する快適なまちを形成する ～環境とまちづくり分野～ ……157

1 みどり豊かなまちをつくる …… 158
(1) ふるさとのみどりを保全し、新たなみどりをつくる …… 158
保護樹木・樹林、憩いの森・街かどの森／みどりの保全と創出／進む公園の整備／区立公園等の維持管理／出生記念苗木配布／

みどりの街並みづくり事業／緑化計画の事前協議／樹木等伐採の届出／公共施設の緑化
(2) みどりを愛しはぐくむ活動を広げる…… 159
練馬みどりの葉っぴい基金／練馬みどりの機構／みどりの協定／緑化委員会・緑化協力員／花とみどりの相談所
2 環境への負荷を低減し、持続可能な社会をつくる …… 161
(1) 区民・事業者による身近なところからの地球温暖化防止を促進する …… 161
練馬区環境基本条例／練馬区環境審議会／環境都市練馬区宣言／練馬区環境基本計画2011／練馬区地球温暖化対策地域推進計画／練馬区地球温暖化対策地域協議会（ねり☆エコ）の活動／環境報告書「ねりまのかんきょう」の発行／環境情報の提供事業／エコライフチェック事業／環境学習事業／ねりま・エコスタイルフェア／地球温暖化対策設備設置補助制度／オール東京62市区町村共同事業
(2) まちづくりで環境に配慮する …… 163
環境影響評価制度
(3) 区が率先して地球温暖化防止に取り組む … 163
区の事務事業における環境配慮の着実な推進
(4) ごみの発生を抑制する …… 164
普及啓発の推進／生ごみの発生抑制／リサイクルセンター／再使用の促進／ごみの発生抑制の計画的推進
(5) リサイクルを進める …… 165
庁舎等区立施設でのリサイクルの推進／効率的な資源回収システムの構築
(6) ごみの適正処理を進める …… 167
ごみ排出ルールの確立／ごみの収集・運搬事業の推進
3 良好な地域環境をつくる …… 169
(1) 公害問題の解決を図り、地域環境の保全・改善を推進する …… 169
低公害車の導入／大気汚染／公害に関する苦情および陳情の処理事務／アスベスト飛散防止／事業所の立入調査／有害化学物質汚染対策の充実／放射線量の測定／水質汚濁
(2) まちの美化を進める…… 173
あき地管理／カラス対策／ポイ捨て・落書防止条例および歩行喫煙等の防止条例の施行
4 地域特性に合ったまちづくりを進める …… 174
(1) 区民・事業者とともにまちづくりを進める …… 174
まちづくり条例の制定／区民・事業者・区の役割と協働によるまちづくり／練馬区まちづくり条例に基づく開発調整／建築紛争の予防・調整／建築協定／環境まちづくり公社
(2) 土地利用を計画的に誘導する …… 175
都市計画マスタープランの運用／全体構想／地域別指針／都市計画マスタープランの見直し／地域地区制度／練馬区風致地区条例に基づく事務／建築物の規制と誘導
(3) 調和のとれた都市景観を形成する …… 177
都市景観の形成／景観形成のルールの整備／景観まちづくりの推進／景観整備機構
5 災害に強く生活しやすいまちをつくる …… 178
(1) 良好な市街地を形成する …… 178
まちづくり計画の策定／都市計画道路沿道地域のまちづくり／地区計画制度によるまちづくり／沿道地区計画／土地区画整理事業の推進
(2) まちの拠点機能を向上させる …… 180
駅周辺地区の整備／練馬駅周辺整備／石神井公園駅周辺整備／大泉学園駅周辺整備／生活拠点の整備
(3) 災害に強いまちをつくる …… 182
防災まちづくりの推進／密集住宅市街地整備促進事業／狭あい道路拡幅整備事業／練馬区震災復興マニュアル／河川の改修／雨水流出抑制施設の整備／練馬区耐震改修促進計画および耐震改修に係る支援事業
(4) だれもが利用しやすいまちをつくる …… 183
練馬区福祉のまちづくり推進条例によるバリアフリー整備の推進／鉄道駅のバリアフリー化
(5) 上・下水道の整備 …… 184
上水道／下水道
6 良好な交通環境をつくる …… 185
(1) 公共交通を充実する …… 185
都営大江戸線／西武池袋線／西武新宿線／東武東上線／地下鉄有楽町線・副都心線／エイトライナー／バス交通／区内交通の現状と都市交通マスタープラン
(2) 道路交通ネットワークを整備する …… 188
区内の道路事情／都市計画道路の整備状況／東京外かく環状道路／生活幹線道路の整備／生活道路
(3) 快適な道路環境を整備する …… 189
快適なみちづくり／自転車の利用／交通安全啓発／交通安全実施計画／私道整備助成制度／排水設備工事の助成／水路／橋りょう／区民交通傷害保険／自動車駐車施設の整備
7 安心して生活できる住まいづくりを進める …… 194
(1) 公共賃貸住宅を管理・運営する …… 194
区が管理する住宅／他の公共住宅
(2) 良質な住まいづくりを支援する …… 194
第3次練馬区住宅マスタープラン／住宅の状況／分譲マンションに関する支援事業／住宅修築資金の融資あっせん／住宅改修支

援事業／住宅施策ガイド／長期優良住宅の認定／優良宅地、優良住宅の認定審査
(3) だれもが安心して暮らせる住まいづくりを促進する …… 195
高齢者優良居室提供事業／高齢者集合住宅（シルバーピア）／区立高齢者集合住宅／他の高齢者向け公共住宅

第5章　未来を拓く区政経営を進める～行政運営分野～ ……199

1 持続可能な区政経営を行う …… 200
(1) 参加と連携による開かれた行政を進める … 200
主な広報出版物／その他の広報活動／区民情報ひろばの運営／区政資料管理体制の整備／情報公開と個人情報保護／主な広聴活動／区民相談／参政の促進／練馬区長選挙・練馬区議会議員補欠選挙／農業委員会委員選挙／衆議院議員選挙／練馬区議会議員選挙／明るい選挙のために
(2) 健全な財政運営を行う …… 207
公有財産等の活用と管理／土地開発公社／地価公示
(3) 区民本位の効率的で質の高い区政経営を行う …… 208
特別区制度改革／地方分権の推進／区政改革の推進／職員の能力向上を図る／職員報の発行／施設の適切な管理・活用／ICT（情報通信技術）活用による事務の効率化と区民サービスの充実
(4) 区税負担の公平性を確保する …… 211
適正な賦課／確実な収納事務
(5) 基礎的な住民サービスを効率的に提供する …… 212
区民事務所等のサービスの拡充と事務の効率化／自動交付機による証明書発行サービス／住居表示
(6) 医療保険等制度運営を行う…… 212
国民健康保険の役割と運営主体／加入状況／保険給付の概要／医療費／保険料／財政状況／安定した事業運営のために／保健事業／国民年金事業の運営／年金加入状況／保険料／年金等の給付／後期高齢者医療制度／練馬年金事務所

資料編 ……223

区内の指定・登録文化財 …… 224
練馬区の年表 …… 226
施設一覧 …… 240

練馬区この1年

平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月



石神井松の風文化公園

平成26年4月

1日　石神井松の風文化公園開園

旧日本銀行石神井運動場のみどり豊かな敷地を生かし、自然の中でスポーツや文化・生涯学習活動を楽しむことができる公園として開園した。

1日　防災学習センターが開設　**写真❶**

「ねりま防災カレッジ事業」の中心拠点として開設した、区では初の防災学習施設。防災に関する知識や技術を身に付け、家庭や地域において実際の活動につなげられるよう、防災について学習・体験ができるほか、各種展示や研修室の貸出しも行う。

14日　区施設と民間施設からなる複合施設「Coconeri（ココネリ）」が開設　**写真❷**

練馬駅北口に開設された。名称は、「ここからはじまる練馬の新生活」「交流、経済活動、社会復帰、子育てがここを拠点にはじまる」という意味が含まれている。施設内には、練馬区立区民・産業プラザが開設された。

16日　練馬区みどりバス氷川台ルートを再編

光が丘駅、練馬春日町駅、氷川台駅の3駅に現在乗り入れている氷川台ルートは、新たに練馬駅、東武練馬駅を加えた5駅を結ぶルートに再編した。

20日　練馬区長選挙、練馬区議会議員補欠選挙実施

22日　第18代練馬区長 前川燿男区長が初登庁　**写真❸**

20日に実施された練馬区長選挙で初当選した。

初登庁後、就任のあいさつを行った。任期は、平成26年4月20日から平成30年4月19日までの4年間。

5月

21日　熱中症指標計を配布

熱中症を予防するため、一人暮らし高齢者等に熱中症指標計を配布した。熱中症指標計は、気温と湿度から熱中症指標値を測定し、熱中症の危険性を段階的にライトとブザーで知らせるものである。

6月

20日　第66代議長に村上悦栄氏、第68代副議長に柳沢よしみ氏が就任

第二回区議会定例会で、村上悦栄議員が議長に柳沢よしみ議員が副議長にそれぞれ選出された。

20日　副区長2人体制となる

第二回区議会定例会で、新たに副区長1人の選任同意が議決され、副区長2人体制となった。







❶
❷
❸

7月

1日　郵便局で住民票の写し等の証明書発行を開始　**写真❹**

出張所の窓口事務の見直しに伴い、区内11か所の郵便局で住民票の写し等の証明書発行を開始した。平日の午前9時から午後4時まで郵便局の窓口で受け付ける。

22日　区長就任後「区長とともに練馬の未来を語る会」を初開催　**写真❺**

区政運営の方針を定める新しいビジョンの策定に向けて、区民の声を聴くことを目的に開催したもの。平成26年度は、11回開催した。

22日　早宮区民事務所、関区民事務所が新設

これまでの4つの区民事務所の地理的バランスなどを踏まえ、区の北東部にある第二出張所と南西部にある関出張所を、早宮区民事務所、関区民事務所とした。区民事務所が６か所になることで、混雑の緩和を図る。また、練馬区民事務所は毎週土曜日の開庁を始め、出張所窓口での証明書発行と収納事務を終了した。

8月

1日　区役所西庁舎10階にみどりの庭園「ハーブテラス」が開園　**写真❻**

10種類以上のハーブや生け垣に適した樹木が植えられている。壁面緑化や太陽光パネルを設置するなど、環境に配慮した庭園を開園した。

9月

1日　「練馬区高齢者等見守りネットワーク協定」を締結

日常的に家庭を訪問する機会の多い電力会社、ガス会社、新聞販売店など16団体と協定を締結した。協定団体は、1人暮らし高齢者等を訪問した際に異変を発見した場合、速やかに高齢者相談センターや警察等に連絡を行う。





❹ ❺ ❻



30日　天皇、皇后両陛下が区の老人クラブの活動をご視察　写真❼

練馬文化センターを訪れ、区内の老人クラブ会員が行うコーラスやフラダンスの活動を視察された。

10月

1日　上石神井地域に敬老館と高齢者相談センター支所が開設

区内で12か所目となる上石神井敬老館と区内で25か所目となる石神井高齢者相談センター上石神井支所が開設した。

20日　オーストラリア・イプスウィッチ市友好都市提携20周年記念調印式を開催　写真❽

平成6年に友好都市提携に関する合意書に調印し、これまで教育・文化・スポーツの分野で交流を深めてきた。調印式後、石神井松の風文化公園で、八重紅しだれ桜の木を記念植樹し、更なる交流の発展を誓った。

11月

20日　大江戸線延伸の実現をめざし都へ要望書を提出

「大江戸線延伸は、東京圏全体の安全で良質な都市生活基盤の形成に欠くことのできない鉄道路線であり、その実現が練馬区民の悲願でもある」と早期の事業化を要望し、今回、初めて具体的な項目を要請した。

12月

14日　衆議院議員選挙、最高裁判所裁判官国民審査実施

15日　学校給食費の未納金対策に区の債権回収のノウハウを活用

学校給食費の未納への初期対応から特に困難な場合の法的措置まで見据えた「学校給食費未納金の管理・徴収・催告等の手引」をまとめ、学校に周知した。また、学校を支援するための試行として、平成25年度以前の特に困難な事例については、区の収納課との連携により弁護士に未納金の回収を委託した。



❼



❽

平成27年1月

25日　西武新宿線立体化促進協議会が発足　　写真❾

西武新宿線の立体化の早期実現に向けて、沿線住民など約210人の方々が集まり、「西武新宿線立体化促進協議会」の結成大会が開催された。会長には、区長が就任し、29日に区民、区議会議員と共に、都庁を訪問して、西武新宿線(井荻～東伏見駅付近)の立体化の早期実現に関する要望書を提出した。

2月

8日　中学生「東京駅伝」大会で練馬区選抜チームが初の総合優勝　　写真❿

味の素スタジアム・武蔵野の森公園（調布市）の特設周回コースで開催された第6回中学生「東京駅伝」大会で、練馬区選抜チームが女子の部で優勝、男子の部で2位に入り、初の総合優勝を果たした。男子は42.195㎞、女子は30㎞。今大会には23区・26市・1町の計50チームが参加した。

26日　23区初、災害時における傷病者搬送に関する協定を締結　　写真⓫

区は民間救急事業者等15団体と、「災害時における医療救護活動の協力に関する協定」を締結した。首都直下地震などの災害時に、災害拠点病院等での処置が必要な重症者を、区の要請に基づいて、救急事業者等が医療救護所から災害拠点病院等まで搬送するというもので、今後は毎年搬送訓練を実施し、災害時における傷病者搬送体制を確立する。

26日　23区初、災害時における透析患者搬送に関する協定を締結

区は透析患者搬送団体等8団体と「災害時における透析患者搬送に関する協定」を締結した。震災等により、かかりつけの透析医療機関で人工透析が受けられない患者がいる場合、搬送団体等が避難拠点から区が指定する緊急透析医療機関まで搬送するというもので、今後は区内透析医療機関・搬送団体・透析患者会とともに災害時における透析医療体制を確立する。



❾
❿ ⓫





3月

19日　「みどりの風吹くまちビジョン」を策定

今後の区政運営の方向性を明らかにする「みどりの風吹くまちビジョン～新しい成熟都市・練馬をめざして～」を策定した。ビジョンでは、「構想」において10年以上先を見通して進める主要な施策の方向性を示した。その上で、「『練馬こども園』の創設」や「高齢者地域包括ケアシステムの確立」、「鉄道、道路などインフラの整備」など、5か年に取り組む18の戦略計画を明らかにした。

19日　「Yori Dori Midori 練馬」プロジェクトがスタート　写真⓬

ビジョン策定に合わせて、「よりどりみどり」をスローガンに、緑豊かな練馬区の様々な魅力を区内外に発信していくため、「Yori Dori Midori（よりどりみどり）練馬」プロジェクトをスタートした。

27日　地域金融機関と創業支援の協定を締結

区は、地域金融機関、東京商工会議所練馬支部および一般社団法人練馬区産業振興公社と創業セミナーの共催や創業支援特別貸付への協力などの取組を行うため、「練馬区の創業支援に関する協定」を締結した。

29日　練馬こぶしハーフマラソン2015初開催　写真⓭

桜の名所である光が丘公園をスタート・ゴールとし区内の主要幹線道路をメインコースとするハーフマラソン大会が初開催された。当日は、4,500人を超えるランナーが区内を駆け抜け、大会には、公務員ランナーの川内優輝氏と数々の優勝実績がある現役ランナー谷川真理氏もゲストランナーとして参加。



⓬



⓭

練馬区のあらまし

1　地勢 …… 8
2　歴史 …… 10
3　人口 …… 11
4　気象 …… 18

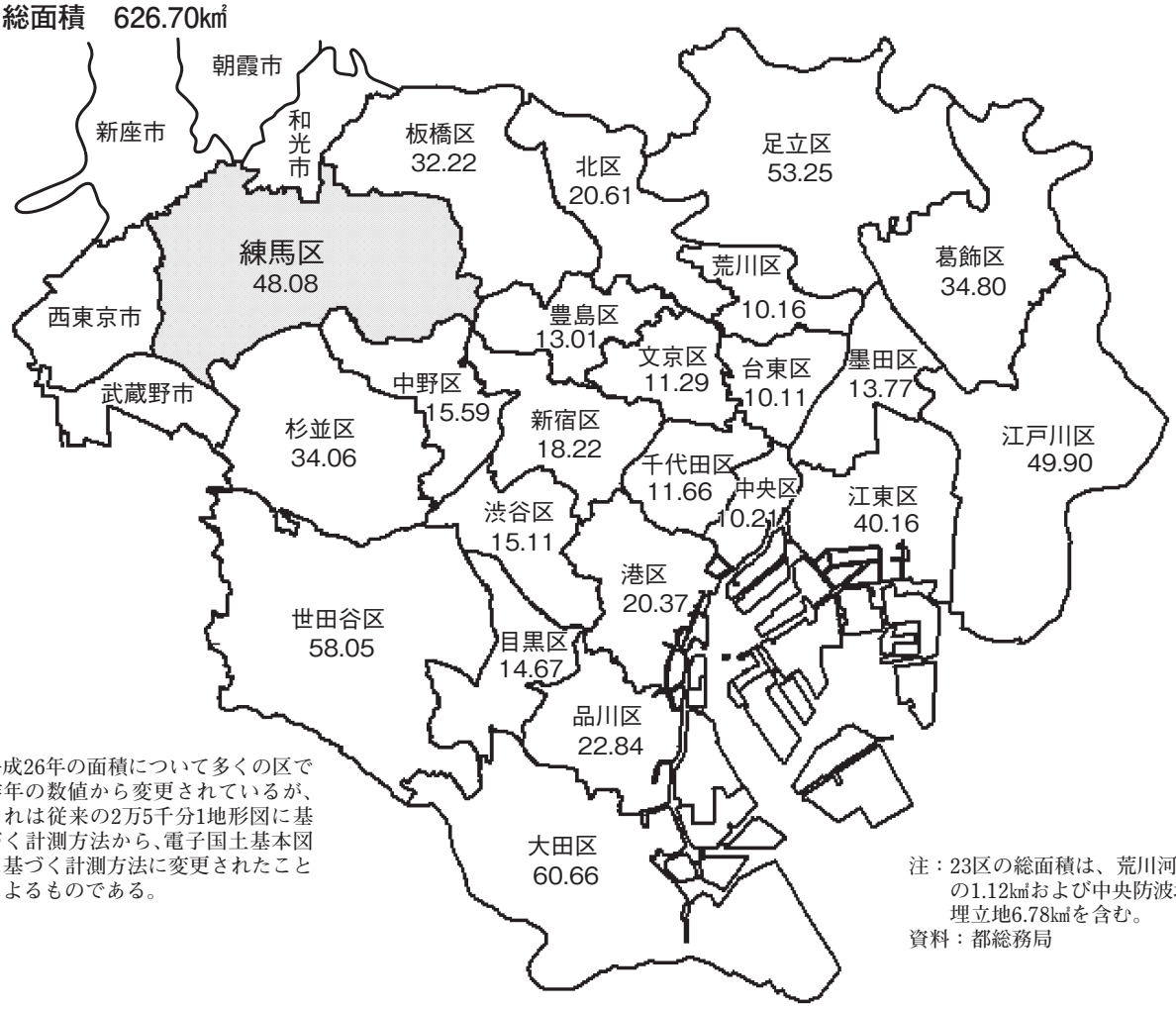


練馬区指定文化財　「鶴の舞」（無形民俗文化財）

1 地　勢

23区の位置と面積（単位：㎢）　　平成26年10月1日現在

23区の総面積　626.70㎢



注：平成26年の面積について多くの区で昨年の数値から変更されているが、これは従来の2万5千分1地形図に基づく計測方法から、電子国土基本図に基づく計測方法に変更されたことによるものである。

注：23区の総面積は、荒川河口部の1.12㎢および中央防波堤埋立地6.78㎢を含む。
資料：都総務局

●位置、面積

練馬区は、東京都23区の北西部に位置し、北東から南にかけては板橋区、豊島区、中野区、杉並区に接し、西から南西にかけては西東京市、武蔵野市との境をもち、北は埼玉県の新座市、朝霞市、和光市に接している。

経・緯度でみると、東経139度40分52秒～139度33分46秒、北緯35度42分43秒～35度46分46秒に位置している。

なお、練馬区役所の位置は、東経139度39分8秒、北緯35度44分8秒である。

一方、練馬区の面積は48.08km^{2}で東西約10km、南北約4～7kmのほぼ長方形である。東京都の総面積2,190.90km^{2}に対し、練馬区はその約2.2％、23区の総面積626.70km^{2}に対し約7.7％に当たり、23区の中では大田区、世田谷区、足立区、江戸川区に次いで5番目の広さである。

●地　形

練馬区は、ほとんど高低差のないなだらかな地形をしている。

地盤高でみると、西側が高く東側へ行くにつれて低くなっている。水準基標によると、関町北四丁目（石神井高校内）では海抜54.02m、羽沢三丁目（開進第四中学校内）では海抜26.01mとなり、平均すると、30～50m程度の起伏の少ない台地状となっている（資料：東京都土木技術支援・人材育成センター　平成26年水準基標測量成果表）。

この台地は武蔵野台地といわれる洪積台地である。

●地　質

練馬区の地質は、地質年代からみると比較的新しい時代に形成された地層で、台地は洪積層、低地は沖積層からなっている。

洪積層は、上部の関東ローム層、中部の粘土砂の互層、下部の砂礫（されき）層から構成されている。この台地の洪積層と、低地の沖積層の基盤になっているのが第三紀層である。

武蔵野台地の表面は、ローム層で厚く覆われていて水を得ることができないが、ローム層の下には粘土と

町　名　図

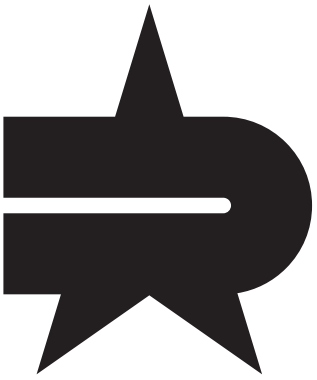


小石の累層があって、水を含んでおり、そうした層が谷の底、谷の側壁、段丘の崖の下などに露出して湧水となる。三宝寺池、富士見池や井頭池（弁天池）は、こうした湧水からできた池である（資料：昭和44年練馬区地下水調査報告書）。

●地名の由来

「ねりま」という地名の由来には、○関東ローム層の赤土を黏（ね）ったところを「黏場（ねりば）」といった、○石神井川流域の低地の奥まったところに沼＝「根沼（ねぬま）」が多かった、○奈良時代、武蔵国に「乗潴（のりぬま）」という宿駅があった、○中世、豊島氏の家臣に馬術の名人がおり、馬を馴らすことを「ねる」といった、などの諸説があり、定説はない。

●区の紋章



練馬区が平和で、健康で、明るいまちに発展していくようにという願いをこめて、昭和28年12月に制定された。

この紋章は、ネリマの「ネ」の字と「馬のひづめ」を組み合わせ、図案化したものである。

●区の花と木



区の花　ツツジ



区の木　コブシ

美しい花と豊かなみどりの、住みよいまちづくりを進めるために、区のシンボルとなる花と木を区民から公募し、昭和46年4月、花には「ツツジ」、木には「コブシ」を選定した。

2 歴　　史

●原始・古代

練馬に人が住み始めたのは、約3万年前の旧石器時代からとされている。これを示すものとして、石神井川や白子川流域、また三宝寺池や富士見池の周辺などから旧石器時代の遺跡が発見されている。

旧石器時代に続く縄文時代の遺跡は、石神井川、白子川、中新井川流域などで発見されており、池淵遺跡（石神井町五丁目、一部が公園として保存されている。）などがある。数は少ないが、弥生時代の遺跡も石神井川や白子川流域で発見されており、人々が川沿いに定住していたと考えられる。

このほか、古墳時代から歴史時代にかけての遺跡も区内各所で発見されている。氷川台一丁目の城北中央公園内の栗原遺跡には、7～8世紀ごろの竪穴住居が復元されており、古代の住居が点在していた当時の集落の様子を語っている。

大化の改新（645年）後、律令制が整い、地方には国府を中心に国郡の制度が敷かれた。練馬は、律令国家の行政区域では、武蔵国豊島郡に属した。豊島郡は今の千代田・中央・台東・文京・荒川・北・板橋・新宿・豊島・練馬の10区にまたがる広い地域を占めていた。この当時、練馬地域は石神井川や白子川流域など、限られた地域に集落が営まれたものの、大半は広大な原野だったと推測されている。

●中　世

平安時代末期、律令制度が乱れ、全国各地で荘園が生まれ、それを基盤とする武士団が誕生した。

武蔵国豊島郡においては、豊島氏が勢力を広げていった。豊島氏は最初の拠点として、荒川沿岸で石神井川河口に近い現在の北区上中里に平塚城を築いた。さらに豊島氏の領主的支配の手が、石神井川流域を西にさかのぼり、練馬の地域に進出したのは南北朝時代と伝えられている。室町時代頃までには、練馬城（豊島園内）や石神井城（三宝寺池南側台地）を築いた。

豊島氏による練馬の開発の様子は明らかでないが、城が築かれたところは豊かな水源地であった。またこの時代の城は、武士の居館の周囲に土塁を積み上げたり、空堀を巡らす程度の規模の小さいものであったと想像されている。15世紀半ば、鎌倉公方（古河公方）足利氏と関東管領上杉氏が対立し、関東は戦国時代に突入する。その中で、石神井城主豊島泰経と太田道灌の戦いも起きた。

この戦いで、長年にわたって練馬の地を支配してきた豊島氏は滅び、太田氏の支配を受けることとなった。その後、後北条氏の支配へと移り変わった。

●近　世

天正18年（1590年）、徳川家康が江戸城に入った。江戸幕府開府後、練馬の村々は、大部分が天領に、一部が大名と旗本の知行地になった。

この当時の練馬の農業は、水に恵まれない土地柄で田の面積も限られていたため、農地のほとんどが畑であり、練馬の農民は幕府が開発した上水を利用した。玉川上水から分水して造られた千川上水は、宝永4年（1707年）に農業用水として用いることが許され、練馬の農業にとっては貴重な水資源となった。

江戸時代中期には、江戸の発展に伴い練馬は、大根、ゴボウ、ナス、イモなどを江戸市中に供給する一大近郊農村となった。特に大根は、黒ボク土といわれるきめ細かい土壌に適していた。また、保存食としてのたくあん漬が根付いたのもこのころであった。

●近　代

慶応3年（1867年）10月大政奉還となり、明治新政府が京都の地に生まれた。この京都の新政府が討幕達成のために東征の軍を江戸に下した。慶応4年（1868年）4月の江戸城開城によって、江戸は新政府の手によって握られ、新政府は同年7月17日、東京と改称した。同年同月、府政機関として東京府を新設した。同年9月8日、元号を明治と改めた。

練馬の村々も明治元年（1868年）武蔵県に、翌2年に品川県に編入されるなどの経緯を経たのち、明治11年（1878年）には、郡区町村編制法で東京府北豊島郡の一部へと移り変わった。

東京が日本の首都、政治の中心として発展するに従い、練馬は東京市民への野菜の供給地として、重要性を増し、有名なたくあん漬も軍隊などの需要増加により、盛んに生産されるようになった。

大正期に営業を開始した東武東上線や武蔵野鉄道（現在の西武池袋線）は利用者が少なく、一時は貨物の運搬が中心だったといわれている。

練馬の人口は明治7年（1874年）に約1万2千人、50年後の大正14年（1925年）には約3万人とゆるやかな増加ぶりであった。

しかし、大正12年（1923年）の関東大震災を境に、都心から周辺地域への人口の流出、交通の発達に伴う工場の進出等により、練馬は次第に姿を変えた。

昭和7年（1932年）、東京市が35区制になると、練馬地区を含む板橋区が成立した。

昭和21年9月、第1次の地方制度の改革があり、主権在民の地方自治制度に改められた。昭和22年3月15日、それまでの東京35区制は22区制となった。練馬地区はこのとき、まだ板橋区に属していたが、独立を求める人々の努力が実を結び、昭和22年8月1日、練馬区は板橋区から独立し、23番目の特別区となった。

※独立後の年表は、226ページ参照。

3 人　口

練馬区の人口・世帯数は、住民基本台帳によると平成27年1月1日現在714,656人、350,732世帯である。

23区別に見ると、人口は世田谷区の約87万4千人に次いで2番目となっている。

なお、練馬区における外国人住民数は、27年1月1日現在13,552人で、区の総人口に占める割合は約1.9％となっている。

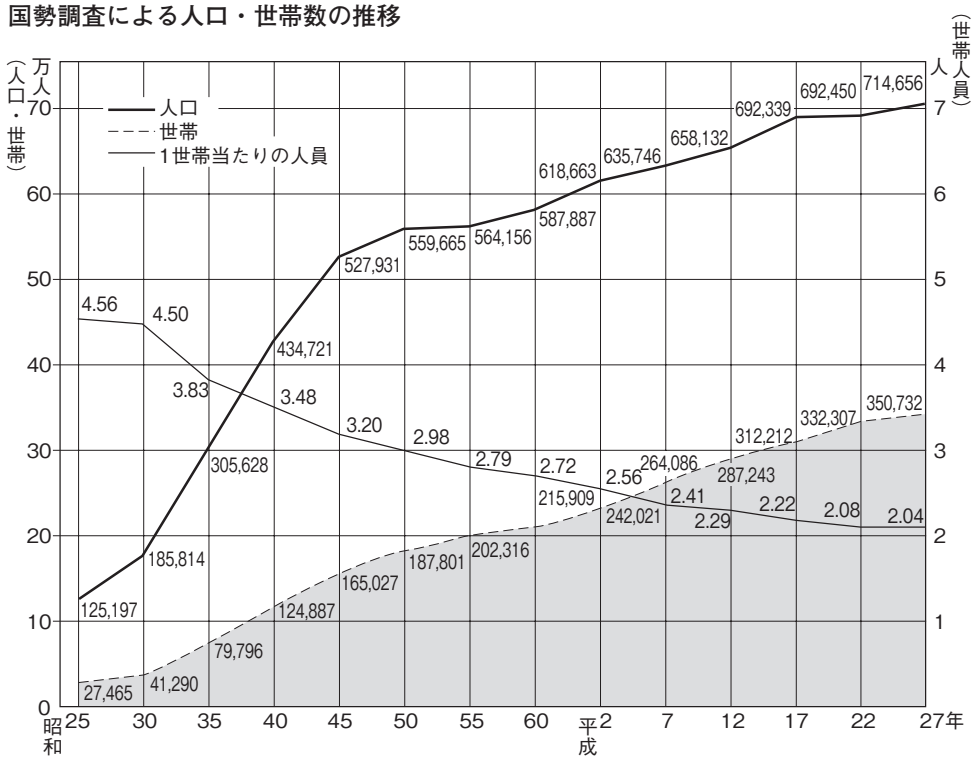
●人口の推移

練馬区の人口は、昭和22年の独立当時は約11万人であった。人口増加は30年代前半から40年代半ばにかけての高度経済成長に呼応して著しく、毎年2～3万人の増加で推移した。40年代に入ると、それまでの急激な人口増加の要因であった社会増（転入超過）は急減し、46年からは社会減（転出超過）に転じている。また自然増加（出生数－死亡数）人口も47年から減少し始め、53年から56年に、わずかではあるが人口が減少した時期もあった。

61年、光が丘地区等の開発に伴い約1万1千人が増加し、都内でも際立って大きい伸びを示した。その後も今日まで逓増し続け、平成20年4月には総人口70万人を突破した。

24年7月から外国人が住民基本台帳の適用対象となった。そのため住民基本台帳の人口は、外国人住民を加えた数となっている。

国勢調査による人口・世帯数の推移



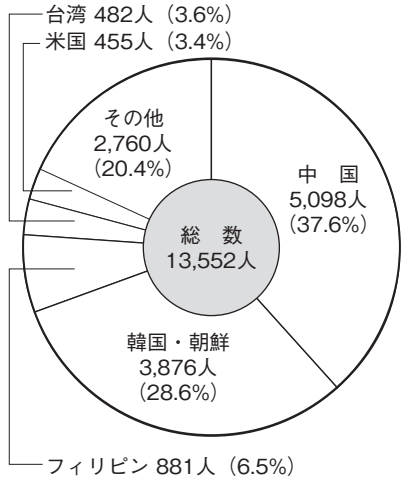
注：平成22年～27年は1月1日現在の住民基本台帳の数値である。
資料：国勢調査結果報告

各年中の人口動態　　各年1月～12月

年次	全体の増減人口	他県との移動			都内間の移動増減人口	自然動態			その他の増減人口
		転出・入の差	転入	転出		自然増加人口	出生	死亡	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
22	831	317	20,702	20,385	△375	869	6,135	5,266	20
23	623	1,211	21,229	20,018	59	628	5,954	5,326	△1,275
24	1,359	2,142	21,750	19,608	△692	451	5,948	5,497	△542
25	1,950	2,297	22,153	19,856	△889	583	6,218	5,635	△41
26	3,444	2,769	22,294	19,525	△583	673	6,177	5,504	585

注：「その他の増減人口」は、職権による記載・消除、海外との転出入数である。
資料：人口の動き（都総務局統計部）

外国人住民人口　平成27年1月1日



世帯数と人口の推移

各年1月1日現在

年次	世帯数	総人口	日本人の人口			外国人の人口			対前年比増加人口	
			総数	男	女	総数	男	女	実数	率
	世帯	人	人	人	人	人	人	人	人	%
昭和22年	24,399	111,792	111,792	58,322	53,470	－	－	－	－	－
昭和30年	42,629	174,795	173,950	88,410	85,540	845	－	－	(11,720)	(7.19)
31	47,271	188,343	187,413	95,203	92,210	930	－	－	13,548	7.75
32	56,127	210,642	209,527	107,732	101,795	1,115	－	－	22,299	11.84
33	62,625	233,007	231,743	119,061	112,682	1,264	－	－	22,365	10.62
34	70,246	260,375	258,998	132,663	126,335	1,377	－	－	27,368	11.75
35	78,171	286,437	284,849	146,187	138,662	1,588	－	－	26,062	10.01
36	87,447	311,410	309,625	158,538	151,087	1,785	－	－	24,973	8.72
37	96,257	333,662	331,753	169,816	161,937	1,909	－	－	22,252	7.15
38	103,864	355,830	353,677	180,531	173,146	2,153	－	－	22,168	6.64
39	115,770	383,997	381,794	194,554	187,240	2,203	－	－	28,167	7.92
昭和40年	125,086	407,033	404,629	206,180	198,449	2,404	－	－	23,036	6.00
41	136,750	435,043	432,429	221,139	211,290	2,614	－	－	28,010	6.88
42	146,038	454,833	452,100	231,442	220,658	2,733	－	－	19,790	4.55
43	156,452	479,795	476,908	244,304	232,604	2,887	1,600	1,287	24,962	5.49
44	164,732	499,606	496,656	254,885	241,771	2,950	1,653	1,297	19,811	4.13
45	172,317	514,440	511,334	262,498	248,836	3,106	1,726	1,380	14,834	2.97
46	177,749	522,649	519,517	266,847	252,670	3,132	1,744	1,388	8,209	1.60
47	183,408	530,999	527,692	270,924	256,768	3,307	1,824	1,483	8,350	1.60
48	187,852	536,542	533,273	273,536	259,737	3,269	1,824	1,445	5,543	1.04
49	192,063	544,625	541,418	277,318	264,100	3,207	1,794	1,413	8,083	1.51
昭和50年	194,579	548,235	544,961	278,366	266,595	3,274	1,808	1,466	3,610	0.66
51	197,971	553,147	549,881	280,372	269,509	3,266	1,792	1,474	4,912	0.90
52	200,640	557,971	554,735	282,397	272,338	3,236	1,771	1,465	4,824	0.87
53	202,918	561,452	558,119	283,595	274,524	3,333	1,798	1,535	3,481	0.62
54	204,237	561,239	558,015	283,102	274,913	3,224	1,726	1,498	△213	△0.04
55	204,764	560,249	556,944	282,177	274,767	3,305	1,782	1,523	△990	△0.18
56	205,804	559,716	556,482	282,284	274,198	3,234	1,758	1,476	△533	△0.10
57	207,350	559,368	556,003	282,016	273,987	3,365	1,831	1,534	△348	△0.06
58	209,939	561,868	558,387	283,535	274,852	3,481	1,860	1,621	2,500	0.45
59	214,723	569,759	566,055	287,170	278,885	3,704	1,992	1,712	7,891	1.40
昭和60年	220,105	578,920	574,885	291,388	283,497	4,035	2,131	1,904	9,161	1.61
61	222,874	587,326	583,031	294,614	288,417	4,295	2,229	2,066	8,406	1.45
62	229,415	599,134	594,325	300,039	294,286	4,809	2,474	2,335	11,808	2.01
63	234,583	606,007	600,655	303,546	297,109	5,352	2,684	2,668	6,873	1.15
64	239,297	613,258	606,501	306,491	300,010	6,757	3,681	3,076	7,251	1.20
平成2年	243,366	616,826	609,645	307,637	302,008	7,181	3,775	3,406	3,568	0.58
3	247,600	620,679	612,975	309,084	303,891	7,704	3,950	3,754	3,853	0.62
4	253,516	627,269	618,402	311,631	306,771	8,867	4,567	4,300	6,590	1.06
5	258,219	630,759	621,140	312,543	308,597	9,619	4,971	4,648	3,490	0.56
6	261,193	632,478	622,415	312,575	309,840	10,063	5,135	4,928	1,719	0.27
平成7年	264,547	634,785	624,754	313,408	311,346	10,031	5,046	4,985	2,307	0.36
8	268,548	637,448	627,662	314,412	313,250	9,786	4,916	4,870	2,663	0.42
9	272,482	641,017	631,140	315,654	315,486	9,877	4,848	5,029	3,569	0.56
10	277,532	645,859	635,827	317,822	318,005	10,032	4,864	5,168	4,842	0.76
11	282,976	651,901	641,821	320,505	321,316	10,080	4,870	5,210	6,042	0.94
12	287,745	657,119	646,729	322,436	324,293	10,390	4,968	5,422	5,218	0.80
13	292,305	662,383	651,618	324,905	326,713	10,765	5,065	5,700	5,264	0.80
14	297,517	668,842	657,377	327,636	329,741	11,465	5,332	6,133	6,459	0.98
15	302,605	674,912	662,885	330,328	332,557	12,027	5,640	6,387	6,070	0.91
16	306,942	679,863	667,512	332,385	335,127	12,351	5,740	6,611	4,951	0.73
平成17年	310,889	684,365	672,251	334,398	337,853	12,114	5,492	6,622	4,502	0.66
18	314,248	686,237	674,123	334,898	339,225	12,114	5,488	6,626	1,872	0.27
19	318,925	691,230	678,869	337,029	341,840	12,361	5,554	6,807	4,993	0.73
20	324,194	697,174	684,107	339,385	344,722	13,067	5,825	7,242	5,944	0.86
21	329,290	702,922	689,187	341,481	347,706	13,735	6,145	7,590	5,748	0.82
22	332,307	706,449	692,450	342,512	349,938	13,999	6,202	7,797	3,527	0.50
23	333,414	707,280	693,368	342,158	351,210	13,912	6,035	7,877	831	0.12
24	335,465	707,903	694,886	342,261	352,625	13,017	5,679	7,338	623	0.09
25	344,228	709,262	696,522	342,647	353,875	12,740	5,613	7,127	1,359	0.19
26	347,096	711,212	698,354	343,353	355,001	12,858	5,741	7,117	1,950	0.27
27	350,732	714,656	701,104	344,156	356,948	13,552	6,138	7,414	3,444	0.48

注：①昭和22年1月1日は、練馬区独立以前のため、数値は独立後の22年10月1日の臨時国勢調査時のものである。
②昭和30年～平成24年の「世帯数」は外国人を含まない。
③昭和30年～42年の「日本人の人口」は住民登録による数値であり、43年以降は住民基本台帳の日本人の数値である。
④昭和30年～平成24年の「外国人の人口」は外国人登録による数値であり、25年からは住民基本台帳の外国人住民の数値である。
資料：「東京都統計年鑑」（都総務局統計部調整課）

●人口構成

住民基本台帳による平成27年1月1日現在の人口（外国人住民を含む。）構成はつぎのとおりである。

1 男女別構成

男性350,294人（49.0％）、女性364,362人（51.0％）で前年と比較すると男性は1,200人増加し、女性は2,244人増加している。人口性比（女性100人に対する男性の数）は96.1で23区平均の97.2よりも低くなっている。

2 年齢構成

年齢構成では40歳代が119,501人（16.7％）と最も多く、次いで30歳代108,704人（15.2％）、20歳代88,791人（12.4％）、50歳代87,348人（12.2％）の順になっている。

23区全体では、40歳代が17.0％と最も多く、次いで30歳代16.8％、20歳代12.7％、50歳代11.7％の順になっている。

年齢3区分別人口構成では、年少人口（0～14歳）が88,479人（12.4％）で、前年より82人の減、生産年齢人口（15～64歳）は473,733人（66.3％）で693人の減、老年人口（65歳以上）は、152,444人（21.3％）で4,219人の増となっている。また、平均年齢は43.91歳で前年に比べ0.21歳上昇している。

●世帯の状況

住民基本台帳による平成27年1月1日現在の世帯数は350,732世帯である。一世帯当たりの人員数は2.04人で23区平均1.9人と比べて0.14人多くなっている。

●人口密度

住民基本台帳による平成27年1月1日現在の人口密度は14,864人／km^2であり、町丁別では下図のような分布となっている。

●本籍人口

戸籍制度は、国民の出生から死亡までの親子関係、婚姻関係などの重要な身分関係を公に記録・証明するものである。戸籍事務は、全国統一的な手続を必要とするため国の事務とされてきたが、平成12年4月1日から、区市町村による法定受託事務とされた。

27年4月1日現在、本籍数226,022戸、本籍人口560,046人で、前年同期に比べ1,966戸の増、2,982人の増となっている。

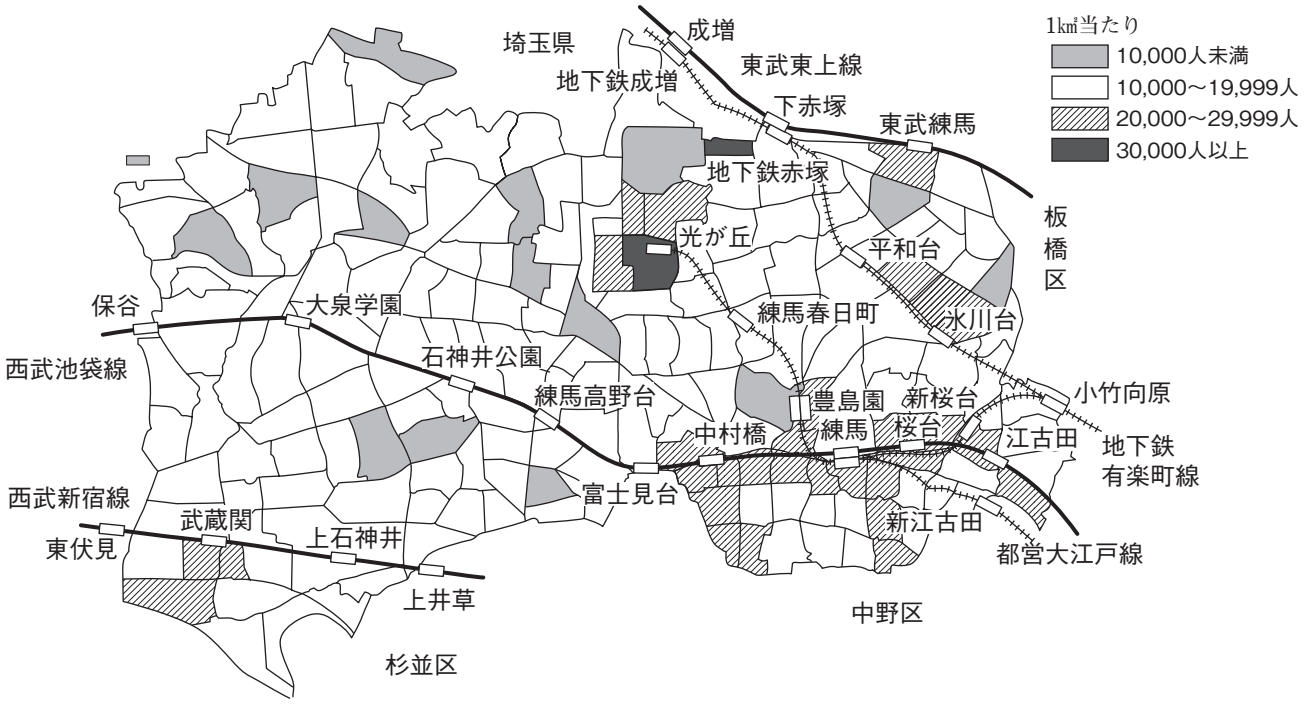
区の戸籍事務としては、婚姻届、離婚届、出生届など諸届の受理と、身分関係を公証する戸籍全部事項証明（戸籍謄本）、戸籍個人事項証明（戸籍抄本）、記載事項証明書等の発行を行っている。

なお、13年1月1日に戸籍の電算化を行った。

また、虚偽の届出による戸籍の偽造事件や、他人になりすましての戸籍証明書の不正取得を防止するため、15年6月から来庁者の本人確認を実施している。20年5月1日から、この本人確認は戸籍法に規定される制度となった。

町丁別人口密度

平成27年1月1日現在



戸籍の届出件数　　平成26年度

届出別	件数（件）
出生届	7,996
死亡届	6,859
婚姻届	7,589
離婚届	1,871
転籍届	3,720
その他の届	4,097

●住民基本台帳

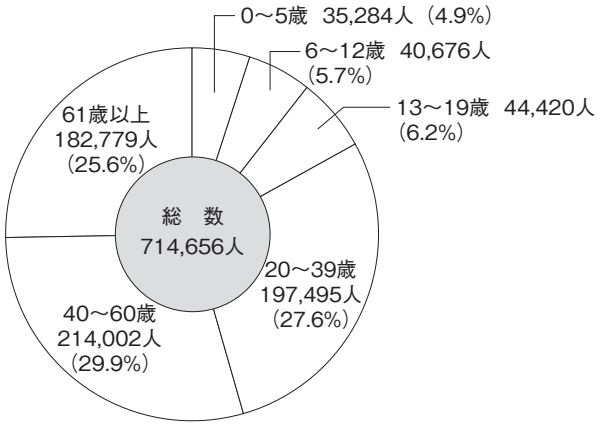
住民基本台帳制度は、住民の届出により、その居住関係を公に記録・証明するものである。そして、区では選挙、国民健康保険、国民年金事務など、住民に関する事務に利用している。

住民基本台帳事務の取扱件数　　平成26年度

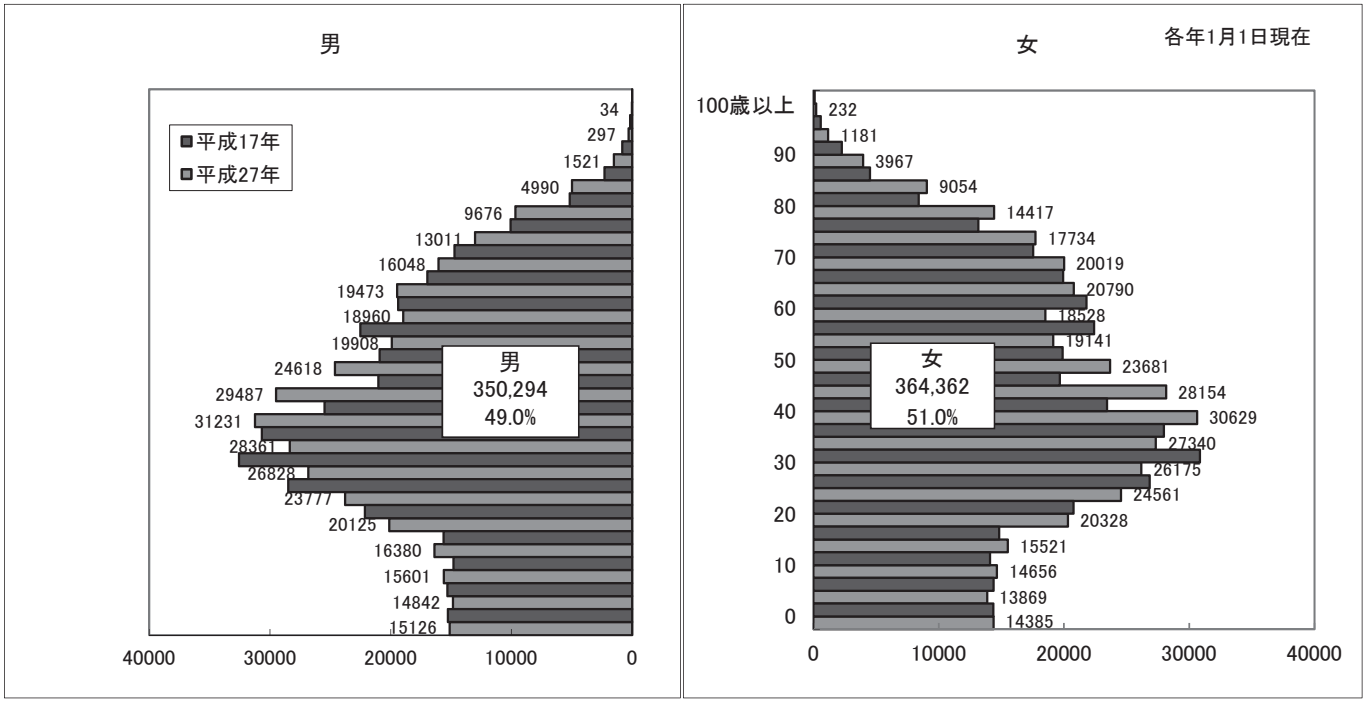
届出別	件数（件）
転入届	34,379
転出届	31,718
転居届	14,826
世帯変更届	3,401

住民基本台帳年齢別人口（外国人住民を含む。）

平成27年1月1日

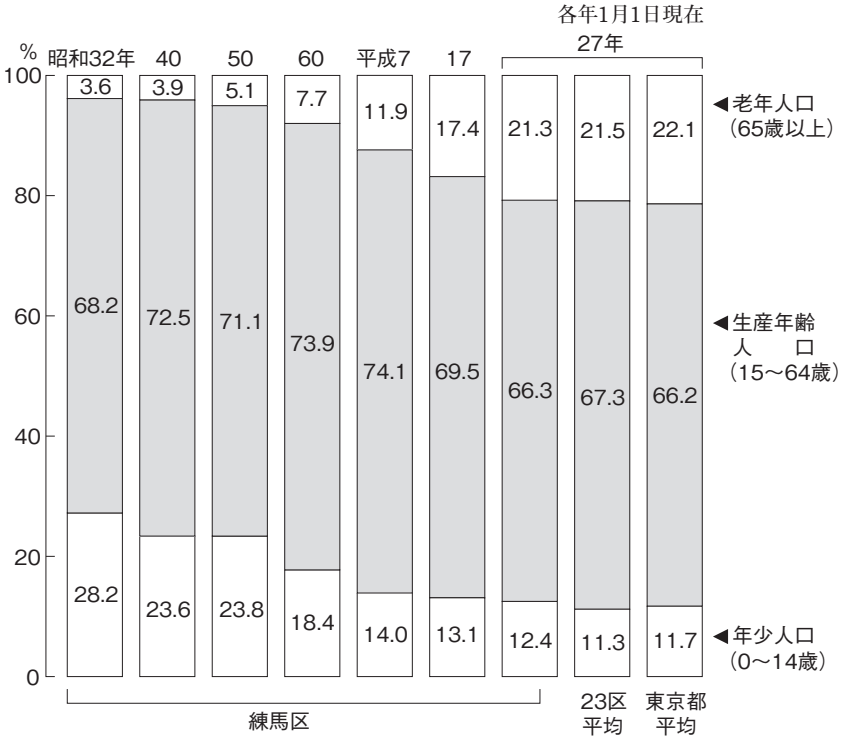


住民基本台帳による男女別・年齢別人口（平成17年・平成27年比較）



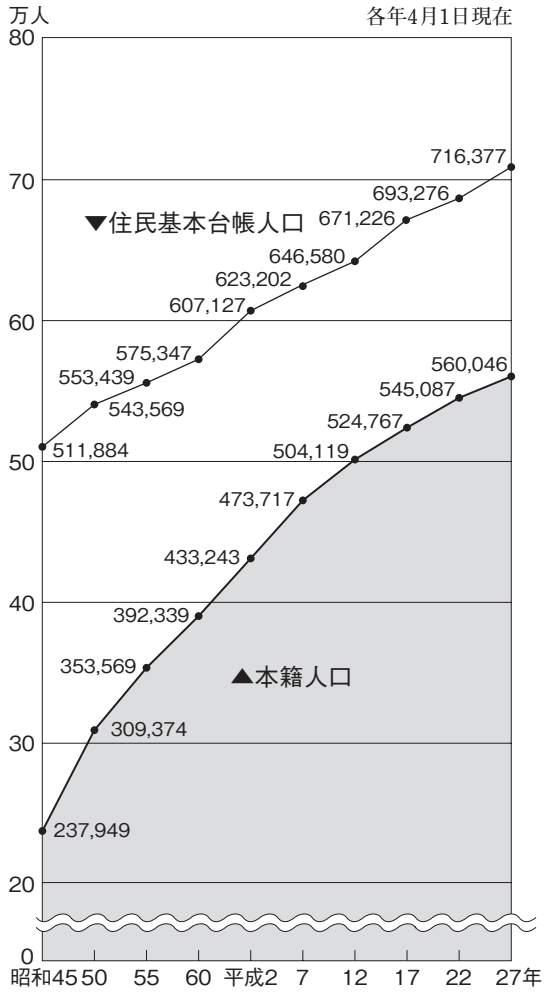
注：実数は平成27年の人口数である。平成27年は、外国人住民を含んだ人口数である。
　　なお、平成17年の人口数は省略した。
資料：「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（都総務局統計部）

住民基本台帳による年齢3区分別人口構成の推移



注：平成24年7月の法改正により、平成25年から住民基本台帳人口は、外国人住民を含む。
資料：「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（都総務局統計部）

本籍人口と住民基本台帳人口の推移



注：平成24年7月の法改正により、平成25年から住民基本台帳人口は、外国人住民を含む。

町丁別の面積、世帯数、人口、人口密度（外国人住民を含む。）　　平成27年1月1日現在

町丁目	面積	世帯数	人口	人口密度	町丁目	面積	世帯数	人口	人口密度
	㎢	世帯	人	人／㎢		㎢	世帯	人	人／㎢
総計	**48.080**	**350,732**	**714,656**	**14,864**					
旭丘 1丁目	0.218	3,015	4,609	21,142	貫井 4丁目	0.266	2,143	4,235	15,921
2丁目	0.193	1,400	2,386	12,363	5丁目	0.146	1,357	2,323	15,911
小竹町 1丁目	0.248	2,879	4,936	19,903	錦 1丁目	0.200	1,688	3,523	17,615
2丁目	0.269	2,170	3,722	13,836	2丁目	0.152	1,106	2,278	14,987
栄町	0.167	2,298	3,843	23,012	氷川台 1丁目	0.149	119	240	1,611
羽沢 1丁目	0.071	854	1,300	18,310	2丁目	0.161	1,306	2,759	17,137
2丁目	0.229	1,843	3,342	14,594	3丁目	0.232	2,560	4,919	21,203
3丁目	0.165	934	1,810	10,970	4丁目	0.240	2,616	5,217	21,738
豊玉上 1丁目	0.174	1,430	2,232	12,828	平和台 1丁目	0.198	1,615	3,462	17,485
2丁目	0.138	2,637	4,038	29,261	2丁目	0.158	1,405	2,961	18,741
豊玉中 1丁目	0.135	1,264	2,420	17,926	3丁目	0.199	1,894	4,249	21,352
2丁目	0.154	1,783	3,130	20,325	4丁目	0.170	1,216	2,641	15,535
3丁目	0.147	1,606	2,836	19,293	早宮 1丁目	0.328	2,854	5,915	18,034
4丁目	0.103	745	1,600	15,534	2丁目	0.310	1,897	3,919	12,642
豊玉南 1丁目	0.109	1,155	2,359	21,642	3丁目	0.295	2,159	4,717	15,990
2丁目	0.155	1,042	1,948	12,568	4丁目	0.253	1,804	4,150	16,403
3丁目	0.194	1,916	3,863	19,912	春日町 1丁目	0.394	1,941	4,061	10,307
豊玉北 1丁目	0.121	1,391	2,338	19,322	2丁目	0.305	2,109	4,505	14,770
2丁目	0.120	1,353	2,306	19,217	3丁目	0.245	1,998	4,035	16,469
3丁目	0.155	1,899	2,969	19,155	4丁目	0.306	2,073	4,352	14,222
4丁目	0.154	2,275	3,680	23,896	5丁目	0.261	2,120	4,494	17,218
5丁目	0.143	2,168	3,416	23,888	6丁目	0.247	1,569	3,317	13,429
6丁目	0.121	1,724	3,185	26,322	高松 1丁目	0.229	1,365	2,875	12,555
中村 1丁目	0.148	1,221	2,502	16,905	2丁目	0.208	1,106	2,506	12,048
2丁目	0.156	1,427	3,073	19,699	3丁目	0.218	1,169	3,080	14,128
3丁目	0.193	2,040	4,016	20,808	4丁目	0.229	1,349	3,214	14,035
中村南 1丁目	0.215	1,881	3,929	18,274	5丁目	0.235	1,191	2,573	10,949
2丁目	0.168	1,873	3,523	20,970	6丁目	0.263	1,262	2,835	10,779
3丁目	0.131	1,343	2,809	21,443	北町 1丁目	0.260	2,547	4,423	17,012
中村北 1丁目	0.122	1,972	3,456	28,328	2丁目	0.250	2,934	5,848	23,392
2丁目	0.124	1,565	2,926	23,597	3丁目	0.134	1,323	2,516	18,776
3丁目	0.080	1,228	1,988	24,850	4丁目	0.248	997	997	4,020
4丁目	0.122	1,580	2,783	22,811	5丁目	0.139	1,190	2,336	16,806
桜台 1丁目	0.206	2,916	4,765	23,131	6丁目	0.178	1,409	2,514	14,124
2丁目	0.244	2,486	4,563	18,701	7丁目	0.210	1,444	2,813	13,395
3丁目	0.285	2,335	4,633	16,256	8丁目	0.215	2,068	3,738	17,386
4丁目	0.151	1,854	3,182	21,073	田柄 1丁目	0.275	2,235	4,917	17,880
5丁目	0.241	1,840	3,622	15,029	2丁目	0.399	3,371	6,750	16,917
6丁目	0.258	1,698	3,589	13,911	3丁目	0.318	2,413	6,084	19,132
練馬 1丁目	0.206	2,496	3,999	19,413	4丁目	0.414	2,909	7,028	16,976
2丁目	0.267	1,749	3,085	11,554	5丁目	0.255	1,686	4,004	15,702
3丁目	0.134	2,215	3,568	26,627	光が丘 1丁目	0.071	1,534	2,779	39,141
4丁目	0.187	2,053	3,843	20,551	2丁目	0.256	2,649	5,993	23,410
向山 1丁目	0.091	1,051	1,744	19,165	3丁目	0.287	3,876	9,108	31,735
2丁目	0.155	1,144	2,411	15,555	4丁目	0.609	－	－	0
3丁目	0.285	1,209	2,401	8,425	5丁目	0.164	1,570	3,496	21,317
4丁目	0.223	1,940	4,079	18,291	6丁目	0.078	464	1,114	14,282
貫井 1丁目	0.207	2,427	4,527	21,870	7丁目	0.206	2,504	5,959	28,927
2丁目	0.184	2,079	3,581	19,462	旭町 1丁目	0.246	1,841	4,230	17,195
3丁目	0.266	2,694	4,902	18,429	2丁目	0.295	2,449	4,424	14,997

平成27年1月1日現在

町　丁　目	面　積	世帯数	人　口	人口密度	町　丁　目	面　積	世帯数	人口	人口密度
	㎢	世帯	人	人／㎢		㎢	世帯	人	人／㎢
旭　町　3丁目	0.229	2,158	4,142	18,087	下石神井3丁目	0.173	1,082	2,368	13,688
土支田　1丁目	0.244	1,456	3,435	14,078	4丁目	0.224	1,861	3,443	15,371
2丁目	0.294	1,060	2,384	8,109	5丁目	0.159	1,150	2,435	15,314
3丁目	0.310	1,637	3,923	12,655	6丁目	0.229	1,513	3,403	14,860
4丁目	0.333	1,395	3,334	10,012	立　野　町	0.357	2,222	4,961	13,896
富士見台1丁目	0.168	1,500	3,133	18,649	関町東　1丁目	0.222	1,904	3,591	16,176
2丁目	0.232	2,152	4,090	17,629	2丁目	0.096	841	1,383	14,406
3丁目	0.256	2,016	3,966	15,492	関町南　1丁目	0.173	1,238	2,472	14,289
4丁目	0.303	1,756	3,973	13,112	2丁目	0.277	2,061	4,164	15,032
南田中　1丁目	0.174	1,040	2,165	12,443	3丁目	0.272	1,527	3,117	11,460
2丁目	0.171	741	1,615	9,444	4丁目	0.326	2,979	6,540	20,061
3丁目	0.189	1,413	2,706	14,317	関町北　1丁目	0.142	1,794	3,319	23,373
4丁目	0.201	1,431	3,069	15,269	2丁目	0.206	2,348	4,163	20,209
5丁目	0.193	1,317	2,372	12,290	3丁目	0.361	2,125	4,250	11,773
高野台　1丁目	0.196	1,720	3,579	18,260	4丁目	0.352	2,038	4,170	11,847
2丁目	0.164	1,375	3,002	18,305	5丁目	0.283	2,317	5,476	19,350
3丁目	0.237	1,400	2,841	11,987	東大泉　1丁目	0.270	2,092	4,181	15,485
4丁目	0.144	1,050	2,329	16,174	2丁目	0.417	3,025	6,354	15,237
5丁目	0.183	1,220	2,669	14,585	3丁目	0.324	2,466	4,677	14,435
谷　原　1丁目	0.231	849	1,848	8,000	4丁目	0.224	1,468	2,613	11,665
2丁目	0.141	764	1,725	12,234	5丁目	0.350	1,907	3,679	10,511
3丁目	0.163	810	2,032	12,466	6丁目	0.442	3,075	6,120	13,846
4丁目	0.191	671	1,787	9,356	7丁目	0.402	2,812	6,164	15,333
5丁目	0.227	1,197	2,751	12,119	西　大　泉　町	0.002	6	11	5,500
6丁目	0.178	930	2,177	12,230	西大泉　1丁目	0.274	1,829	4,058	14,810
三原台　1丁目	0.237	1,873	4,124	17,401	2丁目	0.329	1,253	3,057	9,292
2丁目	0.156	839	2,017	12,929	3丁目	0.298	1,615	3,689	12,379
3丁目	0.235	1,365	3,228	13,736	4丁目	0.350	1,444	3,641	10,403
石神井町1丁目	0.237	1,744	3,186	13,443	5丁目	0.382	2,099	4,887	12,793
2丁目	0.275	2,285	4,501	16,367	6丁目	0.183	1,157	2,660	14,536
3丁目	0.163	1,762	3,052	18,724	南大泉　1丁目	0.333	2,075	4,823	14,483
4丁目	0.196	1,673	3,323	16,954	2丁目	0.281	1,817	4,451	15,840
5丁目	0.301	914	1,736	5,767	3丁目	0.337	2,124	4,787	14,205
6丁目	0.208	1,462	2,815	13,534	4丁目	0.365	2,791	6,060	16,603
7丁目	0.248	1,995	4,060	16,371	5丁目	0.362	2,157	4,772	13,182
8丁目	0.305	2,239	4,554	14,931	6丁目	0.121	809	1,967	16,256
石神井台1丁目	0.366	697	1,619	4,423	大泉町　1丁目	0.495	2,167	5,318	10,743
2丁目	0.313	2,019	4,559	14,565	2丁目	0.467	2,091	4,747	10,165
3丁目	0.311	2,549	5,412	17,402	3丁目	0.409	1,718	4,156	10,161
4丁目	0.284	2,103	4,363	15,363	4丁目	0.344	1,550	3,649	10,608
5丁目	0.261	1,685	3,914	14,996	5丁目	0.227	1,023	2,193	9,661
6丁目	0.224	1,313	2,996	13,375	6丁目	0.136	1,103	2,430	17,868
7丁目	0.225	1,953	3,647	16,209	大泉学園町1丁目	0.235	1,336	2,975	12,660
8丁目	0.257	1,590	3,622	14,093	2丁目	0.333	1,737	3,804	11,423
上石神井1丁目	0.340	3,172	5,259	15,468	3丁目	0.362	1,261	3,227	8,914
2丁目	0.309	2,207	4,137	13,388	4丁目	0.382	1,838	4,415	11,558
3丁目	0.344	2,239	4,482	13,029	5丁目	0.383	2,009	4,781	12,483
4丁目	0.353	2,263	4,099	11,612	6丁目	0.426	2,218	5,202	12,211
上石神井南町	0.177	982	2,075	11,723	7丁目	0.399	2,299	5,109	12,805
下石神井1丁目	0.166	1,272	2,721	16,392	8丁目	0.355	2,128	4,862	13,696
2丁目	0.214	1,398	3,060	14,299	9丁目	0.336	81	81	241

4 気　　象（平成26年1月～12月）

1月：冬型の気圧配置や高気圧に覆われて晴れの日が多くなった。気温は、寒気の影響で中旬を中心に低くなったが、下旬は南からの暖かい空気が流れ込み、平年よりも高い日があった。東京（大手町）の月平均気温は平年並、月間日照時間は多く、月降水量は少なくなった。

2月：低気圧が周期的に日本の南を通過したため雪や雨の日が多くなった。特に8日と14日から15日にかけては、低気圧が発達しながら四国の南から関東の東に進んだことから大雪となり、東京（大手町）では8日と15日はともに日最深積雪27cmを記録した。東京（大手町）の月平均気温は低く、月間日照時間は少なく、月降水量はかなり多くなった。

3月：冬型の気圧配置や移動性高気圧に覆われて晴れの日が多くなった。上旬後半から中旬始めにかけては、北からの寒気の影響が強く、気温がかなり低い日もあったが、中旬の中頃以降、南から暖かい空気が流れ込んだため、気温は平年より高くなった。東京（大手町）の月平均気温は高く、月間日照時間はかなり多く、月降水量は平年並となった。

4月：高気圧に覆われて晴れの日が多くなったが、低気圧や前線の影響で雨の日もあった。特に、3日から4日にかけては低気圧の影響で大雨となった。東京（大手町）の月平均気温は平年並、月間日照時間と月降水量は共に多くなった。

5月：高気圧に覆われて晴れの日が多くなったが、21日は低気圧の影響で大雨となった。東京（大手町）の月平均気温はかなり高く、月間日照時間はかなり多く、月降水量は平年並となった。

6月：上旬から中旬にかけては日本付近を高気圧と低気圧が交互に通過したため、天気は数日の周期で変わった。特に6日から7日にかけては動きの遅い低気圧の影響で大雨となった。下旬は梅雨前線や上空の寒気の影響で曇りや雨の日が多くなった。特に24日から25日にかけてと29日は、上空の寒気の影響で大気の状態が不安定となり、局地的に雷を伴った大雨となった。なお、関東甲信地方は5日ごろ、平年より3日早く、昨年より5日早く梅雨入りした。東京(大手町)の月平均気温は高く、月間日照時間は多く、月降水量はかなり多くなった。

7月：上旬から中旬にかけて、梅雨前線や低気圧及び台風第8号の影響で曇りや雨の日が多くなった。特に20日は上空に強い寒気が入り大気の状態が不安定となったため、局地的に雷を伴った激しい雨となった。下旬は太平洋高気圧に覆われて晴れの日が多くなった。なお、関東甲信地方は21日ごろ、平年と同じで、昨年より15日遅く、梅雨明けした。東京（大手町）の月平均気温は高く、月間日照時間は多く、月降水量は少なくなった。

8月：上旬の始めから中頃にかけてと、中旬の終わりから下旬の始めにかけては高気圧に覆われて晴れの日となったが、その他の期間は前線や湿った気流や台風第11号の影響で曇りや雨の日が多くなった。東京（大手町）の月平均気温と月間日照時間はともに平年並、月降水量は少なくなった。

9月：下旬を中心に高気圧に覆われて晴れの日があったが、前線や上空の寒気の影響で曇りや雨の日が多くなった。特に10日は、この時期としては強い寒気が上空に入り、大気の状態が非常に不安定となったため、23区を中心に雷を伴った大雨となった。東京（大手町）の月平均気温は平年並、月間日照時間は多く、月降水量は少なくなった。

10月：高気圧に覆われて晴れの日が多かったが、5日から6日にかけては台風第18号の影響で、13日から14日にかけては台風第19号の影響で大雨となった。また、21日から23日は前線や低気圧の影響で雨となった。東京(大手町)の月平均気温は高く、月間日照時間は平年並、月降水量はかなり多くなった。

11月：上旬と下旬は前線や低気圧及び台風第20号の影響で曇りや雨の日が多くなった。中旬は冬型の気圧配置や高気圧に覆われて晴れの日が多くなった。東京（大手町）の月平均気温は高く、月間日照時間は少なく、月降水量は平年並となった。

12月：冬型の気圧配置や高気圧に覆われて晴れの日が多くなったが、低気圧が数日の周期で日本付近を通過し、雨またはみぞれの日もあった。また、低気圧の通過した後は強い寒気が流れ込んだ影響で気温が低くなった。東京（北の丸公園）の月平均気温は低く、月間日照時間と月降水量は共に平年並となった。

注：平成26年12月2日に「東京」の気象観測地点を千代田区大手町から北の丸公園へ移転した。

気温・降水量（平成26年）

区分＼月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年間
月平均気温 (℃)	4.4	4.5	9.2	14.0	19.5	22.6	26.1	27.0	22.1	17.7	12.4	5.7	15.4
平年値 (℃)	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///
月平均最高気温 (℃)	10.0	9.1	14.6	20.1	25.5	27.2	30.8	31.4	26.5	22.5	16.4	10.3	20.4
平年値 (℃)	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///
月平均最低気温 (℃)	−0.4	0.6	4.4	8.9	14.4	19.1	22.5	23.6	18.5	14.2	8.8	1.2	11.3
平年値 (℃)	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///
月降水量 (mm)	16.0	127.5	119.0	117.5	91.5	485.5	121.5	81.0	97.0	336.5	87.5	59.5	1740.0
平年値 (mm)	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///	///

注：①観測は東京管区気象台練馬地域気象観測所による。ただし、観測所は平成24年12月25日に練馬区豊玉上から練馬区石神井台に移設したため、平年値は求めていない。
②月平均は日平均気温、日最高気温、日最低気温を月毎に平均した値である。なお、日平均気温は毎正時（1時から24時）の気温を平均した値である。

調査：東京管区気象台

序章

区政の推進と財政

1　区の計画 …… 22
2　区政のしくみ …… 28
3　財政 …… 39
4　税・財産 …… 49



石神井川沿いの桜

1　区の計画

(1) みどりの風吹くまちビジョン～新しい成熟都市・練馬をめざして～の策定

●位置づけ

区は、今後の区政運営の方向性を明らかにし、現状を踏まえつつ将来を見据えた戦略を提示する「みどりの風吹くまちビジョン～新しい成熟都市・練馬をめざして～」（以下「ビジョン」という。）を平成27年3月に策定した。

ビジョンは、27年度以降の基本計画としての位置づけをもつ。

また、26年11月に制定された「まち・ひと・しごと創生法」において、区市町村は、地方版総合戦略を策定するよう求められた。ビジョンおよびビジョンに基づくアクションプランを合わせ、練馬区の地方版総合戦略としての位置づけをもつものとした。

●ビジョンの構成

＜白書編＞

練馬区の人口動態と将来人口の推計、土地利用等の各種データを基に、練馬区の特性や課題等を分析し、構想や戦略計画の立案の背景を示した。人口推計では、平成33（2021）年をピークに減少する結果となっている。

＜構想編＞

ビジョンでは、これからの社会は、これまでとは異なる「新しい成熟社会」と位置づけ、従来のような成長の延長線上に将来を描くことのできない未知の時代に直面していることを基本認識としている。

新しい成熟社会において、足元から起こっている事象はつぎのとおりである。

① 人口の減少
② 「超」超高齢社会の到来
③ グローバル化の進展
④ ICT（情報通信技術）の発達
⑤ 公共活動の主体の多様化と拡大
⑥ 東日本大震災がもたらした影響

新しい成熟社会に向けての大きな潮流と、みどり豊かな環境と都心に近い利便性が両立する良好な住宅都市という区の特性を踏まえ、10年程度先を見据えて進める主要な施策の方向性を5つの柱で示している。

⑴ 子どもの成長と子育ての総合的な支援

地域社会を支える子育て世代が住みやすいまちづくりを進める。仕事と生活のバランスがとれ、安心して子どもを産み育てられる環境を整え、子どもたちが健やかに成長できるよう教育を充実する。

⑵ 安心して生活できる福祉・医療の充実

だれもが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域社会での見守りと支え合いの体制や、一人ひとりにあった支援を受けられる仕組みを構築する。

⑶ 安全・快適な都市の実現に向けた基盤整備

鉄道や道路の整備、木造住宅密集地域の改善など、練馬区の都市基盤の課題を克服し、さらにみどり豊かで、だれもが安全・快適に暮らせる住宅都市をめざして、ユニバーサルデザインにも配慮したまちづくりを着実に進める。

⑷ 練馬区の魅力を楽しめるまちづくり

公園や農地などまちのみどりの豊かさと都市生活の利便性が両立する区の特長をさらに活かして、多彩な魅力を楽しめるまちづくりを進める。

⑸ ビジョンの実現のために

① 区民・区議会とともに区政を拓く

一人ひとりの個性や価値観を認めあい、尊重する地域社会を基本に、区民・区議会とともに練馬の自治を発展させ、新しい成熟都市の実現をめざして未来を切り拓いていく。

② 新たな区政の創造

ビジョンの実現に向けて、既成概念にとらわれず、制度や組織の壁を超えて不断に改革に取り組み、職員の力を結集して新たな区政を創造する。

＜戦略計画＞

ビジョンで示す施策を進めるうえで、根幹となるリーディングプロジェクトを戦略計画と位置づけている。区民のリアルな行政需要にこたえ、制度や組織の壁を超えた戦略的な18の取組を、前述の5つの施策の柱の下に計画化している。計画期間は27年度～31年度の5か年である。

1　子どもの成長と子育ての総合的な支援

計画1　家庭での子育てを応援
計画2　「練馬こども園」の創設
計画3　すべての小学生を対象に放課後の居場所づくり
計画4　子どもたち一人ひとりに質の高い教育を

2　安心して生活できる福祉・医療の充実

計画5　高齢者地域包括ケアシステムの確立
計画6　障害者の地域生活を支援
計画7　病床の確保と在宅療養ネットワークの構築
計画8　つながり、見守る地域づくり

3　安全・快適な都市の実現に向けた基盤整備

計画9　鉄道、道路などインフラの整備
計画10　災害に強い安全なまちづくり
計画11　地域生活を支える駅周辺のまちづくり

計画12　住宅都市にふさわしい自立分散型エネルギー社会へ

4　練馬区の魅力を楽しめるまちづくり

計画13　地域特性を活かした企業支援と商店街の魅力づくり
計画14　農の活きるまち練馬
計画15　みどりあふれるまちづくり
計画16　風を感じながら巡るみどりのまち
計画17　練馬城址公園をにぎわいの拠点に

5　新たな区政の創造

計画18　新しい成熟都市に向けた区政の創造

●策定の経緯

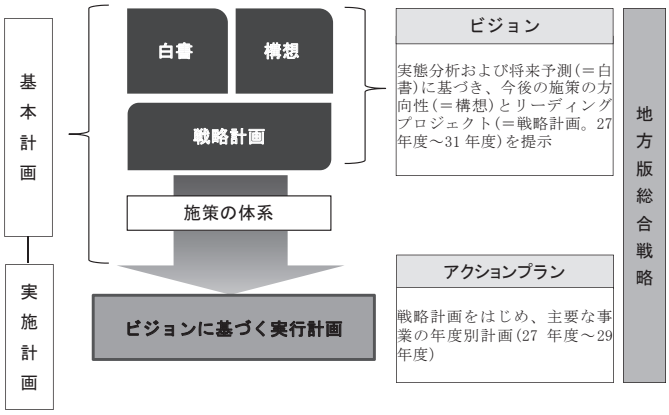
平成26年12月にビジョンの素案を公表後、区民意見反映制度や「区長とともに練馬の未来を語る会」、各種団体への説明会などを通じて寄せられた多くの区民の意見を踏まえて取りまとめた。

(2) アクションプラン（平成27年度～ 29年度）の策定

戦略計画をはじめビジョンに基づく主要な88事業の年度別計画と事業費を明らかにし、ビジョンを実現する工程を示すものとして、「みどりの風吹くまちビジョン・アクションプラン」を平成27年6月に策定した。

アクションプランの進捗状況は、毎年度、点検・検証して結果を公表し、改善しながら取り組むこととしている。

<ビジョンとアクションプランの関係>



(3) これまでの長期計画（平成22年度～26年度）

平成26年度は長期計画の最終年度であり、計画の目標達成に向け、施策・事業の推進に取り組んだ。

●基本計画

区の政策・施策を5分野・22政策・77施策に体系化している（26～27ページ参照）。

① 次代を担う子どもの健やかな成長を支える～子ども分野
② 高齢者や障害者などだれもが安心して暮らせる社会を実現する～健康と福祉分野
③ にぎわいとやすらぎのあるまちを創る～区民生活と産業分野
④ 環境と共生する快適なまちを形成する～環境とまちづくり分野
⑤ 未来を拓く区政経営を進める～行政運営分野

●実施計画

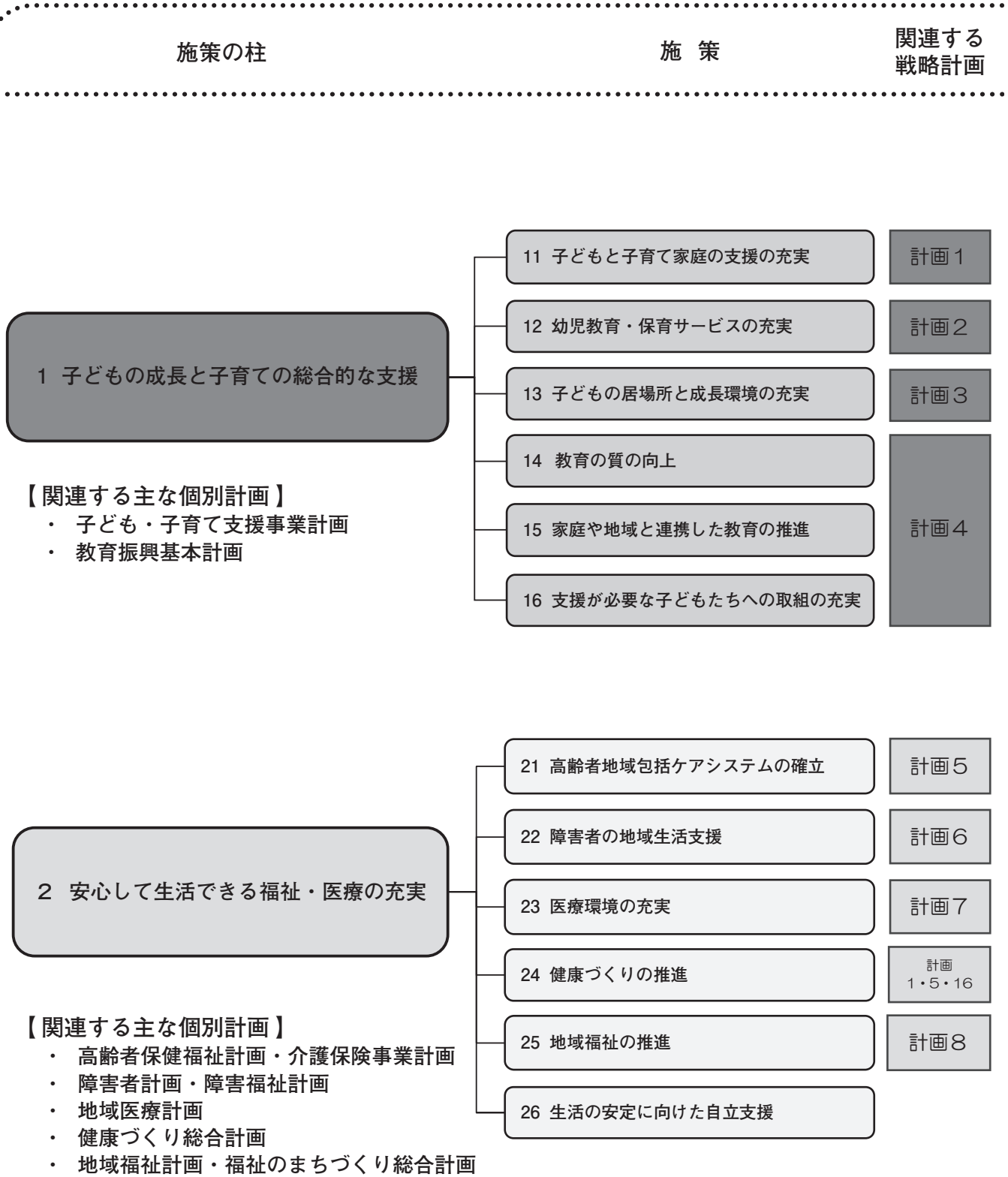
計画期間の中間に当たり、前半3か年（平成22年度～24年度）の実施計画を見直し、東日本大震災や長期の円高傾向による国内景気の低迷など、区政を取り巻く社会経済情勢の変化や区民要望を踏まえ、災害対策の強化などを盛り込んだ後期実施計画（24年度～ 26年度）として24年3月に策定し、92の計画事業を推進した。

(4) 区民の要望

区では毎年、区民意識意向調査を行い、区民要望の把握に努めている。平成26年度に行った、「特に力を入れてほしいと思う施策」についての調査結果は以下のとおりである。（数字は順位）

① 交通安全対策
② 高齢者福祉
③ 子育て支援
④ 医療体制の確立
⑤ 道路や公共交通の整備
⑥ 災害に強く生活しやすいまちづくり
⑦ 学校教育
⑧ 健康づくり
防犯・防火・防災
⑩ 地域環境の保全

施策の体系と戦略計画・個別計画の関連図（みどりの風吹くまちビジョン）



※ 複数の施策に関連する戦略計画は、最も関連性の高い施策に対応して表示しています。
戦略計画の表示がない施策も、戦略計画に関連事業があります。

施策の柱	施　策	関連する戦略計画
3　安全・快適な都市の実現に向けた基盤整備	31 鉄道・道路など都市インフラの整備	計画９
	32 災害に強い安全なまちづくり	計画10
	33 地域防災力の向上	
	34 安全・安心な地域づくり	
	35 地域生活を支える駅周辺のまちづくり	計画11
	36 自立分散型エネルギー社会の構築	計画12
	37 リサイクルの推進とごみの発生抑制	
	38 住まいの支援	

【関連する主な個別計画】
- 都市計画マスタープラン
- 都市交通マスタープラン
- 景観計画
- 耐震改修促進計画
- 地域防災計画
- 自転車利用総合計画
- 環境基本計画
- 一般廃棄物処理基本計画
- 住宅マスタープラン

4　練馬区の魅力を楽しめるまちづくり	41 地域特性を活かした区内企業の活性化	計画13
	42 魅力ある商店街づくり	
	43 都市農業の振興と都市農地の保全	計画14
	44 みどりの保全と創出	計画15
	45 地域活動の活性化と多文化共生社会の実現	
	46 文化・生涯学習・スポーツの振興	計画16
	47 練馬の魅力づくりと練馬ならではの観光の推進	計画16・17

【関連する主な個別計画】
- 産業振興基本計画
- みどりの基本計画
- 学びと文化の推進プラン
- スポーツ推進ビジョン

5　新たな区政の創造	51 区政改革の推進	計画18
	52 平和と人権の尊重、男女共同参画の推進	

【関連する主な個別計画】
- 区政改革計画
- 情報化基本計画
- 男女共同参画計画

《練馬区長期計画（平成22年度～26年度）政策と施策の体系》

1 子ども分野
次代を担う子どもの健やかな成長を支える

11 子どもと子育て家庭を地域で支える
- 111 地域で子育てを支える
- 112 就学前の子どもの成長を支える
- 113 学齢期の子どもの成長を支える
- 114 支援が必要な子どもと子育て家庭を応援する

12 子どもが楽しく学ぶことができ、地域に開かれた学校教育を進める
- 121 地域の特色を活かした教育を推進する
- 122 幼稚園教育を充実する
- 123 小中学校の教育内容を充実する
- 124 教育環境を充実する
- 125 児童・生徒の健やかな体の成長を促す

13 青少年を健やかに育成する
- 131 青少年の自主的な活動を支援する
- 132 家庭・学校・地域で連携して青少年の健全育成を推進する

2 健康と福祉分野
高齢者や障害者などだれもが安心して暮らせる社会を実現する

21 健康な暮らしを支える
- 211 健康づくりを支援する
- 212 健康づくりの条件整備を行う
- 213 健康に関する危機管理を行う
- 214 安全な衛生環境を確保する

22 安心して医療を受けられる環境を整える
- 221 地域における医療体制を確立する

23 地域で福祉を支える
- 231 地域福祉活動との協働を進める
- 232 保健福祉の総合支援体制を確立する
- 233 保健福祉サービスの利用を支援する
- 234 福祉のまちづくりの考え方を広める

24 高齢者の生活と社会参加を支援する
- 241 高齢者の多様な社会参加を促進する
- 242 特定高齢者等を支援する
- 243 要支援・要介護高齢者を支援する
- 244 高齢者の生活基盤づくりを支援する
- 245 地域で高齢者を支える

25 障害者が自立して生活できるよう支援する
- 251 総合相談体制を構築する
- 252 サービス提供体制を拡充する
- 253 障害者の就労を促進する
- 254 障害者の社会生活を支援する

26 生活の安定を図る
- 261 生活の安定に向けた自立支援を行う

5 行政運営分野
未来を拓く区政経営を進める

51 持続可能な区政経営を行う
- 511 参加と連携による開かれた行政を進める
- 512 健全な財政運営を行う
- 513 区民本位の効率的で質の高い区政経営を行う
- 514 区税負担の公平性を確保する
- 515 基礎的な住民サービスを効率的に提供する
- 516 医療保険等制度運営を行う

〈凡例〉

1 次代を担う子どもの健やかな成長を支える …… 分野別目標

政策数 22
施策数 77

11 子どもと子育て家庭を地域で支える …… 政策（分野別目標を実現するために展開する施策の目標・ビジョン）

111 地域で子育てを支える …… 施策（政策を実施するための具体的な手段、戦略）

3 区民生活と産業分野
にぎわいとやすらぎのあるまちを創る

- 31 まちの地域力を高める
  - 311 地域コミュニティを活性化し、協働を推進する
  - 312 地域活動を支える情報・機会・場の提供を行う
- 32 経済活動を活発にする
  - 321 練馬区の特徴的な産業を支援する
  - 322 中小企業の経営を支援する
  - 323 中小企業の勤労者と就労を支援する
  - 324 消費者の自立を支援する
  - 325 都市農地を保全し都市農業を支援する
  - 326 魅力的な商店街づくりを進める
  - 327 まち歩き観光を推進する
- 33 文化芸術・生涯学習、スポーツ活動を活発にする
  - 331 区民の文化芸術・生涯学習活動を支援する
  - 332 読書活動を支援する
  - 333 スポーツ活動を支援する
  - 334 文化財を保存・活用・継承する
  - 335 多様な文化・社会への理解を進める
- 34 安全で安心な区民生活を支える態勢を整える
  - 341 犯罪等に対する態勢を強化する
  - 342 自然災害に対する態勢を強化する
- 35 平和と人権を尊重する
  - 351 平和を尊ぶ心をはぐくむ
  - 352 人権の尊重と男女共同参画を進める

4 環境とまちづくり分野
環境と共生する快適なまちを形成する

- 41 みどり豊かなまちをつくる
  - 411 ふるさとのみどりを保全し、新たなみどりをつくる
  - 412 みどりを愛しはぐくむ活動を広げる
- 42 環境への負荷を低減し、持続可能な社会をつくる
  - 421 区民・事業者による身近なところからの地球温暖化防止を促進する
  - 422 まちづくりで環境に配慮する
  - 423 区が率先して地球温暖化防止に取り組む
  - 424 ごみの発生を抑制する
  - 425 リサイクルを進める
  - 426 ごみの適正処理を進める
- 43 良好な地域環境をつくる
  - 431 公害問題の解決を図り、地域環境の保全・改善を推進する
  - 432 まちの美化を進める
- 44 地域特性に合ったまちづくりを進める
  - 441 区民・事業者とともにまちづくりを進める
  - 442 土地利用を計画的に誘導する
  - 443 調和のとれた都市景観を形成する
- 45 災害に強く生活しやすいまちをつくる
  - 451 良好な市街地を形成する
  - 452 まちの拠点機能を向上させる
  - 453 災害に強いまちをつくる
  - 454 だれもが利用しやすいまちをつくる
- 46 良好な交通環境をつくる
  - 461 公共交通を充実する
  - 462 道路交通ネットワークを整備する
  - 463 快適な道路環境を整備する
- 47 安心して生活できる住まいづくりを進める
  - 471 公共賃貸住宅を管理・運用する
  - 472 良質な住まいづくりを支援する
  - 473 だれもが安心して暮らせる住まいづくりを促進する

2　区政のしくみ

区の機関は、議決機関（区議会）と執行機関（区長等）から構成されている。区議会および区長は、区民の直接選挙によって選ばれ、それぞれが区民の代表機関として権限と役割を分担し、相互の抑制、均衡により円滑な自治運営を図っている。

また、区では、区民、議会、執行機関の三者が力を合わせて区政を進めるための基本的なルールとして「練馬区政推進基本条例」を制定し、区民、議会、執行機関のそれぞれの役割と責務、区政運営の基本原則などを定めている。

(1) 議決機関―区議会

議決機関である区議会は、区民から選挙によって選ばれた議員（条例定数50人・任期4年）で構成される合議制の機関であり、平成27年4月の統一地方選挙により、選出された議員で運営されている。

区議会を代表し、統括する議長には第66代議長として村上悦栄議員、副議長には第68代副議長として柳沢よしみ議員が、共に26年6月20日に就任した。なお、27年6月12日に第67代議長としてかしわざき強議員、第69代副議長として内田ひろのり議員が就任した。

●区議会のはたらき

区議会の本来的な仕事は議決であり、議決を必要とする事項は、地方自治法に定められている。主な議決事項は、(1) 条例の制定・改廃 (2) 予算の決定 (3) 決算の認定 (4) 区の税金・使用料・手数料の決定 (5) 条例で定める契約の締結などである。また、区政の適正な運営を期するため、執行機関を監視するのも役割の一つである。さらに区議会は、住民から出された請願・陳情を審査し、採択したものは区長に送付し、その処理経過の報告を受けている。

議案等議決件数　　平成26年1月～12月

区　分	可決	否決	承認	認定	了承
	件	件	件	件	件
条例	56	―	―	―	―
規則	1	―	―	―	―
予算	15	―	―	―	―
決算	―	―	―	5	―
契約・買入れ	23	―	―	―	―
区道認定・変更等	17	―	―	―	―
区長専決処分事項の承認	―	―	2	―	―
選任・任命の同意	5	―	―	―	―
特別委員会の設置	―	―	―	―	―
指定管理者の指定	8	―	―	―	―
意見書	6	―	―	―	―
決議	―	―	―	―	―
その他	12	―	―	―	―
計	143	―	2	5	―

●本会議と委員会

区議会は、条例により年4回（2・6・9・11月）開かれる定例会と特定の案件を審議するため必要に応じて招集される臨時会がある。

常任委員会および委員会開催状況　　平成26年12月31日現在

委員会名	所管事項	委員名（◎委員長、○副委員長）	開催数
企画総務委員会 定数10人	区長室、企画部、危機管理室、総務部、会計管理室、選挙管理委員会および監査委員の所管に関する事項ならびに他の常任委員会の所管に属しない事項	◎中島　力　○吉田ゆりこ　小林みつぐ　笠原こうぞう 高松さとし　内田ひろのり　とや英津子　きみがき圭子 石黒たつお　しもだ　玲	回 20
区民生活委員会 定数10人	区民生活事業本部および農業委員会の所管に関する事項	◎上野ひろみ　○山田かずよし　関口　和雄　かしわざき強 光永　勉　酒井　妙子　やくし辰哉　菊地　靖枝 倉田れいか　松村　良一	24
健康福祉委員会 定数10人 （欠員2人）	健康福祉事業本部の所管に関する事項	◎西野　幸一　○小野塚栄作　小泉　純二　田中よしゆき 柳沢よしみ　有馬　豊　かとうぎ桜子　藤井とものり	19
環境まちづくり委員会 定数10人	環境まちづくり事業本部の所管に関する事項	◎宮原　義彦　○藤井たかし　村上　悦栄　西山きよたか 原　ふみこ　田代　孝海　島田　拓　やない克子 浅沼　敏幸　さわむら信太郎	22
文教児童青少年委員会 定数10人	教育委員会の所管に関する事項	◎小川けいこ　○斉藤　静夫　福沢　剛　田中ひでかつ むらまつ一希　うすい民男　米沢ちひろ　橋本けいこ 土屋ひとし　土屋としひろ	22

注：各常任委員会の委員は、平成26年6月20日就任。委員会の開催数は、平成26年1月～12月の期間。

議会の議決は、本会議で行わなければその効力を生じないが、区の仕事は複雑多岐にわたっており、議会としても能率的かつ専門的な審査を必要とするため、いくつかの分野に分けて、委員会を設けている。

委員会には、常任委員会、議会運営委員会および特別委員会がある。常任委員会は、企画総務、区民生活、健康福祉、環境まちづくり、文教児童青少年の5委員会が設置されている。また、特別委員会は、必要がある場合に設置することとなっており、総合・災害対策等、医療・高齢者等、清掃リサイクル等、交通対策等の4委員会が設置されている。本会議および各委員会は傍聴することができる。傍聴には傍聴券が必要である。

議会運営委員会および委員会開催状況

平成26年12月31日現在

委員会名	所管事項	委員名（◎委員長、○副委員長）	開催数
議会運営委員会 定数17人 （欠員2人）	(1) 議会の運営に関する事項 (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 (3) 議長の諮問に関する事項	◎小林みつぐ　○内田ひろのり　中島　力　藤井たかし 笠原こうぞう　福沢　剛　高松さとし　宮原　義彦 うすい民男　吉田ゆりこ　とや英津子　有馬　豊 菊地　靖枝　橋本けいこ　石黒たつお	回 26

注：議会運営委員会の委員は、平成26年6月20日就任。委員会の開催数は、平成26年1月～12月の期間。

特別委員会および委員会開催状況

平成26年12月31日現在

委員会名	設置目的	委員名（◎委員長、○副委員長）	開催数
総合・災害対策等特別委員会 定数13人 （欠員1人）	(1) 区政運営の新しいビジョンについての調査研究 (2) 地域防災についての調査研究 (3) 地方分権の推進および財政権拡充についての調査研究 (4) 総合体育館の改築についての調査研究	◎笠原こうぞう　○酒井　妙子　村上　悦栄　福沢　剛 田中ひでかつ　斉藤　静夫　西野　幸一　米沢ちひろ 菊地　靖枝　倉田れいか　松村　良一　さわむら信太郎	回 17
医療・高齢者等特別委員会 定数13人 （欠員1人）	(1) 地域医療についての調査研究 (2) 病床の確保についての調査研究 (3) 高齢者施策についての調査研究 (4) 介護保険制度についての調査研究 (5) 健康危機管理対策についての調査研究	◎うすい民男　○関口　和雄　小泉　純二　小川けいこ 高松さとし　内田ひろのり　とや英津子　かとうぎ桜子 きみがき圭子　土屋ひとし　しもだ　玲　土屋としひろ	19
清掃リサイクル等特別委員会 定数12人	(1) 清掃事業についての調査研究 (2) 資源循環型についての調査研究 (3) エネルギー対策についての調査研究	◎光永　勉　○西山きよたか　小林みつぐ　小野塚栄作 上野ひろみ　宮原　義彦　吉田ゆりこ　島田　拓 橋本けいこ　石黒たつお　山田かずよし　藤井とものり	16
交通対策等特別委員会 定数12人	(1) バス交通体系についての調査研究 (2) 都営地下鉄大江戸線の延伸および導入空間についての調査研究 (3) エイトライナーについての調査研究 (4) 東京外かく環状道路についての調査研究 (5) 自転車利用についての調査研究	◎むらまつ一希　○浅沼　敏幸　中島　力　藤井たかし かしわざき強　田中よしゆき　原　ふみこ　田代　孝海 柳沢よしみ　有馬　豊　やくし辰哉　やない克子	20

注：各特別委員会の委員は、平成26年6月20日就任。委員会の開催数は、平成26年1月～12月の期間。

予算・決算特別委員会および委員会開催状況

平成26年12月31日現在

委員会名	設置期間	所管事項	委員名（◎委員長、○副委員長）	開催数
予算特別委員会	平成26年2月7日～ 平成26年3月17日	平成26年度各会計歳入歳出予算の審査	◎かしわざき強　○浅沼　敏幸 議長を除く全議員	回 15
予算特別委員会（補正）	平成26年9月24日～ 平成26年9月25日	平成26年度各会計歳入歳出補正予算の審査	◎福沢　剛　○米沢ちひろ 議長を除く全議員	2
決算特別委員会	平成26年9月5日～ 平成26年10月17日	平成25年度各会計歳入歳出決算の審査	◎原　ふみこ　○きみがき圭子 議長を除く全議員	14

●平成26年～27年の区議会

1　第一回定例会（26年2月7日から3月17日）

定例会の初日に区長から、「保育所の待機児童対策」「学校における安全対策」「区内産業の振興」「地域医療の確保と充実」「高齢者福祉施策の充実」などについての所信表明があり、これを受けて12名の議員が一般質問を行った。

議案として区長から、「平成26年度練馬区一般会計予算」「練馬区区民事務所等の設置に関する条例の一部を改正する条例」「練馬区議会議員の議員報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」など47議案が提出された。議員からは、「微小粒子物質（PM2.5）に係る総合的な対策の推進を求める意見書」の1議案が提出された。

審議の結果、すべての議案を原案どおり可決した。

2　第二回定例会（26年6月2日から6月20日）

定例会の初日に区長から、「区政運営に臨む基本的考え方」「区政の主要課題」「区政運営の新しいビジョンづくり」「区の執行体制の強化」などについての所信表明があり、これを受けて11名の議員が一般質問を行った。

議案として区長から、「練馬区副区長定数条例の一部を改正する条例」「練馬区立美術館条例の一部を改正する条例」など26議案が提出された。議員からは、「区外施設への議員派遣について」など2議案が提出された。

審議の結果、すべての議案を原案どおり可決した。

最終日の本会議では、小泉純二議長、吉田ゆりこ副議長の辞職にともない、議長および副議長の選挙が行われ、議長に村上悦栄議員、副議長に柳沢よしみ議員をそれぞれ選出した。

3　第三回定例会（26年9月5日から10月17日）

定例会の初日に区長から、「区政運営の新しいビジョン」「子育て支援と子どもの安全・安心対策」「新病院等の整備と在宅医療・介護の推進」「都市農業の振興」などについての所信表明があり、これを受けて12名の議員が一般質問を行った。

議案として区長から、「平成25年度練馬区一般会計歳入歳出決算」「練馬区保育所保育実施条例の一部を改正する条例」「平成26年度練馬区一般会計補正予算」など32議案が提出された。議員からは、「地方税財源の拡充に関する意見書」など2議案が提出された。また、委員会から、「手話言語法制定を求める意見書」「子ども・子育て支援新制度導入に関する意見書」の2議案が提出さ

会派別構成　平成27年6月12日現在

会　派　名	人員（人）
練馬区議会自由民主党	18
練馬区議会公明党	12
日本共産党練馬区議団	6
練馬区議会民主党・無所属クラブ	5
生活者ネットワーク	3
市民の声ねりま	2
維新の党練馬区議会	1
練馬区議会無所属	1
オンブズマン練馬	1
市民ふくしフォーラム	1
計	50

練馬区議会議員名簿　　定数50人　　平成27年6月12日現在

氏　名	会　派	電　話	住　　所	氏　名	会　派	電　話	住　　所
関口　和雄	自　民　党	3998-1752	〒176-0021 貫井3-53-8	酒井　妙子	公　明　党	6909-2960	〒179-0072 光が丘3-3-4-922
小林みつぐ	自　民　党	3999-3471	〒176-0024 中村1-3-3	西野こういち	公　明　党	6272-4249	〒176-0021 貫井3-22-11
村上　悦栄	自　民　党	3931-0707	〒179-0081 北町2-30-19	平野まさひろ	公　明　党	6362-3768	〒178-0065 西大泉5-4-8
小泉　純二	自　民　党	3970-8615	〒179-0074 春日町6-6-39-603	小川こうじ	公　明　党	3929-2980	〒177-0045 石神井台8-18-34-221
藤井たかし	自　民　党	5905-0533	〒178-0065 西大泉3-29-20	宮崎はるお	公　明　党	6913-2096	〒177-0032 谷原3-25-12-126
西山きよたか	自　民　党	3996-7004	〒177-0041 石神井町2-31-14	とや英津子	共　産　党	3923-5561	〒179-0076 土支田3-35-28
小川けいこ	自　民　党	3948-0373	〒176-0012 豊玉北6-20-9-305	有馬　　豊	共　産　党	6273-7026	〒177-0033 高野台1-11-5-505
かしわざき強	自　民　党	3924-7789	〒178-0062 大泉町4-34-5	米沢ちひろ	共　産　党	3577-2769	〒176-0021 貫井1-44-12-401
笠原こうぞう	自　民　党	3990-3773	〒177-0034 富士見台1-26-19	島田　　拓	共　産　党	3976-8426	〒179-0072 光が丘3-8-6-404
福沢　　剛	自　民　党	6317-7044	〒176-0006 栄町1-2-901	やくし辰哉	共　産　党	5935-4437	〒178-0063 東大泉6-27-17-201
田中ひでかつ	自　民　党	3999-0792	〒179-0075 高松1-9-7	坂尻まさゆき	共　産　党	3931-7436	〒179-0081 北町6-17-101
上野ひろみ	自　民　党	3939-0646	〒179-0073 田柄4-36-34	浅沼　敏幸	民主無所属	3998-4510	〒179-0074 春日町4-24-4
高松さとし	自　民　党	3921-3600	〒178-0063 東大泉5-41-26-201	倉田れいか	民主無所属	3923-5672	〒177-0031 三原台2-4-7-1A
むらまつ一希	自　民　党	6914-5359	〒179-0085 早宮3-12-5	白石けい子	民主無所属	3990-3107	〒179-0075 高松4-27-3-202
田中よしゆき	自　民　党	5903-9417	〒177-0044 上石神井4-8-8	石黒たつお	民主無所属	3924-9711	〒178-0064 南大泉2-2-33
かわすみ雅彦	自　民　党	6761-0007	〒177-0042 下石神井2-33-26-102	井上勇一郎	民主無所属	3926-7146	〒177-0053 関町南4-6-12-603
かしままさお	自　民　党	6904-4363	〒178-0064 南大泉3-9-22	きみがき圭子	生活ネット	3948-6408	〒178-0065 西大泉2-20-8
おじま紘平	自　民　党	6909-7213	〒179-0083 平和台4-8-19-204	橋本けいこ	生活ネット	3948-6408	〒177-0035 南田中2-3-43
宮原よしひこ	公　明　党	3948-5722	〒176-0013 豊玉中3-28-15-406	やない克子	生活ネット	3948-6408	〒177-0051 関町北5-17-4
内田ひろのり	公　明　党	3977-5646	〒179-0071 旭町3-3-13	池尻　成二	市民の声	5933-0108	〒178-0063 東大泉5-6-9
斉藤　静夫	公　明　党	5947-3722	〒178-0061 大泉学園町4-17-22	岩瀬たけし	市民の声	5933-0108	〒178-0061 大泉学園町1-30-3
うすい民男	公　明　党	6760-1162	〒177-0041 石神井町3-3-33	山田かずよし	維　　新	3991-3087	〒176-0012 豊玉北5-16-12-503
吉田ゆりこ	公　明　党	3933-3489	〒179-0081 北町6-35-27	藤井とものり	無　所　属	3993-3435	〒176-0002 桜台1-35-6
光永　　勉	公　明　党	3970-9409	〒179-0074 春日町1-38-9	土屋としひろ	オンブズ	3991-6343	〒176-0012 豊玉北6-23-6-203
柳沢よしみ	公　明　党	3594-7510	〒177-0051 関町北5-5-8-505	かとうぎ桜子	市民ふくし	3978-4154	〒178-0063 東大泉3-1-18-102

注：会派名の略称　自民党：練馬区議会自由民主党、公明党：練馬区議会公明党、共産党：日本共産党練馬区議団、
民主無所属：練馬区議会民主党・無所属クラブ、生活ネット：生活者ネットワーク、
市民の声：市民の声ねりま、維新：維新の党練馬区議会、無所属：練馬区議会無所属、
オンブズ：オンブズマン練馬、市民ふくし：市民ふくしフォーラム

れた。

審議の結果、すべての議案を原案どおり可決した。

4　第四回定例会（26年11月28日から12月12日）

定例会の初日に区長から、「（仮称）区政運営の新しいビジョン素案」「戦略計画の主な内容」「震災時の初動期対応」「外環の2の整備・西武新宿線の立体化」などについての所信表明があり、これを受けて11名の議員が一般質問を行った。

請願・陳情審査件数　平成26年1月～12月

区分＼委員会		件数	審査結果 採択	不採択	取り下げ	付託替え	継続審議
常任委員会	企画総務	2	－	2	－	－	－
		23	－	5	1	－	17
	区民生活	1	－	－	－	－	1
		21	2	1	2	－	16
	健康福祉	－	－	－	－	－	－
		19	2	－	－	－	17
	環境まちづくり	－	－	－	－	－	－
		43	1	－	－	－	42
	文教児童青少年	－	－	－	－	－	－
		37	1	－	2	－	35
議会運営		－	－	－	－	－	－
		7	－	－	－	－	7
特別委員会	総合・災害対策等	－	－	－	－	－	－
		2	－	－	－	－	2
	医療・高齢者等	－	－	－	－	－	－
		9	－	4	－	－	6
	清掃リサイクル等	－	－	－	－	－	－
		6	－	1	1	－	4
	交通対策等	－	－	－	－	－	－
		17	1	－	－	－	16
	予算						
	決算						
計		3	－	2	－	－	1
		184	7	11	6	－	162

※：①件数の上段は請願、下段は陳情
②請願・陳情の件数は、継続審査および分割付託を含む。
採択、不採択、取り下げには、一部採択、一部不採択、一部取り下げを含む。

歴代議長

		昭和	党別
1	上野徳次郎	22.10.11～23.11.15	自由党
2	桜井　米蔵	23.11.15～24.11.25	〃
3	小口　政雄	24.11.25～25.10.30	〃
4	梅内　正雄	25.10.30～26. 9.19	〃
5	篠田　鎮雄	26.10.29～27.10.29	〃
6	梅内　正雄	27.10.29～28.12. 2	〃
7	井口　仙蔵	28.12. 2～29.12.22	〃
8	塚田　洪憲	29.12.22～30. 9.19	〃
9	井口　仙蔵	30.10.20～31.10.29	自民党
10	井口　仙蔵	31.10.29～32.11.29	〃
11	梅内　正雄	32.11.29～34. 3.18	〃
12	林　　亮海	34. 3.18～34. 9.19	〃
13	上野徳次郎	34.10.23～35.12.27	〃
14	桜井　米蔵	35.12.27～37. 2. 9	〃
15	梅内　正雄	37. 2. 9～37.12.22	〃
16	橋本銀之助	37.12.22～38. 9.19	〃
17	井口　仙蔵	38.10.23～40. 3.10	〃
18	越後　幹雄	40. 3.10～42. 5. 2	〃
19	長谷川安正	42. 7.11～43. 7.16	〃
20	小柳　信子	43. 7.16～44. 7.24	〃
21	橋本銀之助	44. 7.24～45. 7.11	〃
22	橋本銀之助	45. 7.11～46. 5.29	〃
23	塚田　洪憲	46. 7. 6～47. 7.19	〃
24	横山　繁雄	47. 7.19～48. 7.28	〃
25	関口　三郎	48. 7.28～49. 7.30	〃
26	田口阿久理	49. 7.30～50. 5.29	〃
27	楠　　直正	50. 6.23～51. 7. 9	〃
28	横山　繁雄	51. 7. 9～52. 7.27	〃
29	内田仙太郎	52. 7.27～53. 7.14	〃
30	豊田　三郎	53. 7.14～54. 5.29	〃
31	貫井　武夫	54. 6.22～55. 7.10	〃
32	上野　定雄	55. 7.10～56. 7.21	〃
33	矢崎　久雄	56. 7.21～57. 7. 6	〃
34	大野喜三郎	57. 7. 6～58. 5.29	〃
35	貫井　武夫	58. 6.15～59. 7.10	〃
36	上野　定雄	59. 7.10～60. 7.19	〃
37	田中　確也	60. 7.19～61. 7.24	〃
38	望月　泰治	61. 7.24～62. 5.29	〃
39	楠　　直正	62. 6.15～63. 7.13	〃
		平成	
40	椎名　貞夫	63. 7.13～元. 7.21	公明党
41	山田左千夫	元. 7.21～ 2. 7.13	自民党
42	渡辺　耕平	2. 7.13～ 3. 5.29	〃
43	関口　和雄	3. 6.13～ 4. 7. 2	〃
44	吉野　信義	4. 7. 2～ 5. 7.29	〃
45	大橋　静男	5. 7.29～ 6. 7.12	〃
46	中島　　力	6. 7.12～ 7. 5.29	〃
47	高橋かずみ	7. 6. 9～ 8. 6.25	〃
48	関口　三郎	8. 6.25～ 9. 7.24	〃
49	浅沼　敏幸	9. 7.24～10. 6.19	無所属
50	関口　和雄	10. 6.19～11. 5.29	自民党
51	関口　和雄	11. 6.11～12. 7.14	〃
52	土屋　新一	12. 7.14～13. 7.11	民主党
53	小林みつぐ	13. 7.11～14. 7.16	自民党
54	村上　悦栄	14. 7.16～15. 5.29	〃
55	中島　　力	15. 6.12～16. 6.18	〃
56	小林みつぐ	16. 6.18～17. 7.22	〃
57	本橋まさとし	17. 7.22～18. 6.28	〃
58	村上　悦栄	18. 6.28～19. 5.29	〃
59	関口　和雄	19. 6.11～20. 6.20	〃
60	しばざき幹男	20. 6.20～21. 6.17	〃
61	本橋　正寿	21. 6.17～22. 6.17	〃
62	西山きよたか	22. 6.17～23. 5.29	〃
63	小川けいこ	23. 6.13～24. 6.22	〃
64	藤井たかし	24. 6.22～25. 6.28	〃
65	小泉　純二	25. 6.28～26. 6.20	〃
66	村上　悦栄	26. 6.20～27. 5.29	〃
67	かしわざき強	27. 6.12～	〃

歴代副議長

		昭和	党別
1	小口　政雄	22.10.11～23.11.15	自由党
2	塚田　洪憲	23.11.15～24.11.25	〃
3	内田建三郎	24.11.25～25.10.30	〃
4	豊田　勝夫	25.10.30～26. 9.19	〃
5	大野　政吉	26.10.29～27.10.29	〃
6	加山　峯吉	27.10.29～28.12. 2	〃
7	橋本銀之助	28.12. 2～29.12.22	〃
8	永盛勇三郎	29.12.22～30. 9.19	〃
9	一野　義純	30.10.20～31.10.29	自民党
10	松本　　茂	31.10.29～32. 8.30	〃
11	豊田　勝夫	32. 8.30～32.11.29	〃
12	山下　新吉	32.11.29～34. 3.18	社会党
13	大戸　淳三	34. 3.18～34. 9.19	自民党
14	矢ヶ崎信夫	34.10.23～35.12.27	〃
15	越後　幹雄	35.12.27～37. 2. 9	〃
16	荒井　澄雄	37. 2. 9～37.12.22	社会党
17	並木　亀吉	37.12.22～38. 9.19	自民党
18	長谷川安正	38.10.23～39. 5.27	〃
19	宇野津定三	39. 5.27～40. 3.10	公明党
20	横山　倉吉	40. 3.10～42. 5. 2	自民党
21	榎本　喜芳	42. 7.11～43. 7.16	社会党
22	木下喜三郎	43. 7.16～44. 7.24	〃
23	本橋弘三郎	44. 7.24～45. 7.11	〃
24	木下喜三郎	45. 7.11～46. 5.29	〃
25	岡本　和男	46. 7. 6～47. 7.19	〃
26	本橋弘三郎	47. 7.19～48. 7.28	〃
27	土屋　新一	48. 7.28～49. 7.30	〃
28	藤代権兵衛	49. 7.30～50. 5.29	〃
29	小池　広司	50. 6.23～51. 7. 9	公明党
30	小林としたか	51. 7. 9～52. 7.27	〃
31	椎名　貞夫	52. 7.27～53. 7.14	〃
32	安藤　美義	53. 7.14～54. 5.29	〃
33	宇野津定三	54. 6.22～55. 7.10	〃
34	田中てるみ	55. 7.10～56. 7.21	〃
35	小池　広司	56. 7.21～57. 7. 6	〃
36	小林としたか	57. 7. 6～58. 5.29	〃
37	椎名　貞夫	58. 6.15～59. 7.10	〃
38	田中　保徳	59. 7.10～60. 7.19	〃
39	竹内　智久	60. 7.19～61. 7.24	〃
40	俵頭　　功	61. 7.24～62. 5.29	〃
41	小林　利孝	62. 6.15～63. 7.13	〃
		平成	
42	吉野　信義	63. 7.13～元. 7.21	自民党
43	田中　保徳	元. 7.21～ 2. 7.13	公明党
44	竹内　智久	2. 7.13～ 3. 5.29	〃
45	椎名　貞夫	3. 6.13～ 4. 7. 2	〃
46	白井　繁雄	4. 7. 2～ 5. 7.29	〃
47	冨塚　辰雄	5. 7.29～ 6. 7.12	〃
48	秋本　和昭	6. 7.12～ 7. 5.29	〃
49	俵頭　　功	7. 6. 9～ 8. 6.25	公明
50	斉藤　宗孝	8. 6.25～ 9. 7.24	〃
51	西川　康彦	9. 7.24～10. 6.19	〃
52	冨塚　辰雄	10. 6.19～11. 5.29	〃
53	秋本　和昭	11. 6.11～12. 7.14	公明党
54	武藤　昭夫	12. 7.14～13. 7.11	共産党
55	山田　哲丸	13. 7.11～14. 7.16	公明党
56	斉藤　宗孝	14. 7.16～15. 5.29	〃
57	西川　康彦	15. 6.12～16. 6.18	〃
58	岩崎　典子	16. 6.18～17. 7.22	〃
59	斉藤　宗孝	17. 7.22～18. 6.28	〃
60	秋本　和昭	18. 6.28～19. 5.29	〃
61	宮原　義彦	19. 6.11～20. 6.20	〃
62	田代　孝海	20. 6.20～21. 6.17	〃
63	岩崎　典子	21. 6.17～22. 6.17	〃
64	内田ひろのり	22. 6.17～23. 5.29	〃
65	斉藤　静夫	23. 6.13～24. 6.22	〃
66	うすい民男	24. 6.22～25. 6.28	〃
67	吉田ゆりこ	25. 6.28～26. 6.20	〃
68	柳沢よしみ	26. 6.20～27. 5.29	〃
69	内田ひろのり	27. 6.12～	〃

議案として区長から、「練馬区立こどもの森緑地条例」「練馬区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例」など30議案が提出された。議員からは、「練馬区議会委員会条例の一部を改正する条例」の1議案が提出された。また、委員会から、「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を求める意見書」など2議案が提出された。

審議の結果、すべての議案を原案どおり可決した。

5　第一回定例会(27年2月6日から3月13日)

定例会の初日に区長から、「区政運営の新しいビジョン」「平成27年度当初予算案」「教育行政の新たな取り組み」「都市農地の保全」「まちづくり」などについての所信表明があり、これを受けて11名の議員が一般質問を行った。

議案として区長から、「平成27年度練馬区一般会計予算」「平成27年度練馬区一般会計補正予算」「練馬区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例」「練馬区地域包括支援センターの人員および運営の基準に関する条例」など47議案が提出された。

審議の結果、すべての議案を原案どおり可決した。

(2) 執行機関―区長・行政委員会など

区の意思決定機関（議決機関）である区議会に対し、決定された意思の実施機関（執行機関）として、区長および行政委員会、行政委員が置かれ、さらに補助機関として、副区長、会計管理者およびその他の職員が置かれている。また、附属機関として区政に必要な調査・審議を行う各種の協議会、審議会等が設けられている。

●区長と補助機関

1　区　長

区長は区を代表し、その事務全般を統括する執行機関で、任期は4年である。

昭和49年6月の地方自治法の改正により、区民による直接選挙制度が復活し、翌年4月27日に初の選挙が行われた。

平成26年4月20日に行われた区長選挙の結果、第18代区長に前川燿男が選出された。

2　副区長（助役）、会計管理者（収入役）

区長を補佐する副区長は、区長が区議会の同意を得て選任し、任期は4年である。

練馬区では、副区長の定数を2人とし、山内隆夫と、27年6月15日に選任された黒田叔孝が在任している。

また、会計事務をつかさどる機関である会計管理者は、職員の中から区長が命ずる。

なお、18年の地方自治法改正以前は、助役および収入役が置かれていた。

歴代区長

			昭和			
1	臼井五十三	22.	9. 20	～	26.	9. 19
2	須田　操	26.	9. 20	～	30.	9. 19
3	〃	30.	11. 9	～	34.	11. 8
4	〃	34.	12. 3	～	38.	12. 2
5	〃	38.	12. 26	～	42.	6. 21
6	片　健治	43.	7. 29	～	47.	7. 28
7	田畑健介	48.	10. 16	～	50.	4. 26
8	〃	50.	4. 27	～	54.	4. 26
9	〃	54.	4. 27	～	58.	4. 26
10	〃	58.	4. 27	～	62.	4. 26
			平成			
11	岩波三郎	62.	4. 27	～	3.	4. 26
12	〃	3.	4. 27	～	7.	4. 26
13	〃	7.	4. 27	～	11.	4. 26
14	〃	11.	4. 27	～	15.	4. 26
15	志村豊志郎	15.	4. 27	～	19.	4. 26
16	〃	19.	4. 27	～	23.	4. 26
17	〃	23.	4. 27	～	26.	2. 23
18	前川燿男	26.	4. 20	～	在任中	

歴代副区長

			平成			
1	関口和雄	19.	4. 1	～	19.	6. 12
2	〃	19.	6. 13	～	23.	6. 12
3	琴尾隆明	23.	6. 14	～	27.	6. 13
4	山内隆夫	26.	6. 20	～	在任中	
5	黒田叔孝	27.	6. 15	～	在任中	

歴代助役

			昭和			
1	小林四郎	22.	12. 4	～	26.	12. 3
2	〃	26.	12. 4	～	30.	12. 3
3	〃	30.	12. 4	～	34.	12. 3
4	〃	34.	12. 10	～	38.	12. 9
5	星　義文	39.	5. 27	～	42.	6. 21
6	金子　光	43.	9. 3	～	47.	9. 2
7	三浦忠正	48.	10. 29	～	52.	10. 28
8	〃	52.	10. 29	～	56.	10. 28
9	〃	56.	10. 29	～	60.	10. 28
10	中園啓一	58.	6. 21	～	62.	6. 13
11	三浦忠正	60.	10. 29	～	62.	4. 25
			平成			
12	三石辰雄	62.	6. 26	～	3.	6. 25
13	〃	3.	6. 26	～	7.	6. 25
14	〃	7.	6. 26	～	11.	6. 25
15	志村豊志郎	11.	6. 26	～	15.	2. 12
16	関口和雄	15.	6. 13	～	19.	3. 31

歴代収入役

			昭和			
1	原　鋲二	22.	12. 4	～	26.	12. 3
2	〃	26.	12. 4	～	30.	12. 3
3	〃	30.	12. 4	～	34.	12. 3
4	〃	34.	12. 10	～	38.	12. 9
5	栗林繁実	39.	5. 27	～	43.	5. 26
6	寺本静雄	43.	9. 3	～	47.	9. 2
7	山本佳二	48.	10. 29	～	52.	10. 28
8	〃	52.	10. 29	～	56.	10. 28
9	中園啓一	56.	10. 29	～	58.	6. 20
10	本田久夫	58.	6. 21	～	62.	6. 13
			平成			
11	〃	62.	6. 26	～	3.	6. 25
12	〃	3.	6. 26	～	7.	6. 25
13	〃	7.	6. 26	～	11.	6. 25
14	小林勝郎	11.	6. 26	～	15.	6. 25
15	〃	15.	6. 26	～	19.	6. 25

3 職　員

区の職員数は、27年4月1日現在4,225人である。内訳は下表の組織別職員数のとおりである。

なお、上記のほかに、小・中学校の教員2,448人および学校関係の栄養士、事務職員の一部145人は、都の任用の職員で右表のとおりである（27年5月1日現在）。

●行政委員会、行政委員

区には、つぎの行政委員会、行政委員があり、それぞれ事務局をおいて必要な事務を執行している。

1 教育委員会

教育に関する事務は、政治的中立や住民の意思の反映が強く要請されることから、区長から独立した行政

東京都任用の教職員数　　平成27年5月1日現在

区　分	総　数	職　種	
		教　員	その他
	人	人	人
小　学　校	1,711	1,612	99
中　学　校	882	836	46
計	2,593	2,448	145

注：その他は、事務職員、栄養士

組織別職員数　　平成27年4月1日現在

区　分	総　数	職種別		
		事務系	福祉・技術系	技能・業務系
	人	人	人	人
総数	**4,225**	**1,758**	**1,803**	**664**
技監	**1**	**0**	**1**	**0**
区長室	**31**	**31**	**0**	**0**
広聴広報課	25	25	—	—
秘書課	6	6	—	—
企画部	**45**	**45**	**0**	**0**
企画課	14	14	—	—
財政課	11	11	—	—
情報政策課	20	20	—	—
危機管理室	**36**	**33**	**1**	**2**
危機管理課	36	33	1	2
総務部	**198**	**129**	**62**	**7**
総務課	44	42	—	2
文書法務課	10	10	—	—
情報公開課	8	8	—	—
職員課	27	26	1	—
人材育成課	11	11	—	—
経理用地課	25	20	—	5
人権・男女共同参画課	9	9	—	—
施設管理課	64	3	61	—
区民部	**425**	**420**	**1**	**4**
戸籍住民課	212	209	1	2
税務課	53	53	—	—
収納課	75	73	—	2
国保年金課	85	85	—	—
産業経済部	**47**	**46**	**1**	**0**
経済課	31	30	1	—
商工観光課	16	16	—	—
地域文化部	**141**	**111**	**24**	**6**
地域振興課	80	56	20	4
文化・生涯学習課	30	25	4	1
スポーツ振興課	31	30	—	1
福祉部	**549**	**318**	**217**	**14**
管理課	34	30	4	—
障害者施策推進課	118	26	88	4
練馬総合福祉事務所	84	57	26	1
光が丘総合福祉事務所	66	42	24	—
石神井総合福祉事務所	68	39	26	3
大泉総合福祉事務所	62	32	28	2
高齢社会対策課	30	25	4	1
高齢者支援課	23	13	9	1
介護保険課	64	54	8	2
健康部（練馬区保健所）	**209**	**81**	**127**	**1**
健康推進課	32	21	11	—
生活衛生課	43	10	33	—
保健予防課	19	11	8	—

区　分	総　数	職種別		
		事務系	福祉・技術系	技能・業務系
	人	人	人	人
豊玉保健相談所	23	6	16	1
北保健相談所	12	3	9	—
光が丘保健相談所	16	3	13	—
石神井保健相談所	25	8	17	—
大泉保健相談所	15	5	10	—
関保健相談所	13	4	9	—
地域医療課	11	10	1	—
環境部	**317**	**80**	**21**	**216**
環境課	31	24	7	—
みどり推進課	23	10	13	—
清掃リサイクル課	27	23	1	3
練馬清掃事務所	106	10	—	96
石神井清掃事務所	130	13	—	117
都市整備部	**147**	**50**	**97**	**0**
都市計画課	27	14	13	—
まちづくり推進課	40	16	24	—
住宅課	9	8	1	—
開発調整課	18	2	16	—
建築課	53	10	43	—
土木部	**192**	**59**	**127**	**6**
管理課	48	19	29	—
道路公園課	74	12	56	6
計画課	49	15	34	—
土支田中央区画整理課	8	3	5	—
交通安全課	13	10	3	—
会計管理室	**18**	**18**	**0**	**0**
教育委員会事務局	**1,833**	**302**	**1,123**	**408**
教育振興部	**174**	**161**	**6**	**7**
教育総務課	42	39	—	3
学務課	22	21	1	—
施設給食課	31	25	3	3
教育指導課	20	20	—	—
学校教育支援センター	12	10	2	—
光が丘図書館	47	46	—	1
こども家庭部	**1,403**	**119**	**1,117**	**167**
子育て支援課	262	46	201	15
保育課	1,101	52	897	152
青少年課	19	16	3	—
練馬子ども家庭支援センター	21	5	16	—
小学校	**217**	**—**	**—**	**217**
中学校	**17**	**—**	**—**	**17**
幼稚園	**22**	**22**	**—**	**—**
選挙管理委員会事務局	**13**	**12**	**1**	**0**
監査事務局	**6**	**6**	**—**	**—**
農業委員会事務局	**—**	**—**	**—**	**—**
議会事務局	**17**	**17**	**—**	**—**

委員会として、教育委員会が設置されている。

教育委員会制度の改革に伴い、区では、平成27年7月に教育委員会委員長と教育長の職を一本化した、新「教育長」を設置した。これにより、委員会は、区長が区議会の同意を得て任命する教育長と4人の委員で組織されることになった。任期は、教育長が3年、委員は4年である。このほかに、教育委員会事務局を置き、教育長の統括のもとに事務を執行している。

27年7月1日現在の教育長および教育委員の氏名および任期はつぎのとおりである。

教育長　河口　　浩（平成27. 7. 1～30. 6.30）
委　員　外松　和子（平成26. 6.20～30. 6.19）
委　員　内藤　幸子（平成25.12.19～29.12.18）
委　員　安藏　誠市（平成25.12.19～29.12.18）
委　員　長島　良介（平成26. 6.20～30. 6.19）

歴代教育長

			昭和			
1	星	義文	27. 11. 1	～	28. 3. 31
2		〃	28. 4. 1	～	31. 9. 30
3	松尾	周男	31. 10. 1	～	35. 9. 30
4	栗林	繁実	35. 10. 8	～	39. 5. 26
5	上野	唯郎	39. 7. 22	～	39. 10. 6
6		〃	39. 10. 7	～	43. 10. 6
7	黒田	新市	43. 10. 14	～	47. 10. 13
8	岩波	三郎	48. 10. 29	～	52. 10. 28
9		〃	52. 10. 29	～	56. 10. 28
10		〃	56. 10. 29	～	60. 10. 28
11		〃	60. 10. 29	～	62. 1. 17
			平成		
12	下田	迪雄	62. 7. 1	～	元. 10. 28
13		〃	元. 10. 29	～	5. 10. 28
14		〃	5. 10. 29	～	9. 10. 28
15		〃	9. 10. 29	～	11. 6. 25
16	薗部	俊介	11. 7. 1	～	13. 10. 28
17		〃	13. 10. 29	～	17. 10. 28
18		〃	17. 10. 29	～	21. 10. 28
19		〃	21. 10. 29	～	23. 6. 28
20	河口	浩	23. 6. 29	～	25. 10. 28
21		〃	25. 10. 29	～	27. 6. 30
22		〃	27. 7. 1	～	在任中

2 選挙管理委員会

区の選挙を始め、都、国の選挙および選挙に関係ある事務を管理、執行する合議制の機関で、4人の委員で構成されている。委員は、選挙権を有する者の中から区議会において選挙される。任期は4年である。

27年4月1日現在の選挙管理委員はつぎのとおりである。

委員長　石川　芳昭
委　員　小薗江博之　二見　宣　本橋　正壽
（任期は各委員とも平成29年12月18日まで）

3 監査委員

監査委員は、区の財務および行政に関する事務の執行等を監査する独任制の機関で、定数は4人である。

委員は、区長が議会の同意を得て、識見を有する者および区議会議員の中から、それぞれ2人を選任する。

任期は前者が4年で、後者は議員の任期による。識見を有する者のうち1人は常勤である。また、代表監査委員は、識見を有する者のうちから選任される。

27年6月12日現在の監査委員の氏名および任期はつぎのとおりである。

識見を有する者　藤田　　尚（◎※）
（平成25.10.21～29.10.20）
識見を有する者　矢﨑　一郎
（平成23.10.19～27.10.18）
区議会議員　笠原　こうぞう
（平成27. 6.12～在任中）
区議会議員　斉藤　静夫
（平成27. 6.12～在任中）

◎印は、常勤監査委員　※印は、代表監査委員

26年度の監査等実施状況

⑴　定期監査等
①　実績
90課136施設
工事監査　12か所
財政援助団体等　29団体
②　監査結果
指摘事項　1件
⑵　例月現金出納検査
⑶　決算・基金運用状況審査、財政健全化判断比率審査
⑷　住民監査請求
監査請求件数　1件
関越自動車道高架下活用関係経費に係る損害賠償等措置請求（棄却）
⑸　行政監査
テーマ　「区の刊行物について」

4 農業委員会

農業委員会は、選挙による委員15人、農業協同組合の推薦1人、農業共済組合の推薦1人、区議会推薦の学識経験者3人の計20人で構成され、農地法等法令による事項および農業生産力の向上、農業経営の合理化、建議、諮問、答申等を行っている。選挙による委員の任期は3年である。

27年6月12日現在の委員は、つぎのとおりである。

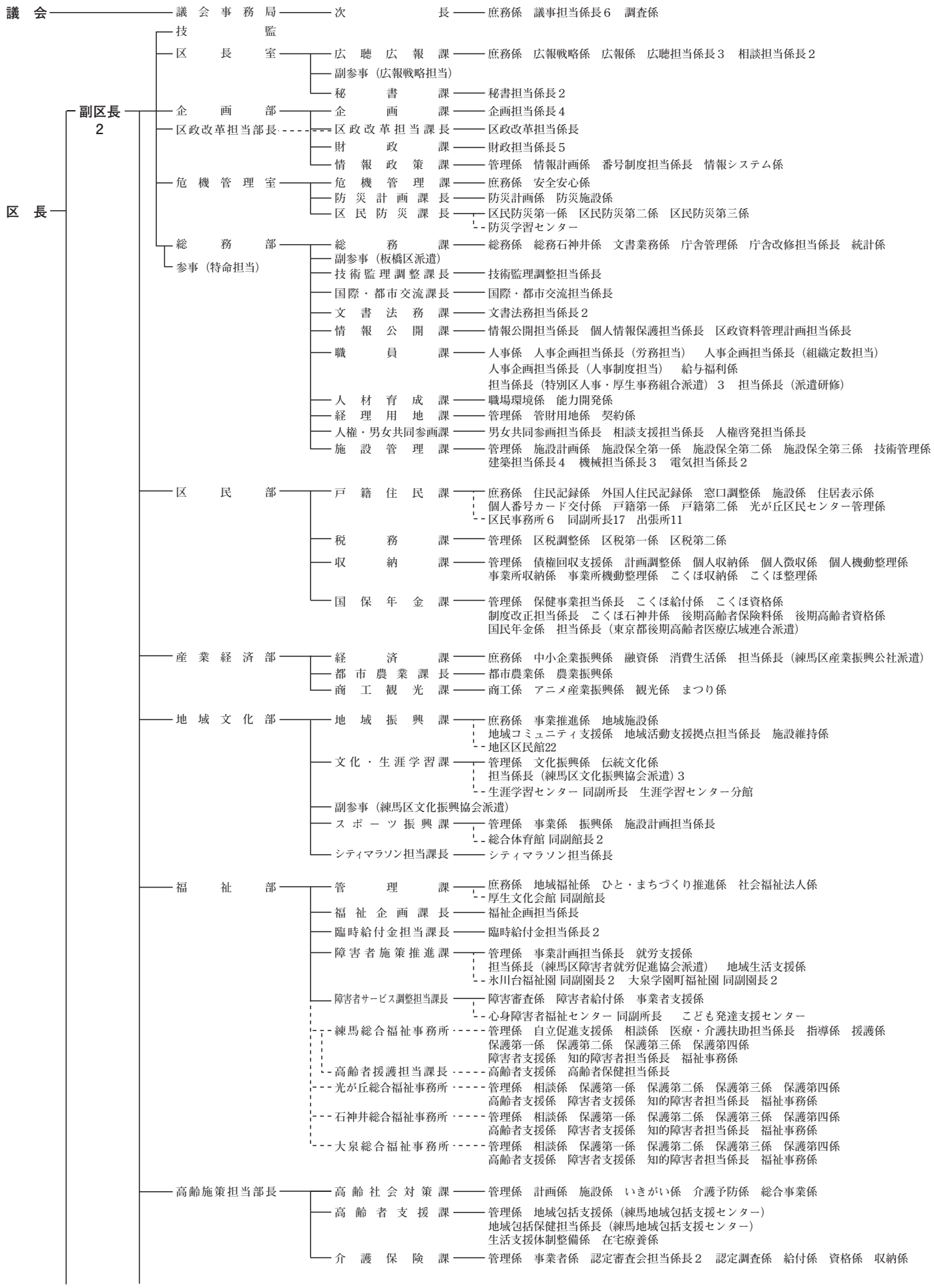
会　長　瀧澤　正道
副会長　加藤　和雄　　西貝　孝之
委　員△五十嵐　透　　石手　啓夫　　井之口喜實夫
○榎本　高一　　小川　和德　　尾崎　賀一
☆かしままさお　　加藤　友泰　　加藤　茂平
櫻井　輝久　　鈴木　輝章　　瀧島　正則
☆平野まさひろ　　保戸塚幸雄　　宮本　兼一
吉田　茂雄　☆米沢ちひろ

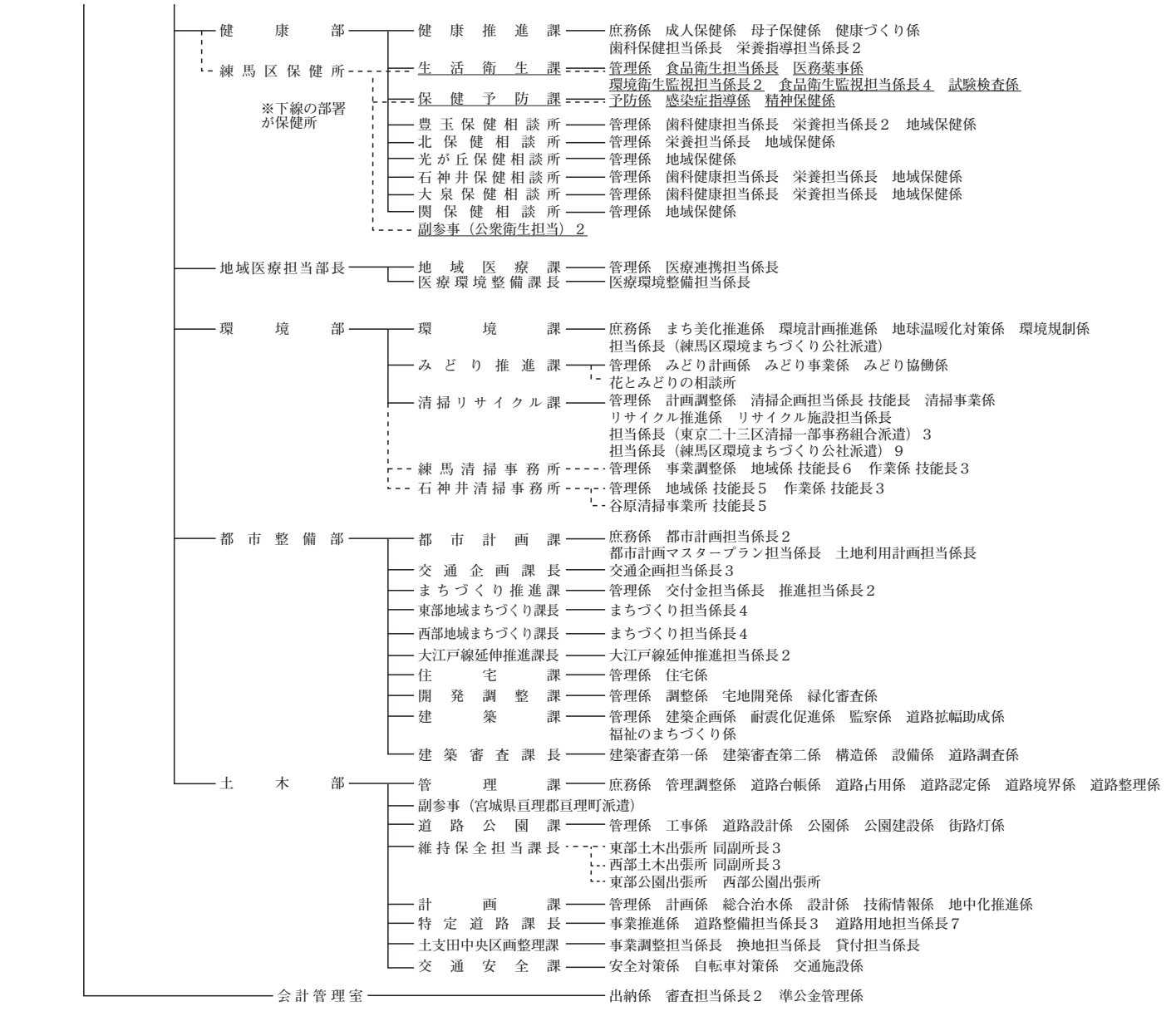
○印は、農業協同組合の推薦　△印は、農業共済組合の推薦　☆印は、学識経験者

5 人事委員会

特別区の人事委員会は、23特別区が共同して設置している一部事務組合である特別区人事・厚生事務組合の一機関として設置され、23特別区共同の人事機関として機能している。

練馬区機構図（平成27年4月1日現在）




健康部
健康推進課
庶務係　成人保健係　母子保健係　健康づくり係
歯科保健担当係長　栄養指導担当係長２
練馬区保健所
生活衛生課
管理係　食品衛生担当係長　医務薬事係
環境衛生監視担当係長２　食品衛生監視担当係長４　試験検査係
保健予防課
予防係　感染症指導係　精神保健係
※下線の部署が保健所
豊玉保健相談所
管理係　歯科健康担当係長　栄養担当係長２　地域保健係
北保健相談所
管理係　栄養担当係長　地域保健係
光が丘保健相談所
管理係　地域保健係
石神井保健相談所
管理係　歯科健康担当係長　栄養担当係長　地域保健係
大泉保健相談所
管理係　歯科健康担当係長　栄養担当係長　地域保健係
関保健相談所
管理係　地域保健係
副参事（公衆衛生担当）２
地域医療担当部長
地域医療課
管理係　医療連携担当係長
医療環境整備課長
医療環境整備担当係長
環境部
環境課
庶務係　まち美化推進係　環境計画推進係　地球温暖化対策係　環境規制係
担当係長（練馬区環境まちづくり公社派遣）
みどり推進課
管理係　みどり計画係　みどり事業係　みどり協働係
花とみどりの相談所
清掃リサイクル課
管理係　計画調整係　清掃企画担当係長 技能長　清掃事業係
リサイクル推進係　リサイクル施設担当係長
担当係長（東京二十三区清掃一部事務組合派遣）３
担当係長（練馬区環境まちづくり公社派遣）９
練馬清掃事務所
管理係　事業調整係　地域係 技能長６　作業係 技能長３
石神井清掃事務所
管理係　地域係 技能長５　作業係 技能長３
谷原清掃事業所 技能長５
都市整備部
都市計画課
庶務係　都市計画担当係長２
都市計画マスタープラン担当係長　土地利用計画担当係長
交通企画課長
交通企画担当係長３
まちづくり推進課
管理係　交付金担当係長　推進担当係長２
東部地域まちづくり課長
まちづくり担当係長４
西部地域まちづくり課長
まちづくり担当係長４
大江戸線延伸推進課長
大江戸線延伸推進担当係長２
住宅課
管理係　住宅係
開発調整課
管理係　調整係　宅地開発係　緑化審査係
建築課
管理係　建築企画係　耐震化促進係　監察係　道路拡幅助成係
福祉のまちづくり係
建築審査課長
建築審査第一係　建築審査第二係　構造係　設備係　道路調査係
土木部
管理課
庶務係　管理調整係　道路台帳係　道路占用係　道路認定係　道路境界係　道路整理係
副参事（宮城県亘理郡亘理町派遣）
道路公園課
管理係　工事係　道路設計係　公園係　公園建設係　街路灯係
維持保全担当課長
東部土木出張所 同副所長３
西部土木出張所 同副所長３
東部公園出張所　西部公園出張所
計画課
管理係　計画係　総合治水係　設計係　技術情報係　地中化推進係
特定道路課長
事業推進係　道路整備担当係長３　道路用地担当係長７
土支田中央区画整理課
事業調整担当係長　換地担当係長　貸付担当係長
交通安全課
安全対策係　自転車対策係　交通施設係
会計管理室
出納係　審査担当係長２　準公金管理係
教育委員会
教育長
教育振興部
教育総務課
庶務係　学校安全推進担当係長　職員係　学校業務係　学校保健係
少年自然の家係　渉外調整担当係長
岩井少年自然の家
教育企画課長
新しい学校づくり担当係長　学校情報化推進係　幼保小連携担当係長　統括指導主事
学務課
管理係　学事係　就学相談係　幼稚園係
施設給食課
管理係　学校給食係　給食調理係　学校施設係　施設整備担当係長２　施設計画担当係長
教育指導課
管理係　教職員係　給与係　統括指導主事　指導主事
学校教育支援センター
管理係　研究相談係　学校支援係
統括指導主事　指導主事
光が丘図書館
管理係　運営調整係　事業統括係　子供事業統括係
練馬図書館　石神井図書館　平和台図書館　関町図書館
こども家庭部
子育て支援課
庶務係　児童手当係　子ども育成係　運営支援係　学校応援団・開放係　児童施設係
児童館15　学童クラブ50
こども施策企画課長
こども施策担当係長　放課後児童対策担当係長　幼保一元化担当係長
保育課
管理係　支援調整係　保育支援担当係長２　保育運営係　保育指導担当係長
保育所給食担当係長　看護指導担当係長　保育事業者係　入園相談係　保育認定係
保育園42
保育計画調整課長
運営調整担当係長　整備計画担当係長
青少年課
青少年係　育成支援係　社会教育主事
春日町青少年館 同副館長
練馬子ども家庭支援センター
管理係　児童福祉担当係長２
小学校65
中学校34
北大泉幼稚園 同副園長
光が丘むらさき幼稚園 同副園長
光が丘さくら幼稚園 同副園長
選挙管理委員会
事務局
庶務係　選挙係　情報啓発係
監査委員
事務局
監査担当係長５
農業委員会
事務局
農業担当係長２

練馬区の附属機関

平成27年4月1日現在

名　　称（根拠法令）	定数　任期	構　　成	職務のあらまし
防災会議（法・条例）	50人以内　2年	東京都、警察、消防、自衛隊、指定公共機関、学識経験者および区民防災組織等	地域防災計画の作成、区の地域に係る防災に関する重要事項の審議
安全・安心協議会（条例）	60人以内　1年	区民、関係団体の代表者、関係行政機関の職員、区職員	安全に安心して暮らせるまちづくりの推進に関する基本事項・必要事項についての審議
国民保護協議会（法・条例）	50人以内　2年	警察、消防、自衛隊、区内公共的団体役員等	国民保護計画・修正の審議
特別職報酬等および議会政務活動費審議会（条例）	10人以内　2年	区民、区内公共的団体等代表者	特別職報酬額等の適否についての審議
情報公開および個人情報保護審査会（条例）	5人以内　2年	学識経験者	公文書非公開決定等の処分に関する不服申立てについての審査
情報公開および個人情報保護運営審議会（条例）	25人以内　2年	区民、学識経験者、区議会議員、区職員	情報公開および個人情報保護制度の運営に関する重要事項の審議
財産価格審議会（条例）	13人以内　2年	学識経験者、区職員	公有財産の管理・処分、財産の取得に関する価格の評定
国民健康保険運営協議会（法・条例）	24人　2年	被保険者、保険医・保険薬剤師、公益および被用者保険等保険者の各代表者	国民健康保険事業の運営に関する重要事項の審議
文化財保護審議会（条例）	10人以内　2年	学識経験者	文化財の保存・活用についての調査・審議
美術館運営協議会（条例）	19人以内　2年	学識経験者、区議会議員、区民、美術団体関係者、学校教育関係者	区立美術館の運営方針および事業計画の協議
民生委員推薦会（法・政令・規則）	14人　3年	社会福祉関係団体代表者、民生委員、学識経験者、区議会議員等	民生委員候補者の推薦
保健福祉サービス苦情調整委員（条例）	5人以内　2年	保健・福祉・法律等に関する学識経験者	区や民間事業者が行う保健福祉サービスの利用に関する苦情の申立てについての調査・調整など
介護保険運営協議会（条例）	25人以内　3年	被保険者、医療保険者の職員、医療従事者、福祉関係団体の職員または従事者、介護サービス事業者の職員、学識経験者	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画および介護保険事業の運営に関する重要な事項の審議
地域包括支援センター運営協議会（法・条例）	20人以内　3年	被保険者、居宅サービス等の利用者等、医療従事者、保健もしくは福祉関係団体の職員または従事者、指定居宅サービス事業者等の職員、学識経験者	地域包括支援センターの運営等に関する事項の審議
地域密着型サービス運営委員会（法・条例）	20人以内　3年	被保険者、居宅サービス等の利用者等、医療従事者、保健もしくは福祉関係団体の職員または従事者、指定居宅サービス事業者等の職員、学識経験者	地域密着型サービス事業者の指定等に関する事項の審議
介護認定審査会（法・条例）	280人以内　2年	保健・医療・福祉に関する学識経験者	要介護認定における審査・判定業務
障害者給付審査会（法・条例）	60人以内　2年	障害者の実情に通じた者で、障害保健福祉の学識経験者	障害支援区分認定における審査・判定業務
感染症診査協議会（法・条例）	4人以上　2年	感染症指定医療機関の医師、感染症の患者の医療に関する学識経験者、法律に関する学識経験者、医療および法律以外の学識経験者	感染症指定医療機関への入院期間延長の要否、結核患者の医療についての公費負担に関する審議、感染症法に基づく就業制限に関する審議
大気汚染障害者認定審査会（条例）	10人以内　2年	医学に関する学識経験者	医療費助成の認定に関する調査・審議
環境審議会（条例）	20人以内　2年	区民、事業者、学識経験者、教育関係者、関係行政機関職員	区の環境保全に関する基本的事項についての調査・審議
緑化委員会（条例）	23人以内　2年	区民、学識経験者	みどりの保全および創出に関する重要事項の調査・審議

名　　称（根拠法令）	定数　任期	構　　成	職務のあらまし
循環型社会推進会議（条例）	20人以内　2年	区民、事業者、学識経験者等	リサイクルの推進ならびに廃棄物の減量および処理に関する基本的事項の審議
都市計画審議会（法・条例）	30人以内　2年	区民、学識経験者、区議会議員、関係行政機関職員	都市計画、まちづくりおよび景観に関する調査・審議など
建築審査会（法・条例）	5人　　2年	法律･経済･建築･都市計画･公衆衛生･行政の学識経験者	特定行政庁の許可等に対する同意、審査請求に対する裁決など
建築紛争調停委員会（条例）	7人以内　2年	法律・建築・環境等の学識経験者	建築に係る紛争の調停など
土地区画整理審議会（法・条例）	10人　　5年	地区内地権者、学識経験者	施行者が行う換地計画および仮換地指定に関する事項ならびに評価員の選任に関する意見および同意
自転車駐車対策協議会（法・条例）	20人以内　2年	区民、学識経験者、区議会議員、関係行政機関の職員、鉄道事業者の職員	自転車の駐車対策に関する重要事項の調査・審議
青少年問題協議会（法・条例）	36人　　2年	学識経験者（公募区民5人含）、区議会議員、関係行政機関職員、区職員	青少年育成活動方針の審議など
子ども・子育て会議（法・条例）	15人以内　2年	子どもの保護者、事業主を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験者等	子ども・子育て施策の総合的な推進、教育・保育施設等の利用定員についての調査・審議など

3 財　政

練馬区など23特別区は、他の市町村と同じく住民に最も身近な自治体であるが、大都市行政の一体性を保つ上で、財政面においても様々な特徴がある。

(1) 特別区財政制度の現状

●都区財政調整制度

23特別区は、本来「市が行う事務」を担うこととされているが、一方で特別区行政の一体性確保の観点から「市が行う事務」のうち一部を都が行っている。

また、一般的には市町村の財源とされている3税（固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税）についても、こうした特殊性から特別区の地域においては都が課税、徴収する特例的な扱いとなっている。

都区財政調整制度とは、この3税を都区の共有財源として、特別区と都の事務配分に相応してその役割に見合った財源配分を行うとともに、特別区間の著しい財源の偏りを調整し、行政水準の均衡を図るための制度である。

都が徴収したこの3税の収入額のうち、平成19年度からは55％が特別区交付金として財源の不足する区に配分されている。

27年度における、練馬区の一般会計当初予算に占める割合は32.5％であり、一番大きな財源となっている。

●起債の発行

財政負担の平準化や世代負担の公平化のため、地方債の発行を行うことができる。発行に当たり都知事に事前協議を行う。なお、平成24年度から、一部について届出制が導入されている。

●地方交付税

地方交付税は、国が徴収した税金の一定部分を自治体の財政力の違いに応じて配分するものである。

特別区は、東京都の大都市分として一括算定されるため、直接の交付対象団体とはなっていない。

平成26年度の交付税算定結果では、東京都は財源の豊かな富裕団体と国からみなされ、地方交付税は不交付となっている。

●国庫支出金

国庫支出金は、国が地方公共団体の支出する特定の事業に要する経費について交付する支出金であるが、実際に必要な経費に見合うだけの金額が交付されないため、いわゆる超過負担が生じている。

また、これまで、平成16年度からの三位一体改革により、一部国から地方公共団体への税源移譲が行われたものの各種補助金は削減されている。

区では、分権型社会の実現のため、地域主権改革の推進と地方が担う役割に見合う地方税源の充実を国に要望している。

(2) 平成27年度当初予算

●当初予算編成に当たっての基本方針

1　区財政を取り巻く状況～引き続き厳しい財政運営を予測～

我が国の経済情勢は、政府の経済対策により景気は緩やかな回復基調にあるとされている。しかし、平成26年4月の消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動減等により個人消費や生産に弱さが見られる。加えて、不安定な海外情勢等、下振れリスクもあることから、景気の先行きは予断を許さない。

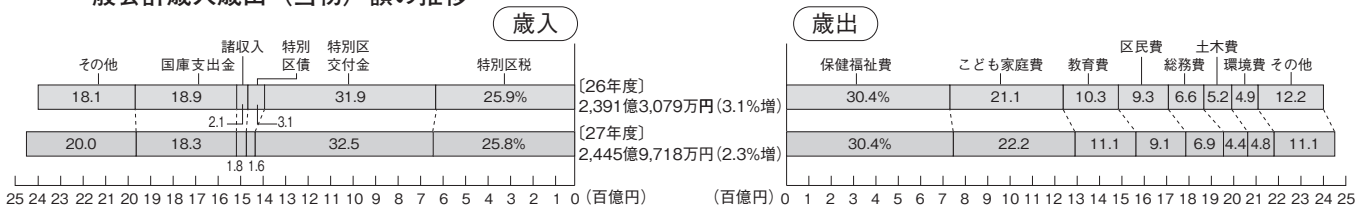
区の25年度普通会計決算における経常収支比率は86.2％であり、前年度に比べて3.6ポイント改善したものの、依然として適正水準を越えている。今後も、少子高齢化の進展により、社会保障関係経費の増加は不可避である。一方、区の基幹的歳入である特別区財政調整交付金は、その原資である法人住民税の一部国税化等により27年度以降大きな影響を受けることは避けられない。したがって、引き続き厳しい財政運営を強いられると予測される。

2　区政運営の新しいビジョンの実現に向けて重点化

区は26年12月、今後の区政運営の羅針盤となる「(仮称) 区政運営の新しいビジョン」(以下「ビジョン」という) の素案を公表した。ビジョンでは、主要な施策の方向性を示した上で、27年度からの5か年に取り組む基軸プロジェクトとして18の戦略計画を掲げている。27年3月に策定する本ビジョンの実現に向けた取組が、27年度からスタートする。

そこで、27年度当初予算編成に当たっては、引き続き厳しい財政運営が見込まれる中、ビジョンに掲げる戦略計画の推進を最優先とすることとした。初年度に早速

一般会計歳入歳出（当初）額の推移



着手すべき課題はすべて予算化した。また、中長期的な視点をもって取り組む課題は具体化に向けて検討を進化させることができるよう、事業手法等を含め精査の上予算化した。さらに、子ども・子育て支援新制度や介護保険制度の改正なども踏まえた国・都の財源の活用、社会資本形成に資する事業における起債の活用など、財源の確保と後年度負担に十分留意しつつ、区の実情に即した事業展開が図れるよう工夫した。

一方、持続可能な財政運営を堅持する観点から、枠配分予算における1％のマイナスシーリングを実施し、改めて事業の必要性や財政的効果の把握に留意するなど、事業の精査を行った。

●一般会計

平成27年度当初予算における一般会計は2,445億9,718万円で、26年度当初予算に比べて2.3％の増となっている。

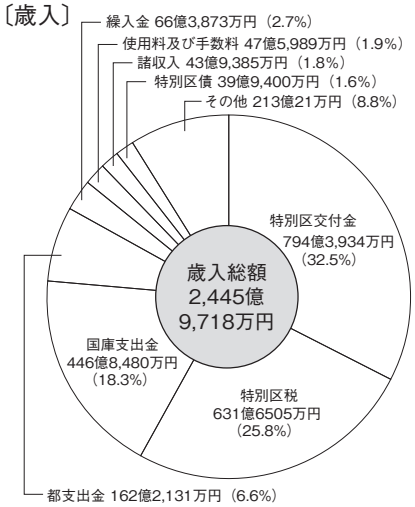
●特別会計

特別会計は、国民健康保険事業会計822億6,389万円（前年度比14.5％増）、介護保険会計502億7,682万円（同6.7％増）、後期高齢者医療会計149億6,428万円（同0.1％増）、公共駐車場会計5億2,847万円（同1.6％増）である。

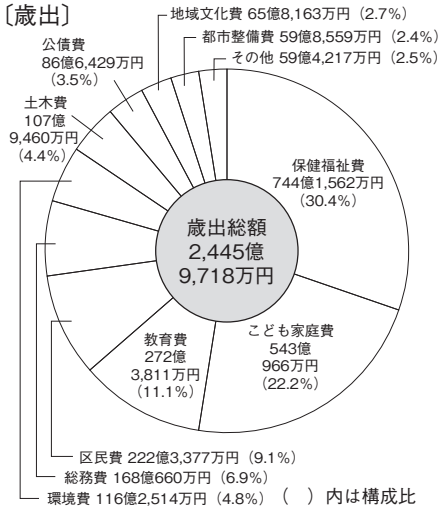
平成27年度一般会計予算
［歳　入］

区　　分	予　算　額	構成比	前　年　度	増減率
	千円	%	千円	%
特別区税	63,165,050	25.8	62,023,946	1.8
地方譲与税	941,000	0.4	1,018,000	△ 7.6
利子割交付金	874,000	0.4	910,000	△ 4.0
配当割交付金	983,000	0.4	720,000	36.5
株式等譲渡所得割交付金	335,000	0.1	300,000	11.7
地方消費税交付金	13,966,000	5.7	8,604,000	62.3
自動車取得税交付金	300,000	0.1	360,000	△ 16.7
地方特例交付金	332,000	0.1	390,000	△ 14.9
特別区交付金	79,439,339	32.5	76,346,291	4.1
交通安全対策特別交付金	72,000	0.0	88,800	△ 18.9
分担金及び負担金	1,163,718	0.5	2,124,176	△ 45.2
使用料及び手数料	4,759,893	1.9	3,514,396	35.4
国庫支出金	44,684,801	18.3	45,197,501	△ 1.1
都支出金	16,221,306	6.6	15,196,242	6.7
財産収入	327,500	0.1	351,407	△ 6.8
寄付金	6,001	0.0	6,001	0.0
繰入金	6,638,728	2.7	7,327,241	△ 9.4
繰越金	2,000,000	0.8	2,000,000	0.0
諸収入	4,393,846	1.8	5,134,791	△ 14.4
特別区債	3,994,000	1.6	7,518,000	△ 46.9
計	244,597,182	100.0	239,130,792	2.3

平成27年度一般会計予算
〔歳入〕



〔歳出〕



［歳　出（目的別）］

区　　分	予 算 額	構成比	前 年 度	増減率
	千円	%	千円	%
議　会　費	1,158,799	0.5	1,093,625	6.0
総　務　費	16,806,602	6.9	15,828,306	6.2
区　民　費	22,233,769	9.1	22,281,322	△ 0.2
産業経済費	2,285,086	0.9	2,667,741	△ 14.3
地域文化費	6,581,628	2.7	6,024,186	9.3
保健福祉費	74,415,618	30.4	72,599,720	2.5
環　境　費	11,625,137	4.8	11,836,846	△ 1.8
都市整備費	5,985,586	2.4	9,857,228	△ 39.3
土　木　費	10,794,603	4.4	12,334,759	△ 12.5
教　育　費	27,238,108	11.1	24,698,027	10.3
こども家庭費	54,309,663	22.2	50,575,851	7.4
公　債　費	8,664,291	3.5	6,000,516	44.4
諸支出金	2,398,292	1.0	3,232,665	△ 25.8
予　備　費	100,000	0.0	100,000	0.0
計	244,597,182	100.0	239,130,792	2.3

［歳　出（性質別）］

区　分	予 算 額	構成比	前 年 度	増減率
	千円	%	千円	%
義務的経費	133,736,042	54.7	125,476,004	6.6
人　件　費	45,784,116	18.7	45,281,692	1.1
扶　助　費	79,297,140	32.4	74,202,022	6.9
公　債　費	8,654,786	3.5	5,992,290	44.4
投資的経費	19,084,964	7.8	25,527,356	△ 25.2
普通建設事業費	19,084,964	7.8	25,527,356	△ 25.2
その他の経費	91,776,176	37.5	88,127,432	4.1
物　件　費	47,304,314	19.3	44,424,301	6.5
維持補修費	2,399,309	1.0	2,258,621	6.2
補助費等	14,321,836	5.9	14,458,327	△ 0.9
積　立　金	1,852,135	0.8	1,819,887	1.8
投資及び出資金	0	0.0	0	0.0
貸　付　金	1,354,178	0.6	1,863,132	△ 27.3
繰　出　金	24,444,404	10.0	23,203,164	5.3
予　備　費	100,000	0.0	100,000	0.0
計	244,597,182	100.0	239,130,792	2.3

平成27年度特別会計予算

[国民健康保険事業会計]

区　分	予算額	構成比	前年度	増減率
(歳入)	千円	%	千円	%
国民健康保険料	19,343,884	23.5	19,138,996	1.1
一部負担金	2	0.0	2	0.0
使用料及び手数料	1	0.0	1	0.0
国庫支出金	14,861,497	18.1	14,975,510	△ 0.8
療養給付費交付金	1,611,321	2.0	2,088,719	△ 22.9
前期高齢者交付金	12,433,747	15.1	12,416,576	0.1
都支出金	4,355,905	5.3	4,595,933	△ 5.2
共同事業交付金	19,314,705	23.5	8,168,247	136.5
財産収入	1	0.0	1	0.0
繰入金	9,658,842	11.7	9,775,038	△ 1.2
繰越金	600,001	0.7	600,001	0.0
諸収入	83,980	0.1	83,579	0.5
計	82,263,886	100.0	71,842,603	14.5
(歳出)				
総務費	1,274,494	1.5	1,242,264	2.6
保険給付費	45,610,885	55.4	46,167,390	△ 1.2
後期高齢者支援金等	10,297,407	12.5	10,193,288	1.0
前期高齢者納付金等	16,381	0.0	15,478	5.8
老人保健拠出金	860	0.0	1,386	△ 38.0
介護納付金	4,154,234	5.0	4,385,289	△ 5.3
共同事業拠出金	19,314,731	23.5	8,168,273	136.5
保健事業費	870,725	1.1	941,437	△ 7.5
諸支出金	124,169	0.2	127,798	△ 2.8
予備費	600,000	0.7	600,000	0.0
計	82,263,886	100.0	71,842,603	14.5

[介護保険会計（保険事業勘定）]

区　分	予算額	構成比	前年度	増減率
(歳入)	千円	%	千円	%
介護保険料	10,660,132	21.3	9,195,963	15.9
国庫支出金	11,412,334	22.8	10,885,047	4.8
支払基金交付金	13,493,840	26.9	13,307,245	1.4
都支出金	7,164,068	14.3	6,788,392	5.5
財産収入	268	0.0	932	△ 71.2
繰入金	7,326,783	14.6	6,773,528	8.2
繰越金	13,542	0.0	11,035	22.7
諸収入	1,501	0.0	2,067	△ 27.4
計	50,072,468	100.0	46,964,209	6.6
(歳出)				
保険給付費	46,778,173	93.4	45,753,598	2.2
財政安定化基金拠出金	1	0.0	1	0.0
地域支援事業費	2,813,868	5.6	1,198,638	134.8
基金積立金	466,884	0.9	937	49,727.5
諸支出金	13,542	0.0	11,035	22.7
計	50,072,468	100.0	46,964,209	6.6

[介護保険会計（サービス事業勘定）]

区　分	予算額	構成比	前年度	増減率
(歳入)	千円	%	千円	%
サービス収入	173,074	84.7	53,722	222.2
繰入金	28,532	14.0	86,024	△ 66.8
諸収入	2,743	1.3	6,639	△ 58.7
計	204,349	100.0	146,385	39.6
(歳出)				
サービス事業費	204,349	100.0	146,385	39.6
計	204,349	100.0	146,385	39.6

[後期高齢者医療会計]

区　分	予算額	構成比	前年度	増減率
(歳入)	千円	%	千円	%
後期高齢者医療保険料	7,264,993	48.5	7,452,503	△ 2.5
使用料及び手数料	1	0.0	1	0.0
国庫支出金	5,547	0.0	0	皆増
広域連合支出金	483,922	3.2	440,912	9.8
繰入金	7,189,385	48.0	7,040,587	2.1
繰越金	20,200	0.1	20,200	0.0
諸収入	235	0.0	230	2.2
計	14,964,283	100.0	14,954,433	0.1
(歳出)				
総務費	137,667	0.9	162,180	△ 15.1
広域連合拠出金	13,824,726	92.4	13,836,816	△ 0.1
保健事業費	704,489	4.7	658,036	7.1
葬祭費	277,200	1.9	277,200	0.0
諸支出金	20,201	0.1	20,201	0.0
計	14,964,283	100.0	14,954,433	0.1

[公共駐車場会計]

区　分	予算額	構成比	前年度	増減率
(歳入)	千円	%	千円	%
繰入金	240,862	45.6	226,362	6.4
繰越金	1	0.0	1	0.0
諸収入	287,605	54.4	293,905	△ 2.1
計	528,468	100.0	520,268	1.6
(歳出)				
公共駐車場事業費	282,122	53.4	278,249	1.4
公債費	233,924	44.3	233,924	0.0
諸支出金	7,422	1.4	3,095	139.8
予備費	5,000	0.9	5,000	0.0
計	528,468	100.0	520,268	1.6

みどりの風吹くまちビジョンに掲げた施策の柱と戦略計画に基づく新規・充実事業

Ⅰ　子どもの成長と子育ての総合的な支援 約 37 億 3,200 万円	在宅子育て家庭へのきめ細かい支援を行う新規事業や、幼稚園の預かり保育を拡大する「練馬こども園」の創設、保育所の誘致など、多様な教育・保育ニーズに応える環境を整える。 【計画１】家庭での子育てを応援 ⑴「すくすくアドバイザー」の配置 ⑵ 妊娠・出産の情報提供と支援の充実 ⑶ 光が丘子ども家庭支援センター分室の開設に伴う準備 ⑷「子育てのひろば」の充実（開設時間の拡大） ⑸「乳幼児一時預かり」の充実（定員の拡大） ⑹「おひさまぴよぴよ（外遊びぴよぴよ）」の開始 ⑺「ファミサポホーム」の開設（4か所） ＜関連する事業＞ ⑻ ＢＣＧ予防接種の個別接種化の開始 【計画２】「練馬こども園」の創設 ⑴「練馬こども園」の創設（私立幼稚園における長時間預かり保育の拡大） ⑵ 保育所等の拡充 ⑶ 多様な保育サービスの充実（病児・病後児保育施設新設1か所） ⑷ 小規模保育事業の充実 ⑸ 居宅訪問型保育事業の開始 ⑹ 事業所内保育事業の開設 【計画３】すべての小学生を対象に放課後の居場所づくり ⑴「ねりっこクラブ」の開設準備 ⑵ 夏休み居場所づくり事業の拡充（新規2校） ＜関連する事業＞ ⑶ 中高生の居場所づくり事業の充実 【計画４】子どもたち一人ひとりに質の高い教育を ⑴ 小中一貫教育の推進 ⑵ 小中学校校舎等の改築の推進（設計3校・工事3校・設計工事1校） ⑶ 学校施設等総合管理計画の策定（29年度策定に向けた着手） ⑷ 区立学校の適正配置の推進 ⑸ ＩＣＴ環境の整備の推進 ⑹ 学校教育支援センター「仮称大泉分室」の整備（実施設計） ⑺ 支援が必要な子どもへのサポート体制の充実（スクールソーシャルワーカーの配置4名） ⑻ 生活支援・学習支援事業の実施 ⑼ 学校安全対策の拡充（防犯指導員の2名増員、小学校通学路防犯カメラの増設）
Ⅱ　安心して生活できる福祉・医療の充実 約７億 4,000 万円	高齢者や障害者などだれもが安心して地域で生活できるようにするため、関係機関との連携や社会資源の活用を進めながら、質の高い人材の育成・確保、施設整備、在宅生活を支えるサービスを組み合わせて利用できる区独自の新たな生活支援事業の提供など、一人ひとりに応じた支援を行う。 【計画５】高齢者地域包括ケアシステムの確立 ⑴ 医療・介護連携推進員の配置（4名） ⑵ 高齢者等在宅療養推進事業の実施 ⑶ 主体的に取組む「介護予防事業」の推進（教室数・定員の拡大） ⑷「街かどケアカフェ」開設準備（1か所） ⑸ 地域生活を支援する拠点（地域密着型サービス）等の整備充実 （区内初の「看護小規模多機能型居宅介護」整備（1施設）） ⑹「在宅生活支援事業」の開始（組み合わせサービス、自立支援住宅改修給付の対象種目拡大） ⑺ 高齢者支え合いサポーター育成事業の開始（100名予定） ⑻ 生活支援コーディネーターの配置（1名） ⑼ 介護保険施設等の整備充実 （高齢者福祉施設建設のための地権者向け「土地活用セミナー」の実施） ＜関連する事業＞ ⑽ 高齢者センターの整備 【計画６】障害者の地域生活を支援 ⑴ 障害者ケアマネジメントの充実 （地域生活支援センターの相談支援機能強化、地域精神保健相談員の配置2名） ⑵ 重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業の開始 ⑶ 障害者の就労促進の充実 （民間の「就労移行支援」事業所等と連携した就労支援の強化、福祉的就労を推進する「共同

	受注窓口」の新規設置） ⑷ 障害者グループホームの整備充実（2施設） ＜関連する事業＞ ⑸ 心身障害者福祉手当の拡充（支給対象となる難病を110疾病へ拡充） 【計画７】病床の確保と在宅療養ネットワークの構築 ⑴ 練馬光が丘病院改築に向けた基本構想の策定 ⑵ 新病院（大泉学園町）整備事業の推進 ＜関連する事業＞ ⑶ 休日・夜間診療委託の拡充（開業時間の2時間延長） 【計画８】つながり、見守る地域づくり ⑴「地域の見守り拠点」モデル事業実施 ⑵ 災害時要援護者向け福祉避難所の新規指定（2か所） ⑶ 福祉避難所への無線機配備（43か所）
Ⅲ 安全・快適な都市の実現に向けた基盤整備 約 71 億 3,900 万円	地下鉄大江戸線の延伸や外環の2の整備、西武新宿線の立体化、建築物の安全対策、都市型水害対策など、練馬区の都市基盤上の課題の解決にむけて、国や都と連携しながら事業を促進する。 【計画９】鉄道、道路などインフラの整備 ⑴ 大江戸線延伸の促進 ⑵ 大江戸線延伸地域のまちづくりの推進 ⑶ 外環道および外環の2沿道地区のまちづくり ⑷ 放射7号線沿道地区のまちづくり ⑸ 放射35号線沿道地区および放射36号線沿道地区のまちづくり ⑹ 都市計画道路の整備（区施行） ⑺ 西武新宿線の立体化 ＜関連する事業＞ ⑻ 生活幹線道路の整備 ⑼ 西武池袋線（練馬高野台駅～大泉学園駅間）連続立体交差事業および鉄道付属街路整備事業 ⑽ 公共交通空白地域改善の推進 ⑾ 自転車駐車場の整備 【計画10】災害に強い安全なまちづくり ⑴ 建築物の耐震化 ⑵ 無電柱化の推進 ⑶ 密集住宅市街地整備促進事業の推進 ⑷ 雨水貯留浸透施設の増設等水害対策の強化 ⑸ ねりま防災カレッジ事業の充実 ⑹ 災害時情報伝達手段の充実 （災害時臨時放送局開設用機材の購入、地震情報配信システム導入、災害時映像通信システム導入、防災行政無線のデジタル化等） ⑺ 備蓄物資の充実および倉庫整備（倉庫2か所新設） ＜関連する事業＞ ⑻ 建築総合情報システムの構築 ⑼ 空き家等対策の推進 ⑽ 都市インフラの計画的更新 ⑾ 地域防犯防火連携組織の充実 ⑿ 区内における防犯カメラの設置促進 （防犯設備補助事業による設置等40台、小学校通学路への設置130台） 【計画11】地域生活を支える駅周辺のまちづくり ⑴ 石神井公園駅周辺地区のまちづくり ⑵ 上石神井駅周辺地区のまちづくり ⑶ その他の駅周辺地区のまちづくり 【計画12】住宅都市にふさわしい自立分散型エネルギー社会へ ⑴ 仮称練馬区エネルギービジョンの策定と具体的取組の推進 ＜関連する事業＞ ⑵ リサイクルセンターの整備
Ⅳ 練馬区の魅力を楽しめるまちづくり 約 16 億 8,700 万円	農地やみどりの豊かさ、特色ある商店など、練馬区の魅力をさらに高めるための取組を推進する。 【計画13】地域特性を活かした企業支援と商店街の魅力づくり ⑴ 練馬ビジネスサポートセンターの機能強化 ⑵ 産業見本市の開催 ⑶ 企業間交流の活性化支援 ⑷ 練馬アニメーション（人材育成事業等）への支援の充実

	⑸　アニメコンペティションの実施計画策定 ⑹　お客が集まる個店づくりの支援 ⑺　特色ある取組を行う商店街への支援 【計画14】農の活きるまち練馬 ⑴　練馬果樹あるファームの調査・検討 ⑵　練馬区農の学校の開設 ⑶　ねりマルシェの試行 ⑷　伝統野菜を活用した食育の推進 ⑸　認定農業者等の取組支援 【計画15】みどりあふれるまちづくり ⑴　特色ある公園の整備 ⑵　民有樹林地の保全（樹林地調査） ⑶　みどりの美しい街並みづくり ⑷　子どもたちが楽しめる体験型事業の拡大 【計画16】風を感じながら巡るみどりのまち ⑴「まち歩き」「ポタリング」を通して練馬の魅力を体感（コース等の検討） ⑵「練馬まつり」等の充実 ⑶　シェアサイクル導入に向けた取組の実施 ⑷　大泉さくら運動公園多目的運動場の人工芝化 ⑸　関越自動車道高架下の活用（スポーツ施設、地域倉庫、地域交流スペース） 【計画17】練馬城址公園をにぎわいの拠点に ⑴　練馬城址公園の検討
Ⅴ　新たな区政の創造 約 100 万円	区政改革の取組を具体化するため、仮称区政改革計画の策定に向けた検討を進める。 【計画18】新しい成熟都市に向けた区政の創造 ⑴　仮称区政改革計画の策定

(3) 平成25年度決算

●一般会計

平成25年度における一般会計決算額は、歳入2,318億819万円（前年度2,292億7,203万円）、増減率1.1％（前年度1.3％）、歳出2,270億567万円（前年度2,237億8,908万円）、増減率1.4％（前年度1.1％）で、前年度に比べて歳入で25億3,616万円の増、歳出で32億1,659万円の増となった。

歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は48億252万円（前年度比12.4％減）の黒字となった。

1 歳　入

歳入のうち、一般財源の構成比は、66.5％を占めている。この内訳としては特別区税26.6％、特別区交付金35.1％と、この二つで61.7％を占め、前年度（60.2％）と比べ、構成比が1.5ポイント増となった。

特定財源の構成比は33.5％で、前年度（35.4％）と比べ、構成比が1.9ポイント減となった。

さらに、財源が自主的に調達できるか否かで区分した自主・依存財源別でみると、自主財源（区税、諸収入、繰入金、使用料など）は32.9％（前年度33.9％）、依存財源（国庫支出金、都支出金、地方債など）が67.1％（前年度66.1％）となり、自主財源の構成比が1.0ポイント減となった。

2 歳　出

目的別（科目別）の構成比でみると、保健福祉費、こども家庭費、教育費、区民費の順となった。24年度に比べて、総務費、産業経済費等が増となる一方、都市整備費、諸支出金等が減となった。

性質別にみると、義務的経費、投資的経費、その他の経費に分けられる。

義務的経費は1,280億2,024万円で、前年度から横ばいで推移しており、歳出全体に占める構成比は56.4％と前年度に比べ0.8ポイント減となった。

投資的経費は239億5,738万円で、全体の10.6％と前年度に比べて構成比が0.1ポイント減となった。

その他の経費は750億2,805万円で、前年度に比べて4.4％増となった。構成比でみると物件費が大きく、以下、繰出金、補助費等の順になった。

3 特別区債

特別区債の歳入額は45億3,045万円で、前年度に比べて31.8％減となった。このうち、土木債が14億3,074万円で構成比は31.6％であり、教育債が14億1,564万円で、構成比は31.2％である。

また、特別区債の25年度末の未償還元金は、538億1,442万円である。

●特別会計

特別会計のうち、国民健康保険事業会計は、前年度に比べ歳入、歳出とも0.2％の増となった。

つぎに介護保険会計は、歳入で5.4％、歳出で5.2％の増、後期高齢者医療会計は、歳入、歳出とも3.3％の増、公共駐車場会計は歳入、歳出とも2.6％の減となった。

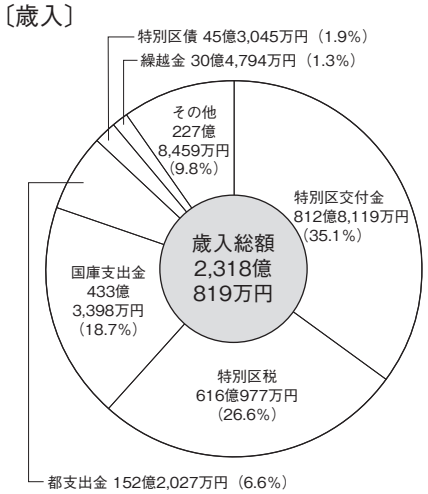
●財政指標

地方公共団体の財政状況の分析に用いる普通会計決算上の指標は、財政力指数が0.44（前年度0.45）、実質収支比率が2.9％（前年度3.3％）、実質公債費比率が△1.0％（前年度△0.4％）、公債費比率が5.3％（前年度7.0％）、経常収支比率が86.2％（前年度89.8％）であった。

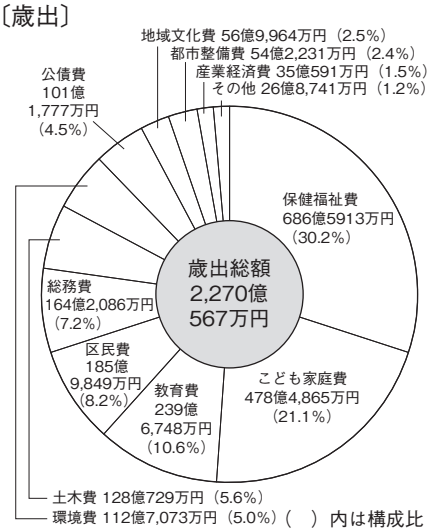
平成25年度一般会計決算
［歳　入］

区　　分	予算現額	決　算　額	構成比	収入率	前年度	増減率
	千円	千円	%	%	千円	%
特別区税	61,206,574	61,609,767	26.6	100.7	60,442,748	1.9
地方譲与税	1,027,001	1,011,227	0.4	98.5	1,062,336	△ 4.8
利子割交付金	995,000	1,012,888	0.4	101.8	792,518	27.8
配当割交付金	491,000	690,168	0.3	140.6	400,768	72.2
株式等譲渡所得割交付金	500,000	900,168	0.4	180.0	103,000	773.9
地方消費税交付金	6,450,000	6,533,583	2.8	101.3	6,589,745	△ 0.9
自動車取得税交付金	630,800	623,687	0.3	98.9	640,612	△ 2.6
地方特例交付金	401,503	401,503	0.2	100.0	418,272	△ 4.0
特別区交付金	80,607,240	81,281,194	35.1	100.8	77,527,013	4.8
交通安全対策特別交付金	90,000	84,460	0.0	93.8	90,799	△ 7.0
分担金及び負担金	1,862,523	1,996,773	0.9	107.2	1,879,075	6.3
使用料及び手数料	3,510,343	3,432,364	1.5	97.8	3,346,822	2.6
国庫支出金	46,043,430	43,333,976	18.7	94.1	42,341,703	2.3
都支出金	14,656,699	15,220,267	6.6	103.8	14,888,804	2.2
財産収入	469,186	466,956	0.2	99.5	458,348	1.9
寄付金	12,518	12,842	0.0	102.6	47,045	△ 72.7
繰入金	4,922,985	1,064,454	0.4	21.6	5,258,543	△ 79.8
繰越金	3,047,943	3,047,943	1.3	100.0	2,455,441	24.1
諸収入	4,512,914	4,553,518	2.0	100.9	3,886,932	17.1
特別区債	5,712,400	4,530,448	1.9	79.3	6,641,502	△ 31.8
計	237,150,059	231,808,186	100.0	97.7	229,272,026	1.1

平成25年度一般会計決算
〔歳入〕



〔歳出〕



（　）内は構成比

［歳　出（目的別）］

区　　分	予算現額	決　算　額	構成比	執行率	前年度	増減率
	千円	千円	%	%	千円	%
議会費	1,100,317	1,074,054	0.5	97.6	1,100,753	△ 2.4
総務費	17,177,098	16,420,861	7.2	95.6	14,519,256	13.1
区民費	20,516,861	18,598,493	8.2	90.6	18,788,254	△ 1.0
産業経済費	3,649,363	3,505,909	1.5	96.1	2,727,451	28.5
地域文化費	5,950,934	5,699,640	2.5	95.8	5,430,127	5.0
保健福祉費	72,539,093	68,659,129	30.2	94.7	68,112,152	0.8
環境費	11,520,858	11,270,729	5.0	97.8	11,466,158	△ 1.7
都市整備費	6,010,262	5,422,307	2.4	90.2	8,437,605	△ 35.7
土木費	13,140,265	12,807,287	5.6	97.5	12,324,287	3.9
教育費	24,634,936	23,967,483	10.6	97.3	22,377,577	7.1
こども家庭費	49,045,787	47,848,651	21.1	97.6	46,589,915	2.7
公債費	10,122,736	10,117,773	4.5	100.0	8,613,191	17.5
諸支出金	1,650,549	1,613,354	0.7	97.7	3,295,112	△ 51.0
予備費	91,000	0	0.0	0.0	0	−
児童青少年費	0	0	0.0	−	7,245	皆減
計	237,150,059	227,005,670	100.0	95.7	223,789,083	1.4

※児童青少年費に係る決算は、前年度予算の繰越によるものであり、児童青少年費は平成24年度予算から廃款となった。

［歳　出（性質別）］

区　分	決算額	構成比	前年度	増減率
	千円	%	千円	%
義務的経費	128,020,237	56.4	127,965,305	0.0
人件費	42,127,904	18.6	43,559,200	△ 3.3
扶助費	75,866,767	33.4	73,912,856	2.6
公債費	10,025,566	4.4	10,493,249	△ 4.5
投資的経費	23,957,384	10.6	23,978,101	△ 0.1
普通建設事業費	23,957,384	10.6	23,978,101	△ 0.1
災害復旧事業費	0	0.0	0	−
その他の経費	75,028,049	33.3	71,845,677	4.4
物件費	33,769,623	14.9	33,413,282	1.1
維持補修費	2,628,494	1.2	2,559,569	2.7
補助費等	13,002,975	5.7	12,783,426	1.7
積立金	2,523,233	1.1	509,183	395.5
投資及び出資金貸付金	1,530,178	0.8	1,445,288	5.9
繰出金	21,573,546	9.6	21,134,929	2.1
計	227,005,670	100.0	223,789,083	1.4

平成25年度特別会計決算

〔国民健康保険事業会計〕

区　分	予算現額	決算額	構成比
(歳入)	千円	千円	%
国民健康保険料	18,979,280	18,949,828	27.3
一部負担金	2	0	0.0
使用料及び手数料	1	46	0.0
国庫支出金	14,513,240	15,196,547	21.9
療養給付費交付金	1,953,262	2,056,154	3.0
前期高齢者交付金	12,937,012	12,937,011	18.6
都支出金	4,420,767	4,359,259	6.3
共同事業交付金	7,693,792	7,232,974	10.4
財産収入	1	0	0.0
繰入金	9,717,318	7,970,685	11.5
繰越金	600,001	600,001	0.9
諸収入	60,122	77,295	0.1
計	70,874,798	69,379,800	100.0
(歳出)			
総務費	1,333,556	1,247,839	1.8
保険給付費	45,159,359	43,891,067	63.8
後期高齢者支援金等	10,037,882	10,037,881	14.6
前期高齢者納付金等	10,133	10,133	0.0
老人保健拠出金	515	386	0.0
介護納付金	4,297,962	4,297,962	6.2
共同事業拠出金	7,693,818	7,645,143	11.1
保健事業費	897,674	800,115	1.2
諸支出金	850,368	849,274	1.2
予備費	593,531	0	0.0
計	70,874,798	68,779,799	100.0

〔介護保険会計（保険事業勘定）〕

区　分	予算現額	決算額	構成比
(歳入)	千円	千円	%
介護保険料	8,958,388	8,992,971	20.7
国庫支出金	10,105,961	10,012,796	23.1
支払基金交付金	12,400,812	12,205,104	28.1
都支出金	6,399,194	6,354,483	14.7
財産収入	798	677	0.0
繰入金	5,966,672	5,725,806	13.2
繰越金	66,307	66,307	0.2
諸収入	2,050	2,667	0.0
計	43,900,182	43,360,811	100.0
(歳出)			
保険給付費	42,629,786	41,964,465	97.2
財政安定化基金拠出金	1	0	0.0
地域支援事業費	1,160,480	1,111,443	2.6
基金積立金	41,828	41,604	0.1
諸支出金	68,087	67,995	0.2
計	43,900,182	43,185,507	100.0

〔介護保険会計（サービス事業勘定）〕

区　分	予算現額	決算額	構成比
(歳入)	千円	千円	%
サービス収入	61,512	52,406	38.7
繰入金	75,591	76,964	56.8
諸収入	6,550	6,104	4.5
計	143,653	135,474	100.0
(歳出)			
サービス事業費	143,653	135,474	100.0
計	143,653	135,474	100.0

〔後期高齢者医療会計〕

区　分	予算現額	決算額	構成比
(歳入)	千円	千円	%
後期高齢者医療保険料	6,689,001	6,616,473	48.9
使用料及び手数料	1	6	0.0
都支出金	0	0	0.0
広域連合支出金	444,981	417,115	3.1
繰入金	6,493,282	6,437,786	47.6
繰越金	31,699	31,698	0.2
諸収入	19,228	35,854	0.3
計	13,678,192	13,538,932	100.0
(歳出)			
総務費	116,042	111,572	0.8
広域連合拠出金	12,595,317	12,491,029	92.5
保健事業費	632,882	591,771	4.4
葬祭費	269,200	245,560	1.8
諸支出金	64,751	62,293	0.5
計	13,678,192	13,502,225	100.0

〔公共駐車場会計〕

区　分	予算現額	決算額	構成比
(歳入)	千円	千円	%
使用料及び手数料	0	0	0.0
繰入金	227,459	220,042	42.9
繰越金	1	0	0.0
諸収入	292107	292,788	57.1
計	519,567	512,830	100.0
(歳出)			
公共駐車場事業費	269,679	268,313	52.3
公債費	233,924	233,923	45.6
諸支出金	10,964	10,594	2.1
予備費	5,000	0	0.0
計	519,567	512,830	100.0

4 税・財 産

区においては現在、特別区民税（個人分）、軽自動車税、特別区たばこ税、入湯税の4税を「特別区税」として課税している（課税実績はないがこのほかに鉱産税が定められている。）。

市町村民税（法人分）、固定資産税、特別土地保有税の3税は、一般的には市町村の財源であるが、特別区の地域においては、「特別区税」ではなく「都税」として都が特例により課税・徴収し、都区財政調整制度の原資となっている（なお、特別土地保有税は平成15年度以降、新たな課税を停止している。）。また、都市計画税、事業所税についても、「都税」として都が特例により課税・徴収している。

なお、区内では、練馬都税事務所（ただし一部の税目は、豊島・新宿の各都税事務所で扱う。）が固定資産税など都税を、練馬東税務署と練馬西税務署が所得税など国税を課税・徴収している。

(1) 区政を支える特別区税

●特別区税

区の平成26年度特別区税収入額は629億8,560万円（25年度比2.2％増）であり、区一般会計歳入額の25.0％を占めている。また、特別区税収入額に対する区民1人当たりの年間負担額は、88,561円（25年度比2.0％増）であった。

1 特別区民税（個人分）

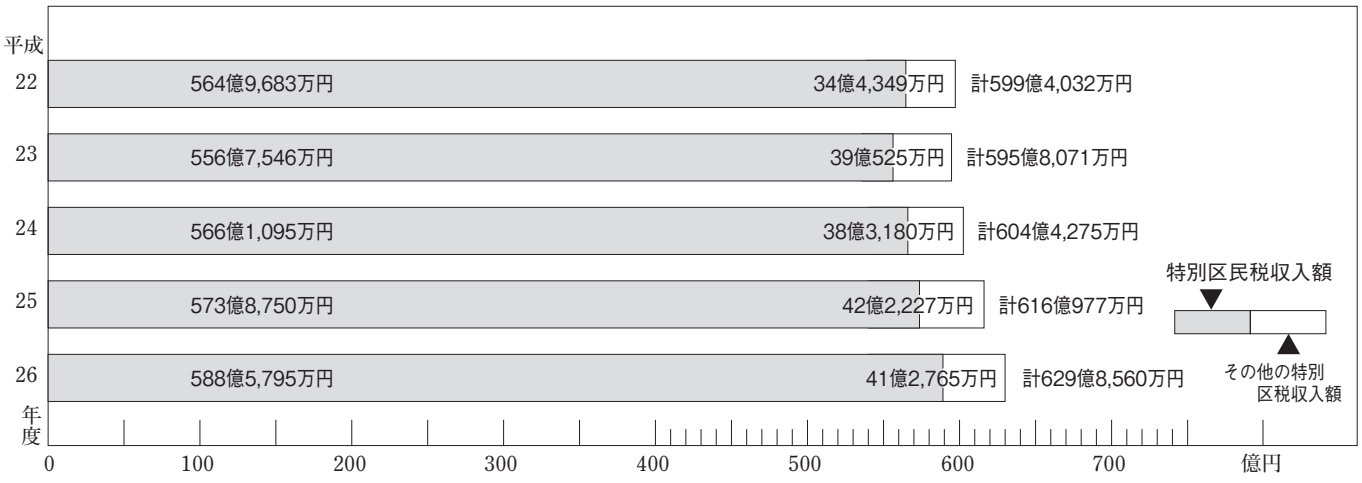
26年度の収入額は588億5,795万円で、特別区税に占める割合は93.5％と最も高い。25年度に比べ、2.6％増であった（前年度収入額は、573億8,750万円）。

また、納税義務者数は365,208人で、25年度に比べ1.2％増であった。

特別区税の収入状況（対前年度比較）

税目	平成25年度				平成26年度			
	調定額	収入額（収入率）	前年比	構成比	調定額	収入額（収入率）	前年比	構成比
	千円	千円（%）	%	%	千円	千円（%）	%	%
特別区民税								
現年課税分	57,503,693	56,233,642 (97.8)	1.2	91.3	58,907,137	57,643,504 (97.9)	2.5	91.6
滞納繰越分	4,394,960	1,153,854 (26.3)	10.4	1.9	3,993,014	1,214,446 (30.4)	5.3	1.9
小計	61,898,653	57,387,496 (92.7)	1.4	93.2	62,900,151	58,857,950 (93.6)	2.6	93.5
軽自動車税								
現年課税分	253,753	243,825 (96.1)	2.6	0.4	258,810	249,163 (96.3)	2.2	0.4
滞納繰越分	34,248	6,257 (18.3)	△6.0	0.0	31,816	7,129 (22.4)	13.9	0.0
小計	288,001	250,082 (86.8)	2.4	0.4	290,626	256,292 (88.2)	2.5	0.4
特別区たばこ税								
現年課税分	3,945,067	3,945,067 (100.0)	10.7	6.4	3,844,573	3,844,573 (100.0)	△2.5	6.1
滞納繰越分	—	—	—	—	—	—	—	—
小計	3,945,067	3,945,067 (100.0)	10.7	6.4	3,844,573	3,844,573 (100.0)	△2.5	6.1
入湯税								
現年課税分	27,122	27,122 (100.0)	10.5	0.0	26,781	26,781 (100.0)	△1.3	0.0
滞納繰越分	—	—	—	—	—	—	—	—
小計	27,122	27,122 (100.0)	10.5	0.0	26,781	26,781 (100.0)	△1.3	0.0
合計	66,158,843	61,609,767 (93.1)	1.9	100.0	67,062,131	62,985,596 (93.9)	2.2	100.0

特別区税収入額の推移



2 軽自動車税

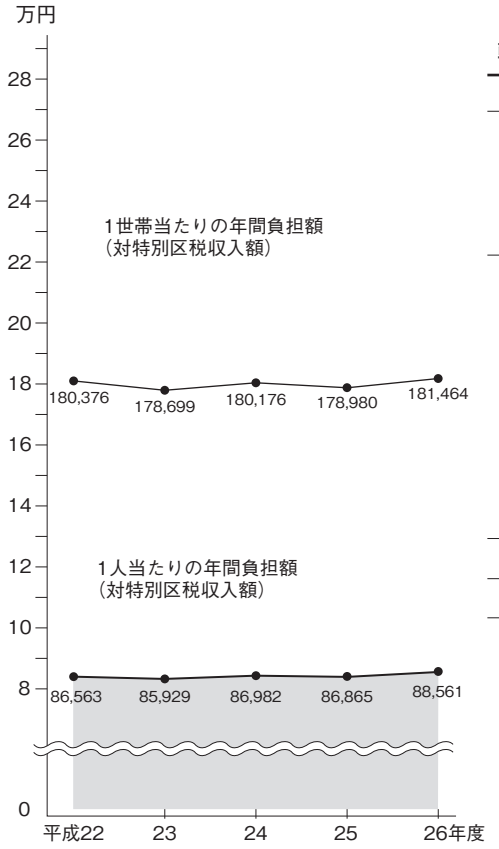
26年度の収入額は2億5,629万円で、特別区税全体の0.4％を占めており、対前年度の伸び率は、2.5％増であった。

また、軽自動車税の現年課税件数（過年度分を含む。）は77,210件で25年度に比べて186件少なかった。

3 特別区たばこ税

26年度の収入額は38億4,457万円で、特別区税全体の6.1％を占めている。前年度に比べ、2.5％の減であった。たばこの売り渡し本数は7億4,644万本で、25年度に比べ2,611万本、3.4％の減であった。

特別区税負担額の推移



注：平成24年7月の住民基本台帳法の改正に伴い、平成25年度から外国人住民を含む世帯数・人口により算出している。

軽自動車税車種別課税件数（現年課税分） 平成26年度

車種		件数	前年比	構成比
		件	%	%
原動機付自転車	50 cc 以下	20,231	△4.4	26.2
	90 cc 以下	2,207	△5.9	2.9
	125 cc 以下	8,799	4.2	11.4
	ミニカー	347	4.2	0.4
軽自動車および小型特殊自動車	軽自動車			
	二輪	8,888	△2.0	11.5
	（うち、被けん引車）	(87)	(13.0)	(0.1)
	三輪	3	0.0	0.0
	四輪（乗用）	16,876	6.2	21.9
	四輪（貨物）	11,832	△0.4	15.3
	雪上車	1	0.0	0.0
	小型特殊自動車			
	農耕作業用	144	2.9	0.2
	その他	323	△2.4	0.4
二輪の小型自動車		7,559	△2.9	9.8
合計		77,210	△0.2	100.0

4 入湯税

26年度の収入額は2,678万円であった。課税対象となる入湯客数は、178,543人であった。

(2) 都　税

平成26年度都税収入は、昨年度より約2,489億円増の4兆7,399億円となった。

26年度の練馬都税事務所の都税収入については、前年度より約20億9千万円増の891億544万円である。この数値は、都税収入全体の約1.9％を占め、税収の規模は23区中12番目である。

収入状況は、収入全体の主要を占める固定資産税・都市計画税が2.3%の増、個人都民税が2.5%の増であった。全体としては、昨年度の2.4%の増収となった。

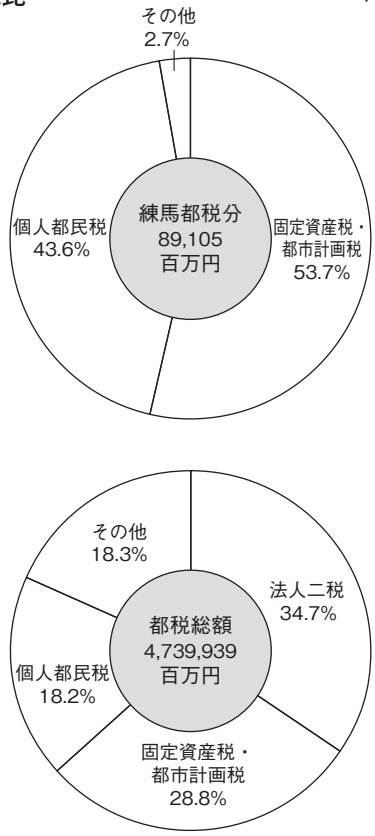
練馬区内の都税収入の特徴は、法人二税が収入全体の一定割合を占める全都と異なり、固定資産税・都市計画税の割合が高いことである。

練馬都税事務所の収入状況

区分 / 税目	平成25年度 税額	平成25年度 構成比	平成26年度 税額	平成26年度 構成比
	百万円	%	百万円	%
個人都民税	37,883	43.5	38,824	43.6
法人二税	132	0.2	135	0.2
個人事業税	63	0.1	69	0.1
不動産取得税	1,908	2.2	1,906	2.1
自動車税	212	0.2	286	0.3
固定資産税	38,244	44.0	39,165	43.9
都市計画税	8,567	9.8	8,707	9.8
軽油引取税	0	0.0	0	0.0
事業所税	1	0.0	6	0.0
その他	0	0.0	7	0.0
合計	87,010	100.0	89,105	100.0

注：①現年課税分と滞納繰越分の合計。
②還付未済分を含む。
資料：練馬都税事務所

都税収入構成比　　平成26年度



資料：練馬都税事務所

(3) 国　税

平成25年度、練馬区管内税務署の国税徴収決定済額の総額は約1,545億円であった。

国税徴収決定済額の推移

区分／税目	平成24年度 税額	平成25年度 税額
	百万円	百万円
源泉所得税	27,008	1,966
源泉所得税及復興特別所得税	4,438	32,694
申告所得税	30,527	3,475
申告所得税及復興特別所得税	0	30,526
法人税	22,868	22,590
復興特別法人税	430	2,197
相続（贈与）税	31,626	30,850
消費税	94	83
消費税及地方消費税	30,861	29,648
その他	390	506
計	148,243	154,536

注：①「その他」は、地価税、酒税、たばこ税、たばこ税及たばこ特別税、石油石炭税、旧税、電源開発促進税、揮発油税及地方道路税、揮発油税及地方揮発油税、石油ガス税、自動車重量税、航空機燃料税及び印紙収入の合計である。
②相続税には贈与税を含む。
③計数は速報値である。
資料：東京国税局

(4) 財　産

区が所有する財産は、公有財産、物品、債権、基金に分けられる。

公有財産は、土地、建物、工作物等の不動産や有価証券等であり、物品は各種備品、機器等の動産をいう。

基金は特定の目的のために資金を積み立てたり運用するものである。平成26年度現在、基金の種類は12となっている。

区有財産の現況　　平成27年3月31日現在

種別	数量	推定価格	摘要
土地	2,923,918.06㎡	7,528億7,677万円	庁舎、学校等の敷地面積
建物	1,174,338.61㎡	1,496億9,882万円	庁舎、学校等建物の延べ面積
工作物等	—	143億725万円	プール、公園施設等
無体財産権	3件	188万円	アニメキャラクター「ねり丸」の著作権等
有価証券	2,650株	(額面)4,250万円	株式
出資による権利	—	5億534万円	練馬区環境まちづくり公社出捐金、練馬区文化振興協会出捐金等
物品(特別整理備品)	2,410点	62億6,841万円	各種事務用機器、機械、車両等
債権	—	58億9,565万円	練馬区土地開発公社資金貸付金等
基金	(積立基金)	587億4,212万円	まちづくり基金、芸術作品設置基金、区営住宅整備基金、福祉基金、介護保険給付準備基金、減債基金、みどりを育む基金、財政調整基金、施設整備基金、大江戸線延伸推進基金
	(運用基金)	150億5,000万円	用地取得基金、美術作品取得基金

第1章

次代を担う子どもの健やかな成長を支える
～子ども分野～

1　子どもと子育て家庭を地域で支える …… 54
2　子どもが楽しく学ぶことができ、地域に開かれた学校教育を進める　61
3　青少年を健やかに育成する …　71



ジュニアリーダー養成講習会（キャンプの様子）

1　子どもと子育て家庭を地域で支える

(1) 地域で子育てを支える

●子ども家庭支援センター

子供や家庭の抱える不安や悩みは漠然としたものから深刻なものまで様々だが、地域において早期に対応することが、問題の深刻化を防ぎ、解決をより容易にする。

練馬子ども家庭支援センターでは、子供と家庭に関するあらゆる相談に応じ、子育てのひろば、乳幼児一時預かり事業、ファミリーサポートセンター事業、トワイライトステイなどのサービスの提供、子育てに関する情報の提供、子育てスタート応援券の送付などを行っている。

1　子どもと家庭の総合相談（練馬・関・光が丘・大泉・貫井子ども家庭支援センター）

子供と家庭に関するあらゆる相談に応じ、相談内容に応じた専門機関やサービスの紹介、サービスの調整を行っている。平成26年度は2,742件の相談があった。（虐待に関する相談611件、養護相談501件、育児しつけ等の相談1,553件、不登校に関する相談77件）

2　子育てのひろば（練馬・関・光が丘・大泉・西大泉・貫井・北大泉児童館・光が丘児童館ぴよぴよ・立野地区区民館ぴよぴよ）

0～3歳の乳幼児とその保護者を対象に、親子が自由に来所し、楽しく遊び、語り、子育てについて学びあう場である。26年度は、166,277人の親子の利用があった。

3　民設子育てのひろばへの補助

18年5月から、民間団体が運営する子育てのひろばへの補助を開始した。26年度は51,306人の親子の利用があった。

4　子育て相談（練馬・関・光が丘・大泉・西大泉・貫井・北大泉児童館・光が丘児童館ぴよぴよ・立野地区区民館ぴよぴよ）

保育士などが子育てに関する一般相談を行っている。また、多方面に及ぶ相談には総合福祉事務所や児童相談センターなどの関係機関との連携を図ることで対応している。26年度は、5,911件の相談があった。

5　ファミリーサポートセンター（育児支えあい）事業

地域の中で区民が相互に育児を支えあうもので、保育を希望する保護者に、練馬区ファミリーサポートセンターを通して、住所地の近くや条件にあった援助会員の紹介を行っている。27年3月31日現在、利用6,087人、援助320人の会員がいる。

6　子どもショートステイ・トワイライトステイ事業

保護者が出産、病気、看護、出張などで、家庭での保育が困難なときに専門の施設で保育士などが2歳から小学校6年生まで（東京都石神井学園は17歳まで）を対象として保育に当たっている。このうち、子どもショートステイは陽だまり荘と東京都石神井学園で実施している宿泊型一時保育で、1か月のうち6泊まで利用できる。また、生後2か月から1歳までの乳幼児を対象として、聖オディリアホーム乳児院で子どもショートステイを実施している。26年度は延べ1,213人の利用があった。トワイライトステイは、陽だまり荘、東京都石神井学園、練馬・光が丘・大泉・関ぴよぴよで実施している午後5時から午後10時までの夜間一時保育で26年度は延べ1,152人の利用があった。

7　乳幼児一時預かり事業

保護者が仕事や外出など様々な理由で一時的な保育が必要なときに、乳幼児（生後6か月から就学前児）の短時間の保育を行っている。

練馬・光が丘・大泉・関・貫井ぴよぴよで実施しており、26年度は延べ12,603人（件）の利用があった。

8　育児支援ヘルパー事業

産前産後の体調不良などで家事援助を必要とする方にホームヘルパーを派遣している。原則として、妊娠期から出産後6か月以内に36時間を限度に派遣しており、26年度は、延べ2,119.5時間の利用があった。

9　子育てスタート応援券

新生児のいる家庭に、区の実施している子育て支援事業を紹介し、利用いただくため子育てサービスが利用できる応援券を8枚支給している。利用できるサービスは、育児支援ヘルパー事業、乳房ケアなど練馬助産師会が実施する事業、ファミリーサポート事業、乳幼児一時預かり事業で、出生届・転入届により対象となるすべての世帯に郵送している。26年度は育児支援ヘルパーに延べ996時間、練馬助産師会実施事業に延べ3,069回、ファミリーサポートに延べ2,579時間、乳幼児一時預かりに延べ3,953回利用された。

10　子育て支援啓発講座

育児の悩みを抱えがちな子育て中の親を対象に、ファシリテーターと呼ばれる推進役とともに、それぞれの悩みを話しながら子育てのノウハウを共に学ぶ講座（ノーバディーズ・パーフェクト）を実施している。26年度は、全6回の連続講座を4回実施し、45人が受講した。

●区立保育所子育て支援事業

地域に開かれた保育所としての機能を拡充するために、全区立保育所で子育て相談や地域の親子と交流する事業を行っている。

1　子育て相談

園長のほかに栄養士、看護師が、専門知識や保育所での経験を基に子育てに関する相談に応じている。平成26年度は、3,588件（うち電話相談は317件）の相談があった。

2 地域交流事業

保育所の近隣に住む乳幼児の親子を対象に、園庭開放やふれあい給食、季節の行事に参加する事業を行っている。また、各地区の保育園が児童館や保健相談所と協力し、子育ての情報や保育所の遊び、食事を紹介するイベント「子育ての輪」を行っている。26年度は、2,366事業16,426人の参加があった。

●練馬こどもまつり

練馬こどもまつりは、子供たちに楽しい遊びを伝えること、親と子の交流の場を提供すること等を目的として、「児童福祉週間」にちなみ、原則として毎年5月の第2土曜日に開催している。会場は光が丘公園と石神井公園の2か所で、それぞれの会場では木工作や手芸、スタンプラリー、ジャンボパチンコなどが行われ、ステージでは、歌やダンスなどが披露される。

運営は、区が事務局となり、児童館、地域の住民団体により行われ、子供たちも「子どもスタッフ」として準備や当日の運営に参加し、子供たち自身にとって楽しいまつりとなるよう活動した。平成26年度は、5月10日に開催し、当日来場者は延べ53,000人であった。

●児童手当などの支給

児童の健全な育成と福祉の向上を目的に、児童手当を始めとする各種の手当の支給および子ども医療費の助成を行っている。

なお、児童手当と第3子誕生祝金を除き、それぞれの手当には一定の所得制限がある。

1 児童手当

中学校3年生までの児童を養育している保護者に対して支給している。支給月額はつぎのとおりである。

対象		子供1人当たりの月額
0歳～3歳未満（一律）		15,000円
3歳～小学生	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生（一律）		10,000円
所得超過世帯（一律）		5,000円

平成27年3月31日現在の支給児童数は80,791人である。

2 児童育成手当

父または母が死亡、離婚、未婚、遺棄等でいないか、父または母が重度の障害者である18歳に達した日の属する年度の末日までの児童を養育している保護者に、育成手当を支給している。ただし、児童が施設に入所しているときなどは支給されない。支給月額は児童1人につき13,500円、27年3月31日現在の支給児童数は8,225人である。

また、20歳未満の心身に一定程度の障害（身体障害者手帳1、2級程度、愛の手帳1～3度程度、脳性まひ、進行性筋萎縮症）のある児童の保護者に、障害手当を支給している。支給月額は児童1人につき15,500円で、27年3月31日現在の支給児童数は514人である。

3 第3子誕生祝金

区に1年以上在住している保護者を対象に、第3子以降の子供が誕生した場合、新生児1人につき20万円を支給している。26年度は595人に支給した。

4 児童扶養手当

父または母が死亡、離婚、未婚、遺棄等でいないか、父または母が重度の障害者（身体障害者手帳1、2級程度）である18歳に達した日の属する年度の末日までの児童（ただし、身体障害者手帳1～3級程度、愛の手帳1～3度程度の障害児の場合は20歳未満）を養育している保護者に支給している。ただし、児童が施設に入所しているときなどは支給されない。

支給月額は、受給者本人の所得が基準より低い場合は全額支給されるが、一定所得以上の場合は所得金額に応じて10円刻みで、一部または全部支給制限を受ける。また、26年12月に受給者または児童の公的年金給付等の受給額に応じて、一部または全部支給制限を受ける旨の制度改正が行われた。児童1人の場合の27年4月現在の支給月額は、全額支給は42,000円（一部支給は41,990円～9,910円）、児童2人の場合5,000円加算、3人目以降は1人につき3,000円加算となる。27年3月31日現在の受給者は4,532人、対象児童数6,444人である。

5 特別児童扶養手当

20歳未満で、重度の障害（身体障害者手帳1、2級程度、愛の手帳1、2度程度）、または中度の障害（身体障害者手帳3級程度および4級の一部、愛の手帳3度程度）のある児童を養育している保護者に支給している。ただし、児童が施設に入所しているときなどは支給されない。支給月額は、1人につき重度障害児は51,100円、中度障害児は34,030円で、27年3月31日現在の支給対象児童数は合わせて681人である。

6 子ども医療費の助成

小学校就学前の児童を対象に乳幼児医療証を交付して実施している乳幼児医療費助成に加え、19年4月から小中学生を対象に子ども医療証を交付して、健康保険の一部負担金（高額療養費に該当する場合は、自己負担限度額まで）と入院時食事療養費標準負担額を助成している。27年3月31日現在の対象人数は乳幼児医療証が40,662人、子ども医療証が52,155人、合計92,817人である。

7 ひとり親家庭等の医療費助成

母子家庭、父子家庭、両親がいない児童等を養育している保護者に医療証を交付し、健康保険の一部負担金（高額療養費および高齢者の医療の確保に関する法律に準じた一部負担を除く）を助成している。27年3月31日現在の対象人員は、3,729世帯、5,254人である。

●子ども・子育て支援事業計画

1 計画策定の背景

平成27年4月1日現在、区の児童数は、107,408人で、区の人口の15.0％を占めている。児童の内訳は、乳児（1歳未満）6,031人、幼児（1～5歳）29,272人、少年（6～17歳）72,105人である。区における児童数は減少傾向にあり、将来推計においても減少することが見込まれるなど少子化が進行している。

また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、子育ての不安感や負担感、孤立感を抱える保護者は少なくない。近年では、保育所の待機児童が急増しており、解消に向けた取組を進めているが、その解消には至っていないなど、支援の質・量の両面の拡充が必要になっている。

こうした課題に対応していくため、国は子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援新制度」を27年4月に本格施行した。

区では新制度の実施に合わせて、子ども・子育て支援施策の充実にさらに取り組んでいくこととし、子ども・子育て支援法に基づく法定計画として「練馬区子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～31年度）」を策定した。計画は、「みどりの風吹くまちビジョン～新しい成熟都市・練馬をめざして～」（以下「ビジョン」という。）を上位計画とする子ども・子育て分野の個別計画として位置付けている。策定に当たっては、区民へのニーズ調査を実施するとともに、公募区民などで構成する「練馬区子ども・子育て会議」での意見や区民意見反映制度による区民意見の反映に努めた。

2 計画の基本目標

ビジョンで示された区の基本的な施策の方向性を踏まえ、「安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが健やかに成長できる環境を整えます」という基本目標を設定した。この基本目標を達成するため、「子どもと子育て家庭の支援の充実」「子どもの教育・保育の充実」「子どもの成長環境の充実」の3つの取組の視点を定めるとともに、各視点に対応する分野にそれぞれ重点取組を定めた。この計画に沿って、様々な事業を展開し、子どもの成長と子育ての総合的な支援を推進する。

(2) 就学前の子どもの成長を支える

●保育所待機児童の解消

保育所待機児童対策を区政の重要課題の一つとして位置づけ、認可保育所等の整備に努めてきたが、依然として保育所等への高い入所需要があり、平成27年4月1日現在の待機児童数は、27年度の厚生労働省基準で176人、26年度までの厚生労働省（旧）基準で375人である。

今後も引き続き認可保育所や地域型保育事業などの拡充により、待機児童の解消を図っていく。

●多様な保育サービスの展開

1 乳児保育

区立保育所では、昭和62年4月に、生後58日からの産休明け保育を開始し、平成27年4月1日現在14園で実施している。また、23園で生後101日から、14園で8か月からの乳児を受け入れている。

私立保育所では、54園で生後58日、6園で6か月からの乳児を受け入れている。

2 障害児保育

区立保育所では原則として、中・軽度の障害のある幼児を受け入れ、統合保育を行っている。また、私立保育所でも園の状況に応じて受入れを行っている。27年4月1日現在、区立保育所60園に130人、私立保育所33園に69人が在籍している。

3 延長保育

満1歳以上の児童については、全保育所で午前7時30分から午後6時30分（一部私立では時間帯が異なる。）まで保育を行っている。

さらに、保護者の就労等の延長に対応するために、27年4月1日現在、区立11園・私立15園で夕方1時間、私立4園で夕方1時間30分、区立18園・私立41園で夕方2時間、私立1園で夕方2時間30分、区立18園・私立22園で朝30分の延長保育を実施している。区立524人・私立724人の児童が利用している。

また、16年4月から、延長保育利用定員の空きを活用した、一日単位の延長保育スポット利用を実施している。26年度は、区立保育所28園で8,469人の利用があった。

4 年末保育

13年度から、多様な就労形態に対応するために、12月29日・30日において午前7時30分から午後6時30分まで、年末保育を実施している。26年度は、区立保育所8園、私立保育所5園で利用児童数は延べ228人（※区立は139人、私立は89人）であった。

5 病児・病後児保育

病後児保育は、10歳未満の児童が、病気の回復期にあり、集団保育が困難な期間、一時的に保育することで、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業である。また、病児保育は、病気の回復期に至らないが、当面急変のおそれのない児童の保育を行う事業である。病後児保育は15年4月から、病児保育は23年4月から事業を開始した。27年4月1日現在、病後児保育は1か所、病児・病後児保育は5か所で実施している。26年度は、延べ4,948人の利用があった。

6 休日保育

認可保育所が休みとなる日曜日と祝・休日（12月29日～1月3日を除く。）に、仕事のため家庭で保育できないときに、保護者に代わって児童を保育する制度である。

対象は区の認可保育所に在園する満1歳以上の児童

で、午前7時30分から午後6時30分までの必要な時間を申し込み、保育料は無料である。

18年4月から1園（光が丘第八保育園）、10月から3園（向山保育園・石神井町つつじ保育園・東大泉第三保育園）、27年4月から1園（上石神井第二保育園）の、区立保育所計5園で実施している。26年度の延べ利用者数は783人であった。

7 一時預かり

保護者の育児疲れ解消、短時間・断続的な仕事など理由を問わず一時的な保育が必要なときに、保護者に代わって保育する制度である。

私立保育所においては、15年4月から大泉にじのいろ保育園で開始して以降、27年4月1日現在19園で実施している。26年度は19園で延べ7,233人の利用があった。

また、区立保育所においては18年10月から東大泉第三保育園で、22年10月から豊玉第二保育園で実施し、26年度は2園で延べ2,587人の利用があった。

8 短期特例保育

保護者が病気、出産等により一時的に保育ができなくなったときに、子育ての経験を持つなど一定の要件の下で区が認定した保育員または保育室等および保育所が保護者に代わって乳幼児を保育する制度である。

27年4月1日現在、保育員5人（児童定員各3人）、保育室3室、認証保育所22か所、区立保育所60園、私立保育所45園で定員に欠員が有る場合に保育を行う。26年度は66人、延べ976日の保育を行った。

●私立保育所への助成の充実

私立保育所に対しては、施設整備への支援だけでなく、保育内容の充実、運営の安定ならびに区立と同様の保育態勢の確立などを目的として財政等の援助を行なっている。

●保育所を補完する制度

多様化する保育需要に応えるため、保育所を補完するものとして、つぎのような制度を設けている。

1 認証保育所

大都市の多様化する保育ニーズに対応するため、都が基準を満たす施設を認証し、区が運営費を助成している。また、保護者への保育料一部助成を行っている。

区内では、平成27年4月1日現在、認証保育所が34か所開設されている。

2 家庭的保育者（保育ママ）

保護者が共働きなどのため、家庭で子供の保育ができない場合、区が認定した家庭的保育者が、保護者に代わって自宅で保育する制度である。

家庭的保育者には、保育士・教員、看護師等の資格と子育ての経験を持つことなど、一定の要件を必要としている。対象児は、生後58日以上、3歳未満の児童である。26年度は、月平均162人の保育を行った。

3 小規模保育事業

27年4月の子ども・子育て支援法の施行に伴い、区の

保育所数・児童定員・待機児童数の推移　　各年4月1日現在

区分／年次	保育所			児童定員			待機児童※
	区立	私立	合計	区立	私立	合計	
	園	園	園	人	人	人	人
平成23	60	29	89	6,541	2,277	8,818	564
24	60	36	96	6,541	2,873	9,414	523
25	60	41	101	6,567	3,318	9,885	578
26	60	48	108	6,585	3,922	10,507	487
27	60	65	125	6,596	5,285	11,881	176 (375)

※　平成27年度の待機児童数は厚生労働省新基準による算定。旧基準による算定は（　）内に記載

認証保育所・家庭的保育者・小規模保育事業・保育室の推移　　各年4月1日現在

区分／年次	認証保育所		家庭的保育者（※1）		小規模保育事業						駅型グループ保育室（※4）		保育室		事業所内保育事業（※5）	
					A型		B型（※2）		C型（※3）							
	施設数	定員	家庭的保育者数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
	か所	人	人	人	か所	人	か所	人	か所	人	か所	人	か所	人	か所	人
平成23	31	968	50	147	－	－	－	－	－	－	8	75	7	140	－	－
24	34	1,055	51	149	－	－	－	－	－	－	8	75	5	133	－	－
25	36	1,117	54	159	－	－	－	－	－	－	8	60	4	93	－	－
26	36	1,146	57	168	－	－	4	67	2	30	3	27	4	93	－	－
27	34	1,065	56	170	2	38	7	118	4	55	－	－	3	73	2	37 (10)

※1　平成26年度までは家庭福祉員
※2　平成26年度までは小規模保育事業（スマート保育）
※3　平成26年度まではグループ型家庭的保育事業
※4　平成27年3月31日ですべて廃止
※5　（　）内は、地域枠の定員

定めた設置運営基準を満たし認可された定員19人までの小規模な保育事業である。対象児は生後58日以上、3歳未満の児童である。A型（保育所分園型）、B型（中間型）、C型（家庭的保育事業（グループ型小規模保育）型）の3類型があり、それぞれ設置運営基準等が異なる。

区内では27年4月1日現在、A型の小規模保育事業が2か所、B型7か所、C型4か所が開設されている。なお、B型のうち4か所はスマート保育事業からの移行、C型4か所はグループ型家庭的保育事業からの移行である。

4 事業所内保育事業

保護者が共働きなどのため、家庭で子供の保育ができない場合、区が認可した事業所が、その事業所の従業員の子供を対象に開設した事業所内保育所に地域枠としてその地域で保育が必要な子供も一緒に保育する制度である。

対象児は生後58日以上3歳未満の児童である。27年4月1日現在、2か所開設されている。

5 保育室

一定基準を満たす認可外保育施設を「保育室」として指定し、保育事業を委託している。26年度は、月平均75人の保育を行った。

●学童クラブ室活用型子育て支援事業　にこにこ

学童クラブ在籍児童のいない午前中の時間帯を活用して、学童クラブ室を子育て中の親子や子育てグループの交流の場として週2回程度開放する事業を平成13年度から開始した。

開放の形態は、個人利用の「子育て家庭集いの場」と、団体利用の「子育てグループ活動の場」の2種類がある。いずれの場合も、夏休みなど学童クラブ在籍児童が午前中から学童クラブ室を利用する日は利用日から除いている。

1 子育て家庭集いの場

0～3歳の乳幼児とその保護者を対象として、自由に来所し、楽しく遊び、語らう場として学童クラブ室を開放する事業を実施している。26年度は76か所で実施し、延べ48,506人の利用があった。

2 子育てグループ活動の場

子育てグループを対象に、児童館内の学童クラブ室を貸し出す事業で、利用は予約制となっている。17児童館のうち学童クラブがある13館すべてで実施している。26年度は延べ65団体への貸出しを行った。

(3) 学齢期の子どもの成長を支える

●学童クラブ

学童クラブは、保護者の就労等により保育を必要とする小学校に在籍する児童の健全育成を図る施設である。保育時間は、平日は放課後（土曜日・夏休みなど学校休業日は午前9時）から午後6時（土曜日は午後5時）までである。指定管理者制度および運営業務委託による学童クラブにおいては、保育時間を延長（午前8時から午後7時まで）している。

平成27年3月31日現在、92クラブ（児童館・厚生文化会館・地区区民館内30、小学校内49、単独13）を開設しており、児童が指導員の下で、遊びや文化活動を繰り広げている。

また、昭和57年度から軽・中度障害児も受け入れており、平成27年3月31日現在、84クラブに162人が在籍している。

平成27年度から高学年（小学校4～6年生）の受入をモデル事業として一部の学童クラブで行なっている。

留守家庭児童数と学童クラブ在籍者数の推移

各年10月1日現在

年　次	平成24	25	26
学　校　数	65校	65校	65校
児　童　数	15,929人	15,809人	15,980人
留守家庭児童数	5,132人 32.2％	5,099人 32.3％	5,461人 34.2％
学童クラブ数	92か所	92か所	92か所
在　籍　者　数	3,719人 72.5％	3,795人 74.4％	3,884人 71.1％

注：児童数は1～3年の在籍児童数。在籍者数の割合は、留守家庭児童数に対する学童クラブ在籍者数の割合。

●放課後児童等の広場（民間学童保育）事業

NPO法人その他の団体が、①共働きなどのため、放課後の保育が受けられない小学生を対象に、放課後や学校休業日の居場所を提供し、その健全育成を図る「放課後児童の広場」事業、②乳幼児を持つ親子が気軽に集い、交流できる場を提供する「子育ての広場」事業、③保護者の代わりに乳幼児を一時的に預かり保育する「乳幼児の一時預かり」事業を実施し、区の基準を満たしている場合に、区が運営費等の一部を助成する子育て支援事業である。平成27年3月31日現在、5か所で運営されている。

●児童館（室）

区では、幼児・小学生などの健全育成を図るため、「室内遊び場」として児童館（室）を設置している。

児童館（室）では、図書室、工作室、音楽室、遊戯室等を利用して遊びの指導、各種クラブ活動のほか、映画会、子どもえんにちなどの催しを行っている。

平成27年3月31日現在、児童館等の施設は児童館17か所、厚生文化会館児童室1か所、地区区民館22か所である。26年度は、1日平均で1館（室）当たり99人の児童が利用した。

また児童館では、週1～3回、午前中に、リズム体操、読み聞かせ等集団での遊びを中心に、乳幼児を対象とした子育て支援事業を行っており、26年度は1館当たり平均103回の事業に1回当たり28人が参加した。

このほか、乳幼児の保護者を対象とした子育てに関す

る事業も行っており、26年度は1館当たり平均7.5回の講演会等を開催し、1回当たり28人が参加した。

また地域の子育て支援の核として、子育てに関する相談事業、子育てサークルの支援、子育て情報の提供等、子育てネットワークの構築のための積極的な事業展開を行っている。

なお、光が丘なかよし児童館では①「中高生の居場所づくり事業」として月曜日～土曜日、午後6時15分から午後8時まで、②「親子のふれあう場等提供事業」として日曜・祝日、午前9時から午後5時まで施設開放を行っている。このほか、中村児童館・土支田児童館・平和台児童館・南田中児童館・春日町児童館・石神井台児童館・栄町児童館・東大泉児童館では週2回、光が丘児童館・上石神井児童館では月曜日～土曜日、午後5時から午後7時まで、「中高生の居場所づくり事業」として中高生のための時間を設けている。

児童館（室）利用状況の推移

館名＼年度	平成24	25	26
（児童館）	人	人	人
栄町	28,539	32,191	30,747
中村	61,920	62,080	63,193
平和台	32,103	39,333	34,438
春日町	31,583	27,847	26,446
北町	28,919	23,272	30,024
光が丘	37,545	43,897	50,567
光が丘なかよし	75,128	79,070	79,926
土支田	32,266	31,589	31,238
南田中	40,619	35,673	47,889
三原台	30,751	30,764	32,429
石神井	31,692	32,011	31,642
石神井台	42,431	45,164	41,151
上石神井	32,486	33,787	36,396
関町	34,074	38,452	38,172
東大泉	42,037	39,732	41,243
西大泉	31,360	31,875	30,501
北大泉	30,641	30,237	30,098
（児童室）			
厚生文化会館	29,589	31,539	30,821
地区区民館	335,679	369,854	370,636
合計	1,009,362	1,058,367	1,077,557

注：地区区民館は、22か所の合計。

(4) 支援が必要な子どもと子育て家庭を応援する

●児童虐待防止

児童福祉法第25条の2により、地方公共団体は、要保護児童等への適切な保護または支援を図るため、要保護児童対策地域協議会を設置するように努めなければならないとされ、区では、平成19年3月、従来の児童虐待防止協議会を、児童福祉法に基づく練馬区要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）に発展的に移行し、児童虐待の防止と早期発見のための一層広範な連携を構築することに努めている。（要保護児童等とは、要保護児童もしくは要支援児童およびその保護者または特定妊婦（法第25条の2）である。）

また、協議会の調整機関として練馬子ども家庭支援センターを指定し、協議会の運営の中核となって関係機関との連絡調整に当たるとともに、要保護児童等に関する支援や児童虐待の防止と早期発見、問題解決のための援助に取り組んでいる。

●相談と指導

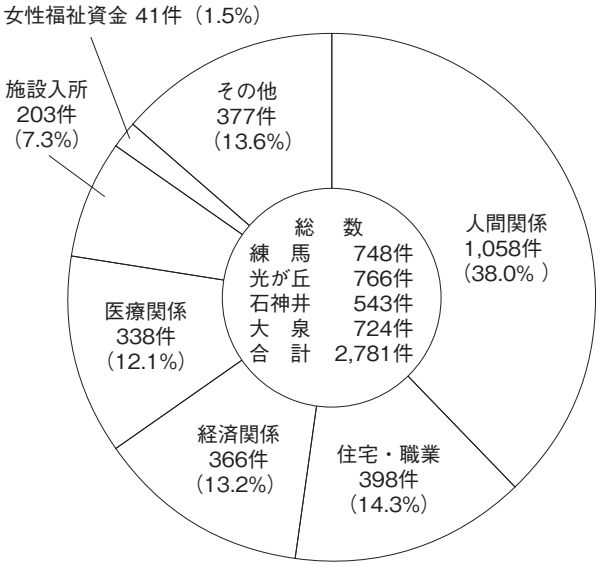
総合福祉事務所には、母子・父子自立支援員兼婦人相談員および家庭相談員を配置している。母子・父子自立支援員兼婦人相談員は、女性やひとり親などが抱える様々な問題についての相談を受け、必要な助言と指導を行っている。

家庭相談員は、経済的問題など、家庭に関わる種々の悩みごとについての助言と指導を行っている。

母子・父子自立支援員の相談・指導（相談件数） 平成26年度

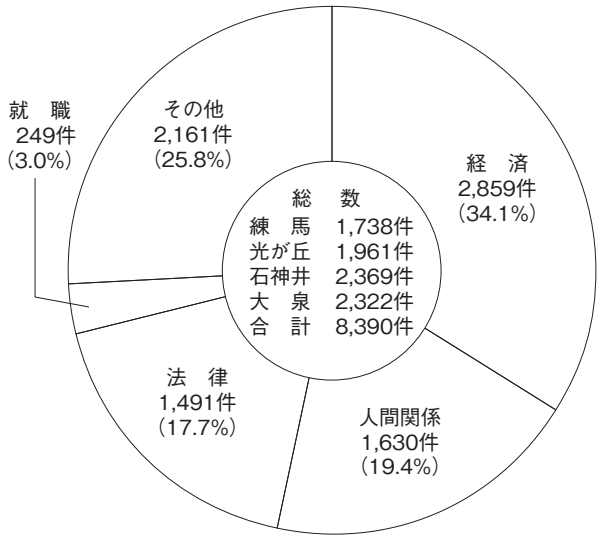
項目＼総合福祉事務所		練馬	光が丘	石神井	大泉
相談実人員		1,087人	852人	954人	1,128人
合計件数		1,774件	1,921件	1,440件	1,673件
生活一般	住宅	84	28	71	57
	医療	110	40	43	40
	家庭紛争	93	90	69	60
	就労	112	61	76	94
	その他（結婚・内職・家事援助他）	391	710	368	644
児童	養育	206	103	150	84
	教育	54	10	21	35
	非行	4	1	2	0
	就職	16	3	2	2
	その他	19	6	44	14
生活資金等	母子および父子福祉資金	400	671	406	530
	公的年金	4	7	1	1
	児童扶養手当	19	8	18	36
	生活保護	35	71	39	18
	その他	164	20	70	14
その他		63	92	60	44

婦人相談員の相談・指導　　平成26年度



注：件数は合計件数

家庭相談員の相談・指導　　平成26年度



注：件数は合計件数

●ひとり親家庭等の支援

ひとり親家庭は、母親や父親がひとりで「生活の維持」「仕事と家事・育児の両立」など多くの問題を抱え込むことになり、精神的にも経済的にも大きな負担がかかっている。また、都市特有の住宅難、核家族化の進行、地縁的なつながりの欠如などにより孤立化しやすい状況となっている。

区ではこれらのひとり親家庭の自立のために、相談業務や福祉資金の貸付けを行っている。

さらに平成17年度から就業支援を柱とした自立支援策を実施しており、26年度は6人に自立支援教育訓練給付金、36人に高等職業訓練促進給付金等を支給した。

また、家庭の事情などにより緊急に保護を必要とする女性および母子に対して、一時的に保護する事業を行っている。

●ひとり親家庭等の福祉増進のために

1　ひとり親家庭等休養ホーム

ひとり親家庭および寡婦のレクリエーションと休養のために、国民宿舎などをひとり親家庭等休養ホームとして指定し、年度1人3泊を限度として低料金で利用できるようにしている。平成26年度は、延べ117世帯、360人の利用があった。

2　ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業

小学生以下の児童のいるひとり親家庭が、日常生活を営むのに、著しく支障がある場合等にホームヘルパーを派遣し、子供の世話等生活の援助をする。平成26年度は、195世帯が利用登録し、134世帯に延べ6,111回派遣した。

●母子生活支援施設

「児童福祉法」に基づく児童福祉施設で、配偶者がいないなど、養育すべき児童のいる母子を入所させて、自立に必要な生活指導を行い、児童の健全育成を図るとともに、これらの家庭の社会への適応を図ることを目的としている。平成27年4月1日現在、区内および区外の母子生活支援施設に18世帯、46人が入所している。

2 子どもが楽しく学ぶことができ、地域に開かれた学校教育を進める

(1) 地域の特色を活かした教育を推進する

●練馬区教育振興基本計画

教育委員会では、これまでの区の教育についての取組や教育基本法の改正などの教育に関する制度の変化などを踏まえ、区が目指すこれからの教育の姿を明らかにし、教育の振興に関する施策を総合的・計画的に進めるため平成24年5月に「練馬区教育振興基本計画」を策定した。

計画策定に当たり、区民、学識経験者や学校関係者等からなる練馬区教育振興基本計画懇談会における検討結果を踏まえるとともに、区民意見の募集を行った。

計画期間は24年度から33年度までの10年間で、おおむね5年経過時点を目途に、教育をめぐる社会情勢の変化などに応じ必要な見直しを行う。

1 基本理念と区が目指すこれからの教育の姿

教育を取り巻く情勢や練馬区教育委員会教育目標、練馬区基本構想で掲げる10年後の姿を踏まえるとともに、地域における人材や団体が豊富なことなど地域全体で区の教育を支援する土壌があることから、以下の基本理念を定めた。

「地域の絆で育む『心身ともに健康で知性と感性に富み、人間性豊かな子供』」

また、この基本理念のもとに、区が目指すこれからの教育の姿をつぎのとおり定めた。

・「生きる力」を育む教育を推進します。
・学校・家庭・地域が協働し、社会全体で教育に取り組みます。
・練馬区らしさを活かした教育を推進します。

2 基本的な視点と基本施策

区が目指すこれからの教育の姿の実現を図るため、3つの基本的な視点に基づき15の基本施策を定めた。

⑴ 基本的な視点1　教育の質の向上
　① 学力向上に向けた支援
　② 道徳教育および人権教育の充実
　③ 体力向上および健康づくりに向けた支援
　④ 就学前教育の充実
　⑤ 小中一貫教育の推進
　⑥ 今日的な教育課題への対応
　⑦ 教員の指導力向上に向けた支援
⑵ 基本的な視点2　家庭や地域と連携した教育の実現
　① 地域に開かれた学校教育の推進
　② 特色ある学校づくり
　③ 子育て家庭への支援と子供の居場所づくり
⑶ 基本的な視点3　教育環境の充実
　① 教育相談の充実
　② 安全・安心な教育環境の整備
　③ 特別支援教育の充実
　④ 学校施設・運営の環境整備
　⑤ 子供の読書活動の推進

3 主な取組

15の基本施策の下に80の主な取組を体系化し、計画の着実な推進を図っていく。

●教育委員と児童・生徒、保護者との意見交換会

教育委員会の仕組みについて理解を深め身近に感じてもらうため、また、意見や要望を直接聞くことにより今後の教育施策に反映させるため、平成13年度から、教育委員と児童・生徒、保護者との意見交換会を毎年度開催している。26年度は、小・中学校4校で開催し、通算の開催校は55校となった。

●広報活動

教育委員会の所管する事業の普及・啓発を図るため、「教育だより」を年4回発行しているほか、教育委員会ホームページを適宜更新し、教育目標、教育委員会の議事録、学校教育に関する事業紹介、乳幼児から青年期に至るまでの子供に関する事業の紹介、学校・幼稚園の紹介など情報の提供に努めている。

●学校評議員

保護者や地域の方々の意見を幅広く校（園）長が聞き、地域や社会に開かれた学校づくりを一層推進するため、平成12年度から学校評議員制度を実施している。

学校評議員は、教育に関する理解および識見を有する方のうちから、校（園）長が推薦し、教育委員会が委嘱している。(26年度　全幼稚園、全小・中学校)

●学校安全安心ボランティア事業

平成16年度から、全区立小学校において、保護者や地域住民によるボランティアが来校者への声かけなどを行うことにより、授業時間中および登下校時の児童の安全をさらに高める活動を行っている。

また、児童とボランティアが一緒に給食を食べる「ふれあい給食」などにより、その交流を進めている。

●学校安全対策事業

平成26年2月から、不審者の発生等により重点的な見守りが必要とされる学校について、民間警備員を派遣し、登下校の見守りおよび周辺の巡回を行うとともに、26年4月から警察官OBによる学校防犯指導員を設置し、防犯施策等に関する助言、指導および支援を実施している。

また、学校、地域等が連携して行う通学路における児童の見守り活動を補完するため、小学校の通学路への防犯カメラを26年度には全校（65校）に各1台設置した。

●学校応援団推進事業

平成16年度から、区立小学校に、PTAや町会・自治会などの地域住民からなる「学校応援団」を計画的に

設置し23年3月末までに、全65校に設置した。学校応援団は、小学校の児童および地域のために学校施設を有効活用することを目的とし、地域の人材を確保して、「児童放課後等居場所づくり（ひろば）事業」や「学校開放事業」を行っている。

また、登下校時の児童安全誘導などを行う「安全管理事業」、地域の人材を活用した「地域教育資源活用事業」、学校施設を活用した「学校施設活用事業」を実施している学校もある。

ひろば事業は、放課後に、児童が帰宅することなくそのまま学校の校庭、図書室、和室、体育館などで、自主遊びや宿題、読書などをすることができる。児童にとっては、帰宅せずにランドセルを学校に置いたまま友達と楽しく過ごすことができるのが魅力である。

また、学校応援団が、地域の人の知識や経験を活かした企画・運営をする点に特色がある。

なお、放課後等における子供の安全で安心な居場所づくりを進めるため、『練馬区における「放課後子どもプラン」』を19年度に策定した。このプランに基づき、学童クラブ事業とひろば事業が連携して、両事業に参加する児童が学校内で共に活動できるよう、校庭などの遊び場の共有、ドッジボール大会やプラ板工作などの企画の実施といった取組を行った。

さらに、事業の実施結果などを踏まえ、22年3月に「第二次練馬区放課後子どもプラン」を策定し、25年3月に改定した。

●幼稚園・保育所と小学校との連携

幼児期の教育・保育は、小学校以降の生活や学習などの基礎を培う極めて重要なものであることから、「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」や「小学校学習指導要領」において、幼児と児童との交流など、幼稚園・保育所と小学校との連携が求められている。また、近年、小学校への入学当初に、“授業に集中できない”、“先生の話が聞けず授業が成立しない”など、いわゆる「小1問題」と呼ばれる小学校の生活や学習に適応できない状況が見受けられている。

1 教育委員会における協議

幼児期の教育・保育と小学校教育との連携を望ましい方向に進めていくため、平成21年12月、教育委員会において協議を重ね、①公私立幼稚園と区立小学校との連携の強化、②公私立保育園と区立小学校との連携の強化、③公私立幼稚園と公私立保育園の連携の強化の3つの柱をもとに、“修了・入学時の連携”、“教育活動の連携（園行事や学校行事等）”や“保護者との連携（就学時健診や学校説明会等）”など、連携をより推進していくための取組について、今後検討していくこととした。

2 各校・園における取組

幼児期の教育・保育と小学校教育は、双方が連携して子供たちが充実した生活を送れるよう、それぞれのつながりや成長を意識した取組を行うことが求められており、現在、小学校入学前の幼児が小学校を訪問して児童と交流する“学校見学”や“小学生体験”など、様々な取組が始まっている。

3 協議会における協議

24年4月の組織改正において、幼稚園・保育所・小学校の所管が教育委員会に一元化されたことを契機として、幼稚園・保育所・小学校の関係者が一堂に会して、幼児教育・保育と小学校教育との連携の在り方などについて協議し、子供の望ましい成長と発達に向けて適切な支援を行うため、「練馬区幼保小連携推進協議会」を設置した。

26年度は、「幼保小連携のめざすもの」、「幼保小連携の基本的な考え方」について取りまとめを行うとともに、幼保小連携の取組の充実に向けて様々な視点から協議を進め、教員・保育士を対象とした研修、意見交換の場の設定等の取組を実施した。引き続き、幼児期から小学校の接続期における様々な課題について協議を進めていく。

(2) 幼稚園教育を充実する

●幼稚園の現況

幼児期は、心身の発達の基礎を培う重要な時期である。

特に近年は就学前教育への区民意識が高まり、幼児教育施設に対して、より高次元の教育サービスが求められ、さらに、核家族化や共働き世帯の増加などにより、幼児を取り巻く家庭環境も大きく変わってきている。

このような状況の中で、幼稚園や保育園の果たす役割はますます大きくなっている。

区内では、3～5歳児の57.6％が幼稚園に入園し、そのうち55.6％が私立幼稚園児であることから、幼児教育に私立幼稚園の果たす役割は大きい。

平成27年5月1日現在の園児数は9,678人であるが、半数以上の幼稚園では定員に満たない状況である。

区では、私立幼稚園と公立幼稚園における保護者負担の格差是正を目的として、入園料および保育料の助成制度を実施している。26年度は、約24億5,597万円を助成した。一方で区立幼稚園においては、住民税が一定限度額以下の世帯に対して、入園料と保育料の減免を行い、就園の機会を確保している。

また、私立幼稚園に対しては、教育環境整備への補助、施設整備資金の利子補給、心身障害児保育委託、学級補助員配置助成等を行い、幼児教育の一層の充実を図っている。

私立幼稚園では保育が必要な在園児（3～5歳児）を、幼稚園教育時間の前後や長期休業期間に、同じ幼稚園の中で保育する預かり保育を実施している場合がある。また、27年4月1日現在、教育・保育および保護者に対する子育て支援等を総合的に推進することを目的とした施

設である認定こども園に私立幼稚園2園が認定されている。

区立幼稚園は、北大泉、光が丘むらさき、光が丘さくらの3園があり、27年5月1日現在の園児数は340人である。

この3園全園において心身障害児を受け入れた教育を行っている。

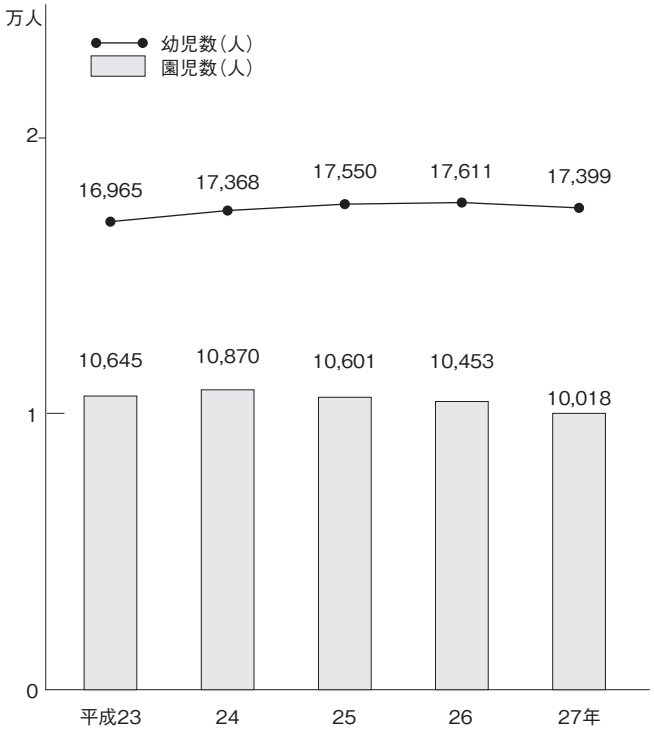
区内の幼稚園・保育所の入園（入所）状況

幼児数・幼稚園児数　平成27年5月1日現在
保育所入所者数　平成27年4月1日現在

区　分		3歳児 人（%）	4歳児 人（%）	5歳児 人（%）	計 人(%)
幼　児　数		5,687 (100)	5,961 (100)	5,751 (100)	17,399 (100)
幼稚園児数	区　立　3　園	— (—)	143 (2.4)	197 (3.4)	340 (2.0)
	私　立　40　園	3,081 (54.2)	3,303 (55.4)	3,294 (57.3)	9,678 (55.6)
	計	3,081 (54.2)	3,446 (57.8)	3,491 (60.7)	10,018 (57.6)
区立･私立保育所入所者数　計		2,158 (37.9)	2,113 (35.4)	2,018 (35.1)	6,289 (36.1)
幼稚園・保育所合　計		5,239 (92.1)	5,559 (93.2)	5,509 (95.8)	16,307 (93.7)

※区立幼稚園の計（%）は4・5歳児を対象とする。

幼児数に占める幼稚園児数の推移



注：幼児数は各年5月1日現在の3～5歳児（住民基本台帳による）。園児数は各年5月1日現在、練馬区内の幼稚園に入園している人数

(3) 小中学校の教育内容を充実する

〔教育指導と学校支援〕

教育基本法の精神に基づき、教育委員会の教育目標を受け、学校教育と社会教育の緊密な連携のもとに、人間尊重の精神を尊び、心身共に健康・安全で知性と感性に富み、広く国際社会において信頼と尊敬が得られる人間性豊かな子供の育成を図る学校教育を推進する。

●人権教育および豊かな心を育成する教育を推進するために

あらゆる偏見や差別をなくすため、全ての子供が人権尊重の理念を正しく理解するとともに、人権尊重の精神を具現化できるよう学校における教育活動全体を通して、人権教育を推進している。また、家庭や地域と連携して、地域の人々と関わる活動の場や機会を積極的に拡充し、社会の一員としての自覚を育て、社会貢献の精神の育成を具体的に図っている。

① 教員で構成する「人権教育推進委員会」による研修の充実を図っている。（平成26年度実績8回）

② 人権尊重教育推進校（26年度　南町小学校、開進第二中学校）からの研究報告による啓発を行っている。また、南町小学校において東京都教育委員会人権尊重教育推進校研究発表を、開進第二中学校において東京都教育委員会人権尊重教育推進校紙上発表を実施している。

③ 社会の一員としての自覚と勤労観・職業観を育成するとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、社会奉仕の精神を養う体験を得られるよう、中学校生徒の職場体験を実施している。（26年度　中学校全校）

●教育指導の充実

教育の今日的課題を踏まえ、学校教育の成果や改善すべき点を明確にし、すべての教職員が学校生活全般における子供の理解に努めるとともに、連帯意識を持ち、意欲的に教育活動に参画し、学校が組織として機能するよう指導・支援に取り組んでいる。

また、教育課程の実施については、各学校が学習指導要領の趣旨を十分に踏まえ、豊かな心の育成、確かな学力の定着・向上や健康の保持増進・体力の向上を図るための指導内容や指導方法の工夫・改善および授業の質的向上に努めるよう、指導・助言を行っている。

① 教育課程編成への調査・評価など適正な管理を行っている。

② 教育委員会（教育指導課）の学校訪問等により各校の課題等に学校と一体で取り組んでいる。（平成26年度　1園23校に訪問）

③ 教職員が資質向上を図りつつ、職務を十分に遂行できるよう、教育委員会では各種研修会を実施している。（26年度　初任者新規採用者等研修会など39

の研修会を実施）

●確かな学力の定着・向上と主体的に学ぶことができる子供を育てる教育を推進するために

社会の変化に主体的に対応し行動できる子供の育成を目指し、確かな学力の定着・向上を図るとともに、一人ひとりの個性を伸ばして、学ぶことの楽しさや成就感を体得できるよう教育の充実を図っている。

① 一人ひとりの子供の確かな学力の定着・向上を図るために

・学力向上支援講師を配置している。（平成26年度 小学校62校、中学校24校）

・習熟度別グループ学習や個に応じた指導を充実するために教員の加配を実施している。（26年度 小学校65校、中学校29校）

② 日本人としてのアイデンティティをはぐくみ、国際社会に貢献できる能力や態度を培うために

・中学校生徒が英語を理解し、英語で表現できる基礎能力を身に付けさせるため、英語の授業に外国人を助手として配置している。（26年度 中学校全学級）

・小学校児童が英語に慣れ、親しみを持てるよう、外国語活動指導員を配置している。（26年度 小学校5・6年生）

・世界の人々の生活や文化に対する理解を深めるとともに、直接交流を通して自己表現力やコミュニケーション能力の育成を図るため中学校生徒の海外派遣を実施している。（26年度68人・オーストラリア8日間）

③ 特色ある教育課程の編成により教育の質を高めるために

・「学びの連続性の実現」「きめ細かな指導と評価の充実」「子供と教師が向き合う時間的ゆとり」の確保を図るために、二学期制を導入している。（26年度 小・中学校全校）

・子供の確かな学力・体力の定着・向上と教員の指導力向上を図るために、土曜授業を実施している。（26年度 小・中学校年間8回）

●家庭および地域社会に開かれ、信頼される学校づくりを推進するために

子供たちが安心して、楽しく学び集える学校教育を創造し、信頼される学校づくりを推進するため、各学校（園）が創意工夫して取り組む教育活動を支援するとともに、家庭・地域との連携を推進している。

① 地域の教育力や専門家などの外部人材を総合的な学習の時間や部活動等で活用している。

平成26年度 各学校の活用例（一部）

・外国の文化への理解を深める学習での活用

・日本の伝統芸能（箏・三味線・茶道・華道・日本舞踊・相撲・能・落語・狂言）や昔遊び、もちつきなどを体験する際の活用

・学級農園や地域農家の畑で練馬大根作りなどの農作業体験やたくあん漬け体験などを行う際の活用

・障害者や高齢者への理解を深め、共に生きていくことへの意識を深める学習での活用

・進路選択の仕方や職業選択について考えたり、職場を訪問したりする際の学習での活用

・防災訓練や心肺蘇生法訓練などを行い、地域と連携する意識を高める学習での活用

・教科の学習をより充実させるための体験活動での活用

平成26年度 部活動外部指導員活用実績

・運動部152、文化部79

② 学校評議員や保護者などを委員とする学校関係者評価委員会を設置し、学校評価の推進に努めている。

●学校教育支援センターの事業

学校教育支援センターは教育研究・研修の拠点、教育相談の拠点および教育情報の発信の拠点の役割を担うため平成26年4月に開設され事業を開始した。

1 教育研究・研修事業

⑴ 教育研究

① 教材の研究 適応指導教室の教育相談員を中心に中学校教員の協力を受け「中学数学基礎教材1年」を作成した。

② 科学教室 科学に興味を持つ小中学生を対象に科学的な見方・考え方を育てるため、小学校科学教室、中学校科学教室を開催している。小学校科学教室は年間を通して体系性のある内容とするため、4期制（第1期小5対象5・6月延べ20回、第2期小4～6対象7月延べ12回、第3期小4・5対象10・11月延べ20回、第4期小4 ～6対象2月1回）で実施している。（26年度383人参加）中学校科学教室は夏休み中5日間で実施している。（26年度34人参加）

⑵ 教育研修

区内小中学校の教員を対象に、教育相談研修や実技に関する研修を行っている。

① パソコン研修会（26年度延べ47人参加）

② 音楽実技研修会（26年度1回10人参加）

③ 理科実技研修会（26年度5回延べ131人参加）

④ 学校教育相談研修会（26年度延べ703人参加）

なお、今後は教科等の専門性の向上に向けた研修を構築していく。

2 教育相談事業

⑴ スクールソーシャルワーク事業

児童生徒の不登校、問題行動、養育、発達に関することなどに関して、関係機関と連携し、子供一人ひとりの支援を行う。

① スクールソーシャルワーカーの派遣

統括指導主事をチームリーダーとして、心理教育相談員、学校巡回相談員等が学校からの依頼に基づ

き、関係機関と連携し支援を行っている。(26年度幼稚園2園7名、小学校49校146名、中学校23校86名支援)

② スクールカウンセラー配置事業

東京都教育委員会と練馬区教育委員会において取り交わす東京都公立学校スクールカウンセラー派遣に関する協定書により、練馬区立の全小中学校にスクールカウンセラーを配置し、子供のカウンセリング等の支援を行っている。

③ 心のふれあい相談員配置事業

スクールカウンセラーの職務を補完するため、練馬区立の全小中学校に心のふれあい相談員を配置し、子供や保護者の悩み相談等の支援を行っている。

④ ネリマフレンド派遣事業

不登校等の状況にある児童生徒の、円滑な学校復帰に向けての支援を行っている。(26年度対象者21人延べ507回支援)

⑤ 校内教育相談等支援事業

学校長の要請により、不登校などの教育相談にかかわる内容を有する校内研修会等に、心理学の専門家や学識経験者を講師または助言者として派遣している。(26年度派遣回数49回延べ1,235名参加)

⑥ ソーシャルスキルトレーニング学校実施事業

不登校の未然防止や子供のコミュニケーション能力を育成することを目的に講師を派遣し、学校内でソーシャルスキルトレーニングを実施している。(26年度区内小中学校5校実施延べ1,235名参加)

⑦ ソーシャルスキルトレーニング実践研修

教員がその技能を身につけ学校内で実施できるよう、研修会を実施している。(26年度2回延べ28人参加)

⑧ 登校支援研修会

不登校児童生徒の支援を強化するため、教員向けの研修を実施している。(26年度全2回延べ63人が参加)

⑵ 教育相談室

学校教育支援センター教育相談室、練馬分室および関分室において、教育、心理、医療の専門相談員が、区内の幼児、児童、生徒の発達の過程で生じる諸問題の相談に応じ、健やかに成長できるよう支援している。

① 来室教育相談

問題に応じて、カウンセリング、プレイセラピー、箱庭療法等を行い、希望に応じて学習支援を行っている。

また、相談の経過の中で他機関の紹介を行うこともある。

② 電話教育相談

電話により助言・指導、情報の提供および他機関の紹介を行う。

③ 学校訪問教育相談

保護者や児童生徒の了解を得て、相談員が学校への訪問を行う。

④ 家庭訪問教育相談

相談受理ケースのうちで、来室する保護者の努力だけでは問題解決の進展が望めず、家庭訪問が有効と判断される場合、保護者の同意を得て、相談員が家庭への訪問を行う。

⑤ その他

19年度から、親が子供の特徴や行動を理解し、子供のよい面を増やし広げるための具体的な方法を学ぶペアレント・トレーニングと発達障害等の子供同士の小集団によるグループ活動を実施している。(26年度ペアレント・トレーニング延べ57人参加、グループ活動は延べ344人が参加)

教育相談実施状況(教育相談室・練馬分室・関分室合算)

〔来室教育相談件数〕 平成26年度

相談内容	件数
	件
学校・学習	543
対人関係・集団(社会)生活	288
家族関係・家庭生活の問題	275
身体に出てくる問題	27
不安・自信喪失	82
精神疾患	2
発達の問題	253
その他	16
合計	1,486

〔電話教育相談件数〕 平成26年度

相談内容	件数
	件
学校・学習	183
対人関係・集団(社会)生活	86
家族関係・家庭生活の問題	110
身体に出てくる問題	6
不安・自信喪失	12
精神疾患	4
発達の問題	27
その他	109
合計	537

⑶ 適応指導教室

学校教育支援センターの適応指導教室(小学生対象は「フリーマインド」、中学生対象は「トライ」)では、区内在住の不登校児童生徒に対して、一人一人が希望する学習活動を行いながら、心の安定を図るための相談活動、集団生活を図るための創作活動、レクリエーション活動、およびスポーツ活動等を行って学校復帰の支援を行っている。

〔適応指導教室実施状況〕　平成26年度

教室名	参加者数	活動日数
	人	日
フリーマインド	48	184
トライ	140	183

3 教育情報の発信

⑴ 教育情報の収集と提供

各種の教育研究資料（27年3月31日現在4,901点）、教育図書（4,078冊）等教育関連資料を収集し、研究室では教職員や区民が閲覧できるようにしている。資料はインターネットで検索できる。

⑵ 教科書展示会

教職員および区民を対象に、教科書の法定展示会を毎年6～7月にかけて14日間開催し、さらに採択替えの前年度には10日間の特別展示会を開催している。26年度は特別展示会を6月3日～6月12日に開催し、法定展示会を6月13日～6月26日に開催した。

なお、学校教育支援センター内の教科書センターでは、現在使用している教科書に加え、これまで使用した教科書を常設展示している。

⑶ 保護者等対象講演会

① 保護者対象家庭教育講演会の開催（26年度1回45人参加）

② 不登校児童生徒の保護者対象の講演会（26年度未実施）

なお、今後は校務支援システムの利活用による教職員への情報発信を構築していき、保護者向けの事業を充実させていく。

●小中一貫教育の推進

平成20年11月に策定した「練馬区小中一貫教育校に関する基本方針」ならびに23年1月に作成した「小中一貫教育校実施計画」に基づき、23年4月に区内初の施設一体型小中一貫教育校「大泉桜学園」を開校した。

一方、小中一貫教育校以外の小・中学校においても小中一貫教育を進めるため、23年4月以降、順次小・中学校を研究グループに指定して、９年間を見通した教育課題の研究などを進めた。24年2月には「練馬区小中一貫教育推進方策」を策定し、区内全域への拡大に取り組んでいる。26年度には、区内34中学校区のうち25中学校区へ広がっている。

25・26年度には、区が文部科学省に提案して「小中一貫教育校による多様な教育システムの調査研究」を受託し、小・中学校の状況に応じた小中一貫教育の進め方や小中一貫教育推進の核となる小中連携推進教員の育成、小中一貫教育校の検証についての研究を行った。

また、26年2月に作成した「知的障害学級における小中一貫教育推進方策」に基づき、知的障害学級における指導内容の段階表の作成に着手した。

●特別支援教育

区では、これまで区立小・中学校の心身障害学級の整備を進め、障害のある児童・生徒の将来の自立へ向けた教育を行ってきた。しかし、現在、社会のノーマライゼーションが進展する中で、児童・生徒の障害の重複化、多様化に応じた支援を始め、通常の学級に在籍している配慮を必要とする児童・生徒への教育的支援等、更なる教育の充実が急務となってきている。

こうした中、国や都では、従来の心身障害教育から障害のある児童・生徒一人ひとりの教育ニーズに応じて必要な支援を行う「特別支援教育」への転換に向けた考え方が示された。区においても、これまでの心身障害教育の成果やこうした国や都の動向を踏まえ、特別支援教育の実施に向けた取組を進めてきた。

学識経験者・医師・保護者等の代表・学校関係者等を委員として平成17年12月に設置した「練馬区特別支援教育あり方検討委員会」では、特別支援教育を推進するに当たっての基本的な考え方や具体的な取組について検討を行い、その検討結果を19年3月に「練馬区特別支援教育あり方検討委員会報告」としてまとめた。

区ではこの検討結果に基づき、学校の指導の内容や方法を充実させ、学校全体で支援を行う体制を整え、学校への支援や関係機関との連携の構築を進めている。

●特別支援学級

知的な面や身体の発達に障害のある子供が、社会のかけがえのない一員として、生涯にわたり、生きがいを持って充実した生活が送れるようになるためには、適切な時期に、適切な教育の場で、一人ひとりの可能性を最大限に伸ばすことが大切である。

また、持っている能力を十分に発揮できるようにするには、手厚い配慮のもとに、意欲を持って、のびのびと学習できる環境を用意することが必要である。

特別支援学級は、障害の重複化、多様化の傾向に対応して、知的障害のある子供、情緒面に障害のある子供、ことばやきこえに障害のある子供（言語障害・難聴）、目の不自由な子供（弱視）のために、特別に整備された教育環境を用意して、それぞれの障害と程度に応じた教育活動を実施している。

区では、昭和29年に旭丘中学校および旭丘小学校に知的障害学級を設置して以来、逐次、障害別学級の新・増設を行っており、平成27年5月1日現在、特別支援学級を設置する学校は、小学校25校、中学校14校を数える。

これらの学級では、子供たちの発達の段階や特性に応じた適切な指導を行い、子供たち自身が自らの障害を克服し、強く生きようとする意欲を高めるための実践を行っている。

特別支援学級〔小学校〕 平成27年5月1日現在

学校名	種別	学級数	児童数
			人
旭丘小	知的障害	2	12
〃	難聴	1	9
〃	情緒障害等	4	33
豊玉第二小	知的障害	5	33
豊玉南小	情緒障害等	5	44
中村西小	弱視	1	10
開進第二小	知的障害	2	9
南町小	言語障害	3	54
北町小	知的障害	3	20
北町西小	言語障害	3	50
練馬第三小	知的障害	5	33
〃	情緒障害等	3	28
練馬東小	知的障害	2	13
田柄小	情緒障害等	4	36
光が丘四季の香小	情緒障害等	4	38
光が丘春の風小	知的障害	2	15
光が丘第八小	知的障害	4	28
石神井小	難聴	1	16
〃	言語障害	4	73
石神井東小	情緒障害等	4	34
石神井西小	知的障害	2	13
上石神井北小	知的障害	2	15
谷原小	知的障害	1	7
関町小	情緒障害等	4	34
大泉小	知的障害	4	25
〃	情緒障害等	4	34
〃	言語障害	3	53
大泉第三小	知的障害	1	6
大泉東小	知的障害	3	17
大泉学園小	知的障害	4	25
南田中小	知的障害	4	31
計(25校)	5障害	94	848

特別支援学級〔中学校〕 平成27年5月1日現在

学校名	種別	学級数	生徒数
			人
旭丘中	知的障害	3	20
豊玉第二中	情緒障害等	3	29
中村中	知的障害	2	9
開進第二中	難聴	1	9
開進第三中	弱視	0	0
練馬中	知的障害	4	29
光が丘第三中	知的障害	5	34
光が丘第四中	情緒障害等	4	32
石神井中	知的障害	4	27
上石神井中	情緒障害等	3	24
南が丘中	知的障害	2	10
谷原中	知的障害	2	14
大泉中	知的障害	5	34
八坂中	情緒障害等	2	19
計(14校)	4障害	40	290

特別支援学校 平成27年5月1日現在

学校名	種別	在籍数
		人
石神井特別支援学校 (小・中)	都立 知的障害	104
大泉特別支援学校 (小・中・高)	都立 肢体不自由	73
練馬特別支援学校 (高)	都立 知的障害	181
旭出学園(特別支援学校) (小・中 高・専攻)	私立 知的障害	30
計		388

(4) 教育環境を充実する

●施設の整備

1 校舎の改築

昭和30年代中ごろから、児童・生徒の急増および校舎の防火・防災対策のため、鉄筋コンクリート造校舎を新築するとともに、木造校舎からの改築を行ってきた。現在、これらの校舎の一部は建設後50年を迎えつつあり、計画的な改築が必要となっている。そこで、練馬区長期計画後期実施計画では「小中学校校舎等の改築の推進」を計画事業と位置付け、耐震性を確保するため、改築の必要がある学校から、順次設計・工事を実施している。

平成26年度は、豊玉第二中学校の校舎棟および谷原小学校の特別支援学級棟が竣工するとともに、開進第四中学校については実施設計が完了し、改築工事に着手した。また、下石神井小学校および大泉東小学校について、それぞれ基本計画と基本設計が完了した。

27年度は、26年度に引き続き3校の工事・設計を進めるとともに、大泉西中学校の特別教室棟の設計に着手する。

2 学校体育館等の整備

児童・生徒の体力および体育実技等の向上を図るため、施設の老朽の程度を判断しながら、小・中学校体育館およびプールの改築を行っている。また、武道場がない中学校には、校舎等の改築に併せて武道場を整備している。

26年度は、校舎に併せて、下石神井小学校の体育館・プールの基本計画および大泉東小学校の体育館・プールの基本設計を完了し、豊玉第二中学校の武道場を整備した。また、石神井東中学校の体育館・プールおよび武道場の基本設計を完了し、引き続き実施設計に入った。

27年度は、下石神井小学校および大泉東小学校の設計を進めるとともに、石神井東中学校は実施設計完了後、改築工事に着手する。また、大泉西中学校については特別教室棟と併せて体育館・プールおよび武道場の設計に着手する。

3 校舎等の大規模改修工事

⑴ 校舎および体育館の耐震化

児童・生徒の安全を確保することはもとより、学校施設は、大規模震災時の「避難拠点」という位置付けから、学校の建物には十分な耐震性能を確保することが求められている。

全区立小・中学校99校については、これまで耐震診断が必要な校舎および体育館について診断を行い、順次補強工事を実施してきた。

26年度は、中学校1校の体育館補強工事を終了した。これによって、補強による耐震化工事が完了した。また、体育館の非構造部材の耐震対策として小学校29校、中学校14校で天井や照明器具等の点検を実施した。

⑵ 施設の維持管理

安全で快適な教育環境を確保するとともに建物の耐用年数を引き伸ばすためには、施設設備の維持管理が最も重要であることから、学校施設の点検や補修・改修等を随時実施し、適切な維持管理に努めている。特に、校舎外壁の亀裂や屋上防水の劣化等については早急な対応を図るとともに、教室やトイレの整備など施設設備の改善や充実を図るための改修工事を計画的に実施している。

学校施設の主な改修工事実施状況 平成26年度

改修工事件名	小学校	中学校
① 校舎外壁改修・屋上防水工事	1校	―
② 耐震補強工事	―	1校
③ トイレ改修工事	2校	2校
④ 給水設備改修工事	1校	1校
⑤ 水飲栓直結給水化工事	1校	1校
⑥ プール等改修工事	5校	―
⑦ 校庭整備工事	1校	1校
⑧ 給食室改修工事	1校	―

4 校地の取得

児童・生徒の教育環境を良好にするため、校地の面積や校舎等の配置を勘案し、学校が有効に活用できる用地を取得している。

5 学校の緑化

学校の特徴に応じた緑化を推進するとともに、環境への負荷が少なく快適で、みどり豊かなうるおいのある学校環境を整備し、子供たちの緑化意識をはぐくむ環境学習の場作りを目指して、校庭の芝生化やみどりのカーテン（壁面緑化）、屋上緑化の整備などに取り組んでいる。25年度までに、小学校32校、中学校3校の校庭の芝生化および小学校7校、中学校4校の屋上緑化を実施した。また、小学校45校、中学校3校にみどりのカーテン（壁面緑化）を実施した。

26年度には、豊溪小学校、光が丘秋の陽小学校で校庭を芝生化したほか、豊玉第二小学校、中村小学校、大泉小学校でみどりのカーテンを整備した。

また、豊玉第二中学校で屋上緑化および壁面緑化を実施した。

6 環境への配慮

区では、校舎等の改築の際に、太陽光発電設備、雨水の植栽灌水やトイレ洗浄水利用など、自然エネルギーの活用や省エネルギーの仕組みを導入し、国からエコスクール（環境を考慮した学校施設）のモデル校として認定を受けている。

23年度の谷原小学校、25年度の豊玉第二中学校に続き、26年度は開進第四中学校が認定を受けた。

●小・中学校の現況

平成27年5月1日現在、区立小学校は65校、区立中学校は34校あり、それぞれ32,637人の児童と14,178人の生徒が在籍し、学級数は小学校が1,076学級、中学校が436学級となっている。そのうち、区立小中一貫教育校大泉桜学園は、児童生徒数671人、学級数21学級となっている。

23年4月「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」が改正されたことに伴い、都の「学級編制基準」も改正され、小学校第1学年の35人学級が始まった。26年度は、加配定数措置により、小学校第2学年と中学校第1学年についても35人学級が実現した。

区立小・中学校の児童・生徒・教員数 平成27年5月1日現在

区分		小学校	中学校
学校数（校）		65	34
学級数（学級）		1,076	436
児童・生徒数	男（人）	16,944	7,439
	女（人）	15,693	6,739
	計（人）	32,637	14,178
	1学級当たり（人）	30.3	32.5
教員数（人）		1,612	836
1教員当たり児童・生徒数（人）		20.2	17.0

●学校選択制度

平成17年4月から区立中学校に入学する児童を対象に、34校ある区立中学校を自由に選べる「学校選択制度」を実施している。学校選択制度は、中学校進学に際し、児童とその保護者の希望や意思を可能な限り尊重することによって、子供たち一人ひとりが自らに適した教育環境で個性を伸ばすことを目的としている。20年1月に、制度の一層の充実を図るため、練馬区立中学校選択制度検証委員会を設置し検証を行った。その後、教育委員会では、教育振興基本計画に基づき、学校選択制度の今後の方向性を明らかにするため、25年6月に練馬区立中学校選択制度検証委員会を設置し、制度のこれまでの効果と課題の検証を行った。26年3月の答申に基づき課題の改善策等を検討する。

区の学校選択制度は、通学区域制度を基本とした選択制度であるため、通学区域外からの選択入学者の受入人

数枠は原則として40人としているが、学校施設の状況等により、必要に応じて受入人数枠を調整している学校もある。受入人数枠に対して選択希望者が多く、入学時までの辞退者・転出者を見込んでもなお大幅に超過する場合には、抽選を実施している。27年度入学者の選択希望状況は、26年10月1日現在の学齢者5,922人に対して、通学区域外の学校を選択希望した児童は1,211人であり、その割合は20.4％であった。

●就学援助

学校教育法に基づき、経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に学用品費等を援助することによって、教育機会の均等を保障している。

平成26年度

小学校	要保護者	615人	(1.90%)
	準要保護者	6,138人	(18.85%)
中学校	要保護者	486人	(3.42%)
	準要保護者	3,719人	(26.16%)

注：（ ）内は、全児童数・生徒数に対する比率。

●教材等の整備

1 教材・教具の整備

区では独自の「教材教具整備標準」を設け、これに基づいて各教科の教材および教具の整備・充実を進めており、教材教具の中で高額なものは品目を定め計画的に更新をしている。

平成22年11月に策定した「学校配備システムの最適化計画（23～27年度）」により、『教育の情報化』推進の土台となる『教育ネットワークシステム』の整備を進めている。

23年度は、パソコン教室の機器の更新（1校当たり、小学校はパソコン21台、中学校はパソコン41台とプリンタ、プロジェクタ等）を行った。

25年度には、校務用パソコンの更新を行い、教員一人一台の体制を整え、26年度には先行して一部の学校に校内LANを敷設し、教育環境の向上を図った。

なお、13年度から全小・中学校でインターネット接続を開始している。

また、21年度に電子黒板を各校1台、地上デジタル放送受信可能テレビを各校4台整備した。

2 校具の整備

教育環境の充実には、学校用家具（校具）類の整備は欠かすことができない。

区では、児童・生徒が使用している学習机・椅子を始め、理科室、音楽室等特別教室の校具について整備を行っている。

●区立学校の適正配置の推進

現在、区立小・中学校の児童生徒数は、少子化の影響により、昭和50年代のピーク時の約6割まで減少し、全体として区立学校の小規模化が進んでいる。一方、宅地開発等の影響により、児童生徒数が増加傾向の学校もある。過小規模校や過大規模校における教育指導上や学校運営上の課題に的確に対応し、学校教育の充実と教育環境の整備を図るため、区立学校の適正配置の検討を進める必要がある。

区では、「区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針（平成17年4月策定）」に基づき、光が丘地区の小学校8校を4校に統合・再編する「区立学校適正配置第一次実施計画」を20年2月に策定し、22年4月、統合新校を開校した。

26年度は、過小規模状態が継続している2小学校について、学校、保護者、地域の方で構成する会議体を設け、具体的な対応方針の検討を進めた。

(5) 児童・生徒の健やかな体の成長を促す

●校外授業

みどりの少なくなった都会を離れ、澄んだ空気と自然の中で健康増進を図るとともに、その土地の歴史、社会、そこに生息する動植物、地形の観察などを学習し、また、児童・生徒相互および教師との日常の学校生活では得られない交流を図ることを目的に、校外授業を積極的に推進している。小学校では移動教室、中学校では移動教室および臨海・林間学校を、軽井沢、下田、武石、岩井の各少年自然の家を宿泊施設として行っている。このほか、中学校では関西または東北方面への修学旅行を実施している。

校外授業実施状況　　平成26年度

区分	場所	日数	参加人数	参加校数
移動教室（小学5・6年）	軽井沢、下田、武石、岩井	(5年) 2泊3日 (6年) 3泊4日	人 5,459 5,512	校 65 65
移動教室（中学2年）	軽井沢(湯の丸スキー場) 武石(番所ケ原スキー場)	3泊4日	4,557	34
臨海学校（中学1年）	下田、岩井	2泊3日	3,590	34
林間学校（中学1～3年）	軽井沢、武石	3泊4日	417	7
修学旅行（中学3年）	関西方面、東北方面	2泊3日	4,569	34

注：臨海学校、林間学校は希望参加。

●学校災害

学校における安全教育や安全管理の普及充実および児童・生徒が学校管理下で災害にあったときの災害給付を目的として、独立行政法人日本スポーツ振興センター法が制定されている。区では、これに基づき独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいる。共済掛金は、児童・生徒1人につき年額945円（要保護は年額65円）で、区が全額負担している。

学校管理下における災害の多くは、すり傷、打撲、ねん挫、骨折等である。

児童・生徒の災害発生と給付額 平成26年度

区　分	加入者数	災害発生数	災害発生率	給付額
	人	件	%	円
小学校	32,560	1,144	3.5	13,960,425
中学校	14,215	914	6.4	14,707,361
計	46,775	2,058	4.4	28,667,786

●アレルギー疾患対策

すべての学校教職員がアレルギーに対する共通認識をもち、アレルギー疾患がある児童生徒が、安全で安心な学校生活が送れるように努めている。

●学校給食

1　学校給食の充実

区では、食育の「生きた教材」として学校給食を活用し、学校独自の献立など食に関する指導の充実を図っている。平成26年度も引き続き「第2次練馬区立小中学校における食育推進計画」に基づき、食育の推進を行った。また、学校ごとにきめ細やかな調理をするため、23年度からすべての小・中学校において、自校調理または親子調理のいずれかの方式を採用した完全給食を実施している。

⑴　献立

学校給食における児童・生徒1人1回当たりの摂取基準は文部科学省「学校給食摂取基準」により示されている。

これを基に「学校給食の標準食品構成表」に沿って栄養バランスのとれた献立を作成している。

献立作成に当たっては、食育との関連を重視し、児童・生徒にとって適切な栄養摂取による健康の保持増進を図っている。

⑵　米飯給食

区では昭和55年7月から米飯給食を開始し、現在平均週3.5回実施している。

日本の食生活の根幹である米飯を通じて、児童・生徒にとって望ましい食習慣の形成を図っている。

⑶　衛生管理

必要に応じて保健所の協力および助言等を受けつつ、各学校に対する安全衛生巡回指導や栄養職員・調理員への研修等を実施し、学校給食における衛生意識の高揚を図っている。

また、安全で衛生的な学校給食の提供に資するため、使用する食材料や出来上がったおかずについて、定期的に専門の検査機関に依頼して細菌・農薬等の検査を行っている。あわせて、手指・調理器具類等の大腸菌群の拭取り検査の実施にも取り組み、衛生管理の徹底に努めている。

学校給食実施状況 平成27年度

区　分		小学校	中学校
自校（79校）	給食実施食数	30,590食	12,067食
	学校数	55校	24校
親子校（20校）	給食実施食数	4,682食	3,539食
	学校数	10校	10校
計（99校）	給食実施食数	35,272食	15,606食
	学校数	65校	34校

注：給食実施食数は、27年5月1日に実施した食数。

学校給食費の状況（月額保護者負担分※） 平成27年度

区　分	自校調理校 親子調理校
	円
小学校	低学年　4,219
	中学年　4,467
	高学年　4,804
中学校	5,579

※平均給食実施回数から算出した年間の給食費を11か月で除した金額。

2　学校給食調理業務民間委託の導入

区が持つ知識や経験を委託先と共有し、サービスの維持・向上と効率化を図るため、区は、順次、学校給食調理業務を民間に委託している。委託の内容は、調理業務、配缶・運搬、食器洗浄・消毒、その他調理に付随する作業である。献立の作成や食材の購入など、学校給食の運営は、学校と教育委員会が責任を持って行っている。平成27年4月現在、70校に民間委託を導入している。

3　青少年を健やかに育成する

(1) 青少年の自主的な活動を支援する

●平成27年度青少年育成活動方針　目標

⑴　心のかよう明るい家庭づくりを進めよう
⑵　青少年の社会参加の機会を増やそう
⑶　健全で安全な社会環境づくりを進めよう
⑷　家庭・学校・地域・関係機関の連携を推進し、強化しよう

●社会参加の促進

青少年が地域の活動へ自主的に参加し、社会の一員としての自覚をもち、社会的な役割を担うことは、青少年の健全な成長に欠かすことができない。このような体験を積むための機会を大人は地域ぐるみで青少年に提供する必要がある。

青少年が地域や学校の行事に単に参加するだけではなく、その行事の企画段階から積極的に関わりをもち、意見を述べる機会を増やすことは、青少年自身の主体性と社会の一員としての役割意識をはぐくむ大きな力になっている。

地域では、青少年がスポーツや文化活動を通じて、直接体験を積むための集団活動、地域活動が行われている。

青少年育成団体のひとつである青少年育成地区委員会では、自主性と社会性をはぐくむことを目的に、企画から当日の運営までを青少年が行う事業として、高齢者との交流会や地域の子どもまつりを実施している。また、自分の意見を地域の大人たちに聞いてもらう機会として、中学生の意見発表会などの事業も行われている。これらの事業は、青少年の自主性と社会性をはぐくむとともに、自らを表現する場としても機能している。

●練馬区青少年委員

小学校の通学区域から1人ずつ、小中学校校長会から代表各1人の計67人を青少年委員に委嘱している。

主として、ジュニアリーダーの養成、地域の子ども会事業、青少年の各種グループの育成などに携わっているほか、地域懇談会を開催するなど、地域・学校・区の連携を図っている。また、定例会等を通じ委員相互の連携を積極的にとっている。

●青少年リーダーの養成

小学5～6年生、中学生を対象に、仲間作りのリーダーとして役立つよう、グループ活動の楽しさやルール、レクリエーション活動の技術や知識などを体験しながら学ぶジュニアリーダー養成講習会を行っている。また、ジュニアリーダー養成講習会を修了した高校生以上の青少年を対象に、青年リーダーを養成している。青年リーダーは、子供たちの指導、育成に当たっているほか、小学校を中心に行われる子ども会事業など、地域の活動に参加、協力をしている。

●成人の日のつどい

区では新成人の新たな門出を祝い、毎年1月の第2月曜日に区内在住の新成人を対象として「成人の日のつどい」を開催している。平成27年は、1月12日に「としまえん特設会場」で行われ、対象者7,187人の63.0％に当たる4,528人の参加があった。

●練馬子ども議会

未来を担う子供たちが練馬区について区長を始めとする区職員と意見交換を行うことを通して、区政や区議会について理解を深め、区政への参加を促すことを目的に「練馬子ども議会」を開催している。

平成26年度は、中学生54人が「子ども議員」として参加した。

8月1日に本会議を開催し、子ども議員が8グループに分かれ、「区民が快適に暮らすための環境づくりと防災対策について」などのテーマに基づき意見表明・提案を行った。

●青少年の活動の場

1　区立秩父青少年キャンプ場

青少年が自然に親しみながら共同生活の体験を積むことができるよう、秩父市（埼玉県）の秩父さくら湖を望む山腹に、青少年キャンプ場を開設している。開設期間は、毎年5月1日～10月31日で、約28,000㎡の敷地にバンガロー4棟、炊事場2棟、集会所1棟を備え、110人の宿泊（テントを含む。）ができる（夏休み期間は常設テント15張を開設）。平成26年度は延べ1,325人の宿泊利用があった。

2　民間遊び場

民間遊び場は、子供たちが身近なところで気軽に遊べるよう民間の空き地を遊び場としたものである。遊び場の管理と運営は、地域住民の自主的団体である管理委員会が行っている。27年4月1日現在26か所、延べ面積23,248.13㎡となっている。

3　公有地一時開放遊び場

公有地が本来の目的（公園・道路等）に使用されるまで、子供の遊び場として一時的に開放している。遊び場の運営は、地域住民の自主的団体である運営委員会が行っている。27年4月1日現在7か所を開放している。

4　民有地一時開放遊び場

民間の空き地を区が直接土地所有者から借りて、子供の遊び場として一時的に開放している。遊び場の運営は、地域住民の自主的団体である運営委員会が行っている。27年4月1日現在5か所を開放している。

●青少年館

青少年館は、講座、教室などの事業を通して青少年の

豊かな発達を援助するとともに、生涯学習団体を中心とした地域の団体の学習、趣味、スポーツなどの生涯学習活動の場としても利用されている。また、個人でも気軽に利用できるよう学習室、談話室、レクホールなどの開放を行っている。

あわせて、知的障害・肢体障害を持つ青年たちの様々な生活課題や学習要求に応じられるよう、4つの心身障害者青年学級を運営している。

春日町青少年館と南大泉青少年館があり、南大泉青少年館は南大泉図書館との併設施設となっている。

平成26年度は、主催事業、団体利用を合わせ、延べ106,986人（単位時間ごとの利用者延べ数）の利用があった。また、心身障害者青年学級では、延べ1,755人が出席した。

青少年館の内容別利用状況　　平成26年度

区分＼館名	春日町		南大泉	
	件	人	件	人
一般団体	1,540	20,339	1,480	4,451
館主催事業	3,028	24,959	930	10,335
青少年団体	1,915	22,671	918	6,555
官公署	310	5,559	132	2,026
その他	784	8,188	187	1,903
計	7,577	81,716	3,647	25,270

青少年館の事業実施状況　　平成26年度

事業名	実施事業
〔春日町〕	
文化祭	開催数4回　延べ1,612人受講
文化教養講座	4講座　延べ432人受講
演劇活動	2講座　延べ2,532人受講
野外活動	1講座　120人受講
スポーツ講座	3講座　延べ2,525人受講
心身障害者学級	4学級　延べ1,755人参加
ウィンドアンサンブル	150人参加
学習室開放	常設学習室　利用者数　延べ4,677人
	臨時学習室　利用者数　延べ3,234人
談話室開放	利用者数　延べ2,759人
和室開放	青少年将棋コーナー
	利用者数　延べ269人
レクホール開放	青年スポーツ（バレーボール）
	利用者数　延べ85人
〔南大泉〕	
文化教養講座	2講座　延べ26人受講
スポーツ講座	5講座　延べ1,336人受講
学習室開放	教室の利用がないときに学習室として開放　利用者数　延べ9,036人
音楽練習室	利用講習会12回実施　延べ48人受講

(2) 家庭・学校・地域で連携して青少年の健全育成を推進する

●家庭・地域社会の教育力の向上

子供たちの「生きる力」を育てるため、学校・家庭・地域の持つ教育力を十分に機能させる必要がある。

特に、家庭は、青少年が育つ場であり、身近にいる大人の考え方や行動が青少年の人間形成に大きく影響している。そこで、家庭の持つ教育機能の重要性を認識するとともに、地域ぐるみでその機能を支えていくことが重要である。地域では、家族のつながりを深めるきっかけになるよう、親子等で参加ができる行事を積極的に行っている。

また、性の低年齢化や薬物乱用は、社会問題となっており、家庭や地域の教育力を深め、解決を図る必要がある。区では地域の青少年団体に対し、研修会や講演会などを開催している。

平成26年度研修会内容

第1回	実施日	26年10月30日（木）
	テーマ	「子どもの安全教育について」
	講師	公益社団法人　全国子ども会連合会 協賛事業部長 杉浦　隆
	会場	生涯学習センター
	参加者	204人
第2回	実施日	27年2月3日（火）
	テーマ	「青少年育成地区委員として子ども達にできること」
	講師	神奈川大学・東京学芸大学講師 久田　邦明
	会場	生涯学習センター
	参加者	177人

●学校との連携強化

地域ぐるみで育成活動を推進するため、学校・家庭・地域社会の連携を図り、「総合的な学習の時間」に対応した地域の人材活用を図り、地域社会と学校との交流を深めていく。

また、学校・家庭・地域社会が一体となり、青少年の健全育成を図っていくために、教職員、保護者、青少年委員、青少年育成地区委員等が相互に情報・意見交換を行い、地域懇談会等で連携を図っていく。

●練馬区青少年問題協議会

区長の附属機関として設置されている。区の青少年施策の基本的な方針や問題について審議し、その結果を協議会の意見として区に具申している。

●練馬区青少年対策連絡会

練馬区青少年問題協議会の下部組織として、青少年問題協議会の諮問を受け、青少年育成活動方針（案）等の検討を行っている。

●練馬区青少年育成地区委員会

地域住民のボランティア組織で、旧出張所管轄地域を

単位として17地区に設置し、約2,100人の委員が活動している。

主な活動として、スポーツ、レクリエーション、文化活動などを通じた青少年の育成、不健全雑誌等自動販売機追放などの環境浄化活動を行っている。

●環境浄化と非行防止の推進

地域の環境は青少年の育成に欠くことができない重要な部分である。青少年にとって地域は、望ましい人間形成ができる場として期待できる反面、非行化の温床になる可能性もある。地域ぐるみで環境浄化につとめ、非行を防止するよう、大人は青少年と日頃から会話をかわせるような人間関係を築くことが重要になっている。

区では、青少年をとりまく社会環境の悪化に対し、青少年団体などと協力し、健全で安全な社会環境づくりに取り組んでいる。

1「健やか運動」の推進

「子どもたちを健やかに育てる運動」（以下「健やか運動」という。）は、青少年の非行防止と健全育成をすべての区民に認識してもらい、区民全体の運動として推進しようというもので、主につぎのような活動を行っている。

① 「健やか運動」の協力店

コンビニエンスストア、文具店や外食産業など、青少年の出入りの多い店に対し、「健やか運動」協力店のステッカーを掲示してもらうとともに、子供たちへの呼びかけ等の協力を依頼している。平成27年4月1日現在、1,631店が協力店として活動している。

② 「夕べの音楽」の放送

子供たちに帰宅を促すことを目的に、ナレーションに合わせて「夕やけ小やけ」の音楽を毎夕、区防災無線設備を利用して放送をしている。

③ 「健やか運動」のPR

「健やか運動」を広く区民に周知し、青少年の健全育成を推進していくため、毎年、子供たちから募集した原画を使って、カレンダーなど「健やか運動」PR物品を作成し、健全育成推進事業で活用をしている。

2「社会を明るくする運動」の推進

青少年の非行防止と更生の援助を中心とした法務省主唱の運動である。青少年関係団体・機関による「練馬区推進委員会」を設置し、毎年7月に「フェスティバル」、「社会を明るくする運動のつどい」などを行っている。

3 不健全雑誌自動販売機等実態調査

誰でも自由に不健全雑誌やビデオが購入できる自動販売機は、通学路や住宅地近辺に設置される場合があり、思春期の子供たちに影響を与えている。

また、こうした雑誌やビデオは、地域のコンビニエンスストアやレンタルビデオ店でも手軽に入手できる状況である。

そこで、地域の青少年育成地区委員会が中心となって、毎年、コンビニエンスストアやレンタルビデオ店での自主規制の状況や雑誌自動販売機等実態調査を行い、現状の把握と改善を行っている。

不健全雑誌自動販売機などの調査結果

調査項目	平成25年	26年
不健全雑誌・ビデオ自動販売機	9台	6台
レンタルビデオ店	20店	15店
成人向ビデオが置いてある店	19店	15店
コンビニエンスストア	229店	216店
24時間営業の店	195店	207店
成人雑誌を販売している店	198店	175店

4 地域における子どもたちの安全のために

子供たちを犯罪から守るために、「子ども防犯ハンドブック」の配布（小学校対象）、子供たちの緊急避難所事業を実施している団体への「ひまわり110番」表示プレートの提供、緊急避難所見舞金支給制度を実施している。

練馬区長期計画（平成22年度～26年度） 施策別成果指標実績値一覧

●この表は、長期計画で定めた各施策に記載した成果指標について、26年度末現在の実績値を記載したもの。

政策・施策		指標	20年度実績	26年度実績	26年度目標
11 子どもと子育て家庭を地域で支える					
111	地域で子育てを支える	子育てのひろば利用者数	100,775人	217,583人	200,000人
112	就学前の子どもの成長を支える	保育所入所希望者受入率	96.9%	95.5%	100%
113	学齢期の子どもの成長を支える	学童クラブ入会希望者受入率	95.0%	95.9%	100%
114	支援が必要な子どもと子育て家庭を応援する	子ども家庭相談の対応件数	1,318件	2,742件	1,866件
12 子どもが楽しく学ぶことができ、地域に開かれた学校教育を進める					
121	地域の特色を活かした教育を推進する	学校応援団構成員数	2,131人	3,889人	3,250人
122	幼稚園教育を充実する	幼稚園における幼小連携事業の実施率	68.1%	90.7%	100%
123	小中学校の教育内容を充実する	授業に対する理解の程度	小学生82.3% 中学生68.3%	70.2%	100%
124	教育環境を充実する	小中学校校舎・体育館の耐震性能を確保した棟数の割合	71.5%	98.9%	100%
125	児童・生徒の健やかな体の成長を促す	朝食に主食とおかず等をそろえて食べた児童・生徒の割合	4.7%	66.0%	10%
13 青少年を健やかに育成する					
131	青少年の自主的な活動を支援する	企画・運営のスタッフとして青少年が参加している子ども会事業の割合	50.6%	70.0%	100%
132	家庭・学校・地域で連携して青少年の健全育成を推進する	青少年育成地区委員会事業に参加した青少年の延べ人数	80,505人	86,819人	85,000人

第2章

高齢者や障害者などだれもが安心して暮らせる社会を実現する～健康と福祉分野～

1　健康な暮らしを支える …… 76
2　安心して医療を受けられる環境を整える …… 86
3　地域で福祉を支える …… 89
4　高齢者の生活と社会参加を支援する …… 92
5　障害者が自立して生活できるよう支援する …… 103
6　生活の安定を図る …… 110



区内初の民設福祉園「田柄福祉園」

1　健康な暮らしを支える

(1) 健康づくりを支援する

●健康都市練馬区宣言

生涯、健康な生活を送るためには、区民一人ひとりが日頃から「自分の健康は自分で守り、つくる」という自覚を持ち、健康づくりに取り組むことが求められる。区は、21世紀を迎えた平成13年10月に、「健康都市練馬区宣言」を行った。この宣言は、健康づくり総合計画等の諸施策を着実に進め、区民とともに生涯健康都市を目指し、健康づくりに取り組む基本姿勢や決意を示したものである（宣言文は裏表紙参照）。

●乳幼児と親の健康づくり

1　母子健康手帳の交付

妊娠の届出をした妊婦に、母子健康手帳、出産・子育て情報を記載した「出産育児情報」、妊婦健康診査受診票を交付している。平成26年度の母子健康手帳交付者数（再交付等を含む。）は6,753人であった。

2　妊婦・乳幼児健康診査

妊婦が安心して出産できるように、妊婦健康診査受診票を14回分、妊婦超音波検査受診票を1回分交付し、妊娠中の健康管理の支援に取り組んでいる。

また、乳幼児健康診査では、子供の健康の保持増進、疾病の早期発見だけでなく、母親などの保護者の健康面にも対応し育児不安の軽減に努めている。

妊婦・乳幼児健康診査　　平成26年度

種別	実施場所	受診者	有所見者
		人	人
妊婦健康診査（1回目）	医療機関	6,185	336
〃（2回目以降）	医療機関	57,851	4,298
妊婦超音波検査	医療機関	5,285	57
妊婦歯科健康診査	医療機関	1,515	1,048
乳児健康診査（4か月児）	保健相談所	6,185	2,318
〃（6か月児）	医療機関	5,687	380
〃（9か月児）	医療機関	5,558	319
1歳6か月児健康診査	医療機関	5,624	614
3歳児健康診査	保健相談所	5,461	1,804

3　母親学級・育児学級等

妊娠、出産、育児に関する知識の習得、地域での仲間作りを目的に母親学級やパパとママの準備教室を行っている。

また、育児と離乳食講習会では、発育・発達に応じた子育てに必要な知識や情報の提供を行っている。

母親学級・育児学級等　　平成26年度

区分	回数	延べ人数
	回	人
母親学級　平日3回コース	44	2,665
母親学級　土曜1回コース	12	
パパとママの準備教室	46	2,751
育児と離乳食	60	3,252

4　こんにちは赤ちゃん訪問

保健師や助産師が、生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、乳児の発育・栄養等の相談や、子育てに関する情報提供を行い、育児の不安や負担の軽減を図っている。26年度の訪問は、乳児5,625人、産婦5,527人（実人員）である。

また、産婦にエジンバラ産後うつ質問票（EPDS）を活用し、産後のこころの状態の把握と支援に努めてい

区民の保健・衛生の主要指標

指標	練馬区 26年実数	練馬区 26年率	練馬区 25年率	練馬区 24年率	東京都 25年率	全国 25年率
	人	%	%	%	%	%
出生	6,084	8.7	8.8	8.4	8.5	8.2
死亡	5,501	7.8	8.0	7.9	8.5	10.1
*主要死因 悪性新生物	1,681	239.8	245.8	243.4	256.9	290.3
*主要死因 心疾患	810	115.5	115.8	123.7	128.4	156.5
*主要死因 脳血管疾患	457	65.2	73.4	66.6	74.7	94.1
*主要死因 肺炎	476	67.9	70.1	71.6	77.9	97.8
乳児死亡**	8	1.3	2.4	1.7	2.0	2.1
新生児死亡**	1	0.2	1.1	1.2	0.9	1.0
周産期死亡***	20	3.2	3.9	3.6	3.6	3.7
死産***	126	20.3	18.2	22.7	21.7	22.9
低体重児出生**	522	85.8	92.2	97.5	94.1	－
感染症り患率* 結核	144	19.9	14.5	18.9	20.1	16.1

注：*印の率は人口10万当たり、**印の率は出生千当たり、***印の率は出産千当たり、他は人口千当たり
　　平成26年の数は概数

る。さらに、必要に応じて妊婦や乳幼児の訪問指導を行っている。

5 歯科保健

1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、2歳6か月児歯科健康診査、3歳児健康診査時に口腔衛生に関する指導を行うほか、1歳児を対象に歯みがき相談を実施することで、半年ごとに歯科健康診査や口腔衛生の指導を受けられる機会を設け、むし歯予防と健全な口腔育成を図っている。

他にも歯と口の健康週間行事として、歯の衛生に関する知識の普及啓発のために「歯ートファミリーコンクール」、「歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール」を実施し、「よい歯・よい子のつどい」にてコンクール入賞者を表彰している。

むし歯有病者率 平成26年度

区　分	受診者数	むし歯のある者	有病者率(1人平均むし歯数)
	人	人	%（本）
1歳6か月児健康診査	5,435	90	1.7（0.05）
3歳児健康診査	5,442	667	12.3（0.37）

6 食育講習会

乳幼児期における食育の基本は家庭であるため、親子の健康的な食生活について、実践的に学習できる講習会を行っている。より多くの親子が参加できるよう健康診査や相談の機会等に併せた開催や地域の施設等に出張して実施している。

平成26年度

区　分	回数	受講者数
	回	人
すこやか親子の食事(1歳からの食事講習会)	138	4,661
すこやか親子の食事(3歳からの食事講習会)	142	5,461
その他の食育講習会	52	2,195

7 給付・助成等

未熟児養育医療給付、妊娠高血圧症候群等医療給付、育成医療給付、療育給付、特定不妊治療費助成などの給付・助成事業を行っている。

給付・助成 平成26年度

種　別	延べ人数
	人
未熟児養育医療給付	341
妊娠高血圧症候群等医療給付	6
育成医療給付	46
療育給付	0
特定不妊治療費助成	844

また、都で小児慢性疾患の医療費の助成を行っており、区では申請受付を行っている。26年度は、825件だった。

●保健の充実

区は、成長期にある児童・生徒の身体測定や体力調査、また、定期健康診断等を行い、児童・生徒の健康づくり・体力づくりを計画的に実践し、健康の保持増進や疾病の早期発見に努めている。

定期健康診断によると、アレルギー性の疾患が多くみられる。

また、むし歯の未処置率は、小学生が14.5％、中学生が15.6％である。むし歯があると食べる楽しさが失われるだけでなく、偏食などの原因にもなる。そのため、歯垢染色テストや良い歯のバッジの配布等を通じて、予防と治療の啓発に努めている。

このほか、脊柱側わん症の精密検査を、定期健康診断で異常が認められた小学5・6年、中学1・3年および学校医が必要と認めた児童・生徒を対象に実施している。

また、生活習慣病対策として、肥満度の高い児童・生徒に対して精密検査を実施し、さらに個別指導や集団指導も行っている。

貧血検査は、中学1年の希望者を対象に実施している。

脊柱側わん症検査 平成26年度

区分／学年	精密検査対象者数	受診者数	有所見者数
	人	人	人
小学5・6年、他	268	250	41
中学1・3年、他	259	214	63

生活習慣病検査 平成26年度

区分／学年	精密検査対象者数	受診者数	有所見者数
	人	人	人
小学校	311	162	36
中学校	227	74	10

貧血検査 平成26年度

区分／学年	受診者数		有所見者数
	1次検査	2次検査	
	人	人	人
中学1年	2,788	33	12

注：希望者のみ実施(在籍者4,701人　5月1日現在)

健康診断における疾病等の状況　　平成26年度

区分		小学校			中学校		
		男	女	計	男	女	計
		人	人	人	人	人	人
在籍者数（5月1日現在）		16,901	15,659	32,560	7,527	6,688	14,215
受診者数（注）		16,806	15,588	32,394	7,380	6,570	13,950
栄養状態	栄養不良＊	0	3	3	0	0	0
	肥満傾向＊	267	148	415	165	103	268
脊柱側わん症・脊柱異常＊		49	79	128	70	142	212
胸郭異常＊		4	10	14	28	9	37
裸眼視力	1.0以上	11,306	9,394	20,700	3,206	2,085	5,291
	1.0未満0.7以上	1,908	2,110	4,018	776	659	1,435
	0.7未満0.3以上	1,767	1,933	3,700	1,163	1,131	2,294
	0.3未満	1,292	1,550	2,842	1,477	1,639	3,116
眼鏡・コンタクト着用者		1,060	1,277	2,337	1,214	1,457	2,671
感染性眼疾患		0	1	1	9	0	9
アレルギー性眼疾患		1,273	1,064	2,337	883	645	1,528
その他の眼疾患		218	214	432	80	66	146
難聴（小学1・2・3・5年および中学1・3年のみ）		64	71	135	5	10	15
耳疾患		1,131	975	2,106	457	240	697
アレルギー性鼻疾患		3,309	2,208	5,517	2,063	1,419	3,482
その他の鼻・副鼻腔疾患		706	378	1,084	94	88	182
口腔咽喉頭疾患		25	17	42	3	9	12
感染性皮膚疾患＊		9	5	14	0	1	1
アレルギー性皮膚疾患＊		960	799	1,759	394	379	773
結核	結核患者	0	0	0	0	0	0
	精密検査対象者	21	24	45	11	9	20
心臓	心臓疾患	98	90	188	58	41	99
	心電図異常（小・中ともに1年のみ）	42	45	87	59	55	114
尿蛋白検出		17	30	47	46	56	102
尿糖検出		3	5	8	2	8	10
寄生虫卵保有者（小学1～3年のみ）		2	3	5	－	－	0
その他	気管支喘息＊	1,261	818	2,079	486	278	764
	腎臓疾患＊	24	8	32	4	12	16
	その他の疾病・異常＊	305	263	568	140	126	266
歯および口腔の検査	歯科受診者数	16,789	15,592	32,381	7,390	6,570	13,960
	う歯：処置完了者	4,493	3,961	8,454	1,691	1,774	3,465
	う歯：未処置歯のある者	2,496	2,225	4,721	1,171	1,008	2,179
	歯周疾患	86	62	148	173	80	253
	歯列・咬合の異常	300	416	716	317	265	582
	顎関節の異常	7	5	12	3	6	9
	その他の歯・口腔の疾病および異常	69	37	106	5	3	8
	永久歯のう歯の内容：未処置歯数	261	309	570	542	580	1,122
	（小学6年および中学1年のみ）う歯による喪失歯数	5	8	13	45	48	93
	（小学6年および中学1年のみ）処置歯数	745	1,012	1,757	1,287	1,645	2,932

注：＊印の検査をすべて受診した者（内科検診を受診した者）

身体発育状況　　平成26年度

学年	男子			女子		
	身長	体重	座高	身長	体重	座高
	cm	kg	cm	cm	kg	cm
小学1年	116.8	21.2	64.8	115.7	20.7	64.3
2	122.7	23.8	67.7	121.6	23.2	67.2
3	128.3	26.7	70.3	127.7	26.2	70.0
4	133.9	30.3	72.8	133.6	29.6	72.7
5	139.3	33.9	75.1	140.3	33.7	75.9
6	145.4	38.1	77.8	147.4	38.9	79.5
中学1年	152.6	43.3	81.3	152.3	43.5	82.3
2	160.1	48.5	85.1	155.3	47.2	84.2
3	165.4	53.8	88.3	157.0	48.9	85.1

区内中学校の体力調査　　平成26年度

性別	学年	年齢	握力 (kg)	上体起こし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横跳び (点)	20mシャトルラン (回)	50m走 (秒)	立ち幅跳び (cm)	ハンドボール投げ (m)
男子	1	12	22.5	23.5	35.4	47.4	65.8	8.7	172.5	17.1
	2	13	28.1	27.3	39.8	51.2	84.4	8.1	190.4	19.7
	3	14	33.2	29.9	43.7	53.9	92.1	7.6	204.8	22.1
女子	1	12	20.9	20.9	40.7	44.0	46.0	9.1	158.2	11.0
	2	13	23.3	23.4	43.0	45.8	56.6	8.9	163.5	12.2
	3	14	24.9	24.6	45.8	46.5	57.7	8.8	166.4	13.4

資料：「平成26年度体力調査報告書」（練馬区教育委員会）

●成人の健康づくり

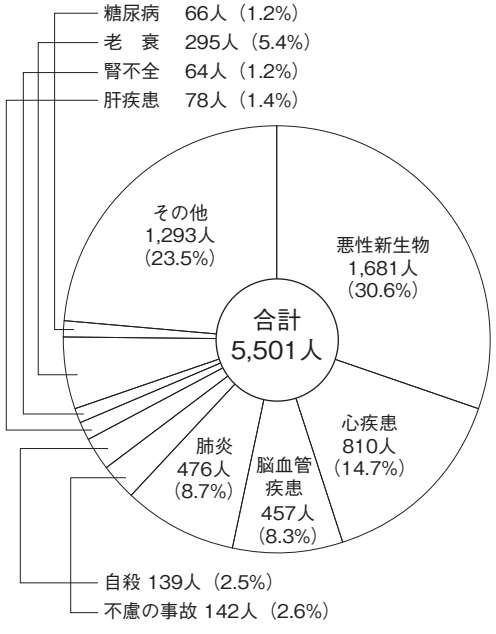
1　健康診査・がん検診等

生活習慣病などを予防し、健康を維持するための健康診査、がんを早期発見するための各種がん検診などを行っている。

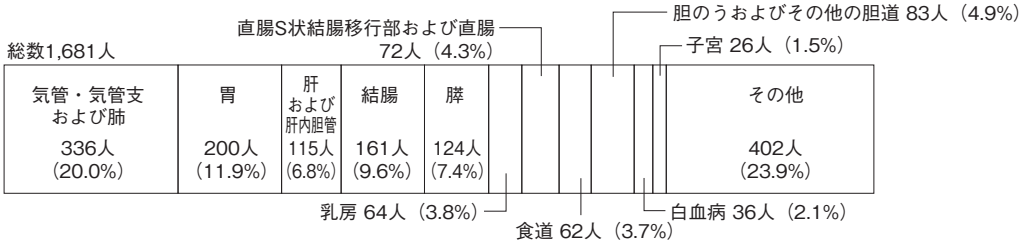
健康診査は、30歳代、練馬区国民健康保険特定、75歳、後期高齢者および医療保険未加入者の5種類に分けて実施している。がん検診は、胃がん、子宮がん、乳がん、肺がん、大腸がんおよび前立腺がんについてそれぞれ実施している。

また、肝炎ウイルス検診、眼科（緑内障等）健康診査および成人歯科健康診査についても実施している。

区民の主要死因別割合　　平成26年



悪性新生物（がん）の部位別死亡割合　　平成26年概数



健康診査・がん検診等　　平成26年度

健診（検診）名	受診者	有所見者	対象者および実施場所
健康診査	人	人	
30歳代健診	9,434	5,988	30～39歳の方、健康診査室・医療健診センター
国保特定健診	46,910	－	練馬区国保の被保険者で40~74歳の方、健康診査室・医療健診センター・協力医療機関
75歳健診	3,415	3,295	75歳の方、協力医療機関
後期高齢者健診	40,172	39,252	後期高齢者医療制度の被保険者の方、協力医療機関
医療保険未加入者健診	3,478	3,381	生活保護受給者等で40歳以上の方、協力医療機関
一般胸部エックス線検査	73,192	24,454	40歳以上で区が実施する健康診査を受診する方、健康診査室・医療健診センター・協力医療機関
肝炎ウイルス検診	12,953	C型 77 B型 78	過去に検診を受けたことのない30歳以上の方、 健康診査室・医療健診センター・協力医療機関
がん検診			
胃がん検診	23,529	2,639	30歳以上の方、健康診査室・医療健診センター・保健相談所・石神井庁舎
子宮がん検診	22,703	556	20歳以上の方（前年度受診していない女性）、協力医療機関
乳がん検診	17,062	1,626	40歳以上の方（前年度受診していない女性）、医療健診センター・区内協力医療機関
肺がん検診	25,936	755	40歳以上の方、健康診査室・医療健診センター・区内協力医療機関
大腸がん検診	66,437	5,121	30歳以上の方、健康診査室・医療健診センター・協力医療機関
前立腺がん検診	1,126	75	60・65歳の方、健康診査室・医療健診センター・協力医療機関
成人歯科健診	2,992	2,428	30・40・45・50・60・70歳の方、協力歯科医療機関
眼科（緑内障等）健診	3,271	630	50・55・60・65歳の方、区内協力眼科医療機関

注：①がん検診の場合の有所見者は、精密検査が必要な方の数（精密検査の結果、大半の方はがんではない。）
②国保特定健診および後期高齢者健診の受診者は、平成27年5月31日現在において確認している方の数

2 成人の健康教育

効果的な運動習慣づくり、生活習慣病予防、がん予防などをテーマに成人の健康づくりに関する教室・講座・講演会を開催し、併せて健康に関する相談事業を実施している。また、区役所本庁舎2階通路などで、3月は女性の健康週間として、9月はがん征圧月間として、10月はピンクリボンキャンペーン（乳がん月間）としてパネル展示などによる啓発を行った。

そのほか、自らの健康管理と適正な医療に資することを目的として、特定健診結果などの記録ページ、健康保持のためのポイントが掲載された練馬区健康手帳を40歳以上の区民を対象に37,000部発行した。

3 禁煙に関する事業

喫煙による健康影響についての普及啓発や禁煙外来の情報提供など、たばこをやめたい方に対する禁煙支援を行っている。26年度は、メールによる禁煙支援プログラム（禁煙マラソン）の提供（利用者数9人）を行った。

また、練馬区薬剤師会と協働し「練馬区禁煙支援薬局」での禁煙相談や、禁煙補助剤の助成による禁煙支援を実施した。25年度より、助成の対象者を妊婦または1歳未満の乳児と同居している家族とした。

さらに、5月31日から6月6日の禁煙週間に、区役所本庁舎2階通路および保健相談所でパネル展示による啓発

平成 26 年度

区分	回数	延べ人数
子育て・仕事で忙しい方のための個人指導型フィットネスプログラム	1	425
健康づくりのための講習会	4	231
生活習慣病予防教室	42	1,046
がん予防講演会	4	290
睡眠・休養についての講演会	2	108
女性の健康づくり講座	2	36
骨量測定会	18	1,028
歯周病予防講演会	2	47
食育講習会（食生活応援講習会など）	58	1,210
健康相談（保健、栄養、歯科）		1,333
おとなの歯みがき相談	136	435

を行った。

4 健康フェスティバル

区民の健康意識の高揚を図ることを目的に、練馬まつりの協賛事業として開催している。26年度は10月19日にとしまえんで開催し、入場者は約4,000人だった。

5 練馬区健康いきいき体操の普及事業

区独立60周年を記念し、誰もが気軽に取り組める健康体操として、区歌に合わせた「練馬区健康いきいき体操」を18年12月に創作して普及に努めている。体操指導動画を区のホームページで配信、DVDの貸出し、体操指導を希望する施設や団体へ運動指導員を派遣（26年度は12団体、参加者延べ230人）している。

●高齢者の健康づくり

豊かで充実した人生を送るため、自立した生活ができる期間である「健康寿命」を延ばすための講座や講演会を開催している。

平成26年度

区　　分	回　数	延べ人数
はつらつシニアのロコモ体操	48	987
健康長寿講演会	6	171

(2) 健康づくりの条件整備を行う

●練馬区健康づくりリーダー育成事業

平成24年度から地域で自主的に健康づくり活動を行う「健康づくりリーダー育成講座」を3コース開催している。26年度は、運動28人、ウォーキング18人、食育24人が育成講座を修了した。

●練馬区健康づくりサポーター活動支援

平成19年度から23年度まで、区民主体の健康づくり活動を支援するため、健康づくりサポーター（運動のサポーター、食のサポーター）の育成を行った。現在、延べ102人の登録があり、27年度まで連絡会・フォローアップ研修会等の活動支援を行う。

●食育を推進する環境整備

平成19年に「練馬区食育推進ネットワーク会議」を設置し、区民、関係団体、行政が連携して食育推進に取り組んでいる。（5回延べ91人）練馬ならではの食育を進めるために食育実践ハンドブック「野菜とれとれ！1日5とれとれ！」等を活用した食育キャンペーンを展開した（大学祭、農業祭、幼稚園等計34回延べ3,908人）。また、食育推進講演会（入場者261人）を実施し、25年度・26年度の食育推進講演会の記録誌「次の世代に伝えたい和食」7,000部を作成した。

「練馬区健康づくり協力店普及促進事業」は、食を通じた健康づくりを推進するため、飲食店や食品販売店に健康づくり協力店の登録を呼びかけている。協力店が充実することにより、区民が身近で健康づくりに取り組みやすくするための食環境整備を推進している。26年度の協力店数は227店舗、区民と協力店に向けての講演会2回（参加数延べ104人）、普及啓発のリーフレット等配布5,000枚、健康づくりの情報リーフレット「レッツ・トライ（地域と共につくる健康づくり）600部を作成し、普及啓発に活用した。特定給食施設等指導（巡回指導・講習会など）は、延べ562件実施した。

●受動喫煙防止推進事業

受動喫煙が健康に及ぼす影響を周知するとともに、受動喫煙防止対策を強化し、たばこを吸わない人にも配慮した環境づくりを推進している。

(3) 健康に関する危機管理を行う

●感染症対策

1 予防接種

感染症の予防に関しては、種痘が地球上から天然痘（痘そう）を根絶し、ポリオ生ワクチンが日本からポリオ（急性灰白髄炎）を一掃したことから明らかなように、予防接種の果たしてきた役割は極めて大きい。

特に乳幼児の時期に予防接種を受けることにより、個々人が感染症にり患することを防ぐ（個人予防）だけでなく、感染症の流行も抑えている（社会予防）。

このため予防接種の必要性の周知を行い、感染症の流行を阻止しうる免疫保有率を保つため、積極的な働きかけが大切である。

予防接種法に基づくA類疾病の予防接種は、ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ（急性灰白髄炎）、麻しん、風しん、日本脳炎、BCG（結核）、ヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がん予防および水痘（みずぼうそう）の12種である。B類疾病の予防接種としては高齢者のインフルエンザおよび肺炎球菌感染症がある。

日本脳炎予防接種は平成17年5月から積極的勧奨を差し控えていたが、22年4月より再開している。

麻しん風しん予防接種は、18年6月の改正で2回接種となり、19年の麻しんの流行に対する対策として、20年4月から中学1年生および高校3年生に相当する年齢の者を対象に麻しん風しんの定期接種が追加された。この接種期間は20年4月1日から25年3月31日までの5年間に限って実施された。

19年4月の結核予防法の廃止に伴い、BCGは予防接種法の定期予防接種になり、区では4か月児健診と同時に集団で接種していたが、27年4月から個別の医療機関にによる個別接種に移行した。

ポリオ予防接種は、春と秋に保健相談所を会場に集団接種により実施したが、24年9月から不活化ワクチンが導入され、個別接種に移行している。その他は協力医療機関で通年（インフルエンザは除く。）、個別接種により実施している。

接種費用の助成をしていたヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がん予防の任意予防接種が25年4月から、水痘と高齢者の肺炎球菌感染症は、26年10月から定期接種となった。子宮頸がん予防接種は、25年6月厚生労働省通知により、積極的勧奨を差し控えている。

予防接種法に定めのない任意予防接種については、つぎの表のとおり接種費用を助成している。

なお、24年9月から実施している高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種に対する費用助成は、26年10月の定期予防接種後も制度を一部変更の上、実施している。

また、近年の度重なる予防接種法制度改正に伴い、予防接種を受けるスケジュールの作成が接種者やその保護者にとって大きな負担となり、接種間隔の誤りや接種漏れが生じてしまう可能性がある。そのため、27年4月より接種者の生年月日等を入力することによりスケジュールが自動作成される予防接種サポートシステムを導入した。

定期予防接種の接種状況　平成26年度

区　分		接種者数（延べ）
MR（麻しん風しん混合） ※麻しん単抗原、風しん単抗原含む。	1期	6,003
	2期	5,449
DPT-IPV（４種混合） ※ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ	1期 （初回3回、追加1回）	23,035
D　P　T（３種混合） ※ジフテリア・百日せき・破傷風	1期 （初回3回、追加1回）	1,296
D　　T（２種混合） ※ジ　フ　テ　リ　ア・破　傷　風	2期	3,531
日本脳炎	1期 （初回2回、追加1回）	15,560
	1期特例 および2期（1回）	3,596
不活化ポリオ	4回 （初回3回、追加1回）	3,762
子宮頸がん予防 （ヒトパピローマウイルス感染症）	3回	61
ヒ　　ブ	4回 （初回3回、追加1回）	24,573
小児用肺炎球菌	4回 （初回3回、追加1回）	24,687
B　C　G	1回	6,179
水　　痘	2回 （3歳以上5歳未満は1回）	8,910
高齢者インフルエンザ	1回	70,980
高齢者用肺炎球菌	1回	9,299

任意予防接種の接種費用助成および接種状況　平成26年度

	助成開始時期	対象者	助成費用	接種者数（延べ）
おたふくかぜ	25年4月	1歳以上 3歳未満の方	3,000円助成	4,945
水　　痘	25年4月	1歳以上 3歳未満の方	1回3,000円を 2回助成	2,803
麻しん風しん混合 未接種者対策	24年4月	2歳以上19歳 未満で、接種 が終了して いない方	全額助成	336
風しん抗体検査	26年4月	19歳以上の方 ①妊娠を希望している女性 ②①の同居者 ③妊娠中の女性の同居者	全額助成	2,460
先天性風しん 症候群対策	25年3月			
高齢者用肺炎球菌	24年9月	65歳以上の方	4,000円助成	6,029

2　一類・二類・三類・四類・五類・新型インフルエンザ等感染症

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）に基づき、感染症の日常的な発生状況の把握（感染症サーベイランス）を行うとともに、感染症発生時には適切な医療の確保・防疫対応、疫学調査等の対応を行っている。また感染症法では、感染症の感染力、り患した場合の重篤性等から感染症を類型化し、それぞれに応じた対応を行っている。26年には、四類感染症であるデング熱の70年ぶりの国内感染例の報告や、一類感染症であるエボラ出血熱の西アフリカにおける流行に伴う感染した海外渡航者の入国および二次感染の危惧に対し、各類型感染症に応じた防疫体制を医療機関等と連携し構築することにより対応した。

27年1月9日、感染症法の一部改正により感染症の類型が見直された。二類感染症に「中東呼吸器症候群（MERS）」および「鳥インフルエンザ（H7N9）」が追加された。

①　結核

二類感染症の結核は、近年、り患率は改善されてきているものの、高齢者で増加傾向にあり、高齢者の結核対策は重要な課題となっている。次世代に結核を拡げないためには、今後とも、結核対策を着実に進めていく必要がある。結核対策としては、結核患者の適切な医療の確保や治療成功のための服薬支援などの結核患者支援を始め、家族や接触者への健診の実施など結核対策を丁寧に実施している。区の26年結核新規登録患者数は144人。そのうち、感染性のある結核患者は49人であった。また、新規登録患者のうち、70歳以上の割合は、約35％と高い。高齢者の結核の初期症状は、咳や痰、発熱などの呼吸器症状によるものばかりではなく、食欲不振や体重減少によることがあり、診断が遅れる事例も見受けられる。結核に対する正しい理解と知識の普及が必要である。

② 五類感染症

五類感染症については、発生情報を収集・分析し、その結果の公開・提供により、発生・拡大を防止すべき感染症と定めており、区では医師会・教育委員会等への情報提供をしている。なお、20年1月1日から、麻しんおよび風しんについて医療機関から保健所への届出が義務化された。風しんについては、24年度の大流行を受け、先天性風しん症候群対策事業を実施し、26年4月から、定期予防接種の機会がなかった世代に抗体検査および予防接種費用の助成を開始した。また、届出がされた患者に対し、感染拡大予防のための注意喚起を行った。麻しんについては、積極的疫学調査の一環として、東京都健康安全研究センターでの確定診断を行い、正確な診断による適切な対策によって麻しん排除を目指している。

全数届出感染症の届出患者数 平成26年

種　別	疾　病　名	届出患者数
一　類	エボラ出血熱	0
	クリミア・コンゴ出血熱	0
	痘そう（天然痘）	0
	南米出血熱	0
	ペスト	0
	マールブルグ病	0
	ラッサ熱	0
二　類	急性灰白髄炎（ポリオ）	0
	結核	215
	SARS（重症急性呼吸器症候群）	0
	ジフテリア	0
	鳥インフルエンザ（H5N1）	0
三　類	コレラ	0
	細菌性赤痢	4
	腸管出血性大腸菌感染症	21
	腸チフス	1
	パラチフス	0
四　類	レジオネラ	4
	A型肝炎	2
	デング熱	4
五　類	アメーバ赤痢	5
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	1
	急性脳炎	2
	後天性免疫不全症候群	3
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	1
	侵襲性肺炎球菌感染症	13
	梅毒	1
	播種性クリプトコックス症	1
	破傷風	1
	風しん	6
	麻しん	1

注：①区に届出があった件数を掲載
②四・五類感染症は届出のあった疾病のみ掲載

③ エイズ・性感染症

国内のHIV（ヒト免疫不全ウイルス）感染者報告数は、ここ数年横ばい状態で推移しており、これは、保健所等における無料HIV検査数の減少が影響している可能性がある。一方エイズ患者数は引き続き増加の傾向を示し、都内では、全報告数の約2割を占めている。このような感染例では、無症候期の間に感染が広がっている可能性がある等の問題が指摘されている。また、性感染症においては、若年層における発生の割合が高まっており、感染予防および早期発見の取組が重要である。

このため区では、エイズや性感染症の正しい知識の普及啓発を行い、豊玉保健相談所で、HIV・梅毒・クラミジアの抗体検査（無料・匿名）を実施している。また、区内の高校で性感染症の講演会を実施し、学生のみならず学校全体で、若年層の性感染症予防への取組ができるように働きかけている。

エイズ相談・HIV・性感染症抗体検査実施数 平成26年度

区　分	件　数
エイズ相談	673
HIV抗体検査	282
梅毒検査	38
クラミジア検査	37

④ 新型インフルエンザ

新型インフルエンザは、ウイルスの亜型等によって感染力や病原性の強弱が異なる。25年4月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が施行されたことに伴い、区では、26年6月「練馬区新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。さらに、「新型インフルエンザ等対策行動マニュアル」を策定し、発生時により実効性の高い対策がとれるよう体制整備を図った。今後は、事態のレベルに応じた保健医療体制および庁内外を含めた体制整備の充実を図っていく。

(4) 安全な衛生環境を確保する

●食品衛生

区では、食中毒の防止、食品の安全性の確保のため、営業者の監視指導、食品等の検査を行っている。平成26年度は監視指導を13,132件、食品等の検査を2,262検体行った。

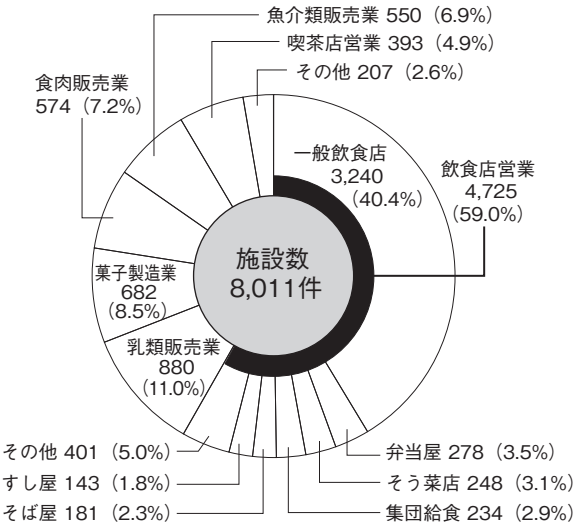
営業者の食品衛生知識を深めるために35回の食品衛生講習会を実施し、延べ2,261人が受講した。

こうした監視指導を行うに当たって、区では食品衛生監視指導計画を策定している。26年度は計画について区民から意見を求めるとともに、27年1月に開催した練馬区食品衛生推進員会議においても計画に対する意見を求め、寄せられた意見を参考に27年度の計画を策定した。

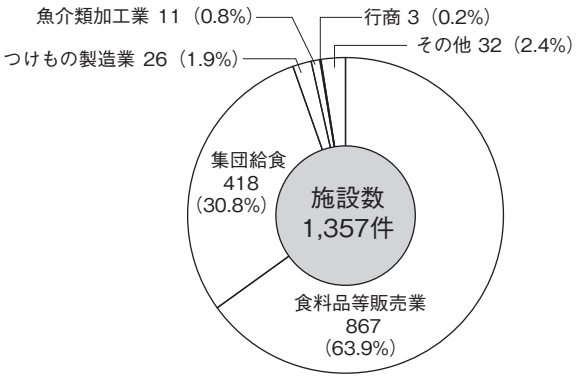
26年度の区内での食中毒の発生はなかった。

許可を要する食品関係施設　　平成27年3月31日現在

〔食品衛生法に基づくもの〕



〔食品製造業等取締条例に基づくもの〕



●食品衛生普及啓発活動

平成26年度は、消費者に対する普及啓発活動として、食中毒予防のための講習会を16回（延べ502人）実施した。そのうち食育の一環として、区内の保育園や小学校の生徒を対象に、「食の安全教室」を開催した。紙しばいやクイズを通じて食中毒予防について学び、手洗い練習等を行った。

10月には「輸入食品ー安全・安心のしくみー」をテーマに「練馬区食の安全・安心シンポジウム」を開催、77名が参加した。また、消費生活展、練馬まつり等で、食品衛生相談を行った。

その他の普及啓発活動として、リーフレット「ねりま食品衛生だより」を4回発行（45,000部）し、併せて区ホームページ内の食品衛生情報へ掲載した。

●医療監視・指導

診療所、助産所、施術所、歯科技工所の施設・設備の管理状況について、監視・指導を行っている。

平成26年度には、150か所の監視指導を行った。

練馬区内の医療関係施設　　平成27年3月31日現在

区　分	施設数および病床数	人口10万人当たり
病院	19か所	2.6か所
病院病床	3,087床	428.8床
病院一般病床	1,392床	193.3床
療養病床	614床	85.3床
一般診療所	557か所	77.4か所
歯科診療所	465か所	64.6か所
助産所	29か所	4.0か所
施術所	623か所	86.5か所
出張施術業	309か所	42.9か所
歯科技工所	108か所	15.0か所

注：一般病床は、病院病床から精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床を除いたもの

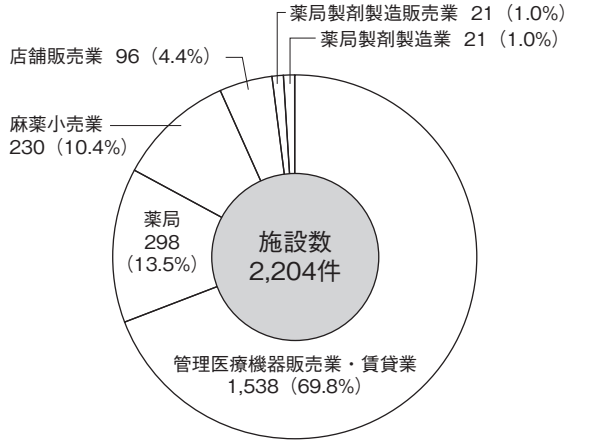
●薬事衛生

1　薬事監視

医薬品等の品質と、その有効性および安全性を確保するため、薬局・医薬品販売業（卸売販売業、配置販売業を除く。）・麻薬小売業・医療機器販売業等の監視指導、医薬品等の検査を行っている。平成26年度には、507件の監視指導、5品目の医薬品等の検査を行った。

さらに、区民の保健衛生上の安全を確保する目的で薬事関連法令の趣旨の徹底を図るため、営業者および薬剤師等を対象に啓発活動を行った。

薬局・医薬品販売業等関係施設　　平成27年3月31日現在

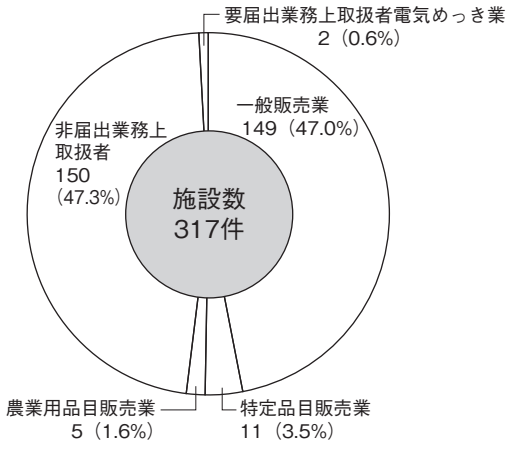


2　毒物劇物監視

毒物劇物による保健衛生上の危害防止を目的として、毒物劇物販売業および業務上取扱者の監視指導を行っている。

また、盗難や事故等が発生した場合に社会的影響の大きい農薬、トルエン、シアン等を取り扱う販売業および業務上取扱者の一斉監視を行っている。26年度には、53件の監視指導を行った。

毒物劇物営業者等関係施設　　平成27年3月31日現在



3 有害物質を含有する家庭用品の検査

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、日常使用する家庭用品に含まれる有害物質によって健康被害が発生することを防ぐため、規制対象となっている家庭用品の試買検査を行っている。26年度には、46品目（延べ84項目）の試買検査を行った。

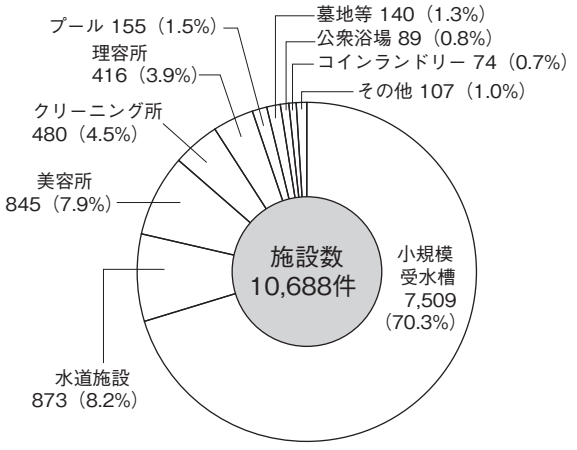
●環境衛生

多数の人が利用するプール、公衆浴場や日常生活上必要な理・美容所、クリーニング所等では一定の衛生水準が確保されることが必要である。

このため区では、これらの施設に対する監視指導を行うとともに、施設の空気や細菌などの各種検査を実施している。平成26年度は、940件の監視指導を行うとともに、239施設について各種検査を行った。このほかにも飲料水についての相談受付・指導を行っている。

また、区民生活に直接的影響を及ぼすコインオペレーションクリーニング（コインランドリー）および小規模給水施設について指導要綱を制定し、衛生管理等について指導を行っている。

環境衛生関係施設　　平成27年3月31日現在



●ペット動物の飼養

「狂犬病予防法」、「東京都動物の愛護及び管理に関する条例」により、畜犬登録、狂犬病予防注射、犬の正しい飼い方の啓発などの事業を行っている。飼い猫の去勢・不妊手術費の一部（オス1,500円、メス3,000円）を助成する事業も行っており、平成26年度には、オス439件、メス551件、計990件の利用があった。

また、飼い主のいない猫をめぐる問題を解決するために活動するグループを登録し、去勢・不妊手術費用の助成（オス5,000円、メス10,000円）や猫保護ケージの貸出しなどにより活動を支援している。27年3月末現在、44団体が登録し、オス159件、メス134件、計293件の手術が行われた。

なお、区内には、動物質原料運搬業、畜舎など11施設がある。

狂犬病予防関係件数　　平成26年度

区　分	件　数
	件
鑑札交付数	2,232
（内訳）交付	1,714
再交付	213
交換（無料）	305
狂犬病予防注射済票交付数（再交付含む。）	19,796
咬傷事故数	18

●ねずみ・害虫対策

衛生的で快適な生活環境を確保するため、人体に害を及ぼす害虫等の相談および駆除を行っている。

平成26年度は、スズメバチ、ユスリカ、樹木害虫その他の苦情・相談を1,628件受け付け、スズメバチ414巣を駆除するなど対応・処理した。ねずみに関しては、駆除指導を479件、ねずみ駆除講習会を2回行った。

なお、「害虫相談ダイヤル」を5月～11月の期間開設した。

2　安心して医療を受けられる環境を整える

(1) 地域における医療体制を確立する

●休日・夜間救急医療

現在の救急医療体制は、救急告示医療機関（いわゆる救急病院）制度が基本となっている。これを補完するため、区では、休日・夜間において入院を必要としない程度の救急患者に対応する初期救急医療等の充実を図っている。

1 初期救急医療など

練馬休日急患診療所（区役所東庁舎2階）および石神井休日急患診療所（石神井庁舎地下1階）において、日曜・祝休日（年末年始を含む。）の昼間・準夜間および土曜日の準夜間に、内科・小児科の初期救急医療を実施している。

また、ニーズの高い15歳以下の小児初期救急医療に対応するため、練馬区夜間救急こどもクリニック事業を練馬休日急患診療所において、毎日準夜間に実施している。

あわせて、順天堂練馬病院および地域医療振興協会練馬光が丘病院に毎日午後5時から午後10時まで、島村記念病院に火・木曜日午後5時から午後8時まで小児初期救急医療事業を委託して実施している。

平成26年度の患者実績は順天堂練馬病院は1,116人、地域医療振興協会練馬光が丘病院は1,751人、島村記念病院は520人であった。

日曜・祝休日には区内5か所で休日診療当番医療機関を開設したほか、区内3か所で休日柔道整復施術事業を実施した。

また、休日夜間の急病患者に対する処方せん調剤に対応するため、練馬区休日・夜間薬局および石神井休日夜間薬局を開設している。

休日診療当番医療機関および休日当番接骨院の利用状況

平成26年度

区　分	開設日数	受診者数	1日平均
	日	人	人
医　　科	72	5,880	81.7
歯　　科	10	110	11.0
接　骨　院	72	522	7.3

休日急患診療所等の利用状況

平成26年度

施設名	診療日数		受診者数	
	昼間	準夜間	昼間	準夜間
	日	日	人	人
［内科・小児科］				
練馬休日急患診療所	70	365	5,777 (82.5)	5,111 (14.0)
石神井休日急患診療所	71	120	5,372 (75.7)	2,761 (23.0)
［小児科］				
練馬区夜間救急こどもクリニック	－	365	－	3,920※ (10.7)
［歯科］				
練馬歯科休日急患診療所	71	－	518 (7.3)	－
石神井歯科休日急患診療所	72	－	473 (6.6)	－

注：①昼　間：午前10時～午後5時
　　準夜間：午後6時～午後10時（土・日・祝休日・年末年始）
　　午後8時～午後11時（月～金）
　②受診者の（　）内は1日平均
　③受診者の※は練馬休日急患診療所の再掲

2 二次救急医療

入院を必要とする救急患者に対応する二次救急医療については、都が休日・全夜間診療や特殊救急医療の体制を整備している。

3 歯科救急医療

練馬歯科休日急患診療所（区役所東庁舎3階）および石神井歯科休日急患診療所（石神井庁舎地下1階）において、日曜・祝休日に歯科救急医療を実施している。あわせて、ゴールデンウィークと年末年始に歯科の休日診療当番医療機関を区内1か所に開設している。

●難病患者支援

難病とは、①原因不明、治療法が未確立であり、かつ、後遺症のおそれが高く②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず、介護等に著しく人手を要するために家庭の負担が重く、また、精神的にも負担の大きい疾病をいう。

平成27年4月1日現在、110疾病が国の指定難病となっている。さらに、都単独で対象となる疾病は、27年4月1日現在、15疾病であり上記の国疾病と合わせた疾病に対して、医療費助成を実施しており、所管の保健相談所で申請を受け付けている。このほかに、特殊医療として腎不全と血友病の医療費助成の申請も受け付けている。

保健相談所では、公費負担医療申請者を対象とする所内面接相談・訪問指導や講演会を実施している。

このほか、難病患者については、都が都医師会に委託して実施している在宅難病患者訪問診療事業や、平成4年度から都が実施している在宅難病患者医療機器貸付事業（吸入・吸引器）の対象となっている。

●心身障害者（児）・要介護高齢者歯科診療

心身障害者（児）と要介護高齢者に対する歯科診療を木曜と土曜に練馬つつじ歯科診療所で実施している。平成26年度の診療実績は診療日数99日、延べ治療件数は2,842件であった。

また、摂食・えん下機能に障害のある心身障害者（児）と要介護高齢者を対象に、摂食・えん下リハビリテーション診療を実施している。診療方法は外来（第2・4火曜日およびその他の火曜日のうち1回の午前9時～午後1時）と訪問（毎月4回水曜日の午前9時～午後1時）があり、26年度の実績は、診療日数82日（外来35日、訪問47日）、延べ治療件数は272件（外来109件、訪問163件）であった。

心身障害者（児）については、練馬つつじ歯科診療所で検査や予防に関する歯科相談を毎週土曜日に行っている。26年度の相談実績は102件であった。

●順天堂大学医学部附属練馬病院

区は誘致方式による病院整備を進め、平成17年7月に順天堂大学医学部附属練馬病院が高野台三丁目1番に開院した。

区と学校法人順天堂との間で締結した基本協定において、①病床数は400床とすること、②重点医療は、救急・小児・災害時の医療、脳血管疾患、心疾患、悪性新生物などに対する医療とすること、③内科、外科、小児科の24時間救急医療体制の確保、④区内医療機関との連携の実施、⑤区民の意見などを取り入れるための協議会の設置などを取り決めている。

さらに、診療科目などの具体的な運営内容については、運営に関する協定細目を締結している。

順天堂大学医学部附属練馬病院の規模や診療科目等はつぎのとおりである。

⑴　規模

敷地面積　11,187.98㎡、延べ床面積　30,620.99㎡

※延べ床面積には、ハートビル法適用部分（723.26㎡）を含む。

病床数　400床

⑵　診療科目（届出標榜科名）

内科、循環器内科、消化器内科、呼吸器内科、腎臓内科、リウマチ内科、血液内科、糖尿病・内分泌内科、神経内科、精神科、小児科、小児外科、外科、消化器外科、乳腺外科、呼吸器外科、脳神経外科、整形外科、形成外科、皮膚・アレルギー科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、産婦人科、麻酔科、病理診断科、リハビリテーション科、救急科、臨床検査科

順天堂大学医学部附属練馬病院利用状況　平成26年度

区　分	受診者（延べ人数）	月平均（延べ人数）
入院患者	142,392	11,866
外来患者	346,501	28,875
手術	5,811	484
ICU･CCU･NICU	3,385	282
人工透析	6,062	505
救急患者	16,165	1,347

注：ICU（集中治療管理室）
CCU（冠状動脈疾患集中治療管理室）
NICU（新生児集中治療管理室）

●公益社団法人地域医療振興協会 練馬光が丘病院

平成24年4月1日、日本大学医学部付属練馬光が丘病院を引き継ぎ、公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院が開院した。区と公益社団法人地域医療振興協会との間で締結した基本協定において、病院は、地域に医療を提供する中核的な役割を果たす病院として区内の医療提供体制の向上を図るために開設するものとし、つぎの性格、機能を有するものとしている。①公的な目的と機能を持ち、救急医療、小児医療、周産期医療および災害時医療を重点として行う病院であること、②高度で専門的および総合的な医療機能を持つ病院であること、③地域医療の中核的機能を持つ病院であること、④医療連携を図るとともに区の地域保健医療施策に協力する病院であること。

さらに、区民の意見などを取り入れるための協議会の設置などの具体的な運営内容については、運営に関する協定細目を締結している。

公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院の規模や診療科目等はつぎのとおりである。

⑴　規模

敷地面積　9,513.72㎡、延べ床面積　17,488.89㎡

病床数　342床

⑵　診療科目（届出標榜科名）

内科、循環器内科、呼吸器内科、消化器内科、腎臓内科、糖尿病内科、リウマチ内科、小児科、精神科、神経内科、外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、乳腺外科、頭頸部外科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、皮膚科、泌尿器科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、救急科、病理診断科、臨床検査科

公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院利用状況　平成26年度

区　分	受診者（延べ人数）	月平均（延べ人数）
入院患者	96,606	8,050
外来患者	184,982	15,415
手術	1,793	149
ＩＣＵ・ＣＣＵ	1,791	149
人工透析	4,920	410
救急患者	16,238	1,353

注：ICU（集中治療管理室）
CCU（冠状動脈疾患集中治療管理室）

●看護職員フェア

平成18年の診療報酬改定に際して、7：1看護体制（1日を通じて看護師1人に対して患者7人以内の配置）の診療報酬体系が創設され、大規模急性期病院を中心に、看護師の確保に向けた動きが激化した。このため看護職員不足が深刻な問題となっており、区内病院等も慢性的な看護師不足が課題となっている。

区では、区内病院の病床数維持と看護師不足を改善するため、潜在看護師を掘りおこし再就業につなげる場の提供として、20年度から看護職員フェア（就職相談会）を実施している。26年度は2回実施し、これまでの通算13回の実績は延べ参加者数380人に対し、再就業者数93人に達している。

●災害時医療救護体制の構築

現在区内には、災害時の医療救護活動の拠点として、10の医療救護所、2つの災害拠点病院を含む21の災害時医療機関がある。医療救護所では、区との協定に基づき医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会（以下「四師会」という。）が派遣した医療スタッフを中心に、トリアージや軽症者への応急処置、中等症者および重症者の災害時医療機関への搬送が行われる。

区では、こうした医療救護体制を構築するために、平成18年7月に、「練馬区災害時医療救護体制検討委員会」を立ち上げ、調査・検討を行い、課題を整理し、対策について報告書をまとめた。

これを受けて、昭和57年度から設置している災害医療運営連絡会の下に専門部会を設け、個別の課題について検討を行っている。

平成26年度は年4回の専門部会を開催し、医療救護所の再配置、患者搬送方法の確立、災害時の歯科医療の支援体制についての具体化および医療救護所に備蓄されている医薬品の見直しなどについて検討した。

また、四師会、順天堂大学医学部附属練馬病院、医薬品卸売業者および民間救急事業者と連携して、医療救護所訓練を11月に実施し、医療救護所の立ち上げ、トリアージ訓練、情報連絡訓練、医薬品の供給訓練および災害時医療機関への患者搬送訓練などを行った。

3　地域で福祉を支える

(1) 地域福祉活動との協働を進める

●練馬区社会福祉協議会

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織である。全国の自治体に設置されており、社会福祉法において、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定められている。

練馬区社会福祉協議会は、(以下、区社協という。) ボランティア活動の推進や権利擁護センターの運営、共同募金への協力、区の福祉事業の受託など、公共性の高い民間非営利組織として活動しており、地域福祉推進の中心的な役割を果たす団体として、地域における福祉関係者や関係機関、団体等と連携し、つながりのある地域づくりと地域福祉の推進という重要な役割を果たしている。

区社協の運営や財政基盤は、その活動内容や趣旨に賛同する区民や団体が「会員」になることにより支えられている。平成27年3月31日現在、個人会員3,421人、団体会員は248団体となっている。

区社協の行っている主要な事業は以下のとおりである。

1 相談業務

住民から寄せられる福祉に関する様々な相談に対して、情報提供や支援など総合的な対応を行っている。

2 ボランティア・地域福祉推進事業（ボランティア・地域福祉推進センターの運営）

ボランティア活動をしたい方とボランティアを必要とする方を結ぶ接点として、ボランティア活動・地域福祉活動に役立つ研修会や講習会の開催、情報誌の発行などによる情報提供を行っている。また、「小地域福祉活動」として、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指して、支えあいの仕組みづくりやネットワークの構築を図る取組を地域の方々といっしょに進めている。

また、光が丘、大泉、関町にもコーナーを開設し、ボランティア・地域福祉活動に関する相談に対応している。

3 練馬区NPO活動支援センター事業の受託

相談事業を受託し、NPO、ボランティア団体の運営全般、NPO法人の立ち上げ等に関する相談に対応している。

4 在宅サービス事業

日常生活を営む上で手助けを必要とする区民に、有償で家事援助や介護援助サービスを行っている。26年度のサービス提供時間数は、2,845時間であった。また、サービスを提供する協力員を常時募集し、26年度は5回の研修や講習会を実施した。

協力員登録状況（27年3月31日現在）144人（男性14人、女性130人）

5 赤い羽根共同募金への協力

赤い羽根共同募金活動を東京都共同募金会練馬地区協力会として実施し、26年度は、区内の募金活動により集められた寄付金9,084,371円を東京都共同募金会に納付した。

6 歳末たすけあい運動募金

練馬区町会連合会、練馬区民生児童委員協議会および区社協が実施主体となり、歳末たすけあい運動募金を実施している。26年12月1日～31日の募金実績額は、14,482,269円であった。

募金活動により集められた寄付金を財源として、区内で福祉に関する事業を行う団体の活動を支援するため、助成事業を行っている。

7 生活福祉資金貸付事業（東京都社会福祉協議会からの受託事業）

低所得世帯、障害者や介護を必要とする高齢者のいる世帯に対して、生活の安定と経済的自立を図る貸付けを行っている。(26年度実績　129件、155,356,738円)

8 総合支援資金貸付事業（東京都社会福祉協議会からの受託事業）

失業等により日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのための継続的な相談支援を必要とする世帯を対象に、再就職までの間の生活資金等の貸付けを行っている。(26年度実績　3件、1,870,000円)

9 不動産担保型生活資金貸付事業（東京都社会福祉協議会からの受託事業）

所得の少ない高齢者が自宅の土地や家屋を担保に、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、生活費や医療費の貸付けを行っている。(26年度実績　0件)

10 私立高等学校等入学資金貸付事業（25年度末で貸付事業は終了）

生活保護世帯あるいはこれに準ずる生活困難な世帯を対象として、私立高等学校の入学に際し、他の公的資金を借り受けてもなお資金が不足する場合の入学金等の貸付けの償還事務を行った。

11 受験生チャレンジ支援貸付事業（練馬区からの受託事業）

一定所得以下の世帯の中学3年生・高校3年生の支援のために、学習塾の費用や高校、大学などの受験料の貸付けを行っている。(26年度実績　415件、50,346,000円)

12 チェアキャブ運行事業

常時車椅子を使用する障害者および高齢者の外出、社会参加を促進するため、リフト付き自動車の運行を行っている。(106ページ参照)

また、21年9月より「福祉有償運送運転者講習会」を開催し、運転者の認定を行っている。

13 福祉作業所の受託運営

区社協は、「白百合福祉作業所（就労継続支援Ｂ型事業)」と「かたくり福祉作業所（就労継続支援Ｂ型事業および就労移行支援事業)」の運営を指定管理者として受託し、主に知的障害者を対象に、作業設備と仕事を提供し、作業支援と生活支援を通して自立に向けた援助を行っている。(106ページ参照)

14 障害者地域生活支援センターの受託運営

区社協は、「豊玉障害者地域生活支援センターきらら」と、「石神井障害者地域生活支援センターういんぐ」の運営を指定管理者として受託している。両センターは、障害者やその家族が地域で孤立せず、安心して自分らしく活き活きとした生活が送れるように支援し、様々な相談やプログラムを通して、当事者、家族、ボランティア、地域住民、関係機関が連携し支えあう場となっている。(105ページ参照)

15 練馬障害福祉人材育成・研修センター事業の受託

区社協は、「練馬障害福祉人材育成・研修センター事業」を受託している。この受託業務では、障害福祉サービスの人材の育成と確保を促進し、質の高い障害福祉サービスの安定的な提供を目的として各種研修の実施や情報提供、事業者同士が連携してサービス提供ができる環境整備等を行っている。

16 生活困窮者自立促進支援モデル事業に関する相談支援等の業務の受託

区社協は、生活サポートセンターで27年4月に施行される「生活困窮者自立支援法」に基づく一部の事業をモデル事業として受託し、運営を行った。生活や仕事、家計のやりくりなど様々な理由で経済的に困難を抱えている方の相談を幅広く受け止め、一緒に課題の整理を行い、関係機関と連携しながら地域で安心して自立した生活を送れるよう支援を行っている。（26年度相談件数2,384件）

17 権利擁護センター「ほっとサポートねりま」の運営

高齢や障害のため「福祉サービスの利用」や「財産管理」が困難な方に必要なサービスや制度を紹介し、地域で安心して生活できるように支援することを目的として、福祉サービスの利用手続きの支援、成年後見制度の利用支援などを行っている。また、19年1月には区における成年後見制度活用を促進するための「成年後見制度推進機関」として位置付けられた。

①相談の状況（26年4月～27年3月）

＊延べ相談件数8,065件

＊相談件数のうち、成年後見制度に関する相談件数延べ1,395件

②福祉サービス利用援助事業の契約支援の状況（26年4月～27年3月）

＊地域福祉権利擁護事業利用者：135人

＊財産保全・各種手続き代行サービス利用者：22人

●非営利地域福祉活動団体への補助金交付

非営利で「家事援助または介護サービス」「移動サービス」「食事サービス」の活動を1年以上実施している団体を対象に補助金を交付している。平成26年度は、継続18団体に補助金を交付した。

このほか、20年度から、地域福祉向上に向けた新しい取組に対し、活動費の補助を行っている。26年度は継続2団体に対して補助を行った。

また、18年度から、講座や勉強会、交流活動などの地域福祉普及啓発活動への活動費補助を行っている。26年度は、継続1団体に対して補助を行った。

●福祉有償運送の支援

NPO法人等が障害者や高齢者などを車に乗せて、有料で送迎を行う福祉有償運送は、自治体で設置する運営協議会の協議を経て、運輸支局に登録された法人に限り、合法的に実施できることになっている。

区では、学識経験者やタクシー関係者、NPO法人などで構成される福祉有償運送運営協議会を設置し、福祉有償運送を行う団体の協議を行っている。協議の結果、現在区において福祉有償運送が承認されている団体は平成27年4月1日現在11団体である。

福祉有償運送の運転者は、二種免許を取得するか認定講習を受講することが義務付けられている。練馬区では区社協が、21年9月に国土交通省から認定講習実施機関として認定を受け、福祉有償運送運転者講習会を実施している。26年度の認定講習受講者は27人であった。

●相談情報ひろば

地域住民の交流や絆を深め、地域ネットワークを構築し、地域の活性化を図ることを目的として「相談情報ひろば」を開設している。地域で様々な福祉活動を実施している地域福祉活動団体が、地域の特性や運営団体の特色を活かして運営しており、区では運営費の一部を助成している。平成27年4月現在において開設されている「相談情報ひろば」は常設型7か所、非常設型3か所の計10か所である。

●地域福祉パワーアップカレッジねりま

「区民が協働で築く“ねりま”の地域福祉」の基本理念のもと、「地域福祉を担う人材の育成」と「育成した人材を活かす仕組みづくり」を目標に平成19年10月に開設した。7期生39人、8期生40人が在学している。

(2) 保健福祉の総合支援体制を確立する

●民生委員・児童委員

民生委員は、地域社会、地域住民の福祉の向上に貢献するため、知事の推薦に基づき厚生労働大臣から委嘱される特別職の地方公務員である。高齢者、障害者、低所得世帯、ひとり親家庭等の実態を把握し、適切に援助・支援することをその職務内容としている。任期は3年で児童委員を兼ね、児童福祉の向上にも努め

ている。

区では、平成27年4月1日現在、20地区計571人を定数として民生児童委員協議会を組織し、活動している。このうち40人の主任児童委員は、児童問題を専門に活動する民生委員・児童委員である。

(3) 保健福祉サービスの利用を支援する

●苦情対応のための第三者機関の設置

保健福祉サービス利用者の利益を保護し、その権利を擁護するため、サービスに関する苦情や相談に適切に対応する第三者機関として、平成15年6月に「保健福祉サービス苦情調整委員」を設置した。

この機関は、弁護士等学識経験者からなる委員3人と、専門相談員（非常勤職員）2人で構成されている。

26年4月～27年3月の相談・苦情受付件数は234件、改善要望の申立ては23件であった。

(4) 福祉のまちづくりの考え方を広める

●福祉のまちづくり総合計画の推進

区は、心身の状態、年齢や性別に関わらず、区民が自らの生き方を選択し、社会を構成する一員として、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会が提供される地域社会の実現を目指し、区民との協働で、平成18年3月に「福祉のまちづくり総合計画（18年度～22年度）を策定した。

さらに、23年3月に、計画を改定し、継続して「ずっと住みたいやさしいまち」の実現を目標とする「福祉のまちづくり総合計画（23年度～27年度）」を策定した。この計画では、各基本方針に基づく取組の目指すべき成果を設定する際の重要な視点として、「3つの視点」を掲げるとともに、16の基本方針を掲げ、100の分野別計画事業を実施している。また、各計画事業の効果的な推進・連携を図るため、重点事業を選ぶ上での7つの考え方に基づき、24の重点的に取り組む事業を定めた。

1 3つの視点

ひとの視点	ともに理解を深める「気づき」の輪を広げる視点
ソフトの視点	豊かな暮らしを支える環境を整える視点
ハードの視点	ともに暮らせるやさしい空間をつくる視点

2 16の基本方針

1	多様な区民の意見を取り入れ、利用する人の視点によるものづくり・仕組みづくり
2	区民と区はパートナーとして互いに尊重し、協働して福祉のまちづくりを推進する
3	取組を着実に進め、改善を続ける
4	だれもがつどえる場づくり、出会って交流、あらたな「気づき」が生まれる
5	学びを育む機会づくり、気づいて行動、まちが変わる
6	道路、公園、建物を活かす総合的な運用やサービス提供
7	手に入れやすく、分かりやすく、使いやすい情報の輪
8	みんながうれしい、商店街でハートフルなおもてなし
9	いざというときにも安全安心。ふれあいのまち
10	気楽にお出かけ。行きたいところへ、行きたいときに
11	歩きやすい、歩きたくなる道づくり
12	また来たくなる、楽しめる公園づくり
13	駅はまちの中心。駅からはじまる福祉のまちづくり
14	人と自転車が共存し、仲良くできるまちづくり
15	行きやすい、入りやすい、使いやすい建物や施設づくり
16	建物や施設のつながりに配慮して、まち全体をバリアフリーに

3 重点事業を選ぶ上での7つの考え方

1	福祉のまちづくりを区民と区が協働で推進する
2	福祉のまちづくりを担う人材育成を推進する
3	身近に誰もが気軽に外出できる場をつくる
4	安心して使えるトイレを区内に増やす
5	わかりやすい情報・案内づくりを推進する
6	既存の建物のユニバーサルデザインを推進する
7	各施設の連続性を確保し、面的な整備を推進する

4　高齢者の生活と社会参加を支援する

(1) 高齢者の多様な社会参加を促進する

●高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、高齢者の健康と福祉の増進を図るため、老人福祉法および介護保険法に基づき策定する計画である。平成26年度に第5期計画（24～26年度）の見直しを行い、第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（27～29年度）を策定した。なお、この計画は「みどりの風吹くまちビジョン～新しい成熟都市・練馬をめざして～」を上位計画とする個別計画である。

第6期計画は、27年4月の介護保険制度の改正を踏まえ、団塊の世代がすべて後期高齢者となる37年を見据え、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを確立することを目標として計画の理念や重点施策等を明示している。

計画期間は、27～29年度までの3年間で、計画の最終年度に当たる29年度に見直しを行う。

1 理念

① 高齢者の尊厳を大切にする
② 高齢者の自立と自己決定を尊重する
③ 高齢者の社会参加と地域の支え合いを促進する

2 目標

住み慣れた地域において人生の最後まで暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを確立する。

3 施策

① 安心して在宅生活を送るためのサービスの充実
② 在宅療養体制の充実（医療と介護の連携）
③ 高齢者相談センターを中心とする相談支援体制の充実
④ 主体的に取り組む介護予防の推進と生活支援の充実
⑤ 高齢者の社会参加の促進
⑥ 高齢期の住まいづくり・住まい方支援
⑦ 高齢者の見守り体制の強化および見守りネットワークの充実
⑧ 認知症になっても安心して暮らせる地域づくり
⑨ 介護保険施設等の整備促進

4 個別事業

9つの施策を柱として、110の個別事業を明示している。

5 介護保険料

安定的な制度運営を行うため、3年間の介護サービスの総給付費の見込み等に基づき、第6期計画期間中の第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料を定めている。

●老人クラブ・文化祭など

1 老人クラブ等運営助成

地域のおおむね60歳以上の方で組織する老人クラブや、老人クラブで組織する老人クラブ連合会は、ボランティア活動、健康増進事業等の各種活動を行っている。区ではその活動を支援するため、助成金を交付している。平成26年度のクラブ数は、136団体、会員数10,297人、助成額は老人クラブが3,925万円、老人クラブ連合会が743万円であった。

2 老人クラブ農園

区では、農園事業を実施している老人クラブに農園を提供している。27年3月31日現在の農園数は24か所20,505㎡で、26年度は、35の老人クラブが利用した。

3 老人クラブゲートボール場

老人クラブ会員相互の親睦と健康の増進に寄与するため、民有地を借り上げ、ゲートボール場として提供している。27年3月31日現在、4か所6面を提供している。

4 寿文化祭

練馬区老人クラブ連合会の主催で、おおむね60歳以上の方を対象に、芸能大会、作品展示会を2日間開催している。26年度は、9月9・10日に練馬文化センターで開催し、芸能参加数86組、出演者1,290人、作品出品数97点であった。

●高齢者サークル事業助成

高齢者サークルが行うボランティア活動および会員以外の区民等の参加を中心とする事業に対して、年4事業、対象経費の1/2以内で4万円を限度に事業費の一部を助成している。平成26年度の助成額は、13サークル計500,400円であった。

●練馬区シルバー人材センター

練馬区シルバー人材センターは、働くことを通して健康を保持するとともに、生きがいなどを得ることを目的として、昭和52年7月21日に高齢者の自主的な団体として設立され、平成23年4月に社団法人から公益社団法人となった。

区に居住する原則として60歳以上の健康で働く意欲があり、就業および社会奉仕活動等を通じて生きがいの充実や社会参加等を希望する方が会員になれる。

27年3月31日現在の会員数は3,682人、26年度の受注実績は13億2,917万円であり、延べ342,600人が就業した。

区では、センターに対し26年度は国の補助金（888万円）の他に約8,629万円（次ページの高齢者就業・社会参加支援事業を含む。）の補助金を交付し、運営を助成している。

センターでは、多くの区民に仕事の提供を呼びかけている。

●高齢者就業・社会参加支援事業（シニアしごと支援コーナー）

高齢者の就業機会の創出と多様な社会参加への支援を図るため、平成14年8月に練馬区シルバー人材センターが、アクティブシニア支援室を設け、60歳以上の高齢者を対象に、臨時的・短期的な雇用（週20時間未満）の無料職業紹介などを行っていた。24年10月の「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正に伴い、職業紹介事業が有料化されることとなり、事業継続が困難となったため、アクティブシニア支援室の業務のうち、高齢者の社会参加や就業支援に関する業務を26年4月に開設したシニアしごと支援コーナーが引き継ぎ、アクティブシニア支援室は、26年3月31日をもって閉室した。なお、シニアしごと支援コーナーへの26年度の相談者数は795人、高齢者の就職を促進するための講座を26年度は計3回行い、参加者は延べ71人であった。

●高齢者の生活ガイド

区の高齢者保健福祉サービスの内容、対象者、問合せ先等を掲載した冊子を毎年度作成している。平成26年度は、26,000冊を区立施設等で無料配布し、活用を働きかけた。

●シニア ナビ ねりま

おおむね50歳以上のシニア世代の方を対象に、「健康づくり」、「仲間づくり」、「地域活動」、「仕事・ボランティア」、「習い事・生涯学習」といった、様々な分野での社会参加活動を支援するための情報を発信するホームページを開設している。

●高齢者いきいき健康事業

65歳以上の高齢者が、ますます健康でいきいきと社会参加できるよう支援するため、指定保養施設・理美容店・庭の湯・映画館等、10の事業から希望の1事業に利用できる「いきいき健康券」を交付している。平成26年度は、85,909人の申込みがあった。

●敬老祝品

最高年齢者、百歳以上、白寿（99歳）、米寿（88歳）の方にそれぞれ祝品を贈呈している。平成26年度は、祝品を最高年齢者（107歳）1人、百歳以上357人、白寿172人、米寿2,610人に贈呈した。

●高齢者施設

1 高齢者センター

60歳以上の高齢者を対象に、健康の増進、教養および福祉の向上を図ることを目的として、平成元年7月に光が丘高齢者センターを、7年10月に関高齢者センターを、16年10月に豊玉高齢者センターを開設した。

光が丘高齢者センター事業実施状況 平成26年度

事業名	実施状況		
講座	22講座	延べ	2,056人受講
教室	9教室	延べ	915人受講
映画会	16回	延べ	1,885人入場
作品展	5日	延べ	847人入場
各種大会	8回	延べ	525人参加
介護予防事業	7講座	延べ	10,933人受講
敬老祭・演芸大会	2日	延べ	1,494人参加
落語会・演奏会等	13回	延べ	617人参加

関高齢者センター事業実施状況 平成26年度

事業名	実施状況		
講座	12講座	延べ	494人受講
教室	21教室	延べ	6,597人受講
映画会	24回	延べ	1,902人入場
介護予防事業	6講座	延べ	2,876人受講
敬老祭・演芸大会	1日	延べ	581人参加
落語会・演奏会等	6回	延べ	392人参加

豊玉高齢者センター事業実施状況 平成26年度

事業名	実施状況		
講座	12講座	延べ	1,199人受講
教室	44教室	延べ	21,865人受講
映画会	12回	延べ	614人入場
介護予防事業	5講座	延べ	2,776人受講
敬老祭・演芸大会	2日	延べ	1,246人参加
落語会・演奏会等	9回	延べ	923人参加
個人開放事業	5講座	延べ	25,214人参加

センターでは、各種の教室・講座、レクリエーション事業を行っている。

また、センターには、機能回復訓練室、和室、娯楽室、講習室、図書コーナー、浴室などがあり、高齢者の憩いと自主的活動の場として利用されている。26年度の利用状況は、個人利用延べ166,821人、団体利用は延べ4,900団体、64,130人であった。

2 敬老館等

地域の高齢者施設として、敬老館、また敬老館事業を行う施設として厚生文化会館、地区区民館が設置されている。

これらの施設には、娯楽室、休養室、浴室等があり、高齢者の憩いと交流の場として利用されている。

高齢者施設の個人利用状況

施設名＼年度	平成23	24	25	26
	延べ人	延べ人	延べ人	延べ人
（高齢者センター）				
光が丘	75,142	79,980	82,413	88,624
関	32,940	35,249	37,260	41,411
豊玉	35,414	40,470	37,664	36,786
（敬老館）				
栄町	12,692	13,860	15,906	15,696
中村	21,810	24,305	19,468	24,091
春日町	14,891	15,188	12,330	13,035
南田中	19,604	18,705	17,780	14,926
高野台	22,541	21,872	20,420	20,030
三原台	28,366	28,833	29,971	28,941
石神井	14,849	14,392	17,354	18,676
石神井台	15,091	15,903	15,336	16,129
上石神井	―	―	―	7,137
東大泉	25,209	24,967	23,859	22,602
西大泉	17,115	21,378	20,174	22,524
大泉北	19,228	17,835	17,486	5,671
（敬老室）				
厚生文化会館	11,816	12,798	13,713	15,078
地区区民館	118,224	123,818	113,557	122,062
合　　計	484,932	509,553	494,691	513,419

注：①春日町敬老館は、空調設備改修工事のため、平成26年1月から5月まで休館した。
②南田中敬老館は、空調設備改修工事のため、平成26年1月から3月まで縮小運営し、4月から6月まで休館した。
③大泉北敬老館は、大規模改修工事のため、平成26年7月から平成27年6月まで休館した。
④上石神井敬老館は、平成26年10月に新規開設した。

(2) 特定高齢者等を支援する

●地域支援事業

地域支援事業は、介護保険法に基づく事業で、高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合でも、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業である。費用は、公費（国、都、区）と介護保険料で賄われている。

平成26年度は、以下の事業を実施した。

1 介護予防事業（健康長寿事業）

要介護状態となることを予防する事業で、二次予防事業（健康長寿若がえり事業）、一次予防事業（健康長寿はつらつ事業）を実施する。

⑴ 一次予防事業（健康長寿はつらつ事業）

・介護予防普及啓発事業
（小冊子等の作成、講演会の実施、よりあいひろば、介護予防キャンペーン、認知症予防啓発、お口の健康まつり、ねりま お口すっきり体操の普及、高齢者のための料理本「練馬発 わかわか かむかむ元気ごはん」の普及）

・地域介護予防活動支援事業
（介護予防推進員支援、認知症予防プログラム、認知症予防推進員活動支援）

⑵ 二次予防事業（健康長寿若がえり事業）

・二次予防事業対象者把握事業
（健康長寿チェックシート）

・通所型介護予防事業
（高齢者筋力向上トレーニング、ひざ痛・腰痛対策：足腰しゃっきりトレーニング【室内・プール】、栄養改善：若さを保つ栄養教室、口腔機能向上：しっかりかんで元気応援教室、複合型介護予防：まる得！若がえり教室）

2 包括的支援事業

介護予防サービスの計画（ケアプラン）の作成、総合的な相談、虐待防止等の権利擁護などを行う高齢者相談センター（地域包括支援センター）の事業

3 任意事業

・介護給付費適正化推進事業
（ケアプラン標準化、介護給付費通知）

・家族介護支援事業
（家族介護者教室、認知症高齢者位置情報提供サービス利用料助成、認知症理解普及促進等事業、認知症介護家族による介護なんでも電話相談、家族介護慰労金、認知症介護者支援、紙おむつ等の支給）

・その他事業
（食事サービス、高齢者緊急保護、認知症早期対応推進）

●いきがいデイサービス

会食、趣味活動、健康体操など総合的な介護予防事業を週1回実施した。利用料は1回600円で、平成26年度には実人員で509人、延べ人数では15,365人の利用があった。

●三療サービス

65歳以上の高齢者を対象に、健康増進と福祉の向上を目的として、はり、きゅう、マッサージ、指圧のいずれか1つを1回1,500円、年4回を限度に受けることができる利用券を希望者に交付している。平成26年度は、延べ15,293回利用された。

●ひとりぐらし高齢者に

1 入浴証の交付

65歳以上のひとりぐらしの方に、区が契約した公衆浴場を1回100円で利用できるシール方式の入浴証を、1人年間52回分を限度に交付している。平成26年度入浴証の交付決定者数は3,800人で、利用は126,867回であった。

2 居宅火災予防設備の給付

65歳以上で要介護3以上（認知症の診断を受けた方は要介護1以上）の方であって、心身機能の低下のあるひとりぐらしの方などを対象に生活環境や健康状態などを考慮して、居宅火災予防設備を給付している。26年度の火災警報器の給付件数は0件、自動消火器の給付件数

は12件であった。

3 高齢者福祉電話

週1回電話をすることにより、65歳以上のひとりぐらしの高齢者または高齢者のみの世帯で安否確認が必要な方に対し、安否の確認と孤独感の緩和に努めている。

26年度の利用者数は153人であった。

4 高齢者食事サービス

⑴ 高齢者食事サービス

65歳以上のひとりぐらし、または、高齢者のみの世帯（日中ひとりぐらし等も含む。）等の方で、定期的な食事の確保が困難な方に対し配食または会食を提供する。26年度末の実利用者数は、会食41人、配食1,399人であった。

① デイサービスセンターでの会食

② 事業者が調理し食事を配達

必要度に応じて週1回から3回の範囲で提供

利用料：① 600円／1食② 410～670円／1食

26年度提供食数：総数167,257食

（会食3,561食　配食163,696食）

⑵ 食のほっとサロン

65歳以上の閉じこもりがちな高齢者等に対し、週1回～月1回会食および口腔ケア等「食」に関する総合的なサービスを提供する。26年度は、区内17か所で実施し、延べ4,949人の利用があった。

5 民間緊急通報システム

65歳以上のひとりぐらしおよび高齢者のみの世帯等で、生活を営む上で常時注意を要する慢性疾患のある方などを対象に、緊急通報システム機器の貸与を行っている。

急病などの緊急事態のときに、無線発信機（本体・ペンダント型）により民間受信センターを経由して救急車の要請、救援等を行う。また、月1回のお伺い電話を行うほか、不安になったときはいつでも受信センターの看護師等に心身等の相談をすることもできる。

＊区が指定する事業者が自宅の鍵を預かる。

＊費用　月額400円（生活保護受給者および住民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者等は、本人負担なし。）

27年3月31日現在の設置台数は586台である。

6 家具転倒防止器具取付費助成

65歳以上の方、身体障害者1・2級の方または愛の手帳所持者のみで構成される世帯（ひとりぐらし世帯を含む。）で器具の取付けが困難な方に、家具を器具で固定したり、ガラス飛散防止フィルムを貼り付ける取付工事費を助成している。26年度の取付件数は、34件であった。

7 高齢者お困りごと支援事業

75歳以上のひとりぐらし高齢者および75歳以上の高齢者のみの世帯を対象に、日常生活上のちょっとしたお困りごとを、地域の元気高齢者が解決して安心した生活を送ることを支援するとともに、元気高齢者の地域貢献活動の推進を図っている。26年度は、延べ363件の利用があった。

●高齢者生活支援ホームヘルプサービス事業

65歳以上の方で、介護保険の認定を受けていないまたは、非該当の判定を受けた方のうちのひとりぐらし高齢者や高齢者のみの世帯、その同居者全員が介護保険要介護1～5、身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～4度または精神障害者保健福祉手帳1～3級でサービスが必要な方に対し、ホームヘルパーを派遣し、家事中心に援助を行い、高齢者の生活支援、介護予防を図っている。平成26年度の派遣世帯数は81世帯、派遣回数は1,296回であった。

●高齢者自立支援用具給付および住宅改修給付事業

介護保険の非該当者のうち自立生活への支援が必要な方に対し、用具の給付や住宅の改修を行う高齢者自立支援用具給付事業、高齢者自立支援住宅改修給付事業を実施し、高齢者の生活支援、介護予防を図っている。

なお、この両事業では、一部、介護保険の要支援・要介護認定者も対象に、介護保険対象外のサービスを実施している。平成26年度の給付件数は、自立支援用具1,912件、住宅改修（予防改修）536件、住宅改修（設備改修）139件であった。

●高齢者緊急保護

介護保険の非該当者のうち、生活上の諸問題を抱え、援助または緊急の保護を必要とするおおむね65歳以上の方に対し、区内の福祉施設において10日以内で緊急の宿泊に応じる。利用料は区が負担する（食費は自己負担）。平成26年度の被保護者数は19人、滞在延べ日数は257日であった。

●車いす等の貸与事業

年齢に関係なく、一時的なけがや病気などにより居宅で車いすや介護用ベッドの利用を必要とする方に6か月を限度に用具の貸与を行っている（介護保険で要介護（支援）認定を受けた方などを除く。）。平成26年度の延べ利用件数は、介護用ベッド196件、車いす397件であった。

⑶ 要支援・要介護高齢者を支援する

●介護保険制度

介護保険制度は、高齢化が急速に進んでいるわが国において、介護を要する状態となっても、できる限り自立した日常生活が営めるよう、必要な介護サービスを総合的・一体的に提供し、国民の保健・医療・福祉の向上を図ることを目的に、誰もが直面する介護の問題を社会全体で支える社会保険制度として、平成12年4月に開始された。

今後、高齢化がさらに進み、介護を必要とする高齢者の一層の増加が見込まれる中で、高齢者ができる限り地域で暮らせるよう、また、介護保険制度を将来にわたり安定的に運営していけるよう、18年度に介護予防サー

ビスの導入などの改正が行われた。

26年度は、介護サービス量や高齢者人口の動向を分析し、27年度から29年度までを計画期間とする第6期介護保険事業計画の策定を行った。計画では、27年4月の介護保険制度の改正を踏まえ、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの確立を目標とし、利用者数の増加や介護報酬の改定、施設整備推進、介護保険給付準備基金の活用を考慮し、保険料の改定を行った。

また、区における福祉人材の維持・確保のため、区の独自事業として、25年度に引き続き介護支援専門員更新研修費助成事業および施設介護サポーター事業を実施した。

●要支援・要介護認定

被保険者が要介護認定の必要な介護保険のサービスを利用するには、申請をして、要支援・要介護認定を受ける必要がある。認定は、被保険者への訪問調査と主治医の意見書を基に、介護認定審査会において審査・判定を行う。

介護認定審査会は、保健・医療・福祉の学識経験者の中から4人で構成され、平成26年度は委員200人（27年3月31日現在）、40合議体で運営した。

要介護認定申請等の状況

年　度	要介護認定申請	審査会開催数	審査判定
	件	回	件
平成22	27,928	736	25,874
23	26,465	720	25,567
24	27,296	760	25,879
25	27,716	764	26,593
26	29,363	765	27,689

要介護認定者数の状況　　各年3月31日現在

認定の区分＼年次	平成25	26	27
	人（%）	人（%）	人（%）
要支援1	2,286（ 8.3）	2,714（ 9.4）	3,021（10.0）
要支援2	2,920（10.6）	3,122（10.8）	3,235（10.7）
要介護1	5,465（19.9）	5,923（20.4）	6,648（22.0）
要介護2	6,119（22.3）	6,263（21.6）	6,279（20.8）
要介護3	3,881（14.1）	4,057（14.0）	4,186（13.9）
要介護4	3,415（12.4）	3,619（12.5）	3,546（11.8）
要介護5	3,412（12.4）	3,323（11.5）	3,250（10.8）
合　計	27,498（100.0）	29,021（100.0）	30,165（100.0）

●財源のしくみ

介護保険では、保険財源の収支を明確にするため、一般会計と区別して特別会計（介護保険会計）を設けている（42ページと48ページの介護保険会計予算、決算参照）。

保険給付に要する費用は、公費50％と保険料50％で賄われている。

公費は、国25％、都12.5％（施設・特定施設に係るサービスについては国20％、都17.5％）、区12.5％の負担割合に、また保険料は、第1号被保険者21％、第2号被保険者29％の負担割合となっている。国の負担のうち5％分は、全国の区市町村格差の調整に使われる。平成26年度、区は5.04％の交付を受けた。

●相談・苦情

介護保険では、利用者からのサービスについての相談・苦情を処理するしくみが制度的に位置付けられている。サービス事業者や施設、居宅介護支援事業者、区の高齢者相談センター（地域包括支援センター）および介護保険課、国民健康保険団体連合会、都などが窓口となる。平成26年度、区は29件の相談・苦情対応を行った。

また、要介護認定や保険料の賦課徴収などに関する行政処分に対して不服がある場合には、都に設置された介護保険審査会に審査請求を行うことができる。26年度は、審査請求はなかった。

●保険給付

介護保険のサービスを利用すると、原則として費用の9割が保険から給付され、1割が利用者の自己負担となる。

対象となるサービスには、居宅サービス（予防給付・介護給付）、施設サービスおよび地域密着型サービスがある。居宅サービスは、介護予防サービス計画や居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、要支援・要介護度に応じた利用限度額の範囲内での利用となる。施設サービスは、介護保険施設に入所（入院）し、それぞれの機能に応じたサービスを受けられ、費用は利用者の要介護度や施設の種類等により定められている。地域密着型サービスは、平成18年度に創設され、原則として区に住所を有する方が利用できる。居宅サービスと同様に、ケアプランに基づき利用限度額の範囲内で利用するものや、施設サービスのように入居してサービスを受けるものがある。

保険給付費の状況

年度	居宅サービス		
	給付費	受給者数	1人当たり
	円	人	円
平成22	20,277,730,796	184,676	109,802
23	21,981,090,647	198,359	110,815
24	24,122,632,300	214,214	112,610
25	25,720,261,305	227,513	113,050
26	27,180,496,935	241,574	112,514

年度	施設サービス		
	給付費	受給者数	1人当たり
	円	人	円
平成22	10,350,152,213	36,454	283,924
23	10,358,584,389	36,469	284,038
24	10,727,312,639	37,393	286,880
25	11,398,294,891	40,217	283,420
26	11,733,178,749	41,895	280,062

年度	地域密着型サービス		
	給付費	受給者数	1人当たり
	円	人	円
平成22	1,830,866,844	11,283	162,268
23	2,202,339,943	13,760	160,054
24	2,614,196,016	15,707	166,435
25	2,691,339,908	16,007	168,135
26	2,886,255,414	16,969	170,090

注：受給者数は居宅サービス・施設サービス・地域密着型サービス受給者の各月の合計である。

介護サービスの種類および利用実績

サービスの種類＼年度	平成24	25	26
居宅サービス			
（介護給付）	人	人	人
訪問介護	83,344	85,663	85,787
訪問入浴介護	6,845	6,218	6,105
訪問看護	19,862	21,904	24,385
訪問リハビリテーション	2,786	3,336	3,661
居宅療養管理指導	40,502	44,825	50,375
通所介護	72,982	80,783	86,674
通所リハビリテーション	14,332	14,982	16,477
短期入所生活介護・療養介護	14,126	15,373	16,407
特定施設入居者生活介護	19,899	21,586	23,252
福祉用具貸与	88,454	94,246	99,607
居宅介護支援	152,614	161,223	167,376
福祉用具購入費の支給	2,336	2,303	2,241
住宅改修費の支給	1,616	1,596	1,625
（予防給付）			
介護予防訪問介護	22,568	23,489	24,128
介護予防訪問入浴介護	2	7	0
介護予防訪問看護	650	809	953
介護予防訪問リハビリテーション	63	138	158
介護予防居宅療養管理指導	1,454	1,640	2,149
介護予防通所介護	11,123	13,377	16,361
介護予防通所リハビリテーション	960	1,020	1,338
介護予防短期入所生活介護・療養介護	81	111	150
介護予防特定施設入居者生活介護	1,758	1,792	1,990
介護予防福祉用具貸与	4,854	5,736	7,457
介護予防支援	32,791	35,944	39,626
介護予防福祉用具購入費の支給	266	274	301
介護予防住宅改修費の支給	369	396	404
施設サービス			
介護老人福祉施設	21,162	24,429	25,400
介護老人保健施設	11,510	11,547	12,635
介護療養型医療施設	4,841	4,516	4,050
地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	116	790	1,296
夜間対応型訪問介護	3,703	3,554	3,611
認知症対応型通所介護	3,883	3,640	3,690
小規模多機能型居宅介護	2,378	2,323	2,602
認知症対応型共同生活介護	5,588	5,925	5,777
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
介護予防認知症対応型通所介護	1	4	3
介護予防小規模多機能型居宅介護	73	76	82
介護予防認知症対応型共同生活介護	3	6	5

注：①人数は各月の利用者数の合計である。
②3月～翌年2月利用分である。
③居宅サービスおよび地域密着型サービスの一部は各サービスを組み合わせて利用するため、人数は重複している。

●利用者負担の軽減

介護保険では低所得者等でも介護サービスが利用し易いように、利用者負担を軽減している。

1 高額介護サービス費の支給

介護サービスの1割の自己負担額が、所得に応じた一定の上限額を超えた場合に、超えた分を払い戻す。平成26年度は延べ83,276件、870,149,756円を支給した。

2 居住費および食費の減額

介護保険施設の入所者および短期入所サービスの利用者で、低所得者には居住費（滞在費）および食費を減額する。26年度の減額認定証交付件数は延べ5,616件であった。

3 旧措置入所者の負担軽減

法施行日前に特別養護老人ホームに措置により入所していた方（旧措置入所者）に対して、12年3月時点での費用徴収額を上回らないように利用者負担および居住費・食費の減免を行う。26年度の利用者負担減免の認定証交付件数は23件、食費・居住費の減額認定証交付件数は53件であった。

4 訪問介護の利用者負担の減免

障害者施策によるホームヘルプサービス事業を利用していた一定の要件を満たす低所得者が、介護保険制度の適用を受けることとなった場合には利用者負担を免除する。26年度の減額認定証交付実績はなかった。

5 生計困難者に対する利用者負担軽減

低所得者の利用者負担を軽減するため、軽減を実施している事業者が提供するサービスを利用した場合、自己負担額を軽減している。26年度の軽減確認証の交付件数は287件であった。

●認定審査結果前に死亡した利用者への補助

介護認定審査の結果が出される前に、暫定サービス利用者が死亡した場合、介護保険給付ができない。利用者（相続人等）の負担軽減を図るため、介護報酬相当分を支給する。平成26年度の支給実績はなかった。

●保険者と被保険者

保険者は区である。制度運営を主体として行い、保険者と国・都・医療保険者・年金保険者が重層的に協力しあう構造となっている。

被保険者は、原則として区に住所を有する40歳以上の区民である。年齢により、65歳以上の第1号被保険者と、40歳以上65歳未満の医療保険に加入している第2号被保険者に分けられる。

第1号被保険者数の推移　　各年3月31日現在

年　次	第1号被保険者
	人（%）
平成23	137,915（19.5）
24	140,859（19.9）
25	145,923（20.6）
26	150,037（21.1）
27	153,724（21.5）

注：（　）は練馬区全人口に対する割合

●保険料

第1号被保険者の保険料は、保険給付に必要な費用を基に、3年を単位とした事業運営期間ごとに、各区市町村が決定する。また、第1号被保険者については、負担能力に応じた負担を求めるという観点から、所得段階別の保険料になっており、低所得者の負担が軽減されている。区においては、平成27年度から29年度まで、基準年額を69,900円、所得段階を15の段階に定めた。納付方法は老齢基礎年金等からの徴収（特別徴収）と、納付書または口座振替による直接納付（普通徴収）がある。

また、27年度から29年度までの、所得段階が第2段階または第3段階の方で一定の条件に該当する生計困難な方の介護保険料を第1段階の保険料額に減額する。

第2号被保険者の保険料は、加入している医療保険の保険料と併せて徴収される。

第1号被保険者の保険料収納状況

年　度	現　年　分		滞納繰越分	
	収納額（円）	収納率（%）	収納額（円）	収納率（%）
平成22	6,150,070,135	97.6	39,887,210	12.0
23	6,196,623,285	97.7	41,176,573	13.3
24	8,657,475,630	97.6	38,819,690	13.2
25	8,931,121,363	97.6	54,132,450	15.1
26	9,225,113,410	97.6	62,022,563	14.9

注：現年分の収納額は、還付未済額を除く。

●高齢者相談センター（地域包括支援センター）の設置

介護保険法に基づく包括的支援事業および指定介護予防支援事業を実施するため、4か所の高齢者相談センター（地域包括支援センター）を設置している。高齢者相談センター（地域包括支援センター）では、社会福祉士・保健師・主任介護支援専門員などが、高齢者の保健医療・社会福祉などに関する総合的な相談や支援、高齢者虐待への対応や成年後見制度の活用支援、地域における連携・協働の体制づくりや地域の介護支援専門員への指導・助言などを行っている。

また、区内の在宅介護支援センターに、高齢者相談センター（地域包括支援センター）支所を併設し、より地域に密着した支援体制を構築している。現在25か所の支所が本所と一体となって地域支援に当たっている。

なお、区民にとって、より分かりやすく親しみやすいものとするため、平成21年度から「高齢者相談センター」という呼称を使用することとした。

●要介護高齢者の在宅支援サービス

1 出張調髪

65歳以上の外出困難な高齢者で介護保険の要介護3～5と認定された方を対象に、区内の理容組合・美容組合の協力を得て、高齢者の住宅および区内入院先で出張調髪を受けられる利用券を、1人年5枚を限度に交付している。一回当たり500円の利用者負担金がある。平成26年度の利用者は、延べ5,168人であった。

2 布団乾燥消毒・丸洗い

65歳以上の在宅の高齢者で介護保険の要介護1～5と認定された方で、ひとりぐらしの高齢者および高齢者のみの世帯を対象に、毎年6月に薬品消毒、11月または12月に水洗い、それ以外の各月に乾燥消毒を行っている。薬品消毒は100円、水洗いは300円の利用者負担金がある。26年度は、乾燥消毒が6,187件、薬品消毒が673件、水洗いが592件であった。

3 寝具クリーニング券の支給

65歳以上の在宅の高齢者で介護保険の要介護3～5と認定された方を対象に、区内のクリーニング組合加盟店で利用できるクリーニング券を年24枚交付している。シーツ、毛布、タオルケット、布団カバー、寝巻、ベッドパットなどに利用できる。クリーニングするものによって利用券の枚数が異なる。利用券1枚につき、50円の自己負担がある。26年度は、延べ5,363枚の利用券が使用された。なお、200円を支払うと集配するサービスがある。

4 紙おむつ等の支給

介護保険の要介護1～5と認定された方、ただし本人の所得が基準額以下の方で常時失禁状態にある65歳以上の高齢者を対象に、紙おむつ等を支給している。なお、購入額の一割が利用者負担となる。26年度は、紙おむつ等を延べ56,131人に支給した。

また、紙おむつ等の支給対象者で、入院している病院等が使用するおむつを指定しているため、区が支給する紙おむつ等を使用できない方には、おむつ代（月額4,800円）を延べ4,505人に支給した。

5 リフト付福祉タクシーの運行

65歳以上で介護保険の要介護3～5と認定された方で、外出時に車いす等を利用する方を対象に、予約料および迎車料を区が負担している。26年度の運行回数は9,249回である。

6 認知症高齢者位置情報提供サービス利用料助成事業

徘徊行動のある認知症高齢者が外出し所在が分からなくなったとき、本人を早期に発見しその安全を確保するとともに、介護をする方の負担を軽減するため実施している。26年度は、延べ386人の利用があった。

7 高齢者緊急ショートステイ

介護保険の要支援・要介護の認定を受けた方のうち、介護保険による短期入所生活介護の空きがなく、介護する家族の急病、けがまたは親族の葬儀への参加などのため介護できない場合に、有料老人ホームの居室を緊急ショートステイとして10日以内で提供する（第2号被保険者を含む。）。利用者は、1泊3,000円および食費を負担する。26年度の利用者数は17人、利用日数は137日であった。

8 家族介護慰労金

介護保険の要介護4・5と認定された家族を在宅で介護している方で、過去1年間介護保険サービスを利用しなかった方のうち、住民税非課税世帯の方を対象に、年額10万円の家族介護慰労金を支給している。26年度は、7人に支給した。

●認知症対策事業

認知症予防事業として啓発活動や地域活動の育成支援を実施した。また、認知症支援のために、認知症の理解を広め、認知症の方や家族を支えるための事業を実施した。

認知症対策事業

	区分		26年度 回数・延べ人数など
予防事業	啓発	講演会・講座	5回　284人
		パンフレット作成配布	2,500部
	地域活動育成支援	認知症予防プログラム	73回　865人
		予防プログラム	全12回×6グループ
		プログラム修了者支援	1回
	人材の育成	推進員連絡会	―
支援事業	啓発	講演会	8回　307人
		認知症相談	24回　52人
		リーフレットの配布	40,000部
	人材の育成	サポーター養成講座	76回　1,726人
		サポーターフォローアップ講座	3回　153人
		キャラバン・メイト連絡会	1回　26人
	地域支援	介護家族の学習・交流会	4回　119人
		介護家族パートナーフォローアップ講座	2回　26人
		認知症介護家族による「介護なんでも電話相談」	50回　139件

●施設で行っている高齢者サービス事業（区の福祉サービス）

〈家族介護者教室〉

高齢者の介護をしている家族の方等を対象に、高齢者の健康や介護についての知識・技術、介護者自身の健康維持等を学ぶ教室をデイサービスセンター等で開催している。26年度は、1,134人が受講した。

(4) 高齢者の生活基盤づくりを支援する

●老人ホーム

1 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

原則、介護保険の要介護3以上の認定を受け、常時介護が必要なため家庭での生活が困難な高齢者などを対象とした入所型施設で、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うことを目的としている。

区では、社会福祉法人が施設を建設する場合、建設費用の一部を助成することにより、その設置促進を図っている。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）平成27年4月1日現在

名　称	開設年月	定員(人)	設置・運営
育秀苑	昭和62年11月	60	(福)育秀会
※田柄	平成元年4月	100	(福)練馬区社会福祉事業団
光陽苑	平成3年4月	60	(福)泉陽会
※関町	平成5年6月	70	(福)練馬区社会福祉事業団
※富士見台	平成6年6月	50	(福)練馬区社会福祉事業団
やすらぎの里大泉	平成6年11月	50	(福)章佑会
練馬キングス・ガーデン	平成8年12月	50	(福)キングス・ガーデン東京
東京武蔵野ホーム	平成9年3月	30	(福)小茂根の郷
第2育秀苑	平成10年4月	50	(福)育秀会
第二光陽苑	平成11年4月	80	(福)泉陽会
※大泉	平成11年4月	120	(福)練馬区社会福祉事業団
やすらぎミラージュ	平成11年5月	70	(福)章佑会
練馬高松園	平成12年4月	55 } 97	(福)東京福祉会
（増築）	平成15年10月	42 }	
土支田創生苑	平成13年4月	80	(福)創生
フローラ石神井公園	平成15年4月	90	(福)練馬豊成会
豊玉南しあわせの里	平成16年4月	63	(福)安心会
こぐれの里	平成17年4月	50	(福)東京雄心会
さくらヶ丘	平成19年2月	70	(福)北山会
第2練馬高松園	平成19年10月	62	(福)東京福祉会
こぐれの杜	平成22年4月	60	(福)東京雄心会
みさよはうす土支田	平成22年4月	30	(福)シルヴァーウィング
サンライズ大泉	平成24年11月	50	(福)芳洋会
石神井台秋月	平成25年3月	177	(福)さわらび会
南大泉かがやきの里	平成25年4月	47	(福)安心会
上石神井	平成25年5月	30	(福)練馬区社会福祉事業団
第3育秀苑	平成25年6月	58	(福)育秀会
やすらぎグランデ	平成26年6月	90	(福)章佑会
やすらぎシティ東大泉	平成26年12月	50	(福)清友会

注：※の施設は平成23年4月1日に区立施設を民営化した。

2 養護老人ホーム

おおむね65歳以上で、家庭環境や、経済上・身体上の理由により家庭において生活することが困難な方を対象とした入所型の施設である。

養護老人ホーム入所者・待機者状況 平成27年3月31日現在

総合福祉事務所	入所者	待機者
	人	人
練馬	33	0
光が丘	54	3
石神井	39	4
大泉	47	0
合計	173	7

3 軽費老人ホーム

60歳以上で、自炊できない程度の身体機能の低下が認められ、独立して生活するには不安が認められる方を対象とした入所型施設で、自立した生活の維持を支援するため、食事、入浴などのサービスが提供されている。現在、区立大泉ケアハウス（定員50人）が整備されている。

また、居室の床面積・職員配置等の基準を緩和し、利用料の低廉化を図った都市型軽費老人ホームの設置促進のため、区では民間事業者が施設を整備する場合、建設費用の一部を助成している。平成27年4月1日現在、9施設（定員170人）がある。

●介護老人保健施設

介護保険の要介護1～5の認定を受け、病状が安定し入院治療を要しないものの医療上のケアを必要とする高齢者などを対象とした入所型施設で、医学的な管理の下で介護や機能訓練などを行い、在宅復帰を支援することを目的としている。

区では、社会福祉法人、医療法人が施設を建設する場合、建設費用の一部を助成することにより、その設置促進を図っている。平成27年4月1日現在、11施設がある。

●地域密着型サービス

地域密着型サービスは平成18年4月に創設され、原則として区民のみが利用できるサービスである。区では、つぎの5種類のサービスを指定している。また、民間事業者が施設を整備する場合、建設費用の一部を助成することにより、設置促進を図っている。

1 認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービスセンター）

介護保険の要支援1・2または要介護1～5の認定を受けた認知症の高齢者などを対象とした通所施設で、入浴、食事、機能訓練などのサービスを提供している。27年4月1日現在、16施設がある。

2 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

介護保険の要支援2または要介護1～5の認定を受けた認知症の高齢者などが、家庭的な雰囲気の中で、穏やかに生活できるよう入浴、食事、機能訓練などのサービスを提供している。27年4月1日現在、30施設がある。

3 小規模多機能型居宅介護

介護保険の要支援1・2または要介護1～5の認定を受けた高齢者などを対象に、「事業所への通い」を中心として、利用者の様態や希望などに応じ、随時「利用者宅への訪問」や「事業所での泊まり」を組み合わせて、入浴、食事、機能訓練などのサービスを提供している。27年4月1日現在、14施設ある。

4 夜間対応型訪問介護

介護保険の要介護1～5の認定を受けた高齢者などを対象に、夜間において定期巡回や利用者の求めに応じた随時の訪問介護サービス、利用者の通報に対応するオペレーションサービスを提供している。27年4月1日現在、2か所ある。

5 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

介護保険の要介護1～5の認定を受けた高齢者などを対象に、日中・夜間を通じて１日複数回の定期訪問と日常生活上の緊急時の随時対応を、訪問介護と訪問看護が一体的に、またはそれぞれが密接に連携しながらサービスを提供している。27年4月1日現在、7か所ある。

●事業者状況

介護サービス事業者には、都が指定をした居宅介護支援事業者、居宅サービス・介護予防サービス事業者、介護保険施設と区が指定した地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス事業者、介護予防支援事業者がある。

また、介護予防支援事業者は、介護保険法の規定により高齢者相談センター（地域包括支援センター）が指定を受けることになっている。

区内の居宅サービス・介護予防サービス事業者等の状況

平成27年4月1日現在

サービスの種類	事業者数
居宅介護支援	217 （—）
介護予防支援	— （4）
訪問介護※	204（202）
訪問入浴介護	13 （13）
訪問看護	52 （52）
訪問リハビリテーション	10 （10）
通所介護	209（175）
通所リハビリテーション	16 （15）
短期入所生活介護	32 （31）
短期入所療養介護	13 （13）
特定施設入居者生活介護	50 （38）
福祉用具貸与	39 （39）
特定福祉用具販売	41 （41）
合　　計	896（633）

注：（ ）内は介護予防サービス事業者の数
※区が一定水準のサービス提供を行えると認めた基準該当サービス事業者を含む。

区内の地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス事業者の状況

平成27年4月1日現在

サービスの種類	事業者数
認知症対応型通所介護	16（15）
認知症対応型共同生活介護	30（30）
小規模多機能型居宅介護	14（14）
夜間対応型訪問介護	2（—）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	7（—）
合　　計	69（59）

注：（ ）内は地域密着型介護予防サービス事業者の数

区内の介護保険施設の状況　平成27年4月1日現在

施設の種類	事業者数
介護老人福祉施設（定員1,864人）	27
介護老人保健施設（定員1,080人）	11
介護療養型医療施設（定員248人）	2
合　　計	40

●練馬区社会福祉事業団

練馬区社会福祉事業団は、区立の特別養護老人ホームなどの社会福祉施設の効果的運営を図ることを目的に、平成4年10月に区が設立した社会福祉法人である。

27年4月1日現在、区立の軽費老人ホーム（ケアハウス）1施設、デイサービスセンター8施設、高齢者センター1施設を指定管理者として管理運営している。また、区の委託により在宅介護支援センター11施設、高齢者相談センター（地域包括支援センター）1施設、高齢者相談センター支所11施設、敬老館5施設を運営している。介護保険制度のホームヘルプサービス事業、居宅介護支援事業も実施している。

21年4月1日から、練馬介護人材育成・研修センターを設置し、区では運営費を一部補助している。26年4月から旧光が丘第二小学校を改修して移転し、専門性を持った介護従事者の育成と人材確保を支援する事業を実施している。

なお、23年4月1日から区立特別養護老人ホームおよび併設のデイサービスセンターは、練馬区社会福祉事業団を民営化対象事業者として民営化した。

また、25年5月には練馬区社会福祉事業団が初めて独自で建設した上石神井特別養護老人ホームを開設した。26年12月には都市型軽費老人ホーム橋戸の丘を開設した。

(5) 地域で高齢者を支える

●高齢者の総合相談

高齢者相談センター（地域包括支援センター）および支所では、高齢者やその家族から、生活全般にわたる相談を受けるとともに、保健、医療および福祉のサービスを一体的に受けられるよう助言や案内を含む総合相談を

行っている。

高齢者サービスに関わる相談件数　　平成26年度

種別＼高齢者相談センター	練馬	光が丘	石神井	大泉
	件	件	件	件
施設入所	1,004	996	500	887
在宅福祉サービス	7,477	7,418	9,650	6,263
経済的事項	579	790	745	496
家庭的事項	692	1,150	1,524	654
医療・保健	2,006	1,967	3,285	2,972
住宅	4,876	611	919	479
介護保険	13,021	14,570	18,543	12,731
権利擁護	273	525	606	611
その他	6,007	3,559	12,752	4,155
小計	35,935	31,586	48,524	29,248
合計	145,293			

●高齢者地域支え合いネットワークの構築

民生委員の協力によりひとりぐらし高齢者等実態調査を実施し、その中で、高齢者相談センター（地域包括支援センター）支所が自宅を訪問し、実態把握を行い介護予防サービスに結び付けている。

平成26年度は、電気、水道等の17団体と高齢者見守りネットワーク協定を締結し、地域で事業を行う民間事業者等の協力も得ることで、見守りの層を拡充・強化した。

●高齢者見守り訪問事業

65歳以上のひとりぐらしの高齢者を対象に地域のボランティアである高齢者見守り訪問員が週1回程度、訪問・声かけ等を行い安否を確認する。見守り訪問員は、地域の高齢者相談センター支所と連携して活動する。平成26年度は、利用者419人、見守り訪問員207人であった。

5 障害者が自立して生活できるよう支援する

(1) 総合相談体制を構築する

●相談支援の充実

1 総合福祉事務所

総合福祉事務所では、身体障害については障害者支援係が、知的障害については知的障害者担当係が、障害者やその家族からの相談に応じ、助言・指導を行っている。

障害者支援係の相談・指導件数 平成26年度

種別＼総合福祉事務所	練馬	光が丘	石神井	大泉
	件	件	件	件
身体障害者手帳交付	2,722	2,691	2,603	1,564
自立支援医療(更生医療)	1,260	805	907	745
補装具交付	798	1,252	1,255	875
職業	24	15	30	69
施設入所および紹介	720	663	499	689
医療保健	933	1,897	1,277	936
在宅・生活	7,894	8,092	9,035	11,489
無料乗車券	831	841	846	536
その他	411	407	320	380
小計	15,593	16,663	16,772	17,283
合計	66,311			

知的障害者担当係の相談・指導件数 平成26年度

種別＼総合福祉事務所	練馬	光が丘	石神井	大泉
	件	件	件	件
施設入所	241	453	362	503
職親(しょくおや)委託	0	1	0	0
職業	30	53	14	10
医療保健	0	55	1	14
生活	39	118	45	216
教育	0	8	9	5
その他	746	2,248	3,018	1,866
小計	1,056	2,936	3,449	2,614
合計	10,055			

2 障害者地域生活支援センター

障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行う施設で、相談、日中の活動、各種講座やプログラム、地域との交流を通じた障害理解の促進などの事業を行っている。

障害者地域生活支援センターの相談件数 平成26年度

施設＼種別	サービス利用	障害状況の悩み	就労	社会生活	その他
	件	件	件	件	件
きらら	3,227	5,649	250	1,445	138
すてっぷ	1,506	1,462	121	829	65
ういんぐ	8,807	6,477	478	1,251	672
さくら	3,852	2,464	565	4,867	211
小計	17,392	16,052	1,414	8,392	1,086
合計	44,336				

3 障害者虐待防止センターの設置

障害者虐待防止法に基づき、障害者虐待の予防および早期発見、被虐待者の迅速かつ適切な保護および自立のための支援等を行うため、障害者虐待防止センターを設置している。障害者虐待防止センターでは、虐待の通報・届出の受付および虐待の防止のための相談等の対応、実施体制に関する総合調整等を行っている。

●手帳の交付

身体障害者福祉法および東京都愛の手帳交付要綱に基づいて、都が身体障害者手帳、愛の手帳の交付を行っており、区は進達事務等を行っている。

交付を受けた障害者は、都、区の制度の利用はもちろん、交通機関の運賃割引や税の軽減措置など、各種の福祉制度が利用できる。

身体障害者手帳所持者数　　各年3月31日現在

区分／年次	身体障害者					
	視覚障害	聴覚機能平衡障害	音声言語障害	内部障害	肢体不自由	合計
	人	人	人	人	人	人
平成23	1,415（20）	1,649（103）	236（3）	5,871（80）	9,686（243）	18,857（449）
24	1,408（23）	1,689（97）	238（2）	5,929（85）	9,703（246）	18,967（453）
25	1,520（28）	1,731（106）	242（2）	6,161（89）	9,822（267）	19,476（492）
26	1,435（28）	1,750（108）	248（1）	6,363（95）	9,998（253）	19,794（485）
27	1,410（27）	1,791（101）	238（1）	6,387（93）	9,886（244）	19,712（466）

注：（　）内の人数は18歳未満を再掲

知的障害者（児）愛の手帳所持者数　　各年3月31日現在

区分／年次	知的障害者				
	最重度	重度	中度	軽度	合計
	人	人	人	人	人
平成23	141（15）	1,053（260）	990（230）	1,613（488）	3,797（993）
24	145（16）	1,081（262）	1,000（226）	1,691（501）	3,917（1,005）
25	150（23）	1,115（272）	1,018（211）	1,767（501）	4,050（1,007）
26	163（29）	1,152（278）	1,041（220）	1,872（514）	4,228（1,041）
27	167（31）	1,181（271）	1,063（231）	1,958（516）	4,369（1,049）

注：（　）内の人数は18歳未満を再掲

知的障害者（児）処遇状況　　平成27年3月31日現在

総合福祉事務所／種別	障害児施設入所	障害者施設入所	障害者施設通所	その他（居宅等）	計
	人	人	人	人	人
練馬	0	76	185	584	845
光が丘	4	109	329	771	1,213
石神井	17	93	378	829	1,317
大泉	15	84	285	610	994
合計	36	362	1,177	2,794	4,369

(2) サービス提供体制を拡充する

●障害者総合支援法

平成18年に、身体障害・知的障害・精神障害等の種別にかかわらず支援の必要度に合わせたサービスが利用できるよう障害者自立支援法が施行された。

24年4月の改正では、利用者負担の見直し、相談支援の充実、障害児支援の強化等が図られた。

24年6月に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が成立し、障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」となり、25年4月から施行された。この改正により、障害者（児）の範囲に新たに難病患者等が追加され、障害福祉サービスの対象となった。

また、26年4月からは、重度訪問介護の対象拡大、障害程度区分から障害支援区分への変更等が行われた。

1　対象者

身体障害者手帳所持者、愛の手帳所持者または知的障

害があると判定された方、精神保健福祉手帳所持者または精神障害（発達障害含む。）があると判定された方、難病患者等。

2 障害支援区分認定

障害者総合支援法では、支給決定の仕組みの透明化、明確化のため、障害支援区分認定制度を取り入れており、障害福祉サービス（介護給付等）を利用するには、申請をし、障害支援区分認定を受ける必要がある。障害者の心身の状態についての80項目のアセスメントおよび医師意見書の一部を基に一次判定を行い、障害保健福祉の学識経験を有する委員で構成される審査会により、一次判定結果を原案として、医師意見書等の内容を加味した上で、二次判定を行う。これにより障害支援区分1～6が認定され、サービス利用意向の聴取、勘案事項の調査を経て、サービス内容と支給量を決定する。

障害支援区分の判定状況　平成26年度

	判定区分							
	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
身体障害者	0	7	52	65	36	52	181	393
知的障害者	0	2	40	63	131	162	226	624
精神障害者	0	13	141	28	12	1	0	195
難病患者等	0	0	1	2	0	0	0	3
計	0	22	234	158	179	215	407	1,215

●障害者総合支援法による障害福祉サービス等

障害者総合支援法による給付は、介護給付、訓練等給付、地域相談支援給付、計画相談支援給付、自立支援医療、補装具費支給の自立支援給付と地域生活支援事業で構成されている。

また、児童福祉法による給付として、障害児通所支援事業等がある。

1 自立支援給付

⑴ 給付状況

平成26年度

区分	内容	延べ人数
介護給付	居宅介護（身体・家事）	9,974人
	重度訪問介護	1,206人
	行動援護	59人
	重度障害者等包括支援	0人
	同行援護	2,332人
	短期入所	2,572人
	療養介護	842人
	生活介護	11,998人
	施設入所支援	5,271人
	共同生活介護	239人
訓練等給付	自立訓練	850人
	就労移行支援	2,092人
	就労継続支援	13,208人
	共同生活援助	5,205人
地域相談支援給付	地域移行支援	51人
	地域定着支援	1人
計画相談支援給付	計画相談支援	2,059人

注：共同生活介護と共同生活援助は、平成26年4月に、共同生活援助に一元化された。

⑵ 自立支援医療

精神保健福祉法による精神通院医療、身体障害者福祉法による更生医療、児童福祉法による育成医療が自立支援医療として一元化されている。精神通院部分は都、育成医療、更生医療部分は区が行っている。平成26年度の給付状況は、更生医療延べ5,659件であった。

⑶ 補装具

障害の種別、程度に応じて、車椅子、義足、盲人安全つえ、補聴器などの費用を支給している。26年度の支給状況は購入842件、修理723件、計1,565件であった。

2 地域生活支援事業

障害者（児）が地域で自立した生活ができるように、障害状況に応じた支援を行う。主な事業は以下のとおり。

⑴ 意思疎通支援事業

意思疎通に支障のある障害者を支援するため、手話通訳者派遣や要約筆記者派遣を行っている。26年度の派遣回数は、手話通訳3,000件、要約筆記340件であった。

なお、東京手話通訳等派遣センターに事業の一部を委託している。

⑵ 日常生活用具および住宅設備改善費の給付

障害者の在宅生活を支援するための制度で、特殊寝台、携帯用会話補助装置などの日常生活用具や浴室、便所等の改善費用を給付している。住宅設備改善費の給付については、65歳以上の方は屋内移動設備・階段昇降機のみが対象になる。40～64歳で特定疾病の方は介護保険の住宅改修費の受給後、不足する分が対象となる。26年度の日常生活用具の給付は10,754件、住宅設備改善費給付は20件であった。

⑶ 移動支援事業

地域での自立生活や社会参加を促すために、屋外での移動が困難な障害者に対し、外出のための支援を行っている。26年度は延べ10,290人が利用した。

⑷ 地域活動支援センター事業

障害者の創作活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図っている。Ⅰ型が4か所、Ⅱ型が1か所、Ⅲ型が2か所ある。

⑸ 訪問入浴サービス事業

重度身体障害者で家族等の介護だけでは入浴困難な方を対象として、巡回入浴車による訪問入浴を行う（介護保険対象者を除く。）。26年度の利用者は延べ857人であった。

⑹ 日中一時支援事業

障害者の日中における活動の場を確保し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を行うとともに、家族等の就労支援、一時的な休息の確保を行っている。26年度の利用者は延べ1,777人であった。

3 障害児通所支援事業等

児童福祉法に基づき、障害児が、身近な地域で支援を受けながら、地域生活が営めるよう支援を行う。障

害児通所支援は、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援で構成され、その他に、障害児相談支援給付がある。26年度の利用者は、児童発達支援延べ5,627人、医療型児童発達支援延べ12人、放課後等デイサービス延べ6,147人、障害児相談支援延べ735人であった。なお、保育所等訪問支援の給付はなかった。

●障害福祉サービス事業者集団指導

障害福祉サービスの種別ごとに事業者を一定の場所に集めて講義等を実施した。サービスの質の向上および支給の適正化を図るため、人員、設備、運営の基準および費用の請求等に関して説明し、平成26年度は4回実施、参加者は133人であった。

●障害者総合支援法以外の障害福祉サービス

1 緊急一時保護（家庭委託）

心身障害者（児）の保護者が、病気や家庭の都合などで緊急に介護ができなくなった場合、一時的に他の家庭に委託して介護を行うもので、月5回まで依頼できる。平成26年度は延べ2,213回の利用があった。

2 重度脳性まひ者介護人の派遣

20歳以上の身体障害者手帳1級の重度脳性まひ者に、障害者本人が推薦した介護人を派遣し、介護人には介護料を支給する。なお、障害者総合支援法における障害福祉サービス等の受給者を除く。27年3月31日現在の対象者は77人で、26年度は延べ14,101回派遣した。

3 紙おむつの支給

在宅の3歳以上65歳未満で身体障害者手帳1、2級・愛の手帳1、2度の方、ただし、本人の所得（20歳未満は保護者の所得）が基準額以下の方に紙おむつ等を支給している。26年度は延べ4,052人に支給した。

4 出張調髪

東京都重度心身障害者手当の受給者で外出が困難な方、もしくは同等の障害を有する方を対象に、区内理容組合、美容組合の協力を得て、障害者が在宅で出張調髪を受けられる利用券を1人年6枚を限度に交付している。1回当たり500円の利用者負担金がある。26年度の利用者は、延べ428人であった。

5 福祉タクシー券の交付

外出困難な心身障害者の社会生活の利便を図るため、1か月につき500円券6枚、100円券5枚を交付している。26年度の交付人数は、4,899人であった。なお、年齢、所得による対象制限がある。

6 リフト付き福祉タクシーの運行

身体障害者手帳または愛の手帳所持者で外出時に車椅子等を利用する方を対象に予約料および迎車料を区が負担している。26年度の運行回数は27,474回である。

7 自動車燃料費助成

外出困難な心身障害者の社会生活の利便を図るため、1か月2,500円の燃料費を助成している。27年3月31日現在の受給者は1,509人である。なお、年齢、所得による対象制限がある。

8 チェアキャブ運行事業の助成

区内に在住し、常時車椅子を使用する障害者、高齢者の外出および社会参加を促進するため、リフト付車両を運行する（社会福祉協議会運営）。26年度は延べ1,017件の利用があった。

9 中等度難聴児発達支援事業

身体障害者手帳の交付対象とならない区内居住の18歳未満の中等度難聴児を対象に、補聴器早期装用による言語習得やコミュニケーション能力等の向上を目的として、補聴器の購入費用の一部を助成している。26年度の助成件数は17件であった。

●障害者計画・障害福祉計画の推進

障害者に関する基本的な計画の「障害者計画（障害者基本法に規定）」と障害福祉サービスの提供体制確保のための「障害福祉計画（障害者総合支援法に規定）」を策定し、障害福祉の着実な推進を図っている。

練馬区障害者計画懇談会および障害者地域自立支援協議会の意見と、障害者団体等へのヒアリング結果および区民意見反映制度等を踏まえ、平成27年3月に練馬区障害者計画（平成27年度～平成31年度）・第四期障害福祉計画（平成27年度～平成29年度）を策定した。練馬区障害者計画・第四期障害福祉計画では、「障害者の生活状況に応じたケアマネジメント体制を強化」など、重点施策を定め、障害者施策の充実に取り組むこととした。なお、この計画は「みどりの風吹くまちビジョン～新しい成熟都市・練馬をめざして～」を上位計画とする個別計画である。

●福祉園

区立7福祉園は、障害者総合支援法に基づく生活介護事業を実施している。また、平成26年6月には、田柄福祉園が区内初の民設民営の福祉園として開園した。

福祉園では、日中活動の場として、日常生活に必要な活動、作業活動、レクリエーション、サークル活動、宿泊訓練を通じて、心身の発達や社会生活能力を助長するための支援を行っている。27年3月31日現在、大泉町54人、氷川台52人、関町36人、光が丘37人、石神井町25人、大泉学園町68人、貫井38人、田柄21人が通園している。

また、医療的ケアを必要とする重症心身障害者の日中活動の場を確保するため、氷川台福祉園と大泉学園町福祉園において受入れを行っている。定員は、氷川台福祉園は1日当たり9人、大泉学園町福祉園は1日当たり5人。

●就労継続支援B型事業所

区では、知的障害のある方のうち、一般企業などでの就労が困難な方や、一定の年齢に達している方に働く場を提供するために、障害者総合支援法に基づく就労継続支援Ｂ型事業所を4か所設置している。平成27年3月31日現在、白百合33人、かたくり57人、大泉62人、北町43人が利用している。

作業内容と年間売上金額

[白百合福祉作業所] 平成26年度

作業内容	年間売上金額
	円
紙器組立等	2,510,398
公園清掃等	429,196
古紙回収等	266,825
自主生産等	972,004
合計	4,178,423

[かたくり福祉作業所]

作業内容	年間売上金額
	円
雑誌付録封入等	4,625,881
日用品組立等	1,420,972
公園清掃等	311,260
自主生産等	938,392
合計	7,296,505

[大泉福祉作業所]

作業内容	年間売上金額
	円
紙器組立等	202,649
チラシ折・封入等	2,059,367
公園清掃等	477,152
自主生産等	3,803,132
合計	6,542,300

[北町福祉作業所]

作業内容	年間売上金額
	円
紙器組立等	3,107,081
公園・アパート等の清掃	1,122,852
ポスティング等	387,210
自主生産等	2,236,475
合計	6,853,618

※売上金額から諸経費を差し引いた金額が利用者の工賃になる。

●障害者地域活動支援センター

障害者地域活動支援センター（谷原フレンド）では、パソコン、手芸、美術、織物、エアロビクスなどの創作・文化的な活動と機能訓練の場のほか、入浴・給食・送迎サービスなどを提供している。

定員は1日当たり15人、1人の最大利用日数は週3日。

●心身障害者福祉センター（中村橋福祉ケアセンター）

心身に障害のある成人を対象に、相談や支援を行っている。また、講習会・教室および障害者団体等への施設の貸出しを行っている。

1 相談

高次脳機能障害等の中途障害者の相談に応じている。また、補聴器等の「きこえ」に関する相談も行っている。

2 通所事業

(1) 成人通所事業

18歳以上の特別支援学校卒業生等を対象に、創作的活動、趣味・余暇活動、生活経験を豊かにする活動、自立生活プログラム等を通して、社会生活能力の向上を目指した日中活動支援を行っている。

(2) 中途障害者通所事業

心身障害者福祉センターの一部を改修し、平成25年10月から中途障害者通所事業を開始した。高次脳機能障害等の中途障害者の社会復帰や地域生活の充実を図るため、自立訓練（機能訓練・生活訓練）および地域活動支援センター事業を行っている。

心身障害者福祉センターの相談・通所事業・施設提供 平成26年度

区分	延べ人数
	人
相談	133
成人通所事業	1,295
中途障害者通所事業	1,682
施設提供	27,063

●しらゆり荘および大泉つつじ荘

知的障害者で就労または就労継続支援事業者等に通所している方に生活の場を提供し、地域での自立生活へ向けた支援を行っている。また障害者（児）の短期入所および日中の預かり、見守り等の支援を行っている。

施設名	内容	定員
しらゆり荘	グループホーム 短期入所・ 日中一時支援事業	8人 6人（宿泊4人）
大泉つつじ荘	グループホーム 短期入所・ 日中一時支援事業	8人 6人（宿泊4人）

●障害者グループホーム

障害のある方の自立した生活を推進するため、区は、障害者の居住の場として、世話人の家庭的なケアにより共同生活を行うグループホームの整備を進めている。平成26年度末現在、定員は343人である。

●こども発達支援センター

こども発達支援センターは、旧光が丘第五小学校を改修して平成25年１月21日に開設した。医師、心理士等の専門職員を配置して発達に心配のある児童を対象とした相談・通所訓練等の事業を実施している。これまで心身障害者福祉センターで実施してきた事業を移管したものであり、対象を18歳まで拡大するなど事業の拡充を図った。

1 相談

発達に心配のある児童を対象に、心理士による発達相談、医師による医療相談などを予約制で行い、障害を早期発見し、適切な支援につなげる。

2 通所訓練

発達相談や医療相談の結果、通所訓練が必要と判断された児童を対象に、基本的生活習慣を身につける指導、発達を促すための遊びを通じた指導、機能訓練や言語訓練などを行う。また0歳から1歳6か月までのダウン症児等とその家族を対象に、療育指導を行う0歳児超早期支援を行っている。

3 家族支援、地域支援

通所訓練児童の家族対象の講習会や、区民を対象とした発達の障害等に関する理解を深める取り組みを行う。また障害児の家族で構成される団体等に多目的室等の活動の場を提供する。

こども発達支援センターの相談・訓練・施設提供

平成26年度

区　分	延べ人数
	人
専門相談	4,429
通所訓練	7,904
施設提供	13,748

(3) 障害者の就労を促進する

●練馬区障害者就労促進協会

練馬区障害者就労促進協会は、障害者の就労を促進するために、平成2年11月に設立された。障害者総合支援法により、障害者への就労支援の取組強化が求められている。

そのため、協会は、障害者の就労を支援する体制を一層強化し、障害者の就労をコーディネートする役割に焦点を当てた取組により就労者増を目指している。

組織の強化を図るため、25年4月1日付けで公益財団法人の認定を受けた。

1 職場定着支援事業

就労後の職場定着を図るため就労支援員を派遣し、26年度の対象者は390人、支援の件数は延べ6,972件であった。

2 就労相談事業

来訪や電話等による職業相談を行い、26年度は延べ1,496件の相談があった。

3 就労支援事業

アセスメント、職場開拓、職業準備訓練等を行い、26年度は50人が就職した。

4 障害者就労ネットワーク推進事業

26年度はネットワーク会議を12回、講演会を3回、企業見学会を3回実施した。このほか、就労している障害者を対象とした余暇支援として、交流会を2回実施した。

5 普及・啓発事業

障害者雇用支援月間での講演会、パネル展、作業所等の施設の自主生産品販売会を行った。また、26年度は就労支援セミナーを4回実施した。

●就労移行支援事業所

区では、一定期間就労に向けた訓練を経て就職を目指す場として、障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業所を４か所設置している。定員は、貫井福祉工房が20人、かたくり福祉作業所が10人、北町福祉作業所が10人、大泉福祉作業所が10人である。平成26年度の就労の状況は、貫井福祉工房が4人、北町福祉作業所が1人、大泉福祉作業所が2人である。

(4) 障害者の社会生活を支援する

●精神保健福祉

変化の激しい現代社会は、一面ストレス社会でもある。心の健康を保つためには、本人が不調を感じた時に早めに対応・治療することが、重症化を予防するためにとても重要である。また、周囲にいる家族等が本人の変化を感じた時に、気軽に相談できることも重要である。

各保健相談所では、保健師等による家庭訪問、面接相談、電話相談を行い、本人および家族等の相談に応じるとともに、精神科医師による精神保健相談を行っている。また、心の病の理解を広めるために、治療に当たっている医師やケースワーカー等の講演会を開催し啓発活動を行っている。

近年は、思春期の心の問題、酒害、虐待、ひきこもり、大人の発達障害に関することなどの専門的な相談が増え、相談内容も複雑、多様化している。平成26年度は延べ36,859人の相談を受けた。

そのうち、社会復帰に関する相談・支援は延べ3,245人であった。就労準備のための支援として、社会適応訓練事業の利用や民間の通所施設等の紹介など関係機関と連携を図りながら実施している。

医療費については、精神疾患を理由として通院してい

る方に対し、「自立支援医療(精神通院)」による助成制度があり、保健所等でその申請を受け付けている。27 年 3 月 31 日現在の利用者は 10,715 人であった。また、小児精神病（入院）医療費の助成制度による医療券交付件数は、26 年度は 12 件であった。

精神障害者への各種優遇措置等、福祉の向上のための制度としては、「精神障害者保健福祉手帳」の交付があり、27 年 3 月 31 日現在の手帳所持者は、5,164 人であった。

●心身障害者福祉集会所

障害者とその家族および団体を対象に、自主的活動や交流の場として、光が丘区民センター内に集会所を設置している。集会室（洋室、和室）・視聴覚室・調理室などがあり、平成26年度の利用状況は、団体利用が延べ2,839団体、27,568人であった。

●喫茶コーナー運営事業

区役所西庁舎1階の喫茶コーナー「我夢舎楽（がむしゃら）」は、障害者の方々が地域の人達とのふれあいや、社会参加の場として自ら運営を行っている。平成26年度の販売枚数は34,689枚であった。

●福祉手当と年金、医療費助成

障害の種類、程度により、区を始め国、都は各種福祉手当や年金、医療費の助成を行っている。

1 練馬区心身障害者福祉手当

身体障害者手帳1、2級、愛の手帳1～3度、脳性まひ、進行性筋萎縮症および特殊疾病（129疾病）の方に月額15,500円を、身体障害者手帳3級、愛の手帳4度の方に月額10,000円をそれぞれ年3回に分けて支給した。

ただし、①65歳以上の新規　②本人の所得（20歳未満は保護者の所得）が制限基準額を超える方　③児童育成手当（障害手当）受給者　④施設入所者等は該当しない。平成27年3月31日現在の受給者は10,620人である。

2 東京都重度心身障害者手当

東京都心身障害者福祉センターの判定で認定された重度の心身障害者に、月額60,000円を毎月支給している。

ただし、施設入所者および3か月以上入院している方は該当しない。また、所得制限、年齢制限がある。27年3月31日現在の受給者は540人である。

3 国の特別障害者手当等

身体または精神に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に対して手当を支給する。ただし、一定以上の所得のある方、施設入所者、3か月以上の病院入院者（特別障害者手当の場合）および障害を理由とする公的年金等受給者（障害児福祉手当および経過的福祉手当の場合）は、該当しない。

26年度は、特別障害者手当月額26,000円、障害児福祉手当および経過的福祉手当月額14,140円を年4回に分けて支給した。27年3月31日現在の受給者は、特別障害者手当682人、障害児福祉手当251人、経過的福祉手当15人である。

4 心身障害者扶養共済

障害者を扶養する保護者が死亡したとき、残された障害者の生活の安定を図ることを目的に全国共通の心身障害者扶養共済制度を行っている。27年3月31日現在の加入者は29人である。

5 心身障害者医療費助成

身体障害者手帳1、2級（内部障害は3級まで）、愛の手帳1、2度の方が各種健康保険で受診した場合、区は保険診療の自己負担分（ただし、高額療養費として支給される額を除く。）の一部を助成している。ただし、年齢、所得による対象制限がある。また、後期高齢者医療制度適用者については、非課税の方のみ一部負担金分の助成を行っている。27年3月31日現在の対象者は5,404人である。

●啓発活動等の推進

障害者に対する社会の差別と偏見を取り除き、障害のある方とない方が相互に理解を深めるよう、区報による広報、障害者福祉施設の地域交流事業など啓発活動の強化に努めている。平成26年度は、納涼会や施設公開等の催しを48回実施した。

また、障害者の社会活動を促進するために交通手段や公共施設の改善などのほか、ボランティア活動の促進に努めている。

●講習会・教室

ボランティア育成を目的とした手話講習会（初級、中級、上級、通訳養成）、中途失聴者・難聴者を対象とした手話講習会、視覚障害者・点訳ボランティア希望者を対象とした点字教室、障害者を対象とした初歩のパソコン講習会、ボランティアを対象とした障害者IT支援者養成講座を実施している。（合計実施回数471回）

●福祉大会

地域社会で活躍している障害者および障害者福祉の向上に功績のあった方を表彰する大会である。平成26年度は、地域活躍者1人、援護功労9人の表彰を行った。

6　生活の安定を図る

(1) 生活の安定に向けた自立支援を行う

●生活保護

生活保護制度は、憲法第25条の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じて保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした「最後のセーフティネット」である。

生活保護受給者は、平成4年度を底に増加し続けており、20年度以降急増した。しかし、26年度の伸び率は鈍化しており、27年3月の生活保護受給者数は、対前年度同月と比較して、ほぼ横ばいの状況である。27年3月現在、生活保護受給者は17,259人、保護率は2.4％である。26年度の生活保護費の支出は319億5,178万5,175円、対前年度比2.0％の増となった。

自立への取組として、区は就労自立だけでなく社会生活・日常生活の自立を支援する自立支援プログラムを策定している。27年3月31日現在、実施中のプログラムは下記のとおりである。26年度のプログラムにより支援を行った者は、6,885人であった。

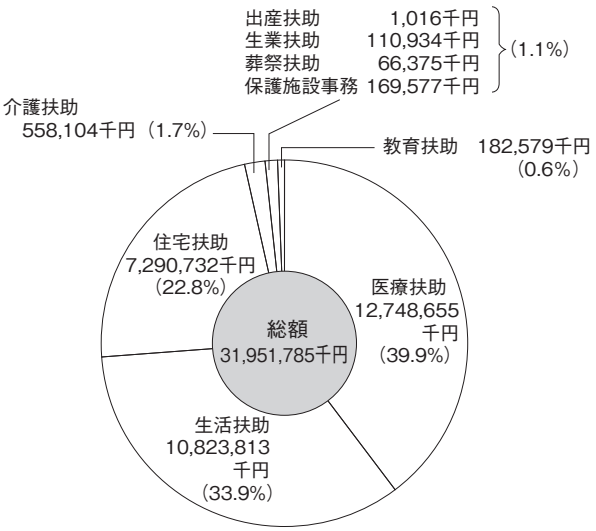
1　「生活保護受給者等就労自立促進事業」活用プログラム
2　就労支援（専門員による取組）プログラム
3　就労サポート事業プログラム
4　精神保健福祉支援　退院促進プログラム
5　精神保健福祉支援　居宅生活支援プログラム
6　高校進学支援プログラム
7　学力向上支援プログラム
8　不登校等子ども支援プログラム
9　多重債務解消支援プログラム
10　ホームレスに対する居宅生活支援プログラム
11　高齢者世帯日常生活支援プログラム

●生活困窮者自立促進支援モデル事業

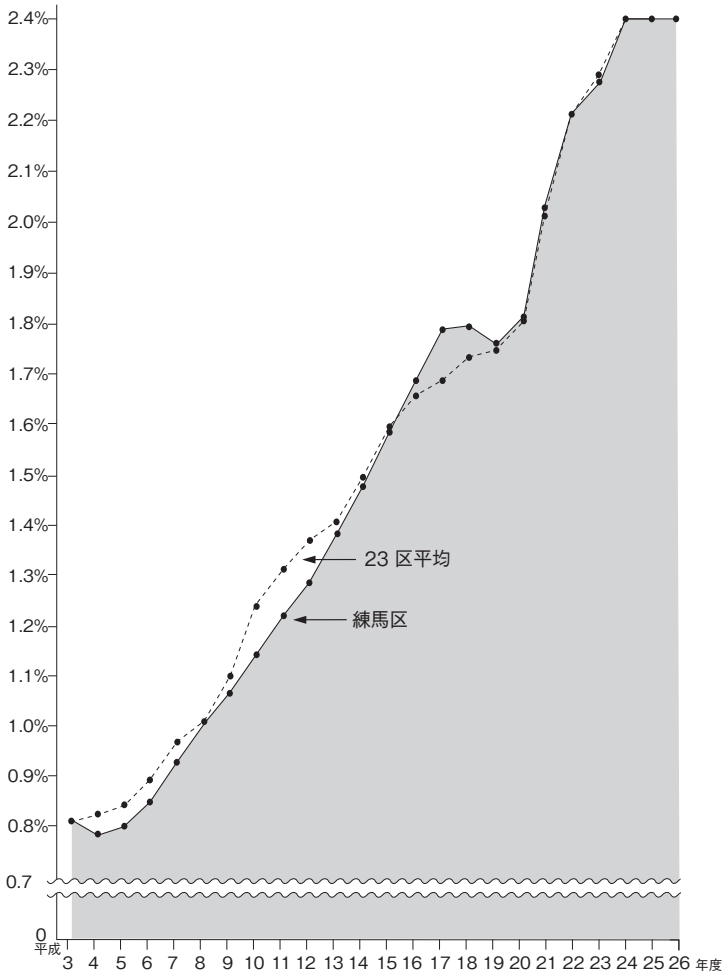
生活困窮者自立促進支援モデル事業は、平成 25 年 12 月に成立した生活困窮者自立支援法に基づく事業を想定した支援を実践するとともに、生活困窮者自立支援の体制整備を目的として実施した事業である。

26 年 4 月から、練馬区社会福祉協議会に業務委託して「生活サポートセンター」を開設、26 年度の事業の利用者数は 315 人であった。なお、27 年度からは生活困窮者自立支援事業として実施する。

生活保護費支出状況　　平成26年度



保護率（人口に占める割合）の推移



資料：東京都福祉局業務統計月報

生活保護世帯および人員　　各年度3月の数値

年度	実数		生活扶助		住宅扶助		教育扶助		介護扶助		医療扶助		生業扶助		葬祭扶助		出産扶助	
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
平成22	11,154	15,616	9,961	11,056	10,033	14,184	893	1,231	1,634	1,693	8,698	10,898	*5,605	*6,351	*402	*402	*9	*9
23	11,870	16,515	10,562	14,736	10,659	14,967	922	1,263	1,802	1,871	9,269	11,527	*6,034	*6,634	*372	*372	*8	*8
24	12,427	17,115	11,081	15,225	11,236	15,501	901	1,225	2,039	2,119	9,667	11,941	*6,507	*6,783	*398	*398	*5	*5
25	12,566	17,103	11,295	15,331	11,552	15,805	880	1,197	2,199	2,296	9,890	12,080	*5,962	*6,442	*392	*392	*9	*9
26	12,870	17,259	11,477	15,407	11,808	15,914	825	1,132	2,363	2,470	10,253	12,479	*5,769	*6,205	*364	*364	*9	*9

注：*は、年間累計数値

●法外援護

区では、生活保護世帯の自立を支援するため、生活保護法では給付の対象とならない各種費用の支給を行っている。（平成26年度実績 103,467,915円）

支給内容

入浴証、児童・生徒への学童服・運動着購入費および中学校卒業者就職支援金、家財保管料および処分料、自立促進費5種（就労支援、社会参加活動支援、地域生活移行支援、健康増進支援、次世代育成支援）

●戦争犠牲者の援助

1　戦没者等の遺族の援助

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の請求受付を行っている。平成26年度の特別弔慰金・特別給付金の請求受付は11件である。

2　原爆被爆者見舞金

8月1日現在区に住所があり、被爆者健康手帳の交付を受けている方に、見舞金を支給している。26年度は、1人当たり12,500円を372人に支給した。

●中国残留邦人等への支援給付

中国残留邦人等のうち、一定の要件を満たした「特定中国残留邦人等」を対象者として、平成 20 年 4 月 1 日から実施している。27 年 3 月現在、受給世帯数は 60 世帯、受給人員は 95 人であった。

●中国残留邦人等への地域生活支援

中国残留邦人等とその同伴帰国した家族に対し、通訳派遣、地域との交流事業などを、平成20年7月1日から実施している。

●各種資金貸付制度などの運営

1　応急小口資金の貸付け

災害や疾病等により応急に資金が必要となり、その調達が困難な方に資金を無利子で貸し付けている。

年度	応急小口資金	
	件	千円
平成22	484	65,362
23	375	53,890
24	362	52,282
25	242	33,416
26	238	33,322

貸付限度額は、一般貸付が20万円まで、特別貸付が60万円まで。償還方法は、貸付額が20万円までは20か月以内、40万円までは40か月以内、60万円までは60か月以内の均等償還となっている。

2　高等学校進学準備資金の貸付け

高等学校進学者のいる生活保護世帯の自立更生を促すために、資金を無利子で貸し付けている。貸付限度額は、進学者1人につき7万円で20か月以内の均等償還となっている。

年度	高等学校進学準備資金	
	件	千円
平成22	24	1,491
23	25	1,521
24	9	392
25	8	418
26	6	318

3　入院資金の貸付け

65歳以上の方、身体障害者手帳、愛の手帳を持っている方が入院し、入院費用（差額ベッド代、医療費等）の支払いが困難な場合に、120万円を限度に無利子で資金を貸し付けている。平成26年度は71件、686万円の貸付けを行った。

●生活の安定と自立のために

1　母子および父子福祉資金の貸付け

20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母・父子家庭の父を対象に、事業開始、技能習得、修学など12種類の福祉資金の貸付けを行っている。平成26年度は687件、4億107万円の貸付けを行った。

2　女性福祉資金の貸付け

寡婦、未婚の女性などを対象に、11種類の福祉資金の貸付けを行っている。26年度は30件、2,245万円の貸付けを行った。

3　入院助産

経済的な理由で、入院して出産することが困難な妊産婦が安心して出産できるように、指定病院への入院費用の全部または一部を援助している。26年度は41件の利用があった。

練馬区長期計画（平成22年度～26年度） 施策別成果指標実績値一覧

●この表は、長期計画で定めた各施策に記載した成果指標について、26年度末現在の実績値を記載したもの。

政策・施策		指標	20年度実績	26年度実績	26年度目標
21 健康な暮らしを支える					
211	健康づくりを支援する	練馬区国民健康保険の特定健康診査の受診者のうち、メタボリックシンドローム該当者・予備群の人数	6,147人（実数）	5,495人（5月末現在）	24年度に20年度比10%以上減少
212	健康づくりの条件整備を行う	食育に関心を持っている区民の割合	75%	95.7%	95%
213	健康に関する危機管理を行う	練馬区の麻しん風しん混合ワクチンの接種率	98.7%	95.7%	100%
214	安全な衛生環境を確保する	収去した食品等の基準不適合率	8.9%	6.1%	5%
22 安心して医療を受けられる環境を整える					
221	地域における医療体制を確立する	練馬区内の一般・療養病床数	1,912床（21年5月）	2,006床	2,259床※1
23 地域で福祉を支える					
231	地域福祉活動との協働を進める	人材育成事業で養成した人数（年間）	174人	100人	200人
232	保健福祉の総合支援体制を確立する	公的な窓口に寄せられる相談件数	260,898件	364,638件	約300,000件
233	保健福祉サービスの利用を支援する	成年後見制度区長申立件数	26件	59件	35件
234	福祉のまちづくりの考え方を広める	福祉のまちづくりの推進に関する計画の基本方針等実現のため、区民が行政をパートナーとして開始した活動の合計数	32件	65件	50件
24 高齢者の生活と社会参加を支援する					
241	高齢者の多様な社会参加を促進する	高齢者センターと敬老館・敬老室の登録者数	19,015人	21,748人	22,000人
242	特定高齢者等を支援する	特定高齢者介護予防事業参加者数	291人	1,105人	960人
243	要支援・要介護高齢者を支援する	高齢者相談センター（本所・支所）の相談件数	98,061件	145,293件	118,000件
244	高齢者の生活基盤づくりを支援する	介護保険施設の整備率	1.7%	2.0%	2.3%
245	地域で高齢者を支える	ひとりぐらし高齢者等実態把握件数	22,970人	28,875人	26,576人
25 障害者が自立して生活できるよう支援する					
251	総合相談体制を構築する	障害者地域生活支援センターの相談件数（相談支援事業）	9,379件	44,336件	22,000件
252	サービス提供体制を拡充する	障害福祉サービス利用者全体にしめる通所系サービスの利用者の割合	50.3%	67.0%	60%
253	障害者の就労を促進する	福祉施設等から一般就労した障害者数	84人	108人	113人
254	障害者の社会生活を支援する	グループホームやケアホームの利用者数	185人	343人	364人※2
26 生活の安定を図る					
261	生活の安定に向けた自立支援を行う	自立支援プログラムに基づき支援をした延べ人数	1,072人	6,885人	1,700人

※1 「長期計画・後期実施計画」策定に合わせて目標値を見直した。
※2 「練馬区障害者計画・第三期障害福祉計画」策定に合わせて目標値を見直した。

第3章

にぎわいとやすらぎのあるまちを創る
～区民生活と産業分野～

1　まちの地域力を高める …… 114
2　経済活動を活発にする …… 117
3　文化芸術・生涯学習、
　　スポーツ活動を活発にする … 129
4　安全で安心な区民生活を
　　支える態勢を整える …… 145
5　平和と人権を尊重する …… 151
6　区内の公共機関 …… 155



初開催　練馬こぶしハーフマラソン2015

1　まちの地域力を高める

(1) 地域コミュニティを活性化し、協働を推進する

●地域コミュニティの活性化への取組

区民の生活様式や価値観が多様化する中、地域への関心の低下や人と人とのつながりの希薄化が懸念されている。

区民が安全で安心した生活を送るためには、日常の暮らしの中で人と人とのつながりを基盤として育まれる地域コミュニティが重要である。

区では、平成24年度から、モデル事業として区内1地域で、地域における区民のつながりづくりを側面から支援してきた。

●区民と区との協働の取組

区民ニーズが多様化・複雑化する中、行政のパートナーであり、地域課題に包括的に取り組む町会・自治会の活動への期待が高まっている。

また、NPO等の活動が活発化しており、多様化する区民ニーズに応え始めている。

より良いまちを築いていくためには、区民と区が連携・協力し、それぞれの持ち味を十分に発揮しながら、区民ニーズや地域課題に対応していくことが求められている。

1 町会・自治会への活動支援

区内には、252の町会・自治会等が存在し、地域の課題に包括的に取り組んでいる。その活動を支援するため、加入促進パンフレット、ホームページの整備、町会・自治会活動の公益性に着目した財政的支援、活動保険への加入などの支援を実施している。

また、地域への情報の周知を図るための掲示板の管理委託や、町会・自治会会館の建設等への助成を行っている。

平成26年度の掲示板管理委託団体数は155団体、会館建設等助成は建替えが1件、修繕が2件であった。

2 NPO・ボランティア団体への支援

地域の担い手の一つであるNPO・ボランティア団体の活動を支援するため、練馬区NPO活動支援センターを運営し、相談や情報受発信、各種講座などの事業を実施している。

3 協働事業提案制度の実施

区民と区との協働を推進するため、町会・自治会やNPO・ボランティア団体などの自由な発想や地域性、専門性、柔軟性を活かした事業を募集し、提案団体と区が、それぞれの持つ資源を持ち寄り、力を合わせて課題解決に取り組む「協働事業提案制度」を実施している。

26年度の実施事業は5件であった。

4 区民協働交流センター

公益的な活動の支援と協働の推進を目的として、26年4月開設した。

センターでは、交流コーナー、情報コーナー、作業コーナーなどを設け、地域活動の場を提供するとともに、練馬区NPO活動支援センターと連携しながら、地域活動に関する相談支援を行っている。

26年度の交流コーナーの利用者は11,504人、情報コーナーの利用件数は332件、作業コーナーは1,739件であった。

(2) 地域活動を支える情報・機会・場の提供を行う

●地域活動への参加支援

地域活動への参加意欲が高まる中、地域活動の実践者を対象に、必要な知識や技術を学ぶ講座を開催している。また、これまで地域にあまり関わってこなかった方などを対象とした様々な事業を展開し、事業への参加、地域の方々との交流を通じて、地域とのつながりづくりを支援している。

●地域活動情報の提供

地域では、多くの団体が様々な活動を行っている。こうした地域活動に関する情報を集め、地域活動への参加を支援するとともに、地域情報の共有化を進め、地域活動団体同士の相互理解を図るため、区民事務所・出張所の施設内17か所に地域情報コーナーを設置している。

●活動と交流の場の充実

1 地区区民館

地域住民の相互交流や自主活動を促進し、子供から高齢者までが利用できる施設として昭和52年度から地区区民館の整備を進め、22館を開設した。地区区民館の運営については、地域住民との協働の視点から、平成12年度から順次、夜間、土日祝日の運営を運営委員会に委託しているほか、18年度からは準備の整った館で、順次平日昼間の運営についても委託し、24年度から全ての館において昼間委託実施となった。

地区区民館で実施する各種事業については、館だよりや地区区民館設置の掲示板により、地域住民に案内するほか、区のホームページでも広く区民に情報発信している。

26年度は、延べ1,534,309人の利用があった。

地区区民館利用状況　　平成26年度

施設名	個人利用				団体利用	計
	児童利用	高齢者利用	一般利用	学童クラブ		
	延べ人	延べ人	延べ人	延べ人	延べ人	延べ人
豊玉北	16,530	6,563	6	8,379	54,294	85,772
桜　台	2,350	471	2	8,692	4,646	16,161
貫　井	21,883	5,122	0	12,391	74,448	113,844
氷川台	21,326	4,505	5	10,275	46,695	82,806
早　宮	11,228	4,759	45	＊	30,581	46,613
春日町南	11,887	8,825	0	＊	38,303	59,015
高　松	14,291	1,617	3	5,537	15,029	36,477
北　町	11,650	3,833	152	＊	27,740	43,375
北町第二	13,055	4,338	14	2,953	37,204	57,564
田　柄	14,567	7,089	0	6,182	40,598	68,436
光が丘	8,144	3,534	16	＊	64,191	75,885
旭町南	10,200	23,106	21,660	＊	101,869	156,835
旭町北	10,540	3,875	8	＊	27,794	42,217
富士見台	12,323	7,935	32	＊	43,282	63,572
下石神井	8,738	3,556	0	6,205	29,585	48,084
立　野	6,885	2,014	1	＊	53,108	62,008
関町北	12,427	2,705	1	5,062	57,213	77,408
東大泉	16,187	6,254	9	7,239	83,102	112,791
西大泉	12,572	4,912	3	6,939	59,171	83,597
南大泉	11,558	6,190	11	＊	58,637	76,396
北大泉	12,865	7,034	3	8,335	44,948	73,185
大泉学園	13,799	3,825	9	7,442	27,193	52,268
計（22）	275,005	122,062	21,980	95,631	1,019,631	1,534,309

注：①旭町南地区区民館の一般利用･団体利用の数値と光が丘地区区民館の団体利用の数値は、特別施設利用者数を含む数値である。
②＊印は、該当の施設を設置していない。
③桜台地区区民館は平成26年5月から平成27年3月まで工事のため休館

2 地域集会所

地域住民の相互交流および自主的活動の場を提供する身近な集会施設として、昭和60年度から地区区民館の空白地域に地域集会所の整備を進め、さらに平成21年度から出張所に併設されている区民館を地域集会所に移行し、27年3月現在27か所を開設している。

地域集会所の管理運営は、設置当初から、地域住民からなる運営組織と区との協働で行っている。また、区民館から移行した地域集会所については、地域住民と協議を進め、運営体制を整備していく予定である。

26年度の利用は、延べ56,598件、474,160人であった。

地域集会所利用状況　　平成26年度

施設名	利用件数	利用者数
	延べ　件	延べ　人
石神井台	2,329	25,368
上石神井	2,773	17,566
南田中	1,508	14,389
谷原	1,387	17,353
旭丘	2,232	21,532
中村	2,580	28,483
向山	2,947	14,233
土支田	2,703	16,357
大泉町	2,122	13,481
高野台	3,691	27,517
大泉学園町	1,916	14,852
三原台	2,396	17,651
北町	1,733	11,088
東大泉	2,657	16,583
小竹	1,980	17,172
石神井台みどり	2,705	18,429
関町	3,025	22,069
桜台	3,224	19,302
早宮	2,781	28,606
春日町	2,016	33,306
土支田中央	1,298	15,233
旭町	379	4,930
田柄	1,105	11,352
上石神井区民	899	8,680
東大泉中央	2,272	19,546
南大泉	1,453	15,083
大泉北	487	3,999
計（27）	56,598	474,160

注：①上石神井区民地域集会所は平成25年9月から平成26年9月まで工事のため休館
②大泉北地域集会所は平成26年7月から平成27年6月まで工事のため休館
③旭町地域集会所･田柄地域集会所は平成27年1月から平成28年3月（予定）まで工事のため休館

3 区民ホール（光が丘、関）

区民文化の向上および区民相互の交流を図り、地域社会の健全な発展と福祉の増進に寄与することを目的として、元年7月に光が丘区民ホールを、7年10月に関区民ホールを開設した。

それぞれのホールには、つぎのページの表の施設があり多くの区民の方に利用されている。

なお、光が丘区民センター内併設の心身障害者福祉集会所は、心身障害者優先の施設であるが、空きがある場合は一般区民も利用できる。また、その他の併用施設も、夜間・休日に一般区民も利用できる。

関区民ホールは18年4月から、光が丘区民ホールは23年4月から、管理運営を指定管理者に委ねている。

光が丘区民ホール等の利用状況　　平成26年度

施設名	利用状況	
	利用件数	利用者数
	件	人
光が丘区民ホール		
多目的ホール	867	44,776
集会室（1）	881	11,663
集会室（2）	847	11,641
音楽室	673	11,842
美術工芸室	334	3,420
和室	261	2,137
会議室（1）	541	6,587
会議室（2）	714	13,516
小計	5,118	105,582
光が丘区民センター		
心身障害者福祉集会所	2,980	78,386
光が丘高齢者センター	0	0
光が丘なかよし児童館	0	0
計	8,098	183,968

注：①「利用件数」は午前、午後、夜間の各区分を1件とする。
②心身障害者福祉集会所は、心身障害者団体の利用を除く。
③光が丘高齢者センターは、平日の午後5時30分以降と休日の利用件数。
④光が丘なかよし児童館は、中高生の居場所づくり事業と親子のふれあう場提供事業実施のため、児童館休館日の夜間のみの利用件数。

関区民ホール等の利用状況　　平成26年度

施設名	利用状況	
	利用件数	利用者数
	件	人
関区民ホール		
多目的ホール	627	30,961
リハーサル室	595	7,821
小計	1,222	38,782
関区民センター		
関高齢者センター	391	5,427
計	1,613	44,209

注：①「利用件数」は午前、午後、夜間の各区分を1件とする。
②関高齢者センターは、平日の午後5時30分以降と休日の利用件数。

4 向山庭園

向山庭園は武蔵野の面影を残す日本風の施設で、四季を感じられる区民の憩いと交流の場として、昭和55年に開園した。老朽化のため平成22～24年度に改修工事を行い、文化学習・庭園・国際交流機能を併わせ持つ場として25年4月に再開した。

茶室や和室、多目的室があり、茶道・華道・俳句などの文化交流の場として広く区民に親しまれている。

管理運営を指定管理者に委ねるとともに、年末年始を除く通年開園を実施するなど、サービスの向上に努めている。

向山庭園の利用状況　　平成26年度

施設名	利用状況	
	利用件数	利用者数
	件	人
茶室	527	2,936
和室（第1）	529	3,660
和室（第2）	627	4,052
和室（第3）	428	4,282
多目的室	486	3,655
日本庭園	4	17
庭園見学者	―	15,659
計	2,601	34,261

●指定保養施設事業

区民が旅行を通して親睦を深め、健康増進に役立てることを目的として、民間のホテル、旅館等26か所を保養施設に指定し、利用した区民に対し、宿泊料金を補助する事業。

区民が施設を利用した場合、年度内2回、1回の利用につき2泊までを限度とし、利用者1人1泊につき、大人3千円、3歳児～小学生2千円の補助金を支給した。補助金は、区が直接施設に支払いをする。

また、身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1・2級の方とその介助者の方（区内に住所を有するもの1人）には、一定額の補助金増額制度がある。

平成26年度は、延べ28,136人の利用があった。

指定保養施設　利用実績の推移

年度	延べ利用人数	補助額
	人	円
平成22	27,386	113,258,982
23	28,306	117,335,685
24	26,669	85,218,573
25	27,630	88,181,322
26	28,136	89,481,439

●指定葬儀場使用料助成制度

区が指定した葬儀場で通夜または葬儀を行い、その会場使用料を負担した方または死亡者が区内に住所を有している場合に、会場使用料の一部を助成している。平成26年度の助成は、1,502件であった。

指定葬儀場使用料助成金の推移

年度	助成件数	助成金額
	件	円
平成22	1,539	45,909,725
23	1,512	45,148,250
24	1,502	44,789,694
25	1,402	41,759,025
26	1,502	44,629,500

2　経済活動を活発にする

(1) 練馬区の特徴的な産業を支援する

●練馬区を特徴づける産業への支援

伝統工芸や漬物産業、区に集積しているアニメ産業について、消費の拡大や優れた技術・作品紹介を行う展示会等の事業を積極的に支援している。

1 アニメ産業への支援

区内には約80のアニメ制作会社が集積し、日本のアニメを支えていることから、集積の強化と人材育成への支援を行っている。あわせてアニメ文化の醸成、ＰＲやアニメを活用した地域振興にも取り組んでいる。

⑴　アニメ産業振興

①　アニメ制作企業等の立地促進

アニメ産業の集積を更に強化するため、アニメ制作関連事業者の区内誘致・創業支援を目的として、移転費・賃料等を支援する補助制度を設けている。

②　（一社）練馬アニメーションへの支援

（一社）練馬アニメーションの海外への事業拡大を支援するため、アヌシー国際アニメ見本市等への出展支援やカナダ・ケベック州のアニメ関連企業とのビジネス展開を支援した。

③　アニメ人材育成・支援事業

アニメ制作に携わる優れた人材を育成するために、著名なアニメーターを講師に招き、区内在住・在勤の新人アニメーターを対象とする講座を４回にわたり実施した。

④　フランス・アヌシー市とのアニメ産業交流

区は、世界最大規模のアニメ映画祭が開催されるフランス・アヌシー市との間で、平成21年4月22日にアニメ産業交流協定を締結した。以降、双方の自治体の事業者同士により、国際ビジネス展開や人材育成に向けた取組を行っている。

⑵　アニメ文化普及・地域振興

①　練馬アニメカーニバル

「ジャパンアニメーション発祥の地　練馬区」の魅力を区内外に向けて発信するためのイベントを行った。

開催日　26年10月18日～19日
場　所　練馬駅北口周辺
主　催　練馬アニメカーニバル推進連絡会
内　容　アニメのおシゴト体験教室、アニメキャラクターショー、ＴＶアニメ作品のステージプログラムなど
来場者　8,000人（推計）

②　アニメ産業と教育の連携事業

区内の小・中学校において、アニメ産業やアニメの表現技法を学習する事業を実施している。26年度は、23校（延べ25授業）で授業を実施した。

③　「アニメ・イチバンのまち 練馬区」のPR事業

区のアニメを区民に身近な存在とし、文化として育むとともに、アニメに関する各種情報を区内外だけでなく、世界に向けて発信するため各種PR事業を行った。

㋐　PR冊子「アニメ・イチバンのまち　練馬区」（日本語版・英語版・中国語版）の配布
㋑　練馬アニメーションサイトの運営
㋒　練馬区公式アニメキャラクター「ねり丸」によるPR事業（アニメーションの配信・着ぐるみの貸出し・デザイン等の使用許諾・ツイッターの発信など）の実施

④　アニメプロジェクトin大泉

アニメによる地域の活性化を促進するため、日本のアニメ発祥の地大泉で、地元商店会やアニメ事業者、鉄道関係者などと連携し、イベントを行った。

開催日　27年5月24日
場　所　大泉学園駅北口周辺
主　催　アニメプロジェクトin大泉推進連絡会
内　容　アニメ作品の上映、アニメキャラクターショー、セル画体験教室など
来場者　12,000人（推計）

2 練馬区伝統工芸展

期　間　26年10月24日～26日
場　所　練馬区立区民・産業プラザ
主　催　練馬区伝統工芸会
後　援　練馬区、練馬区教育委員会、（一社）練馬区観光協会、（一社）練馬区産業振興公社
内　容　東京手描友禅、東京染小紋、江戸筆等15業種の展示・実演・体験・販売
来場者　4,700人

3 ねりま漬物物産展

期間　27年2月6日～8日
場所　練馬区立区民・産業プラザ
主催　練馬漬物事業組合
後援　練馬区、(一社) 練馬区観光協会、(一社) 練馬区産業振興公社
内容　練馬大根本干したくあん等の漬物の展示・即売

(2) 中小企業の経営を支援する

●産業振興施策の新たな展開

経済のグローバル化などにより激しく変化する社会経済情勢下で中小事業者の一層の振興を図るには、環境の変化に即応した事業展開、特徴的な技術やノウハウの有効活用、事業者間や異なる分野での連携などの促進が必要である。

また、経営相談から支援までを一体的に実施することや、専門家からの支援が効果的であり、そのためには行政の枠を超え、より踏み込んだ総合的・専門的・継続的な支援が求められている。

区は、平成24年度に取りまとめた「産業振興施策の新たな展開について」に則り、産業振興の推進を担う中核機関として、25年4月に一般社団法人練馬区産業振興公社を設立し、26年4月に開設した練馬ビジネスサポートセンターを活動拠点として、これまで以上に産業施策を充実・推進することとした。そのため、これまで区でも実施してきた販路拡大支援事業や創業支援事業など13事務を産業振興公社へ移管した。

●産業融資の実施

1 産業融資あっせん事業

区内金融機関から低利で融資を受けられるよう、あっせんを行っている。平成26年度は、貸付件数1,941件、116億172万円の融資が行われた。このうち景気対策特別貸付は652件、38億1,483万円であった。また26年度は期間限定で、地球温暖化等環境対策特別貸付、アニメ産業特別貸付の融資あっせんを行った。

産業融資状況（業種別）　　平成26年度

業種別内訳			貸付 件数（件）	貸付 金額（万円）
建設業			579	390,752
製造業			149	90,240
運輸・通信業			104	54,171
卸・小売・飲食業			462	263,532
	内訳	卸売業	162	110,000
		小売業	186	105,762
		飲食業	114	47,770
サービス業			357	185,351
その他（不動産業含）			290	176,126
合計			1,941	1,160,172

2 小規模事業者経営改善資金融資［マル経融資］支援事業

日本政策金融公庫（旧国民生活金融公庫）のマル経融資利用者に対し、支払った利子の一部を補助している。26年度は、459件に対し利子補助を行った。

●産業振興のための基盤整備

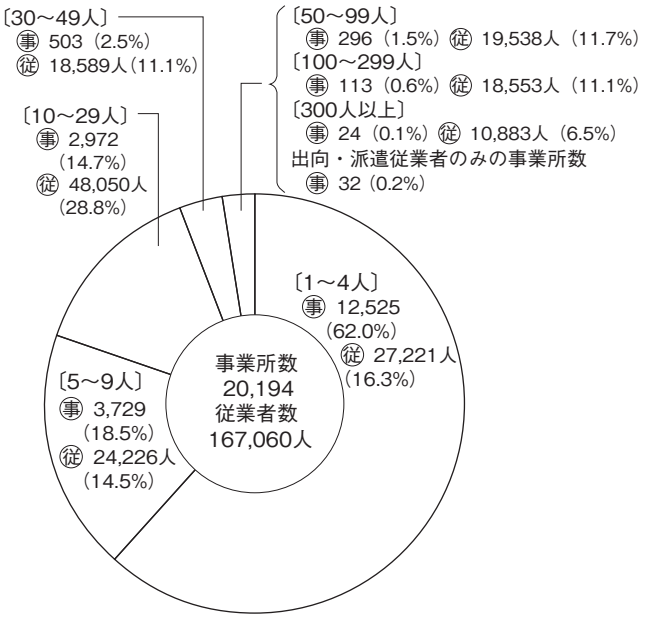
1 産業振興基本条例の制定および（仮称）練馬区産業振興基本計画の策定

区では平成17年3月、「練馬区産業振興基本条例」を制定し、事業発展と経営改革に努める事業者を支援し、区民の生活環境と調和した活力ある産業の発展を目指している。

区の商工業振興については、これまで「練馬区商工業振興計画」に基づき具体的な取組を進めてきたが、26年度は、区の新たなビジョンが策定されることから、ビジョンに示す施策をより効果的に進めるため、現状の商工業・アニメ・観光・農業4つの計画を1本化し、今後の区の産業振興の方向性を示す新たな計画「（仮称）練馬区産業振興基本計画」の策定に着手した。

区の産業別構成では、卸売・小売業（23.6％）、建設業（11.9％）、宿泊業・飲食サービス業（11.1％）、不動産業・物品賃貸業（10.0％）、生活関連サービス業・娯楽業（9.4％）、医療・福祉業（9.3％）を合わせると全体の75.3％となり、区民の日常生活に密着・関連した産業が過半数を占めている。また、事業規模では、従業者数20人未満の事業所が全体の91.4％を占め、従業者規模の小さい事業所が区内産業活動の中心となっている。

規模別事業所構成と従業者数　　平成24年2月1日現在



注：〔　〕内の記述は事業所の規模を示す。また、事は事業所数
従は従業者数の略である。

資料：「平成24年経済センサス活動調査報告」東京都総務局統計部

工場数と従業者数および出荷額　平成25年12月31日現在

産業中分類	工場数	従業者数	出荷額
		人	万円
食料品	27	1,783	2,599,860
飲料・飼料等	－	－	－
繊維工業	20	145	83,316
木材・木製品	3	14	24,778
家具・装備品	7	102	244,260
紙・紙加工品	14	251	482,424
印刷・同関連業	24	453	521,470
化学工業	4	75	1,086,067
石油・石炭	－	－	－
プラスチック	17	185	328,553
ゴム製品	1	7	X
皮革・同製品	3	27	27,742
窯業・土石	3	36	150,805
鉄鋼業	－	－	－
非鉄金属	2	178	X
金属製品	11	133	176,771
はん用機械	2	31	X
生産用機械	10	103	136,147
業務用機械	14	181	192,278
電子・デバイス	2	25	X
電気機械	13	148	228,852
情報通信機械	4	168	139,006
輸送用機械	4	37	41,937
その他	12	119	142,411
総数	197	4,201	7,184,398

注：①本統計調査は、従業者4人以上の事業所を対象に実施。
②「X」は該当数値の公表を差し控えたもの。
③総数は「X」にあたる数値を含む。
資料：「平成25年工業統計調査報告」東京都総務局統計部

区民・産業プラザ利用状況　平成26年度

施設名	利用状況	
	利用件数	利用者数
	件	人
ホール	330	41,979
産業イベントコーナー	130	－
研修室1	531	30,978
研修室2	567	17,820
研修室3	485	8,272
研修室4	340	5,776
研修室5	438	7,336
多目的室1・2	1,064	11,525
産業･観光情報コーナー	－	44,875
計	3,885	168,561

●区民・産業プラザの運営

区内産業の振興、区民の文化活動と相互交流の促進ならびに地域における公益的な活動の支援および協働の推進を図ることを目的として、平成26年４月14日に練馬駅北口の官民複合施設であるCoconeri（ココネリ）３・4階に「区民・産業プラザ」を開設した。

区民・産業プラザには、式典、講演会、飲食を伴ったレセプションなどに利用できる530㎡の平土間式の「ホール」や、販売・展示会などに利用できる「産業イベントコーナー」、研修会などで利用できる「研修室」、「多目的室」といった貸出施設のほか、区内の産業・観光情報を発信する「産業・観光情報コーナー」および「練馬ビジネスサポートセンター」を設置した。

この練馬ビジネスサポートセンターでは、区内事業者の経営上の課題解決に向けた総合支援のほか、経営や起業・創業に関する各種講座、セミナーの開催、区の融資あっせんと各種補助金の受付等を行っている。特に相談支援においては、経営改善などの指導に関し、豊富な経験を有する者をビジネスマネージャーとして配置することや、これまで商工相談や出張相談として個別に実施してきた事業を見直し、新たな相談体制を構築した。

なお、これらについては、一般社団法人練馬区産業振興公社が運営している。

●産業振興公社

一般社団法人練馬区産業振興公社は、平成25年4月1日に区内の産業振興を目指す新たな団体として、それまでの一般社団法人ねりまファミリーパックを改組、名称変更して発足したものである。

このことにより公社の目的は、勤労者の福祉共済事業を実施することで中小企業の振興に寄与するものから、区内の商業、工業、農業などの各分野における産業振興に関する事業を総合的に実施することにより、中小企業の経営の発展に貢献し、地域経済の活性化に寄与するものに変更した。

26年度には、練馬駅北口に完成した、区民・産業プラザの指定管理者に公社を指定し、維持運営のほか、中小企業の経営相談から支援までを一体的に行う「練馬ビジネスサポートセンター」の業務を開始した。これに併せ、区と公社は、「産業振興における事務移管に関する協定」を締結し、区内事業者への専門的かつ継続的な支援を実現するために必要な事業を公社に移管することで、お互いに連携・補完しながら、公社を活用した区内の産業振興施策の展開を図って行くこととした。

26年度の公社の事業内容は、次のとおりである。

1　練馬ビジネスサポートセンターの運営

①　起業・創業や経営に係る各種相談事業
②　起業・創業および経営者セミナーの開催
③　各種補助金の交付（見本市等出展、ホームページ作成、区内事業者等の連携による製品等の開発）
④　中小企業の景況情報誌の発行

2　区民・産業プラザの維持運営

①　貸出業務（研修室、ホール等）
②　維持管理

3　勤労者福祉共済事業（ねりまファミリーパック）

中小企業で働く従業員と事業主のために、会員制の福祉共済事業を展開

4　区民・産業プラザ開館記念イベントの企画・運営

プラザの開館に併せ16事業の記念イベントを実施

●経営活動への支援

1　受発注企業商談会

中小企業の販路開拓を支援するため5区合同で受発注

企業商談会を開催し、平成26年度は99社の企業が参加し、商談を行った。

開催日　26年10月22日
場　所　北とぴあ
主　催　（一社）練馬区産業振興公社、（公財）板橋区産業振興公社、北区、豊島区、文京区、（公財）東京都中小企業振興公社

2 ネットショップセミナー

インターネット通信販売を通して区内事業者の販路拡大を支援するためのセミナーを開催している。26年度は81人が受講した。

3 経営者・後継者向けセミナー

区内中小企業の経営者や後継者を対象に、経営力を高めるためのセミナーを開催している。26年度は56人が受講した。

4 見本市等出展に対する支援

区内の中小企業およびその団体に見本市等に出展する経費の一部を補助している。26年度は15件の補助を行った。

5 ISO認証取得に対する支援

国際標準化機構が定めた規格の認証取得を予定している区内の中小企業者に対し、経費の一部を補助している。

6 エコアクション21等認証取得に対する支援

エコアクション21またはエコステージを認証取得する区内中小企業者に対し、経費の一部を補助している。

7 ホームページ作成に対する支援

ホームページ未開設の企業等に対し、ホームページ作成費の一部を補助している。26年度は37件の補助を行った。

●経営改善への支援

1 総合相談・専門相談

練馬ビジネスサポートセンターの設置に伴い、平成25年度まで行っていた商工相談について整理・統合を行った。練馬ビジネスサポートセンターでは、ビジネスマネージャーによる総合相談の他、起業・創業、労務、販路拡大、経営および税務について各分野の専門家が相談に当たっている。26年度は、809件の相談を受けている。

総合相談・専門相談状況　平成26年度

内容		件数
総合相談		件 264
専門相談	起業・創業	130
	労務	51
	販路拡大	176
	経営	70
	税務	87
	その他	3
出張相談		28
計		809

2 経営指導（企業診断）

中小企業診断士が経営改善等のための指導を行うもので、26年度は、25事業所に直接出向き指導を行った。

●産業情報の収集および提供

1 ねりま産業情報「ぺがさす」の発行

区内中小企業の経営者や商店会の方に、産業振興に関する情報を提供するため、ねりま産業情報「ぺがさす」を発行している。平成26年度は、3回、各回8,000部発行した。

2 景況調査の実施

地域経済振興のため、区内中小企業の景況などを四半期ごとに調査し、その結果を中小企業や関係機関に提供している。

3 中小企業サポートガイドブックの発行

区内の中小企業者、創業者、勤労者、就職希望者を対象にした、区および区内産業団体等の主な産業振興施策をまとめた「中小企業サポートガイドブック」を、26年9月に発行した。

●起業・創業への支援

1 起業家セミナー事業

起業家を目指す方を対象に、創業するための基礎的知識やノウハウを学ぶ起業家セミナー「創業！ねりま塾」を実施した。平成26年度は、6月と10月に2回開催し、入門講座は245人、実践講座は80人が受講した。

2 ソーシャルビジネスの推進

ソーシャルビジネス分野の創業を支援するため、26年度はソーシャルビジネス講座および練馬ソーシャルビジネスプラン公開発表会を開催した。入門講座は83人、実践講座は37人が受講し、ビジネスプラン発表会には実践講座受講生の他に44人が聴講した。

●商工業団体との連携強化、各種団体への支援

1 商工業団体等への支援

区内の商工業団体等が行う事業に対して補助金を交付するなどの支援を行っている。

2 区内事業者等の連携による製品等開発への支援

区内事業者等が連携し取り組む製品・サービス等の開発事業について補助している。平成26年度は2件補助した。

3 生鮮食料品共同販売事業への支援

青果物・食肉・魚介類の各小売業組合に対して、自主的な共同購入・共通価格の販売を通して、各組合の協業化を促進し、健全な経営基盤の強化を図るための支援を行っている。26年度は、生鮮食料品全体で3小売業組合、延べ234店舗が参加した。

共同販売事業実施内容　平成26年度

品目		特売日
青果物	13品目	9/16、2/24、3/13、3/28
食肉	3品目	6/17、10/14、12/9、2/10、3/17
魚介類	14品目	10/10、11/7、12/5、12/6

4 家屋修繕等小規模工事あっせん事業の実施

区民の小規模な家屋修繕工事に対する需要に応えるとともに、区内中小建設業者等の振興を図るため、区内業者団体へ小規模工事のあっせんを行っている。26年度は、243件のあっせんを行った。

5 公衆浴場への支援

公衆浴場の利用喚起および経営の安定を図るため、季節事業、施設設備改善および燃料費に対して補助金を交付するなどの支援を行っている。26年度は、施設設備改善は10軒、季節事業および燃料費は28軒の公衆浴場に補助した。

(3) 中小企業の勤労者と就労を支援する

●福利厚生事業への支援

企業の従業員に対する福利厚生については、経営基盤が弱い中小企業にとって、独自に充実を図るのは容易なことではない。このため区は、練馬区産業振興公社への運営補助を通して、福利厚生の充実に努めている。

1 ねりまファミリーパック

一般社団法人練馬区産業振興公社は、「ねりまファミリーパック事業」として、区内の中小企業に勤務する勤労者と事業主、および区外の中小企業に勤務する区内在住の勤労者と事業主を対象に、福祉共済事業を行っている。

主な事業は、①祝金・見舞金・弔慰金などの給付、②健康増進のための日帰り温泉施設・スポーツクラブのチケットあっせんや定期健康診断経費補助・人間ドックの利用補助など、③自己啓発のための観劇チケット・映画券・カルチャーセンター講座の利用補助など、④余暇活動のための遊園地のチケットあっせん、指定宿泊施設・パッケージツアーの利用補助などである。

なお、平成27年3月31日現在の会員数は、12,848人である。

2 各種共済制度の周知

中小企業の従業員の福祉の増進を図るため、国の退職金共済制度などを、区報への掲載やパンフレットの配布などで周知している。

●勤労者への支援

勤労者の労働意欲を高め、区内中小企業への定着化を図るため、従業員表彰や労働相談により勤労者を支援している。

また、就労支援については、公共職業安定所（ハローワーク）などの役割が大きいが、区でも就労希望者の便宜を図るため、就労支援に積極的に取り組んでいる。

なお、区内事業所の労働組合は、平成26年6月30日現在で105組合、組合員数21,274人となっている。

1 商工業従業員表彰

区内の中小企業における従業員の定着と勤労意欲の向上を図るため、永年勤続者を表彰している。26年度は商業関係174人、工業・建設業等関係67人を表彰した。

2 労働相談

21年度より勤労福祉会館において、専門家による「労働相談」を行っている。

3 労働講座

社会的に高い関心がもたれている労働に関する諸問題を取り上げ、勤労福祉会館で労働講座を開催している。26年度は、「経営分析講座」「春闘期の情勢講座」「労働法講座」「労務管理実務講習会」の4講座を開催し、延べ267人の参加があった。

4 職業相談・紹介

求職者が身近な場所で相談できるように、17年8月、池袋公共職業安定所の協力を得て「ワークサポートねりま」（地域職業相談室）を石神井公園区民交流センター2階に開設した。15歳以上の全年齢層を対象に職業相談・紹介に応じるとともに、求人検索用パソコンによる職業情報を提供している。26年度は16,369件の相談があった。

また、26年4月から「ワークサポートねりま」のスペースを拡大し、自己検索機や就労相談窓口を増設するとともに、新たに個別相談窓口を設置し機能拡充を図ることとした。

5 就労支援

26年10月と27年2月に若年者向けの就職面接会「ヤング応援就職面接会in練馬」を開催した。26年度は105人の参加があり、9人が正社員として就職した。

また、26年4月に開設した「シニアしごと支援コーナー」では、高齢者の就職を促進するための講座を26年9月、12月、27年2月に開催し、71名の参加があった。

6 内職事業所の情報提供

家庭外において就業することが困難な練馬区に在住する内職希望者に対し、内職求人事業所に関する情報提供を実施した。26年度は、延べ595人に情報提供を行った。

●雇用促進支援事業の実施

職業経験、技能、知識等の不足から安定的な就職が困難な求職者および障害者の就労促進を図るため、国（ハローワーク）のトライアル雇用制度で採用を行った区内事業所に対し、補助金を交付する支援を行っている。平成26年度は35社、67人分の補助を行った。

●勤労福祉会館およびサンライフ練馬の運営支援

1 勤労福祉会館

中小企業に働く勤労者の文化・教養および福祉の向上を図ることを主な目的として開設した施設であるが、勤労者はもとより、広く一般区民も利用できる施設である。

また、平成17年4月からは指定管理者制度の導入により、開館日数を増やすなどサービス向上に努めている。

26年度は、労働講座（4講座）、簿記教室、宅建講座など28事業を実施し、5,883人の参加があった。

勤労福祉会館利用状況　　平成26年度

施設名	利用状況	
	利用件数	利用者数
	件	人
集会室	936	51,133
会議室（小）	848	7,993
会議室（中）	803	15,849
会議室（大）	818	21,926
和室（小）	811	5,441
和室（大）	690	10,858
職業講習室兼会議室	776	9,596
音楽室	830	13,778
料理室	333	5,247
トレーニング室	36,099	36,099
展示コーナー	117	―
囲碁・将棋コーナー	―	7,112
卓球開放	―	181
計	43,061	185,213

2 東京中高年齢労働者福祉センター（サンライフ練馬）

中高年齢労働者の雇用の促進と福祉の向上を図るため区が誘致し、昭和56年4月に国の「雇用・能力開発機構」の施設として開設した。その後、平成15年3月に「雇用・能力開発機構」から建物所有権を譲り受けたもので、中高年齢者だけでなく広く一般区民も利用できる施設である。また、17年4月からは指定管理者制度の導入により、開館日数を増やすなどサービス向上に努めている。26年度は、ボディーコントロール体操、絵手紙教室など5事業を実施し、847人の参加があった。

東京中高年齢労働者福祉センター（サンライフ練馬）利用状況　　平成26年度

施設名	利用状況	
	利用件数	利用者数
	件	人
体育室	1,725	18,271
トレーニング室	27,409	27,409
和室第一	536	6,684
和室第二	524	3,940
会議室	686	9,453
研修室第一	787	10,564
研修室第二	591	8,003
クラブ室	375	3,546
職業講習室	631	8,878
計	33,264	96,748

(4) 消費者の自立を支援する

●消費者意識の啓発

1 消費者講座

日々の暮らしの中で、消費者が直面している問題を様々な視点から取り上げ、消費者意識を高めるための学習の機会を提供している。

消費者講座　　平成26年度

講座名	概要		開催回数	参加者数
消費者講座	身近な消費生活に関する問題を、講師の講演や実習により学習する講座。 時間やお金の節約方法を学ぶ講座やソーラーカー作りで環境を考える親子講座などを実施した。		6回	235人
消費者教室	消費生活センター運営連絡会の自主企画による講座。生活習慣病予防や経済などをとりあげたほか料理や実験を交えた教室などを実施した。	実技形式	5回	310人
		講座形式	6回	

2 消費生活展

パネル展示や実演など多彩な催しを組み合わせ、消費者団体の活動の成果や問題提起を通して、消費者意識の啓発を行っている。

平成26年度は、公募による消費者団体やグループで構成する実行委員会（18団体）の企画・運営により、6月21日・22日に石神井公園区民交流センターで開催し、延べ2,019人が来場した。

移動生活展は、区役所本庁舎アトリウムで10月7日～13日に開催し、延べ1,581人が来場した。

3 消費者だより

消費生活相談を通じて収集した情報を提供するとともに、消費生活に関する知識を普及することにより、区民の消費生活の安定と向上に資するため、消費者だよりを発行している。26年度は6回、各20,000部を発行した。主な内容は、「美容医療トラブル」「健康食品」「和食生活」「かかりつけ医」「製品事故」などであった。

●消費者の安全の確保

1 消費生活相談

商品や販売形態の多様化が進み、消費者は限られた知識や経験に頼るのみでは、商品やサービスなどの合理的な選択が困難になっている。また、点検商法などの悪質商法や振り込め詐欺により、消費者が被害にあっている。このような中で区は消費者が安全で安心な生活を送るために専門知識を有する相談員による消費生活相談窓口を開設し、各種相談に対応している。

平成26年度の相談件数は4,922件で、前年度（4,717件）に比べ4.3％増加した。一方で、総件数のうち60歳以上の方の相談が、全体の31％を占めるほか、契約・購入金額別件数で見ても300万円以上の相談の半数以上が60歳以上の方からのものであり、高齢者の消費者被害が深刻なものとなっている。

消費生活相談では、身近な生活知識から悪質な事業者との契約に絡むものまで、様々な相談に対応しているが、国民生活センターや消費者庁、都、警察、福祉関係部署などと連携を図り、相談の解決と情報提供に努めている。

消費生活相談の内容別相談受付件数　　平成26年度

区分		件数
		件
商品	食料品	218
	住居品	254
	光熱水品	23
	被服品	291
	保健衛生品	155
	教養娯楽品	409
	車両・乗り物	77
	土地・建物・設備	168
	他の商品	150
役務（サービス）		2,994
内職・副業・ねずみ講		16
他の相談		167
合計		4,922

2 販売事業者等立入検査

家庭用品品質表示法および製品安全関連4法※に基づき、販売事業者等に対する立入検査を実施し、適正な表示がされた商品を販売しているか確認を行っている。26年度は延べ3事業者、36品目について検査を行った。結果はおおむね適正に表示されていた。

※電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、消費生活用製品安全法

●石神井公園区民交流センターの運営支援

1 石神井公園区民交流センター

区民の文化活動と交流の場の提供、区内産業振興に関する情報発信や、職業・就職相談のための場の提供などを行っている。また、平成18年4月からは指定管理者による管理を行っている。

施設は消費者施策・活動の拠点となる「消費生活センター」の機能を担うほか、就労支援を行う「ワークサポートねりま」「シニアしごと支援コーナー」が設置されている。

石神井公園区民交流センター利用状況　　平成26年度

施設名	利用状況	
	利用件数	利用者数
	件	人
展示室兼集会室（展示利用）	4	2,718
展示室兼集会室（集会利用）	703	37,772
大会議室（1）	945	13,012
大会議室（2）	941	12,537
会議室（1）	857	8,774
会議室（2）	801	6,368
会議室（3）	779	7,499
和室（1）	702	5,291
和室（2）	683	4,209
研修室	777	8,281
テスト室	513	4,251
料理実習室	365	6,318
保育室	165	897
計	8,235	117,927

2 消費生活センター

消費生活センターは、区の消費者行政の拠点として、消費生活に関する各種啓発事業を実施するほか、消費者の自主的な活動を支援するため、研修室、テスト室、料理実習室、消費者団体活動室を設置している。また、消費生活相談では区民からの様々な相談を専門の相談員が受けている。

さらに、消費者の参加を積極的に推進するため、区民の自主的参加により組織される運営連絡会と連携して、消費者教室の企画・運営、啓発用パネルの作成、情報誌の編集などを行っている。（27年3月末現在 運営連絡会会員数32人）

(5) 都市農地を保全し都市農業を支援する

●農の豊かさを実感できるまちの実現を目指して

区は、23区の中で最大の農地面積を有しており、農業は、区のイメージを特徴づける産業である。また近年、農地が持つ様々な役割が見直されており、区民の農への関心も高まっている。

そのため、区は農業振興を推進し、消費者に身近な都市型農業経営の安定を図るため、農業生産者の支援を積極的に展開している。また、食の安全確保という消費者ニーズに対応した農業生産の実現のため、減農薬による農業生産を促すとともに、農産物を区内の直売所等で販売する地産地消の取組を進めている。加えて、農とのふれあいの機会を創出するとともに、区民の都市農業、農地への理解の促進を図っている。

一方、区内の農地は相続等に伴い最近10年間で約69haも減少している。区には環境保全・防災・農とのふれあいの場でもある貴重な農地を保全することが求められている。このため区は、他の自治体と連携し都市農地保全の意義を住民に発信するとともに、農地にかかわる法制度の見直しを国に要望する取組を進めている。

●農業振興計画の推進と都市農地の保全

1 農業振興計画の推進

平成23年2月に策定した「練馬区農業振興計画（23年度～32年度）」では、「区民の信頼と元気な経営により、『農の豊かさを実感できるまち、練馬』を築く都市農業」を将来像とし、この実現のため、①多様な魅力ある都市農業を展開する（農業経営の安定化）、②区民・消費者の練馬の農への理解を深める（農とふれあう機会の提供）、③都市の良好な環境を支える都市農地を保全する（都市農地の保全）、④未来に農のある暮らしの豊かさを継承する（農のあるまちづくり）の4つを基本目標に定めた。この基本目標の達成に向けて7つの基本方針を定め、基本方針に基づく施策を展開していくことで、将来像の実現を目指していく。

また、26年度には、同計画を含め、商工業・アニメ・観光とともに4つの産業の計画を1本化し、今後の区の産業振興の方向性を示す新たな計画「（仮称）練馬区産業

振興基本計画」の策定に着手した。

2 生産緑地の指定

平成3年9月に生産緑地法が一部改正され、区内（市街化区域内）の農地は、保全するものと宅地化するものとに都市計画上明確に区分され、保全する農地は生産緑地地区として指定することになった。指定された農地は、一定期間営農が義務付けられる一方、相続税納税猶予が受けられる。

そこで区は、都市と調和した農業を目指し、できるだけ多くの農地を保全するため、4年以降毎年生産緑地の指定を行っており、26年11月13日告示の生産緑地地区面積は、約189haとなっている。

農家戸数・農業従事者数および農地面積

年　次	農家戸数	農業従事者数	農地面積	生産緑地面積
平成22	520戸	1,121人	250.0ha	200.8ha
23	513	1,090	244.4	199.0
24	498	1,075	239.8	195.1
25	480	1,014	230.4	192.6
26	465	968	224.1	189.4

資料：農家戸数と農業従事者数は「農業経営実態調査」（耕作面積10a以上の区内農家を対象）による（各年8月1日現在）。
農地面積は都税事務所固定資産税課税対象による（各年1月1日現在）。
生産緑地面積は各年の告示面積による。

地区別農産物生産面積表

［単位：アール］

	品　目	合計	練馬	石神井	大泉
野菜類	キャベツ	2,908	694	822	1,392
	ブロッコリー	1,085	437	213	435
	枝豆	986	543	182	261
	大根	973	444	189	340
	ジャガイモ	765	326	175	264
	トウモロコシ	631	319	90	222
	ネギ	519	210	113	196
	ほうれん草	519	203	98	218
	こまつな	488	199	150	139
	にんじん	452	206	61	185
	サトイモ	408	164	71	173
	サツマイモ	333	141	39	153
	トマト	283	114	56	113
	カリフラワー	273	96	55	122
	キュウリ	210	92	43	75
	ナス	198	67	50	81
野菜類	レタス	114	33	28	53
	その他野菜類	2,096	806	486	804
野菜類計		13,241	5,094	2,921	5,226
野菜類以外	柿	801	150	193	458
	ブルーベリー	697	148	143	406
	ブドウ	392	162	90	140
	梅	338	63	84	191
	栗	250	25	49	176
	キウイ	78	52	21	5
	その他果樹類	735	359	147	229
	植木	1,397	432	745	220
	芝	1,080	0	69	1,011
	花類	633	202	58	373
	その他	271	138	54	79
野菜類以外計		6,672	1,731	1,653	3,288
延べ生産面積計		19,913	6,825	4,574	8,514

※その他野菜類……南瓜、水菜、白菜、玉ねぎ、生姜、たらの芽、おくら、竹の子、いんげん、かぶ、絹さや、ふき、ピーマン、うど、アスパラ、サニーレタス、八つ頭、しそ、のらぼう等
その他果樹類……みかん、ゆず、かりん、すもも、レモン等
その他……麦、緑肥、茶、牧草等
資料：「農業経営実態調査」による（26年8月1日現在）。

3 都市農地の保全

都市農地は、安全で新鮮な農産物の生産に加え、防災、食育など多面的で重要な役割を有している。

練馬区を含め、都内の市街化区域内農地は過去10年間で約1,000haも転用されるなど、年々減少しており、適切な保全を図っていくことが求められている。

そのため、都市農地の減少という共通の課題を抱えた基礎自治体が連携し、都市農地の保全を目指す取組を推進するため、20年10月に「都市農地保全推進自治体協議会」が設立された。

現在は、市街化区域内農地をもつ38の区市町が会員となり、都市農地の保全に向けた制度改正等を国へ要望するなどの活動を行っている。

●多様な魅力ある都市農業を展開する（農業経営の安定化）

1 経営改善に取り組む農業者の支援

自らの経営改善に積極的かつ意欲的に取り組む農業者を、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく認定農業者または区独自の制度による都市型認定農業者として認定するとともに、これらの農業者の取組を支援している。

平成23年度から認定を開始し、27年3月までに61の経営体を認定農業者として、11の経営体を都市型認定農業者としてそれぞれ認定している。

2 ビール麦「金子ゴールデン」のブランド化支援

地場農産物の育成およびブランド化を図るため、東京あおば農業協同組合が実施する、国産初のビール麦「金

子ゴールデン」の生産および「金子ゴールデン」を使用した地ビールの醸造に要する経費の一部を助成した。

3 担い手・支え手の育成

⑴ 農作業ヘルパー・援農ボランティア養成研修の実施

農業者の高齢化などによる労働力の低下に対応するため、17年度から25年度まで区民を対象に農作業ヘルパーおよび援農ボランティアとして養成する研修を行った。27年３月現在、延べ47人がヘルパーおよびボランティアとして登録している。

⑵ フォローアップ研修の実施

養成研修を修了した農作業ヘルパーおよび援農ボランティアの農業技術を更に向上させるため、24年度から26年度まで養成研修の修了生を対象に専門的な技術研修および農業者との交流を行った。

⑶ 練馬区農の学校の開校

27年度から新たに「練馬区農の学校」を開校した。練馬区農の学校では、複数のコースを設けており、農家の支え手を育成するとともに、修了生と支え手を必要とする農家とのマッチング等を行う。

4 地産地消の推進

都市農業・農地のメリットを活かした、新鮮で安心・安全な農産物の供給に資する取組を支援し、地産地消の推進を図るため、26年度は6軒の農家に対し、減農薬栽培が可能なパイプハウスの整備費用を助成したほか、4軒の農家に対し、身近で新鮮野菜が購入できる野菜無人販売機の設置費用の一部を助成した。

5 安定的な市場出荷体制の確立

⑴ 優良種子購入助成事業

優良種子の普及および品種・規格の統一を促進し、市場での練馬産農産物の評価を高めるため、優良種子の共同購入を支援している。26年度は、キャベツの優良種子購入農家21軒に対し、購入経費の一部を助成した。

⑵ 土壌改良・病害防止資材購入助成事業

キャベツ等の連作により、土地がやせ、連作障害特有の病気が発生することがある。これを防ぐため、連作障害を防止する資材の共同購入を支援している。26年度は、30軒の農家に対し、購入経費の一部を助成した。

⑶ 野菜供給確保対策事業

（公財）東京都農林水産振興財団では、国、都および生産者の積立金から、野菜の市場価格が保証基準額を下回った際に、生産者に補給金を交付している。

区では、野菜の安定供給と農業経営の安定を図るため、市場出荷生産者の積立金の一部を助成している。26年度は、333,026円を助成した。

6 環境保全型農業の推進

⑴ 環境保全型農業推進資材購入助成事業

東京都特別栽培農産物認証制度認証農家、東京都エコファーマー認定農家および東京都エコ農産物認証制度認証農家が取り組む環境保全型農業を推進し、区内消費者に安心・安全な農産物を供給するため、推進資材の共同購入を支援している。26年度は、42軒の農家に対し、購入経費の一部を助成した。

⑵ 有機質肥料等購入助成事業

化学肥料をできるだけ使用しない有機農業を推進し、区内消費者に安心・安全な農産物を供給するため、有機質肥料等の共同購入を支援している。26年度は、「練馬の大地」を含む有機質肥料の購入農家86軒に対し、購入経費の一部を助成した。

7 生産緑地保全整備事業

生産緑地の保全と住環境との調和を図るため、土留・フェンスや農業用井戸等の整備を支援している。26年度は農家11軒、17か所の整備費用の一部を助成した。また、農家4軒に対し、コンポストシュレッダーの購入費用の一部を助成した。

●区民・消費者の練馬の農への理解を深める（農とふれあう機会の提供）

1 練馬大根育成事業

ほとんど生産されなくなっていた練馬大根の栽培を促進するとともに、地場農産物のブランド品としての販路開拓を図るため、練馬大根育成事業を実施している。平成26年度は、20軒の農家に栽培委託して13,993本を生産し、生大根・たくあん漬けの販売や収穫体験事業のほか、「第8回練馬大根引っこ抜き競技大会」を開催し、抜いた大根を学校給食に提供した。

さらに、区民、学校、保育園等による栽培を推進するため、種の無料配布を行っている。

また、練馬大根の伝来種を保存、継承していくため、区内農業者に練馬大根伝来種の保存を委託している。

2 ふれあい農業推進事業

区民が新鮮な農産物を自ら収穫するとともに、生産者とのふれあいを通して都市農業についての理解を深めてもらうことを目的として、野菜ウォークラリー、酪農体験、ふれあい農園等の事業を行っている。26年度は、野菜ウォークラリーに76組（203人）、酪農体験に94人の参加があった。ふれあい農園は、じゃがいも掘り9,642株、さつまいも掘り6,383株、野菜セット76セットの収穫体験を行った。

3 大泉橋戸公園水田事業

地域住民の都市農業への理解を深めることを目的として、23年度に整備した区立大泉橋戸公園内の水田（230㎡）で、地域団体や小学校等と協同で稲作を実施している。

4 果樹を活用した体験学習事業

剪定、摘果等の果樹の手入れ方法を学び、農とのふれあいや収穫の喜びを味わうことを目的に、年間を通じて家族等で柿の木の剪定から収穫までといった一連の作業を体験学習する事業を行っている。

5 農の魅力を発見できる情報の発信

⑴ ねりまの農業紹介冊子

練馬大根、キャベツなど練馬の特産農産物や、農業体

験農園を始め身近に農とふれあうことのできる場やイベントなど、練馬の農業の魅力を紹介する冊子「ねりまの農業」を24年度に改定して、区立施設等で配布している。

⑵　農産物直売所マップ

地域で生産された農産物を地域で消費する「地産地消」を推進するとともに、「農」を中心としたまち歩き観光の一助とするため、区内の直売所や観光スポットを掲載した「練馬区農産物直売所マップ～「農」を身近に感じるまち歩きガイド～」を隔年で作成し、区立施設等で配布している。

⑶　ブルーベリー観光農園紹介冊子

ブルーベリー観光農園の開園について、区は17年度から支援しており、26年度は30園が開園した。この観光農園を区民に広く周知することにより観光・交流型農業を推進するため、観光農園の紹介冊子を16,000部作成し、区立施設等で配布した。

6　区民農園

区民が土に親しみながら、収穫の喜びを味わえるように、区が土地所有者から宅地化農地を借用し、区民農園を開設している。27年3月現在、21園、1,716区画を開設している。

7　市民農園

健康でゆとりある区民生活に資するとともに、良好な都市環境の形成と農地の保全を図ることを目的として、区が土地所有者から生産緑地を借用し、市民農園を開設している。27年3月現在、5園、237区画を開設している。

8　農業体験農園

農業体験農園は、区が開設し管理する区民農園・市民農園とは異なり、農家が自ら開設し、経営・管理する農園で、区は園主に対し助言等を行うほか、施設整備費・管理運営費の一部を助成している。

利用者は、入園料・野菜収穫代金を支払い、園主の指導のもと、年間20種類以上の野菜の種まきから収穫までを体験することができる。

8年4月に「緑と農の体験塾」が誕生し、27年3月現在、17園、1,845区画が利用されている。

区民農園一覧　　平成27年3月31日現在

名　　称	区　画　数
豊玉南三丁目第二	46
中村南一丁目	90
向山四丁目	98
高野台三丁目	59
春日町二丁目	38
高松一丁目	30
高松三丁目	38
田柄一丁目	235
田柄二丁目	45
石神井町六丁目	16
上石神井二丁目	133
上石神井南町	40
下石神井六丁目	73
関町南三丁目	171
関町南三丁目第二	83
東大泉二丁目	92
東大泉六丁目	33
西大泉二丁目	163
南大泉やまぶし	49
大泉学園町一丁目	38
大泉学園町四丁目	146
計　21　園	1,716

注：1区画の面積は、おおむね15㎡である。

市民農園一覧　　平成27年3月31日現在

名　　称	区　画　数
旭町	44
谷原東	56
谷原西	49
南大泉	48
西大泉	40
計　5　園	237

注：1区画の面積は、おおむね30㎡である。

農業体験農園一覧　　平成27年3月31日現在

名　　称	区　画　数
緑と農の体験塾	153
大泉風のがっこう	137
田柄すずしろ農園	118
イガさんの畑	122
学田体験農園	74
農学校「石泉愛らんど」	160
農業体験農園「緑の散歩道」	135
農業体験農園「どろんこ・わぁるど」	119
農業体験農園「井頭体験農園」	113
農業体験農園「百匁の里」	101
農業体験農園「楽農くらぶ」	82
農業体験農園「南大泉やさい村」	100
農業体験農園「農の詩」	82
農業体験農園「旬感倶楽部」	101
あーばんあぐりぱーく石神井台	88
関町グリーンガーデン	109
農業体験農園「百匁の里第二」	51
計　17　園	1,845

注：1区画の面積は、おおむね30㎡である。

(6) 魅力的な商店街づくりを進める

●魅力的な商店街づくりを進めるための支援

平成20年度に113商店会（会員数5,195人）あった区内商店会数は、25年度は、107商店会（会員数4,423人）に減少している。

また、区内には、200店舗を超える空き店舗がある。

消費者ニーズの多様化、後継者不足、大型小売店・コンビニの進出など社会状況の変化により、商店街を取り巻く環境は厳しい状況となっている。

商店街は、買い物の場であると同時に、地域コミュニティの核として、人々が集い、憩い、語り合える、区民にとって魅力ある場所になることが必要である。区は、商店経営者が、消費者の多様な要望に応えるために取り組む商店街の環境整備事業やその他の各種事業に対し、支援を行っている。

1 商店街活性化事業への支援

⑴ 商店街イベント等への支援

商店会が商業活動の活性化や近隣住民との交流等を目的に開催する各種イベントおよび売出しに対して支援を行っている。26年度は、57商店会による146事業に対して補助を行った。

この他に、5商店会で7事業を実施した商店街空き店舗活用産直販売イベントに対しても補助を行った。

⑵ 商店街活性化事業への支援

商店会がまちのにぎわいづくりのために実施する施設整備事業や工夫をこらした販売促進事業等に対して支援を行っている。26年度は、街路灯のLEDランプへの取替事業・商店街マップ作成事業・街路灯フラッグ作成事業等、8商店会に10事業の補助を行った。

⑶ 商店街空き店舗利用の促進

商店街にある空き店舗の解消を図り、商業集積地である商店街のにぎわいをもたらすため、新規起業者や商店街に不足する業種などの出店者に対する支援を行っている。26年度は、13事業者に対して補助を行った。

また、商店街全体を活性化し、魅力的で個性ある商店街をつくることを目的として、商店街などが空き店舗を活用して実施する事業に対して助成を行っている。26年度は、2商店会に2事業の補助を行った。

2 商店街環境整備への支援

⑴ 商店街装飾灯等への助成

買い物の場であり、地域のふれあいの場でもある商店街の魅力を高めるだけでなく、商店街通行者や地域の安全安心な環境整備に寄与している商店街の装飾街路灯について、その良好な維持管理のために商店会が行う修繕および塗装経費への助成を行っている。また、装飾灯等の維持費（電気代等）についても助成を行っている。

26年度の助成の状況は、つぎのとおりである。

商店街共同施設設置等事業助成状況 平成26年度

助成内容	商店会数	基　数
装飾灯修繕費	1	38
装飾灯塗装	1	22
放送設備修繕費	0	0
装飾灯・アーチ維持管理費	78	3,071

⑵ 大規模小売店舗等の出店に伴う生活環境の保持

区では、大規模小売店舗（店舗面積1,000㎡超）の出店に対しては「大規模小売店舗立地法」に基づき、中規模小売店舗（店舗面積500㎡超1,000㎡以下）の出店に対しては「練馬区中規模小売店舗の立地調整に関する条例」（13年6月1日施行）を制定して生活環境の保持を図っている。

26年度は、大規模小売店舗については新設1店舗、変更8店舗、中規模小売店舗については新設3店舗の調整を行った。

また、「練馬区まちづくり条例」（18年4月1日施行）に基づき、小売店舗を含む一定規模以上の集客施設に対し、基準を定め指導している。26年度に届出を受けた集客施設は7施設であった。

3 商店街組織強化への支援

⑴ 商店街振興組合への支援

商店会活動の基盤を強化するため、商店街振興組合の設立や事業運営に対して支援を行っている。26年度は、10組合に対し、運営経費の補助を行った。

⑵ 商店街連合会等への支援

商店会事業活動の充実と区内商業の振興発展を図るため、練馬区商店街連合会および練馬区商店街振興組合連合会が行う事業を支援している。

ア 商業まつりへの支援

練馬区商店街連合会が、区内全商店会（練馬区商店街連合会非加入商店会を含む。）に参加を呼びかけ実施する商業まつりに対して支援を行っている。

この事業は、中元と歳末の時期に設定した統一売出し期間中に、区内商店街で買い物をした方を対象に、抽選で景品を進呈するというもので、その景品の1つとして、26年度は、練馬文化センターで行われた「伍代夏子コンサート」（9月29日）、「福田こうへいコンサート」（2月4日）にそれぞれ3,000人の買い物客を招待した。

イ 団体ニュース発行への支援

練馬区商店街連合会が発行する「区商連ニュース」に対して支援を行っている。26年度は4回、計16,500部発行した。

(7) まち歩き観光を推進する

●観光事業の推進

1 観光協会の設立

にぎわいの創出による地域経済の活性化と、愛着と誇りの持てるまちづくりを目指して、区民、事業者とともに

観光振興に取り組むこととし、その指針および具体的事業案として平成15年3月に「練馬区観光ビジョン」、17年3月に「練馬区観光事業プラン」を策定した。観光関連事業に取り組むための推進組織として、18年4月に「練馬区観光協会」が設立され、21年4月に一般社団法人となった。

2 観光協会への支援

練馬区観光協会による観光事業実施を支援するため、事業費および運営費の補助を行っている。

練馬区観光協会が26年度に実施した主な事業は、まち歩き観光ガイド事業、区内観光マップの制作、ねりコレ（練馬区にちなんだ商品）事業、区の公式アニメキャラクター「ねり丸」のグッズ制作・販売などである。

また、練馬駅地下1階で運営を行っていた練馬区観光案内所を、26年4月に、練馬駅北口 Coconeri（ココネリ）内に移転し、産業・観光情報コーナーとして新しく開設した。

同コーナーでは、区内の観光スポットやイベントの案内を始め、パンフレットや書籍による情報発信、ねり丸グッズやねりコレ商品などの販売を行っている。

3 駅前観光案内板の維持管理

区民や鉄道利用者、観光客の利便性を高め、まち歩き観光を推進するため、区内の鉄道駅に整備した観光案内板を維持管理している。26年度には、石神井公園駅への設置を行い、全20基となった。デザインには、多くの人々に親しまれる区ゆかりのアニメキャラクターを活用している。

●練馬まつり・照姫まつりの実施・地区祭の支援

1 練馬まつり・照姫まつり補助事業

地域の交流とにぎわいの創出のため、区の２大まつりである練馬まつり・照姫まつりを実施した。

⑴ 第37回 練馬まつり

平成26年度は、練馬総合運動場からとしまえんに会場を移し、装いも新たに実施した。

①主 催 練馬まつり推進協議会
②開催日 平成26年10月19日（日）
③会 場 としまえん
④内 容 ステージ、各種出店・展示、子ども体験コーナー
⑤来場者 33,000人
⑥その他 ねりま・エコスタイルフェア（としまえん）、健康フェスティバル（としまえん）、練馬アニメカーニバル（練馬駅北口周辺（10月18日、19日の2日間））も同時開催

⑵ 第27回 照姫まつり

①主 催 照姫まつり推進協議会
②開催日 26年4月27日（日）
③会 場 都立石神井公園およびその周辺
④内 容 照姫行列・出陣式・帰還式、野外ステージ、出店・展示
⑤来場者 12万8千人

2 地区祭補助事業

青少年育成地区委員会、町会および自治会等地域の諸団体を母体として組織された地区祭実行委員会に対して補助を行っている。

① 開催時期 26年7月から27年1月
② 会 場 16地区29会場
③ 参加者数 81,412人

3 文化芸術・生涯学習、スポーツ活動を活発にする

(1) 区民の文化芸術・生涯学習活動を支援する

●文化芸術・生涯学習施策の推進

生涯学習の推進と文化芸術の振興を図るため、練馬区生涯学習推進計画（計画期間：平成23～26年度）および練馬区文化芸術振興計画（計画期間：平成23～26年度）を、平成23年3月に策定し、様々な充実のための取組を進めてきた。

24年度に生涯学習施策と文化芸術施策を総合的に推進するため、生涯学習施策を教育委員会から区長部局へ一元化する組織改正を行った。

27年3月には、今後の区政運営の羅新盤である「みどりの風吹くまちビジョン～新しい成熟都市・練馬をめざして～」（以下「ビジョン」という。）が策定された。ビジョンで目指す「新しい成熟都市・練馬」の実現に向け、生涯学習および文化芸術分野の分野別計画である（仮称）練馬区学びと文化の推進プラン素案を26年度に策定した。

今後、区民意見反映制度を踏まえ、27年度に計画を策定する予定である。

●美術展示事業

身近な場所で芸術鑑賞ができるように公共施設での絵画展示と野外彫刻の設置を行っている。

絵画展示事業は、練馬区美術家協会の協力により昭和51年から区内の公共施設に絵画を展示し、隔年で展示替えを行っている。平成27年3月31日現在、区内32施設で74作品を展示している。

野外彫刻事業は、区内の公共施設や公園などに彫刻作品を設置するもので、昭和58年から行われている。平成5年に、区内在住の長尾幸作氏の寄付を基に練馬区芸術作品設置基金が設立され、これを財源として設置された7作品を含め、41作品が各所に設置されている。

●文化芸術振興支援事業

幅広い世代に身近な音楽鑑賞の機会を提供するため、大泉学園ホールで年6回「ワンコイン・コンサート」を実施した。平成26年度は、音楽にダンスやパフォーマンスを交えたコンサート等、親子で入場ができるなど多様なプログラムを提供した。

●練馬区文化振興協会

練馬区文化振興協会は、区民文化の向上および振興のための事業を行い、区民の自主的な文化活動の促進を図り、豊かな区民文化の創造に寄与することを目的として、区の全額出資により、昭和57年9月に財団法人として設立された。平成24年4月には、公益財団法人へ移行している。

協会は、練馬文化センターおよび大泉学園ホールで実施する文化芸術の鑑賞機会の提供に加え、区民に身近な場所でのコンサートの実施、区民参加・学習型事業の実施など様々な事業を実施している。

27年度からは、前年度からの石神井公園ふるさと文化館に加えて、練馬区立美術館の指定管理者となり、区の文化振興を担う団体として、さらに幅広い分野での事業展開に努めている。

事業内容はつぎのとおりである。

1 区民文化の向上および振興のための事業

(1) 舞台鑑賞事業（27事業）

優れた音楽・古典芸能などを身近な場所で鑑賞する機会を提供した。

(2) 地域活動事業（44事業）

区役所本庁舎アトリウムにおいて、毎月1回「アトリウムミニステージ」を実施したほか、「まちなかコンサート」の実施、練馬まつりや小竹の森音楽祭等の地域イベントや障害者施設・高齢者施設等に演奏家を派遣・あっせんした。また、小学校8校へ狂言師を派遣し、狂言ワークショップ（体験教室）を行った。

(3) 練馬文化センター友の会事業

会員数1,344人（26年度末現在）

2 区民の自主的な文化活動の促進に関する事業

(1) 区民参加・学習型事業（6事業）

「レクチャーコンサート」などの学習型事業や小・中学生参加型ミュージカル、青少年を中心とした「ねりま若者文化祭ライブパフォーマンス2015」、大人も参加できるタップダンスワークショップなど区民参加事業を実施した。

(2) 人材育成活用事業

① 第29回新人演奏会（声楽・木管・弦）の実施

② 練馬区演奏家協会事業

区にゆかりのある演奏家等により18年3月に設立された練馬区演奏家協会会員によるコンサートの開催や、区内イベントへの演奏家のあっせんなど、プロの演奏家が活動する場の充実を図った。

(3) 連携支援事業

① 文化活動支援補助事業

区民の自主的な文化芸術活動を支援するため、練馬文化センター、大泉学園ホールを拠点とする登録文化団体等に対し施設使用料の補助を行った。

② 練馬交響楽団の活動支援

定期演奏会等の支援とともに、協会の行う演奏家派遣等地域活動事業への積極的な協力を得た。

③ 舞台芸術支援事業（5事業）

練馬文化センター、大泉学園ホールを使用する良質な舞台公演への支援協力を行った。

④ 区内三大学連携事業（5事業）

区内の三大学と連携し、それぞれの専門性を活かした事業を実施した。武蔵野音楽大学とはコン

サート、日本大学芸術学部とは映画会での連携等、武蔵大学とは、指定管理者として管理する石神井ふるさと文化館において、特別展（「型紙の美」）の共催等を行った。

⑷　文化芸術情報発信事業

区内を中心として文化芸術活動を行っている団体等を協会の登録文化団体とし、各団体の活動情報を協会ホームページを通して発信した。

●練馬文化センター

練馬文化センターは、区民に広範な文化的交流の場を提供し、区民の自主的な文化活動の展開によって区の文化の高揚を図るため昭和58年4月に開館し、平成18年4月からは、大泉学園ホールとともに、指定管理者が施設管理を行っている。

練馬文化センターの利用状況　　平成26年度

区分＼施設名		大ホール	小ホール	ギャラリー	リハーサル室	集会室	計
入場者数（人）		269,970	129,862	6,932	56,198	16,090	479,052
利用件数（件）		687	730	129	2,351	1,023	4,920
利用率（％）		73.1	78.5	39.2	77.8	51.2	68.2
主催者別利用件数		件	件	件	件	件	件
	官公署・教育機関	152	129	3	203	28	515
	登録文化団体	7	6	0	148	33	194
	一般団体	415	476	118	1,575	884	3,468
	文化振興協会	55	80	7	298	32	472
	練馬区	58	39	1	127	46	271

注：「利用件数」は、午前・午後・夜間の各区分を1件とする。ただし、ギャラリーについては、1日を1件とする。
「利用率」は、利用件数を利用可能件数で除したものである。

●大泉学園ホール（大泉学園ゆめりあホール）

区民に文化的交流の場を提供し、区民文化の創造と発展に寄与することを目的として、平成14年2月に開館した。施設は大泉学園駅北口再開発ビル〔ゆめりあ1〕内にあり、5～6階部分に176席のホール、7階部分に展示ギャラリー（ゆめりあギャラリー）がある。練馬文化センターの姉妹館として位置づけられ、ホールの利用率は高い。

大泉学園ホールの利用状況　　平成26年度

区分＼施設名		ホール	ギャラリー	計
入場者数（人）		48,784	8,297	57,081
利用件数（件）		895	147	1,042
利用率（%）		90.4	43.3	78.4
主催者別利用件数		件	件	件
	官公署・教育機関	54	7	61
	登録文化団体	9	0	9
	一般団体	795	140	935
	文化振興協会	32	0	32
	練馬区	5	0	5

注：「利用件数」は、ホールについては午前・午後・夜間の区分を1件とし、ギャラリーについては1日を1件とする。
「利用率」は、利用件数を利用可能件数で除したものである。

●美術館

練馬区立美術館は、区民の美術に関する知識および教養の向上を図り、区民文化の発展に寄与することを目的に、昭和60年10月に開館した。

美術館の事業運営についての幅広い意見を反映させる場として、美術館運営協議会を設置している。この協議会は、美術に関する学識経験者、美術作家および学校教育関係者等で構成され、美術館の運営方針や事業計画を中心に協議を行っている。

1 展示事業

⑴ 企画展

美術に関する調査に基づき自主企画の展覧会を平成26年度は4回開催した。

⑵ コレクション展

企画展以外に美術館の収蔵作品からテーマを決めて特集展示している。

26年度は、1回の展覧会を開催した。

⑶ 地域に根差した展覧会

区内在住の美術家協会会員の作品を紹介するため、毎年「練馬区美術家協会展」を開催している。26年度の出品点数は59点であった。

「練馬区民美術展」は区民の日頃の創作活動を発表する場として開催するもので、26年度は250点の出品があった。

⑷ 展示室等の貸出し

区民などの創作発表の場として一般展示室を開放し、企画展示室についても美術館の主催事業に支障のない期間（26年度は12月）に貸出しをしている。また、サークルの創作活動のために創作室の貸出しも行っている。

企画展　　平成26年度

展覧会名	会期	内容	観覧者数
没後五〇年　松林桂月展－水墨を極め、画中に詠うー	4/13～6/8 49日間	日本画家、松林桂月（1876～1963）は明治・大正・昭和の三つの時代を生き、数々の名作を残した近代を代表する日本画家である。桂月が世を去って50年、この半世紀の間に開催された大規模な展覧会は、桂月の没後間もなく門人たちによって開催された遺作展と、1983年に山口県立美術館で開催された「松林桂月－その墨と色彩の妙－」展のみで、近年にはその芸術を通覧できる機会はほとんどない。そのため、桂月の名も、画も、一部の美術愛好家だけが知るところとなりつつあることが惜しまれるところであった。本展は、30年ぶりとなる回顧展として、初公開を含む大作、名作で、詩書画の全てに優れた才能を示し、近代にあって水墨画の表現を極めた、桂月の豊かな芸術世界を紹介した。	人 8,985
N+N展2014 「油絵の魅力－うつくしいいろ・かたち・マティエール－世代を超えて伝わるもの」	7/3～7/13 10日間	6回目を迎える、日本大学芸術学部美術学科と美術館との共同企画展。今回は、卒業生や教員を含み、現代洋画壇で活躍する油彩画の作家、20余名による展覧会。各作家は、近作及び初期作品を併せて出品し、これらを並べて展示することで「日藝絵画」に世代を超えて伝わる基軸を視覚的に浮かび上がらせようとする試みとなった。	1,968
あしたのジョー、の時代展	7/20～9/21 55日間	練馬区在住の高森朝雄とちばてつやによるボクシング漫画「あしたのジョー」をキーワードに、この漫画が連載された1967年から73年の芸術文化を紹介する展覧会を開催した。本展では、「あしたのジョー」の作品世界をちばてつやによる原画やジオラマ、アニメ関連資料、キャラクターグッズから構成。また「あしたのジョー」と時代の空気を共有するパフォーマンスを紹介したほか、当時「あしたのジョー」の読者であった漫画家やデザイナーによるオマージュ作品や連載終了後から長く発行を続けた同人誌を展示するなど、「あしたのジョー」の今日への影響を探った。	14,014
見つめて、シェイクスピア！展－美しき装丁本と目で見る愛の世界－	9/28～11/30 55日間	2014年は、16世紀イギリス（イングランド）を代表する劇作家で詩人、ウィリアム・シェイクスピア（William Shakespeare,1564-1616）の生誕450年にあたることから、シェイクスピアをテーマに展覧会を開催した。本展には、大きく分けて2つの主役が存在したが、そのひとつは約90点にのぼる個性豊かな皮革装丁本で、世界中の装丁家たちによって、シェイクスピアの作品から得たイマジネーションに基づき、装丁が施されている。もうひとつの主役は、シェイクスピアの作品に主題を得た絵画作品や挿絵本の数々である。フランス・ロマン主義の旗手、ウジェーヌ・ドラクロワによる版画《ハムレット》やエコール・ド・パリの画家、マルク・シャガールの版画による挿絵本《テンペスト》、またイギリスの挿絵画家アーサー・ラッカムやアーツ・アンド・クラフツのメンバーでもあったウォルター・クレインによる美しい挿絵本などを紹介した。	7,085

2 教育普及事業

展覧会関連講座を始め、各種講座やワークショップを実施している。また、「スクールプログラム」による団体鑑賞や職場体験等の受入れ、小・中学校の教員を対象に学芸員による作品解説を行うティーチャーズデイの実施、鑑賞学習教材の貸出しなど、学校との連携を深めている。

講座開設状況 平成26年度

講座名			回数(回)	受講人数(人)
美術館事業	展覧会関連事業	講演会・シンポジウム	5	345
		ワークショップ・講座	12	124
		ギャラリートーク	11	561
		コンサート・ライブパフォーマンス	6	644
		子ども向け鑑賞プログラム	8	81
	美術講座		5	231
	美術館を楽しむワークショップ		10	111
	その他		4	149
学校事業	スクールプログラム	団体鑑賞	15	458
		施設見学	5	92
		職場体験	12	40
		出張プログラム	7	391
	ティーチャーズデイ		5	58
	その他		4	25
	合計		109	3,310

3 資料収集事業

区にゆかりのある優れた作品の収集を行うとともに、幅広い視野から近・現代の優れた美術作品を系統的に収集している。25年度資料収集委員会が開催されなかったため26年度に2回収集委員会を開催し、購入作品1点、申出のあった寄贈・寄託作品および資料を決定した。26年度末の全所蔵数は6,702点である。

4 美術の森緑地展示事業

27年3月に美術館の前庭にあたる緑地をリニューアルし、動物彫刻等32体を野外展示している。美術館の野外展示の場として美術館と一体となった活用をしていく。

●学習情報の提供・相談活動の推進

区民の生涯学習活動を支援するため、毎年「学習・文化ガイドブック」および「スポーツガイドブック」を発行するとともに、平成14年2月から区ホームページに、「ねりまの生涯学習」を開設し、生涯学習の施設、事業計画・事業案内等、最新の情報を提供している。また、生涯学習の相談やアドバイスなども行っている。

●「練馬Ｅｎ（エン）カレッジ」の開講

各課で実施している人材育成事業を分野別専門講座として束ね、カリキュラムや募集窓口等を総合的に案内するとともに、分野別専門講座の受講者が利用できる「共通講座」、「フォローアップ講座」、練馬区の歴史・自然・文化や地域課題など区の概要を学び、それをきっかけとして各分野の人材育成事業への参加を促す「地域講座」を平成27年4月に開講する。

●生涯学習団体の育成

生涯学習団体は、芸術・文化、市民生活、社会教育、子育て、健康、福祉、レクリエーション、スポーツ等、様々な分野で自主的な学習・スポーツ活動を展開している。平成27年3月31日現在、1,613団体が、区に届出されている。

区では、これらの団体の求めに応じて指導・助言をするほか、団体の学習・スポーツ活動をより広く情報提供するため、届出名簿一覧表を閲覧できるようにしている。

●区民参加と交流の促進

子育て・子供の教育をテーマとした講座（子育て学習講座）や、子供たちがいろいろな遊びや体験・学習等を行う講座（ねりま遊遊スクール）の企画運営をPTA・生涯学習団体・NPO等に委託し実施することにより、区民参加と地域の教育力向上を図るとともに、地域における子供たちの居場所の一つとしている。

●学習の機会の充実

1 子育て学習講座

地域や家庭における子育てや子供の教育は、人格形成の上で、大変重要である。PTA等の地域で活動している団体に、子育てや子供の教育に関する様々な課題等を学習する場として企画・運営を委託し実施している。平成26年度は、47講座実施し、延べ1,315人が参加した。

2 父親育ち講座（ねりまイクメン講座）

父親が子育てや家事に積極的に関わることができるよう、育児や家事について学ぶ機会を提供するとともに、子供と父親・父親同士の交流を図ることを目的として、23年度から、地域で活動している団体に企画・運営を委託し実施している。26年度は、14講座実施し、延べ387人が参加した。

3 ねりま遊遊スクール（子どもの居場所づくり）

放課後や休日などに、学校や公共施設等を会場に、子供たちがいろいろな遊びや体験活動・学習の機会を得るための場として、地域で活動している団体に企画・運営を委託している。26年度は、427講座実施し、延べ13,423人が参加した。

4 ねりま遊遊スクール（子どもによる講座づくり）

中学生が自ら講座の企画運営に関わることで、その自主性を育むとともに、地域における小学生と中学生の交流を図るために、14年度から中学校の部活動等の団体に委託し、実施している。26年度は、27講座実施し、延べ674人が参加した。

5 すまいるねりま遊遊スクール

主に知的障害のある子供を対象に、居場所づくりおよび精神面での成長・発達を促すことを目的として、地域で活動している団体に企画・運営を委託している。26年度は、18講座実施し、延べ231人が参加した。

6 子供安全学習講座

子供が安全に、かつ安心して生活するために、子供自身が犯罪や災害などの危険から身を守る方法を学んだり、大人が子供の安全に関する知識を習得する講座である。

地域で活動している団体に企画・運営を委託している。26年度は、6講座実施し、延べ164人が参加した。

7 珠算コンクール

珠算の技術向上と発展を図るため、小・中学生を対象に、練馬区珠算教育連盟との共催で、年1回珠算コンクールを開催している。26年度は、144人が参加した。

8 人権学習

現代社会の様々な人権問題に関する学習を、生涯各期にわたり推進するため、人権講座を開催している。

① 青少年向け
- 子供のための人権人形劇（2回実施、121人が参加）
- 青少年のための人権学習講演と映画のつどい（150人が参加）

② 地域ふれあい講座（5回実施、62人が参加）

9 武蔵大学特別聴講生

武蔵大学に4月から翌年3月までの1年間、一般の学生と一緒に授業を聴講する特別聴講生を派遣している。

修了後、ボランティア活動を行う意思があることを条件に、聴講料の一部を区と武蔵大学で負担している。26年度は、34人の聴講生を派遣した。

●区民発出前講座

様々な趣味や特技を持つ区民・団体に、講座の企画内容を登録してもらい、地域の団体・サークルに講師として紹介している。平成13年6月に講座登録を開始し、27年3月31日現在で、89講座が登録されている。

●情報教育推進事業

情報機器や情報通信ネットワークが普及していく中で、情報を収集し正しく判断する能力や、自ら情報を発信していく能力の育成およびインターネットなどを悪用した犯罪等に対処できる情報能力を育成する。

1 中学生のためのニュース番組制作講座

中学生が実際にニュース番組の制作を体験することで、情報を発信するプロセスや仕組みを学んでいき、能動的に情報リテラシーを理解する能力を育成する。平成22年度から、日本大学芸術学部に運営を委託し実施している。26年度は、24人が参加した。

2 親子NIE講座

情報を読み取り、整理し発信する能力を育成するため、新聞活用学習（NIE）を22年度から実施している。26年度は、親子対象延べ62人が参加した。

●学校施設の地域開放推進

学校教育に支障のない範囲で、学校が地域の核として健全で豊かなコミュニティづくりの場となることを目指して、地域住民の学習・文化・レクリエーション・スポーツ活動の場として、学校施設を開放している。また、児童の健全育成を目的に区立小学校の校庭を遊び場・スポーツの場として開放している。施設開放は、当該校と地域の住民による学校応援団や学校開放運営委員会に学校開放事業の運営を委託しているほか、学校への事前申請に基づき、区民の一般利用に開放している。

1 校庭開放

平成27年3月31日現在、区立全小学校（65校）の校庭を、地域の子供たちの健全な遊び場、スポーツの場として開放している。26年度は、年間では全校で延べ1,139,911人の利用があった。内訳は、717,332人が個人利用、422,579人が少年スポーツ団体などの利用であった。

2 学校図書館開放

子供を主とした地域住民に対して、区立小学校図書館（室）を開放し、図書の貸出しと読書・学習の場を提供している。

27年3月31日現在、42校を開放し、蔵書数は267,607冊である。また、26年度は延べ183,472人の利用があり、51,148冊を貸し出した。

また、13年度から、区立図書館から離れた場所にある学校開放図書館に、区立図書館資料の検索ができる端末を設置し、26年度末時点では、5校で予約・貸出しを実施している。26年度は2,947冊の貸出しがあった。

3 教室開放

区立小学校の余裕教室を活用して整備した開放用施設を、地域住民の身近な学習・文化・レクリエーション活動の場として開放している。

27年3月31日現在、19校で45施設を開放している。26年度は2,957件、延べ58,387人の利用があった。

4 学校体育施設の開放

区民がスポーツ活動を身近に行える場として、区立学校体育施設（体育館・プール）の開放を行っている。これは区民の体力増進や、健康管理のために場を提供するだけでなく、スポーツを通じて、学校が地域の核として健全で豊かなコミュニティづくりの場となることを目指すものである。

26年度の学校体育館開放は、38校の小中学校で実施し、延べ224,054人が利用した。また、プール開放は9校の小学校（ただし夏休み期間中のみ）で、延べ4,246人が利用した。

5 学校施設の一般利用

学校応援団や学校開放運営委員会による施設開放のほか、区立の全小・中学校の学校施設を、学校教育に支障のない範囲で、学校への事前申請に基づき、区民の一般利用に提供している。

提供する施設は、校庭、屋内運動場、教室などのほか、中学校18校に設置ずみの第二屋内運動場（格技室）や開進第二中学校と大泉中学校に設置しているセミナーハウスがある。

●少年自然の家

少年自然の家は、恵まれた自然環境の中での集団宿泊生活を通じ、少年たちの創意と活力あふれる人間形成を図るとともに、区民の健全な余暇活動に役立てるため設置されている。

少年自然の家にはベルデ（スペイン語で「緑」という意味）という呼称が付いており、浅間山の麓にベルデ軽井沢、伊豆下田にベルデ下田、美ヶ原高原の麓にベルデ武石（たけし）、内房岩井海岸にベルデ岩井がある。

小・中学校の移動教室、中学校の臨海・林間学校に利用されているほか、夏・冬休みを中心に区内の少年団体や区民にも広く利用されている。

少年自然の家の利用状況　平成26年度

施設名	利用者数
	延べ　人
軽井沢少年自然の家（ベルデ軽井沢）	33,329
下田少年自然の家（ベルデ下田）	14,054
武石少年自然の家（ベルデ武石）	26,381
岩井少年自然の家（ベルデ岩井）	14,577
計	88,341

注：小・中学校の校外授業、少年団体や区民の総利用者数である。

●生涯学習センター

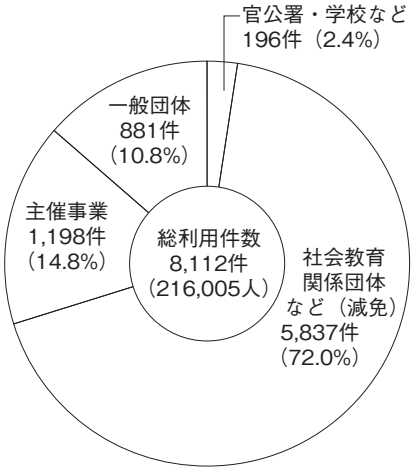
昭和28年に練馬公民館として開館以来、区の生涯学習の中心的施設として区民に親しまれてきたが、平成24年4月より教育委員会事務局から地域文化部文化・生涯学習課に所管が移行し、名称を「生涯学習センター」と変更した。

現在は、生涯学習の中核を担う施設として、練馬公民館で行っていた事業を継続しつつ、学習や文化芸術活動を支援している。また、他施設、他施策との連携による幅広い事業展開や文化芸術・生涯学習の総合的な情報の収集・提供機能の充実を図り、人づくり・地域づくりを総合的に推進している。

生涯学習センターの事業実施状況　平成26年度

事業名	実施状況
学びふれあい講座	13講座　延べ2,837人受講
寿大学	65歳以上対象
	2回　延べ3,308人受講
寿大学通信講座	60歳以上対象
	書道・俳句の2科目
	延べ6,678人受講
寿大学通信講座スクーリング	講師による直接指導
	5回　延べ174人受講
寿大学通信講座書き初め展	1回　書道178点・俳句160句出品
児童合唱団	毎週土曜日練習
	演奏会6回
視聴覚事業	名画鑑賞会　子ども映画会52回
	延べ7,292人入場
サークル文化祭	1回　1,955人入場
区民文化祭	1回　延べ11,833人参加
芸術鑑賞会	6回　延べ1,508人入場
公開講座	7講座（大学4校、高校1校）
	延べ707人受講
サポーターズ講座	料理講座16講座　一般講座8講座
	座・サポーターズ「練馬寄席」7公演
	延べ2,268人受講

生涯学習センターの利用状況　平成26年度



●生涯学習センター分館

平成26年4月、移転した総合教育センター跡施設として開館した。27年4月より、さまざまな地域の課題等について学んだ区民が、その成果を地域で活用できるよう支援する拠点として、「練馬 En（エン）カレッジ」事業（P.132 掲載）を開始したほか、ジュニア・オーケストラなどの各種事業を実施している。

1 ジュニア・オーケストラ

小学4年生から18歳までの少年少女を団員として、年40回程度練習を行い、学校演奏会と定期演奏会をそれぞれ年１回開催している。27年4月現在の団員は60人である。

2 弦楽体験教室

小学4年生から中学生で弦楽器の初心者を対象に、6月から9月にかけて、全9回で1コースの体験教室を開催した。26年度は18人が参加した。

3 区民囲碁大会、区民将棋大会

それぞれ年1回の開催であり、初心者から有段者まで老若男女を問わず楽しく腕を競っている。26年度の囲碁大会は96人、将棋大会は101人が参加した。

●石神井公園ふるさと文化館

区の伝統文化を生かし、新たな地域文化を創造するため、観光振興にも寄与する博物館機能を有する生涯学習施設として、平成22年3月28日に開館した。

また、隣接の区立池淵史跡公園内に茅葺屋根の民家「旧内田家住宅」（区指定文化財）を移築復元し、建物内部も公開している。さらに、26年4月1日に区立石神井松の風文化公園内（石神井台 1-33-44）に開設した石神井公園ふるさと文化館分室では、新たな文化芸術の拠点として様々な展示・催しを開催している。

館の展示案内や各種交流事業に区民サポーター 107名が携わり、区民と館を結ぶ役割を担う存在として活動している。26年度から（公益財団法人）練馬区文化振興協会が指定管理者となり、新たにジュニアサポーターなどの取組を行っている。26年度は、分室を含め延べ237,276人が来館した。

1 展示事業

⑴ 常設展

「江戸・東京の近郊のくらし」をテーマに、練馬区の歴史・民俗・伝統文化の特色を伝える展示を行っている。縄文時代の土器などの出土品から、練馬大根の関連資料、アニメーション資料などがあり、様々な資料を体験しながら楽しく学ぶことができるような展示構成としている。分室では、練馬区ゆかりの文化人に関する展示事業と作家・五味康祐氏が愛したオーディオの展示など、文芸と音楽・音響を柱とした事業を行っている。

⑵ 特別展

区の歴史などのほか幅広い視野からテーマを設定した特別展を26年度は2回開催した。（有料展）

特別展 平成26年度

展覧会名	会期	内容	観覧者数
特別展「型紙の美－武蔵大学蔵 朝田家型紙コレクション－幕末から明治の染の世界」	9/27～11/16 44日間	武蔵大学に寄贈された型紙や練馬区内の染めの技術に関する資料を武蔵大学との共催により展示した。	人 2,886
特別展「富士山 - 江戸・東京と練馬の富士」	1/24～3/15 44日間	江戸・東京、練馬の人々と富士山の関わりを、地誌や文献、浮世絵などの資料を展示した。	4,058

特別展関連講演会等 平成26年度

講演会名等	参加人数
講演会「型」と「粋」と「艶」の文化史 －江戸時代の小紋－	人 98
小紋染の伝統工芸士による実演と解説	35
ワークショップ「型彫り体験」	34
型彫りの実演と解説	36
銭湯絵の公開制作	122
講演会「東京の富士講について」	96
講演会「富士塚に登って、富士山に親しもう！」	91
講演会「冨嶽三十六景と富士山信仰」	100
見学会「国指定重要有形民俗文化財の二つの富士塚の見学会」	38
ワークショップ「いまさら聞けない登山の基本 富士登山のすすめ」	23

⑶ 企画展

収蔵資料からテーマを決めた企画展を26年度は分室を含め6回開催した。（無料展） 平成26年度

展覧会名	会期	内容	観覧者数
【分室】 企画展「松本零士展」	4/1～9/28 148日間	松本零士氏の生い立ちやアニメ創造の源となった身辺の品々を展示した。	人 23,613
収蔵品企画展「絵はがきの魅力－時代の『生き証人』－」	4/26～6/15 44日間	明治時代末期から昭和期の出来事や観光地の様子に関する館蔵の絵はがきを展示した。	3,072
収蔵品企画展「昔のくらし」	7/5～8/3 26日間	くらしや道具の移り変わりの分かる、なつかしい生活道具の数々を展示した。	2,868

展覧会名	会期	内容	観覧者数
			人
【分室】 企画展「絵本の森へようこそ－練馬区ゆかりの絵本作家・童画家・児童文学者たち－」	10/11～11/24 39日間	子どもたちが親しんできた練馬区にゆかりのある7人の絵本作家・童画家の作品を展示した。	5,812
【分室】 コレクション展「地図地図古地図－江戸の古地図を楽しむ」	12/2～2/11 57日間	五味康祐コレクションによる江戸時代の古地図などを展示した。	5,880
【分室】 企画展「うたに生きる－練馬区ゆかりの詩歌の世界」	2/21～3/29 32日間	短歌、俳句、詩、歌詞の分野から、練馬区住んだ31名の作家とその作品を展示した。	3,929

(4) 公募展

平成26年度

展覧会名	会期	内容	観覧者数
			人
第2回ねりま手工芸公募展 ＊ねりま手工芸公募実行委員会主催	8/30～9/7 8日間	区在住・在勤・在学のアマチュアの方を対象に募集した刺繍、和紙画、陶芸、染織、七宝、彫金等の手工芸作品52点を展示した。	1,201

(5) ギャラリー企画展

写真などテーマ別のギャラリー展示を26年度は2回開催した。

ギャラリー企画展

平成26年度

展覧会名	会期	内容
ギャラリー企画展「ホタルー生命の輝きー」写真展	6/19～7/31 37日間	練馬区内でも生息していたホタルの生態を、ゲンジボタルを中心とした30枚の写真パネルで紹介した。
ギャラリー企画展「昔写真展－水のある風景－」	8/6～8/31 23日間	当館で収蔵する練馬区内の池や川、橋の風景写真(昭和20～40年代中心)のパネル21枚を展示した。

(6) わがまち練馬情報コーナー1・2

隣接する都立石神井公園をはじめとした区内の自然・名所や、伝統工芸、ねりコレなどの産業情報、区民の創作作品を展示、紹介している。

2 教育普及事業

区の歴史・民俗・伝統文化等に関する講座、旧内田家住宅を活用した季節体験事業、親子でのふれあいを楽しめる催しなどを実施している。分室では、貴重なオーディオを用いて、レコードコンサートや区内音楽大学と連携したサロンコンサートや文芸に親しむイベントを開催している。また、幼稚園、保育園、学校の団体見学や職場体験等の受け入れ、学校等への講師派遣や大学の実習生受入れ等も行っている。

講座等開設状況

平成26年度

事業名等		回数	参加人数
ふるさと文化講座		7回	599人
季節体験事業（端午の節句、七夕、十五夜等）		12回	
ふれあい土曜事業		51回	1,749人
【分室】レコードコンサート		9回	310人
【分室】 講座「和」を学ぶシリーズ		10回	296人
【分室】 オーディオ音出しメンテナンスに伴う一般試聴		96回	2,030人
【分室】サロンコンサート		5回	768人
その他主催事業（夏休みイベント、ふるさと探訪等）			2,618人
【分室】その他主催事業（古本交換会、ワークショップ等）			2,535人
学校等団体見学	小・中学校・大学	92校	6,759人
	幼稚園・保育園	9園	302人
職場体験		8件	30人
講師派遣		17件	（対象）527人
実習生受け入れ		7件	8人

3 資料収集事業

区の伝統文化にかかわる資料を幅広く系統的に収集している。26年度は新規受入れ資料が188点あり、分室を含めた全所蔵数は資料･図書を合わせて53,406点になった。

4 施設貸出し

区民の文化活動の練習・発表の場として、多目的会議室、企画展示室、ギャラリー、展示用ボックス等の貸出しを行っている。

施設利用状況

平成26年度

施設	貸出数（延べ）
多目的会議室	247件
会議室（1・2）	136件
企画展示室	55日
ギャラリー	61日
展示用ボックス	248月

5 石神井公園ふるさと文化館運営懇談会

館の運営や事業内容等について区民および識者等の意見を反映させるために「練馬区立石神井公園ふるさと文化館運営懇談会」を設置している。26年度は1回開催した。

(2) 読書活動を支援する

●図書館

区立図書館は、地域の情報拠点として、生涯学習や暮らしに役立つ図書館資料の貸出しを始め、おはなし会やよみきかせなどの各種サービスを実施している。資料の

収集・提供を充実するとともに、ビジネス、子育て、住民活動など、人々の生活や仕事の上で必要な資料や情報を提供するなどの支援を行っている。

また、これまでの貸出しやリクエストサービスに加えて、利用者が求めている資料を的確に探し出し、調査や学習を手助けするためのレファレンスサービスを重要なサービスとして位置づけ、その充実を図っている。

さらに区は、急速に進む情報化社会の中で、図書館が求められる多様なニーズや直面する課題を検討し、「練馬区立図書館ビジョン　～これからの図書館サービスのあり方～」を平成25年6月に策定した。これにより、図書館運営の基本理念を「情報拠点として　区民に役立ち頼りにされ　愛される図書館」とし、情報発信拠点機能の充実、学校および子育て家庭などへの支援、図書館の資料や人材の活用、区民や地域との協働を、これからの図書館サービスの方向性として定め、サービスの充実を図っていく。

1 施設の充実

図書館利用者の利便性の向上を図るため、図書館資料受取窓口（高野台・豊玉・石神井公園駅）の4か所目として、大泉学園駅受取窓口（東大泉1-28-1リズモ大泉学園４階）を27年5月に開設した。

受取窓口では、予約した練馬区立図書館資料の受取と返却および利用登録ができる。

また、豊玉・石神井公園駅・大泉学園駅受取窓口では、資料検索機で所蔵資料の検索・予約ができる。

そのほか、区立小学校の開放図書館5校に区立図書館の資料を検索できるパソコンを設置している。

2 利用の促進

東京都公立図書館調査（25年度実績）によれば、個人貸出点数および予約点数は、ともに23区中第1位となっている。とりわけ図書館ホームページによる予約サービスを利用した予約が増加している。

図書館では、大人向けの朗読会や福祉施設への出張おはなし会、外部講師を招いての生活や趣味の講座・講演会、地域に関連した事業や区民参加型のイベントなど、区民の生活に密着した魅力ある事業を全館で実施し、区民の読書活動に繋げている。また、映画を通して社会問題を考える場を提供する映画会や、図書館により親しみを感じてもらえるよう、普段は入れない書庫などを実際に見てもらう図書館ツアーや見学会も行い、図書館への理解を深めてもらえるよう努めている。

そのほか、幅広い資料の収集を積極的に行い、季節の話題や時事問題など、新鮮なテーマの資料を展示し、新しい興味の発見ができる場を提供している。

3 子供の読書活動の推進

図書館では、26年3月に「練馬区子ども読書活動推進計画（第二次）（改訂版）」を策定し、区の子供たちが読書の楽しさや素晴らしさを知り、たくさんの本と出会えるように、区を挙げて様々な取組を進めている。

こうした取組を通して、読書意欲を喚起し、読書環境を整備することで、子供の読書活動が充実するように支援を行っている。

図書館では、絵本や紙芝居、図鑑や読み物などを豊富に所蔵した児童コーナーを設置しており、児童向けのおはなし会、おたのしみ会などの多彩な催しを行っている。中高校生向けとしては、青少年コーナーを全館に設置し、読書活動の推進と居場所の提供に取り組んでいる。

また、親子のふれあいと、本への親しみを深める活動として、（保健相談所で行う4か月児健診時に案内し）図書館で保護者に絵本等を手渡すブックスタート事業への取組（26年度4,874セットを配布）や、児童に無償で図書の貸出し等を行っている地域文庫等への本の助成（16団体805冊）、会場に用意した様々な本の中からクイズの答えを見つけ出す参加型イベント「本の探検ラリー」事業を実施している。

子供たちの読書活動を推進していくため、学校への団体貸出しや調べ学習用資料の貸出し、ブックトーク、学校等の教職員を対象とした読書活動の講習会などの支援を実施している。大泉図書館、貫井図書館、稲荷山図書館、小竹図書館、南大泉図書館、春日町図書館および南田中図書館では、学校支援モデル事業を実施している。この事業では、60校の学校図書館に学校図書館支援員を配置し、各校の学校図書館運営計画に基づき、調べ学習の支援や学校図書館資料の選定に対する助言・整理の一層の充実などを行っている。また、ブックスタート事業や本の探検ラリーでのボランティア団体との協働や、おはなし会等の事業に参加するボランティアへの講習会を実施し、活動の担い手を育成している。

4 障害のある方へのサービス

図書館は、誰もが利用できる施設として、身体に障害のある方や病気等で外出が困難な方へのサービスの向上や施設の整備を進めている。図書館では、ボランティアの協力を得て墨字図書（文字で書かれた本）を点訳・音訳して点字資料や録音資料を製作（26年度81点）するとともに、音訳ボランティアの養成講習会等も開催している。

また乳幼児や障害児向けに布の絵本を製作し（26年度50点、所蔵数1,124点）、それらの製作の講習会も開催している。視覚障害者に対しては、ボランティアが本や雑誌などを音読する対面朗読サービスを行い、延べ1,977時間が利用されている。

点字資料・録音資料は、全国の図書館などと連携して相互貸借を行い利用者に郵送貸出しサービスを行っている。18年1月からは、外出が困難な障害者等（区民）に図書館資料の郵送サービスを行っている。

5 情報化への対応

現在、図書館は、全12館および受取窓口等をネットワークで結び、資料の提供を行っている。

情報機器を使用したサービスとして、①図書館ホームページおよび館内に設置した資料検索機による資料の検索・予約や貸出し・予約情報の確認サービス、②図書館情報ボックス（電話による自動音声システム）による貸出し・予約情報の確認サービス、③Eメール・図書館情報ボックスによる予約資料確保・延滞資料の連絡、④インターネット閲覧用パソコンの全館への設置、を実施している。

図書館ホームページには、子供の読書活動推進の一環として、子供向け・青少年向け・区立小中学校学習支援のページを開設している。なお、25年1月に図書館システムの更新を行い、資料予約機能等の改善を図った。

また、貸出手続の待ち時間短縮を図るための自動貸出機と、資料の紛失を防止し資料の適正な管理を図るための貸出手続確認装置を全館に設置している。

図書館の所蔵資料　　平成27年3月31日現在

種別	館名	光が丘	練馬	石神井	平和台	大泉	関町	貫井	稲荷山	小竹	南大泉	南大泉分室	春日町	南田中	合　計
図書資料	一般書（冊）	206,094	104,072	155,790	79,714	149,330	74,822	86,955	56,442	53,563	45,974	1,904	75,614	61,482	1,151,756
	青少年向け（冊）	15,488	2,278	6,310	3,062	9,071	3,403	5,047	3,529	3,570	8,308	0	10,654	6,067	76,787
	児童書（冊）	88,295	38,126	43,257	34,177	59,731	36,300	41,869	23,799	25,443	16,281	20,378	25,220	34,893	487,769
	その他図書（冊）	1,299	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,299
	合計（冊）	311,176	144,476	205,357	116,953	218,132	114,525	133,871	83,770	82,576	70,563	22,282	111,488	102,442	1,717,611
雑誌（冊）		16,049	4,913	3,963	3,984	3,712	3,727	4,208	3,228	2,672	2,044	234	2,952	2,462	54,148
視聴覚資料	CD（組）	18,359	10,479	7,168	6,662	7,801	5,905	8,114	4,626	7,318	4,936	-	9,365	5,360	96,093
	カセットテープ（組）	169	209	196	451	238	64	467	114	110	-	-	72	-	2,090
	レコード（組）	370	21	1	768	47	237	8	-	-	-	-	-	-	1,452
	公共ビデオ（組）	173	102	102	45	95	107	154	98	117	-	-	94	61	1,148
	一般ビデオ（組）	668	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	668
	その他視聴覚資料（組）	129	38	41	39	38	39	38	39	39	38	0	37	35	550
	合計（組）	19,868	10,849	7,508	7,965	8,219	6,352	8,781	4,877	7,584	4,974	0	9,568	5,456	102,001
視覚障害者用資料	点字図書（冊）	1,034	1,172	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,206
	視覚障害者用録音図書（組）	3,705	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,705
	点字雑誌（組）	491	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	491
	視覚障害者用録音雑誌（組）	947	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	947
	視覚障害者用CD（組）	200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	200
昆虫標本（点）		-	-	-	-	-	-	-	3,261	-	-	-	-	-	3,261
マイクロフィルム（点）		1,772	-	-	1,368	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,140

図書館の利用状況等　　平成26年度

種別	館名	光が丘	練馬	石神井	平和台	大泉	関町	貫井	稲荷山	小竹	南大泉	南大泉分室	春日町	南田中	全館合計	高野台窓口	豊玉窓口	石神井公園駅受取窓口	合計
個人利用登録者数（人）		41,754	29,325	25,939	16,375	21,203	14,525	22,056	6,932	12,274	11,623	1,579	12,781	6,362	222,728	-	-	-	222,728
団体利用登録数（団体）		244	122	103	173	131	155	71	86	74	84	12	88	104	1,447	-	-	-	1,447
来館者数（人）		824,135	562,872	372,910	301,537	356,501	249,358	726,485	126,249	259,782	262,308	59,903	400,594	254,620	4,757,254	-	-	-	4,757,254
貸出数	個人貸出者数（人）	394,316	219,993	197,086	151,153	195,537	149,464	218,282	63,822	127,486	147,093	26,703	177,883	119,707	2,188,525	13,120	14,268	46,537	2,262,450
	個人貸出点数（点）	1,147,569	623,313	578,361	463,603	593,112	450,611	578,568	201,462	371,892	448,239	103,215	481,932	350,137	6,392,014	28,131	29,306	94,320	6,543,771
	一般図書（冊）	981,046	536,782	511,987	400,335	520,259	382,009	496,061	171,890	306,414	390,037	100,314	412,642	299,895	5,509,671	23,342	24,403	81,441	5,638,857
	点字図書・録音図書（組）	1,946	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,946	-	-	-	1,946
	雑誌（冊）	53,498	23,426	17,248	22,440	22,422	20,695	24,486	13,972	15,290	21,024	2,233	19,438	15,418	271,590	1,508	1,262	4,390	278,750
	点字雑誌・録音雑誌（組）	3,663	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,663	-	-	-	3,663
	CD, カセットテープ, レコード（組）	106,220	63,074	49,065	40,789	50,335	47,881	57,988	15,555	50,167	37,143	668	49,818	34,717	603,420	3,279	3,611	8,464	618,774
	公共・一般ビデオ, その他（組）	1,141	31	61	39	96	26	33	45	21	35	0	34	107	1,669	2	30	25	1,726
	視覚障害者CD, カセットテープ（組）	54	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	54	-	-	-	54
	団体貸出点数（点）	13,832	7,546	13,203	11,085	18,315	8,146	7,693	9,922	8,925	7,255	1,357	7,835	11,656	126,770	-	-	-	126,770
	協力貸出点数（点）	5,482	601	877	517	675	352	644	400	307	222	5	392	279	10,753	-	-	-	10,753
貸出予約数	個人貸出予約数（点）	299,273	212,562	150,290	147,293	167,131	156,436	202,798	50,506	137,445	137,252	15,569	142,328	82,378	1,901,261	28,814	29,015	97,179	2,056,269
	図書等（冊）	245,805	169,380	121,032	119,016	132,722	119,453	161,952	39,573	102,126	107,106	13,770	115,907	66,853	1,514,695	23,643	23,781	83,399	1,645,518
	雑誌等（冊）	15,227	9,960	6,685	7,534	8,839	7,307	10,319	3,211	6,425	7,850	907	8,079	4,159	96,502	1,485	1,301	4,497	103,785
	CD, ビデオ等（点）	38,241	33,222	22,573	20,743	25,570	29,676	30,527	7,722	28,894	22,296	892	18,342	11,366	290,064	3,686	3,933	9,283	306,966
	団体貸出予約数（点）	1,559	2,933	4,564	3,768	12,280	4,617	2,758	1,862	2,826	4,622	80	3,171	2,365	47,405	-	-	-	47,405
	協力貸出予約数（点）	3,250	832	965	598	814	382	737	367	376	253	11	493	317	9,395	-	-	-	9,395
対面朗読数（時間）		45	22	32	0	525	25	730	-	-	-	-	598	-	1,977	-	-	-	1,977
会議室利用数（件）		205	189	1	7	113	-	-	9	3	-	-	302	57	886	-	-	-	886
視聴覚室利用数（件）		122	-	-	91	60	125	152	-	-	-	-	-	-	550	-	-	-	550
ギャラリー利用数（日）		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	40	-	40	-	-	-	40
図書館開館日数（日）		313	315	315	315	315	315	315	315	315	315	315	315	317	4,095	-	-	-	4,095

※光が丘には外出困難障害者郵送サービス分を含む。

催し物　　平成26年度

催し物名	実施回数等	参加者数
よみきかせ・おはなし会	957回	18,867人
おたのしみ会	40回	1,945人
こうさく会	36回	1,194人
児童映画会	29回	1,623人
人形劇	8回	849人
昆虫教室	2回	67人
子ども読書の日・こども読書週間記念行事	20回	993人
図書館ボランティアフォロー講習会	1回	31人
手づくり講習会	1回	11人
よみきかせ講習会	1回	24人
学校、施設教職員講習会	2回	42人
本の探検ラリー（図書館開催）	2館	338人
本の探検ラリー（小中学校開催）	48校	6,523人
その他児童向け事業	73回	1,897人
布の絵本製作講習会	4回	60人
音訳者等養成講習会	7回	132人

(3) スポーツ活動を支援する

●スポーツの機会の充実

区は、区民の誰もが、身近な地域で「いつでも　どこでも　いつまでも」スポーツに親しむことができる環境を充実させるとともに、スポーツの推進を通じて人や地域のつながりを醸成することにより、活気あふれるまち“ねりま”を目指すことを、基本理念とし、平成26年3月に第2期計画として「練馬区スポーツ推進ビジョン」を策定した。

また、本ビジョンの基本理念を実現するための具体的な取組としては、前計画の考え方を引き継ぐとともに、新たに「スポーツが持つ力の地域への活用」を設定し、地域を活性化させるイベントの実施とスポーツを通じた地域コミュニティを活性化させる取組を進めることを加えた。

今後も、より身近な地域で、多くの区民がスポーツに親しむ機会を、充実していく必要がある。

スポーツ事業　　平成26年度

区分		内容および参加人数
各種大会	区民体育大会	36種目　21,654人 総合開会式　540人
	都民体育大会	32種目　564人
	都民生涯スポーツ大会	17種目　192人
	城北地区競技会	6種目　295人
	少年野球大会	61チーム　916人
	女性スポーツ大会	3種目　1,250人
	都民スポレクふれあい大会	3種目　73人
	城西ブロックスポーツ交流大会	5種目　276人
野外活動	区民歩行会	5月25日実施 箱根　86人
		11月15・16日実施 塩沢湖　128人
	わんぱくキャンプ	7月25～27日実施 武石巣栗キャンプ場　68人
スポーツ教室		30種目　73教室　3,617人
夏休み水泳教室		3校　203人
少年少女スポーツふれあいひろば		2月21日実施　220人
体育の日記念行事		10月13日実施　総合体育館ほか7会場　21,767人
ねりま光が丘ロードレース		11月9日実施　2,528人

●地域スポーツ指導者の育成

区には、平成27年3月31日現在1,146の生涯学習スポーツ団体が届出をして活動している。一方では、スポーツをやりたくてもその方法が分からない区民も数多くいる。

区では、区民の多様なスポーツへの要望に応じられるよう、また、生涯スポーツの日常化を目指すスポーツクラブの育成のために、資質の高い指導者の育成と確保に努めている。

1　スポーツ推進委員

区民の要望に応じて、地域スポーツの振興を図るため、スポーツに関する指導、助言を行うことを主目的に、37人（27年4月1日現在）のスポーツ推進委員を委嘱している。

主な日常活動として、地域に向けて、様々なスポーツイベントを企画・実施し、スポーツ振興を図っている。さらに、区民に開放している小・中学校体育館の管理運営やスポーツサークル等の育成・指導等も行っている。このほか区民歩行会、わんぱくキャンプ、夏休み水泳教室等の指導員としても活躍している。また、近年では、学校応援団ひろば事業へニュースポーツを中心としたスポーツの出前を行う「スポすい・ひろば事業」の取組を積極的に行っている。

2　スポーツリーダー養成講習会

スポーツ指導者は、専門知識や経験に基づく高い指導

能力が求められる。

区民の様々な要望に応えられる指導者の育成・確保を図るため、区では、スポーツリーダー養成講習会を開き、修了者に対して認定を行っている。

種目別生涯学習スポーツ団体届出数　平成27年3月31日現在

	種目	団体数
球技	バレーボール	146
	バドミントン	93
	卓球	87
	バスケットボール	75
	キャッチバレーボール	45
	野球	59
	ソフトボール	40
	サッカー	109
	テニス	37
	その他	9
水泳	水泳	84
	その他	6
体操	体操	61
	エアロビクス	20
	その他	47
武道	剣道	41
	空手	17
	合気道	16
	その他	20
ダンス	社交ダンス	27
	フォークダンス	13
	その他	42
その他	野外活動	22
	ニュースポーツ	20
	その他	10
合計		1,146

種目別スポーツリーダー数　平成27年3月31日現在

種目	計
バレーボール	17
バドミントン	45
卓球	80
水泳	118
陸上	2
サッカー	2
テニス	1
ソフトボール	6
野外活動	1
ダンス	6
軽スポーツ	5
バウンドテニス	2
体操	58
健康トレーニング	2
クラブコーディネーター	73
ペタンク	14
ソフトバレーボール	22
グラウンド・ゴルフ	15
インディアカ	22
ラケットテニス	8
ターゲットバードゴルフ	7
カヌー	2
スポーツチャンバラ	4
ウオーキング	45
ユニバーサルホッケー	4
フットサル	20
ティーボール	5
チュックボール	6
水中運動	39
エコロジースポーツ	1
ビーチボールバレー	30
ヘルシーダンス	18
ウォーミングアップとクールダウン	15
ニュースポーツ	14
合計	709

注：複数種目登録者を含む。

●総合型地域スポーツクラブの育成

国の「スポーツ基本計画」（平成24年3月告示）では、スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会を創出するための取組の一つとして「総合型地域スポーツクラブ（区の略称SSC）」の育成を重点施策としている。

総合型地域スポーツクラブ（SSC）は、

・地域の人々が自主的に会費で運営する。
・クラブの活動拠点となる施設を持っている。
・複数種目の活動が楽しめる。
・子どもから高齢者まで幅広い年齢層が交流できる。
・クラブが主催するスポーツ事業が地域に提供される。

などを特徴とした、今までになかった欧州型の地域ス

ポーツクラブづくりを目指している。

区では、12年度から3か年にわたり、文部科学省のモデル市町村の指定を受け、総合型地域スポーツクラブを立ち上げ、積極的に育成・支援を行っている。

現在、7か所の区立体育館を活動拠点とし、会員制による自立的な運営を行っている。

総合型地域スポーツクラブ（SSC） 平成27年3月31日現在

クラブ名（通称名）	設立年月日	主催・共催事業参加者数
		人
NPO法人　SSC谷原アルファ（SSC谷原）	平成14年 8月24日	21,260
NPO法人　スポーツコミュニティー桜（SSC桜台）	平成14年 9月 5日	9,274
NPO法人　スポーツクラブホワイエ上石神井（SSC上石神井）	平成14年12月17日	16,264
NPO法人　総合型地域スポーツクラブ平和台（SSC平和台）	平成14年10月 4日	25,196
NPO法人　光が丘総合型地域スポーツ・レクリエーションクラブ（SSC光が丘）	平成14年 9月10日	11,433
NPO法人　コミュニティネットSSC大泉（SSC大泉）	平成14年 8月13日	55,266
NPO法人　豊玉・中村地域スポーツクラブクラブ　プラッツ（SSC豊玉・中村）	平成21年 2月21日	24,380

●スポーツ施設の整備

区民のスポーツ活動参加を促進するためには、まずスポーツ施設の整備を図り、活動の場を確保することが必要である。

平成27年3月31日現在、区のスポーツ施設は、体育館7館、プール7か所、成人野球場6面、少年野球場6面、庭球場30面、多目的運動場3面、陸上競技場1面、ゲートボール場2面、多目的広場3か所、スポーツ広場1か所である。

しかし、施設は区の人口に比較し十分とはいえない状況であり、今後もスポーツ施設の整備・充実を図る必要がある。

屋外施設種目別利用状況 平成26年度

区分	施設名		件数
		面	件
成人野球	学田公園	1	620
	高野台	1	373
	北大泉	2	763
	東台	2	893
少年野球	練馬総合運動場	2	1,573
	大泉学園少年野球場	1	－
	荒川河川敷野球場（硬式少年野球）	3	347
	大泉学園町希望が丘公園運動場	1	13
	石神井松の風文化公園	1	94
庭球	豊玉中公園	3	1,503
	高野台	4	2,770
	びくに公園	2	1,030
	土支田	7	7,412
	夏の雲公園	4	6,212
	大泉学園町希望が丘公園運動場	3	3,068
	石神井松の風文化公園	7	7,723
陸上競技（サッカー等）	練馬総合運動場	1	820
ゲートボール	練馬総合運動場	2	812
	石神井松の風文化公園	1	56
個人利用	大泉さくら運動公園多目的運動場		103
	練馬総合運動場		5,971
	石神井松の風文化公園		12,988
ラグビー・サッカー	大泉さくら運動公園多目的運動場		850
	石神井松の風文化公園		209
サッカー	大泉学園町希望が丘公園運動場		197
ニュースポーツ	大泉さくら運動公園多目的運動場		105
	大泉学園町希望が丘公園運動場		－
	石神井松の風文化公園		76
びくに公園多目的広場			212
夏の雲公園多目的広場			－
総合体育館東側多目的広場			51
やまなみ公園多目的運動広場			－

注：①件数について、練馬総合運動場は時間で集計している。
②豊玉中公園庭球場は人工芝化工事のため平成26年11月1日から平成27年3月31日まで休場
③びくに公園庭球場は工事のため平成26年8月1日から10月31日まで休場
④びくに公園多目的広場は工事のため平成26年8月1日から9月30日まで休場

体育館の利用状況　　平成26年度

区分＼施設名	総合体育館	桜台体育館	平和台体育館	光が丘体育館	上石神井体育館	大泉学園町体育館	中村南スポーツ交流センター
	人	人	人	人	人	人	人
個人利用	42,094	8,226	44,157	37,217	50,838	49,140	37,986
団体利用	48,216	25,936	22,608	22,324	28,004	19,355	16,149
トレーニング	19,070	—	25,483	68,481	34,889	34,752	60,085
連盟主催大会等	35,288	1,912	16,450	22,786	4,968	16,180	26,750
教室・大会等	18,562	4,555	2,665	21,737	3,159	4,559	1,260
健康体力相談	—	—	—	271	—	—	—
自主事業	—	408	2,516	178	133	1,362	17,775
合計	163,230	41,037	113,879	172,994	121,991	125,348	160,005

※トレーニング室には説明会参加者を含む。なお、光が丘体育館の個人利用には屋内ランニングコース利用者を含む。

プールの利用状況　　平成26年度

区分＼施設名		石神井プール	三原台温水プール	平和台体育館温水プール	光が丘体育館温水プール	上石神井体育館温水プール	大泉学園町体育館温水プール	中村南スポーツ交流センター温水プール
		人	人	人	人	人	人	人
個人利用	幼児	6,023	3,678	3,644	5,605	2,509	2,429	8,031
	小・中学生	13,632	12,315	10,857	21,009	8,435	13,100	20,071
	大人	17,403	24,929	38,215	54,936	36,209	31,382	62,114
	高齢者	2,771	26,383	22,886	37,872	28,440	22,515	37,188
	心身障害者	539	2,166	1,430	3,380	2,138	3,384	3,883
	小計	40,368	69,471	77,032	122,802	77,731	72,810	131,287
団体利用		—	24,150	9,875	15,528	13,177	25,371	14,743
教室・大会等		—	1,358	622	5,334	2,673	1,149	3,247
障害者専用コース		—	739	620	1,221	833	1,203	1,172
自主事業		—	1,970	2,996	811	1,584	—	8,190
合計		40,368	97,688	91,145	145,696	95,998	100,533	158,639

●練馬こぶしハーフマラソンの開催

スポーツイベントへの区民の参加を通じて、地域のつながりを深めるとともに、全国から多くのランナーを迎え区の魅力を広く発信することを目的に、関係機関、地域団体、区などによる実行委員会を組織して、練馬こぶしハーフマラソンを開催した。

エントリー数　5,248人
当日出走者数　4,674人
完走者数　4,464人
完走率　95.5%
※オープン参加含む

(4) 文化財を保存・活用・継承する

●文化財保護の推進

区には、郷土の歴史や自然を伝える有形、無形の多くの文化財がある。文化財は、先人の歴史・文化等の貴重な遺産であり、当時の人々の生活を理解するために欠かすことができない。また、歴史・文化の正しい理解は、将来の文化の向上、発展の基礎となるものである。しかし、都市開発の影響を受け、貴重な自然や文化財が消滅しつつある。

これらの文化財を守るためには、区民一人ひとりの理解と認識を高めることが必要である。区では、かけがえのない文化遺産を保護・保存するとともに区民に紹介し、文化財に対する理解と認識の向上に努めている。

●文化財の指定・登録

練馬区文化財保護条例が昭和61年3月に制定された。条例に基づき、同年12月に学識経験者で構成された練馬区文化財保護審議会を設置している。

区指定・登録文化財は、保存・活用を図るために、区が事前調査を行い、文化財保護審議会の答申に基づき、所有者の同意を得て指定・登録される。平成26年度は新規の指定文化財は1件、登録文化財は1件であった。

※　区内の指定・登録文化財については、224～225ページ参照。

●文化財保護のための主な事業

1　埋蔵文化財の調査・保存・活用

埋蔵文化財（遺跡等）は、開発行為による破壊の危険にさらされており、区では遺跡等の範囲の確認を行うとともに、その保護・保存に努めている。集合住宅建設などにより遺跡消滅のおそれがある場合は、発掘調査等を実施し、記録保存の措置をとっている。平成26年度は、遺跡地で工事を行う届出が99件、通知が7件あり、遺跡の有無を確認するための試掘等が89件、発掘調査が3件あった。

2　東京文化財ウィーク参加事業

「東京文化財ウィーク」は、都の呼びかけによる、国・都指定文化財の公開を促進する期間であり、26年度は、10月25日～11月3日までの10日間、区内8件の文化財（小野蘭山墓及び墓誌、尾崎遺跡、練馬白山神社の大ケヤキ、三宝寺池沼沢植物群落、石神井城跡、丸山東遺跡方形周溝

墓出土品、牧野記念庭園、池永道雲墓）を公開し、伝統文化係でつぎの企画事業を行った。

・ねりまの遺跡を学び土器に触れてみよう
　10月2日　18人参加
・尾崎遺跡出土品解説会　10月26日　20人参加

　また、石神井公園ふるさと文化館で、つぎの企画事業を行った。

・「石神井城跡発掘パネル展」　10月25日～11月5日
・ 東京9区合同開催行事「来て・見て・発見！はじめよう古民家めぐり」　10月3日～30日
・古民家説明会
　10月11日（世田谷区との合同）11人参加
　10月26日　26人参加

3 郷土芸能ねりま座公演

　区内で継承されている民俗芸能の普及・発展のために公演会を開催し、祭囃子連が4団体出演した（第15回）。

　会場：生涯学習センター　400人参加

4 刊行物の発行

　26年度は、つぎの刊行物を発行した。

・ねりまの文化財（年3回）
・埋蔵文化財調査報告29

5 文化財説明板、道標の設置

　身近な文化財に対する区民の理解を深めるため、説明板などの設置を行っている。26年度は、新規2件、修繕1件を実施し、総数175件となっている。また、道標は29か所設置している。

6 文化財防火デー

　昭和24年1月26日、法隆寺金堂壁画が焼損したことをきっかけとして、毎年この日を中心に全国的に文化財防火運動が行われている。

　区では、各消防署と連携しながら、文化財愛護のPRに努め、平成26年度は、教学院、としまえんの2か所で、一斉放水等の訓練を行い、244人の参加があった。

●文化財保護推進員

　区内の文化財の現況を把握し、区民に文化財保護思想の普及・啓発を図るため、昭和63年2月に文化財保護推進員制度を設けた。

　区では、文化財の所有者を始め多くの区民の協力の下に、文化財の保護・保存を行っている。

●尾崎遺跡資料展示室

　春日小学校建設の際に調査した「尾崎遺跡」の資料展示室を、昭和58年、同小学校内に開設し、出土品約500点を展示している。平成26年度は延べ73人が来室した。

(5) 多様な文化・社会への理解を進める

●多文化共生と国際理解

　区は交流会や各種講座を積極的に開催し、区民の国際理解を深めている。また、外国籍区民等への支援を充実させるなどして、外国籍区民が地域において快適に生活し、他の区民と交流できるための整備に努めている。平成26年度の事業内容はつぎのとおりである。

1 国際理解を深めるために

①　在住外国人との交流

　在住外国人と区民との交流の場として、国際交流のつどい（11月）、国際交流サロン（原則第4土曜日、9回）をそれぞれ開催した。

②　外国語講座

　簡単な意思疎通がはかれるように、中国語の初級講座を開催した。

③　やさしい日本語研修

　分かりやすい日本語によるスムーズな意思疎通を目指したやさしい日本語研修を、区職員と区民を対象として実施した。

2 外国籍区民への支援

①　外国語による相談コーナー

　毎週月曜日～金曜日の午後、外国語による相談コーナーを設け、区の事業・文化・学習情報の提供や簡単な日常生活上の相談を受けている。（英語・中国語・ハングル※ハングルは金曜日のみ。）

②　文化交流ひろば　情報コーナー

　平日10時～13時、土・日・祝13時～16時に、旧光が丘第五小学校に開設した文化交流ひろばに情報コーナーを設け、多言語により各種の生活情報を提供している。（英語：火・木・土、中国語：水・金・日、ハングル：月）

③　初級日本語講座

　日本語が十分に話せない外国人を対象に、日常会話やひらがなの読み書きを学ぶ講座を2期開催した。

　また、日本語を母語としない外国籍の子供等のために初級の日本語指導のほか、学校の勉強の補習も行うこども日本語教室を学校休業期間を除く毎週土曜日に開催した（夏季は8月下旬に6日間実施）。

3 ボランティアの登録

　区の窓口で日本語を母語としない外国人への通訳を行う通訳・翻訳ボランティアや、日本語講師のボランティア登録制度があり、登録を随時受け付けている。27年3月31日現在の登録者数は通訳・翻訳ボランティアが403人、日本語講師ボランティアが170人である。

●海外友好都市等との交流

1 北京市海淀区

　昭和63年に「都区市町村長訪中団（団長・練馬区長）」が北京市を訪問したことから、海淀区との交流が始まり、平成4年10月13日に、海淀区長を区に招き「友好・協力交流に関する合意書」の調印を行った。

　以降、教育・文化・スポーツなどの分野で交流を進めている。立野公園内の桃花源には、海淀区から贈られた碧桃樹が植えられている。

　友好交流10周年に当たった14年には海淀区に桜を寄贈し、9月には区役所本庁舎アトリウムで「友好交流10周年記念写真展」を開催した。11月6日には区長が海淀区を訪問し、改めて「友好・協力交流に関する合意書」

の調印を行った。

友好交流15周年を迎えた19年は、7月に区立美術館で「練馬区・北京市海淀区友好文化交流展」を開催し、10月には区役所本庁舎アトリウム、12月には練馬文化センターギャラリーで「友好交流15周年記念写真展」を開催した。11月には区議会代表団が海淀区を訪問し友好を深めた。

20年1月に友好交流15周年と練馬区独立60周年を記念して海淀区から贈られた記念碑を区役所本庁舎正面玄関に設置した。

23年10月には公募区民（13人）による親善訪問団（5年から実施）を海淀区へ派遣した。

24年は友好交流20周年を記念して、8月に練馬文化センターで海淀区少年少女合唱団と練馬児童合唱団による合同演奏会を開催し、9月には区民による練馬区スポーツ交流団（14人）を海淀区へ派遣し交流を深めた。

2 イプスウィッチ市

昭和63年に練馬区国際交流友好都市提携調査団がオーストラリアを訪問したことから、クイーンズランド州イプスウィッチ市との交流が始まり、平成5年から区立中学校の生徒をイプスウィッチ市へ派遣している。

6年10月15日には、イプスウィッチ市長を区に招き、「友好都市提携に関する合意書」の調印を行った。

13年5月には、イプスウィッチ市に友好のシンボルとしてネリマガーデンが開園し、区長、区議会議長が開園式に出席した。

16年10月には区長がイプスウィッチ市を訪問し、「友好都市提携10周年に関する合意書」の調印を行った。

友好交流15周年を迎えた21年は、11月に区長、区議会議員団がネリマガーデンに建設された茶室の完成式典に出席し、今後の交流事業の発展に向けて意見交換を行った。

22年4月には区職員と練馬区手工芸作家連盟がイプスウィッチ市自治体150周年に参加し、現地にて展覧会とワークショップを行った。

23年1月に洪水により甚大な被害を被ったイプスウィッチ市に対して3月に区および区議会から義援金を送った。5月にはイプスウィッチ市の小学生から東日本大震災のお見舞いメッセージ付きのぬり絵が届いた。

24年10月にはイプスウィッチ市長と友好訪問団が区を訪れ、第35回練馬まつりに参加した。

26年10月にはイプスウィッチ市長と友好訪問団が区を訪れた。「友好都市提携20周年に関する合意書」の調印を行い、石神井松の風文化公園で記念植樹を行った。

3 諸外国との交流

9年11月には練馬区独立50周年、フランスにおける日本年などを記念し、フランス・ストラスブール市に桜を寄贈した。10年5月には同市からマロニエの苗木100本が寄贈され、区画街路3号線と中村小学校に植樹するなどの交流歴がある。

21年4月にフランス・アヌシー市とアニメ産業交流協定を締結した。26年は韓国、ミャンマーからの視察団を受け入れた。

4 海外友好都市等紹介事業

⑴ 海外友好都市紹介講座

① オーストラリアの魅力～自然と文化・観光～（10月）

② 中国二大健康法「太極拳と健身気功」の世界（1月）

⑵ 海外友好都市紹介パネル展

区と海淀区およびイプスウィッチ市の交流について、パネルや写真等による紹介展示を区役所本庁舎アトリウムで行った。（7月、9月、10月、1月）

⑶ 海外友好都市等紹介ケースの常設展示

海外友好都市およびアニメ産業交流を結んでいるフランス・アヌシー市を紹介するため展示ケースを区役所アトリウムに常設している。

⑷ ハワリンバヤル（モンゴルの春まつり）出店

26年5月4日・5日光が丘公園で、区の国際交流事業を紹介する展示を行った。

5 ホームステイ・ホームビジット

区では「練馬区国際交流・多文化共生基本方針」に基づき、自治体間の交流のみならず、区民による主体的な国際交流を推進するため、ホームステイ・ホームビジット希望者を受け入れるホストファミリー（ボランティア）を随時募集している。

27年3月31日現在ボランティア登録数は111世帯である。

6 国内都市との交流

⑴ 長野県上田市

昭和55年に長野県武石村（現上田市）に区立武石少年自然の家を開設したことから交流が始まり、平成6年11月10日に「友好提携に関する合意書」の調印を行った。その後、18年3月に武石村を含む4市町村が合併し、新たに上田市となったため、区長が上田市を訪問し、8月18日に「友好提携に関する合意書」の調印を行った。

上田市とは、照姫まつりや練馬まつりで物産の展示・販売による交流を行っている。26年10月には、区長が上田市を訪問し上田市長と意見交換を行った。

⑵ 福島県塙町

区は塙町と災害時における相互援助に関する協定を締結しており、23年8月に東日本大震災でプールを利用できない塙町の小学生を区に招き、大泉小学校と南町小学校のプールを利用してもらうなどの交流を行った。

区の支援に対して、塙町からヤマツツジの大株が寄贈されることとなり、区からも練馬の鏡（ツツジ）を贈ることとし、24年5月2日風呂山公園100周年記念式典に区長、区議会議長が出席した。

塙町とは、照姫まつりや練馬まつりの他、区立施設のイベントなどで物産の展示・販売による交流を行っている。

26年4月に、石神井松の風文化公園へ塙町、福岡県久留米市、群馬県館林市から各地のツツジの寄贈を受けた。「友好のつつじ」披露式典に3自治体の首長を招き、交流を行った。

⑶ 群馬県館林市

区は館林市と災害時における物資等の支援に関する協定を締結している。26年5月には、「つつじまつり交流都市物産展」に出品した。

4 安全で安心な区民生活を支える態勢を整える

(1) 犯罪等に対する態勢を強化する

●練馬区民の安全と安心を推進する条例

区内で生活する全ての人々による、安全で安心なまちづくりの礎とするため、「練馬区民の安全と安心を推進する条例」を制定し、平成16年12月13日に施行した。

条例では、区や区民などが互いに協力して、防犯や防火などの生活の安全に配慮したまちを実現するために必要な事項を定めている。

●練馬区安全・安心協議会

区・区民・関係行政機関・関係団体などが一体となって、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、「練馬区民の安全と安心を推進する条例」で位置づけられた区長の附属機関として設置された。協議会は、区長からの諮問に応じて、安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する基本事項や必要事項について審議し、答申することを目的としている。

●練馬区暴力団排除条例

暴力団排除活動の基本姿勢を明らかにするとともに、区民が安全で安心して暮らすことのできる生活を確保し、事業活動の健全な発展に寄与することを目的として、「練馬区暴力団排除条例」を制定し、平成25年4月1日に施行した。

●地域防犯防火連携組織

地域における防犯防火について「地域のことは地域で協力して守る」という考え方に基づき、主に学校を核として、町会やPTAなどの地域の各団体が連携して、自主的活動を展開できる体制を構築していく。

連携組織に対し、その運営費用の一部を助成し、必要な支援を行っている。平成27年3月31日現在で17組織が設立されている。

●パトロール団体登録制度

区内で自主的にパトロール活動を実施している団体のうち、一定の要件を満たす団体について、希望に基づき「パトロール団体」として登録し、各種支援を行っている。平成27年3月31日現在で251団体が登録している。

＜支援の内容＞

・夜光ジャンパーや誘導灯などパトロールに必要な用品を支給する。
・パトロール中のけがなどに備えて、区の費用負担で保険に加入する。
・パトロールを行う際に、委託警備員が運転する安全・安心パトロールカーを貸し出す。

●ねりま安全・安心パトロールネットワーク

業務で区内を広範囲にまわる業界団体などとパトロールにかかる協定を締結し、パトロールのプレートを配布するとともに、業務をしながらのパトロールをお願いしている。平成27年3月31日現在で9団体と協定を締結している。

●防犯設備整備費補助制度

一定の要件を満たす地域の団体が、街頭に防犯カメラなどの防犯設備を設置した場合、その設置費用の一部について補助を行っている。なお、防犯カメラの場合には、住民のプライバシー保護に配慮するため、区が策定した「練馬区防犯カメラ設置指針」に準じた運用規定を定めることが補助の条件となる。

●住宅防犯防火対策に対する支援

個人住宅用の防犯防火対策支援として、区内の専門業者と協定を締結し、区民に対し消火器や防犯用品などのあっせんを行っている。

●防犯ブザーの配布

犯罪から子供たちを守るため、区内在住または在学の新小学1年生または小中学校の転入生に、防犯ブザーを配布している。

また防犯目的のほか、地震や火災などにあった場合に居場所などを周囲に知らせることができるよう、65歳以上の一人暮らしの方または65歳以上の方のみの世帯の高齢者に対しても防犯ブザーを配布している。

●「街かど安全71万区民の目」警戒運動

区内の3警察署および3防犯協会と覚書を締結し、区民向け防犯意識啓発のイベントを協同で実施している。平成26年度は「区民のつどい」などのイベントを行った。

●ねりま情報メール【安全・安心情報】

区内で発生した犯罪に関する情報や、防犯・防火に役立つ情報などを、あらかじめ登録された区民の携帯電話やパソコンへメール配信している。平成27年3月31日現在で25,371件の登録があり、26年度は160件の情報の配信を行った。

●安全・安心パトロールカー

区内のパトロール体制を強化するため、青色回転灯を装備した「練馬区安全・安心パトロールカー」を7台導入している。

このパトロールカーを使用して、区が委託した警備員が毎日24時間、公園や通学路などの巡回パトロールを行うとともに、パトロール団体などの住民団体が自主的にパトロールを実施する際に、委託警備員が運転するパトロールカーの貸出しを行っている。平成26年度は延べ403件の貸出しを行った。

●街頭消火器の設置

区民が火災を発見した際の初期消火活動用および災害対策用として、おおむね100m四方に1本の割合で、街頭消火器を設置している。平成27年3月31日現在で5,851本を配備している。

●消防団

消防団は地域住民が主体となり、火災や震災現場で消防署と連携しながら、消火・人命救助・応急救護活動を行うために組織された消防機関である。

区内の消防団は消防署管轄ごとに3団が組織されており、各団は更に地域ごとに分かれた分団により構成されている。

平常時においても、出火防止・初期消火・救助・救護活動の指導など地域防災防火のリーダーとして幅広い活動を行っている。区は消防団の行う各種活動にかかる経費の一部について助成を行っている。

(2) 自然災害に対する態勢を強化する

●災害対応力の向上

地震等による被害を最小限に抑えるためには、自助（自分の命は自分で守る）・共助（自分たちのまちは自分たちで守る）・公助（行政や防災関係機関の防災活動）のそれぞれが連携し、災害対応力を高めることが大切だといわれている。

特に、同時に多くの場所で発生する家屋倒壊や火災に対しては、自助による災害対応力の一層の向上が不可欠である。

自助については、防災に関する情報を掲載した「防災地図」、地震が起きたときにとるべき行動や日頃から備えておく内容を説明した「防災の手引（災害にそなえて）」など各種印刷物の発行、防災講演会、出前防災講座・授業の実施、起震車体験などを通じて啓発を行っている。

共助については、区民防災組織などの既存組織の育成を進めるとともに、組織数の増大を図り、区および防災関係機関等と連携した効果的な活動をするように働きかけを行っている。

公助については、平成25年6月の災害対策基本法の改正などに伴い、練馬区地域防災計画を27年3月に修正し、より実効性の高いものとした。また、首都直下地震等の大地震が発生した際、特に多くの困難が予想される発災後72時間までに実施する区の業務の基本的な枠組みを示した「非常時優先業務実施方針」を27年3月に策定した。

地震災害以外では、水災害対策も喫緊の課題である。都市化の進展により、雨水の不浸透区域が拡大し、「都市型水害」といわれる局地的な浸水被害がたびたび発生している。集中豪雨により、17年9月4日には23年ぶりに石神井川が氾らんし、702件の被害があった。また22年7月5日、23年8月26日の集中豪雨においても、それぞれ139件、33件の被害が報告された。

このため、河川の改修を引き続き行うとともに、雨水浸透区域の拡大・貯留施設の普及など雨水流出抑制の事業を推進し、総合的な治水対策に取り組んでいる。

また、河川の増水による浸水の被害が予想される地域の全戸に対し、水災害時の避難について啓発するためのチラシを作成し、毎年配布している。

●練馬区防災気象情報メール（ねりま情報メール）

平成23年6月から集中豪雨や台風シーズンに備えて、区内の大雨洪水警報等の気象情報や週間天気予報などを、あらかじめ登録された区民の携帯電話やパソコンへメール配信している。

●災害対策条例、地域防災計画

災害対策の理念や施策の基本を定め、災害対策を総合的・計画的に進め、区民の生命・身体および財産を災害から守ることを目的として、平成16年3月15日に練馬区災害対策条例を制定し、同年4月1日に施行した。

また、この条例で定める理念や施策目標を実現するための計画が、練馬区地域防災計画である。

本計画には、被害想定や過去の災害をもとに、区における地震・水災害などに対する予防対策や応急対策、復旧・復興対策などを盛り込んでいる。また、区が実施した訓練の結果や、災害の支援活動から得られた教訓などを反映させ、適宜、修正を行っている。

7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災に際しては、震災の教訓と経験を踏まえ、全ての区立小中学校を避難拠点として位置づけるなどの修正を行った。また、16年には新たに東海地震の事前対策を盛り込み、20年には東京都地域防災計画の修正を受けて、減災目標の設定や福祉避難所の考え方の導入、災害時要援護者名簿登録制度などを位置づけた。

23年3月11日に発生した東日本大震災に際しては、従来の計画の枠組では対応できない様々な課題が顕在化したことから、区の初動対応の充実、災害時要援護者の新たな安否確認制度の構築、避難拠点における備蓄の見直し、帰宅困難者対策の実施、様々な情報伝達手段の確保などを盛り込み、24年3月に修正を行った。また、同年11月に新たな被害想定で明らかになった課題等に対応するため東京都地域防災計画が修正されたことに伴い、25年3月に修正を行った。

さらに、25年6月に災害対策基本法が改正されたことに伴い、国の防災基本計画や東京都地域防災計画がそれぞれ修正されたことから、指定緊急避難場所等の指定、避難拠点等における生活環境の整備、被災者台帳の作成などの新たな災害対策課題に対応し、さらに実効性の高い防災対策を推進するため、27年3月に修正を行った。

練馬区に関する地震被害想定（抜粋）　　平成24年4月　東京都防災会議発表

被　害　の　種　類	東京湾北部地震(M7.3)	多摩直下地震(M7.3)
建物全壊棟数	1,946棟	2,611棟
出火件数	12件	12件
焼失棟数	3,065棟	2,968棟
死者	※166人	※212人
負傷者	※4,722人	※5,389人
避難生活者数	59,299人	76,859人
徒歩帰宅困難者数	98,294人	98,294人
閉じ込めにつながり得るエレベータ停止台数	98台	101台
ライフラインの被害		
電力（停電率）	5.3％	6.3％
ガス（供給支障率）	25.6％	95.3％
上水道（断水率）	17.2％	28.3％
下水道（管きょ被害率）	19.7％	19.8％
固定電話（不通率）	2.2％	2.2％

（冬の夕方18時　風速8m/s）
※死者数、負傷者数に関しては冬の5時　風速8m/sの場合

●区民防災組織

大地震等の災害時に地域住民が自主的な防災活動を展開できるよう、区民防災組織の育成を図っている。区民防災組織には、各種資器材を貸与するとともに、訓練助成金を支給し活動を支援している。

1　市民消火隊

災害発生時に、避難拠点周辺や避難道路などの消火を行うことにより、避難者を守る目的で編成されている。軽可搬消火ポンプ（C級）などの資器材を整備している。

2　防災会

大地震や水害などの災害に際して、初期消火や救出・救護活動、安否確認、避難誘導の実施により、地域での被害を防止したり、災害後の復興を行うために組織されている。防災資器材格納庫を設置し、軽可搬消火ポンプ(D級)、組立式リヤカー、担架、スコップ、トラロープなどの資器材を整備している。

※災害時要援護者対策

災害時要援護者登録制度は平成19年8月から始まった。要援護者支援の主体としては、区、地域住民、各種支援団体、医療機関、福祉サービス事業者などが考えられる。しかし、一刻を争う緊急時には、行政の支援を待つよりも、地域で主体的に対応することが極めて重要であることは、阪神・淡路大震災を始めとした過去の大規模災害の被害状況からも明らかになっている。

このことから、地域の災害時要援護者の安否確認等の対策に役立つよう20年度から登録者名簿を防災会に提供した。しかし、防災会単独で、このような取組を行うには人員の確保や個人情報の問題等のため困難を伴うことも多いことから、災害時要援護者支援の主体者の力を結集し、それぞれが分担して要援護者の安否確認を行う、新たな仕組みを構築し、26年度から避難拠点への災害時要援護者名簿の配備を行った。

また、25年度から新たに練馬区災害ボランティア登録制度を設け、災害時要援護者の支援者等を増やす取組を行っている。

3　避難拠点運営連絡会

区では、大地震等の際に区立の全小・中学校を「避難拠点」として位置づけ、区職員および学校職員を拠点要員として配置している。「避難拠点」の運営は職員だけで行うことは困難であるため、地域住民による「避難拠点運営連絡会」が結成されている。「避難拠点運営連絡会」は、平常時から、訓練・講習会・会議等様々な活動を通して「いざ！」というときに備えている。9年度から準備会を開催し、14年6月に全校で発足した。

＜避難拠点の役割＞

①　水・食糧の配給
②　避難生活支援
③　復旧・復興関連情報の提供
④　簡単な手当、健康相談の実施
⑤　被災者のための相談所開設
⑥　救助などの要請

避難拠点には、上記の役割を果たすために、食糧、燃料、毛布、発電機等を配備している。

※都では、災害時に火災が拡大するなど、より広域にわたり生命に危険が及ぶような事態に備え、都立公園などをあらかじめ避難場所として指定している。都指定避難

場所は区立小・中学校の避難拠点でも安全が確保できない場合の避難先として位置づけられている。

区民防災組織の数　　平成27年3月31日現在

市民消火隊	14隊
防災会	297組織
避難拠点運営連絡会	99組織
その他	2組織

●防災訓練

区では、区民の災害対応力を高めるために、消防署、警察署、自衛隊などの公的機関、市民消火隊、防災会、避難拠点運営連絡会などの区民防災組織と連携し、各種の防災訓練を行っている。

1　震災総合訓練

練馬区地域防災計画および災害対策各部マニュアルの修正内容等を検証するとともに、区民や防災関係機関等との連携のもと、より実践的な災害への対応力の向上を目的として実施した。

⑴　日時　平成26年8月31日（日）

⑵　場所　ア　全避難拠点（区立小中学校）99か所
　　イ　防災フェスタ会場
　　大泉小学校（東大泉4-25-1）
　　ウ　練馬区役所

⑶　参加者数　4,300人

⑷　訓練の様子

ア　避難拠点開設訓練

区内の全避難拠点（全区立小中学校99か所）に、区職員や学校教職員、地域住民からなる避難拠点運営連絡会が参集し訓練を実施した。校舎や体育館に異常がないことを点検し、避難拠点の看板を設置。防災無線で開設連絡を災害対策本部へ行った。その後資器材操作訓練、チェックリスト確認訓練、備蓄倉庫確認訓練等、それぞれの拠点で災害時に円滑な運営を行うための訓練を実施した。

また、区役所内事務室では、災害時臨時広報紙の編集・発行作業を行った後、区内の新聞販売店の連携協力により、区内5か所の小学校に配布する訓練を行った。

イ　防災フェスタ

防災フェスタ会場では、起震車による地震体験、初期消火などの体験型訓練をはじめ、ライフライン機関、区内の各企業によるブース展示、地域住民で構成する「避難拠点運営連絡会」による避難所体験や、女性用更衣室・授乳室モデルの設置、炊き出し訓練などを実施した。

炊き出し訓練ではJA東京あおばの協力により、区内の畑でとれた人参・じゃがいも、玉ねぎを使ったカレーライスを1,000食提供した。

2　水防訓練

集中豪雨や台風等により発生する水害に対応するため、水防工法や避難誘導など、災害対応力を向上させることを目的として実施している。

⑴　日時　26年5月11日（日）

⑵　場所　びくに公園

⑶　参加者数　900人

⑷　訓練の様子

訓練は「局地的な集中豪雨の影響により、石神井川が増水し、道路冠水や住宅、地下室への浸水被害が多数発生した」という想定で行われた。自宅への被害を防ぐための土のう積みや、川の氾濫を防ぐための鋼板防護工法による水防訓練を始め、土砂崩れ現場で家屋や車両に取り残された人を救助・救出する訓練などが行われた。

⑸　啓発事業

また、より多くの区民に参加してもらうため、はしご車体験コーナー、ブロワー車による強風体験コーナー、防火衣を着衣できる撮影コーナー、ミニ消防自動車試乗コーナー等を設置し、練馬区公式アニメキャラクター「ねり丸」や東京消防庁のマスコットキャラクター「キュータ」が各体験コーナーを盛り上げた。

3　区民防災組織における訓練

同時に多くの箇所で家屋倒壊や火災が発生した場合、全ての被害に対して、公的機関だけで対応することは困難であり、地域の力は欠かすことはできない。地域の災害対応力を一層向上させるため、市民消火隊、防災会等による自主的な訓練が年間を通して実施されている。

また、災害時には区立小・中学校が避難拠点となり、避難者の対応や避難生活の支援を行うことになるため、地域住民により結成された「避難拠点運営連絡会」による訓練が実施されている。（以下、26年度訓練実績）

⑴　市民消火隊・防災会等による訓練、会議等
　訓練回数、会議・講習会等　283回　参加人数　23,528人

⑵　避難拠点防災訓練、会議等
　訓練回数　161回　参加人数　19,931人
　会議・講習会等　383回　参加人数　6,905人

⑶　軽可搬消火ポンプ操法大会

ポンプ操作の習熟と組織間の交流を目的として、区内を3地域（練馬・石神井・光が丘）に分けて「ポンプ操法大会（発表会）」を開催している。

参加団体　63団体　参加人数　800人

●防災功労者・功労団体表彰

昭和62年度から、地域の防災対策に貢献のあった個人および団体を表彰している。平成26年度は功労者65人、功労団体6団体を表彰した。

●普及啓発活動

1 防災講演会

平成27年3月8日に練馬文化センターで、区民および区民防災組織関係者を対象に「確実にやってくる大地震に対して防災対策のあるべき姿～ハードとソフト、事前と事後、公と私～」をテーマに防災講演会を開催した。

2 防災用品のあっせん

家具転倒防止器具、非常持出袋等の防災用品について、パンフレット・ポスター・区報・展示等によるお知らせをし、あっせんを行っている。26年度は、75件、278品の申込みがあった。

3 防災の手引などの発行

防災に関する情報を掲載した「防災地図」を、「わたしの便利帳」に挟み込み配布している。

また、地震が起きた際にとるべき行動や、日頃から備えておく内容を説明した「防災の手引」を25年度に改定し、全戸配布した。併せて区民事務所・出張所などで配布しているほか、区への転入者に対して、「わたしの便利帳」と共に配布している。

4 起震車による震度体験訓練

震災時の身の守り方や震災による火災防止の普及を図ることを目的とした起震車による震度体験訓練を行っている。26年度は240回の訓練を実施し12,550人が体験した。

●ねりま防災カレッジ

地震防災を始めとする防災に対する意識の向上を図り、地域において活動する人材を育成するため、平成24年度より、ねりま防災カレッジ事業を開始した。

26年度は、区民向けクラス別コースとして初級・中級・夜間のコースと、区民防災組織加入者向けとして区民防災組織カリキュラムを実施したとともに、新たに夏休み子どもカリキュラムや専門カリキュラムを実施した。

初級コースでは、これまで防災に携わったことのない区民に対して、発災時の行動や日頃からの備えなど、主に自助に関わる基礎的な知識・技術を学んでもらい、第1期40名・第2期26名・第3期50名が修了した。

中級コースでは、主に共助に関わる基礎的な知識・技術を学んでもらい、第1期32名・第2期32名・第3期17名が修了した。

夜間コースでは、主に自助に関わる基礎的な知識・技術を学んでもらい、第1期12名・第2期19名が修了した。

区民防災組織カリキュラムでは、区民防災組織で活動している方を対象に、組織の活動に活かせる講座を実施し、第1期55名・第2期26名が修了した。

夏休み子どもカリキュラムでは、小学校4～6年生の児童を対象に、防災への関心を高める講座を実施し、計114名の児童が受講した。

また、専門カリキュラムとして、中高層住宅の防災対策等の講座を実施した。

●防災センター

1 練馬区防災センター

区は、災害対策活動の中核を担う施設として平成5年度に区役所本庁舎7階に「練馬区防災センター」を開設した。

防災センターには、迅速な被害情報の収集と的確な災害対策活動を実施するために、映像系・通信系等の様々なシステムを備えている。

また、本庁舎等の屋上に設置した高所カメラなどを活用して、区内の被害状況や収集した各種の情報を映像として確認することができる。さらに、都との連携によるテレビ会議を行うことも可能である。

2 情報連絡態勢の整備

震災時には、有線通信の断絶が予想されるため、防災行政用無線による情報連絡態勢を整備している。

防災行政用無線は、防災センター通信系システムの一環であり、2種類の無線システムで構成されている。

「移動系防災行政無線」は、災害時に、区と共に災害対策活動に当たる警察・消防、電気・ガス・水道などのライフライン機関、練馬区医師会などと無線による情報ネットワークを構築しているものである。避難拠点である区立小・中学校、区立施設、庁有車および防災関係機関等へは、相互連絡ができる無線機215台を配備している。

「同報系防災行政無線」は、災害に関する情報を区民に提供することを目的とした無線放送設備であり、26年度末現在、無線放送塔192局、防災ラジオ904台を配置している。

●防災施設の維持

1 食料等の備蓄、備蓄倉庫の整備

食糧については、被災想定人口の1日分を区が備蓄し、2日目以降については都が確保することとなっている。このため区では、アルファ米を1食分、クラッカーを2食分備蓄している。また、乳児については3日分の調整粉乳を備蓄している。

このほか、毛布などの生活必需品や、停電に備えた発電機等の資器材も備蓄している。

これらの救援救護物資や資器材を備蓄する備蓄倉庫を、区立小・中学校の避難拠点に設置している。

また、倒壊した家屋からの救助に使用するエンジンカッター、油圧ポンプ等の救助用資器材を土木出張所に備蓄している。

食糧等の主な備蓄　　平成27年3月31日現在

品名	1拠点当たり備蓄数
クラッカー	1,400食※
アルファ米	700食※
調整粉乳	23缶
哺乳ビン	20本
炊飯袋	7,000枚
保存水（飲用）	2,100ℓ※
配水袋	700枚※
組立水槽	3基※
ポリ容器	240個※
毛布	700枚※
寝袋	700枚※
紙おむつ	894枚※
担架	2台
生理用品	965枚※
発電機	3台※
LED投光器	6基
組立式トイレ	3台
携帯トイレ	700枚※

注：①この他に医療用品、生活必需品、資機材およびろ過器等も備蓄している。
②各避難拠点以外に、区備蓄倉庫でも各種の物資を備蓄している。
③※印の品目は、平成24年度から5か年かけて充実させていく数量である。

●飲料水の確保

生命の維持に最も重要な飲料水の確保は、震災時における最重要課題の一つである。

飲料水は、都の責任において措置し確保することとなっており、区内には光が丘公園内の練馬給水所（66,600㎥）と、大泉公園・学田公園（各1,500㎥）、はやいち公園・みんなの広場公園（各100㎥）の応急給水槽と合わせて5施設で確保されている。

しかしながら、震災時には道路等が寸断されることも予想され、各施設からの搬送が困難になることも想定される。

そのため、区では独自の飲料水確保対策として、民間水道組合等の協力を得て、区内23か所の深井戸（地下100m以上の深さで、飲料用に適したもの）を防災井戸として指定している。これらの防災井戸には震災時の停電に備え、非常用発電機を設置している。

なお、区立全小・中学校の避難拠点には、平成24年から5か年かけて保存水（飲用）を備蓄するとともに、学校のプールの水を飲料水として使用できるよう、非常用ろ過器を配備している。

●各種団体との協定

被災者への支援は、区や防災関係機関だけでは、必ずしも十分な対応ができない。

そこで、主に区内の業界団体や法人、他の地方自治体等と、災害時の被災者支援のための協定を締結している。締結団体等は毎年増加し、支援の種類も多岐にわたるものとなっている。

災害時に、これらの団体等との協働の力で被災者支援が可能となるように、協議や訓練に取り組んでいる。

区では、これまでに、情報の収集と伝達、緊急輸送対策、消火・救助・救急活動、医療救護活動、飲料水・食料等の調達と供給、福祉避難所および施設の利用に関する協定等を締結し、状況に応じた円滑な応急対策活動が可能となるよう態勢を整えている。

災害時協定締結民間団体等　　平成27年3月31日現在

- 情報の収集と伝達関連……12団体
- 緊急輸送対策関連…… 6団体
- 消火・救助・救急活動関連……55団体、3警察署
- 医療救護活動関連…… 29団体
- 飲料水・食料等の調達と供給関連…… 17団体、1消防署
- 福祉避難所関連…… 14団体
- 施設の利用関連…… 13校、3警察署
- その他…… 16団体

災害時協定締結自治体　　平成27年3月31日現在

・長野県上田市	・群馬県館林市
・群馬県前橋市	・東京都西東京市
・埼玉県上尾市	・埼玉県和光市
・福島県塙町	・埼玉県新座市
・群馬県下仁田町	・東京都武蔵野市

5　平和と人権を尊重する

(1) 平和を尊ぶ心をはぐくむ

●平和推進事業

世界が平和であるためには、私たち一人ひとりが平和を希求する心を持ち、周りの人、更に後世の人に平和の尊さを伝えることが大切である。

区では、平和を尊ぶ心を育み、人々へ伝えていくため、昭和58年に「非核都市練馬区宣言」を行い、区立施設に「非核都市練馬区宣言パネル」を設置している(宣言文は裏表紙参照)。また、平成7年に、光が丘公園内に「平和祈念碑」を建立し、平和への願いを発信している。さらに、音楽を通して、平和の大切さ・尊さに思いを寄せ、世界の恒久平和を祈念しようという趣旨で4年度から「平和祈念コンサート」を実施している。

1 平和祈念コンサート

26年9月1日に練馬文化センター・大ホールにおいて、「世代をこえてはぐくもう　平和への思い」をテーマに開催した。出演者はサックスの須川展也氏、ピアノの小柳美奈子氏。音楽演奏のほか、友好都市である中国北京市海淀区、オーストラリア・イプスウィッチ市から送られた平和への思いを込めたメッセージを披露した。

また当日は、練馬文化センター・ギャラリーにおいて平和祈念資料コーナーを設置し、空襲、原爆による被害の状況、戦時中の人々の暮らし等を写したパネルを展示した。

2 平和祈念パネル展

26年8月2日～15日に区役所本庁舎アトリウムおよび石神井庁舎5階ロビーで開催した。

空襲、原爆による被害の状況、戦時中の人々の暮らし等を写したパネル等を展示した。

(2) 人権の尊重と男女共同参画を進める

●人権尊重の理解を深めるための啓発

平成25年7月に実施した区民意識意向調査によると、「今も社会に差別があると思う」区民の割合は、69.3％であった。

人権教育に関し、国は9年に国内行動計画を定め、重要課題として、女性、子供、障害者、高齢者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人の人権問題を掲げたが、そのほかにも社会状況の変化に伴い、犯罪被害者等、路上生活者、性同一性障害者、インターネット上の人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題など、様々な人権問題が顕在化している。

区では「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(12年施行)の基本理念にのっとり、区民が人権尊重に対する理解を深めることのできるよう、啓発活動を行っている。

1 人権啓発事業

ア　「講演と映画の集い」

毎年12月の人権週間に併せて、様々な人権問題についての講演と映画の上映を行い、人権尊重意識の普及・啓発を図っている。

26年度は「みんなで築こう　人権の世紀～考えよう相手の気持ち　育てよう　思いやりの心～」をテーマに、弁護士の菊地幸夫氏による講演「出会いの人生から学んだこと～人と人との絆と人権～」と映画「そして父になる」の上映（参加者延べ540名）を練馬文化センターで行った。

イ　人権セミナー

様々な人権問題に関する当事者・関係者・学識経験者等を講師に迎え、主に成人を対象として、より深い人権啓発を行うことを目的に全3回（参加者延べ118人）を開催した。

ウ　啓発映画ビデオや資料パネル等の貸出し

各団体の研修会や個人等での利用に供するため、同和問題等の啓発映画ビデオ等を所蔵し、貸し出している。

エ　区報による啓発

人権についての啓発記事を掲載している。

26年度は、5月1日号に「憲法記念日に寄せて－人権について考える」、11月11日号に人権週間にちなんだ啓発記事を掲載した。

オ　啓発用小冊子発行

25年度に実施した人権週間の「講演と映画の集い」の講演録「マスオさんの人権考～言葉はプレゼント～」（声優・俳優　増岡弘氏）を発行した。

2 犯罪被害者等支援施策の総合的推進

犯罪被害者等に関する問題を人権問題としてとらえ、二次的被害防止の取組を中心に、犯罪被害者等支援施策の総合的推進を図っている。

21年3月に「練馬区犯罪被害者等支援基本方針」を策定し、22年2月には、すべての区職員が犯罪被害者等の立場を理解し、窓口での不適切な対応による二次的被害を防止するとともに警察や民間団体等と連携を図りながら区の犯罪被害者等支援を一層効果的に推進するため、職員用の「犯罪被害者等支援の手引」を作成して区の各課等に配布した。

また、26年11月に、犯罪被害者週間行事として、（公社）被害者支援都民センター犯罪被害相談員で交通犯罪被害者遺族　中土美砂氏による講演「交通犯罪遺族として」（参加者18名）を区役所本庁舎20階交流会場で行った。

3 職員研修の充実

区職員が様々な人権問題を正しく認識し、職務を行う上で適切な対応が行えるよう、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」および「練馬区職員研修実施計画」に基づき、職員研修を実施している。

4 厚生文化会館の人権尊重に関する事業

住民相互の交流や高齢者・児童の福祉を増進するとともに、人権尊重活動を推進することを目的に昭和48年4月に開設した。

会館には、集会室、敬老室、児童室および学童クラブ室のほか、人権図書コーナーが設けられ、子供から高齢者まで利用できる。

また、会館の円滑な運営を図るため、区および地域住民等で構成する、厚生文化会館運営協議会を設けている。

●男女共同参画社会の実現に向けて

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、男女の固定的役割分担意識にとらわれない男女平等の意識づくりを進めるため、学習機会の提供や啓発事業を実施している。

1 ねりまフォーラムの開催

男女共同参画を広く区民に理解してもらい、自分自身の問題として考えてもらうために開催している。

平成10年度から広く区民の意見を取り入れるため、公募区民による実行委員会の企画・運営により実施している。

26年度は、生涯学習センターにおいて、『「ココロの元気」の作り方～吉本興業マネージャー奮闘記～』と題し、大谷由里子氏を講師として講演会（参加者216人）を行った。

2 男女共同参画週間

毎年6月23日から29日までの「男女共同参画週間」（12年12月内閣府男女共同参画推進本部決定）に、「男女共同参画社会基本法」の目的や基本理念について、広く区民に理解を深めてもらうため、イラスト入りで分かりやすく解説したパネル等の展示を行っている。

3 企業・事業所向け男女共同参画セミナーの開催

ワーク・ライフ・バランスの普及啓発のため、企業・事業所の雇用主および人事労務担当者等を対象にセミナーを開催した。

26年度は『～誰もが「介護」を背負う時代に向けて～はじめよう！「仕事と介護の両立支援」の取組み』（参加者32人）をテーマとした。

4 啓発冊子の発行

「MOVE（う・ご・く）」、「女性手帳」等の冊子を発行した。

●男女共同参画に係る総合的な施策の企画、立案および調整事業

国は、平成11年6月に男女共同参画社会基本法を制定し、男女共同参画社会を実現するための5つの基本理念および国、地方公共団体と国民それぞれが果たすべき役割を定めている。

区では、昭和60年に「婦人行動計画」を策定し、以来5度にわたり行動計画を改定し、男女共同参画施策を推進している。平成23年3月には、男女共同参画推進懇談会の提言を踏まえ、第2次男女共同参画計画（18年度～22年度）の取組を継承しつつ、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や育児・介護休業法の改正など新たな課題への対応を含め、23年度から27年度を計画期間とする第3次男女共同参画計画を策定した。

計画では　(1) 男女の人権の尊重　(2) 社会における制度または慣行についての見直し　(3) 政策等の立案および決定への共同参画　(4) 家庭生活における活動と他の活動の両立 の4点を基本理念としており、この基本理念に基づき、区の各部署が連携して各施策に計画的に取り組み、「男女がともに輝くねりま」の実現を目指している。今後も男女共同参画施策を着実に推進するため、27年度中に第4次男女共同参画計画を策定する。

計画の推進に当たっては、区民や地域の団体、事業者と区が共に連携・協働し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むことが重要となっている。

1 課題や事業等の確認・点検・公表

第3次男女共同参画計画では、計画の着実な推進を図るため、課題に成果指標や目標値を設けるとともに、事業の実施状況について確認・点検し公表していくこととしている。

2 審議会等への女性の参画の促進

区では、審議会等への公募委員の参画を拡充し、区民の視点を取り入れながら、区民とともに透明で開かれた区政経営を行うこととしている。様々な施策に男女の意見をバランスよく反映していくためには、女性委員の積極的任用に努める必要がある。

第3次男女共同参画計画では、27年度の計画目標値を50％に設定した。26年度の比率は38.9％（27年3月現在）である。引き続き50％の男女比を目指していく。

3 男女共同参画推進懇談会

区における男女共同参画の取組を総合的に推進するため、男女共同参画計画や男女共同参画問題について検討する場として、男女共同参画推進懇談会を設けている。委員は学識経験者や関係団体、公募委員など20人程度で構成している。

27年3月には、第4次男女共同参画計画の策定について区に提言し、区はその提言を踏まえて、27年度、第4次男女共同参画計画を策定する。

●配偶者からの暴力防止に係る啓発や被害者支援の推進

1 女性に対する暴力をなくす運動

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は人としての尊厳を脅かす許されない行為であり、女性の人権を著しく侵害するものである。女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的とし、毎年11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間「女性に対する暴力をなくす運動」（平成13年6月内閣府男女共同参画推進本部決定）を実施し、暴力への実態を表したパネルの展示を行っている。

2 練馬区配偶者暴力相談支援センターの設置

区は、平成24年5月に策定した第2次練馬区配偶者暴力防止および被害者支援基本計画に基づき、26年5月12日に練馬区配偶者暴力相談支援センターを設置した。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の規定により、配偶者暴力相談支援センターが持つ各機能（相談、一時保護、DV証明書の発行、生活支援等）を人権・男女共同参画課と総合福祉事務所が担いつつ、関係各課と連携して被害者支援に取り組んでいる。

●男女共同参画センターの運営

男女共同参画センターは、女性が学び、活動し、交流することにより、女性問題の解決に寄与する施設として、昭和62年4月、婦人会館として開館し、平成3年には練馬女性センターに改称した。その後、20年4月には、施設への親しみやイメージアップを図るため、区民公募により施設の呼称を「えーる」と定め、正式名称と併記し、愛称として使用することにした。

22年4月からは、男女が性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指す拠点施設として「男女共同参画センターえーる」と目的および名称を変更した。これにより、女性にも男性にも親しまれ、利用しやすい施設になっている。

センターには、会議室、視聴覚室、和室、研修室、録音室、相談室、図書・資料室、保育室、団体等の交流コーナー、授乳コーナーなどの施設があり、施設の貸出しも行っている。

18年4月から施設の貸出しと維持管理業務について指定管理者制度を導入し、24年4月以降は、講座等の事業についても指定管理者が実施している。

女性学や男女共同参画に関する講座は年間を通じ実施しており、子供を持つ区民が容易に参加できるよう保育室を設置している。

区民が男女共同参画について知識を深める機会にするとともに、日頃、センターで活動するサークルの成果の発表と、年齢や性別を問わずに気軽に参加・交流できる場の提供を目的として、毎年6月に男女共同参画センターえーるフェスティバルを実施している。

図書・資料室では、男女共同参画の推進に係る図書や区、都、国および大都市の行政資料の閲覧・貸出しを行っている。また、男女共同参画の推進に係る情報の収集および提供のほか、学習に関する図書案内、読書相談にも応じている。

相談室においては、カウンセラーによる専門相談など様々な相談に応じている。

男女共同参画センターの施設利用状況　平成26年度

施設	利用者（人）
会議室	7,573
視聴覚室	13,876
和室（大）	5,094
和室（小）	4,172
第1研修室	8,458
第2研修室	5,368
第3研修室	6,396
小計	50,937
録音室	3,299
保育室	5,314
合計	59,550

男女共同参画センターの資料収集状況　平成27年3月31日現在

収集資料	数量
図書	12,232冊
行政資料	2,459種
各種団体資料	717種
雑誌	14誌
新聞	7紙
ビデオテープ（DVDを含む。）	55本

男女共同参画センターの図書・資料室の利用状況　平成26年度

開館時間	利用登録者	貸出図書	読書相談
午前9時から 午後9時30分まで （読書相談は 午後5時まで）	1,340人	8,616冊	84件

男女共同参画センターの相談室開設状況

平成26年度

相　　談	相　　談　　日	相　談　時　間	相談件数（件）
総合相談	毎日（年末年始および施設点検日を除く。）	午前9時から午後7時まで （祝休日は午後5時まで）	3,333
心の相談 （カウンセリング）	毎日（日曜日、年末年始および施設点検日を除く。）　予約制	午前10時から午後7時まで （祝休日は午後5時まで）	727
法律相談	土（祝休日を除く）予約制	午後1時から午後4時まで	401
配偶者等の暴力に対する専門相談 （カウンセリング）	月・水・金（年末年始および施設点検日を除く。）　予約制	月　午前9時から午後5時まで 水・金（第一を除く）午前10時から午後7時まで（祝休日は午後5時まで） 金（第一）午前9時から午後5時まで （練馬区区民相談所で実施）	463

（いずれも年末年始を除く。）

男女共同参画センターの事業実施状況

・実施講座

平成 26 年度

項　　目	事　　業　　名	開催月	回数（日数）	参加者（延べ）	保育人数（延べ）
		月	日	人	人
男女共同参画問題講座	映画上映会「アイコンタクト」	4	1	11	2
	図書・資料室講座「ブックタイム」	5･7･9･11･1･3	6	35	35
	出前ミニ講座	4・6・10・1	4	66	0
	「パワーポイント講座」	4・10・1	4	73	3
	「ことばの発達をうながす子どもとのふれあいテク」	5	1	18	13
	「父子キッチン・ワーク　お父さんと作るおうち・ごはん」	6	1	20	2
	「子育てママのまったり塾」	6･7･9･10･11･12	10	203	112
	「効果的につたえる・つたわるアサーティブ・コミュニケーション」	6・7	2	52	5
	映画上映会「外泊」	6	2	3	3
	「働きたい女性のためのパソコンスキルアップ講座」	7	4	37	2
	「えーるキッズエンジョイサマー」	7・8	6	227	0
	「夏の疲れをアロマで癒しませんか・・」	9	2	56	8
	「女性と災害」	9	1	16	0
	「女性のための就労講座　わたしを知って、わたしを活かす」	9	1	21	8
	「就労・就活中の女性の為のパソコンスキルアップ講座」	10・11・12	6	63	0
	「筋道を立てて話すレッスン～ディベート初めの一歩」	10	3	89	0
	映画上映会「Girl Rising」	10	1	44	0
	「えーるスクエア」	11	7	175	0
	「働きたい女性のためのパソコンスキルアップ講座～ワード･エクセル応用編」	12	2	36	6
	「介護からみえる母娘・家族のすがた」	1	1	30	2
	講演会と意見交換会「災害、その時女性は」	2	1	41	4
	映画上映会「人生いろどり」	3	2	72	1
区民企画講座	「骨の歪みが訴える体の不調」	6	1	11	0
	「男女共同社会がつくる福祉と経済発展～スウェーデンに学ぶ～」	7	1	33	1
	「ベビーダンスであなたも育メン！」	9・10	2	42	0
	「古典文学に学ぶ女性の生き方　源氏物語」	10	1	36	0
	「誰かのためでなく、自分のために生きる」	10	1	26	0
	「楽しんで学ぶ高齢期の住まい方」	2	1	33	0

・男女共同参画センターえーるフェスティバル

平成26年度

事　　業　　内　　容		開催日	参加者（延べ）	保育人数（延べ）
テーマ	「男女がともに輝く未来へ！」	5月31日、6月1日（2日間）	人 2,004	人 2
特別講演会	「表現する女性たち～文学・名詩に息づく女性の声を、朗読と音楽で～」 （講師：飯島晶子氏、ピアノ：横山一恵氏）			
講演会・懇談会	「長寿は歯から～自分の歯でおいしく食べよう」 「食生活の危機!!かたよっていませんか…大丈夫？」 「戦時下の少女たち　その後の生き方を語る」			
その他	手作り体験コーナー　寸劇　いきいき健康体操 男女共同参画に関するパネル展示　利用団体の作品発表			

6　区内の公共機関

(1) 警察

約70万人の人口を擁する練馬区は、練馬、光が丘、石神井の3警察署が管轄している。平成26年中の犯罪の発生件数は、全体で7,643件で前年に比べて669件、9.6％増加した。

窃盗は、6,093件発生し全体の79.7％を占めており、うち侵入窃盗は300件で前年より42件、12.3％減少した。

一方、非侵入窃盗は5,793件発生し、窃盗全体の95.1％を占め、前年に比べ757件、15.0％増加した。中でも、自転車・バイクの盗難被害は4,048件で、1日平均11.1件発生した。

罪種別　認知件数　　平成26年

罪種別＼署別	練馬	光が丘	石神井	合計
合計	2,631	2,069	2,943	7,643
凶悪犯　計	5	11	10	26
うち）殺人	1	1	2	4
うち）強盗	4	4	5	13
うち）放火	0	2	1	3
粗暴犯　計	66	64	101	231
暴行・傷害	58	52	88	198
脅迫・恐喝	8	12	13	33
窃盗犯　計	2,072	1,676	2,345	6,093
侵入窃盗	87	63	150	300
非侵入窃盗	1,985	1,613	2,195	5,793
うち）オートバイ盗・自転車盗	1,441	1,026	1,581	4,048
知能犯　計	142	54	77	273
詐欺	134	49	69	252
その他	8	5	8	21
風俗犯　計	20	14	32	66
うち）強制わいせつ	14	9	20	43
その他の刑法犯	326	250	378	954

注：①練馬警察署の管轄内には、中野区のうち江原町3丁目（2番の一部）を含む。
②石神井警察署の管轄内には、西東京市のうち東町4丁目（15番の一部）を含む。
資料：警視庁刑事部刑事総務課

(2) 消防

練馬（平和台・貫井）、光が丘（北町）、石神井（関町・大泉・大泉学園・石神井公園）の3消防署（7出張所）が管轄している。

平成26年中の火災件数は174件で前年に比べ12件減少し、焼損床面積は1,187㎡で498㎡増加し、焼死者は2人で3人減少した。

火災原因は、放火（放火の疑いを含む。）が59件（約34％）で第1位、電気関係が24件（約14％）で第2位、たばこが23件（約13％）で第3位となっている。

救急は33,563件で429件増加した。

消防署別の消防力　　平成26年

消防力＼消防署	練馬（台）	光が丘（台）	石神井（台）	計（台）
ポンプ車	5	4	8	17
化学車	1	0	0	1
はしご車	1	1	1	3
救急車	3	2	5	10
特別救助車	1	0	1	2
指揮隊車	1	1	1	3
水槽車	1	0	0	1
その他の車	8	7	8	23
計	21	15	24	60

救急出場件数　　平成26年

事故別＼署別	練馬（件）	光が丘（件）	石神井（件）	計（件）
急病	7,069	4,712	10,231	22,012
交通事故	746	494	1,191	2,431
一般負傷	1,735	1,135	2,700	5,570
転院搬送	619	402	1,147	2,168
その他	441	280	661	1,382
計	10,610	7,023	15,930	33,563

火災出場件数　　平成26年

区分	練馬	光が丘	石神井	計
火災件数	57件	32件	85件	174件
り災棟数	54棟	21棟	46棟	121棟
り災世帯	68世帯	14世帯	46世帯	128世帯
焼損面積	659㎡	242㎡	286㎡	1,187㎡
死者	1人	0人	1人	2人
負傷者	25人	4人	9人	38人

救助出場件数　　平成26年

種別＼消防署	練馬（件）	光が丘（件）	石神井（件）	計（件）
救助活動	295	189	316	800
緊急確認	154	74	134	362
危険排除	72	53	90	215
計	521	316	540	1,377

資料：練馬消防署、光が丘消防署、石神井消防署

練馬区長期計画（平成22年度～26年度） 施策別成果指標実績値一覧

●この表は、長期計画で定めた各施策に記載した成果指標について、26年度末現在の実績値を記載したもの。

政策・施策		指標	20年度実績	26年度実績	26年度目標
31 まちの地域力を高める					
311	地域コミュニティを活性化し、協働を推進する	新たに協働を開始（拡充）した事業数	未実施	31事業	25事業
312	地域活動を支える情報・機会・場の提供を行う	地域住民からなる運営組織と協働で運営されている地区区民館の数	8館	22館	22館
32 経済活動を活発にする					
321	練馬区の特徴的な産業を支援する	アニメ関連企業の従業者数	1,980人※1（18年度）	1,667人※2（24年度）	2,500人
322	中小企業の経営を支援する	都の倒産件数に占める練馬区の倒産件数の割合	2.28%	2.4%	2.16%
323	中小企業の勤労者と就労を支援する	区内中小事業所の従業員数	159,909人（18年度）	169,698人（24年度）	161,830人
324	消費者の自立を支援する	消費者講座等の参加者数	823人	837人	1,030人
325	都市農地を保全し都市農業を支援する	農業体験農園の施設整備数	14園	17園	17園※3
326	魅力的な商店街づくりを進める	商店街におけるイベント事業の実施数	163事業	146事業	178事業
327	まち歩き観光を推進する	まち歩き観光スポットの来場者数	約91万人	109万人	102万人
33 文化芸術・生涯学習、スポーツ活動を活発にする					
331	区民の文化芸術・生涯学習活動を支援する	文化芸術・生涯学習施設利用者数および同事業参加者数	1,491,771人	1,752,795人	1,800,000人
332	読書活動を支援する	区立図書館の区民1人当たりの蔵書冊数	2.05冊	2.4冊	2.35冊
333	スポーツ活動を支援する	週1回以上スポーツを行う成人の割合	46.2%（18年度）	55%（25年度）	60%（25年度）
334	文化財を保存・活用・継承する	文化財、伝統文化に関する普及啓発事業参加率	81.5%	114.9%	100%
335	多様な文化・社会への理解を進める	交流会等参加者数	865人	789人	920人
34 安全で安心な区民生活を支える態勢を整える					
341	犯罪等に対する態勢を強化する	「防犯・防火・防災」に関する区民の満足度	54.1%	65.4%	60%
342	自然災害に対する態勢を強化する	防災リーダーの育成講習（区民防災組織カリキュラム）修了者	81人	409人	400人
35 平和と人権を尊重する					
351	平和を尊ぶ心をはぐくむ	平和推進事業の参加者のうち平和への意識が高まったと感じた区民の割合	95%（22年度）	95%	80%
352	人権の尊重と男女共同参画を進める	区民の人権に対する意識の高さ	65.9%	66.7%（25年度）	70%（25年度）

※1 東京都総務局統計部「平成18年事業所・企業統計調査報告書」による。
※2 総務省・経済産業省「平成24年経済センサス－活動調査結果」による。
※3 「長期計画・後期実施計画」策定に合わせて目標値を見直した。

第4章

環境と共生する快適なまちを形成する
～環境とまちづくり分野～

1　みどり豊かなまちをつくる … 158
2　環境への負荷を低減し、持続可能な社会をつくる …… 161
3　良好な地域環境をつくる …… 169
4　地域特性に合ったまちづくりを進める …… 174
5　災害に強く生活しやすいまちをつくる …… 178
6　良好な交通環境をつくる …… 185
7　安心して生活できる住まいづくりを進める …… 194



ねりまｅｃｏチャレンジ！打ち水大作戦

1　みどり豊かなまちをつくる

(1) ふるさとのみどりを保全し、新たなみどりをつくる

●保護樹木・樹林、憩いの森・街かどの森

貴重なみどりを保護するために、地上からの高さが1.2mにおける幹の周囲が1.5m以上の樹木を「保護樹木」、面積が300㎡以上の樹林を「保護樹林」に指定している。平成27年4月1日現在、樹木を1,196本（うち民有の樹木970本）、樹林を73か所、193,063㎡（うち民有の樹林45か所、142,727㎡）指定している。

また、樹林地を区が所有者から借り受け、区民に開放する「憩いの森」（1,000㎡以上）は43か所102,282㎡、「街かどの森」（300㎡以上1,000㎡未満）は5か所2,984㎡開放している。

●みどりの保全と創出

区は、みどりの保全と創出を進めるために、平成18年に「みどり30推進計画」を策定し、19年には、新たに「練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例」を定めた。

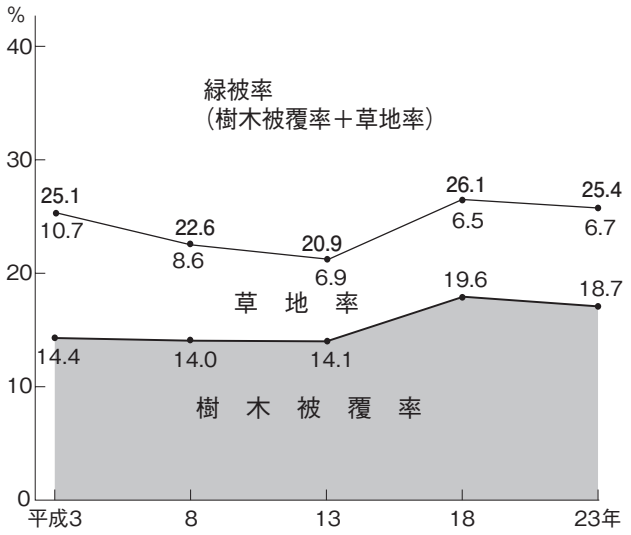
21年1月には、みどりに関する総合的な計画である「練馬区みどりの基本計画」を改定した。これまでの計画を更に発展させ、みどりの将来像を「みどりを愛しいのちを守りはぐくむまち　ねりま」とした。

・区民みんなでみどりを愛しはぐくみます
・いのちをはぐくみます
・郷土のみどりを継承します
・新しいみどりをひろげます
・みどりと水のネットワークをつくります

という5つの基本方針のもとに施策の体系を示し、これに沿って事業を展開している。

27年3月に策定した「みどりの風吹くまちビジョン～新しい成熟都市・練馬をめざして～」では、「みどりあふれるまちづくり」を戦略計画に位置づけ、みどりの総量だけではなく質にも着目した、みどり施策の新たな考え方をまとめ、みどりのネットワーク形成を推進する等、より積極的・効果的なみどり施策を展開することとした。

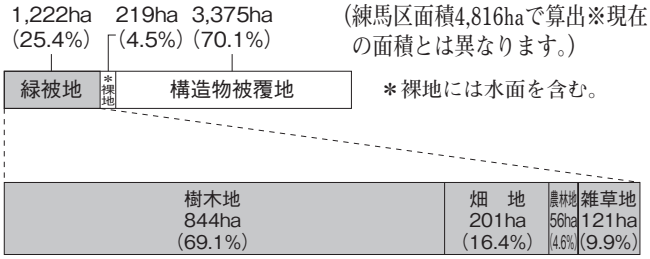
緑被率の経年変化



※平成18年度の緑被率は従来より精度の高い計測方法により計測した数値である。

緑被地の種類別内訳

平成23年調査
（みどりの抽出規模1m²単位）
（練馬区面積4,816haで算出※現在の面積とは異なります。）



●進む公園の整備

誰もが自由に利用できる身近なみどりの空間が公園である。区内の公園は、平成27年4月1日現在、規模の大きな都立公園4園を含め663園に達し、その面積は2,063,600.91㎡（区総面積の4.3%）である。区民一人当たりの公園面積は2.88㎡で、昭和45年に比べると3.9倍になっている。都市公園（児童遊園を除く。）に限った場合では、その面積は1,973,032.25㎡で区民一人当たりの面積は、2.75㎡である。

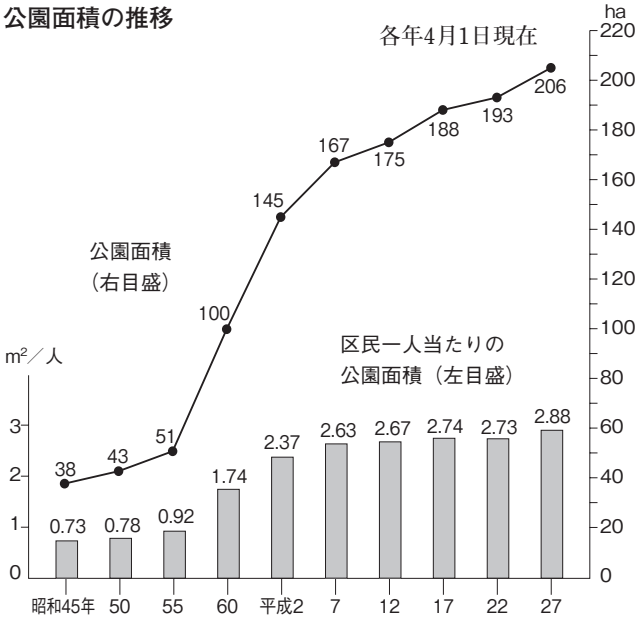
練馬区立都市公園条例では、区民一人当たりの都市公園の標準面積を5㎡と定めているが、まだ及んでいないのが現状である。

区では、「みどりの基本計画」における区民一人当たりの公園面積（児童遊園を含む。）6㎡を目指し、今後も地域の特性を活かし、区民が安心して楽しく憩える公園の整備を進めていく。

公園の現況　　平成27年4月1日現在

種　　類	数	面　　積
	か所	㎡
都　立　公　園	4	1,059,970.76
区　立　公　園	203	769,823.35
区立児童遊園	218	90,568.66
区立緑地緑道	235	133,699.14
区立市民農園	3	9,539.00
計	663	2,063,600.91
区民一人当たり		2.88
（うち都市公園）		(2.75)

公園面積の推移



●区立公園等の維持管理

東部・西部公園出張所において、区民が快適に公園を利用できるよう、清掃、樹木せん定、遊具等の保守点検などの維持管理を行っている。

平成25年度には、長期的な公園機能の安全性の確保や、補修および更新費用の平準化等を目的とした「練馬区公園施設長寿命化計画」を策定し、遊具等についてこれまでの事後保全的な管理から予防保全的な管理へ方針を転換した。

●出生記念苗木配布

出生を記念し苗木を配布することにより、みどりに対する意識の向上、啓発を図っている。平成26年度は1,578本の苗木を配布した。

●みどりの街並みづくり事業

区では、みどり豊かで潤いのある街並みを形成するために、みどりの街並みづくり事業を実施し、生け垣化や屋上緑化、沿道緑化等に要する経費の一部を助成している。

「生け垣化助成」は、道路に面した部分の生け垣化に要する経費を助成している。震災時の安全確保にもつながるため、ブロック塀を生け垣に作り替える際には、ブロック塀の撤去経費も助成対象としている。平成26年度は22件、総延長234.6ｍの生け垣に助成した。

「屋上緑化助成」は、民間建築物の屋上に新たな緑化空間を創出する事業に対して助成している。26年度は2件、面積45.1㎡の緑化に助成した。

「沿道緑化助成」は、住宅の道路に面した部分を対象として緑化に要する経費を助成している。緑化に要する舗装の撤去経費も助成の対象としている。26年度は5件、面積21.2㎡の緑化に助成した。

●緑化計画の事前協議

みどりを確保するため、区内で開発行為や建築行為を行うときは、その規模に応じて緑化に関する事前協議をしなければならない。平成26年度は、問合せが2,482件、事前協議申請が596件あった。

●樹木等伐採の届出

基準以上の樹木・樹林を伐採しようとするときは区長に届け出なければならない。また伐採したときは代替の植栽に努めるものとしている。平成26年度は70件の届出があった。

●公共施設の緑化

ヒートアイランド現象の緩和、省エネルギー化に向けて、平成26年度には、新たにみどりのカーテンを6施設、壁面緑化を4施設、屋上緑化を2施設、その他の緑化を2施設で実施した。

(2) みどりを愛しはぐくむ活動を広げる

●練馬みどりの葉っぴい基金

練馬のみどりを区民みんなで愛し育んでいくために、平成16年10月、区は「練馬みどりの葉（は）っぴい基金」(条例名称：練馬区みどりを育む基金）を設置した。基金は寄付金と区の積立金等からなり、①樹林地など貴重なみどり資源の保全や取得、②民有地の緑化の推進やみどりの普及・啓発、③みどりのボランティア活動への支援・助成などのために活用する。27年3月末の基金の現在高は6億9,343万円である。

また、基金のキャラクターである「ぴいちゃん」を活用し、みどりを育む心を醸成するため、「ぴいちゃんファンクラブ」を24年6月に設立した。27年3月31日現在の会員数は、704名である。

●練馬みどりの機構

一般財団法人練馬みどりの機構（以下「機構」という。）は、屋敷林や雑木林・農地などの練馬らしいみどりを媒介とした地域コミュニティの形成を目指すとともに、みどりの情報ネットワークを構築し、区民・区内事業者そして区の三者の協働により、区内のみどりの保護と保全、育成・活用に寄与することを目的として活動している。

機構は、平成18年3月に任意団体として活動を開始し、21年4月に一般財団法人格を取得、22年4月に都市緑地法に基づく緑地管理機構に指定された。

26年10月から12月まで、区と機構は、憩いの森の所有者や地域活動団体の協力を得て、身近な自然である憩いの森をフィールドとして自然観察等を体験し、憩いの森について語り合う「憩いの森のある暮らし体験講座」を実施した。連続講座として3回実施し、延べ47名が参加した。

●みどりの協定

区では、現存するみどりの保護と失われたみどりの回復を図るため、様々な施策を行ってきた。みどり豊かな環境をつくるため、今後も公共施設の緑化にとどまらず、民間施設についても緑化を推進する施策を継続して展開していく必要がある。

このため、一定の地域の区民と区が協定を結び、地域の緑化を進めている。平成27年3月31日現在、18地域で協定が結ばれており、苗木の配布によるまちの緑化・美化が行われている。

みどりの協定締結地区　　平成27年3月31日現在

名　　称
旭町二丁目町会
上石神井町会
石神井町一丁目東町会
城南住宅組合
中里泉地区
早宮三、四丁目町会
石神井台中央町会
西大泉連合町会
ルミエール豊玉管理組合
仲町五丁目町会
光が丘パークタウンいちょう通り東第二団地管理組合
ファミール成増グランデージ管理組合
石神井小関町会
石神井台沼辺町会
中村東町会
光が丘パークタウンいちょう通り東第一団地管理組合
仲一自治会
都民住民コートビレッジ

●緑化委員会・緑化協力員

区民参加によるみどりの保全と創出を図るため、「緑化委員会」「緑化協力員」の制度を設けている。緑化委員会は区長の附属機関として設けられ、区の緑化行政に種々の提言を行っている。一方、区民公募による緑化協力員は、それぞれの地域で自主的に活動し、地域の核となって緑化運動を行っている。

●花とみどりの相談所

花とみどりの相談所は、みどり豊かなまちを実現するため、みどりに関する知識を広めることを目的とし、昭和62年に開館した。植物に関する相談の受付、展示会、植物観察会および寄せ植えなどの講習会を行っているほか、みどりに関わる活動をしている区民サークルに講習室の貸出しも行っている。

また、相談所の周辺には、来所する区民がみどりに親しむことができるよう花壇やバラ園等を整備しており、年間を通して四季折々の花を楽しめる。

平成26年度の相談件数は3,393件であった。また、講習会等の開催は延べ65回、参加者は1,766人であった。

2 環境への負荷を低減し、持続可能な社会をつくる

(1) 区民・事業者による身近なところからの地球温暖化防止を促進する

●練馬区環境基本条例

区は、練馬区環境基本条例を制定し、平成18年8月1日に施行した。

この条例は、区の環境の保全について、基本理念を定め、区、事業者、区民の責務を明らかにし、併せて、環境保全施策の基本的事項を定めることにより、区の環境保全施策を総合的かつ計画的に推進し、区において良好な環境を実現するとともに、地球環境や広域的な環境の保全に貢献することを目的としている。

●練馬区環境審議会

練馬区環境基本条例第22条の規定に基づき、区の環境の保全に関して基本的事項を調査審議するための組織として、平成18年12月に練馬区環境審議会を設置した。委員の任期は2年で、26年12月から第5期の審議会となり、公募区民委員5人、区民団体委員4人、事業者団体委員4人、学識経験者委員2人、教育関係者委員2人、関係行政機関委員1人の計18人で構成されている。

26年度は5回の審議会を開催し、「練馬区環境基本計画2011の課題点のとりまとめ結果」等について審議した。

●環境都市練馬区宣言

平成18年8月1日、練馬区環境基本条例の制定・施行を機に、区民、事業者および区を挙げて、地域環境・地球環境の保全に取り組む決意と基本方針を内外に明らかにし、より良い環境を後の世代に引き継ぐことを宣言する環境都市練馬区宣言を行った。

この宣言は、環境の保全に関して、区における課題および区民等の責務を簡潔に示すとともに、区民等すべての人が協力して「みどりや水と共生する美しいまち」、「安全で健康に暮らせる生活環境のまち」、「資源やエネルギーを大切にする循環のまち」、「環境にやさしいこころを育み行動の環が広がるまち」の4つの基本的な目標の実現に向けて行動を進めることを内容としている。(宣言文は裏表紙参照)

●練馬区環境基本計画2011

区は、平成5年度に最初の「練馬区環境基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定し、この計画を基本に区の環境保全に関する施策を展開してきた。

この間、増加を続ける温室効果ガスの排出削減や、区の特長であるみどりの保全・創出等様々な対応が求められるようになった。

これらの環境行政を取り巻く状況の変化や、国内外の動向を踏まえた現行の基本計画は、21年9月より策定を始め、計画素案を22年8月にまとめ、パブリックコメントを行った。また、計画素案を練馬区環境審議会に諮問し、同年10月の答申を受けて、計画案としてまとめ、同年12月に策定した。

本計画では、「ともに築く　循環・共生のまち　ねりま」を区の望ましい環境像に掲げた。さらに、「みどり豊かなまちをつくる」、「環境に配慮したまちをつくる」、「学びと行動の環を広げる」を基本目標に定め、8つの基本施策、23の施策、8つの重点事業を展開している。計画期間は23年度から30年代初頭までとし、26年度までを前期計画と位置づけた。また、基本施策の進捗状況や成果を測る指標(モノサシ)として、26年度までに達成すべき目標である「環境指標」を設定した。

本計画の進行管理は、「環境指標」と重点事業の点検・公表により毎年度行い、関連する「みどりの基本計画」、「練馬区一般廃棄物処理基本計画」などと連携し、着実な計画の推進に向けて取り組んでいく。

●練馬区地球温暖化対策地域推進計画

1 計画策定の背景

地球温暖化対策については、国が、平成20年3月に「京都議定書目標達成計画」を全部改定するとともに、同年7月には、2050(平成62)年を目標年次とする「低炭素社会づくり行動計画」を策定したこと、さらに都が、20年3月に「東京都環境基本計画」を策定し、2020年を目標年次とする温暖化対策の目標や施策の方向等を打ち出すなど、状況が大きく変化した。

こうした状況を背景に、区は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、18年2月策定の「練馬区地域省エネルギービジョン」に代わる新たな地球温暖化対策の枠組みとして「練馬区地球温暖化対策地域推進計画」(以下「地域推進計画」という。)を21年3月に策定した。

2 地域推進計画における削減目標

地域推進計画では、区の自然的社会的状況や温室効果ガス排出状況、国や都の関連計画を踏まえ、つぎのような温室効果ガス削減目標を掲げている。

① 短期的目標:2012(平成24)年度までに、2000(平成12)年度比で8%削減

② 中長期的目標:2020(平成32)年度までに、2000(平成12)年度比で25%削減

3 地球温暖化対策の総合的、計画的な推進

この目標を達成するために、地域推進計画では、主体(区民、事業者、区)別に温暖化対策を体系化した上で、それぞれの主体ごとの具体的な取組を示し、区における温暖化対策を総合的、計画的に進めることとしている。

4 練馬区の温室効果ガス排出状況

24年度の区の温室効果ガス排出量は、225万7千t(2年度比29.8%増)で、そのうち95%以上を二酸化炭素が

占めており、217万3千t（2年度比26.8％増）であった。さらに二酸化炭素の排出量の内訳は、民生家庭部門（一般家庭）49.3％、民生業務部門（事業活動）25.3％、運輸部門18.1％であった。

（単位：1000t－CO_2）

年度	温室効果ガス	二酸化炭素					
			産業部門	民生家庭	民生業務	運輸部門	廃棄物部門
平成2	1,739	1,714 (100%)	160 (9.3%)	665 (38.8%)	287 (16.7%)	571 (33.3%)	32 (1.9%)
12	2,020	1,971 (100%)	100 (5.1%)	769 (39.0%)	369 (18.7%)	701 (35.6%)	32 (1.6%)
24	2,257	2,173 (100%)	90 (4.1%)	1,070 (49.3%)	550 (25.3%)	393 (18.1%)	70 (3.2%)

資料：「特別区の温室効果ガス排出量（1990～2012年度）」（平成27年3月）
オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」

●練馬区地球温暖化対策地域協議会（ねり☆エコ）の活動

区における地球温暖化対策を推進するため、平成22年5月に「練馬区地球温暖化対策地域協議会」が設立され、23年度に区民公募により愛称を「ねり☆エコ」とした。ねり☆エコは、日常生活に起因する温室効果ガスの排出抑制のために必要な取組について協議し、区、その他関係機関等と連携して、節電・省エネ・省資源に関する普及啓発を進めている。

●環境報告書「ねりまのかんきょう」の発行

平成18年8月1日施行の練馬区環境基本条例に基づく「環境報告書」として、26年9月、冊子「ねりまのかんきょう－平成25年度報告－」を作成し、同時に区ホームページでも公表した。「環境にやさしいまちをつくる」「みどりと環境」「循環型社会をつくる」の3部構成で、25年度を中心とした区の環境の現状や施策の実施状況を詳しく解説している。また、環境・みどり・リサイクルに関する年表などを資料として掲載した。

●環境情報の提供事業

環境に関する様々な情報をより的確に区民に提供することを目的として、区ホームページにより、環境教育啓発事業として実施するイベント情報の案内や区内で活動する環境団体を紹介している。

●エコライフチェック事業

区では、日常生活における省エネルギー等の環境配慮を進めるため、区民と協力して、平成18年度からエコライフチェック事業を実施している。この事業は、10月のある1日をエコライフデーと定め、日常生活における環境配慮について、普段とエコライフデーの行動をチェックシートを用いて区民がチェックした後、区が集計分析を行い、その結果を参加した区民等に返すことにより、効果的に環境に配慮した行動の普及啓発を行う事業である。26年度からは、事業所向けのエコライフチェックを開始した。

26年度は区の小中学生等37,320人および15事業所の取組により、エコライフデーと普段の日を比較して4.28tの二酸化炭素を削減し、区内学校1校にエコライフチェック事業還元植樹を行った。

●環境学習事業

区は、区民一人ひとりが環境を守る意識を高めるよう各種の環境学習事業を行っている。平成26年度に実施した事業はつぎのとおりである。

1 練馬区環境作文コンクール

小・中学生の環境問題への意識・関心を高めることを目的として、毎年夏休み期間に作文を募集し、今回で41回目を迎えた。

26年度は「わが家のエコじまん」、「ねりまでみつけた・感じた自然」、「家で！学校で！みんなでできるリサイクル」の3つのテーマで募集し、小学生325作品、中学生734作品の計1,059作品の応募があった。

入賞作品16点を掲載した環境作文集を1,300冊作成し、小中学校に送付したほか区立施設で配布した。また、1月には区役所本庁舎2階通路掲示板にて、入賞作品の展示を行った。

2 環境月間行事

環境省が定める環境月間（6月）に実施している。26年度は6月中に区役所本庁舎アトリウムを会場として、「ともに築く　循環・共生のまち　ねりま」をテーマとし、講演会などとともに区内で活動している環境団体や区の環境への取組の紹介、展示を行った。

3 こどもエコクラブ

（公財）日本環境協会が主催しているこどもエコクラブ事業（幼児から高校生を対象とする環境クラブ活動）の地方事務局として、区内クラブの活動を支援した。26年度は2クラブ271人が会員として登録・活動した。

4 ねりまエコ・アドバイザー活動支援

ねりま環境カレッジ基礎コース・応用コース修了者に、ねりまエコ・アドバイザーを委嘱しており、26年度は49人を委嘱した。

ねりまエコ・アドバイザーは、区が行う環境教育啓発事業や環境調査などへの協力、地域で行われる環境保全活動への助言・協力、その他環境教育の助言・協力者として学校等への出前講座も受け付けている。また、各所属団体で環境活動を行っている。

ねりまエコ・アドバイザーの活動を活性化するため21年4月に「ねりまエコ・アドバイザー協議会」を設立した。また活動支援として、「ねりまエコ・アドバイザー通信」の発行、フォローアップ研修を実施した。

●ねりま・エコスタイルフェア

節電、省エネ・省資源につながる展示・発表などを通じて、「環境に配慮したライフスタイル」を推進することを目的に、練馬まつりの協賛事業として実施した。

⑴ 開催日　平成26年10月19日（日）
⑵ 会　場　としまえん
⑶ 主　催　練馬区およびねり☆エコ

⑷ 内　容　節電・省エネに役立つ情報の展示、資源・ごみの分類に関するパネル展示、ごみの出し方クイズ、環境広報車（中が見える清掃車や電気自動車）の展示など
⑸ 来場者　33,000人（練馬まつり、健康フェスティバルおよびねりま・エコスタイルフェア全体の来場者数）

●地球温暖化対策設備設置補助制度

平成18年度から、地球温暖化防止施策の推進を図ることを目的に、住宅等に再生可能エネルギー設備または省エネルギー設備を設置する区民等に対して、予算の範囲内で、その費用の一部補助を行っている。26年度については、太陽光発電設備245件、自然冷媒ヒートポンプ給湯器45件、家庭用燃料電池システム394件、窓の断熱改修18件、直管形LED照明2件、計704件、46,253,000円を補助した。なお、27年度からは「再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置補助制度」として、補助事業を行っている。

●オール東京62市区町村共同事業

オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」は、東京の自然環境の保護、地球温暖化の防止を目的に平成19年度にスタートした。

19年10月に発表した「みどり東京・温暖化防止プロジェクト共同宣言」に基づき、各自治体や地域の特性に応じた自然環境の保護、地球温暖化対策を推進するため、東京の62市区町村が共同して、様々な事業に取り組んでいる。

26年度には、「62市区町村共通版の温室効果ガス排出量標準算定手法」により算出した都内の市・区・町・村の温室効果ガス排出量の公表や共通啓発物品の配布、エコプロダクツ2014への出展、再生可能エネルギーとスマートコミュニティの研究、みどり東京フォトコンテスト等を行った。

⑵ まちづくりで環境に配慮する

●環境影響評価制度

環境影響評価制度は、大規模なまちづくり事業の実施に際し、その事業の実施が環境に与える影響をあらかじめ予測・評価して公表し、住民や関係自治体の意見を事業計画に反映させ、環境への著しい影響の発生を未然に防止するための一連の手続である。

都は昭和55年に「東京都環境影響評価条例」を、国は平成9年に「環境影響評価法」を制定し、環境影響評価を実施してきた。このうち、当区が関係地域になった事業は、27年3月31日現在18件である。

最近では、25年度に「光が丘清掃工場建替事業」の環境影響評価条例に基づく手続を実施した。

⑶ 区が率先して地球温暖化防止に取り組む

●区の事務事業における環境配慮の着実な推進

1 練馬区環境マネジメントシステム（ねりまエコプラン）

区は、区の事務事業の中で、地球温暖化防止を始めとする環境課題の解決に向けて取り組んでいかなければならない。

そのためには、区は率先して温室効果ガスの削減に取り組むほか環境に配慮した活動を推進することが必要であり、それを継続的に改善していく仕組みが欠かせない。環境マネジメントシステム（EMS）とは、企業や自治体等の組織が運営や経営の中で、自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、目標達成に向けた取組を継続的に進めるための仕組みをいい、Plan（計画）、Do（実施および運用）、Check（点検）およびAction（見直し）のPDCAサイクルからなる。

区は、環境マネジメントシステムを、平成13年度から区長部局において運用開始し、世界共通の規格であるISO14001を認証取得した。その後、16年度からは区立小中学校・幼稚園へも拡大して運用してきた。ISO14001認証取得後9年間の取組の中で、職員の意識改革が図られ、目標管理の仕組みが仕事の中に定着し、一定の成果が得られた。

そこで、23年度からはISO14001によらない区独自の環境管理を行うために、区の環境マネジメント全体を体系化し、運用を統括する「練馬区環境マネジメントシステム基本方針」を制定した。

区は、「練馬区環境マネジメントシステム基本方針」に基づいた環境管理体系により、環境への負荷を低減し、環境法令を遵守するとともに、事務事業の中で環境に良い活動を推進することで、環境課題の解決に取り組んでいる。

2 練馬区環境管理実行計画

区は、23年3月、地球温暖化防止のため、事業者としての練馬区が自らの事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減を目的として、「練馬区環境管理実行計画（23年度～26年度）」を策定した。この計画は、「練馬区役所地球温暖化対策プラン（19年3月策定）」の後継計画であり、「練馬区環境マネジメントシステム（ねりまエコプラン）」を構成する取組分野でもある。また、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」、「地球温暖化対策の推進に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（以下「東京都環境確保条例」という。）の改正内容を踏まえた総合的な実行計画として策定した。

3 区立施設の省エネルギー対策等

区は、「練馬区環境マネジメントシステム（ねりまエコプラン）」に基づき、26年度は、節水器具設置モデル事業として、練馬保育園にて節水の効果検証を実施した。また、公共施設等の新設・改修工事等を行う際に省エネルギー対策等を進め、豊玉第二中学校に太陽光発電装置を設置した。

加えて、東京都環境確保条例の地球温暖化対策計画書制度に基づき、区役所西庁舎屋上庭園を整備し、太陽光パネルを設置した。

区は、東日本大震災を契機として自主的に節電を継続している。特に夏期については、26年度環境マネジメント実施計画において節電目標を定めて取り組んでいる。

また、電力調達先の多様化と経費の節減を図るため、競争入札による電力調達の施設数を拡大した。

(4) ごみの発生を抑制する

●普及啓発の推進

1 情報の発信

区は、循環型社会構築を目指し、区で行っている「ごみ減量」と「資源化」への取組について、普及啓発用パンフレット「練馬区資源・ごみの分け方と出し方」および清掃リサイクル分野の情報紙「ねりまの環」を作成し、区民等に情報を発信している。

平成27年2月には「ねりまの環」第6号を小中学校の児童・生徒、区立施設等に配布した。第6号では、粗大ごみ受付センターの変更に伴い、新電話番号およびインターネットでの申込み方法の案内、併せて粗大ごみの収集後の流れについても周知を行った。

2 清掃事務所における啓発活動

清掃事務所では、ごみの減量や正しい排出方法、リサイクルへの一層の理解と協力を得るため、様々な指導・啓発活動を行っている。主な指導・啓発活動には以下のものがある。

⑴ ふれあい環境学習

小学校に出向き、主に4年生を対象に模擬ごみの分別体験を通じ、ごみの分別等への関心を持ってもらうほか、環境広報車を使ってごみ収集の仕組みや機能を説明している。26年度は、区立小学校63校で実施し、区作成の冊子「できることからはじめよう」を配布した。また、区立保育園および幼稚園等でも実施している。

⑵ 大規模建築物排出指導

1,000㎡以上の事業用建築物の所有者に対して、廃棄物の減量と再利用の推進に関する指導、助言を行っている。また、廃棄物管理責任者の選任を義務付け、講習会を実施している。

3 練馬区環境清掃推進連絡会

練馬区環境清掃推進連絡会は、町会・自治会を中心とした環境・清掃・リサイクルに関わる類似の住民組織を統合して、15年7月に組織された任意団体である。

この団体は、地域のまち美化および清掃・リサイクルについて事業を展開し、「自分たちのまちは自分たちできれいにする」ことを目標に、身近な地域のまち美化・清掃・リサイクルの問題を通じて地域での連帯を深め、行政と協働して循環型社会づくりと地球環境の保全に寄与することを目的としている。

26年度は、清掃・リサイクル関連施設見学会、区内一斉清掃事業などを実施した。

●生ごみの発生抑制

区は、生ごみの資源化を進め、生ごみを土にかえすリサイクル事業を実現するとともに、ごみの減量を図るため、生ごみコンポスト化容器のあっせんを行っている。平成26年度には、10台の申込みがあった。

また、家庭用生ごみ処理機およびコンポスト化容器購入費助成金交付事業も併せて行っており、26年度の助成件数は85件であった。

●リサイクルセンター

区は、リサイクルおよび環境学習活動の拠点施設として、平成9年3月に関町リサイクルセンターを、14年10月に春日町リサイクルセンターを、21年4月には豊玉リサイクルセンターを開館した。

23年度からは全区的な事業展開等を実施するために、3つのリサイクルセンターを一括して一事業者が指定管理者として事業を行うこととした。

センターには、展示室、リサイクル工房、リサイクル情報コーナー、実習室、多目的室、会議室、コミュニティ室などの施設があり、様々な事業が行われている。

センターで行っている主な事業は以下のとおりである。

1 手作り教室の開催など

不用品を使った衣類のリメイクやおもちゃ作り、環境を扱った講座などを行った。26年度は、豊玉、春日町および関町リサイクルセンターで合計512回開催した。

2 不用家具類の展示・販売

粗大ごみとして出された家具類のうち、再使用可能なものを、簡易な修理・清掃を行い、低廉な価格で販売した。26年度は、豊玉、春日町および関町リサイクルセンターで区民提供の小物と合わせて76,192点販売した。

3 環境リサイクル情報の収集・提供

環境およびリサイクルに関する情報・資料（書籍・ビデオなど）を収集し、区民の利用に供している。また、事業案内などを載せた情報誌を発行している。

●再使用の促進

1 リサイクル・マーケット支援

リサイクル・マーケットは家庭内で使わなくなった衣類、生活雑貨などを地域で再使用してもらうことを目的に実施している。区では、このリサイクル・マーケットを自主的に実施する団体に対して、区報への掲載、公園使用の許可、物品の貸出しなどの支援を行っている。平成26年度は公園や区立施設など20会場で115回のリサイクル・マーケットが開催された。

2 大型生活用品リサイクル情報掲示板

家庭で使用しなくなった大型の生活用品を粗大ごみなどにせず、区民相互で有効に活用してもらうため、4年

3月から、区内公共施設に「大型生活用品リサイクル情報掲示板」を設置している。品物を「譲ります」「譲ってください」という情報カードを半月間掲示し、その管理・運営を区が行い、掲示内容の交渉と品物の受渡しは当事者双方の責任において行っている。掲示板は区立施設15か所に設置している。

26年度の情報提供は、「譲ります」432件、「譲ってください」41件で、譲渡成立の連絡件数は、「譲ります」245件、「譲ってください」3件であった。

●ごみの発生抑制の計画的推進

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく「練馬区第3次一般廃棄物処理基本計画（平成23年度～32年度）」を23年3月に改定した。

計画では、「区民・事業者とともに循環型社会を形成し、次世代にみどり豊かで良好な環境を継承することのできる都市をめざす」を基本理念とし、前計画の達成状況を踏まえ、32年度の区民1人1日当たりの収集ごみ量を21年度の551gから470gに削減することを目標とした。資源・ごみを合わせた発生量は21年度の724gから、1人1日当たり668 g を目指すことを目標とした。

また、計画に含まれる「リサイクル推進計画」は、目標達成に向けた行動計画と位置づけ、循環型社会を目指すための区の主な取組を定めている。

(5) リサイクルを進める

●庁舎等区立施設でのリサイクルの推進

1 再生資源の分別回収

区では事業者責任として、事業活動に伴う廃棄物の再利用を図るため、平成9年度から、これまでの古紙回収に加え、びん・缶・ペットボトル・トレイの回収を全施設で開始した。さらに13年度から乾電池、20年度から廃食用油、22年度から蛍光管を回収品目に加えた。

また、練馬庁舎では、14年度からマテリアル資源を回収している。

庁舎等区立施設回収

年　度	平成24	25	26
	t	t	t
古　紙　等	1,002.2	912.1	974.3
び　　ん	9.1	9.3	8.1
缶	17.9	17.6	17.1
ペットボトル	12.2	12.9	11.1
ト　レ　イ	0.02	0.01	0.01
乾　電　池	2.7	3.9	3.7
マテリアル資源	29.2	27.0	29.1
廃　食　用　油	7.9	8.6	7.7
蛍　光　管	5.4	4.9	5.7
計	1,086.6	996.3	1,056.8

2 再生品利用の推進

森林資源の保護や資源の有効利用を目的として、ねりまエコプランの基本方針に基づいた「区の物品購入等におけるグリーン購入推進手順書」を用い、庁内で使用する用紙類、区報等の印刷物などに再生紙の使用等を推進している。

3 学校給食から出る生ごみの資源化

14年2月から、学校92校および、学校給食総合調理場2か所で区の委託事業による一括回収および肥料化を開始した。これに加え15年度から保育園59園、16年度から福祉施設7か所、19年度からは区立特別養護老人ホーム4か所での回収も始まった。27年3月現在、学校98校、保育園60園、福祉施設等9か所の計167か所で回収を行っている。肥料は一般公募により「練馬の大地」と名づけられ、15年6月20日に区で商標登録した。26年度は約1,053tの生ごみが回収され、11tの「練馬の大地」が出荷された。

4 事業系の資源回収支援

「商店街・オフィスリサイクル・ねりま」という名称で回収業者が主体となり、商店街等の事業者から出るダンボール・板紙・OA紙等の古紙類を中心に回収を行っている。26年度は16事業所が参加し、46tの古紙類を回収した。

●効率的な資源回収システムの構築

1 集団回収団体支援

23区各区の事業として、平成4年7月に都から移管された。資源回収業者と協力してリサイクルに取り組む区民の自主的な団体であれば、区の登録団体になることができる。区は、登録団体から資源回収の実績について報告を受け、年2回、回収量1kg当たり6円の報奨金を支給している。このほか、集荷場所案内板などの支給や資源回収業者の紹介も行っている。

26年度の回収実績は、新聞・雑誌などの古紙類や古布を中心に12,077t、登録団体数は557団体であった。

また、空き缶の回収に取り組んでいる団体に対しては、電動空き缶プレス機の貸出しも行っている。

26年度には46団体に対して51台貸出しを行った。

集団回収

年　度	平成24	25	26
回　収　量	11,732.3t	12,153.4t	12,076.7t
団　体　数	503団体	533団体	557団体

2 集積所資源回収（古紙）

9年6月から都清掃局のモデル事業として、清掃事務所は光が丘地区で古紙・びん・缶の回収を開始し、12年2月から区内全域で週1回集積所での古紙の回収を開始した。古紙は新聞・雑誌・ダンボールに分けてひもで縛り、その他雑紙等は雑誌にはさむかビニールコーティングされていない紙袋に入れて収集日の朝、出すことになっている。

23年4月からは集積所での紙パックの回収を開始した。

なお、古紙など資源持ち去りに対する防止策として、21年7月に練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例を改正し、持ち去り行為を行った者に対する罰則規定を設けた。これに加え、24年12月にも同条例を改正し、禁止命令の行政処分を受けた者の氏名などを区ホームページなどで公表する制度を、25年4月から新たに開始し、古紙持ち去り対策の強化を図っている。

25年12月には、古紙問屋、製紙メーカー、資源回収事業者と覚書を締結し、GPS機器を活用した広域的な取締り体制を構築した。

清掃事務所による古紙の回収

年　度	平成24	25	26
	t	t	t
古　　紙	16,679.2	16,496.0	15,861.9

3 集積所資源回収（容器包装プラスチック）

20年10月の資源・ごみの分別変更から、「プラマーク」表示のある容器包装プラスチックの資源回収を開始した。

容器包装プラスチックは、法による役割分担に基づき製造・販売事業者がリサイクルの義務を負い、その費用を負担している。

区の役割は分別回収し、容器包装プラスチックの中間処理（選別、圧縮、梱包）を行い、指定されたリサイクル事業者に引き渡すこととなっている。

リサイクルされた容器包装プラスチックは、プラスチック製品（パレット、擬木など）や化学原料化後に油やコークスとして再利用されている。

容器包装プラスチックの回収量

年　度	平成24	25	26
	t	t	t
容器包装プラスチック	5,275.0	5,219.1	5,156.3

4 街区路線回収（びん・缶・ペットボトル）

8年12月から区内の一部地域で、週1回の「びん・缶回収の日」に約30世帯に1か所の割合で回収用コンテナを設置し、毎週交互に飲食用びんと飲食用缶を回収する街区路線回収を開始した。

その後、順次地域を拡大し、15年度には区内全域で毎週同時に回収する方式に変更した。びん・缶に加え、18年度からは、ペットボトルの回収も区内全域で展開している。19年度からは、排出量の少ない小規模事業者についても有料で回収する事業を開始した。

現在は、区民のニーズに応えるため数世帯で利用している集積所での容器設置も行っている。

街区路線回収

年　度	平成24	25	26
	t	t	t
アルミ缶	662.0	648.3	625.3
スチール缶	1,398.4	1,362.6	1,305.2
リターナブルびん	497.1	505.9	497.5
ワンウェイびん	4,861.8	4,940.1	4,907.8
ペットボトル	1,987.0	2,008.4	1,975.8
計	9,406.3	9,465.3	9,311.6

5 拠点回収（使用済み乾電池）

27年3月現在、区内88か所の販売店および区立施設等に回収ボックスを設置し、使用済み乾電池の回収を行っている。また、区内の小中学校66校では、児童・生徒を対象として回収ボックスを設置し、使用済み乾電池の回収を行っている。

6 拠点回収（古着・古布）

集団回収に参加が困難な区民に対してリサイクルへの参加の機会を確保するため、14年度から、一部の区立施設を利用した古着・古布の回収を行っている。

この事業の開始に伴い、13年度まで行っていたエリア古布回収支援事業を本事業に移行した。

15年度から区立施設24か所を、24年度からは27か所を拠点として回収を行っている。また、17年度以降は衣替えの時期に合わせ、春と秋に臨時回収を行っている。

7 拠点回収（廃食用油）

20年6月から家庭で不用になった天ぷら油、サラダ油などの植物油を、27年3月現在、月1回地区区民館など43か所の区立施設で回収を行っている。

8 拠点回収（小型家電）

23年9月から区立施設5か所に専用ボックスを設置し、23区で初となるレアメタル等の有用金属資源のリサイクルを進めるため小型家電9品目の回収を開始した。27年3月現在、13か所に設置し回収を行っている。

拠点回収

年　度	平成24	25	26
	t	t	t
紙パック	28.7	25.7	―
使用済み乾電池	90.6	84.7	74.6
ペットボトル	334.5	327.4	308.9
古着・古布	507.2	465.4	461.7
廃食用油	19.0	18.0	18.2
小型家電	1.6	3.0	2.8
計	981.6	924.2	866.2

※拠点回収（紙パック）については26年3月末、拠点回収（ペットボトル）については27年2月末をもって廃止した。

(6) ごみの適正処理を進める

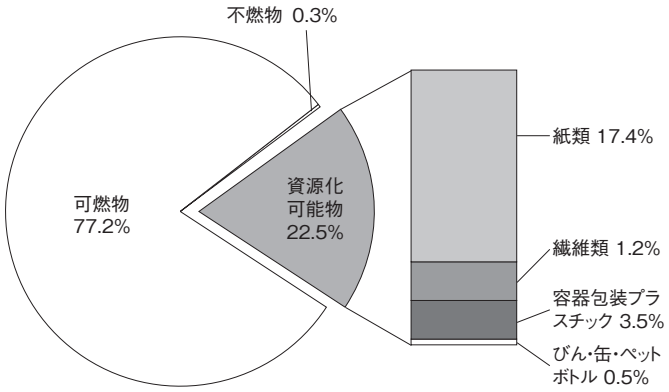
●ごみ排出ルールの確立

1 清掃事務所におけるふれあい指導事業

家庭から排出される可燃ごみ、不燃ごみおよび容器包装プラスチックの組成割合を明らかにし、資源化可能物の混入割合や正しく分別しているごみの割合を把握することを目的に資源・ごみの排出実態調査を毎年行っている。

平成26年9月に実施した調査のうち、可燃ごみの調査結果は、つぎのグラフのとおりで、正しく分別されている割合は77.2％となっている。一方で正しく分別されていない割合は22.8％で、そのうち、22.5％は紙類や繊維類といった資源化可能物である。正しく分別することで、ごみの排出量を抑制し循環型社会を形成する一歩となるため清掃事務所では分別ルール等が守られていないごみに「警告シール」を貼付して排出者に自主的改善を促したり、集積所を利用している区民に対して、ふれあい指導や青空集会を実施することで改善を図っている。

可燃ごみの調査結果



※端数処理のため、100％とはならない。

⑴ ふれあい指導

区民・事業者に対して、集積所の指導・改善や不法投棄の防止などについて直接、個別に対話し指導している。

⑵ 青空集会

集積所でおおむね30人程度の区民を対象として、ごみ・資源の分け方と出し方を模擬ごみを使って実践し、再確認するとともに、ごみの減量とリサイクルについて理解を深めている。

2 一般廃棄物処理業の許可

一般廃棄物の収集運搬または処分を業として行おうとする者は、当該区域を管轄する区市町村長の許可を受けなければならない。

区が許可している業者数は、27年3月31日現在271である。

●ごみの収集・運搬事業の推進

1 廃棄物の収集運搬事業

地方自治法等の改正により、特別区は基礎的な地方公共団体となり、区民に身近な清掃事業などを担うこととなった。これにより、それまで都が担当していたごみの収集・運搬は平成12年4月1日から区が行うようになった。

2 ごみの排出方法

ごみの収集は、可燃・不燃・粗大の3区分により行っている。可燃ごみは週2回、不燃ごみは月に2回収集している。

可燃ごみ・不燃ごみは収集日の朝に集積所にごみ容器に入れて出すのが原則であるが、市販されている透明または半透明の袋などで出すこともできる。

なお、スプレー缶、ガスライター、カセット式ガスボンベについては、車両火災の原因となることから23年6月からは、他の不燃ごみとは別袋で出すこととしている。

事業所、商店などから出される事業系ごみは、許可業者に処理を依頼するか有料ごみ処理券を貼って出すことになっている。

おおむね30cm角以上の家具などの家庭から出る粗大ごみは、粗大ごみ受付センターに申し込み、指定された日に自宅前などに出すか、資源循環センターに持ち込む。粗大ごみについては、収集・持込み、いずれも有料粗大ごみ処理券を貼って出すことになっている。

なお、13年4月1日に施行された家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）により、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機（21年4月1日から）については、リサイクル料金等を支払って販売店などに引き取ってもらうこととなった。また、家庭用パソコンについても資源有効利用促進法に基づき、15年10月1日からメーカーが自主的に回収、リサイクルを行うことになった。

3 ごみの収集量

26年度中に区内で収集したごみの種類・量はつぎの表のとおりである。26年度は前年度と比較して、可燃ごみは1,971tの減、不燃ごみは353tの減、粗大ごみは7tの減となった。なお、23年度から粗大ごみの資源化事業等を開始しており、26年度は再利用家具7,469点78t、家電分解品73t、粗大鉄676t、布団91tを資源として分別することでごみ量の抑制を図った。

練馬区のごみの収集量

年　度	平成24	25	26
	t	t	t
可燃ごみ	127,110	125,352	123,381
不燃ごみ	5,790	5,600	5,247
粗大ごみ	4,852(3,912)	4,966(3,965)	4,887(3,958)
(粗大ごみのうち持込み)	(463)	(471)	(488)
計	136,811	134,917	132,586

注：粗大ごみ(　)内の数値は内数で、資源化および再利用化分を除いたごみ量である。

4 ごみの処理

集積所で収集したごみのうち、可燃ごみは、主に区内にある練馬清掃工場と光が丘清掃工場で焼却処理している（練馬清掃工場は27年3月31日現在、建替中のため一部他区清掃工場で処理している。）。不燃ごみは中央防波堤内の不燃ごみ処理センターに搬入して、破砕・減容化し、鉄分・アルミ分を回収後、埋立処理している。また、粗大ごみは再利用家具、金属、布団を選別回収したのち中央防波堤内の粗大ごみ破砕処理施設に搬入し、資源を回収したのち、可燃ごみと不燃ごみとに分別し、可燃ごみは清掃工場で焼却し、不燃ごみは埋立処理している。

焼却灰は14年12月より板橋清掃工場内の灰溶融処理施設で処理した後、建設資材として再利用を図っている。

なお、清掃工場・不燃ごみ処理センター等の中間処理施設は東京二十三区清掃一部事務組合が、最終処分場（埋立処分場）は都が設置・運営している。

5 し尿の処理と浄化槽

現在、区内においては下水道の普及率はおおむね100％に達しているが、ごく一部の地域でくみ取り式の便所が残っている。し尿については、石神井清掃事務所で収集している。

また、区に届け出されている浄化槽は、27年3月31日現在、426基である。

6 犬猫等の死体処理および防鳥用ネット貸出し

飼い主または土地・建物の占有者から依頼のあった動物の死体については、清掃事務所で収集している。また、都・区道上の動物死体についても、清掃事務所で対応している。26年度の合計処理件数は、1,571件であった。

カラス等によるごみの散乱被害が著しい集積所に対しては、責任ある管理を条件に防鳥用ネットを貸し出している。14年2月から、宅配サービスを開始した。

26年度の貸出枚数は2,623枚であった。

7 戸別訪問収集

清掃事務所では、65歳以上の高齢者または障害者のみで構成されている世帯のうち、ごみを集積所まで持ち出すことが困難で、身近な方の協力も得られない世帯について、戸別に訪問収集を行い、日常生活の負担を軽減するとともに区民生活の向上を図っている。27年3月31日現在1,199世帯で収集を行っている。

3 良好な地域環境をつくる

(1) 公害問題の解決を図り、地域環境の保全・改善を推進する

●低公害車の導入

区では、環境負荷の低減を目指し、リースを含む庁有車の新規導入・入替えに際して、九都県市指定低公害車を選定条件にするなど、率先して低公害車の導入推進に取り組んでいる。

また、クリーンエネルギー自動車として、天然ガス自動車8台、ハイブリッド自動車20台および電気自動車3台を導入し、日常の業務で活用するとともに、優れた環境性能を示すステッカーを導入車両に貼付することにより、環境に配慮した車両について区民・事業者への普及・啓発に寄与するよう努めている。

●大気汚染

大気汚染は、自動車や工場からの排出ガスなどが大きな原因となって、引き起こされている。特に自動車は都内の窒素酸化物、浮遊粒子状物質等の排出源として大きな比重を占めていることから、一層の自動車公害対策が必要となっている。

一方、廃棄物焼却炉を主な排出源とするダイオキシン類汚染と建築物の耐火材等に使用されていたアスベストの飛散が問題となっており、区では、環境調査や発生源対策を実施している。

大気汚染物質に関する環境基準

物質	環境基準	長期的評価の方法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。	年間の1日平均値のうち、低い方から98％に相当する日の値（98％値）が0.06ppm以下であれば「達成」とする。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m³以下であること。	年間の1日平均値のうち、高い方から2％の範囲以内にあるものを除外した日の値（2%除外値）が環境基準以下である場合は「達成」と評価する。 ただし、1日平均値が2日以上連続して環境基準を超えていた場合は「非達成」とする。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	

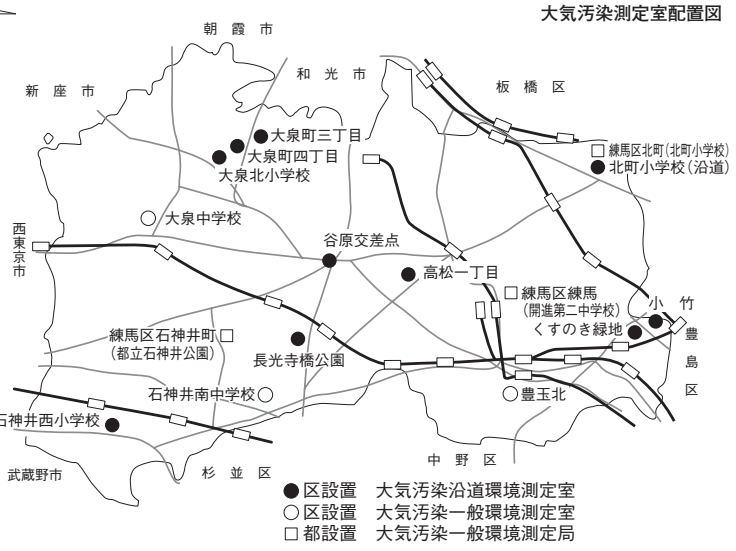
注：①二酸化窒素と浮遊粒子状物質については一年間に6,000時間以上測定した測定局を評価の対象とする。
②環境基準　環境基本法に基づき定められた人の健康を保護し、生活環境を良好に保つため、維持することが望ましい基準

大気汚染測定結果（区測定）　平成26年度

項目 / 測定室	二酸化窒素（NO_2） 年度平均値 ppm	二酸化窒素 日平均値の98％値 ppm	二酸化窒素 適否	光化学オキシダント（Ox） 年度平均値 ppm	光化学オキシダント 1時間値の最高値 ppm	光化学オキシダント 適否	浮遊粒子状物質（SPM） 年度平均値 mg/m³	浮遊粒子状物質 日平均値の2％除外値 mg/m³	浮遊粒子状物質 適否
豊玉北	0.017	0.037	○	0.034	0.161	×	0.021	0.052	○
石神井南中	0.017	0.035	○	0.032	0.147	×	－	－	－
大泉中	0.018	0.040	○	0.033	0.151	×	－	－	－
北町小	0.028	0.046	○	－	－	－	－	－	－
くすのき緑地	0.026	0.046	○	－	－	－	－	－	－
石神井西小	0.023	0.039	○	－	－	－	－	－	－
長光寺橋公園	0.025	0.043	○	－	－	－	0.022	0.054	○
谷原交差点	0.025	0.043	○	－	－	－	0.022	0.057	○
大泉北小	0.018	0.035	○	－	－	－	－	－	－
小竹	0.021	0.039	○	－	－	－	0.021	0.049	○
高松一丁目	0.020	0.037	○	－	－	－	0.021	0.054	○
大泉町三丁目	0.021	0.036	○	－	－	－	－	－	－
大泉町四丁目	0.021	0.038	○	－	－	－	－	－	－

注：①適否とは環境基準を達成できたか否かを表している。
②「日平均値の98％値」および「日平均値の2％除外値」については左の表の「長期的評価の方法」を参照のこと。
③光化学オキシダントの年度平均値は、昼間（午前6時から午後9時まで）の15時間の平均値である。

大気汚染測定室配置図



1 大気汚染の状況

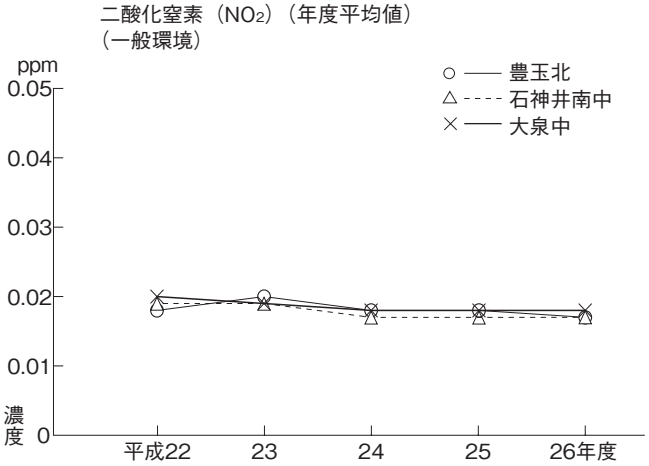
区内における大気汚染の実態を把握するため、前ページの図のように区設置13か所、都設置3か所の測定室がある。平成26年度の各汚染物質の状況はつぎのとおりである。

⑴ 二酸化窒素（NO_2）

年度平均値では北町小測定室を除いて減少傾向を示している。26年度は13か所すべてで環境基準を達成した。

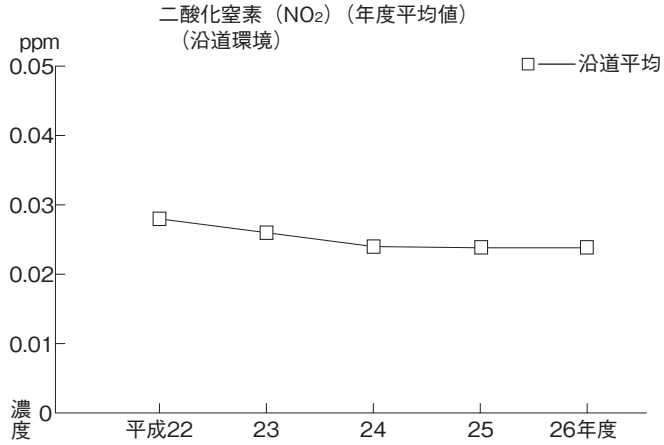
二酸化窒素（NO_2）（年度平均値）
（一般環境）　（単位：ppm）

測定室＼年度	22	23	24	25	26
豊玉北	0.018	0.020	0.018	0.018	0.017
石神井南中	0.019	0.019	0.017	0.017	0.017
大泉中	0.020	0.019	0.018	0.018	0.018



二酸化窒素（NO_2）（年度平均値）
（沿道環境）　（単位：ppm）

測定室＼年度	22	23	24	25	26
北町小	0.036	0.033	0.031	0.025	0.028
くすのき緑地	0.032	0.030	0.028	0.028	0.026
石神井西小	0.028	0.026	0.025	0.024	0.023
長光寺橋公園	0.030	0.028	0.026	0.027	0.025
谷原交差点	0.029	0.028	0.026	0.026	0.025
大泉北小	0.021	0.020	0.017	0.018	0.018
小竹	0.026	0.023	0.022	0.022	0.021
高松一丁目	0.023	0.022	0.020	0.020	0.020
大泉町三丁目	0.025	0.023	0.022	0.021	0.021
大泉町四丁目	0.026	0.024	0.023	0.022	0.021
沿道平均	0.028	0.026	0.024	0.023	0.023

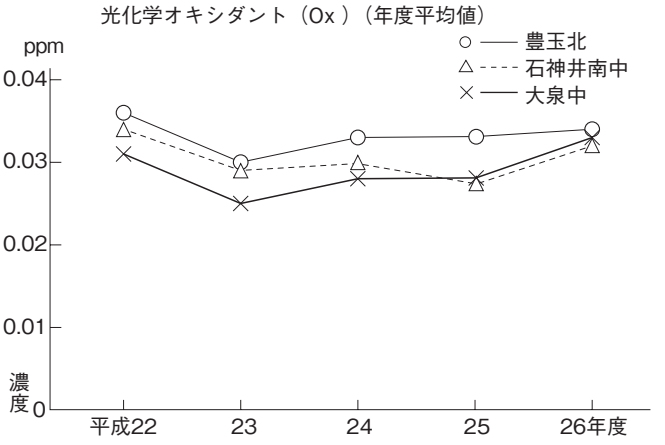


⑵ 光化学オキシダント（Ox）

環境基準は達成していない。

光化学オキシダント（Ox）（年度平均値）　（単位：ppm）

測定室＼年度	22	23	24	25	26
豊玉北	0.036	0.030	0.033	0.034	0.034
石神井南中	0.034	0.029	0.030	0.028	0.032
大泉中	0.031	0.025	0.028	0.029	0.033



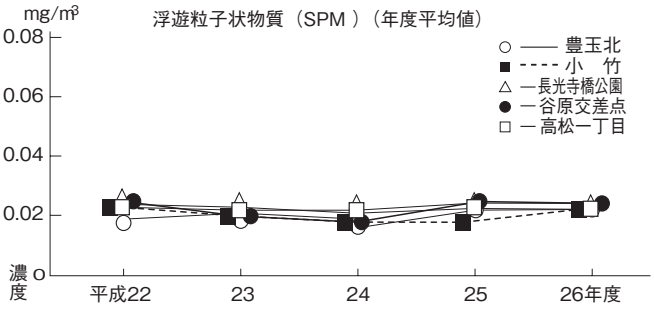
⑶ 浮遊粒子状物質（SPM）

26年度において各測定点の年度平均値については、減少となったものが3か所、同値が1か所、増加が1か所であった。

環境基準については、全か所とも達成した。

浮遊粒子状物質（SPM）（年度平均値）　（単位：mg/m^3）

測定室＼年度	22	23	24	25	26
豊玉北	0.019	0.021	0.019	0.021	0.021
小竹	0.023	0.020	0.018	0.020	0.021
長光寺橋公園	0.024	0.023	0.021	0.024	0.022
谷原交差点	0.024	0.021	0.021	0.026	0.022
高松一丁目	0.023	0.022	0.022	0.023	0.021



2 光化学スモッグ

26年度の注意報の発令日数は3日で、25年度の8日より減少した。

光化学スモッグによると思われる被害の届出はなかった。

3 ダイオキシン類環境調査

区では、26年度も区内3か所で年4回（5・8・11・2月）大気環境中のダイオキシン類について調査を行った。

結果は、各項目とも、すべての地点において環境基準を下回っていた。

4 アスベスト環境調査

区では、26年度も区内4か所で年4回（5・8・11・2月）大気環境中のアスベストについて調査を行った。

結果は0.22本/ℓ（総繊維数濃度）であった。

●公害に関する苦情および陳情の処理事務

都市での暮らし方が原因となる公害問題には、自動車交通公害を始め、店舗での営業活動などに伴う騒音・悪臭、一般家庭の騒音などの近隣公害問題がある。

問題解決には、一人ひとりが公害防止の工夫を行うとともに、地域社会の中でお互いの生活を尊重しルールを確立していくことが望ましい。

区報や環境教育を通して広く区民に理解を促すとともに、苦情相談や騒音計の貸出し、パンフレットの配布等を行っている。

特に飲食店等の騒音は深夜に問題となることがあるため、実態把握のための夜間調査を平成26年度は22件実施し、さらに飲食店に対し、練馬、石神井、光が丘警察署の協力を得て、講習会を実施した。

公害の苦情受付件数（現象別）　　平成26年度

種　別	工場	指定作業場	建設作業	一般	合計（件）	合計（%）
ば い 煙	1	1	2	34	38	17.0
粉 じ ん	1	1	15	0	17	7.6
アスベスト	0	0	1	0	1	0.4
有毒ガス	0	0	0	0	0	0.0
悪　　臭	0	2	6	15	23	10.3
汚　　水	0	0	0	0	0	0.0
騒　　音	3	7	56	41	107	47.8
振　　動	1	3	29	2	35	15.6
そ の 他	1	0	0	2	3	1.3
合　　計	7	14	109	94	224	100.0

注：2項目以上の公害現象がある場合、各現象ごとに1件として表示している。

●アスベスト飛散防止

1 練馬区アスベスト飛散防止条例

平成18年1月に練馬区アスベスト飛散防止条例を施行し、大気汚染防止法が対象としていない成形板を含むアスベスト含有建材の除去等を伴う解体等工事について、区への事前届出およびアスベストの飛散防止対策等を義務付けている。また、露出したアスベスト含有吹付け材が存在する一定規模以上の集客施設等に対し、除去・囲い込み等の措置を義務付けている。

解体等工事発注者の責任の明確化等を図るために大気汚染防止法が改正（平成26年6月施行）されたことに併せ、区条例についても同様の改正を行った。

2 民間建築物でのアスベスト対策への支援

区内の民間住宅や事業所におけるアスベスト対策への支援として、吹付け材中のアスベスト含有等調査費用の一部および増改築に伴うアスベスト含有吹付け材の除去工事費用の一部を助成している。

●事業所の立入調査

ばい煙、有害ガス、騒音、振動、悪臭などを防止するため、発生源に対して立入調査を行っている。

●有害化学物質汚染対策の充実

ダイオキシン類などの有害化学物質について規制指導を行っている。

1 焼却行為の規制指導

廃棄物の焼却行為には、焼却炉やドラム缶を使用したものおよび直接地面で焼却する「野焼き」などがある。区内には比較的緑が多く、落ち葉の処分のための焼却も少なくないため、季節による苦情数の変化がある。

禁止された廃棄物の焼却行為については、苦情対応による個別指導を行いダイオキシン類発生抑制の徹底を図っていく。

2 事業所の有害化学物質適正管理に関する規制指導

東京都環境確保条例が平成13年10月1日に施行され、59種類の化学物質について年間各100kg以上使用する場合に、翌年の6月末までに使用量等や一定規模以上の事業所には管理方法について区長に報告することが義務付けられている。26年度は、塗装工場、印刷工場、めっき工場、ドライクリーニング店、ガソリンスタンド等71事業所から使用量等の報告があった。

3 事業所の土壌汚染対策に関する規制指導

東京都環境確保条例には、土壌汚染対策に関する規定が盛り込まれている。有害物質による土壌汚染を防止するため、有機溶剤の一部、有害性が強い重金属とその化合物、有機燐やアルキル水銀、一部の農薬とPCB等26種類の物質を使用している事業所が、事業の廃止等に伴い建物等を除却する場合、または3,000㎡を超える土地を改変する場合（都所管）には、土壌調査が義務付けられている。調査の結果、汚染されていることが判明した場合には、土の入替え等の汚染拡散の防止措置を講じなければならない。

26年度は6事業所が前記条例第116条に基づき土壌汚染調査を行い、区へ調査結果の報告があった。

また、調査の結果、汚染が確認された場合、東京都がその地域を要措置区域等として指定し、対策措置を命ずることとなっている。27年3月現在、土壌汚染対策法第6条に基づき24年度に要措置区域として指定された場所が1か所存在し、前記法第11条に基づき18年度に形質変更時要届出区域として指定された場所が1か所存在する。

●放射線量の測定

東日本大震災にともなう福島第一原子力発電所事故を受けて、平成23年6月より区内の区立施設12か所の定点で空間放射線量の測定を行っている。26年度の測定結果は0.028～0.082マイクロシーベルト/時であり、区の対応基準である0.24マイクロシーベルト/時以下であった。

●水質汚濁

水質汚濁は生活排水、工場・事業所の排水などの影響によって生じる現象である。水質汚濁が進むと悪臭や水生生物の生息に影響を与える。

水質汚濁の指標の1つであるBODの経年変化を見ると、区内を流れる河川の水質については全般的に改善傾向を示している。平成9年5月に水質環境基準の類型指定が見直され、石神井川はC類型、白子川はD類型に格上げされ基準が厳しくなった。また、9年6月に河川法が改正され、「河川環境の整備と保全」という環境の視点が新たに加えられ、水辺とのふれあいや水生生物の生育に配慮した川づくりが求められている。

1 河川等水質調査

区は、毎年定期的に河川や池の水質調査を実施し、公共用水域の水質の監視を行っている。

石神井川・白子川とも湧水を主な水源とする河川である。生活排水等で汚濁された時期と比較すると水質が良くなっている。三宝寺池、石神井池、富士見池では以前見られた湧水がほとんど枯渇し、現在では地下水の揚水に頼っている。3つの池とも水の循環があまりなく、水が停滞してしまっているために夏場にはアオコの発生などの問題が生じている。調査結果のうち、水の性質や見た目の清浄さを示す生活環境項目では、季節によってpH値の上昇や透視度の悪化などが見られるものの、人の健康に影響を及ぼすおそれのある健康項目（有機重金属等の有害物質）では河川改修工事の影響による参考値を除いて全測定地点とも環境基準値を下回るか不検出となっている。

2 河川流域協議会

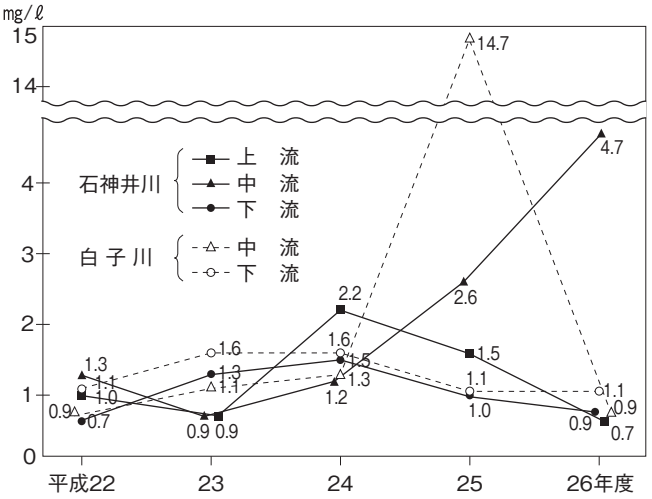
区は流域自治体で構成する隅田川水系浄化対策連絡協議会、石神井川流域環境協議会、白子川流域環境協議会の一員として、他の自治体とともに水質の調査等を行っている。

3 水生生物調査

水質の向上により、区内の水辺では魚類などの水生生物が見られるようになってきた。そこで、7年度から区内の河川等にて水生生物の調査を実施している。絶滅の危機に瀕しているホトケドジョウを始めアブラハヤ、ドジョウ、モツゴなどの魚類、ミクリ類やカワヂシャなどの水生植物が確認された。一方、特定外来生物のオオカワヂシャ、オオフサモ、ミズヒマワリが確認されており、今後とも様子を見守っていく必要がある。

なお、区内の水辺で採取した生物を区役所本庁舎1階アトリウムで展示している。

区内河川BOD 経年変化（年度平均値）



注：各河川の調査地点は以下のとおり
石神井川…上流は溜渕橋、中流は南田中橋、（21、22年度は河川改修工事のため松之木橋）下流は栗原橋
白子川……中流は大泉氷川橋、下流は新東埼橋
※25年度の大泉氷川橋、26年度の南田中橋では降雨の影響を受けた。

生活環境の保全に関する環境基準〔河川（湖沼）を除く。〕

項目／類型	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/ 100mℓ以下
A	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100mℓ以下
B	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5,000MPN/ 100mℓ以下
C	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—
D	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—
E	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/ℓ 以上	—

注：①AAが最も上位の類型であり、最も下位のE類型に近づくにつれて基準が緩くなる。
②MPN：最確数（Most Probable Number）の略称で、検体となる試料中の菌数を確率論的に求めたもの。MPN法は、大腸菌群数を求める方法としてよく用いられる。

(2) まちの美化を進める

●あき地管理

区では、あき地の適正な管理を図るため、所有者等に対し、適正管理の依頼通知を送付し、あき地の自主管理をお願いしている。

●カラス対策

民有地の樹木などにカラスが営巣するなどし、親カラスが人を威嚇、攻撃する状況にある場合、その原因となる巣などの撤去（平成26年度32巣撤去、11羽の落下ヒナを捕獲）を行っている。

●ポイ捨て・落書防止条例および歩行喫煙等の防止条例の施行

区は、空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨てをなくすとともに、落書きを一掃するために、「練馬区ポイ捨ておよび落書行為の防止に関する条例」を平成9年7月に施行している。その後、歩行喫煙の防止を強化するために、新たに「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」(22年4月1日施行）を制定した。

両条例は、ポイ捨ておよび落書き行為ならびに歩行喫煙等を禁止することによって、環境の美化や安全で快適な地域社会の実現を図ること、また、区・区民・事業者の責務を明らかにすることによって三者が協力して取り組むこととしている。

区は両条例の目的を達成するために、まち美化意識の啓発、区民が行う美化活動の支援、喫煙マナーの向上および安全で快適な歩行空間の確保を図るための施策を行っている。

1 まち美化意識の啓発

26年度中に行った主な啓発活動は、つぎのとおりである。

① 区内一斉清掃（5月25日・11月30日）

② 歩行喫煙等の防止条例周知キャンペーン（区内3駅にて実施）

2 美化活動の推進

⑴ 環境美化推進地区

地域の環境美化の推進を図るため、区民が積極的にまちの環境美化に取り組んでいる地域や、駅前など人通りが多い地域を「環境美化推進地区」として指定し、地域内の町会・自治会等の環境美化団体に清掃用具を提供したり、地域内の落書き消しを実施するなどの支援を行っている。(26年度38団体47,965世帯)

⑵ 環境美化活動団体

区民による自主的清掃活動を支援するため、一定の要件を満たす団体を「環境美化活動団体」として登録し、清掃用具を提供している。(26年度町会・自治会92団体71,065世帯、ボランティア団体52団体　16,995人)

⑶ ボランティア駅前清掃

区内の駅前における区民の自主的な清掃活動を支援するため、一定の要件を満たす団体を「ボランティア駅前清掃団体」として登録し、清掃用具等の提供やボランティア傷害保険の加入を行っている。(26年度15駅33団体)

さらに、清掃実施時に歩行喫煙者に対する声かけと啓発（ポケットティッシュや携帯用吸い殻入れの配布）を行っている団体に対して、啓発用品の提供を行っている。

3 環境美化推進委員

「練馬区ポイ捨ておよび落書行為の防止に関する条例」に基づき、日頃環境美化活動に取り組んでいる各団体から推薦を受けた方を環境美化推進委員として選任し、ポイ捨てや落書きの防止に関する普及・啓発等を行っている。委員は、区民・事業者・行政関係者から構成し、53人に委嘱している。

4 条例の周知および歩行喫煙等の防止の推進

⑴ マナーアップ指導業務

21年12月からマナーアップ指導員が区内の駅周辺を巡回し、「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」の周知および歩行喫煙者等に対する注意指導を行っている。

⑵ 路面表示シートの貼付

条例の周知を図るため、歩行喫煙等の禁止を促す路面表示シートを区内の駅周辺の約1,500か所に貼付した。

⑶ 喫煙所の設置

歩行喫煙やたばこのポイ捨てを防止するために、19年末、歩行喫煙者等が多い練馬駅周辺に喫煙所を3か所に設置した。さらに、22年4月に施行された「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」を踏まえ、歩行喫煙等を防止するための対策として、順次、駅周辺に整備することとした。26年度末現在、練馬駅3か所、大泉学園駅2か所、富士見台駅、中村橋駅、光が丘駅、小竹向原駅に喫煙所を設置している。

5 歩行喫煙率調査

歩行喫煙の現況を把握するため、14年度から、練馬・大泉学園・石神井公園・光が丘の4駅で歩行者に占める歩行喫煙者の割合を調査している。

歩行喫煙率は、14年度2.6％だったものが、26年度には0.2％にまで減少した。(数値はいずれも4駅全20調査地点の集計値)

6 ポイ捨て実態調査

区内の駅周辺におけるポイ捨ての現況を把握するため、練馬･大泉学園･石神井公園･光が丘の4駅で、ポイ捨てされたたばこの吸い殻の本数を19年度から調査している。

調査を開始してから、4駅の吸殻本数の合計は毎年度500本前後を推移していたが、その後、24年度は284本、25年度269本、26年度は214本となっている。

7 落書き対策

民家の塀や壁に落書きされた場合、被害者からの申請に応じて、区が業者に委託して落書き消し（26年度は16件、16か所、延べ135.05m^2）を行っている。

4　地域特性に合ったまちづくりを進める

(1) 区民・事業者とともにまちづくりを進める

●まちづくり条例の制定

区は、まちづくりの総合的指針である都市計画マスタープラン全体構想を平成13年3月、地域別指針を15年6月に策定した。その「めざすまち」を実現するためには、都市計画マスタープランの内容を実現するための制度的保障、都市計画への住民参加の仕組みの充実、住民にとって身近な地区の特性や課題に応じたまちづくりを推進するための仕組みづくり、宅地等開発指導要綱の条例化などの課題に取り組む必要があった。

このようなことから、区では15年度から住民参加を図りながら、練馬区まちづくり条例の制定に取り組み、17年12月に条例を制定し、18年4月1日から施行している。

また、23年3月には、近隣調整の必要性がより一層増加している葬祭場とワンルーム形式の集合住宅について適用対象の拡大や整備基準の追加等、24年3月には、区墓地条例制定に伴い墓地、納骨堂等の設置等について適用対象の拡大等、条例を改正し、制度の充実を図っている。

●区民・事業者・区の役割と協働によるまちづくり

都市計画マスタープランは、まちの将来像を具体的に分かりやすく示すとともに、その実現に向けて、民間事業者などを含む区民と区などの行政が、協働してまちづくりを進めていくための仕組みや考え方を明らかにしている。

行政が進めるまちづくりでは、基本的にまちに必要とされている施設や環境水準を得るため、防災性の確保や公害の防止、都市生活の利便性の確保、社会福祉の充実などに努めている。

また、区は必要なまちづくり事業に直接関わりつつ、区民・事業者が主体的に行う地区におけるまちづくりの取組が進んでいくように、その自主性を尊重しながら支援を行う必要がある。

一方、区民・事業者も、まちづくりを進めるには、自らの活動がまちづくりの基本になることを自覚し、当事者としてまちづくりの一端を担うことや、様々な主体と協調しながら、自立的かつ積極的に取り組むことが重要である。

練馬区まちづくり条例の施行に伴い、区民等のまちづくりを支援するため、公益財団法人練馬区環境まちづくり公社内に練馬まちづくりセンターが開設された。同センターでは、まちづくりに関する相談や情報提供のほか、区民等の主体的な地区まちづくりに対するスタッフの派遣、まちづくり団体に対する活動費助成、まちづくり条例に基づく専門家の派遣、区民が身近なまちづくりについて学ぶ機会としてのまちづくり講座の開催および景観形成に関する事業などを行っている。

●練馬区まちづくり条例に基づく開発調整

開発事業を行う場合は、区が定めるまちづくりに関する計画や開発基準などを遵守するとともに、良好な自然環境の保全・育成と、周辺の居住環境への配慮や良好な街並み・居住環境の保全形成に努めるように、調整の手続を定めている。

開発調整に関する届出件数　　平成26年度

区分	対象	件数
大規模建築物	①延べ面積3,000㎡以上かつ高さ15m以上の建築物	12
	②床面積1,000㎡以上の集客施設	1
	③床面積500㎡以上の深夜営業集客施設	0
	④床面積1,000㎡以上の葬祭場	0
特定用途建築物	①床面積500㎡以上1,000㎡未満の集客施設	6
	②床面積1,000㎡未満の葬祭場	0
	③専用床面積30㎡未満のワンルーム住戸が20戸以上	17
宅地開発事業	①開発面積3,000㎡以上の宅地開発事業	21
	②開発面積500㎡以上3,000㎡未満の宅地開発事業	198
墓地等	①墓地	0
	②納骨堂	0
	③火葬場	0
自動車駐車場等	①床面積300㎡以上の自動車駐車場	0
	②開発面積300㎡以上の自動車駐車場	3
	③開発面積300㎡以上の材料置場	0
	④開発面積300㎡以上のウエスト・スクラップ処理場	0
	⑤ペット火葬施設等	0
計		258

また、上記宅地開発事業のうち、都市計画法に基づく開発許可（500m^{2}以上）件数101件、練馬区まちづくり条例に基づく協定締結（500m^{2}以上）件数は56件であった。

●建築紛争の予防・調整

区では、中高層建築物および特定用途建築物の建築に伴う紛争を未然に防止するために、「練馬区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」を平成17年12月に改正し、18年4月から施行している。

この条例では、良好な近隣関係の形成・保全のため、日照、プライバシー等の近隣への影響や工事中の騒音・振動等の不安から起こる建築紛争を「予防するための手続」と、紛争が発生した場合の「調整を図るための手続」について定めている。

予防・調整条例の取扱状況　　平成26年度

項目			件数
中高層建築物対象件数			683
あっせん	取扱件数		3
	結果	解決	1
		打切	2
		計画取止め	0
		次年度へ繰越	0
	あっせん回数		9
調停	取扱件数		1
	結果	解決	0
		打切	1
		次年度へ繰越	0
	委員会開催回数		11

●建築協定

建築協定は、一定区域の住民が、建築物の敷地・構造・用途などに関する基準について協定を締結し、住民相互の協力によって生活環境の維持向上を図り、住み良いまちづくりを進める制度である。

区内には、現在2か所の建築協定を定めた地区がある。

建築協定の状況　　平成27年4月1日現在

協定名称	認可日	期間	協定者数
武蔵関建築協定	昭和47年2月 (平成24年2月更新)	10年	160人
コスモアベニュー練馬春日町建築協定	平成16年1月	20年	26人

●環境まちづくり公社

練馬区環境まちづくり公社は、環境と共生する快適なまちづくりを実現するため、区が出資して、昭和62年11月に設立した財団法人練馬区都市整備公社が、平成24年4月1日付けで公益財団法人に移行し、団体名も変更して、発足したものである。

公社では練馬区まちづくり条例の公布に伴い、18年4月に練馬まちづくりセンターを開設し、区民主体のまちづくり活動等を支援している。また、元年度から受託しているタウンサイクルおよび4年度から受託している有料自転車駐車場の管理については、18年度から指定管理者として管理運営業務を行っており、17年度から受託している放置自転車等の自転車対策事業とともに、区の自転車行政の一翼を担っている。

22年度からは、22年11月に開設された資源循環センターの管理運営や22年5月に設立された練馬区地球温暖化対策地域協議会の事務局運営を行っている。

26年度の事業内容はつぎのとおりである。

⑴　練馬まちづくりセンターの運営
- ①　まちづくり情報誌「こもれび」の発行、ホームページによる情報発信
- ②　まちづくり講座、スキルアップ講座の開催
- ③　まちづくり活動に対する助成事業、打合せスペースの提供、情報コーナーの設置
- ④　まちづくりに関する相談事業、専門家派遣、地区まちづくり支援、ユニバーサルデザインに関する相談事業
- ⑤　区の住民参加型協働事業に対する支援
- ⑥　景観まちづくりに関する取組
- ⑦　みどりに関する取組
- ⑧　まちづくりの推進を図るための調査・研究

⑵　まちづくり推進事業

貫井・富士見台地区の密集住宅市街地整備促進事業に関する取組

⑶　タウンサイクル・有料および無料自転車駐車場の管理運営・公社立自転車駐車場運営・幼児二人同乗用（三人乗）自転車レンタル事業

27年3月末現在、ねりまタウンサイクル7か所、有料自転車駐車場65か所、無料自転車駐車場6か所、公社立自転車駐車場3か所、幼児二人同乗用自転車186台

⑷　放置自転車対策事業

放置自転車の撤去、搬送、保管および返還、駅周辺の案内誘導、自転車問い合わせセンターの運営および買物自転車対策等業務

⑸　資源循環推進事業
- ①　粗大ごみの収集、再利用（家具、金属、ふとん）
- ②　容器包装プラスチックの回収
- ③　集団回収支援事業
- ④　廃食用油精製事業（バイオディーゼル燃料の精製）
- ⑤　練馬区資源循環センターの管理運営
- ⑥　資源循環推進事業の普及啓発

⑹　地球温暖化対策事業
- ①　練馬区地球温暖化対策地域協議会の運営
- ②　地球温暖化対策に関するイベントの運営支援等
- ③　ホームページやメールマガジンによる情報発信

⑵ 土地利用を計画的に誘導する

●都市計画マスタープランの運用

都市計画マスタープランは、①区などの行政の果たす役割が大きい都市計画についての基本方針（都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」）、②民間事業者などを含む区民が主体となって行うまちづくりの指針、という2つの性格を持つものである。都市計画マスタープランは、全体構想と地域別指針により構成される。

●全体構想

全体構想は、区全体に関わるまちづくりの基本理念や基本的な考え方と、地域別指針や地域のまちづくりの考え方などを示し、平成13年3月に策定した。

●地域別指針

地域別指針は、全体構想で示した区全体のまちづくりの考え方を受け、平成15年6月に策定した。区を7つの地域に分け、それぞれの地域のまちづくりの課題を整理し、地域のまちづくりの方向性を示している。

●都市計画マスタープランの見直し

都市計画マスタープランの策定から10年以上が経過し、区のまちづくりは大きく進展している。また、この間に、都市計画関連法令や各種制度の改正が行われるなど、まちを取り巻く状況は大きく変化した。

さらに、平成27年3月には、今後の区政運営の方向性を明らかにした「みどりの風吹くまちビジョン～新しい成熟都市・練馬をめざして～」（以下「ビジョン」という。）が策定された。ビジョンでは、これからの社会をモデルなき成熟社会とし、新たな成熟都市の実現をめざすことが必要としている。

都市計画マスタープランは、練馬区における都市計画の全体像を示すとともに、個別の都市計画の方針となるものである。そのため、ビジョンのまちづくりに係る分野の計画として、新たなまちの将来像を示すため、改定を進めている。計画改定は27年度を予定している。

●地域地区制度

地域地区制度は、土地の自然的条件や利用動向をもとに、都市計画により土地利用を規制誘導する制度である。

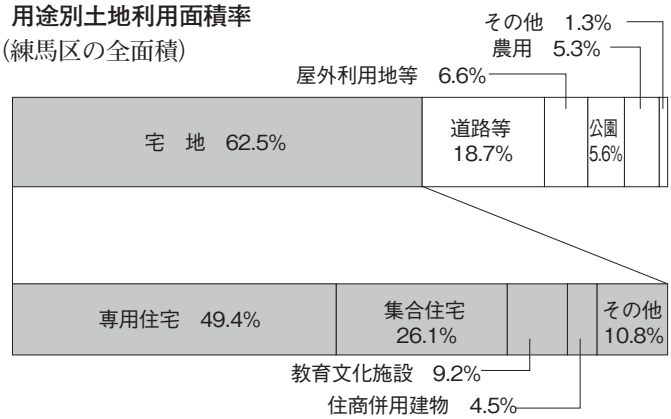
区で指定されている地域地区には、用途地域、特別工業地区、防火地域および準防火地域、高度地区、生産緑地地区、風致地区等がある。

区では、敷地の細分化や、周辺の街並みとかけ離れた高層建築物の建設などによる市街地環境の悪化が進行していることから、平成20年3月に、建築物の敷地面積の最低限度と高さの最高限度の都市計画決定を行った。

生産緑地地区は、26年11月現在668地区、189.40haである。

用途別土地利用面積率

（練馬区の全面積）



注：屋外利用地等とは駐車場・材料置場等を表す。
資料：平成23年度土地利用現況調査

練馬区用途地域等の面積　　平成27年3月31日現在

地域地区	面積	比率
	ha	%
用途地域		
第1種低層住居専用地域	2,818.6	58.5
第1種中高層住居専用地域	822.5	17.1
第1種住居地域	496.0	10.3
第2種住居地域	60.4	1.3
準住居地域	83.6	1.7
近隣商業地域	296.8	6.2
商業地域	92.4	1.9
準工業地域	142.3	3.0
工業地域	3.4	0.1
計	4,816.00	100.0
高度地区		
第1種	2,614.3	54.3
17m第1種	28.5	0.6
第2種	204.3	4.2
17m第2種	389.8	8.1
20m第2種	928.2	19.3
25m第2種	50.2	1.0
30m第2種	90.1	1.9
17m第3種	22.0	0.5
20m第3種	0.2	0.0
①25m第3種	151.1	3.1
②30m第3種	206.9	4.3
③35m第3種	31.3	0.6
20m	2.9	0.1
30m	0.5	0.0
④指定なし	95.7	2.0
（①～④のうち最低限高度地区）	(58.7)	(1.2)
計	4,816.00	100.0
防火地域		
防火地域	579.3	12.0
準防火地域	4,161.0	86.4
指定なし	75.7	1.6
計	4,816.0	100.0
特別用途地区		
特別工業地区	135.9	2.8

●練馬区風致地区条例に基づく事務

風致地区内で建築物を建てたり、樹木の伐採、切盛土、よう壁をつくる等の行為を行う場合には許可が必要である。区では、これまで「東京都風致地区条例」に基づき、事務を行ってきたが、平成25年12月「練馬区風致地区条例」を制定し、26年4月1日から施行している。26年度は、2,328件の問合せがあり、213件の事前相談を受け、227件の許可書を交付した。

●建築物の規制と誘導

区内では、農地の宅地化が進む一方、既成市街地では宅地の細分化による過密狭小な住宅が増えている。また、都市化に伴い、中高層建築物の増加と相まって、市街地環境が変化しつつある。

区では、こうした状況に対応し、良好な環境を維持するため、建築物の敷地面積の最低限度と高さの最高限度を平成20年3月に定めた。これらを含み、建築基準法および関係法令に基づいて建築物を安全、防災、衛生などの観点から規制・指導をしている。

(3) 調和のとれた都市景観を形成する

●都市景観の形成

良好な景観は、暮らしに潤いと安らぎを与えるものであり、より快適に暮らす都市環境をつくる重要な要素のひとつである。区民が住みやすさを実感でき、住み続けたいと思えるようなまちをつくるためには、良好な景観の形成が欠かせない。

●景観形成のルールの整備

区内には、農地、屋敷林などの緑が広がり、石神井川、白子川の河川が流れ、武蔵野の面影がまだ残っている。また、にぎわいのある商店街、歴史を感じさせるまちなみ、落ち着きのある住宅地など、様々な特色を持った地域があり、そこには伝統的な行事や文化も引き継がれている。

そのため、区では、区民と共に、それぞれの地域の個性を際立たせ、住み続けたいと思える練馬の景観を形成していくことが重要と考えている。

そこで、景観法（以下「法」という。）を根拠として地域特性に応じた景観施策を展開するため、平成23年3月に練馬区景観条例（以下「条例」という。）を公布（同年5月1日施行）し、法に基づく景観行政団体（同年5月1日）になった。

条例の特徴は、法委任事項のほか、「地域景観資源登録制度」「景観まちなみ協定制度」などの区の独自制度を設けたことである。また、景観行政団体として、景観行政の基本的な考え方である練馬区景観計画（同年8月1日施行）を策定し、「ねりま」らしさが際立つような「景観まちづくり」を進めている。

●景観まちづくりの推進

区は「ねりま」らしい景観まちづくりを区民等と進め、景観計画の目標である「歩きたくなるまち 住みつづけたくなるまち ねりま」を実現するため、景観資源の保全活用や身近な景観まちづくり、景観啓発事業などの推進方策を進めている。

「地域景観資源登録制度」は、まちの中で地域の人々に親しまれ、今後とも大切にしていきたい身近な景観資源を区民と共に探していくものである。そして、住んでいる人々が「わがまち ねりま」に愛着を持ち、未来を担う子供たちが、自慢できるものがあるまちを目指して、まちの景観資源を登録している。また、魅力ある「とっておきの風景」を知ってもらうために登録プレートを作成し、順次各登録場所に掲示している。



「景観まちなみ協定制度」は、他のまちと違う「ねりま」らしいまちなみを自分たちでルールを決め、創っていくための制度である。連携する戸数により異なる3つの協定（ご近所・小径（こみち）・まちなみ）からなり、景観まちづくりの取組人数に合わせて協定を結ぶことができる。

また、平成4年7月に策定した「ねりまの散歩道」（23～25年に改訂版を発行）のパンフレットを活用しながら、まちを歩く「景観ウオッチング」等の景観啓発事業も併せて行っている。

●景観整備機構

景観行政を進める自治体には、専門性の維持、継続性の担保など事業推進における課題がある。また、地域との信頼関係を築きながら良好な景観形成を推進することも大切なことである。そのため、区はこれらの課題を解決するため、法に基づく、「景観整備機構」制度を活用することとした。

景観整備機構は、地域の景観まちづくりに関わる専門的情報の提供や相談業務など良好な景観の形成を促進するための業務を担うものである。そのため、これまでの活動に多くの実績をもつ公益財団法人練馬区環境まちづくり公社を景観整備機構として指定し、景観まちづくりを推進していくこととした。

5 災害に強く生活しやすいまちをつくる

(1) 良好な市街地を形成する

●まちづくり計画の策定

昭和30年代に始まった東京への人口集中が、周辺住宅地である練馬区の市街地化を急激に進行させた。

このため、都市計画道路や生活幹線道路、公園を始めとした都市基盤の整備が遅れ、狭く曲がった道路沿いに住宅が建ち並んだ密集住宅地や、住宅と工場が混在した地域が点在するなど、安全面や居住環境の面で多くの課題が残されている。

また、日常生活の拠点となる駅周辺は、駅前広場や道路が必ずしも十分に整備されているとはいえず、商業の集客力も弱い。

一方で、都営大江戸線の開業や、地下鉄有楽町線と西武池袋線との相互乗り入れ、さらに、副都心線の開業と相互乗り入れなどの交通・鉄道体系の変化が、都心との距離を一層短縮させた。

また、平成25年3月16日には副都心線が東急東横線・横浜高速鉄道みなとみらい線と相互直通運転を開始し、区内から横浜方面へは乗換えなしで、出かけられるようになったことにより、アクセスの利便性が向上した。その結果、市街化の更なる進行や、老朽家屋の建替えによる高容積利用が行われるようになってきている。

区ではこのような現状に対し、安全で住みやすいまちにするために、まちづくり計画を策定して、都市計画道路沿道地域や駅周辺の整備のほか住宅密集地や狭あい道路の改善など、良好な市街地形成に向けた取組を展開している。

●都市計画道路沿道地域のまちづくり

都市計画道路の整備進捗に併せ、沿道や周辺地区のまちづくりを進めている。

1　補助230号線沿道地域のまちづくり事業

地下鉄大江戸線の導入空間となる都市計画道路補助230号線は、土支田中央土地区画整理事業の区域を除き都が整備を進めており、これまでに、笹目通りから土支田通りの区間において交通開放されている。区では大江戸線延伸の早期実現に向け、道路整備の促進とともに良好な市街地の形成を図るため、道路整備に併せた沿道地域のまちづくりを進めている。

現在、補助230号線の土支田・高松区間では、土支田中央土地区画整理事業（平成17年3月事業計画決定）、土支田・高松地区地区計画の都市計画決定（19年4月）、土支田中央地区地区計画の都市計画決定（20年10月）により、沿道地域のまちづくりが進められている。

また、大泉町・大泉学園町区間でも、地域特性に応じた3つの地区（大泉町二丁目沿道地区、大泉町三丁目沿道地区、大泉学園町沿道地区）において、まちづくり計画を策定するための協議・検討を進めている。

2　外かく環状道路沿道地区

東京外かく環状道路は国が、地上部街路である外郭環状線の２は都が事業を進めている。区では、区西部地域の南北を繋ぐこの重要な都市計画道路の整備を良質な都市空間の創出の機会と捉え、道路整備に併せたまちづくりを進めている。

現在、大泉JCT周辺では、重点地区まちづくり計画の策定に向けた取組を進めている。

3　その他の都市計画道路沿道周辺地区

放射７号線沿道周辺地区では、４ブロックのまちづくり協議会が作成した計画を基に、23年度に重点地区まちづくり計画を策定した。現在、地区計画の策定に向けた取組を進めている。

放射35号線沿道周辺地区では、まちづくり協議会が作成した構想を基に、26年度に重点地区まちづくり計画を策定した。現在、地区計画の策定に向けて、地区計画検討会で協議・検討を進めている。

放射36号線沿道周辺地区では、まちづくりの方針を策定するため、現在、まちづくり検討準備会で協議・検討を進めている。

●地区計画制度によるまちづくり

地区計画制度は、個々の建築や宅地開発を行う際の土地利用や建築物に関するルールを都市計画として定め、地区特性を生かしたまちづくりを実現しようとする制度である。

具体的には、数街区程度から数10haの地区を対象として、道路や公園の配置・規模等の計画や、建築物の用途・敷地面積の最低限度等のルールを定め、この計画地区内で建築や開発行為を行うときに、計画やルールに沿って施工することにより、徐々にまちづくりを行い、計画の実現を図っていくものである。

区では、地区計画制度によるまちづくりを行うため、昭和58年度から調査を実施し、この結果に基づいて区内各地で地区住民と話合いを進めてきた。平成27年3月31日現在、これらの地区のうちつぎの表の31地区で計画が決定し、建築や開発行為について都市計画法および条例により規制誘導を行っている。

また、地区計画制度によるまちづくりを促進するため、昭和61年4月から地区計画に定められた道路・公園等について区が整備等を行っている。

平成21年4月からは、一定の要件を満たした道路・公園等の用地の買取りができるようにし、より一層の推進を図っている。

●沿道地区計画

沿道地区計画は、幹線道路における自動車騒音から住

民の生活を守るため、沿道を騒音に強い土地利用・建物構造にする規制・誘導を行うための制度である。

沿道地区計画決定地区内では、建築を行う際に、後背地への遮音効果を高めるために、間口率※の最低限度、高さの最低限度および防音等の構造に関する制限等を受けるが、防音改良工事や建替工事に対しては、都からの補助を受けることができる。

現在すでに、区内の環状8号線の一部、環状7号線全線、笹目通り全線の沿道地区で決定されている。

※間口率：$\frac{\text{建築物の幹線道路に面する部分の長さ}}{\text{敷地の幹線道路に接する部分の長さ}}$

都市計画決定された地区計画　　平成27年3月31日現在

地　区	面積	都市計画決定年月日
	約 ha	
春日町一・二丁目地区	5.2	昭和61年 8月12日
早宮二丁目地区	5.0	61年12月 2日
大泉町二丁目地区	2.4	61年12月 2日
田柄五丁目地区	19.6	63年 3月10日
高松四･五丁目､谷原一丁目地区	11.5	平成元年10月11日
高野台一丁目地区	4.1	2年 7月16日
高松一・二丁目地区	21.3	2年12月 6日
春日町六丁目地区	28.0	4年 3月10日
土支田三丁目地区	2.3	6年 4月19日
三原台三丁目地区	2.7	6年 4月19日
北町六丁目地区	5.6	6年 6月30日
西大泉六丁目地区	3.6	6年 6月30日
中里地区	4.8	6年10月25日
西大泉四丁目地区	5.5	12年 3月17日
大泉町一丁目地区	2.1	13年 5月15日
三原台二丁目地区	3.8	13年 5月15日
練馬駅南口地区	3.1	16年12月10日
中村橋駅南口地区	2.6	17年 1月11日
江古田駅北口地区	4.2	18年 6月23日
補助230号線土支田・高松地区	11.6	19年 4月 6日
土支田中央地区	14.3	20年10月21日
練馬駅北口地区	3.0	21年 6月22日
上石神井四丁目地区	10.2	21年 9月30日
中里中央地区	4.5	22年 3月 5日
東武練馬駅南口周辺地区	7.7	22年11月30日
大泉学園駅北口地区	3.8	23年 4月 4日
光が丘地区	98.4	23年 8月19日
大泉学園駅北口東地区	4.7	24年 3月30日
石神井公園駅南地区	14.0	24年 5月18日
中村橋駅北口地区	11.9	25年 3月29日
北町二丁目西部地区	5.7	27年 1月20日

●土地区画整理事業の推進

この事業は、一定の広がりをもった不整形で利用しにくい土地の区画を整え、宅地の利用増進を図るとともに、道路や公園などの公共施設を整備して、良好な市街地の形成を実現することを目的としている。

区では、区の面積の約44％が「土地区画整理事業を施行すべき区域」として昭和44年5月に都市計画決定されており、平成27年3月31日現在の区域面積は約2,104.2haである。

23区随一の農地を有している練馬区では、都市化が進む中で後継者難や相続などを契機として農地が切り売りされ、年々農地と農家人口が減り続けている。また、3年4月に改正された生産緑地法により、「保全する農地」と「宅地化する農地」に分けられ、「宅地化する農地」の市街化が進んでいる。

区はこのような状況に対応し、事業実施の円滑な活動を支援するため、「練馬区土地区画整理事業助成要綱」を昭和61年4月に施行し、調査設計費用などを助成している。

同時に、地域特性を踏まえつつ、農業と調和したまちづくりの実現に向けた地域の合意形成に努めている。

また、大江戸線延伸地域の土支田新駅予定地周辺地域では、交通環境の変化や将来開発に備えたまちづくりを進めるため、区施行の土地区画整理事業を実施している。

土地区画整理事業施行地区

地　区	面積	施行者	事業認可日	事業終了日
大泉町二丁目	2.2ha	組合	昭和59年 8月23日	平成2年 8月24日
高松・谷原	10.4ha	組合	61年11月 5日	8年 3月14日
土支田三丁目	1.8ha	組合	平成元年12月13日	7年 2月16日
西大泉六丁目	3.6ha	組合	2年10月 2日	7年 3月31日
三原台三丁目	1.7ha	共同	4年 4月23日	8年 3月18日
中里	4.3ha	組合	5年12月 6日	10年 3月31日
西大泉一丁目	1.4ha	共同	8年 7月24日	10年 8月 3日
西大泉四丁目	4.8ha	組合	8年10月 7日	13年12月10日
三原台二丁目	3.1ha	組合	10年 1月16日	15年11月 7日
西大泉四丁目西	1.6ha	組合	11年 3月30日	14年 1月15日
大泉町一丁目	2.0ha	組合	12年 3月30日	17年 7月20日
石神井台六丁目	0.7ha	共同	16年 3月31日	17年 9月13日
土支田中央	14.3ha	区	＊ 17年 3月17日	事業中
早宮四丁目	1.9ha	組合	18年 3月31日	22年 7月20日
早宮四丁目南	0.4ha	共同	18年 3月31日	22年 3月31日
中里中央	3.9ha	組合	20年 3月31日	25年 1月30日
土支田一丁目	2.2ha	共同	26年 5月14日	事業中
田柄二丁目	0.4ha	共同	26年 5月14日	事業中
田柄二丁目北	0.6ha	共同	26年 5月14日	事業中

＊区施行の区画整理は、事業決定日である。

1　建築確認

建物を建築するときは、あらかじめ建築計画を示した申請書を提出し、建築法規に基づく確認を受ける必要がある。

平成26年度の建築確認の申請は222件（区扱いのみ・区計画通知17件を含む。）であった。

建築確認の受付状況（構造別）　　平成26年度

区　分	件　数		
	一　般	区計画通知	計
	件	件	件
木　造	173	0	173
鉄骨鉄筋	0	0	0
鉄　骨	28	9	37
鉄　筋	4	8	12
ブロック	0	0	0
計	205	17	222

2 道路位置の指定など

前面道路が建築基準法上の道路でない場合、家を建てるためには、道路位置の指定などを受ける必要がある。26年度は、道路位置指定16件、指定の変更1件、指定の廃止7件であった。

3 違反建築取締り

違反建築物の発生を未然に防止するとともに早期かつ効果的に是正するため、現場調査に基づき違反建築の取締りを行っている。26年度の違反建築物取扱件数は21件であった。その主な違反条項と件数の内訳は、建ぺい率10件、容積率2件、高度斜線2件、接道5件、防火地域内の建築物5件であった（重複を含む。）。

(2) まちの拠点機能を向上させる

●駅周辺地区の整備

区内の各駅周辺では駅前広場や道路などの都市基盤の整備が必ずしも十分でなく、慢性的な交通渋滞を引き起こしている。また、商業活動も活性化を図る必要がある。

このため、区内の各駅周辺を中心核、地域拠点、生活拠点と位置づけて都市基盤の整備を進め、交通混雑を解消するとともに、買い物客・駅利用者の利便性、安全性を向上させ、商業基盤の拡充と拠点機能の向上を図っている。

●練馬駅周辺整備

練馬駅周辺は、区役所を始め、警察署、消防署などの行政機関や、郵便局、文化センター、図書館、生涯学習センターなどの公共施設が集まっている。また、業務施設、商業施設の集積度も高い。しかしながら、道路や駅前広場など都市基盤の整備が遅れていたため、交通混雑を引き起こし、商店街の活性化や発展にも弊害をもたらしていた。

そこで区では、練馬の中心核に位置づけ、道路や駅前広場を始めとした都市基盤の整備を進めるとともに、平成2年度には「練馬駅周辺地区街づくり構想」を作成（5年度に一部修正）し、この構想に基づいてまちづくりを推進している。

1 地区整備の経過

駅北口地区においては、区として初めて都市計画決定した区画街路1・2号線が5年3月に完成した。また、駅北口公共駐車場は7年7月に、北口交通広場やペデストリアンデッキ（橋のような歩行者専用通路）は西武池袋線の高架化に併せて15年3月に完成した。

駅北口の練馬一丁目地内では、道路の拡幅整備に併せてまちづくりの実現を図るため「練馬駅北口地区地区計画」を21年6月に都市計画決定した。

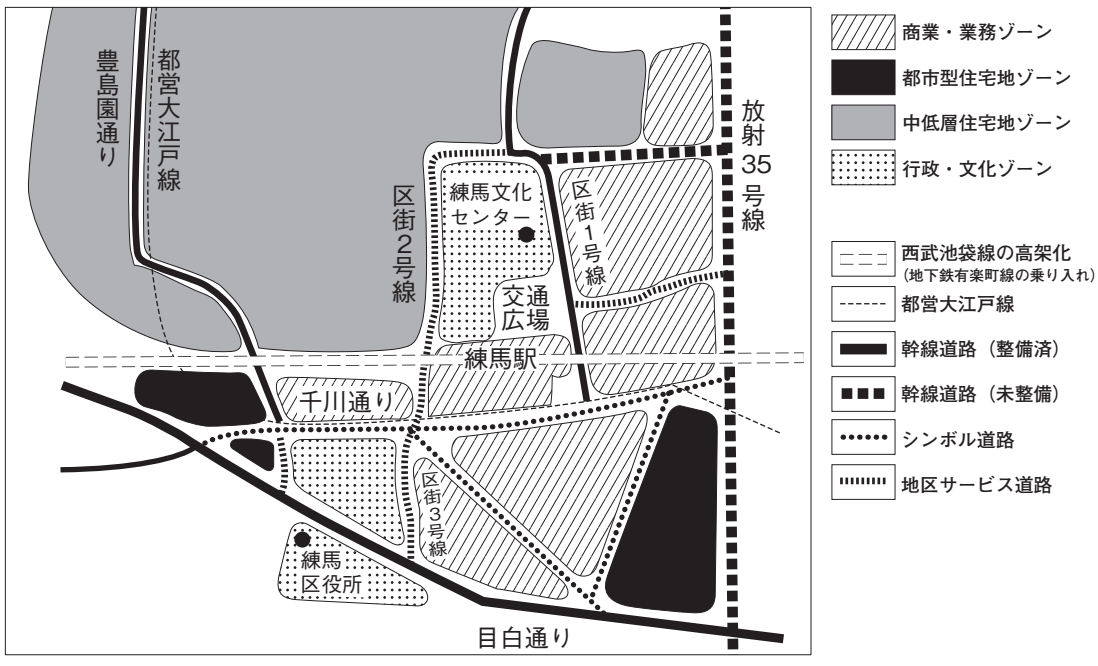
駅南口地区においては、区画街路3号線が7年2月に、区役所前立体区道（やすらぎ歩道橋）が9年6月に完成した。

豊玉北五丁目地区においては、区内で初めて「街並み誘導型地区計画」を活用した「練馬駅南口地区地区計画」を16年12月に都市計画決定した。また、道路の無電柱化が23年3月に完成した。

2 北口区有地の活用および事業の完了

北口区有地は、駅北口に隣接している約4,000㎡の区有地である。これまで清掃車や区有車の駐車場および臨時的な駐輪場など、暫定的な利用に留まってきた。一方で、その活用のあり方について検討を進め、21年3月に「練馬駅北口区有地活用基本構想」を、22年7月に「練馬駅北口区有地活用事業計画」を策定した。

練馬駅周辺土地利用方針



事業は、北口区有地を練馬の中心核を形成する拠点の一つとして、にぎわいの醸成と活力の創造を目指すことを目的として実施するもので、民間事業者からの提案を受け、区施設、民間施設などからなる複合施設を、民間活力を利用して整備することとした。区施設として、子育て支援施設、区民交流・産業振興施設などを、民間施設として、民間事業者の提案に基づき、区内初となる回復期リハビリテーション病院や地域の活性化に寄与する商業施設などを整備することとし、23年度に事業へ参画する事業者と基本協定および土地賃貸借契約、建物売買契約を締結するとともに建設工事に着手し、25年度には工事が完了した。複合施設の名称を公募で「Coconeri（ココネリ）」と決定し、26年4月に開設した。

3 総合的なまちづくり事業の推進

このように、既に各種のまちづくり事業が展開されている。今後とも「練馬駅周辺地区まちづくり構想」に基づいて、まちづくりにかかわる各事業の調整と、総合的なまちづくりの促進を図り、区の中心核にふさわしい魅力あるまちへの整備を推進していく。

●石神井公園駅周辺整備

石神井公園駅周辺は、公共機関や商店が多く、周辺住宅地域を含めた地域の中心的役割を果たしている。また、都立石神井公園の玄関口でもあり、地区外からの来訪者も少なくない。このような状況にもかかわらず、駅に通じる道路は狭く、駅前広場や道路、踏切など駅周辺の交通環境の整備が十分とはいえない状況であったため、鉄道の立体化と併せた駅前広場や都市計画道路の整備が進められている。

1 整備の方針

区では石神井公園駅周辺地区を区西部における地域拠点の一つと位置づけ、機能の向上を図るため、駅北口地区市街地再開発事業を実施してきた。

平成15年6月には、「石神井公園駅周辺地区まちづくり全体構想」を策定し、つぎのような整備方針に基づいて総合的なまちづくりを推進している。

⑴ 車、歩行者の利用特性に応じた駅周辺道路を整備するとともに、駅に集中する交通を処理、連結する交通結節機能と、駅利用者が憩い、集い、語らう広場機能とをあわせ持つ駅前広場を整備し、地域の交通拠点機能を高める。

⑵ 交通渋滞や市街地の分断要素となっている西武池袋線の鉄道高架化を契機として、交通環境の改善と南北地区の一体的な土地利用の形成を図る。

⑶ 商業と住宅が調和した駅前商業地を形成するとともに、土地の高度利用を図る。

2 駅周辺まちづくり事業の推進

区では、地元住民からの提言を踏まえて、今後のまちづくりのあり方を示した「石神井公園駅周辺地区まちづくり全体構想」に基づきまちづくり事業を推進し、27年1月には西武池袋線の鉄道高架化が完了し、27年3月には南口駅前広場の整備が完了した。現在、駅南口を中心に、都市計画道路の整備を進めながら、地区にふさわしい街並みの形成や商業の活性化を図るための検討を行っている。

なお、21年3月には「石神井公園駅南地区まちづくり推進協議会」が設立され、23年10月に「まちづくり計画」を策定した。これを受けて、区では「石神井公園駅南地区地区計画」を策定し、24年5月に都市計画決定した。

●大泉学園駅周辺整備

大泉学園駅は、1日8万人以上の利用者があり、路線バスの発着本数が1日千本を超える区内屈指の交通拠点である。しかしながら、駅前広場や道路など、駅周辺の都市施設の整備が十分とはいえない状況であったため、都市計画道路、周辺道路などと一体となった地区整備が進められている。

1 整備の方針

区では大泉学園駅周辺地区を区西部における地域拠点の一つと位置づけ、機能の向上を図るため、駅北口・南口地区を一体とした駅前地区市街地再開発事業を実施してきた。

平成23年4月には、北口における交通結節機能の向上と商業環境の改善を図るため、大泉学園駅北口地区地区計画および北口地区市街地再開発事業等の都市計画決定が行われた。また、北口地区に隣接する北口東地区では、良好な住環境の保全を図るため、24年3月に大泉学園駅北口東地区地区計画の都市計画決定が行われた。

2 北口地区市街地再開発事業の完了

駅北口地区約0.8haについては、23年4月に都市計画決定、24年3月に組合設立、9月には権利変換計画が認可された。その後、25年2月に施設建築物新築工事に着手、続いて3月には公共施設整備工事に着手し、27年3月に工事が完了した。

3 駅周辺まちづくり事業の推進

駅前地区市街地再開発事業は14年度で完了し、北口地区市街地再開発事業は26年度で完了した。今後も、大泉学園駅周辺地区を区西部における地域拠点にふさわしいまちとするため、総合的なまちづくりを進めていく。

●生活拠点の整備

区では、練馬駅・石神井公園駅・大泉学園駅・光が丘駅を除く各駅周辺地区を生活拠点として位置づけ、駅利用者の安全性と利便性を向上させる等、拠点にふさわしいまちづくりを進めることとしている。

江古田駅周辺地区では、平成18年6月に「江古田駅北口地区地区計画」を都市計画決定し、ゆとりある歩行者空間の確保と、低層の街並みの形成を目指している。

また、東武練馬駅南口周辺地区では、22年11月に「東武練馬駅南口周辺地区地区計画」を都市計画決定し、魅力ある、安全で快適なまちづくりを目指している。

さらに中村橋駅周辺地区では、17年1月に「中村橋駅南口地区地区計画」を、25年3月に「中村橋駅北口地区地区計画」を都市計画決定し、住環境の保全と活力ある市街地の形成を目指している。

西武新宿線沿線地域では、20年3月に上石神井駅周辺地区、26年5月に武蔵関駅周辺地区、26年11月に上井草駅周辺地区において重点地区まちづくり計画を策定し、この地域の骨格事業である鉄道の立体化と都市計画道路の整備を見据え、まちづくりを進めている。

とりわけ、上石神井駅周辺地区については、駅のすぐ西側に外郭環状線の2の都市計画があることから、都と連携しながら沿道のまちづくりと駅前広場の整備に向けた検討を進めている。

(3) 災害に強いまちをつくる

●防災まちづくりの推進

区内には、高度経済成長期を経て急激に市街化が進んだため、木造家屋が密集した災害に弱い地域がある。

また、都市の重要な基盤である道路も狭い道路が多いため、大地震等の災害時において、家屋・ビルの倒壊および二次災害として発生する火災などによる大きな被害が心配される。

このような現状を改善し、災害に強い、安全なまちとするためには、都市構造そのものを災害に強い構造にすることが必要である。

このため、区では防災再開発促進地区の指定を行うとともに、密集住宅市街地整備促進事業などにより、区民の理解と協力を得て道路の拡幅、公園などオープンスペースの確保などの事業を推進している。

区は建築物の耐震化を促進するため、平成19年3月に「練馬区耐震化促進計画」を策定した。

計画では、27年度までの耐震化率の目標を区立施設100％民間建築物90％と定めている。

この目標に取り組むため、耐震診断および耐震改修工事に係る助成制度や合意形成の困難なマンションを対象とした無料のアドバイザー派遣制度等を創設した。

さらに特定緊急輸送道路沿道建築物に対する助成制度を創設し、耐震化に取り組んでいる。

●密集住宅市街地整備促進事業

この事業は、区内の老朽建築物等が密集し、かつ、公共施設等の未整備により、良質な住宅の供給と住環境の改善が必要な地区において、老朽建築物等の建替えを促進し、住宅水準の向上および住環境の整備を図り、併せて、災害に強い総合的なまちづくりを行うことを目的としている。

事業内容は、老朽住宅などを耐火構造などの建築物に建て替える場合の助成（建築設計費、除却費、共同施設整備費など）や、オープンスペースの確保、公共施設・道路・公園などの住環境の整備で、行政と民間が役割を分担してまちづくりを行っている。

練馬地区（練馬一～四丁目の各一部、面積約20ha）では、昭和61年10月に建設大臣（平成8年4月継続承認）、3年10月に都知事の承認を受けた。なお、練馬地区は、18年3月31日をもって事業を終了した。

江古田北部地区（小竹町一・二丁目、羽沢一丁目、栄町、旭丘一・二丁目の各一部、面積約46.4ha）では、4年7月に建設大臣、5年6月に都知事の承認を受けている。

北町地区（北町一・二丁目の各一部、面積約31.1ha）では、9年3月に建設大臣、同年9月に都知事の承認を受けている。両地区は、現在事業中である。

貫井・富士見台地区（貫井一～四丁目、富士見台三・四丁目の各一部、面積約92ha）では、23年7月から事業に取り組んでいる。

なお、9年11月に、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」（密集整備法）が施行されたことに伴い、11年1月に江古田北部地区、12年2月に北町地区、26年12月に貫井・富士見台地区が防災再開発促進地区の指定を受けている。

●狭あい道路拡幅整備事業

幅員が4mに満たない「狭あい道路」で建築基準法上後退が必要な道路を拡幅整備する場合、塀等の撤去と整備費の一部を助成する。平成26年度の助成件数は42件であった。

●練馬区震災復興マニュアル

地震によって大きな被害が生じた場合、以前と同じような街並みを復旧したのでは、従来と同じ災害に弱いまちとなるおそれがある。そこで、地域の方々で話し合い、安全で住みやすいまちづくりを行っていく必要がある。そのため、被災時において、区民と区とが協働で復興を進める地域協働復興を基本に『都市の復興』、『住まいの復興』、『暮らしの復興』、『産業の復興』を進めることとしている。

区は、平成19年度に、まちの復興計画および復興まちづくりなど被災市街地の復興の過程を盛り込んだ練馬区震災復興マニュアルを策定し、20年度には練馬区震災復興の推進に関する条例を制定した。

●河川の改修

かつて区内には3河川が流れていた。しかし、都市化の進展に伴い河川の機能を失った田柄川は下水道幹線として暗きょ化され緑道となり、現在では石神井川、白子川の2河川を残すのみとなっている。このように都市化の進展と下水道の普及に伴い、河川は都市排水の基幹としての能力増強を求められている。

区内の河川については、暫定改修（1時間30mmの降雨に対応できる改修）が完成している。本改修（1時間50mmの降雨に対応できる改修）も進み、石神井川で71.0％が完成している。また、白子川については、現在21.9％が完成し、比丘尼橋上流右岸側に34,400㎥、比丘尼橋下流左岸側に212,000㎥を貯留する調節池の整備が完了している。

また、都は、平成22年度から目白通りの地下約35mの深さにトンネル（内径10m、延長約3.2km）を掘り、新たに212,000㎥を貯留する地下調整池の工事に着手している。

区では、河川災害を防ぐため、しゅんせつ（河床整正）工事を行い、水防器材の充実、注意箇所の確認、降雨量や水位の観測、行政機関相互の情報交換等により河川災害対策の充実を図っている。

河川の現況　平成27年4月1日現在

河　川　名	延　長（m）	本改修済延長（m）（改修率）
石神井川	11,644	8,264（71.0％）
白子川	6,513	1,429（21.9％）

●雨水流出抑制施設の整備

急速な都市化の進展に伴い、多くの雨水が下水道や河川に一気に流入して起こる「都市型水害」を防ぐために、河川の改修、調節池の整備などを行ってきたが、より総合的な治水対策を推進するため、区では平成2年6月に「練馬区総合治水計画（24年3月改定）」を策定し、雨水を地中へ浸透させる施設の整備を進めている。

26年度までに、道路、公園、学校などの公共の施設で202,127m^3、大規模民間施設等で244,148m^3、合計446,275m^3の雨水の浸透貯留可能な雨水流出抑制施設を整備した。

●練馬区耐震改修促進計画および耐震改修に係る支援事業

災害に強いまちづくりに向け、平成19年3月に策定した練馬区耐震改修計画に基づき、18年時点での住宅の耐震化率76.5％を、27年度まで建築物の自然更新や自発的な建替えを含め、区の支援による耐震補強を併せて耐震化率90％にすることを目指している。

耐震化へ向けた具体的な支援策としては、戸建住宅に対しては無料で簡易診断を行い、さらに、耐震改修工事に対する助成を行っている。対象となる建築物は住宅のみではなく分譲マンション、特定建築物（賃貸住宅、店舗、事務所など不特定多数の方が利用する用途で一定規模以上の建築物）、私立幼稚園、保育園等の公共的施設、災害時医療機関等、緊急輸送道路沿道の建築物としている。

20年度からは、木造住宅に住んでいる高齢者等を対象に耐震シェルターや防災ベッドの設置に対して助成を開始した。

また、東京都が特定緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震化に関する条例を23年3月に施行したことに伴い、対象建築物に対する助成事業を23年10月から開始した。

耐震改修工事等助成費用（【】は限度額）平成27年3月31日現在

区　分	耐震診断	実施設計	改修工事
戸建住宅※1	費用の3分の2【8万円】	費用の3分の2【22万円】	費用の3分の2【100万円】※2
分譲マンション※1	費用の3分の2【150万円】	費用の3分の2【200万円】	費用の3分の1【2,000万円】
特定建築物	費用の3分の2【150万円】	費用の3分の2【200万円】	費用の6分の1【1,000万円】
公共的施設	費用の3分の2【150万円】	費用の3分の2【200万円】	費用の2分の1【3,000万円】
災害時医療機関等および緊急輸送道路沿道の建築物	費用の3分の2【200万円】	費用の3分の2【450万円】	費用の2分の1【6,000万円】
特定緊急輸送道路沿道の建築物	費用の6分の5	費用の6分の5【560万円】	費用の6分の5【9,000万円】

※1　戸建住宅と分譲マンションは無料で簡易診断を実施
※2　世帯所得が一定以下で、それを証明できる方の場合は、費用の5分の4で限度額120万円

1　耐震改修工事等助成事業

26年度は戸建住宅に対して、簡易耐震診断105件実施し、耐震診断37件、実施設計37件、耐震改修工事31件、簡易補強工事3件助成した。

2　耐震シェルター等設置助成事業

26年度は耐震シェルター・防災ベッドの設置に対して、2件助成した。

3　特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業

26年度は特定緊急輸送道路沿道建築物に対して、耐震診断16件、実施設計16件、耐震改修工事等7件助成した。

（4）だれもが利用しやすいまちをつくる

●練馬区福祉のまちづくり推進条例によるバリアフリー整備の推進

区ではすべての人が、等しく社会参加する機会を確保し、もって安心して快適に暮らし続けることができる地域社会の実現を目的に、平成22年3月「練馬区福祉のまちづくり推進条例」を制定し、10月から施行した。

この条例は区民、事業者、区が連携・協力し「福祉のまちづくり」を推進することを基本理念に、その活動を促進する施策を規定している。

また、本条例は都の建築物バリアフリー条例と東京都福祉のまちづくり条例、練馬区福祉のまちづくり整備要綱の規定を整理・一本化しており、一定規模の公共的建築物等を建築する場合の事前協議と適合義務、措置の公表について規定している。これにより新築等の建築物のバリアフリー整備を図っている。

なお、この条例に基づく公共的建築物の事前協議受付は、26年度は183件だった。

一方、一定の要件を満たす既存建築物については、その経費の一部を助成し、バリアフリー化を推進している。

●鉄道駅のバリアフリー化

公共交通機関を利用する際の移動の利便性および安全性の向上を図ること等を目的として、平成12年5月に「交通バリアフリー法」（18年12月にハートビル法と合わせて、いわゆるバリアフリー新法として統合）が施行され、行政、公共交通事業者および国民の役割が明確となり移動円滑化に向けた制度整備が図られた。

交通バリアフリー法の施行を踏まえ、区では、区内鉄道駅のバリアフリー化を促進するため14年1月「練馬区鉄道駅エレベーター等整備事業補助要綱」、18年7月「江古田駅鉄道駅総合改善事業費補助交付要綱」を制定し、区内5駅で事業者が行うエレベーター等の整備に対し、その経費の一部を補助してきた。

23年8月には区内21駅全てにバリアフリールートが確保された。

区では更なるバリアフリー化を促進するため、引き続き事業者へ働きかけている。

(5) 上・下水道の整備

●上水道

東京の水道は、最も重要な都市基盤の施設の一つとして人々の生活と都市活動を支えており、区内の給水普及率は100％である。東京都の水道は国が定めた水質基準よりも高い目標を定め、徹底した水質管理を行っている。また、通常の浄水処理に加え、オゾン処理と生物活性炭吸着処理を行う高度浄水処理の導入や残留塩素の低減化などにより安全でおいしい水道を供給するための様々な取組を進めている。

地震が発生した場合でも水道施設の被害を最小限にとどめ、可能な限りの給水を確保するため、地震に強い施設の整備や応急給水の確保等、震災対策を推進している。

浄水場のろ過地、配水地等の施設の耐震強化をしたり、強度が低い材質が使用されている古くなった水道管を計画的に強度の高い水道管に取り替えている。また水道管の取替えに当たっては、過去の大地震の教訓を踏まえ、管の継ぎ手が抜け出すことを防ぐ耐震継手管を採用している。

さらに、地震により水道施設が被害を受けた場合にも、飲料水を確保できるよう下記の給水拠点を設けている。

区内給水拠点

施設名	所在地
練馬給水所	光が丘2-4-1
区立大泉公園	大泉学園町6-25
区立学田公園	豊玉南3-32
区立はやいち公園	早宮1-47-11
区立みんなの広場公園	石神井町8-41

●下水道

1 普及率はおおむね100％に

下水道は都市の基幹的な施設であるとともに、雨水の排除、浸水の防除、地域の環境改善、便所の水洗化、川や海などの公共水域の水質保全という重要な役割を担っている。

昭和42年度から始まった区の下水道整備は、平成7年度末に普及率がおおむね100％に達している。また、下水道管きょの総延長は、27年3月末現在1,275kmとなっている。

下水道管きょ延長　　平成27年3月31日現在

総延長	管きょ内訳	
	幹線	枝線
m 1,275,074	m 64,182	m 1,210,892

資料：東京都下水道局

2 雨水流出抑制型の採用

区の下水道は、雨水と汚水を一緒に流す合流式を採用しており、一定量以上の雨が降ると、雨水は下水管を通じて、一部が河川に放流される仕組みになっている。

しかし、放流される河川の本改修（1時間50mmの降雨に対応できる改修）が遅れているため、大泉・石神井地区では、大幅な下水道の普及が図れないという問題が生じた。

そこで都と区は、こうした区域にも下水道を普及する手段として、できる限り河川への流出を少なくする雨水流出抑制型下水道を採用し、7年度末には、おおむね100％の整備を行った。

この方式は、透水性舗装や浸透雨水ます等により雨水を地下に浸透させ、雨水が一時に河川に流れ込まないようにするといった、従来とは異なる排除方式を用いたものである。

6　良好な交通環境をつくる

(1) 公共交通を充実する

●都営大江戸線

都営大江戸線は、光が丘地区の開発に伴う大量輸送機関として、また西武池袋線と東武東上線との間に残る交通不便地域の解消などのために計画された路線である。

この路線は、放射部と環状部からなり、放射部の光が丘～練馬間は平成3年12月、練馬～新宿間は9年12月に開業した。環状部についても新宿～国立競技場間は12年4月、同年12月には全線（汐留駅は14年11月開業）が開通した。これにより、区内から六本木、大門方面へは乗換えがなくなるとともに、都心・副都心へのアクセス利便性が向上した。

また、12年1月の運輸政策審議会（現交通政策審議会）では、光が丘～大泉学園町間の延伸と武蔵野線方面への検討を、運輸大臣（現国土交通大臣）に答申している。区は大江戸線延伸の早期実現のため、導入空間となる都市計画道路補助230号線の整備に併せて、沿道のまちづくりなどの環境整備に努めている。23年4月には「大江戸線延伸推進基金」を設置し、積立てを行っている。

延伸実現に向けた機運を高めるために、区議会、地元住民と共に「大江戸線延伸促進期成同盟」を設立し、延伸促進大会を開催するとともに、都や国に早期事業化を図るよう要請活動等を実施している。加えて13年9月から新座市等で構成された「都市高速鉄道12号線延伸促進協議会」に加盟し、要請活動に参加している。

●西武池袋線

踏切による慢性的な交通渋滞や踏切事故の抜本的な対策として、西武池袋線の連続立体交差事業（高架化）に取り組んでいる。あわせて、ラッシュ時の混雑緩和や所要時間の短縮のための複々線化事業も、西武鉄道（株）により進められている。昭和46年1月に桜台駅～石神井公園駅付近間の都市計画が決定されて以降、順次事業に着手し、平成15年3月までに桜台駅～練馬高野台駅付近間約5.4kmの高架複々線化が完了した。これにより、計19か所の踏切がなくなり、鉄道により隔てられていた地域が一体化するなど、安全で快適なまちづくりに大いに寄与した。また、これらの事業に併せて、6年12月に練馬高野台駅が開業し、利便性が高まった。

一方、懸案であった練馬高野台駅～大泉学園駅付近間約2.4kmについては、17年6月に都市計画が決定（変更）され、19年5月に事業着手した。27年1月には高架化が完了し、富士街道を含む9か所の踏切がなくなった。また、この事業に併せて練馬高野台駅～石神井公園駅間が複々線化され、25年3月に西武池袋線・有楽町線と東急東横線・横浜高速鉄道みなとみらい線との相互直通運転が開始された。

各駅の1日平均乗降客数　　平成26年度

駅名	乗車	降車	総数
	人	人	人
西武池袋線			
江古田	16,532	16,513	33,045
桜台	6,903	6,853	13,756
練馬	60,157	61,315	121,472
中村橋	19,439	19,297	38,736
富士見台	12,802	12,573	25,375
練馬高野台	13,080	12,839	25,919
石神井公園	37,681	37,638	75,319
大泉学園	41,921	41,707	83,628
保谷	29,277	29,204	58,481
西武豊島線			
豊島園	6,831	6,739	13,570
西武新宿線			
上井草	10,035	10,106	20,141
上石神井	21,269	21,182	42,451
武蔵関	14,567	14,225	28,792
東伏見	11,982	11,922	23,904
東武東上線			
東武練馬	29,581	29,521	59,102
下赤塚	8,266	8,556	16,822
成増	28,779	28,950	57,729
東京メトロ有楽町線			
小竹向原	45,014	42,563	87,577
氷川台	18,955	18,745	37,700
平和台	20,164	20,140	40,304
地下鉄赤塚	17,219	16,910	34,129
地下鉄成増	23,804	24,053	47,857
東京メトロ副都心線			
小竹向原	36,967	34,571	71,538
西武有楽町線			
小竹向原	58,133	63,182	121,315
新桜台	4,127	3,906	8,033
都営大江戸線			
新江古田	12,579	12,383	24,962
練馬	37,149	37,357	74,506
豊島園	5,598	5,533	11,131
練馬春日町	10,279	10,199	20,478
光が丘	29,598	29,559	59,157

注：小竹向原駅は、直通連絡客を含む。
資料：西武鉄道(株)、東武鉄道(株)、東京地下鉄(株)、東京都交通局

●西武新宿線

西武新宿線は区の南西部を東西方向に走る鉄道であり、区内の上石神井と武蔵関の2駅のほかに、上井草、東伏見両駅も近接していることから、多くの区民が利用している。

この路線については、区内の全区間で線路が地表を走っていることから、南北を横断する道路については、すべて踏切での平面交差となっている。このため、特に朝夕のラッシュ時間帯を中心に、一部の踏切で交通渋滞が発生している。都は、踏切対策基本方針の中で鉄道立体化の検討対象区間としていた井荻～東伏見駅付近を、平成20年6月に連続立体交差事業の事業候補区間として位置づけた。区では各駅周辺のまちづくりに取り組んでいるほか、27年1月、区民、区議会、区が一体となって「西武新宿線立体化促進協議会」を設立し、早期に鉄道立体化を図るよう都へ要請活動を行った。

●東武東上線

東武東上線は川越街道と平行し、練馬区と板橋区の境界付近を走る鉄道である。区内に駅はないものの、東武練馬、下赤塚、成増などについては練馬区と近接していることから区民の利用も多く、重要な交通手段の一つとなっている。

●地下鉄有楽町線・副都心線

東京メトロ有楽町線は、区内最初の地下鉄として昭和58年6月に池袋～営団成増（現地下鉄成増）間が開業し、池袋から先の区間とつながることで、区北東部地域から都心方面への交通が飛躍的に便利になった。

また、同年10月に小竹向原～新桜台間で開業した西武有楽町線が、平成6年12月に練馬まで開通したことにより、西武池袋線との相互直通運転も実現し、利便性の向上や西武池袋線の混雑緩和にも大きく寄与した。

なお、20年6月には、小竹向原から池袋を経由し渋谷に至る東京メトロ副都心線も開業した。小竹向原駅で西武有楽町線・池袋線との相互直通運転が実現しており、25年3月には、東急東横線・横浜高速鉄道みなとみらい線との相互直通運転が実現され、さらに利便性が向上した。

●エイトライナー

区内の鉄道網は、山手線から放射方向に伸びる鉄道は整備されているが、環状方向に延びる鉄道は整備されておらず、その移動は主にバス交通にゆだねられている。

区は、環状8号線を基本ルートとする新しい交通システムについて関係区とともに研究を始め、平成5年10月に「エイトライナー構想」を取りまとめた。「エイトライナー構想」の実現により、①環状方向の移動時間が短縮される、②沿線拠点整備に大きく寄与する、③羽田空港への交通が便利になる、などの効果が期待される。

6年5月には大田・世田谷・杉並・板橋・北の5区と共にエイトライナー促進協議会を発足させ、その実現に向けた調査・研究を続けている。

これまでに、環状七号線を基本ルートとする「メトロセブン構想」を掲げたメトロセブン促進協議会と連携して促進活動を行い、その成果として、運輸政策審議会答申第18号（12年1月）において、「区部周辺部環状公共交通（仮称）」として「今後整備について検討すべき路線」に位置づけられている。

●バス交通

区内を東西に通過している西武池袋線・新宿線、東武東上線は、各鉄道路線の南北の間隔が広い。そのため、これら路線の各駅をつなぎ、区民の日常生活の「足」となっているのがバス交通である。

区内には、西武・国際興業・関東・京王・都営の計5社、約150系統が運行している。

しかし、バスの運行が不可能な狭い道路も多いことなどから、バス路線が少ない地域や1日の運行回数が少ない路線もある。

こうしたことから、区は、鉄道駅から800m以上、かつ30分に1便以上運行しているバス停から300m以上離れ、公共交通を利用しづらい地域を「公共交通空白地域」と定義し、平成21年3月に策定した「公共交通空白地域改善計画」に基づき、既存の路線バスの再編や新規導入などに取り組んでいる。

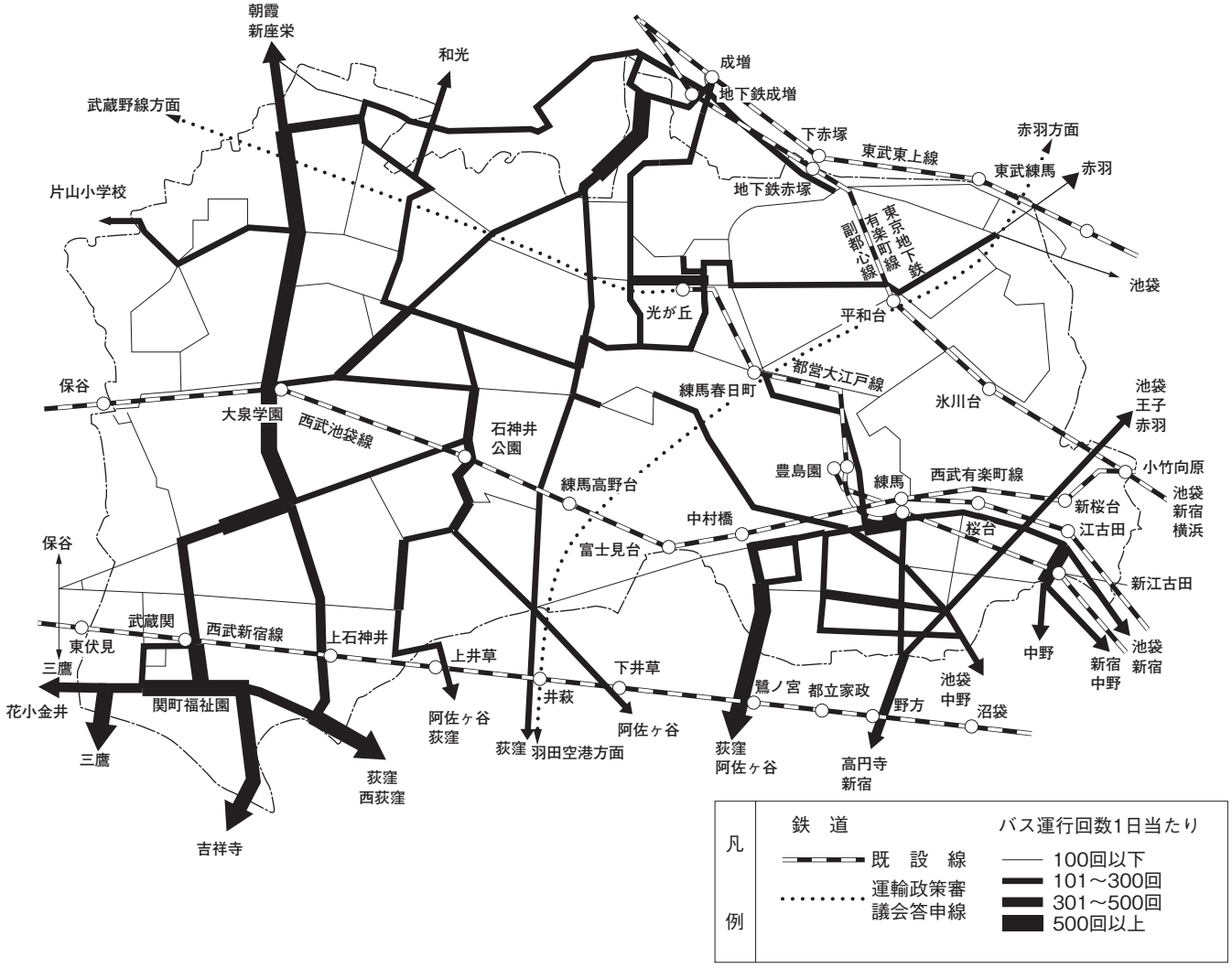
このうち、区が導入するコミュニティバスは、路線バスを補完するとともに、乗り継ぎによりネットワーク化を図ることとしており、21年7月から、愛称を「みどりバス」に統一し、現在、6ルートで運行している。

平成27年4月1日現在

	運行開始	路線	主な経由地
保谷ルート	平成3年8月(試行運行) 平成4年4月(本格運行)	保谷駅南口～ 光が丘駅	練馬光が丘病院
北町ルート	平成15年3月(試行運行)	光が丘駅～ 東武練馬駅入口 (循環)	練馬光が丘病院
関町ルート	平成17年7月(試行運行)	関町福祉園～ 順天堂練馬病院	武蔵関駅南口 上石神井駅 練馬高野台駅
氷川台ルート	平成17年7月(試行運行)	練馬光が丘病院～ 東武練馬駅入口 (循環)	光が丘駅 練馬春日町駅東 練馬駅 氷川台駅
大泉ルート	平成20年1月(試行運行)	大泉学園駅～ 大泉学園町五丁目 (循環)	
南大泉ルート	平成23年12月(試行運行)	保谷駅入口～ 関町福祉園	武蔵関駅南口

練馬区の公共交通図

平成27年4月1日現在



●区内交通の現状と都市交通マスタープラン

区内では、都営大江戸線や西武有楽町線の開通、西武池袋線の連続立体交差化、環状8号線などの道路整備が進展し、交通基盤が着実に整備されつつある。この結果、区民生活の利便性が向上するとともに、交通渋滞の緩和や安全性の確保などが図られてきた。

しかし、公共交通の不便な地域が依然として存在すること、また、道路の整備率は、都市計画道路で約5割、生活幹線道路で約3割にとどまり自動車交通の円滑化が図られていないことなど、解決すべき問題が数多く残されている。

さらに、移動に困難を伴う高齢者などの増加に伴い、円滑に移動できる手段の確保が一層重要となっている。また、地球温暖化などの環境問題に対する区民意識の高まりなどから、自動車交通に過度に依存しない交通体系の確立が求められるなど、交通をとりまく状況は大きく変化しつつある。

このような背景の下、だれもが快適に移動できる交通環境の実現を目指して、平成20年3月に練馬区都市交通マスタープランを策定した。ここでは、基本目標や取り組むべき交通施策を体系的に整理しており、今後は、区が抱える様々な交通問題の解決に取り組んでいく。

運輸政策審議会の答申の内容（答申第18号　平成12年1月）

路　線　名	通　過　場　所
東京8号線の延伸及び複々線化	所沢－石神井公園＝練馬－池袋－有楽町－豊洲━東陽町━住吉（■）押上（━）四ツ木 ━亀有━野田市 ・住吉～四ッ木間は東京11号線を共用する。 ・今後開業する常磐新線の投資効果が減殺しないよう留意して、着工区間、時期等を決定する。
東京12号線の建設及び延伸	都庁前■新宿西口■飯田橋■門前仲町■青山一丁目■新宿－都庁前－光が丘━大泉学園町 …→武蔵野線方面
東京13号線の延伸	和光市－小竹向原－池袋■新宿三丁目■渋谷 ・池袋駅以西において営団有楽町線、東武鉄道東上線及び西武鉄道池袋線と相互直通運転を行う。 ・渋谷駅において東京急行電鉄東横線と相互直通運転を行う。
区部周辺部環状公共交通（仮称）の新設	葛西臨海公園…赤羽…田園調布…→羽田空港方面 ・羽田空港方面の扱いについては京浜急行電鉄空港線と東京急行電鉄目蒲線（現：多摩川線）を短絡する路線の整備状況等を踏まえて検討する。 ・長大路線であり、今後の輸送需要等を踏まえて、早期に優先着工区間を決定する。

答申路線の表示に係る凡例

	新設	複々線化
○開業区間	―	
○目標年次までに整備を推進すべき路線（A）		
・目標年次までに開業することが適当である路線（A_1）	■	＝
・目標年次までに整備着手することが適当である路線（A_2）	━	
○今後整備について検討すべき路線（B）	…	
また、今後整備について検討すべき方向を示す場合は「…→」とする。		

(2) 道路交通ネットワークを整備する

●区内の道路事情

道路はそれぞれの機能や役割に応じて、自動車専用道路、幹線道路（都市計画道路）、生活幹線道路、主要生活道路、生活道路に分類される。

区内の道路状況は、自動車専用道路である関越自動車道を始めとして、幹線道路のうち骨格となる国道の川越街道（放射8号線）、都道の目白通り（放射7号線）、青梅街道（放射6号線）があり、補助的な幹線道路として新青梅街道（補助76号線）、千川通り（補助229号線）など東西方向の整備が進み、放射状の都心指向型となっている。東西方向に比べ整備が遅れている南北方向の道路には、東京外かく環状道路、環状７・８号線、笹目通り（補助134号線）などがあるが、未整備の都市計画道路も多く残っている。

また、生活道路としての役割を果たす区道については、かつての街道や農道からなる狭く曲がったものが多く、道路幅員も4.5ｍ未満のものが道路総延長の41.5％と半分近くを占めている。

●都市計画道路の整備状況

平成27年3月31日現在、区内の都市計画道路は37路線あり、延長は108.3kmである（都市高速道路および付属街路を除く。）。整備状況は、事業完了が54.6km（50.3％）、事業中が10.2km（9.4％）、未完了は43.6km（40.2％）である。

区内の都市計画道路網は、東京の発展に伴って、昭和初期から計画され、数次の改訂が行われた。

16年には、都と23区が協働して、第三次事業化計画を策定し、16年度～27年度に優先的に整備すべき路線を公表した。区内においては、13路線（16区間）、延長17.9kmを指定しており、都と連携し、着実に事業を進めている。

整備中の主な都市計画道路　　平成27年3月31日現在

路線名	事業状況
放射7号線	大泉学園町二丁目～西大泉五丁目2,000m用地取得中、一部工事
放射35号線	早宮二丁目～北町五丁目間1,330m用地取得中、一部工事
放射35・36号線	板橋区小茂根四丁目～早宮二丁目1,970m用地取得中
補助172号線	早宮三丁目～早宮四丁目390m用地取得中
補助229号線	関町南一丁目～上石神井一丁目430m用地取得中、一部工事
補助230号線	大泉町三丁目～大泉町二丁目850m用地取得中、一部工事
	大泉学園町七丁目～大泉町三丁目1,250m用地取得中
外郭環状線の2	石神井町八丁目～東大泉二丁目1,000m用地取得中

自動車保有台数の推移

各年3月31日現在

年次	登録自動車	届出自動車等	
		軽自動車等	原付
	台	台	台
平成25年	167,231	46,055	32,507
26年	165,677	46,619	31,826
27年	163,220	47,148	30,550

資料：練馬自動車検査登録事務所、区民部税務課

●東京外かく環状道路

東京外かく環状道路は、都心から約15km圏域を環状に連絡する延長約85kmの道路であり、首都圏の渋滞緩和、環境改善や円滑な交通ネットワークを実現する上で重要な道路である。現在、区内においては、埼玉県境から関越道までについて供用中である。それ以南の関越道～東名高速の区間については、平成19年4月に高架方式から地下方式へ都市計画の変更決定が行われ、21年5月に事業化した。区では、抜本的な交通状況の改善などのために、事業者である国等に対して、早期完成に向けた働きかけを行っている。

●生活幹線道路の整備

都市計画道路を補完し、地区の交通の主要な動線となる道路を「生活幹線道路」として位置づけ、昭和63年5月に整備計画を策定した。これは均衡のとれた道路網を形成し、区民生活の安全性・利便性の向上と良好な市街地の形成に寄与することを目的としたものであり、延長約110kmを計画した。このうち区道は、延長約94kmであり、平成26年度末現在、延長約24kmの整備が完了した。

区では、計画した路線のうち延長約5kmで事業を実施するとともに延長約4kmを早期に整備を行う必要性が特に高い路線として、整備促進路線に指定している。

主要道路の自動車交通量（12時間値）

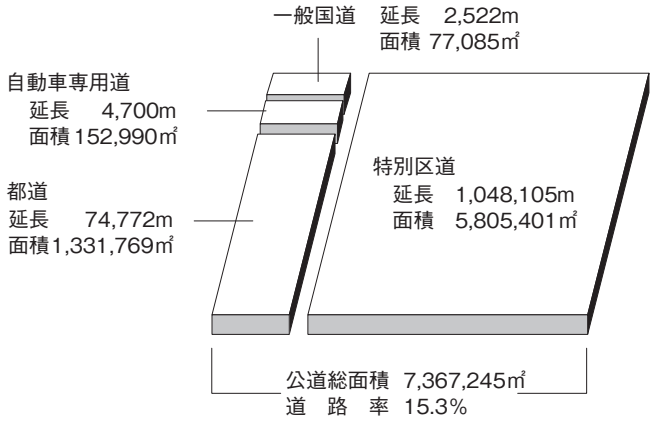
路線名（観測地点）	平成11年	17年	22年
	台	台	台
環状7号線（羽沢2丁目）	37,553	39,566	35,225
目白通り（豊玉北4丁目）	33,855	34,058	30,908
川越街道（旭町3丁目）	23,853	23,728	21,803
笹目通り（谷原3丁目）	35,602	35,684	31,312
新青梅街道（関町北4丁目）	14,841	13,393	10,971
青梅街道（関町南1丁目）	30,713	31,695	27,641

注：台数は、7時から19時までの秋の1日（平日）の測定値
資料：「交通量調査報告書」（東京都建設局）

●生活道路

区では、一定の条件に合った私道などを区道として認定する公道化を進めている。平成26年度に認定した路線は18件、延長838m、面積4,556m^{2}であった。

練馬区の道路の現状　　平成27年4月1日現在



資料：一般国道、自動車専用道、都道は「東京都道路現況調査平成26年版」（東京都建設局）

(3) 快適な道路環境を整備する

●快適なみちづくり

区では、都市計画道路や生活幹線道路などの新設や整備済路線の改修に当たり、バリアフリー化および地域の景観に配慮して、歩道の舗装、無電柱化、防護さく・街路灯などの道路設備、道路の植栽などの質の向上を図り、安全・安心で快適な道路空間を創出することにより、魅力ある道づくりを進めている。

●自転車の利用

自転車は日常生活に必要不可欠なものとなっており、適正利用のできる環境を整備していく必要がある。

区では、放置自転車をなくすために、昭和49年から現在までに区内の駅周辺などに84か所、約42,700台分（平成27年5月1日現在）の自転車駐車場を設置してきた（(公財) 自転車駐車場整備センター等の運営も含む。）。

一方、道路上への自転車の放置については、歩行者の安全な通行を防げるほか、災害時などの救助活動にも支障となることから、放置禁止区域の指定を行い、放置自

転車の撤去を行っている。

3年12月に自転車を都市における基礎的な交通手段として位置づけ、交通需要に基づく交通施設の整備、他の交通手段と均衡のとれた利用を図るとともに、適正利用を推進するため、「練馬区自転車利用基本計画」を策定した。

12年5月に、上記計画に基づき、自転車対策の指針として「練馬区自転車利用総合計画（12年度～22年度）」を策定した。23年3月には、「練馬区自転車利用総合計画（23～32年度）」を策定した。

本計画により、近年問題とされている「買物客等による午後の放置自転車対策」、「自転車走行環境の整備」や「自転車の安全利用対策」といった新たな課題について取り組むこととしている。

1 駅周辺の放置自転車等の状況

放置自転車の台数は、年々減少傾向にある。

27年5月の調査では、区内の駅周辺には午前631台、午後1,311台の自転車が放置されていた。

2 自転車駐車場の利用料金

区では4年7月から、施設の整備を前提に、利用者が使用料として費用の一部を負担する有料化を進めた。

通勤、通学による午前中の放置自転車は大幅に減少した一方で、近年では買物客などによる午後の放置自転車の問題が顕在化している。買物客等を対象にした自転車駐車場の整備を店舗や商店会等に要請するとともに、短時間無料の区立自転車駐車場の整備を進めている。

3 ねりまタウンサイクル（レンタサイクル）

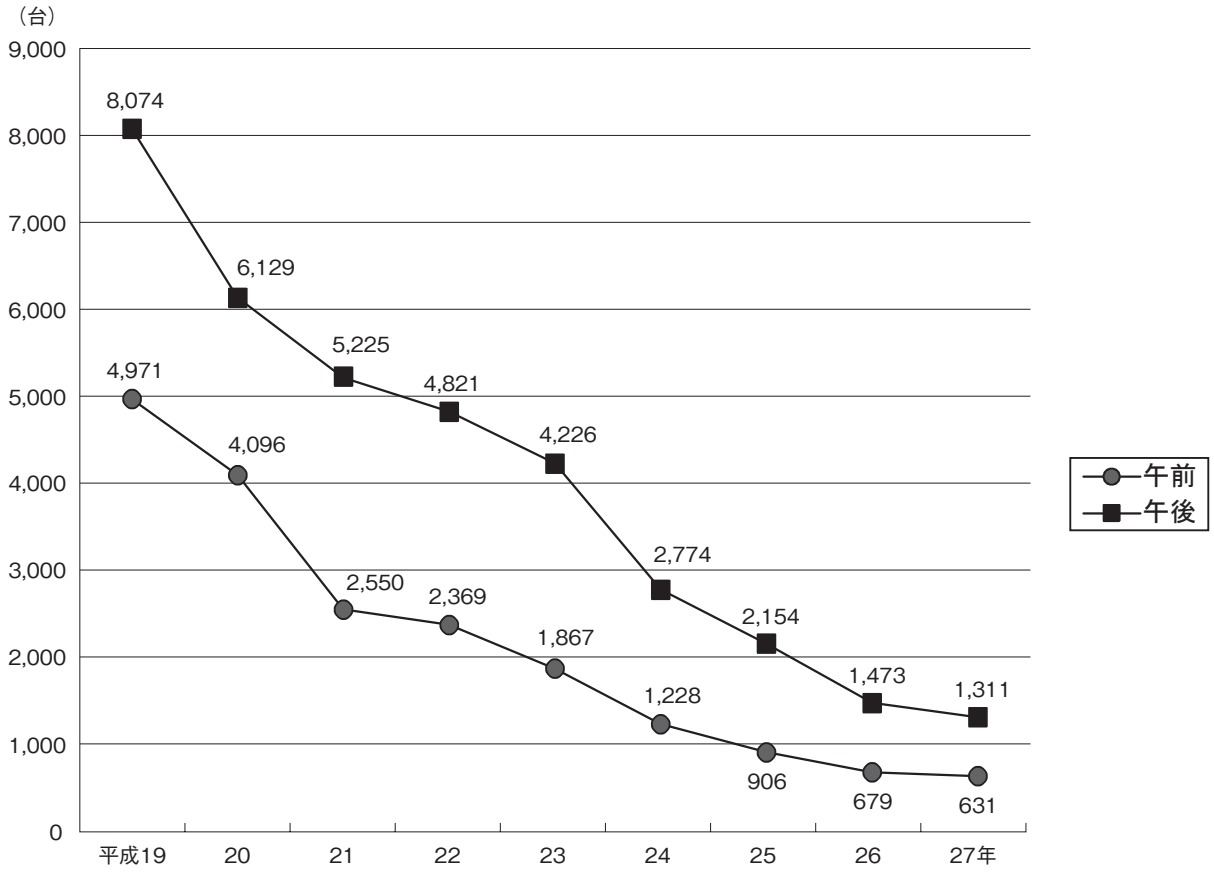
ねりまタウンサイクルは区が駅周辺に設置した施設で自転車を貸し出し、１台の自転車を複数の人が利用することにより、実質的な駐車台数を減少させ、放置自転車を減らすものである。

現在、区内６駅７か所に「ねりまタウンサイクル」を設置しており、2,700台の自転車を供用している。

4 自転車走行環境の整備

現在、自転車に関する交通事故の増加や自転車利用者のルール・マナー違反等により、自転車と歩行者を分離した自転車走行環境の整備が求められている。そこで、

駅周辺の放置自転車等の状況　　各年5月調査



25年3月、区では「練馬区自転車走行環境整備指針」を策定し、光が丘の2路線を自転車走行空間のモデル整備路線として選定した。

25年度は、光が丘東大通りの一部（延長約540ｍ）、26年度は光が丘西大通りの一部（延長約1,500ｍ）に、車線の左端に青色のカラー舗装や逆走防止の路面標示などを施した自転車専用通行帯を整備した。

5 全国自転車問題自治体連絡協議会の活動

平成4年2月に全国174（27年5月現在126）自治体の結束により、「全国自転車問題自治体連絡協議会」（以下「全自連」という。）が発足した。自転車法の改正等、制度の見直しを積極的に国へ働きかけてきた結果、5年12月に国会において自転車法が改正された。鉄道事業者は自転車駐車場の設置に積極的に協力しなければならないことや、自転車を違法に駅前広場などに放置し撤去された場合、撤去・保管・売却などに要した費用を、その原因者たる当該自転車の利用者に負担させることが明記されるなど、一定の成果を上げることができた。

各駅における放置自転車等の状況　平成27年5月調査

駅　名	放置台数（午前）	放置台数（午後）
	台	台
江古田	56	122
桜台	72	102
練馬	81	253
豊島園	7	10
中村橋	72	134
富士見台	19	63
石神井公園	37	95
大泉学園	53	167
大泉バス停	22	25
保谷	1	2
上井草	7	8
上石神井	32	56
武蔵関	22	60
東武練馬	38	68
小竹向原	8	9
氷川台	12	14
平和台	17	25
地下鉄赤塚	20	42
新桜台	6	10
光が丘	15	10
練馬春日町	13	13
練馬高野台	12	12
新江古田	9	11
計	631	1,311

注：大泉バス停とは、西武バスの都民農園・大泉風致地区・北出張所前バス停を指す。

ねりまタウンサイクル利用状況　　平成27年5月調査

名　称	貸付台数	会員数	正利用台数	逆利用台数	当日利用台数	
					5月中総台数	1日当たり平均
	台	台	台	台	台	台
練馬	400	349	174	175	1,030	33
東武練馬	200	136	66	70	461	15
石神井公園	400	321	237	84	674	22
上石神井	400	343	295	48	317	10
大泉学園駅北口	600	721	502	219	411	13
大泉学園駅南口	500	580	488	92	502	16
練馬春日町	200	119	85	34	319	10
計	2,700	2,569	1,847	722	3,714	119

注：①正利用台数は、自宅から駅までの利用台数
②逆利用台数は、駅から会社や学校等への利用台数
③当日利用台数は、非会員の利用者による一回利用の利用台数

●交通安全啓発

基本的な交通ルールとマナーを身につけることは、交通事故の防止に有効である。

平成10年12月15日に「交通安全都市練馬区宣言」を行い、この中で、生命尊重、人間優先の理念に基づき、交通事故のない安全で安心して暮らせるまちの実現に向けて努力することを表明した。宣言の趣旨を踏まえて、各種交通安全施策を推進していく。（宣言文は裏表紙参照）26年度には、春・秋の全国交通安全運動等で、高齢者の事故防止、歩行者・自転車の交通ルール・マナーの向上、子供用自転車ヘルメットの必要性などについてのPRを行った。

区立小学校では、新入生を対象に蛍光反射ランドセルカバーを配布した。また、「自転車の安全な乗り方教室」を実施し、受講した児童に「自転車安全運転免許証」を発行するなど、交通安全の意識啓発に努めている。26年度は、65校で実施し5,489人の児童が免許証を取得した。

21年度から、スタントマンが自転車による事故の瞬間を再現し、その衝撃や恐怖を体験してもらう自転車安全教室を実施している。26年度は20回（うち中学校が14校）実施した。

●交通安全実施計画

区は交通安全対策基本法に基づき「平成26年度交通安全実施計画」を策定し、「交通事故件数および死傷者数を前年以下に減少させること」を目標に、交通安全施設の整備、交通安全啓発活動を進めた。

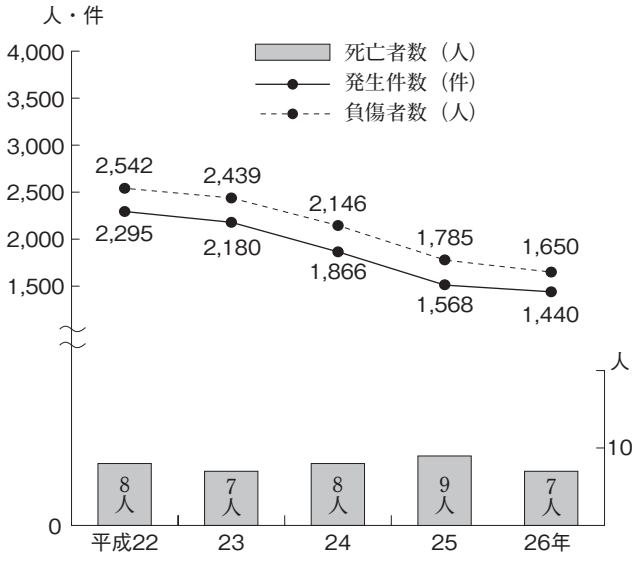
交通安全施設　　平成27年4月1日現在

種　別	総　数	対前年度増減
歩道	123,978m	517m
道路標識	2,692本	11本
街路灯	44,784基	98基
反射鏡	6,312本	13本
防護柵	85,839m	639m
点字ブロック	2,249か所	21か所

区内における交通事故（人身事故）の発生状況は、26年において発生件数1,440件、負傷者数1,650人、死亡者数7人であった。

交通事故の背景には、①運転者、歩行者の交通ルール・マナーの軽視、②車両の増加などがある。特に、近年では高齢者の事故や、自転車が関係する事故の割合が高まっている。

区内の交通事故の状況



●私道整備助成制度

生活環境向上のため、私道の舗装等の工事費用の一部を助成している。平成26年度は27件、舗装面積4,685m^{2}について助成した。

●排水設備工事の助成

公共下水道が敷設され、供用開始の告示がされると、3年以内にくみ取便所を水洗化することが法律で義務付けられている。水洗化に伴う便所改造や私道の排水設備工事に要する費用は自己負担となるため、区では排水設備工事（改修を含む。）に要する費用について、一定の条件により助成を行い、自己負担分の軽減を図っている。

●水路

区内の公共溝きょの総延長は平成27年4月1日現在119,144mである。長年、農業用として使用された水路の大部分は、市街化が進むにつれてその必要性がなくなり、通路や景観に配慮した緑道等として、整備されている。

●橋りょう

区内の橋は、平成27年4月1日現在176橋であり、このうち区の管理する橋は125橋である。

これらの維持管理については、今ある橋を有効に活用し、道路ネットワークの更なる安全性の確保を目的とした「練馬区橋梁長寿命化修繕計画」を25年度に策定し、これまでの事後保全的な修繕から予防保全的な修繕へ方針を転換した。

都は河川の改修事業に併せて、22年度に着手した東映橋、愛宕橋の架け替えを24年度に完了した。24年度着手の学園橋については28年度に、25年度着手の上御成橋は27年度に完了する予定である。

なお、区は道路管理者として、橋の拡幅および修景にかかる費用の負担をしている。

●区民交通傷害保険

区民交通傷害保険は、交通事故等で被害を受けた方を救済することを目的とし、少額の保険料で加入でき、入院や通院治療日数に応じて保険金を支払う制度である。

近年、自転車の運転者が歩行者等と衝突し加害者となる事故が増加しており、中には高額の賠償責任を負担するケースも出ていることから、平成21年度分から「自転車賠償責任プラン」を付加した。

加入は、毎年2月～3月中旬の期間に郵便局・金融機関で受付している。

●自動車駐車施設の整備

路上駐車は、交通渋滞を引き起こし、都市機能を低下させるとともに、交通事故発生の要因ともなっており、その解決が重要な課題となっている。

こうした背景を踏まえ、区では平成6年度に「駐車施設整備に関する基本計画」を策定し、練馬駅北口地下、石神井公園駅北口、大泉学園駅北口、大泉学園駅南口の4駐車場を整備し、指定管理者制度を導入して運営している。このうち、練馬駅北口地下および石神井公園駅北口においては、19年3月に自動二輪車用駐車スペースを整備した。

7 安心して生活できる住まいづくりを進める

(1) 公共賃貸住宅を管理・運営する

●区が管理する住宅

区営住宅は、都営住宅として建設されたもののうち一定年数が経過した小規模の団地（おおむね100戸程度まで）の中で、都との協議の結果、区に移管されたものであり、毎年5月に入居者の募集を行っている。

現在、区が設置・管理する区営住宅は、20団地793戸である。このほかに、区立高齢者集合住宅4団地140戸がある。

区営住宅の状況 平成26年度

住宅名	戸数
平和台三丁目アパート	21
平和台三丁目第二アパート	27
東大泉一丁目アパート	32
桜台六丁目アパート	36
高野台四丁目アパート	56
豊玉南三丁目アパート	30
上石神井一丁目第二アパート	60
早宮三丁目第三アパート	35
高野台三丁目アパート	54
豊玉北一丁目アパート	33
北町五丁目アパート	15
北町五丁目第二アパート	50
関町北二丁目アパート	24
下石神井二丁目アパート	21
小竹町二丁目アパート	36
東大泉二丁目アパート	66
東大泉二丁目第二アパート	60
下石神井四丁目アパート	48
石神井台三丁目アパート	68
豊玉北六丁目アパート	21

区営住宅応募状況
［募集月：5月］ 平成26年度

区分	募集戸数	応募数	倍率
一般世帯向け	12戸	302人	25.2倍
ひとり親(母子･父子)世帯向け	5戸	46人	9.2倍
若年ファミリー向け	5戸	26人	5.2倍

●他の公共住宅

都や事業者等が管理する区内公共賃貸住宅は、都営住宅12,441戸、独立行政法人都市再生機構住宅5,990戸、東京都住宅供給公社住宅1,567戸、都民住宅2,766戸の計22,764戸（平成27年3月末管理戸数）である。

このうち、都営住宅については、都公募分とは別に、区民を対象とした地元割当分があり、区が入居者の募集を行っている。

都営住宅地元割当応募状況 平成26年度

募集月	区分	募集戸数	応募数	倍率
5月	1～2人	1戸	413人	413.0倍
	2人以上	1戸	215人	215.0倍
	3人以上	1戸	238人	238.0倍
11月	家族向け	2戸	264人	132.0倍

(2) 良質な住まいづくりを支援する

●第3次練馬区住宅マスタープラン

区では、住まいづくりにかかわる施策展開の基本的な方針として、平成5年度に第1次となる「練馬区住宅マスタープラン」を、13年度には「第2次練馬区住宅マスタープラン」を策定し、区の現状や区民の意向、社会・経済情勢の変化を見据えた住まいづくりの施策展開を図ってきた。

しかし、この間、社会・経済情勢の変化や安全・安心への関心の高まりや、低炭素社会、循環型社会の形成、少子高齢化の急速な進行など、住まいをめぐる様々な問題が顕在化してきた。国や都においては、これまでの「住宅の量の確保」から生活環境を含めた「住まいの質の向上」に向け、大きく施策の転換が図られた。

このような背景のもと、10年後の練馬区を見据えた住宅施策の指針となる「第3次練馬区住宅マスタープラン」を22年10月に策定した。策定にあたっては、有識者や公募区民からなる「策定懇談会」を設置するとともに、住宅施策に関する「区民意識意向調査」を行い、区民の安定した住まいを確保するという視点に立ち、総合的な住宅施策や重要事業等について明らかにしている。

〔マスタープランに位置づけられた7つの重要事業〕

1 区営住宅の入居機会の確保策の展開
2 民間による高齢期の住まいづくりの促進
3 分譲マンション支援体制の構築
4 みどり豊かな環境にやさしい住まいづくり誘導の仕組みづくり
5 地域発意のまちづくり活動の促進
6 使える・頼れる、住まいの相談窓口の充実
7 住まいのつくり手ネットワークの構築

●住宅の状況

平成25年の住宅・土地統計調査によると住宅の所有別で、持家は約45％、借家は約49％であり借家の83％が民営借家となっている。

練馬区の住宅状況　　平成25年10月1日現在

区分	総数	持家	借家				
			総数	公営の借家	公団・公社の借家	民営借家	社宅・官舎
住宅数	342,170	152,960	166,270	12,170	7,880	137,890	8,320
世帯数	344,990	155,040	166,910	－	－	－	－
世帯人員	708,520	376,500	295,600				

また、建築基準法による新耐震基準が施行された昭和56年より前の住宅については下記のとおりである。

区分		総数	昭和55年以前	昭和56年～平成25年9月
住宅総数		342,170		
住宅の種類	専用住宅	338,710	63,830	224,970
	店舗その他の併用住宅	3,450	1,190	1,380
構造	木造	8,690	3,800	2,370
	防火木造	148,820	33,590	85,450
	鉄筋・鉄骨コンクリート造	154,500	24,460	118,760
	鉄骨造	30,100	3,170	19,720
	その他	60	－	30

注　：住宅総数は、居住世帯のある住宅数であり、所有関係不詳を含む。
資料：「平成25年住宅・土地統計調査報告」（総務省統計局）

●分譲マンションに関する支援事業

マンション管理組合や区分所有者を対象に、必要な情報提供と相談体制の充実を図るため、セミナー方式による「ねりまマンション“未来塾”」と「分譲マンション管理・運営無料相談」を行っている。また、平成26年度から分譲マンションアドバイザー制度利用助成を開始した。

ねりまマンション“未来塾”の実施状況　　平成26年度

実施時期	参加者数	参加マンション数	主なテーマ
6月	30人	26マンション	マンション管理会社の仕事ほか
10月	23人	17マンション	大規模修繕の流れほか
27年1月	15人	13マンション	管理規約の変更等のポイントほか

・分譲マンション管理・運営相談事業

毎月第一・第三木曜日の午後に20回開催し、36件の相談を受けた。

●住宅修築資金の融資あっせん

一般住宅に対しては、住宅修築資金融資あっせんを行っており、平成26年度の総貸付件数は12件、利子補給金額は226,564円であった。

●住宅改修支援事業

住宅改修事業として①住宅改修事業者の情報提供（区内の事業者9団体107事業者）②リフォームローン優遇適用金融機関の紹介（区内の10金融機関40支店他）を一覧にしてホームページで情報提供を行っている。

●住宅施策ガイド

住宅に関する各種の公共賃貸住宅制度や助成制度等のガイドブックを作成し、ホームページで情報提供を行っている。

●長期優良住宅の認定

長期優良住宅の普及の促進に関する法律が平成21年6月から施行された。長期優良住宅とは、住宅の構造および設備について長期にわたり良好な状態で使用するための措置を講じられた住宅をいう。長期優良住宅の認定を受けた住宅は所得税等の税制上の優遇を受けることができる。26年度の申請は686件であった。

●優良宅地、優良住宅の認定審査

土地譲渡益に対し重課税を行う税制改正が昭和48年度に行われた。この改正が土地の供給を阻害しないよう、優良な土地または住宅である旨の認定を行い、重課税の適用を免除している。平成26年度は、優良宅地の認定件数は0件、優良住宅の認定件数は0件であった。

(3) だれもが安心して暮らせる住まいづくりを促進する

●高齢者優良居室提供事業

民間賃貸住宅の居室を登録し、住宅に困っている高齢者世帯に当該居室を提供している。平成26年度は、登録居室数71居室のうち、13世帯が新規入居した。現在は64世帯が入居している。

●高齢者集合住宅（シルバーピア）

住宅に困っているひとりぐらしの高齢者、または高齢者のみの世帯を対象に、住宅を提供している。

高齢者集合住宅では、緊急通報システムや生活協力員による安否確認を行っている。

●区立高齢者集合住宅

区立高齢者集合住宅は、都営住宅シルバーピアに準じた設備を備えている民間住宅を区が一定期間借り上げ、管理・運営している住宅であり、毎年11月に入居者の募集を行っている。

現在、4団地140戸を管理している。

区立高齢者集合住宅の状況　平成26年度

住宅名	戸数
羽沢高齢者集合住宅	50
土支田高齢者集合住宅	47
豊玉高齢者集合住宅	19
高松高齢者集合住宅	24

区立高齢者集合住宅応募状況
〔募集月：11月〕　平成26年度

区分	募集戸数	応募数	倍率
単身者向け	4戸	184人	46.0倍
二人世帯向け	1戸	64人	64.0倍

●他の高齢者向け公共住宅

他の高齢者向け公共住宅として、都営住宅シルバーピアとUR（独立行政法人都市再生機構）シルバー住宅がある。

都営住宅シルバーピアについては、通常の都営住宅と同様に、都公募分のほかに区民を対象とした地元割当分について、区が入居者の募集を行っている。

URシルバー住宅については、独立行政法人都市再生機構が独自に募集を行っている。

都営住宅シルバーピアの状況　平成26年度

住宅名	戸数
大泉学園町	20
東大泉	27
練馬	23
谷原	20
中村北	24
関町南	26
豊玉中	26
関町北	26
石神井町	26
平和台	26

都営住宅シルバーピア地元割当応募状況　平成26年度

募集月	区分	募集戸数	応募数	倍率
8月	単身者向け	2戸	425人	212.5倍
	二人世帯向け	3戸	170人	56.7倍
27年2月	単身者向け	1戸	247人	247.0倍
	二人世帯向け	1戸	113人	113.0倍

UR シルバー住宅の状況　平成26年度

住宅名	戸数
光が丘	18
石神井	21
にしき平和台	18

練馬区長期計画（平成22年度～26年度） 施策別成果指標実績値一覧

●この表は、長期計画で定めた各施策に記載した成果指標について、26年度末現在の実績値を記載したもの。

政策・施策		指標	20年度実績	26年度実績	26年度目標
41 みどり豊かなまちをつくる					
411	ふるさとのみどりを保全し、新たなみどりをつくる	市民緑地（憩いの森・街かどの森）の年間新規開設面積	2,728m²	1,551m²	3,700m²
412	みどりを愛しはぐくむ活動を広げる	みどりのボランティア活動がされている公園等の数	40か所	55か所	58か所
42 環境への負荷を低減し、持続可能な社会をつくる					
421	区民・事業者による身近なところからの地球温暖化防止を促進する	練馬区の温室効果ガスの年間総排出量（CO2換算）	191万7千t（18年度）	225万7千t	185万7千t
422	まちづくりで環境に配慮する	環境影響評価手続における区民周知の実施度合	100%	100%	100%
423	区が率先して地球温暖化に取り組む	区の事務事業に伴う温室効果ガス排出量（CO2）	42,173t	43,275t	21年度を基準として概ね4%削減
424	ごみの発生を抑制する	区民一人1日当たりのごみの排出量	582g	508g	517g※1
425	リサイクルを進める	集団回収登録団体数	346団体	557団体	490団体
426	ごみの適正処理を進める	可燃ごみの中に可燃ごみ以外のものが混入している割合	28%	22.5%	20%
43 良好な地域環境をつくる					
431	公害問題の解決を図り、地域環境の保全・改善を推進する	二酸化窒素および浮遊粒子状物質が環境基準に適合している測定か所数	13か所	13か所	13か所
432	まちの美化を進める	環境美化推進地区および環境美化活動団体の登録世帯数	107,808世帯	119,030世帯	160,000世帯
44 地域特性に合ったまちづくりを進める					
441	区民・事業者とともにまちづくりを進める	練馬区まちづくり条例における開発調整の手続が順調に進められた件数の割合	96%	97%	100%
442	土地利用を計画的に誘導する	地区計画等により用途地域等を変更した地区（累計）	1か所	5か所	7か所
443	調和のとれた都市景観を形成する	景観まちづくりを進めている地区数（累計）	着手	2地区	拡大
45 災害に強く生活しやすいまちをつくる					
451	良好な市街地を形成する	まちづくり計画を策定した地区	34地区	45地区	57地区
452	まちの拠点機能を向上させる	計画的なまちづくりを進めている駅周辺地区数	10地区	13地区	15地区
453	災害に強いまちをつくる	密集住宅市街地整備促進事業による道路・公園等の整備面積（累計）	29,118m²	39,114m²	増加※2
454	だれもが利用しやすいまちをつくる	協議物件のアプローチの整備率	72%	76%	80%
46 良好な交通環境をつくる					
461	公共交通を充実する	みどりバス（コミュニティバス）の乗車人数（1便当たり平均）	18人	20人	24人
462	道路交通ネットワークを整備する	区内の都市計画道路の完成率	48%	50%	55%
463	快適な道路環境を整備する	区道歩道延長距離	121.9km	123.9km	128.6km
47 安心して生活できる住まいづくりを進める					
471	公共賃貸住宅を管理・運用する	定期使用（5年～10年）住戸数	18戸	35戸	42戸
472	良質な住まいづくりを支援する	マンション管理セミナーおよび分譲マンション管理運営無料相談への参加人数	129人	104人	160人
473	だれもが安心して暮らせる住まいづくりを促進する	高齢者のための設備がある住宅の割合	31.0%（15年度） 39.8%（20年度）	44.1%	50.0%

※1「練馬区第3次一般廃棄物処理基本計画」策定に合わせて目標値を見直した。

※2「長期計画・後期実施計画」策定に合わせて目標値を見直した。

第5章

未来を拓く区政経営を進める
～行政運営分野～

1　持続可能な区政経営を
行う …… 200



光が丘公園

1　持続可能な区政経営を行う

(1) 参加と連携による開かれた行政を進める

●主な広報出版物

1 ねりま区報

毎月1日号を12ページ組み、11、21日号を8ページ組み（1月1日号のみ4ページ組み）で発行している。日刊6紙の新聞に折り込むほか、区立施設、区内および隣接の駅、区内の金融機関・郵便局、公衆浴場などで配布している。また、新聞未購読で、配布場所での入手が困難な希望者には個別配布も行っている。平成26年度は36回、各回約25万部を発行した。また、「点字広報」とカセットテープ・デイジー版CDによる「声の広報」を区報とほぼ同じ内容で発行し、希望する視覚障害者に郵送している。

2 ねりま区議会だより

区議会定例会の内容を中心に、年4回、各回約24万部を発行している。日刊6紙の新聞に折り込むほか、区立施設、区内および隣接の駅、区内の金融機関・郵便局、公衆浴場などで配布している。また、希望者には郵送も行っている。「ねりま区議会だより点字版」、カセットテープ・デイジー版CDによる「声のねりま区議会だより」を発行し、希望する視覚障害者に郵送している。

3 練馬区勢概要

区政のあらましをまとめ、年1回発行している。26年度は、25年度の区政の動きを中心に編集し、9月に900冊発行した。

4 わたしの便利帳

区のサービスや窓口・施設の利用方法などをまとめ、区政に関する必要な情報を探し出すことができるよう編集して発行している。4年毎に全面改訂を行い、27年度は、全面改訂版を発行予定である。26年度は転入者向けの更新版を発行した。

また、希望する視覚障害者に音声版（カセットテープ・デイジー版CD）を配布している。

5 練馬区くらしガイド

外国語で区の手続・サービス・窓口の情報を提供するために、21年3月に英語版・中国語版・ハングル版各2,000部を発行し、希望する外国人住民へ配布している。

6 外国人向け広報

英語版、中国語版の広報紙を年4回（4・7・10・1月）発行している。区立施設、区内および隣接の駅、区内の郵便局などで配布するほか、希望する外国人住民には郵送も行っている。26年度は、各回、英語版3,500部、中国語版3,500部を発行した。

練馬区の主な定期刊行物　　平成26年度

発　行　物　名	発行回数
ねりま区報	月3回
外国語版広報紙（英語・中国語版）	年4回
MOVE（男女共同参画情報紙）	年2回
練馬区の世帯と人口	毎　月
消費者だより	年6回
ねりま産業情報「ぺがさす」	年3回
みどりのてびき	年6回
教育だより	年4回
ねりま白ばらだより(選挙啓発広報紙)	年2回
農業委員会だより	年3回
ねりま区議会だより	年4回

●その他の広報活動

1 報道機関への情報提供（パブリシティ）

区の施策や区内の催し、出来事など各種情報を、社会的信頼性、速報性、広範性などの点で優れている報道機関（新聞、テレビ、ラジオなど）に提供し、区民に対する広報効果をより高めるよう努めている。平成26年度は、主要日刊紙と地元報道機関へ228件の情報を提供し、主要日刊紙およびテレビには102件の掲載・放映があった。

2 練馬区ホームページ

「練馬区ホームページ」は12年4月から本格発信を開始し、22年2月に携帯サイトも併せて全面リニューアルした。

22年の全面リニューアル後からは、各種手続などをまとめた「暮らしのガイド」、区の方針や取組などを掲載した「区政情報」、区のあらましや観光情報などを掲載した「ねりまの案内」など大きく5つに分けて情報を掲載し、内容の随時追加および更新を行っている。23年9月からは、英語・中国語・ハングルへの自動翻訳を開始した。

また、25年7月からは、スマートフォンに対応した練馬区ホームページの運用を始めた。

練馬区ホームページに対する26年度アクセス件数は150,961,338件、訪問者数は延べ9,961,378人であった。

3 ねりま情報メール

22年7月から練馬区ホームページの更新情報やイベント情報などを中心に「ねりメール」を配信していたが、25年6月から「防災気象情報」「安全・安心情報」「区政情報」「緊急情報」を内容とする「ねりま情報メール」として新たに配信を始めた。「ねりま情報メール」の登録者数は、27年3月末現在で25,993人である。

4 ソーシャルメディアの活用

23年3月から、練馬区公式ツイッターを開始し、主に

防災関連情報、安全安心に関する情報を発信していたが、25年8月からは、区政全般の情報について発信している。

また、25年4月から動画共有サイトユーチューブを活用した区政情報を動画配信するほか、25年10月からは、区の魅力を発信する練馬区公式フェイスブックを発信している。

5 練馬区情報番組「ねりまほっとライン」

区政などへの理解や関心を高めるため、19年5月から区民に身近なケーブルテレビを媒体に、区政情報や区内の出来事などを毎日3回放送している。当初は、毎月1回（1日）内容を更新していた。21年4月からは毎月2回（1日・16日）更新している。また、26年4月から、区内のイベント情報などを伝える「練馬区からのお知らせ」の内容については、月4回（1日・8日・16日・24日）更新している。

区ホームページおよび動画共有サイトユーチューブで動画配信しているほか、区立図書館、区民情報ひろばでのDVDの貸出しや、広聴広報課での複写サービスを行っている。

6 庁内等モニター広告事業

区役所本庁舎および石神井・光が丘・大泉・関区民事務所にディスプレイを設置し、26年4月から区政情報および練馬区情報番組ねりまほっとライン、ねり丸アニメを放映している。

7 広報キャンペーン「Yori Dori Midori（よりどりみどり）練馬」

「みどりの風吹くまちビジョン」の策定を契機に、27年３月から多彩な区の魅力を区内外に発信する広報キャンペーンを実施している。

練馬区は、みどり豊かで利便性の高い住宅都市であり、自然、歴史、文化、商業、農業などが息づく彩り豊かなまちである。ＰＲ映像の制作や多様なメディアの活用など、戦略的な広報キャンペーンを展開することで、練馬区の「住んでよし」「訪れてよし」のまちのイメージの拡大・定着を図っている。

●区民情報ひろばの運営

区民情報ひろばは、情報公開制度に基づき、情報公開の総合的な推進を担う施設の一つとして、区政資料や行政文書を用いて情報公表・情報提供業務を行っている。

区民情報ひろばでは、区政資料等の閲覧・貸出し・配布、有償刊行物の販売のほか、公文書の公開請求および自己情報の開示等請求の受付を行っている。

区民情報ひろば利用状況等　　平成26年度

項　　目	件　数　等
区民情報ひろば利用者数	17,748人
インターネット利用者数	465人
区政資料等点数	12,726点
〃　貸出件数	66件
〃　貸出冊数	101冊
有償刊行物点数	132点
〃　販売点数	662点

区民情報ひろばで販売している主な有償刊行物

刊行物の名称	価　格
ねりま区報縮刷版（平成26年版）	1,200円
区民意識意向調査報告書（平成26年度）	1,100円
練馬区長期計画（平成22～26年度）総論編・基本計画編	700円
練馬区長期計画（平成22～26年度）実施計画編	200円
練馬区長期計画（平成24～26年度）後期実施計画編	100円
平和への架け橋　上巻	1,000円
平和への架け橋　下巻	1,000円
練馬区統計書（平成26年版）	800円
練馬区勢概要（平成26年版）	1,100円
ねりま60	2,500円
ねりま50年の移り変わり	2,500円
練馬区小史	1,100円
練馬区史　歴史編	8,300円
練馬区史　現勢編	9,800円
練馬区史　現勢資料編	6,400円
練馬の伝統野菜　練馬大根	900円
練馬の寺院（改訂版）	300円
練馬の神社	170円
練馬区の遺跡地図	100円
石神井城跡発掘調査の記録	50円
新版　練馬大根	1,100円
練馬の民俗　Ⅰ	150円
練馬の民俗　Ⅲ	100円
練馬を開いた人々	150円
練馬の記念碑	100円
ちょっと昔の道具たち	200円
「講」ってなあに?	200円
ねりまの昔ばなし	410円
御・鷹・場	600円
ふるさと練馬探訪	500円
鉄腕アトム放送50周年記念　アトムが飛んだ日	500円
第2期練馬区地域福祉計画	400円
練馬区福祉のまちづくり総合計画	400円
練馬発わかわかかむかむ元気ごはん	300円
第6期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	390円
練馬区高齢者基礎調査報告書	630円
練馬区障害者基礎調査報告書	400円
練馬区障害者計画・第四期障害福祉計画	500円
練馬区健康づくり総合計画	1,300円
練馬区地域医療計画	700円
花在れバこそ　吾れも在り	1,500円
練馬区都市計画図　1（用途地域等）	500円
練馬区都市計画図　2（都市施設等）	600円
練馬区都市計画マスタープラン全体構想	1,100円
練馬区都市計画マスタープラン地域別指針	1,000円
練馬区分譲マンション実態調査報告書	1,000円
施設整備マニュアル（建築物）	800円
練馬区管理道路等　路線番号図	1,000円
練馬区管理道路等　舗装種別図	1,000円
観察ガイド「ねりまの自然」	700円
練馬区次世代育成支援行動計画	600円
練馬区子ども・子育て支援事業計画	300円

●区政資料管理体制の整備

公文書は区民共有の財産であり、区政の主要な活動記録として将来の区民に引き継いでいく歴史的資料であるとの視点から、公文書のうち歴史的資料として重要なものを体系的に収集・管理し利活用を図ることを目的として平成21年11月に「練馬区区政資料管理整備計画」を策定した。

22年度からは、実際に保存年限を満了する公文書から歴史的資料を選別・収集する作業を開始し、26年度は312件の公文書を収集した。

現在は、これら収集した公文書とあわせ、区の刊行物や写真資料を含めた歴史的資料の管理および利活用体制の充実を図るために運用面の整備を進めている。

●情報公開と個人情報保護

区では区民参加を促進し、公正で開かれた区政を実現するため、情報公開制度を設けている。情報公開制度では、「知る権利」の具体化の一つとして、区民等に公文書公開請求権を保障するとともに、各種の情報公表施策や情報提供施策を充実強化し、両者が相互に補完しあいながら機能することによって、その実効性の向上が図られている。

個人情報の保護については、急激なIT社会の進展や個人情報保護関連法の制定を受けて、より一層個人情報の総合的、体系的な保護を図るため、練馬区個人情報保護条例を整備し、適正な執行に努めている。また、個人情報に係る区民等の基本的人権の擁護を目的に、自己情報の開示等請求権を保障している。

1 公文書の公開請求と処理状況

平成26年度における公文書の公開請求と処理状況は以下の表およびグラフのとおりである。

26年度における請求件数は1,177件であった。

また、公開率（文書の不存在と請求の取下げを除いた請求件数に占める全部公開と部分公開の割合）は99.8％で、「全部非公開」は2件であった。

26年度は、不服申立てはなかった。

なお、公文書の公開請求については、17年5月からインターネットでの受付を開始しており、18年4月からは、公文書の公開まですべての手続をインターネット上で行うことができるようになっている。26年度には延べ130人からインターネットを用いた公開請求があり、これは26年度の請求者総数（281人）の約46.3％であった。

公文書の公開請求件数と処理状況　平成26年度

請求件数	全部公開	部分公開	非公開	不存在	存否応答拒否	取下げ
件	件	件	件	件	件	件
1,177	544(0)	536(0)	2	49	0	46

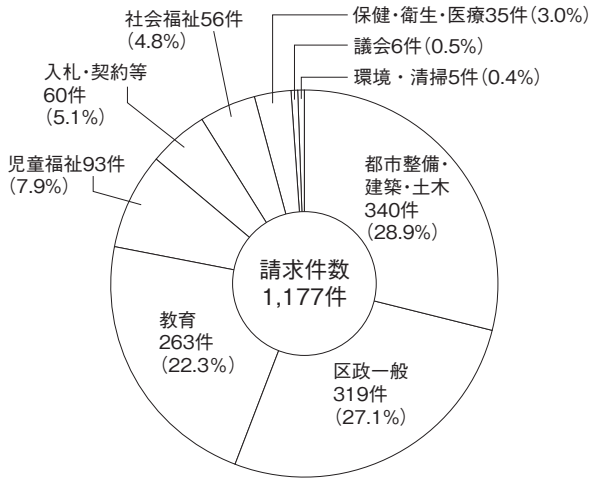
注：（　）内は公益上の理由による裁量的公開件数を示す。

公文書公開請求の非公開の理由別件数　平成26年度

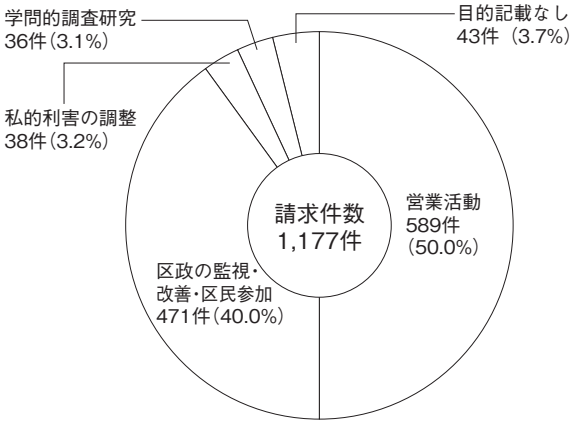
非公開とした理由（部分公開含）	件　数
個人に関する情報で特定の個人が識別されうるもの	件 428
法人等に関する情報で法人等の正当な利益を害すると認められるもの	262
公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるもの	2
審議・検討・協議に関する情報で、意思決定の中立性が不当に損なわれるなどのおそれがあるもの	1
事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの	65
法令等の規定によって公開できないと認められるもの	0
他の制度との調整	0

注：同一公文書に、複数の理由が含まれているものもある。

公開請求のあった公文書の分野別件数　平成26年度



公文書公開請求の目的別件数　平成26年度



2 自己情報の開示等請求と処理状況

26年度における自己情報の開示等請求と処理状況は以下の表のとおりである。

請求件数は110件で、25年度の434件と比較すると324件減少した。

26年度は、部分開示決定としたもののうち1件、不存在による非開示決定としたもののうち1件について、請求者から不服申立てがあった。

自己情報の開示等の請求者と請求件数　平成26年度

請求者	請求者数	請求件数
	人	件
区民	45	83
区民以外の者	12	27
計	57	110

開示請求等の処理状況　平成26年度

区分	全部開示	部分開示	非開示			取下げ
			不存在	全部非開示	存否応答拒否	
開示請求	42	55	10	0	0	0

区分	応じる		応じられない	取下げ
	全部	一部		
訂正請求	0	0	1	0
目的外利用中止請求	0	0	1	0
外部提供中止請求	0	0	1	0

3 練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会

区では、情報公開制度および個人情報保護制度の適正な運用を図るため、区長の附属機関として練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会を設置している。審議会は、制度運営の重要な事項について区長に意見を述べることができるほか、区の諮問に応じて審議を行い、答申を出している。区は審議会の意見や答申を尊重し、区政に生かしている。

審議会は、区民、学識経験者、区議会議員から組織されており、任期は2年である。審議会の会議は公開を原則としており、傍聴することもできる。

4 練馬区情報公開および個人情報保護審査会

区では、区の行った公文書の非公開決定や自己情報の非開示決定等の処分に対する請求者からの不服申立て（異議申立て）を公正中立な立場から審査するため、区長の附属機関として練馬区情報公開および個人情報保護審査会を設置している。区は、審査会から出された答申を尊重し、不服申立ての内容を認めるかどうかを決定している。

審査会は、情報公開制度および個人情報保護制度について優れた識見を有する者のうちから区長が委嘱した委員5人で組織されており、任期は2年である。審査会の会議は、個人情報などを取り扱うため、非公開である。

●主な広聴活動

1 意見要望等の受付

文書等で寄せられた意見・要望・陳情などを区長室広聴広報課で一括して受け付け、各担当主管部との連携により速やかな解決に努めている。平成26年度の受付件数は1,548件であった（「モニターの声」15件含む。）。

このうち、個人が「区長への手紙」などにより行う要望・苦情等を個別広聴として受け付けている。「区長への手紙」は、区政に関する意見・要望等を気軽に申し出られるように区立施設と区内各駅に置いているもので、この手紙による受付は351件であった。このほか、一般郵便による受付が91件、電話や来訪等での受付が316件、電子メールによる受付が723件、ファクスによる受付が4件であった。

また、団体等が文書で行う陳情・要望等は団体陳情として、個別広聴と区分して受け付けている。団体陳情の受付件数は48件であった。

2 区政モニター

区政への意見・要望等を継続的に聴くことにより、区民の意向を把握し、区政に反映させるため、区民の方々に区政モニターを委嘱している。第21期区政モニター（任期は25～26年度の2年間）は公募により90人、無作為抽出によって110人を選出した。

26年度は、アンケートを4回実施し、懇談会・施設見学会を1回開催した。

⑴　アンケート

「練馬の農業について」「区民の情報通信技術の活用状況と区の施策について」「喫煙について」「放置自転車対策について」をテーマに実施した。

⑵　懇談会・施設見学会

区立防災学習センターの施設見学会を実施し、24人が参加した。

⑶　「モニターの声」

区政に関する意見要望等を随時寄せていただくもので、26年度は15件であった。

3 区長との懇談会

区政運営の新しいビジョンの策定に向け、区長が区民と区政の課題を直接話し合い、今後の区政運営に活かしていくため、「区長とともに練馬の未来を語る会」を計11回開催し、442人が参加した。ビジョン素案の策定に先立って、子育て、介護、農業の各分野の方々、無作為抽出による若者や子育て世代の方々との意見交換を７回行い、74人が参加した。ビジョン素案発表後は、自由参加による会を４回開催し、368人が参加した。

4 区民意識意向調査

区民の意識や意向を統計的に把握し、区政運営の基礎資料としている。対象者数は、2,500人である。

26年度の調査テーマは、「区の施策および評価について」「防災について」「防犯・防火について」「文化芸術・生涯学習について」「男女共同参画に関する意識と実態について」であった。

5 土・日・休日区政案内

区では、14年4月から「なんでも相談窓口」（18年4月から「土・日・休日区政案内」に名称変更）を開設し、区民から区政に関する意見・要望等を受け、必要な場合には関係機関、専門相談等の案内を行っている。土・日・休日区政案内の開設時間は、土・日曜日および祝・休日の午前9時から午後5時まで予約無しで、電話や窓口で受け付けている。

26年度は、区の事務事業、催し等についての問合せが2,249件、申請書類等の配布・受領、区政以外の問合せ等が1,954件、区政に対する意見、要望、苦情が214件、法律相談等の専門相談の案内が45件であった。

6 広聴専門員

区民からの区政への苦情等に関する区の対応について、公正中立な立場から調査・検討し、区に意見を述べる広聴専門員（1名・弁護士）を19年度から設置している。任期は2年（25・26年度）である。

26年度の案件数は5件であった。

●区民相談

練馬区区民相談所および石神井庁舎区民相談室では各種の区民相談を行っている。そのうち、法律相談は男女共同参画センターえーるにおいても行っている。

相談は無料で、一般区民相談を除き、各専門相談員が担当している。

また、外国人から申込みの際に求めがあれば、英語・中国語・ハングルの通訳を介して相談を行っている。

各種相談件数　　平成26年度

相談名	件数
	件
一般区民相談	16,081
法律相談	3,625
交通事故相談	189
身の上相談	356
税務相談	470
不動産取引事前相談	159
人権擁護相談	6
行政相談	119
表示登記（調査・測量）相談	54
暮らしと事業の手続	38
権利登記・供託相談	111
心の相談	291
合計	21,499

●参政の促進

練馬区の選挙人名簿登録者数は、平成27年3月2日現在、584,007人、23区中3番目となっている。

現在71か所の投票所を設け、各種選挙を行っている。

公職選挙法に基づく選挙

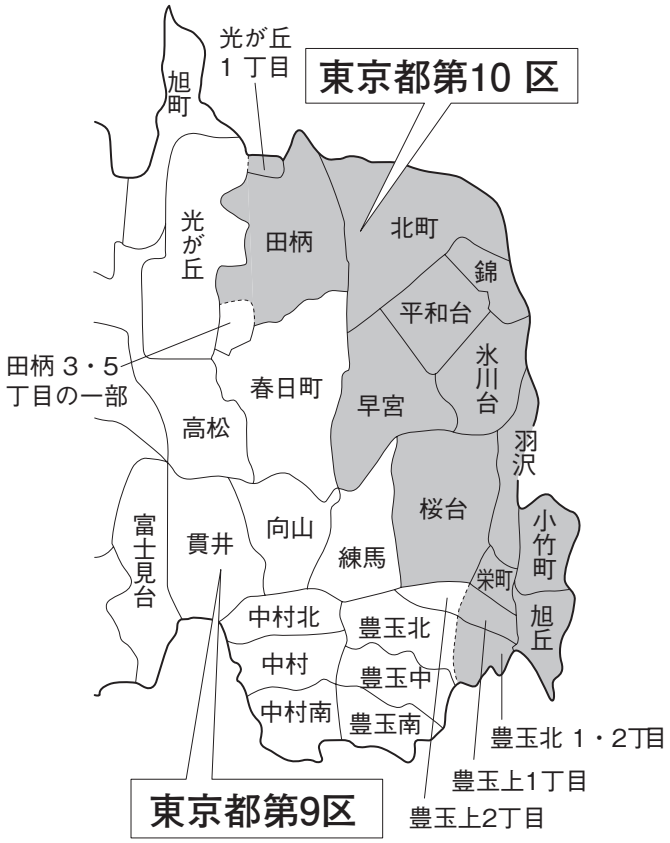
選挙名	選挙区		定数	任期(年)	公(告)示日
区長選挙	練馬区		1	4	選挙期日 7日前まで
区議会議員選挙	練馬区		50	4	選挙期日 7日前まで
都知事選挙	東京都		1	4	選挙期日 17日前まで
都議会議員選挙	練馬区（東京都）		6（127）	4	選挙期日 9日前まで
衆議院議員選挙＊1	（小選挙区選出）	東京（全国）	25（295）	4	選挙期日 12日前まで
衆議院議員選挙＊1	（比例代表選出）	東京ブロック（全国）	17（180）	4	選挙期日 12日前まで
参議院議員選挙＊2	東京都（選挙区選出）		10（146）	6	選挙期日 17日前まで
参議院議員選挙＊2	全国（比例代表選出）		96	6	選挙期日 17日前まで
農業委員会委員選挙＊3	練馬区		15	3	選挙期日 7日前まで

注：＊1 練馬区における衆議院議員選挙小選挙区の区割りは、東京都第9区と、豊島区との合区になる東京都第10区に分割されている（詳しくは別図を参照）。
＊2 参議院議員選挙は3年ごとに半数を改選。
＊3「農業委員会等に関する法律」に基づく選挙。公職選挙法の一部が準用されている。

住所地別の衆議院議員選挙小選挙区区分

町名（丁目・番）	区分
旭丘	
北町	
小竹町	
栄町	
桜台	
田柄1・2丁目	東京都第10区
田柄3丁目14番～30番	
田柄4丁目	
田柄5丁目21番～28番	豊島区との合区
豊玉上1丁目	豊島区との合区
豊玉北1・2丁目	豊島区との合区
錦	
羽沢	
早宮	
光が丘1丁目	
氷川台	
平和台	
上記以外の練馬区	東京都第9区

衆議院議員選挙小選挙区の区割り



●練馬区長選挙・練馬区議会議員補欠選挙

平成26年4月20日に練馬区長選挙・練馬区議会議員補欠選挙を執行した。区長の逝去により任期約1年を残しての区長選挙となり、同時に欠員となっていた区議会議員の補欠選挙も執行した。区長選挙における区全体の投票率は31.68％で前回（23年）より13.65ポイント下回った。

●農業委員会委員選挙

平成26年7月6日に農業委員会委員選挙が執行された（立候補者数が定数と同数だったため無投票）。定数は15人（任期は3年）。

なお、農業委員会委員選挙の選挙人名簿登録資格者は、区内に住所を有する満20歳以上でつぎのいずれかに該当するものである。

⑴　10a以上の農地につき耕作の業務を営む者
⑵　⑴の同居の親族またはその配偶者で、その耕作に従事する日数が年間おおむね60日以上の者
⑶　10a以上の農地の耕作の業務を営む農業生産法人の組合員または社員で、その耕作に従事する日数が年間おおむね60日以上の者

●衆議院議員選挙

平成26年12月14日に衆議院議員選挙および最高裁判所裁判官国民審査が執行された。

練馬区全体の投票率は、衆院選（小選挙区）が54.75％で前回（24年）より8.67ポイント下回った。

任期を2年余り残しての突然の解散から投票日までの期間は、23日という戦後2番目の短さであった。

●練馬区議会議員選挙

平成27年4月26日に練馬区議会議員選挙を執行した。昨年4月に区長選挙を執行したため、今回が初めて単独での区議会議員選挙となった。

区全体の投票率は42.73％で前回（23年）より2.60ポイント下回った。

●明るい選挙のために

区では、各種の講座、小学生・中学生・高校生対象のポスターコンクール、広報紙「ねりま白ばらだより」の発行などにより、明るい選挙の推進と棄権防止のための啓発活動を行っている。

これらの啓発活動は、「明るい選挙推進協議会」（委員14人で構成）および同協議会から委嘱された「明るい選挙推進委員」137人が、それぞれの地域で「話しあい活動」を主体とし、様々な方法によりすすめている。

選挙別当日有権者数・投票者数・投票率

選挙名・執行年月日		当日有権者数			投票者数			投票率		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
		人	人	人	人	人	人	%	%	%
都議会議員選挙	25.6.23	570,673	277,674	292,999	258,403	124,836	133,567	45.28	44.96	45.59
参議院議員選挙	25.7.21									
東京都選出 ※1		580,837	282,861	297,976	316,659	156,344	160,315	54.52	55.27	53.80
比例代表選出 ※1					316,666	156,349	160,317	54.52	55.27	53.80
都知事選挙	26.2.9	575,424	279,910	295,514	275,787	135,650	140,317	47.93	48.46	47.42
区長選挙	26.4.20	567,886	275,957	291,929	179,884	85,716	94,168	31.68	31.06	32.26
区議会議員補欠選挙	26.4.20				179,802	85,680	94,122	31.66	31.05	32.24
農業委員会委員選挙	26.7.6	1,122	－	－	－	－	－	－	－	－
衆議院議員選挙	26.12.14									
小選挙区選出（東京都第9区）※1		452,092	219,167	232,925	247,698	121,447	126,251	54.79	55.41	54.20
小選挙区選出（東京都第10区）※1※2		131,474	64,452	67,022	71,799	35,976	35,823	54.61	55.82	53.45
比例代表選出 ※1		583,566	283,619	299,947	319,502	157,424	162,078	54.75	55.51	54.04
最高裁判所裁判官国民審査		582,428	283,048	299,380	310,799	153,168	157,631	53.36	54.11	52.65
区議会議員選挙	27.4.26	570,403	276,544	293,859	243,757	115,967	127,790	42.73	41.93	43.49

注：農業委員会委員選挙は、立候補者が定数を超えなかったため無投票
※1　在外投票分を含む
※2　東京都第10区のうち練馬区分

選挙別・党派別得票率

選挙名・執行年月日		有効投票数	自由民主党	公明党	民主党	日本共産党	社会民主党	生活者ネットワーク	日本維新の会（維新の党）	次世代の党	みんなの党	無所属その他
			%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
都議会議員選挙	25.6.23	254,456	37.65	16.26	9.21	12.27	－	7.98	8.62	－	8.01	－
参議院議員選挙	25.7.21											
東京都選出	※1	309,749	29.78	13.61	9.55	12.46	－	－	7.26	－	5.58	21.76
比例代表選出	※1	309,659	31.72	11.55	10.92	13.68	2.26	－	11.24	－	12.66	5.97
都知事選挙	26.2.9	272,377	－	－	－	－	－	－	－	－	－	100.00
区長選挙	26.4.20	174,522	－	－	－	－	－	－	－	－	－	100.00
区議会議員補欠選挙	26.4.20	172,319	40.45	－	8.29	15.27	－	25.44	－	－	－	10.55
衆議院議員選挙	26.12.14											
小選挙区選出（東京都第9区）	※1	240,038	51.39	－	－	21.19	－	－	27.42	－	－	－
小選挙区選出（東京都第10区）	※1※2	69,737	51.73	－	24.21	14.80	－	－	－	4.40	－	4.86
比例代表選出	※1	312,229	31.87	11.88	15.22	15.65		－	15.10	4.03	－	6.25
区議会議員選挙	27.4.26	238,700	33.52	17.31	7.32	11.70	0.99	5.64	2.71	－	－	20.81

※1　在外投票分を含む
※2　東京都第10区のうち練馬区分

(2) 健全な財政運営を行う

●公有財産等の活用と管理

区有地等のうち、更地および低利用・暫定利用の土地で、公園用地等利用目的が明確になっている用地については、積極的に事業化を推進する。

なお、事業化まで長期間を要する用地は、地域開放などの暫定利用を行う。

●土地開発公社

練馬区土地開発公社は、区に代わって公共用地の先行取得を行うため、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づいて区が設立した公法人である。

土地開発公社は、民間資金を積極的に活用し、機動的かつ弾力的な土地取得を行うことにより、まちづくりの重要な役割を担っていくものである。

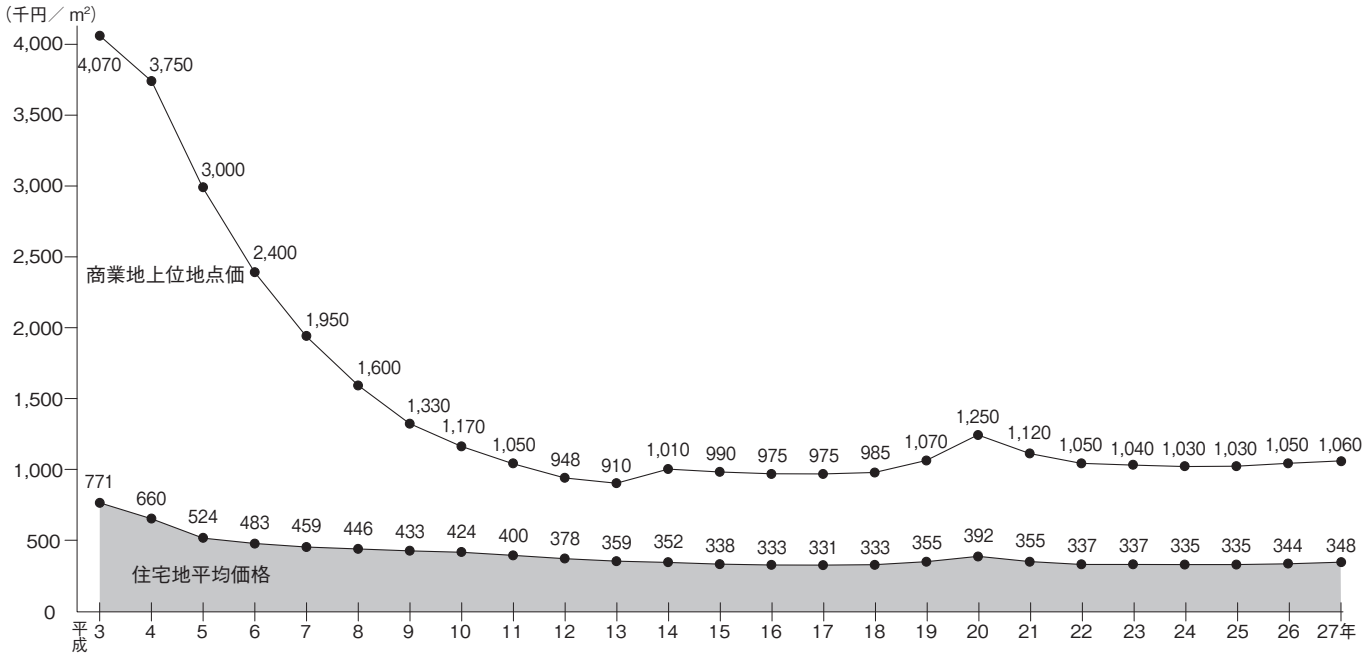
平成26年度の事業実績は土地取得が18,351.02㎡、売却が11,093.95㎡であった。

●地価公示

地価公示制度は、国が標準的な土地を選び判定した適正な価格を公示して、土地の売買などに際し、指標として活用できるようにしたものである。

区では地価公示図書を閲覧できるようにし、土地の適正な取引に役立つよう努めている。

地価公示価格の推移（各年1月現在）



資料：「地価公示」（国土交通省土地鑑定委員会）

(3) 区民本位の効率的で質の高い区政経営を行う

●特別区制度改革

1 特別区制度改革のあゆみ

練馬区を始めとする23特別区は、昭和22年に設置されたが、27年の地方自治法改正により、一般の市町村とは異なり東京都の内部団体として位置づけられ、自治体としての権限も大幅に制限されていた。

39年と49年の地方自治法改正により、保健所事務や福祉事務所事務などが都から移管され特別区の権限が拡大したが、依然として東京都の内部団体の位置づけのままであった。

平成6年9月、都と23特別区は、①特別区を「基礎的な地方公共団体」に位置づける、②清掃事業など住民に身近な事務を特別区に移管する、などを骨子とする「都区制度改革に関するまとめ（協議案)」に合意し、制度改革の実現に必要な法令改正を国に要請した。

10年4月に都区制度改革関連法案は、「地方自治法等の一部を改正する法律」として国会において全会一致で可決され、12年4月1日に施行された。

この法改正により、特別区は「基礎的な地方公共団体」として法律で明確に位置づけられるなど、特別区制度改革がようやく実現の運びとなった。

2 制度改革において残された課題

12年の制度改革においては、都区の財源配分をめぐるつぎの5つの課題が積み残された。

①「市町村事務」の役割分担を踏まえた財源配分、②12年の移管時に反映されなかった清掃関連経費、③小中学校改築に対応する財源措置、④都市計画事業の実施状況に見合った都市計画交付金、⑤国等の大きな制度改正に対応する財源配分、についてである。

これらについて、都区間の主張の隔たりは大きく、協議がまとまらなかったが、都区のあり方について新たな検討組織を設置することが合意された。

3 都区のあり方検討委員会

18年11月に都と23特別区は、「都区のあり方検討委員会」を設置した。検討委員会では、①都区の事務配分に関すること、②特別区の区域のあり方に関すること、③都区の税財政制度に関すること、などについて検討することとした。各々の検討状況については、つぎのとおりである。

①都区の事務配分については、検討対象事務444項目の基本的な方向付けを終え、53項目は区へ移管する方向で検討する事務とされた。このうち、児童相談行政のあり方については、都区のあり方検討委員会とは切り離して、別途整理することとされ、24年2月に都区間で検討会を設置した。②特別区の区域のあり方については、都と区市町村が21年11月に共同設置した「東京の自治のあり方研究会」の検討結果を踏まえて検討することとしている。③都区の税財政制度については、都区の事務配分、特別区の区域のあり方の検討を踏まえて検討することとしており、具体的な議論を行う状況に至っていない。

●地方分権の推進

1 地方分権のあゆみ

地方分権は、地域の課題に対し、区が自らの意思と責任で対応できる範囲を広げるものであり、区政運営の重要な課題となっている。

平成7年5月、地方分権推進法が成立した。同年7月、地方分権推進委員会が発足し、機関委任事務の廃止を始め、条例制定権の拡大などの勧告を政府に対して行った。それを踏まえ、政府は、10年5月、「地方分権推進計画」を策定し、法制化への取組を進め、12年4月、「地方分権一括法」が施行され、機関委任事務の廃止等の改革が実施された。

2 地方分権の更なる推進

18年12月、地方分権改革を総合的かつ計画的に推進するため、地方分権改革推進法が成立し、19年4月1日から施行された。同法に基づき、「地方分権改革推進委員会」が内閣府に設置され、政府が策定する地方分権改革推進計画作成のための第1次勧告から第4次勧告を行い、21年12月15日に「地方分権改革推進計画」が閣議決定された。主な内容は、①義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、②国と地方の協議の場の法制化、③今後の地域主権改革の推進体制、となっている。

21年11月には、地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえた施策を実施するため「地域主権戦略会議」が設置され、22年6月に「地域主権戦略大綱」が閣議決定された。

23年には「地方分権改革推進計画」「地域主権戦略大綱」を受けて「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（5月、第1次一括法）（8月、第2次一括法)」が公布され、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大や基礎自治体への権限移譲などが図られるとともに、国と地方の協議の場が法制化された。25年3月には地域主権戦略会議が廃止され、「地方分権改革推進本部」が設置された。同年6月には「第3次一括法」が、26年6月には「第4次一括法」が、27年6月には「第5次一括法」が公布された。

また、地方の発意に根差した新たな取組を推進するため、地方分権改革に関する「提案募集方式」が26年から導入された。

今後区は、国、広域自治体との役割分担の見直し等更なる地方分権の推進と、事務権限の拡充に見合う税財源の移譲や超過負担の解消等財政基盤の強化に努めていく。

●区政改革の推進

「みどりの風吹くまちビジョン～新しい成熟都市・練馬区をめざして～」では、人口減少や「超」超高齢社会の到来など、これからの社会が「新しい成熟社会」であ

ることを基本認識としている。区政は、モデルなき未知の時代に直面し、これまで経験したことのない状況への対応を迫られている。社会の変容が進み、地域社会のあり様や住民の意識も変わりつつある。新しい時代にふさわしい練馬の自治を創造し、住民参加・協働を進めていくことが求められている。

また、都市基盤整備の遅れの解消など、従来からある練馬区特有の重要課題にも引き続き取り組む必要がある。

このような複合的で大きな転換期にあたり、区政は、新時代の自治体へと自ら改革していかなければならない。あわせて、それを担う職員の意識を住民本位に変革していくことが不可欠である。

区政改革計画は、ビジョンの戦略計画18「新しい成熟都市に向けた区政の創造」を具体化し、区政を根本から見直して改革するための考え方と取組を明らかにするものとして策定する。

平成27年6月に公募区民、学識経験者および企業経営者などで構成する区政改革推進会議を設置し、年度内に計画を策定する予定である。

【参考】これまでの改革の取組

○　**行政改革実施計画（9年度～11年度）**

徹底した経費の節減により、財政効果は約100億円

○　**第2次行政改革（12年度～14年度）**

行政の一層の体質改善により、財政効果は約45億円

○　**新行政改革プラン（16年度～18年度）**

持続可能な公共経営システムの確立を目指した取組により、財政効果は約117億円

○　**行政改革推進プラン（19年度～22年度）**

行政改革の一層の推進と持続可能な行財政基盤の確立を目指した取組により、財政効果は約61億円

○　**行政改革推進プラン（23年度～26年度）**

区民本位の効率的で質の高い行政を目指した取組により、財政効果は約17億円（25年度まで）

●職員の能力向上を図る

1　人材育成基本方針に基づく人材育成の推進

区は、平成16年3月に策定した「練馬区人材育成ビジョン」および17年3月に策定した「練馬区人材育成実施計画」に基づき、様々な人材育成に関する取組を行ってきたが、区政を取り巻く状況の大きな変化を受けて、新たな職員育成の指針として、22年3月に「練馬区職員人材育成基本方針」を策定した。これは、限られた人的資源である職員の能力を最大限に引き出し、区民の負託に応えていくためのものである。現在、この指針に基づき、職員の能力開発のあり方や職員の役割を見直すとともに、職員が意欲的に職務に取り組むことができる職場づくりを進めるための様々な取組を実施している。

2　職員研修

区では、昭和52年7月、他区に先駆けて職員研修所を設け、職員の能力向上に積極的に対応している。現在、23区が共同で設置した特別区職員研修所や近隣の区等と連携、補完しあいながら、また、専門分野については、国・都・民間研修機関等に派遣する等、多種多様な研修を通して職員の能力開発を進めている。

区で実施する研修は、職員の階層別に実施する「職層研修」、各種の知識・技能を修得し職務遂行能力を高める「実務研修」、「特別研修」、各職場や職員の自発的な取組を支援する「能力開発支援」等に大別できる。

⑴　職層研修

主に採用年次に区職員として必要な知識を身につける「新任研修」、主任主事選考合格者に係のリーダー的役割を認識させる「主任主事研修（合格時）」、係長昇任選考合格者に監督者としての職責の自覚と職員育成を考える契機とさせる「係長研修」等を実施した。さらに課長職の職員に対しても、管理職として必要なリーダーシップ等を学ぶ「管理職研修」を実施した。また、コンプライアンス意識の一層の向上を図るため全職員を対象にコンプライアンスeラーニング研修を実施した。

⑵　実務研修

日常業務の処理に要する知識や技能を修得するために、「行政法研修」「文書実務研修」等を実施した。また、平成17年度末から、職員全員を対象にAED（自動対外式除細動器）の使用方法を含んだ「普通救命講習」を引き続き実施している。

⑶　特別研修

職務を効率的に進めていく上で必要な知識や技能等を修得するために、「CS・接遇向上」、「プレゼンテーション」、「ロジカルシンキング」等の研修を実施した。

⑷　能力開発支援

各職場や職員の能力開発意欲を促し、自発的な取組を支援するため「派遣研修支援」、「職場研修支援」および「担当課企画研修支援」を実施した。

⑸　その他

インターンシップ生を武蔵大学等から受け入れて就業体験をさせ、あわせて職員の意欲向上や職場の活性化につなげた。

研修受講者数　　平成26年度

研修機関	受講者
	人
練馬区職員研修所	5,836
職層研修	1,493
実務研修	916
特別研修	484
能力開発支援	2,943
特別区職員研修所	588
第四ブロック研修会	36
計	6,460

3　窓口サービスの向上

区民の満足度を高めるため、21年5月に作成した「窓口サービス向上のための手引」に沿って、各職場が

PDCAサイクルに基づく自主的な取組を行うことにより、全庁的な窓口サービスの向上を推進している。

4 職場環境の向上

職員が意欲的に職務に取り組むことができる職場づくりを進めるため、健康診断やメンタルヘルス対策などの健康管理、過重労働対策および安全衛生委員会の活動等を行い、職場環境の向上を推進している。

●職員報の発行

区職員全員を対象として、区政への理解と互いの交流を深め、より質の高い区民サービスを実施するため、年4回発行している。なお、平成16年4月から、紙版からWeb版に変更した。

●施設の適切な管理・活用

1 区役所会議室

区では、区役所の会議室を区民相互交流の場として提供している。

区内在住・在勤・在学者の団体が行う会議・研修会・講演会等に利用され、平成26年度は延べ1,371件の利用があった。

2 区立施設等の計画的な維持管理・更新

区では、これまで人口の増加や区民ニーズに対応して、施設建設を進めてきた。

これらの施設は、時間の経過とともに老朽化が進み、大規模な改修や改築が集中することになるため、計画的な改修・改築が必要となっている。

今後、少子高齢化など社会経済情勢の変化を見据え、限られた財源の中で、効果的・効率的な維持保全と更新、施設の長寿命化、区民ニーズに合わせた機能の見直しを図ることが求められている。

区では、18年1月に「区立施設改修改築計画」を、22年3月に「第二期区立施設改修改築計画」（22年度～26年度）を策定し、財源の有効活用と費用負担の平準化を図りつつ、施設の計画的な維持保全および改修改築を進めてきた。

27年度以降の区立施設の改修・改築については「みどりの風吹くまちビジョン　アクションプラン」において、27～29年度の3か年に改修・改築の対象となる施設数と事業費を明らかにした。

3 公共施設等総合管理計画

26年４月、総務省は地方公共団体に対し、インフラも含めた全ての公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、「公共施設等総合管理計画」の策定に取り組むよう要請した。

区では、「練馬区施設白書」（25年２月）において、区立施設の27～36年度の改修・改築費用を2,100億円と推計し、全ての施設を現状のまま維持し続けることは困難であることを明らかにしている。これを踏まえて、公共施設の適正配置、複合化、長寿命化や維持管理の効率化を視野に入れた検討を行うとともに、道路、橋梁などのインフラの適切な維持管理、長寿命化などを検討し、区の現状・特性を踏まえた計画を28年度までに策定する。

4 関越高架下活用計画

高架道路下の活用について国が「積極的な利用を認める方針」へと転換したことから、区は関越自動車道高架下の空間を活用して、地域での利便性の向上とまちの活性化を目的とした「関越自動車道高架下活用計画」を23年1月に策定した。

計画の概要は、大泉学園通りから大泉ジャンクションまでの約1㎞に渡る区間に、高齢者の健康増進施設（高齢者センター）、環境学習活動施設（リサイクルセンター）、スポーツ関連スペース、地域交流スペース、倉庫などの施設を整備するほか、敷地内に歩行空間を確保するというものである。

25年1月、道路保有者である「日本高速道路保有・債務返済機構」により、区の活用計画に基づく「高架下利用計画」が策定された。

これを受けて25年度には施設建設懇談会を設置し、地域住民や施設利用者等の意見を聞きながら各整備予定施設の設計等を行い、26年9月に道路保有者から活用予定区間の占用許可を取得した。今後は、おおむね28年度までを目途に各施設の整備に取り組んでいく。

5 指定管理者制度

指定管理者制度は、地方公共団体の出資法人や公共団体等に限らず民間事業者も、地方自治体の指定を受けて「公の施設」の管理を行うことができる制度である。この制度は、15年6月の地方自治法の一部改正（同年9月施行）によって導入された。多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間事業者等の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としている。

区では、16年3月に策定した「委託化・民営化方針」に基づき、委託・民営化を進めている。この方針で定めた実施基準・検討手順に従って検討した結果、区立施設を委託する場合には、その管理について、原則として指定管理者制度を適用することとした。これは、民間事業者等のノウハウにより効率的な施設運営や区民サービスの向上が図れること、また、法制度上、事業者選定手続の公正性・透明性が担保され、区民への説明責任を果たしやすい仕組みとなっているためである。

27年3月31日現在、179施設で指定管理者制度を適用している。

●ICT（情報通信技術）活用による事務の効率化と区民サービスの充実

1 情報化の推進

社会における情報化の急速な進展を背景に、区では13年度の「練馬区電子区役所推進計画（13～15年度）」の策定をはじめとして、計画的に情報化を進めてきた。

現行の、「練馬区情報化基本計画（22～26年度）」では、①区民と区との情報共有・交流の強化、②区政の透明性と効率性の向上、③情報通信技術の変化に対する対応能力強化、④情報化における政策立案能力の強化、⑤情報化推進のための基盤強化の5つを目標に、各取組項目に取り組んだ。

24年度には、同計画の中間見直しを行い、多様な情報提供手段の活用およびハードウェア基盤の導入可能性の検討などを取組項目に加えた。

計画に基づき、災害対策の強化や経費の節減等を目的として、複数のシステムを共通のハードウェア上で運用する「練馬区共通基盤」を導入し、27年1月から運用を開始した。これは、27年1月からの3年間を第一期とし、この期間に更新を迎えるシステムを練馬区共通基盤に移行するものである。26年度は、第一期で計画している21システムのうち6システムが移行を終えた。

また、住民基本台帳や課税台帳など区の基幹となるデータを取り扱う住民情報システムについては、システムの更新に併せて、27年1月にシステム開発事業者が提供するクラウドコンピューティングサービスに切り替えた。

今後、27年度に策定予定の「練馬区情報化基本計画（27～31年度）」のもと、ＩＣＴの積極的な活用による区民生活の質の更なる向上や効率的な区政運営の推進を図るとともに、これまで区が取り組んできた情報セキュリティの強化をより一層推進していく。

２　情報セキュリティ対策の推進

情報化の推進により、利便性・効率性が向上していく反面、不正アクセス、ウィルス感染、盗難など、区の保有する情報資産への脅威も増大している。

この対策として区では、情報セキュリティに関する行動規範である「情報セキュリティポリシー」を15年4月に施行し、情報システムを安全に維持運用するための技術的対策や職員への意識啓発など、組織的なセキュリティ対策を推進してきたところである。

ICTの高度化に伴い、情報セキュリティを取り巻く環境も大きく変化する。このため、「情報セキュリティポリシー」を適時改正して対応してきた。20年4月の全面改正を経て、24年3月に改正した「情報セキュリティポリシー」では、以下の6つの主要施策を推進することとしている。

・情報セキュリティに関する教育および啓発
・情報セキュリティに関する自己点検
・情報セキュリティに関する監査
・情報セキュリティに関するリスクマネジメント
・情報セキュリティ事故の管理
・委託事業者等の管理

社会保障・税番号制度の開始を控え、今後とも、システム上の対策を始め全職員を対象とした研修の実施などの取組や、委託事業者や指定管理者などへの指導監督により、区におけるセキュリティ対策を推進していく。

３　社会保障・税番号制度への対応

25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（いわゆる「番号法」）とその関連法が成立、公布された。番号制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されるものである。27年10月には区民一人一人に個人番号が付番され、28年1月に個人番号カードの交付および個人番号の利用開始が予定されている。

現在、区では、庁内の関係部署による検討組織において、番号制度の利活用に向けた検討を進めるとともに、情報システムの改修・整備に取り組んでいる。また、法の定める特定個人情報保護評価（個人のプライバシーに与える影響を予測したうえで、情報の漏えい等を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するもの。）については、外部の専門家からなる特定個人情報保護評価等実施委員会を設置して、必要な点検を受けながら順次評価を進めているところである。

引き続き、国や他自治体等との連携を図り、個人番号および個人番号カードの利活用について更なる検討をしつつ、番号制度の円滑な導入を進めていく。

（4）区税負担の公平性を確保する

●適正な賦課

住民税（特別区民税・都民税）申告が必要な個人の所得等を正確に把握し課税するため、各種調査や戸別訪問、申告勧奨等を行い、対象となる区民および事業所（特別徴収義務者）に、適正かつ自主的な期限内の申告・報告を指導している。加えて、他の税務機関（国税・都税）との連携を強化し、期限内申告を呼びかける広報活動等（区報・区ホームページ）にも積極的に取り組んでいる。

●確実な収納事務

財源の確保および税負担の公平性を確保するため、口座振替を積極的に推進するとともに、コンビニ収納、携帯電話から納付できるモバイルレジを実施し、現年分収納率の向上に取り組んでいる。また、滞納者に対しては、電話による納付案内を行う納税案内センターの設置や嘱託収納員による個別訪問など、状況に応じたきめ細かなアプローチにより、効果的な滞納整理を実施している。滞納者の担税力を的確に判断し、タイヤロック等差押えや公売などの滞納処分を積極的に行うことにより、高額・困難案件の解消を図っている。

特別区税収納率の推移

23年度	24年度	25年度	26年度
92.29%	92.46%	93.12％	93.92％

特別区税収納額の推移

23年度	24年度	25年度	26年度
59,580,711	60,442,748	61,609,767	62,985,596

（単位：千円　端数切り捨て）

特別区税滞納額の推移

23年度	24年度	25年度	26年度
4,518,649	4,443,209	4,040,055	3,676,002

（単位：千円　端数切り捨て）

(5) 基礎的な住民サービスを効率的に提供する

●区民事務所等のサービスの拡充と事務の効率化

区では、平成25年6月に「区民事務所等のサービスの拡充と事務の効率化に関する基本計画」を策定し、26年7月22日から、出張所を活用して区民事務所を2か所増設し、6区民事務所と11出張所の新たな体制に変更した。

6か所の区民事務所では平日午後7時まで、練馬区民事務所では毎週土曜日の午前9時から午後5時まで、窓口受付時間の拡大を図った。11か所の出張所では、事務効率の低下を踏まえ、住民票等の証明書発行や税金等の収納事務を取り止めた。一方、見直しを行った出張所近くの11郵便局窓口での証明書発行の委託化など、地域の事務サービスの水準を維持しながら、事務の効率化を進めている。

●自動交付機による証明書発行サービス

平成18年10月から、自動交付機による住民票の写しおよび印鑑登録証明書の交付を行っている（外国人の印鑑登録証明書は21年1月から、住民票の写しは24年7月から）。25年10月15日からは、特別区民税・都民税の課税（非課税）証明書、納税証明書の交付を行っている。

自動交付機は、区民事務所・出張所のほか、練馬駅等に設置し、区内22台の運用を行っている。

利用に当たっては、事前の利用登録（暗証番号等の登録）が必要である。

自動交付機で交付する証明書等　平成27年3月末現在

自動交付機で交付する証明書	交付開始年月日	交付手数料
住民票の写し	平成18年10月2日 （ただし外国人については平成24年7月9日）	1通200円
印鑑登録証明書	平成18年10月2日 （ただし外国人については平成21年1月5日）	1通200円
住民税の証明書	平成25年10月15日	1通200円

設置場所および利用時間　平成27年3月末現在

設置場所および台数	利用時間
本　庁　舎　2台 （練馬区民事務所）	平　日　8：30～21：00 土日祝休日　9：00～17：00 ※　年末年始および施設点検日を除く。
区民事務所（練馬を除く5か所）および出張所（11か所）　各1台	
練 馬 駅　1台 中村橋駅前　1台 江古田駅前　1台 石神井公園区民交流センター　1台	
設置総台数　22台	

自動交付機による証明書の交付状況　［単位：枚］

年度	住民票の写し			印鑑登録証明書			住民税の証明書		
	自動交付機交付枚数	全交付枚　数	占有率	自動交付機交付枚数	全交付枚　数	占有率	自動交付機交付枚数	全交付枚　数	占有率
23年度	136,349	356,668	38.2%	145,171	252,838	57.4%	－	－	－
24年度	147,321	362,948	40.6%	152,194	252,868	60.2%	－	－	－
25年度	170,932	421,328	40.6%	155,270	245,679	63.2%	4,810	127,304	3.8%
26年度	172,913	392,839	44.0%	157,481	232,655	67.7%	21,377	132,407	16.1%

※交付枚数は、無料分を除く

利用登録者数

	利用登録数
平成27年3月末現在	263,597人

●住居表示

区内の住居表示の実施は、平成2年1月1日に完了した。その後は、大規模な再開発に伴う街区の変更や、新築・建替え等に伴う住居番号の付定、住居表示板類の設置・管理等を行っている。

26年度の住所付定件数は2,627件であった。

(6) 医療保険等制度運営を行う

［1］国民健康保険

●国民健康保険の役割と運営主体

病気やけがをしたとき、安心して医療が受けられるように、国民全員が必ず何らかの医療保険に加入しなければならない。わが国はこのような国民皆保険制度をとっている。

国民健康保険は、会社等の各種の医療保険に加入できない方のために設けられた医療保険制度であり、区市町村がその運営の主体（保険者）となって、加入者（被保険者）から保険料を徴収し、保険給付を行っている。

●加入状況

区において国民健康保険に加入する世帯数は、年々減少傾向にあり、平成26年度末における加入世帯数は、前年度末よりも2,030世帯減の116,261世帯、被保険者数は5,553人減の180,972人である。

●保険給付の概要

被保険者の疾病、負傷、出産、死亡に対して、給付を行う。

⑴　療養の給付

被保険者が医療機関等の窓口で医療費の3割を支払い、残りの7割相当分を保険者（練馬区）が負担する。

70歳から74歳の一部負担金の割合は2割（現役並み所得者は3割）である。ただし、一部負担金2割の方のうち昭和19年4月1日までに生まれた方は、1割負担である。

0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの一部負担金の割合は2割である。

⑵　療養費

被保険者証を提示せず医療機関で診療を受けたとき、医師の指示により、はり・きゅう等の治療を受けたり、治療用装具を作ったときなどにいったん全額自己負担した費用の保険給付相当分の払戻しを行う。

⑶　入院時食事療養費

入院中の食事代から、定額の自己負担分（低所得者は減額制度あり）を差し引いた金額を保険者が負担する。

⑷　高額療養費

医療機関の窓口での支払（一部負担金）が一定額を超えた場合、超えた分を保険者が負担する。

⑸　高額医療・高額介護の合算制度

国保・介護保険の両方の自己負担額がある世帯で年間（8月1日から翌年の7月31日まで）の医療保険と介護保険の自己負担額が高額になり、世帯の負担限度額を超えた場合、超えた分を保険者が負担する。

⑹　その他の給付

出産については出産育児一時金42万円、死亡については葬祭費7万円が支給される。

高額療養費の自己負担限度額
70歳～74歳の方

所得区分		現役並み所得	一般	住民税非課税Ⅱ	住民税非課税Ⅰ
1か月の自己負担限度額	外来の限度額（個人ごと）	44,400円	12,000円	8,000円	
	外来＋入院（世帯ごと）	80,100円＋総医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算	44,400円	24,600円	15,000円
		4回目以降の限度額 44,400円		「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が必要	

※75歳に到達する月（1日生まれの方を除く。）は、上記の自己負担限度額が個人について2分の1になる。世帯ごとの自己負担限度額は上記のとおり。

70歳未満の方

所得区分		ア	イ	ウ	エ	オ
1か月の自己負担限度額	国保世帯全体	252,600円＋総医療費が842,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算	167,400円＋総医療費が558,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算	80,100円＋総医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算	57,600円	35,400円
		4回目以降の限度額				
		140,100円	93,000円	44,400円	44,400円	24,600円

高額介護合算療養費の自己負担限度額
70歳～74歳の方

所得区分	現役並み所得	一般	住民税非課税Ⅱ	住民税非課税Ⅰ
世帯の限度額	67万円	56万円	31万円	19万円

70歳未満の方

所得区分	ア	イ	ウ	エ	オ
世帯の限度額	176万円	135万円	67万円	63万円	34万円

【所得区分について】

① 現役並み所得・・・世帯内の国保加入者のうち、70歳以上で住民税課税所得金額が145万円以上の方が一人でもいる世帯。ただし、昭和20年1月2日以降に生まれた70歳以上の加入者がいる世帯で、70歳以上の加入者全員の旧ただし書き所得(※)の合計金額が210万円以下の場合は一般世帯となる。
② 一般・・・現役並み所得、住民税非課税Ⅱ、住民税非課税Ⅰのいずれでもない世帯
③ 住民税非課税Ⅱ・・・世帯主と国保加入者全員が住民税非課税の世帯
④ 住民税非課税Ⅰ・・・世帯主と国保加入者全員が住民税非課税で、所得が一定基準以下の世帯
（例）年金収入のみの場合、各々の収入が80万円以下
⑤ アの世帯・・・国保加入者の旧ただし書き所得(※)の合計が901万円超の世帯
⑥ イの世帯・・・国保加入者の旧ただし書き所得(※)の合計が600万円超～901万円以下の世帯
⑦ ウの世帯・・・国保加入者の旧ただし書き所得(※)の合計が210万円超～600万円以下の世帯
⑧ エの世帯・・・国保加入者の旧ただし書き所得(※)の合計が210万円以下の世帯
⑨ オの世帯・・・世帯主と国保加入者全員が住民税非課税の世帯

※旧ただし書き所得：総所得金額および山林所得金額ならびに、株式・長期（短期）譲渡所得金額などの合計から住民税基礎控除額33万円を差し引いた金額。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない。

給付の内容

平成26年度

種　類	件　数 (件)	金　額 (単位：千円)
療養給付費	2,794,373	51,688,043
療養費	117,378	1,147,747
高額療養費	76,784	4,409,561
出産育児一時金	874	366,838
葬祭費	764	53,480
結核・精神医療給付金	43,232	48,691

注：①療養給付費は、入院時食事療養費・入院生活療養費を含む。
②上記の数値は、厚生労働省提出資料の様式によるため、決算の数値とは異なる場合がある。

被保険者の加入状況

年　度	世　帯　数	被保険者数	退職被保険者等
	世帯（%）	人（%）	人
平成22	123,021（36.7）	199,108（28.7）	6,092
23	121,170（36.0）	195,080（28.1）	5,840
24	119,620（34.6）	190,839（27.4）	5,181
25	118,291（33.9）	186,525（26.7）	4,360
26	116,261（33.0）	180,972（25.8）	3,381

注：①(　)内は練馬区全体に対する割合
②数値は、年度末のものを使用している。
③退職者医療制度は20年3月31日で廃止。26年度までは経過措置による加入

保険料調定額および総医療費の状況

年　度	保　険　料（調定額）			総　医　療　費		
	1人当たり	1世帯当たり	現年度調定額	1人当たり	1世帯当たり	総　額
	円	円	百万円	円	円	百万円
平成22	91,499	148,347	18,433	255,624	414,445	51,497
23	97,309	157,207	19,228	264,379	427,114	52,404
24	99,928	160,099	19,360	269,661	432,036	52,247
25	104,513	165,731	19,838	274,482	435,260	52,102
26	106,858	167,292	19,728	279,974	438,313	51,688

注：①1人当たりの保険料・総医療費を算出する際の世帯数・被保険者数は、年間の平均を使用している。
②上記の数値は、厚生労働省提出資料の様式によるため、決算の数値とは異なる場合がある。
③26年度の医療費の各数値は、27年6月末現在で把握しているものである。

●医療費

平成26年度の区の国保被保険者1人当たりの医療費は、279,974円であり、前年度に比べ2％の増となっている。

●保険料

保険料は、医療分保険料および後期高齢者支援金分保険料、介護分保険料の合計である。3つの保険料はそれぞれ、加入者全員に等しくかかる均等割額と所得に応じてかかる所得割額からなる。

このうち、特別区では平成23年度から、所得割額の保険料の計算を「旧ただし書き方式」に基づき行っている。旧ただし書き方式とは、世帯の収入から公的年金控除等の必要経費と住民税基礎控除を差し引いた段階の所得（旧ただし書き所得）に対して賦課する方式である。従来の住民税方式は住民税額に賦課する方式で、税制改正の影響を直接受け、所得の変動がないにもかかわらず保険料が前年度に比べて大幅に変動する場合があったため、旧ただし書き方式に変更した。

26年度の医療分保険料は、均等割額「被保険者1人につき32,400円」と所得割額「被保険者全員の旧ただし書き所得×6.30/100」との合算額である。後期高齢者支援金分保険料は、均等割額「被保険者1人につき10,800円」と所得割額「被保険者全員の旧ただし書き所得×2.17/100」との合算額である。介護分保険料は、均等割額「介護保険第2号被保険者（40～64歳）1人につき15,300円」と所得割額「介護保険第2号被保険者の旧ただし書き所得×1.63/100」との合算額である。

この3つを合計して国民健康保険料として徴収する。

なお、それぞれに上限が設けられており、医療分保険料が51万円、後期高齢者支援金分保険料が16万円、介護分保険料が14万円である。

保険料収納率の推移（医療分）

年　度	現　年　分	滞納繰越分
	%	%
平成22	84.52	28.74
23	86.11	34.12
24	86.89	35.15
25	87.33	36.57
26	88.10	36.65

●財政状況

国民健康保険事業は、保険財政の収支を明確にするため、一般会計と区別して特別会計（国民健康保険事業会計）を設けている（42ページと48ページの国民健康保険事業会計予算、決算参照）。

平成26年度の国民健康保険事業会計は、歳入総額で691億円、対前年度比0.4％の減、歳出総額で685億円、対前年度比0.4％の減であった。

保険料収入は、収納努力により一時期の伸び悩んだ状況からは改善されつつあるが、依然として厳しい状況である。加えて、高齢化や医療の高度化に伴い、高齢者の医療費が増え続けているため、実質的には、国保財政は引き続き赤字状況にある。財源不足額（赤字分）は区の一般会計からの繰入れに頼らざるを得ないため、区財政に対しても大きな圧迫要因となっている。

●安定した事業運営のために

区の国民健康保険が現在抱えている課題は、第1に保険料の収納率の向上、第2に医療費の適正化、第3に被保険者の資格の適正化である。

保険料収納率の向上については、目標収納率を始め各種収納対策を体系的にまとめた収納対策プランを策定し、収納実績の確認や収納対策の検討を行いながらプランの進行管理を行っている。平成21年度からは、民間事業者への委託による電話・訪問催告を実施し、未納世帯との接触の機会を増やすことにより、未納の解消に努めている。

医療費の適正化については、保険医療機関等から提出されたレセプトの資格点検および内容点検を行い、記載内容に疑義があるレセプトについては、審査支払機関に再審査請求を行っている。また、20年度から実施している特定健康診査・特定保健指導の被保険者への受診勧奨も行っている。25年度には、医療費の適正化を図ることを目的として「練馬区国民健康保険医療費の適正化に向けた基本的な方針（26年度～29年度）」を策定し目標値を定め、計画的に取り組むこととした。

被保険者の資格の適正化については、健康保険法の強制適用事業所に勤めている方・擬制世帯・住民税未申告世帯等に対して資格取得時等における資格確認に努めている。

●保健事業

被保険者の健康の保持増進を目的として、各種の保健事業を行っている。

⑴　特定健康診査・特定保健指導

40歳～74歳の国民健康保険加入者に対して、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導を実施している。

ア）特定健康診査　　平成26年度

対象者数	受診者数	実施率
110,120人	46,910人	42.6％

イ）特定保健指導

対象者数	終了者数	実施率
5,495人	356人	6.5%

注：ア、イともに法定報告値（27年5月末現在）による。

⑵　保養施設

近県のホテル、旅館等20か所と協定を結び、割引料金であっせんしている。

平成26年度の利用は63件、延べ171人であった。

（上記の件数・人数は、21年度から利用可能にした後期高齢者医療制度の被保険者も含む。）

[2] 国民年金

●国民年金事業の運営

昭和34年に国民年金法が施行され、昭和36年4月1日から拠出制の国民年金制度が実施された。

その後わが国は、諸外国に例を見ないスピードで高齢社会へ移行しており、老後の生活の主柱となる公的年金制度の役割がますます重要になってきている。

こうした中で、人口の高齢化や社会経済状況の変化に対応できるよう、公的年金制度を長期にわたり健全かつ安定的に運営していく基礎を確保することを目的として、国民年金法の一部を改正する法律により「基礎年金制度」が、昭和61年4月1日から実施された。この制度では、日本国内に住所がある方のうち、老齢（厚生）年金・退職（共済）年金を受けている方や学生を除く、20歳以上60歳未満のすべての方が年金に加入することとなった。

その後、平成3年4月1日からは、これまで任意加入とされていた学生も強制加入となり、9年1月には公的年金共通の基礎年金番号制度が導入された。14年4月には地方分権一括法の施行により第3号被保険者に係る事務・保険料の徴収に係る事務などを国（社会保険事務所）が直接取り扱うこととなり、区では第1号被保険者に係る届出事務などを行うことになった。また、17年4月には国民年金の任意加入期間に加入していなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情に鑑み、福祉的措置として特別障害給付金制度が創設された。

21年12月31日に社会保険庁が廃止となり、22年1月1日、日本年金機構が設立され、国（厚生労働大臣）から委任・委託を受け、公的年金に係る一連の運営業務を担うこととなった。

●年金加入状況

国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての方（外国人を含む。）が加入する国民の基本的な年金制度である。また、60歳から65歳までの方や海外に居住している日本国籍を有する20歳から65歳までの方も任意加入できる（昭和40年4月1日以前に生まれた方で、受給資格を満たせない方は70歳まで）。国民年金の加入は、第1号被保険者から第3号被保険者までの3種類と任意加入被保険者に分かれている。

平成27年3月31日現在の練馬区の第1号被保険者は111,879人、任意加入被保険者は2,021人、第3号被保険者は54,113人である。

●保険料

保険料は平成17年度から将来の現役世代の過重な負担を回避するため保険料水準固定方式がとられている。27年度の保険料は月額15,590円である。

なお、国民年金法の改正により、24年10月1日から過去10年間に第1号被保険者保険料の未納期間のある方が遡って納付できる「後納制度」が始まった。この制度の実施は27年9月30日までである。27年10月1日からはこれに替えて過去5年間に第1号被保険者保険料の未納期間のある方が対象となる「後納制度」が始まる。

また、保険料には免除制度があり、27年3月31日現在の免除者は、法定免除7,416人、申請免除（全額）9,770人、申請免除（4分の3）990人、申請免除（半額）660人、申請免除（4分の1）348人、学生納付特例12,204人、若年者納付猶予2,482人の合計33,870人で、第1号被保険者に対する割合は30.3％となっている。17年4月から30歳未満を対象とする若年者納付猶予が、18年7月から申請免除に4分の3免除と4分の1免除が加わった。

●年金等の給付

国民年金の給付には、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、老齢年金、通算老齢年金、障害年金、母子年金、遺児年金があり、このほかに寡婦年金、死亡一時金がある。国民年金制度創設時、すでに高齢だった方に支給する年金としては老齢福祉年金がある。福祉年金は、本人・配偶者・扶養義務者の所得制限や他の年金との併給制限が定められている。

平成27年3月31日現在、区の受給権者数は、老齢基礎年金127,595人、障害基礎年金7,862人、遺族基礎年金908人、老齢年金3,600人、通算老齢年金3,446人、旧障害年金174人、寡婦年金57人、老齢福祉年金17人である。また、26年度中の死亡一時金の受給者は106人である。今後、期間満了者が老齢基礎年金を受給することとなり、年金受給者は年々増加していくものと思われる。

なお、年金額の改定方法は、16年の年金改定によって、保険料水準の範囲内で給付を行うことを基本とし、少子化等の社会経済情勢の変動に応じて給付水準を自動的に調整する仕組みが組み込まれることになった。

年金に必ず加入する方

加入者の種別	年　齢	対　象　者
第1号被保険者	20歳～60歳未満	・日本国内に住所のある方で第2号・第3号被保険者以外の方（自営業者・学生など）
第2号被保険者	就職時～70歳未満	・厚生年金加入者（船員も含む。） ・共済組合員 ※ただし、65才以降は老齢基礎の受給権を有しない方のみ、第2号被保険者となる。
第3号被保険者	20歳～60歳未満	・厚生年金加入者（船員も含む。）または共済組合員に扶養されている配偶者

年金に希望すれば加入できる方

任意加入被保険者	20歳～60歳未満	・老齢（厚生）年金・退職（共済）年金を受けている方
	20歳～65歳未満	・海外に住んでいる日本人
	60歳～65歳未満	・60歳になるまでに年金を受けるために必要な期間を満たせなかった方 ・年金を受ける資格はあるが年金額を満額に近づけたい方
	特例として65歳～70歳未満	・昭和40年4月1日以前に生まれた方で、65歳になるまでに年金を受けるために必要な期間を満たせなかった方（受給できる資格期間を満たすまで）

国民年金加入者の推移

各年3月31日現在

年次＼種別	第1号被保険者	第3号被保険者	任意加入者	計
	人	人	人	人
平成23	116,469	56,338	2,758	175,565
24	114,958	54,954	2,589	172,501
25	113,169	54,867	2,307	170,343
26	113,368	54,183	2,103	169,654
27	111,879	54,113	2,021	168,013

年金額の推移

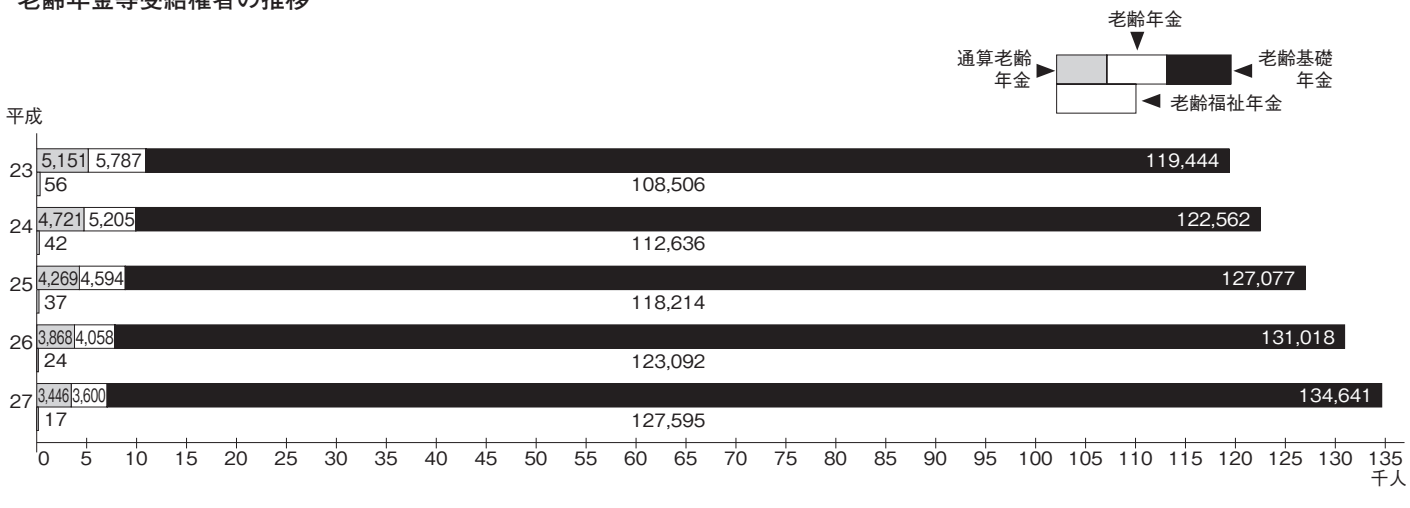
各年4月1日現在

年次＼種別	老齢年金 福祉	老齢年金 基礎(25年～40年)	老齢年金 拠出(10年)	老齢年金 拠出(5年)	障害基礎年金 障害年金	遺族基礎年金(子一人) 遺族年金
	円	円	円	円	円	円
平成23	404,200 314,800	788,900	479,300	407,900	986,100 788,900	1,015,900
24	402,900 314,400	786,500	477,800	406,700	983,100 786,500	1,012,800
25	402,900 314,400	786,500	477,800	406,700	983,100 786,500	1,012,800
26	395,900 312,000	772,800	469,500	399,600	966,000 772,800	995,200
27	399,700 313,300	780,100	473,800	403,400	975,100 780,100	1,004,600

注：① 老齢年金の福祉の上段金額は全部支給額、下段金額は一部支給額
② 障害基礎年金・障害年金の上段金額は1 級障害、下段金額は2 級障害
③ 老齢基礎年金の年金額は満額を記載しており、各人の年金額は保険料納付月数等により異なる。

老齢年金等受給権者の推移

各年3月31日現在



●後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、高齢者と現役世代の負担、保険制度への責任の明確化・広域化を図ることを目的として、平成20年4月1日に老人保健制度から移行した。

1 制度の運営

都内62区市町村が加入する東京都後期高齢者医療広域連合が運営主体となる。

【広域連合と区の役割分担】

・広域連合の事務
　資格管理、医療給付、保険料賦課等
・区の事務
　保険料徴収、申請等窓口事務等

2 被保険者

広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の方、および65歳から74歳までの一定の障害があり広域連合から認定を受けた方。ただし、生活保護受給者等を除く。

被保険者数の推移

年度	被保険者数	対前年比
22	65,572	104.67%
23	68,205	104.02%
24	70,652	103.59%
25	72,263	102.28%
26	74,018	102.43%

3 一部負担金の割合

病院などの窓口の支払は、外来・入院ともかかった費用の1割（現役並み所得の方は3割）の定率負担である。

後期高齢者医療制度の一部負担金の割合および自己負担限度額

所得区分		現役並み所得	一般	住民税非課税	
				区分Ⅱ	区分Ⅰ
窓口での一部負担金の割合		3割	1割	1割	
1か月の自己負担限度額	外来の限度額（個人ごと）	44,400円	12,000円	8,000円	
	入院および世帯の限度額	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算(44,400円)*	44,400円	24,600円	15,000円
				区分Ⅰ・Ⅱの認定証発行には「限度額適用・標準負担額減額認定」の申請が必要	

＊（ ）内は、過去1年間に世帯の限度額の適用により4回以上払戻しを受けた場合、4回目から適用する金額

【所得区分について】

(1)現役並み所得・・・住民税課税所得145万円以上の方とその世帯に属する被保険者
ただし、昭和20年1月2日以降生まれの被保険者および同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者の場合は、旧ただし書き所得（右記参照）の合計額が210万円以下の場合は、1割負担。
また、年間収入が一定基準未満の場合、申請により窓口での一部負担金の割合を1割に変更する制度あり。

(2)一般・・・・現役並み所得、区分Ⅰ・Ⅱ以外の方

(3)区分Ⅱ・・・世帯全員が住民税非課税の方

(4)区分Ⅰ・・・①世帯全員が住民税非課税で、各人の所得が一定基準以下の方
②世帯全員が住民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方

4 療養費の支給

(1) 高額療養費の支給

1か月間に支払った後期高齢者医療の一部負担金が自己負担限度額を超えた場合、超えた分について払戻しを行う。

(2) 療養費の支給

やむを得ず保険証を提示できず診療を受けた場合や、医師の指示により作成した補装具の代金などは、一旦本人が全額を支払い、後日申請に基づき、自己負担分以外の部分について払戻しを行う。

(3) 高額医療・高額介護合算療養費の支給

1年間に支払った後期高齢者医療の一部負担金と介護保険の利用者負担額の合計額が、世帯の自己負担限度額（下表）を超えた場合、申請により高額医療・高額介護合算療養費が支給される。

高額医療・高額介護合算療養費の負担区分と自己負担限度額

負担区分		後期高齢者医療＋介護保険 世帯単位の自己負担限度額(年額)
現役並み所得		67万円
一般		56万円
住民税非課税	区分Ⅱ	31万円
	区分Ⅰ	19万円

5 葬祭費

被保険者が死亡し、葬儀等を行ったとき、葬儀を行った方（喪主）からの申請により、7万円を支給する。

22年度から広域連合の給付事業となり、区は申請受付・給付事務について広域連合から委託を受け実施する。広域連合の支給額は5万円であり、従来の支給額との差額（2万円）は、区が上乗せして支給する。

26年度の支給実績は、支給件数3,590件、支給額251,250千円であった。

6 後期高齢者健康診査

後期高齢者医療制度の被保険者に対し、後期高齢者健康診査を行う。区は広域連合から委託を受け実施する。

7 保険料

被保険者一人ひとりが納める。26年度の保険料（年額）は、均等割額（一人42,200円）と所得割額（※旧ただし書き所得金額×所得割率8.98％）を足した金額。なお、保険料の均等割額・所得割率は､2年ごとに見直しを行う。

※旧ただし書き所得とは、前年中の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額（ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない。）

8 保険料の軽減

(1) 均等割額の軽減

同一世帯の被保険者および世帯主の総所得金額の合計額を基に、均等割額を軽減する。

⑵　所得割額の軽減

旧ただし書き所得58万円までの方は、所得割額を50％軽減する。また、東京都広域連合独自の措置として、旧ただし書き所得が15万円までの方は全額、同20万円までの方は75％の軽減を行っている。

9　保険料の特例

制度加入前日まで被用者保険の被扶養者だった方は、所得割額が免除となり、均等割額が9割軽減される。

10　保険料の納付方法

原則として年金からの引き落とし（特別徴収）となる。

ただし、年金額が年額18万円未満の方や、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合算額が、引き落とし対象年金（介護保険料が引き落としされている年金）の2分の1を超える方は納付書や口座振替で納める（普通徴収）。また、年金からの引き落とし（特別徴収）の方は、申請により口座振替を選択することができる。

●練馬年金事務所

練馬年金事務所は、区内に住所がある会社、工場、商店などの事業所および国民年金加入者等を管轄し、健康保険、厚生年金保険、国民年金、児童手当の各制度についての業務を行っている。

近年、超高齢社会の到来を控え年金に関する期待と関心は大きく、来所者数も年々増加している。

また、昭和63年4月からすべての法人事業所の従業員は、健康保険と厚生年金に加入することが義務づけられ、制度の安定が図られている。

1　健康保険

事業所に働いている従業員を被保険者とする医療保険制度であり、資格、徴収の業務を行っている。

なお、保険給付に関する業務については、平成20年10月より全国健康保険協会で行っている。

健康保険（協会管掌）の状況　　平成27年3月31日現在

区　分	状　況
事業所数	7,422件
被保険者数	37,335人
平均標準報酬月額	317,765円

資料：練馬年金事務所

2　厚生年金保険

健康保険と同じく、各種事業所に働いている従業員を被保険者として、老齢、障害、死亡などに関して、被保険者を始めその被扶養者あるいは被保険者であった方などに、年金や一時金を給付することにより、生活の安定を図る制度であり、資格、給付、徴収の業務を行っている。

厚生年金保険の状況　　平成27年3月31日現在

区　分	状　況
事業所数	8,060件
被保険者数	62,629人
平均標準報酬月額	317,365円

資料：練馬年金事務所

3　国民年金

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の方は、すべて国民年金の被保険者となり、老齢、障害、死亡などに関して、年金や一時金を給付することにより、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的としている制度である。取扱業務のうち、区役所においては第3号被保険者に係る届出以外の諸届書等の窓口業務を、年金事務所では諸届書等について承認、裁定等を行っている。

4　子供・子育て拠出金

児童を養育している父母等に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代を担う児童の健全な育成と資質向上を図る制度である。取扱業務のうち、区役所においては支給業務を、年金事務所では事業主からの拠出金の徴収業務を行っている。

練馬区長期計画（平成22年度～26年度） 施策別成果指標実績値一覧

●この表は、長期計画で定めた各施策に記載した成果指標について、26年度末現在の実績値を記載したもの。

政策・施策		指標	20年度実績	26年度実績	26年度目標
51 持続可能な区政経営を行う					
511	参加と連携による開かれた行政を進める	区政情報の入手しやすさ、意見の言いやすさに満足している区民の割合	42.0%	65.4%	60%
512	健全な財政運営を行う	経常収支比率	79.2%	86.1%（速報値）	80%以内
513	区民本位の効率的で質の高い区政経営を行う	区民意識意向調査における全施策に対する区民の満足度	53.3%	58.4%	60%以上
514	区税負担の公平性を確保する	特別区民税の現年度課税分収納率	97%	97.9%	97%
515	基礎的な住民サービスを効率的に提供する	区民事務所・出張所窓口サービス改善アンケートによる満足度	73.5%	88.5%	82%
516	医療保険等制度運営を行う	国民健康保険料の収納率（現年分・滞納繰越分合計収納率）	71.5%	79.1%	74.0%

資料編

区内の指定・登録文化財　224
練馬区の年表　226
施設一覧　240



東京オリンッピック聖火リレー　関町付近（昭和39年）

区内の指定・登録文化財

注：練馬区指定文化財は、練馬区登録文化財の中から特に重要なものとして指定されたもの。　平成27年4月1日現在

国指定文化財

●天然記念物
- 練馬白山神社の大ケヤキ　白山神社境内　練馬4–2
- 三宝寺池沼沢植物群落　石神井公園内　石神井台1丁目

●重要有形民俗文化財
- 江古田の富士塚　浅間神社境内　小竹町1–59

国登録文化財

●有形文化財
- 青柳家住宅主屋　羽沢1–6
- 佐々木家住宅主屋　小竹町1–36

●登録記念物
- 牧野記念庭園（牧野富太郎宅跡）　東大泉6–34

都指定文化財

●史　跡
- 東高野山奥之院　長命寺境内　高野台3–10
- 尾崎遺跡　春日小学校内　春日町5–12
- 石神井城跡　石神井公園内　石神井台1丁目

●旧　跡
- 池永道雲墓　受用院墓地内　練馬4–27
- 練馬城跡　としまえん内　向山3–25

●有形文化財
- 板絵着色役者絵（「双蝶々曲輪日記図絵馬」と同一物）　長命寺　高野台3–10
- 小野蘭山墓及び墓誌　迎接院墓地内　練馬4–27
- 丸山東遺跡方形周溝墓出土品　練馬区

練馬区指定文化財

●有形文化財
- 小島家文書　練馬区
- 南蔵院鐘楼門　南蔵院境内
- 北条氏康印判状　道場寺
- 町田家文書　個人蔵
- 服部半蔵奉納の仁王像　御嶽神社境内
- 長命寺仁王門　長命寺境内
- 春日町出土の壺形土器　練馬区
- 妙福寺文書　妙福寺
- 尾崎遺跡出土品　春日小学校尾崎遺跡資料展示室
- 下練馬の大山道道標　北町1–25地先
- 豊島氏奉納の石燈籠　氷川神社境内
- 御府内并村方旧記　個人蔵
- 井口家文書　個人蔵
- 井口家文書　個人蔵
- 井口家文書　個人蔵
- 石幢七面六観音勢至道しるべ　良弁塚
- 長命寺の梵鐘　長命寺境内
- 三宝寺の梵鐘　三宝寺境内
- 妙福寺の梵鐘　妙福寺境内
- 千川家文書　練馬区
- 丸山東遺跡出土の木製品　練馬区
- 閻魔・十王像と檀拏幢　教学院境内
- 小美濃英男家文書　個人蔵
- 相原家薬医門　田柄5丁目
- 金乗院御朱印状　金乗院
- 伊賀衆奉納の水盤・鳥居　氷川神社境内
- 旧内田家住宅　池淵史跡公園内
- 中宮遺跡5号住居址の盛土状遺構出土品　練馬区
- 愛染院文書　愛染院
- 丸山東遺跡出土の石棒　練馬区
- 小竹遺跡出土の大珠　練馬区
- 金銅製飾具　練馬区　写真①

●有形民俗文化財
- 中里の富士塚　富士浅間神社境内
- 大八車　練馬区
- 下練馬の富士塚　浅間神社境内
- 氷川神社富士塚　氷川神社境内
- 北町聖観音座像　北町観音堂
- 長享二年の申待板碑　練馬区
- 本寿院のみくじ道具　本寿院
- 関のかんかん地蔵　関町東1–18地先
- 神輿渡御行列図絵馬　氷川神社

●無形民俗文化財
- 鶴の舞　氷川神社

●天然記念物
- 練馬東小学校のフジ　練馬東小学校校庭
- 井頭のヤナギ　大泉井頭公園内
- 内田家の屋敷林　早宮3丁目

練馬区登録文化財

●有形文化財
- 双蝶々曲輪日記図絵馬　長命寺
- 牛若丸・弁慶図絵馬　長命寺
- 氷川神社の水盤　氷川神社境内
- 角柱型水盤　氷川神社境内
- 氷川神社の旧拝殿　氷川神社境内
- 榎本家長屋門　南田中4丁目
- 氷川神社の狛犬　氷川神社境内
- 加藤家文書　個人蔵
- 尾張殿鷹場碑　大泉第一小学校内
- 横山家文書　個人蔵
- 新井家文書　個人蔵
- 縄文時代の竹カゴ　練馬区
- 尾張殿鷹場碑　練馬区
- 宮田橋敷石供養塔　高松2–3
- 紙本着色以天宗清像　廣徳寺
- 絹本着色明叟宗普像　廣徳寺
- 紙本墨画淡彩希叟宗罕像　廣徳寺
- 土支田八幡宮の半鐘　土支田八幡宮
- 阿弥陀寺の半鐘　阿弥陀寺
- 荘家文書　練馬区
- 増島家薬医門　谷原3丁目
- 比丘尼橋遺跡出土の旧石器　練馬区
- 相原正太郎家住宅　春日町5丁目
- 石製絵馬　稲荷神社境内
- 武蔵関遺跡出土の大型槍先形石器　練馬区
- 三宝寺山門　三宝寺境内
- 高稲荷遺跡出土の旧石器　練馬区
- 西大泉の稲荷神社本殿　稲荷神社
- 阿弥陀寺の伏せ鉦　阿弥陀寺
- 氷川神社の神輿　氷川神社
- 本寿院の賽銭箱　本寿院
- 明叟宗普の墨跡　廣徳寺
- 八幡神社の本殿　八幡神社
- 北町の仁王像　北町観音堂
- 長谷川家文書　個人蔵
- 絹本着色釈迦十六善神像　廣徳寺
- 橘紋椿几帳柄鏡　禅定院
- 八ヶ谷戸遺跡出土の大形把手付縄文土器　練馬区

・中野屋商店文書　練馬区
・石神井城跡出土小刀　練馬区
・子ノ聖観世音碑　円光院門前
・広川松五郎関係資料　個人蔵
・相原好吉家文書　個人蔵
・小林家住宅　個人蔵
・石神井西尋常小学校のリードオルガン　練馬区
・木下家文書　練馬区
・栗原家文書　練馬区
・小竹遺跡出土の大珠　練馬区
・丸山東遺跡方形周溝墓出土品　練馬区
・千川上水の記録フィルム　練馬区
・織部燈籠　個人蔵
・愛染院の梵鐘　愛染院境内
・関口家文書　個人蔵
・内国勧業博覧会褒状　練馬区
・東早淵遺跡出土の局部磨製石斧　練馬区
・千川上水調査アルバム　武蔵学園記念室
・中村南遺跡第2地点5号住居址出土土器　練馬区
・田中家の種子屋資料　個人蔵
・関東大震災犠牲者慰霊碑　円明院
・八幡神社の水盤　八幡神社
・十一面観音懸仏　光伝寺
・光伝寺の地蔵菩薩立像および閻魔十王像　光伝寺
・下練馬の三十三所観音菩薩像　光伝寺
・大泉井頭遺跡出土の有孔鍔付土器　練馬区
・篠家文書　個人蔵
・小野蘭山墓および墓誌　迎接院墓地内
・丸山東遺跡出土の石棒　練馬区
・武内家資料　練馬区
・天祖神社東遺跡出土の石核　練馬区
・貫井の東高野山道道標　貫井5丁目
・北新井遺跡出土の土偶　練馬区
・正親町天皇綸旨　廣徳寺
・明叟宗普道号頌　廣徳寺
・明叟宗普書状　廣徳寺
・妙福寺の駕籠　妙福寺
・石神井火車站之碑　練馬区
・草摺引図絵馬　氷川神社
・森田家資料　練馬区
・丸山東遺跡出土の片口土器　練馬区
・アニメーション撮影台　練馬区
・加藤家文書　個人蔵　写真②

●無形文化財
・絵馬制作　平田郡司氏

●有形民俗文化財
・江古田の富士塚　浅間神社境内
・弥陀三尊来迎画像板碑　三宝寺
・狐の大根取り入れ図絵馬　諏訪神社
・沢庵漬製造用具　練馬区
・文応元年の弥陀板碑　道場寺
・氷川神社の力石　氷川神社境内
・高松の庚申塔　高松2–3
・僧形馬頭観音　本寿院境内
・金乗院の一石六地蔵　金乗院境内
・丸彫青面金剛庚申塔　下石神井5–7地先
・力持ち惣兵衛の馬頭観音　大泉学園町2–27地先
・石幢六面六地蔵　禅定院境内
・織部燈籠　禅定院境内
・富士講巡拝装束　練馬区
・棒屋資料　練馬区
・井戸替え用具　練馬区
・醤油醸造業用具　練馬区
・斎藤水車用具　個人蔵
・丸彫聖観音立像廻国供養塔　稲荷神社境内
・江古田の富士講関係資料　浅間神社
・谷原延命地蔵　谷原1–17地先
・二十三夜待供養塔　天祖神社
・大氷川の力石　氷川神社境内
・林稲荷神社の庚申塔　林稲荷神社
・高松の板碑型庚申塔　高松1–22
・八幡神社の石造大山不動明王像　八幡神社境内
・御嶽講奉納の水盤　稲荷神社境内
・福徳元年の月待板碑　妙福寺
・谷原の庚申塔　富士見台4–36地先
・三原台の馬頭観音　三原台2丁目
・上石神井立野の庚申塔　上石神井1–11
・出羽三山・百八十八ヶ所観音供養塔　上石神井1–11
・本覚寺の版木　本覚寺
・文明十七年の月待板碑　円明院
・文亀元年の月待板碑　円明院

●無形民俗文化財
・探湯の儀　御嶽神社
・関のぼろ市　本立寺門前
・八丁堀三吉囃子　北野神社ほか
・石神井囃子　石神井神社ほか
・中村囃子　八幡神社ほか
・ちがや馬飾り　加藤義雄氏、丹羽幸男氏、伊藤弥五郎氏
・関町囃子　天祖若宮八幡宮ほか
・神輿渡御の御供道中歌　氷川神社
・中里囃子　八坂神社ほか
・田柄囃子　天祖神社ほか
・石神井台囃子　石神井台地域ほか
・南田中囃子　南田中地域ほか
・大山講灯籠立て行事　下石神井地域
・貫井囃子　貫井地域ほか
・春日町囃子　春日町地域ほか
・富士見台囃子　富士見台地域ほか
・谷原囃子　谷原地域ほか
・白山神社囃子　白山神社ほか
・北町囃子　氷川神社ほか
・上石神井囃子　上石神井地域ほか

●史　跡
・東高野山奥之院　長命寺境内
・池永道雲墓　受用院墓地内
・尾崎遺跡　春日小学校内
・池淵遺跡　池淵史跡公園
・栗原遺跡の竪穴住居跡　都立城北中央公園内
・千川上水跡　関町南2～4丁目ほか
・旧大泉村役場跡　大泉中島公園
・田柄用水記念碑　天祖神社境内
・千川家の墓　阿弥陀堂墓地内
・河野鎮平筆子碑　寿福寺墓地内
・田柄用水跡　けやき憩いの森
・圓淨法師塚　春日町5–35
・観蔵院の筆子碑　観蔵院

●名　勝
・牧野記念庭園　東大泉6–34

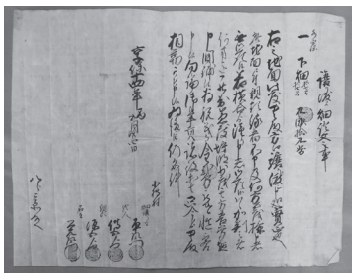
●天然記念物
・練馬白山神社の大ケヤキ　白山神社境内
・カタクリ群落　清水山憩いの森
・八の釜の湧き水　八の釜憩いの森
・光伝寺のコウヤマキ　光伝寺境内
・開進第一小学校のクスノキ　開進第一小学校内
・土支田八幡宮の社叢　土支田八幡宮
・井口家の屋敷林　立野町
・金乗院の大イチョウ　金乗院

―練馬区指定文化財―



金銅製飾具　練馬区　写真①

―練馬区登録文化財―



加藤家文書　個人蔵　写真②

公開していないものもありますので、詳細は、文化・生涯学習課　伝統文化係まで

練馬区の年表

注：本文中、敬称略

【昭和22年】（1947年）

８月１日　練馬区誕生。板橋区から分離独立し、区役所を開進第三小学校講堂に仮開設
　１日　練馬税務署（国）開設
８月　練馬清掃事務所（都）開設
９月20日　第1回区議会議員・区長選挙（区議36人選出）
　20日　初代区長に臼井五十三就任
10月11日　初代区議会議長に上野徳次郎就任

【昭和23年】（1948年）

６月　米軍家族宿舎グラントハイツ完成
10月１日　練馬保健所（都）開設
11月15日　2代区議会議長に桜井米蔵就任

【昭和24年】（1949年）

１月15日　区役所庁舎が現在地（豊玉北6-12-1）に完成
８月１日　練馬授産場開設
11月１日　練馬税務署(国)移転(現・栄町23)
　25日　3代区議会議長に小口政雄就任

【昭和25年】（1950年）

４月１日　独立後、初の都立公園として、豊中公園・上練馬公園開園（27.4.1 区に移管）
８月１日　練馬都税事務所開設
10月１日　都から移管の区立公園として、中新井・北新井・徳殿公園が開園
　６日　氷川台に東京少年保護鑑別所（国）竣工
　30日　4代区議会議長に梅内正雄就任
11月10日　区議会議員補欠選挙

【昭和26年】（1951年）

７月20日　第1回練馬区農業委員選挙
９月18日　第2回区議会議員･区長選挙
　20日　2代区長に須田操就任
　25日　北町に警察予備隊練馬営舎が一部完成
10月１日　練馬福祉事務所（都）開設
　１日　練馬診療所開設
　29日　5代区議会議長に篠田鎮雄就任

【昭和27年】（1952年）

３月26日　千川上水暗渠（あんきょ）化工事、区内着手
４月１日　石神井公益質屋開業
４月　東京少年保護鑑別所に外来鑑別室開設
７月１日　区立児童遊園として初の氷川児童遊園開園
　８日　（福）練馬区社会福祉協議会設立
８月30日　千川上水暗渠（あんきょ）化工事（第1期）終了
９月１日　南町・北町小学校開校
　１日　区長公選制廃止（地方自治法改正）
10月５日　第1回教育委員選挙
　29日　6代区議会議長に梅内正雄就任
11月１日　練馬区教育委員会設置
　３日　長命寺所蔵「板絵着色役者絵（鳥居清長筆）」が都指定有形文化財に指定
　◎練馬大根は病害虫などのため、この年を境に栽培されなくなっていく

【昭和28年】（1953年）

５月11日　「練馬区広報」創刊
８月15日　練馬母子寮開設
９月　都内で初の区営分譲住宅を春日町に10棟建設
10月１日　牧野富太郎博士、第1回名誉都民となる
　１日　練馬公民館開館
12月２日　7代区議会議長に井口仙蔵就任
　３日　練馬区紋章制定。約900点の応募から東大泉町、佐藤杏二氏の作品（練馬の「ネ」と馬のひづめを図案化）を選定
　22日　板橋区との境界を一部変更

【昭和29年】（1954年）

６月10日　石神井保健所（都）開設
11月１日　豊玉東・上石神井小学校開校
12月22日　8代区議会議長に塚田洪憲就任
　◎石神井川改修工事完了。蛇行していた旧石神井川を幅8ｍ、高さ1.2ｍの長線に直し、コンクリート板棚工が施される。また、500,826m^2に及ぶ両岸は、耕地整理・土地整理を行う土地改良事業が実施される

【昭和30年】（1955年）

３月１日　学田公園（野球場）開園
４月１日　開進第四・光和小学校開校
　27日　都立豊玉中公園（テニスコート併設）開園（30.10.1 区に移管）
９月16日　第3回区議会議員選挙
　16日　教育委員補欠選挙
10月20日　9代区議会議長に井口仙蔵就任
11月９日　3代区長に須田操就任(選任)
　◎立教大学グラウンド（氷川台1丁目）建設の際、石器・土器や縄文・弥生時代の住居跡が発掘される

【昭和31年】（1956年）

３月３日　長命寺「東高野山奥之院」が都指定史跡に指定
４月１日　関町・大泉東小学校開校
６月30日　教育委員の公選制廃止（議

会の同意を得て区長が任命する任命制に移行）
７月１日　練馬区印鑑条例施行
10月１日　定例会の回数に関する条例施行
29日　10代区議会議長に井口仙蔵就任

【昭和32年】（1957年）
１月18日　牧野富太郎博士没。享年94歳
４月１日　田柄・旭町・谷原小学校、大泉第二中学校開校
１日　上板橋緑地（現在の都立城北中央公園）開園
７月20日　板橋区との境界を一部変更
10月１日　区独立10周年記念「練馬区史」発行
11月29日　11代区議会議長に梅内正雄就任

【昭和33年】（1958年）
４月１日　北町西・仲町小学校、北町中学校開校
８月25日　第五清掃工場（石神井清掃工場・現練馬）操業開始
９月26日　台風22号（狩野川台風）で31,000世帯の被害発生（仲町、北町、田柄町、貫井町、向山町等）
12月１日　牧野記念庭園開園
１日　仲町授産場開設
25日　練馬区立都市公園条例施行

【昭和34年】（1959年）
２月１日　農業経営基本調査実施
３月11日　都立石神井公園開園
18日　12代区議会議長に林亮海就任
４月１日　中村西・関町北・大泉南小学校、上石神井中学校開校
８月28日　「仲町土地改良区」設立認可
９月16日　第4回区議会議員選挙
10月23日　13代区議会議長に上野徳次郎就任
12月３日　4代区長に須田操就任(選任)
◎谷原町に球形ガスタンク建設される

【昭和35年】（1960年）
４月１日　小竹・向山小学校、田柄中学校開校
５月１日　陸運事務所練馬支所開設
12月27日　14代区議会議長に桜井米蔵就任

【昭和36年】（1961年）
４月１日　石神井警察署開設
１日　上石神井北・豊玉南・練馬東小学校、石神井南・開進第四中学校開校
１日　豊玉保育園開園
７月１日　白子川改修に伴い埼玉県との境界を一部変更
１日　豊玉第二保育園開園
11月１日　北町保育園開園

【昭和37年】（1962年）
２月９日　15代区議会議長に梅内正雄就任
４月１日　立野小学校、大泉学園・豊玉第二中学校開校
８月１日　練馬図書館が一部開館
12月22日　16代区議会議長に橋本銀之助就任

【昭和38年】（1963年）
２月１日　第1回住居表示開始（南町3丁目は、桜台4～6丁目、南町4・5丁目は、練馬1～4丁目に変更）
４月１日　貫井中学校開校
５月１日　下石神井保育園（現石神井町さくら保育園）開園
７月１日　住民登録実態調査実施
８月31日　集中豪雨で、北町、春日町、向山町などで被害（床上浸水155戸、床下浸水2,137戸）
９月17日　第5回区議会議員選挙
10月１日　東大泉保育園開園
23日　17代区議会議長に井口仙蔵就任
12月26日　5代区長に須田操就任(選任)

【昭和39年】（1964年）
５月１日　関町保育園開園
６月22日　都水道局北部第二支所開設
８月１日　区役所庁舎完成(5階建旧庁舎)
１日　練馬青年館（旧南大泉青少年館）開館
９月７日　学校給食第一総合調理場完成（区立小・中学校の給食開始）
10月10日　第18回オリンピック東京大会開催

【昭和40年】（1965年）
２月２日　区内初の学童クラブ（北町西小学童クラブ）開設
３月10日　18代区議会議長に越後幹雄就任
４月１日　地方自治法の改正により、社会福祉等の事務が大幅に都から移管､区の組織を５部制の新組織機構に改正する
１日　石神井支所を石神井庁舎に名称変更
１日　石神井福祉事務所開設（石神井庁舎内）
１日　区政モニター制度実施（25人）
５月１日　春日町・平和台保育園開園
10日　区立軽井沢高原寮（小・中学校の校外授業施設）が長野県浅間山麓に開設
８月１日　幼児の遊び場として区立小学校の校庭を開放（15校）
◎「アメリカシロヒトリ」が異常発生し、区内の街路樹のプラタナス、サクラや一般の家庭の庭木に被害を与える

【昭和41年】（1966年）
５月１日　区民相談室開設
１日　上石神井保育園開園
６月１日　下田学園(病虚弱養護学園)を、静岡県下田市に開園
１日　桜台・谷原保育園開園
６日　第1回特別区自治権拡充大会開催（千代田区公会堂）
29日　台風4号で区内各地で浸水被害（5,000余世帯）
９月12日　練馬都税事務所新庁舎完成事務開始（豊玉北5-15）
30日　新選挙人名簿制度実施（公職選挙法の一部改正）
12月16日　区議会「区政刷新に関する決議」全会一致で可決

【昭和42年】（1967年）
１月16日　学校給食第二総合調理場完成（区立中学校の完全給食実施）
４月１日　大泉第四小学校開校
５月１日　田柄・上石神井第二保育園開園
５月２日　臨時区議会で区長の不信任案可決。区議会解散
30日　第6回区議会議員選挙（定

数52人になる）
５月　練馬図書館で自動車を利用した移動図書館開始
６月21日　須田操区長退任
７月11日　19代区議会議長に長谷川安正就任
８月１日　区独立20周年
１日　練馬福祉会館開館
９月２日　練馬区で区長公選条例直接請求の区民運動起こる
10月７日　区は区長公選条例請求のための代表者証明書の交付を拒否
19日　区議会が区長候補者の公募について公聴
25日　民有地を区が借り上げた区内初の「民間遊び場」開設
11月10日　住民登録制度が「住民基本台帳制度」に変更
12月11日　区長公選を求める住民団体（区長を選ぶ区民の会）が区の処分を不服として東京地裁に提訴
26日　区内初の下水道使用開始

【昭和43年】（1968年）

２月６日　区長選任のため臨時区議会開催
４月１日　南田中・高松・大泉学園小学校開校
１日　南田中保育園開園
22日　区長選任のため臨時区議会を再度開催
５月１日　春日町第二・貫井保育園開園
22日　法令に基づく「区長候補者選出特別委員会」設置
６月１日　南田中第二保育園開園
６日　東京地裁緒方判決、練馬区の代表者証明書交付拒否処分は違法。翌7日、区は判決を不服として東京高裁に控訴
７月16日　20代区議会議長に小柳信子就任(23区で初の女性議長)
29日　6代区長に片健治就任（選任)。区長の空席期間は403日間であった
10月１日　23区共同の「交通災害共済制度」開始
11月28日　東京高裁、区の6月6日東京地裁緒方判決に対する控訴を棄却
12月１日　練馬診療所廃止
12月　「わたしの便利帳」を初めて全世帯に配布

【昭和44年】（1969年）

２月１日　写真集「練馬区二十年の歩み」発刊
３月28日　区議会にグラントハイツ対策特別委員会を設置
４月１日　心身障害者扶養年金制度実施
１日　泉新小学校開校
７月20日　練馬・石神井・大泉の三地区農業委員会を廃止、新たに練馬区農業委員会を設置
24日　21代区議会議長に橋本銀之助就任
９月16日　旧練馬診療所跡に区民相談所、石神井庁舎に区民相談室開設
10月１日　氷川台保育園開園
１日　白百合福祉作業所開設
11月１日　区の組織にグラントハイツ対策室を設置
12月１日　老人医療費助成と児童手当制度実施
１日　上石神井第三保育園開園

【昭和45年】（1970年）

１月28日　春日町青少年館開館
３月１日　関町第二保育園開園
４月１日　大泉第六・田柄第二小学校開校
１日　東京都公害防止条例施行
15日　練馬区広報紙を「ねりま区報」と改称
６月１日　平和台児童館開館
15日　第四土木出張所開設
７月１日　下田臨海寮を小・中学校の校外授業の施設として静岡県下田市に開設
11日　22代区議会議長に橋本銀之助就任
８月１日　下石神井第二保育園（現高野台保育園）開園
９月１日　豊玉第三保育園開園
10月１日　石神井区民館（石神井庁舎内併設）開館
12月１日　石神井図書館開館
１日　大泉北出張所移転（区民館・敬老館併設）開設

【昭和46年】（1971年）

３月１日　第六出張所移転（旭町区民館・旭町保育園併設）開設
１日　大泉保健相談所開設
４月１日　八坂・下石神井小学校開校
１日　北保健相談所開設
11日　第7回区議会議員選挙
15日　夜間広聴電話設置
27日　区の花・区の木を選定（花はツツジ・木はコブシ）
７月６日　23代区議会議長に塚田洪憲就任
10月９日　グラントハイツ跡地利用総決起集会開催
11月13日　第1回「消費生活展」開催
12月１日　関出張所移転（区民館・敬老館併設）開設

【昭和47年】（1972年）

１月１日　栄町児童館（保育園・敬老館併設）開館
２月５日　武蔵関建築協定（関町5丁目）結ばれる
４月１日　八坂中学校開校
１日　中小企業へ公害防止資金の融資制度発足
５月12日　石神井南中学校で光化学スモッグによる被害発生
６月１日　総合体育館開館
17日　魚の産地直送開始
７月19日　24代区議会議長に横山繁雄就任
21日　区の花「ツツジ」図案決まる
28日　片健治区長退任
８月１日　石神井プール予定地から縄文土器片や住居跡などが発掘される（現在の池淵史跡公園)
１日　石神井児童館(敬老館併設)開館
11月６日　区長準公選条例公布
12月１日　第七出張所移転（田柄区民館併設）開設
１日　大泉西出張所移転（南大泉区民館・保育園併設）開設

【昭和48年】（1973年）

11月１日　田柄第二・南大泉保育園開園
１日　北大泉保育園(児童館併設)

開園
23日　日米安全保障協議委員会において、キャンプ朝霞の一部が3年以内の返還決定
4月1日　初めての老人クラブ農園開園
1日　厚生文化会館設置（5月1日開館）
1日　富士見台小学校、練馬東・大泉西中学校開校
1日　練馬保育園開園
5月1日　光化学スモッグ発生時の警報用霧笛設置
1日　光が丘保育園開園、光が丘児童館開館
20日　練馬・石神井休日急患診療所開設
28日　石神井公園駅周辺地区再開発説明会開催
7月21日　ちびっ子つり場を石神井公園ボート池に開設
28日　25代区議会議長に関口三郎就任
8月1日　静岡県熱海市に区民保養施設として、網代荘開設
1日　上石神井出張所（区民館・児童館併設）開設
9月30日　グラントハイツが国へ全面返還
10月1日　老人三事業〔友愛訪問、老人ヘルパー派遣、老人福祉電話（6月から）〕開始
16日　7代区長に準公選で田畑健介就任。区長の空席期間は444日間であった
11月1日　第五出張所移転（土支田区民館・児童館・保育園併設）開設
12月1日　春日町児童館（敬老館併設）開館
1日　組織改正に伴い8部制となる
12月　練馬区基本構想（素案）まとまる

【昭和49年】（1974年）

1月26日　日常生活用品交換市開催
29日　第1次オイルショックに伴う区民の生活防衛のための臨時区議会開催
2月23日　生活防衛区民集会開催
3月1日　練馬区中高層建築物に関する指導要綱施行
11日　都がグラントハイツ跡地に大公園設置のための都市計画決定
4月1日　大泉西・大泉北小学校開校
1日　練馬区愛育手当条例施行
6日　富士見台駅北口に初めて区営自転車駐車場開設
5月2日　第1回「憲法記念の集い」開催
6月1日　区長公選制復活（地方自治法改正公布）
7月1日　中村児童館（敬老館併設）開館
20日　石神井プール開設
20日　集中豪雨で床上浸水5戸・床下浸水383戸・道路冠水53か所の被害
30日　26代区議会議長に田口阿久理就任
8月1日　練馬区の独立を記念して、「一日区長」行事始まる（一日区長に区在住の女優壇ふみ）
1日　寝たきりの高齢者に巡回入浴車運行開始
8月　広報映画完成（「明日のねりまをめざして」「樹齢の詩」）
10月20日　「54万・人間ひろば」開催
11月1日　南田中児童館（敬老館併設）開館
15日　練馬区行財政調査会（会長高柳信一）が特別区行財政の強化を区長に提言

【昭和50年】（1975年）

1月25日　財政格差の解消を求める「練馬区民大会」を練馬公民館で開催
2月1日　北町児童館（北町第二保育園併設）開館
2月　区の事務の効率化を図るため、電子計算機導入
4月1日　都から保健所の事務が移管
1日　関中学校開校
27日　第8回区議会議員選挙（定数が52人から56人に）・区長選挙（24年ぶりに公選制復活）
27日　8代区長に田畑健介就任
5月1日　大泉東出張所移転（東大泉区民館併設）開設
1日　区立初の北大泉幼稚園開園
1日　向山保育園開園
6月1日　第二出張所移転（早宮区民館併設）開設
1日　関町児童館開館
23日　27代区議会議長に楠直正就任
7月1日　消費者相談開始
11月1日　清水山憩いの森（カタクリ自生地）開園
12月15日　桜台出張所移転開設（南町から名称を変更）

【昭和51年】（1976年）

1月1日　桜台区民館（桜台出張所に併設）開館
2月1日　東大泉児童館（敬老館・東大泉第二保育園併設）開館
3月　練馬区行財政調査会最終報告まとまる
4月1日　練馬第三・南が丘小学校開校
6月1日　区営ボート場を武蔵関公園に開設
7月1日　平和台図書館開館
9日　28代区議会議長に横山繁雄就任
20日　高野台運動場（野球・庭球場）開設
9月1日　中村・春日町・南田中敬老館が団体登録をしたグループに夜間開放開始
9日　台風17号で関町4・5丁目、大泉学園などで床上浸水344戸、床下浸水491戸の被害
10月1日　自治権拡充等の情勢に対応するため、第一次組織改正を実施、9部制となる
12月1日　戸籍の閲覧が禁止

【昭和52年】（1977年）

1月1日　大泉交通公園開園
2月24日　第1回練馬区保育問題懇談会開催
2月　グラントハイツ跡地の都立公園建設工事開始
4月1日　石神井台児童館（保育園・敬老館併設）開館
1日　早宮・田柄第三・橋戸・石神井台小学校、谷原中学校開校

５月１日　埼玉県秩父市に秩父青少年キャンプ場開設
１日　豊玉北地区区民館開館
１日　西大泉児童館（保育園・敬老館併設）開館
20日　福祉タクシー券制度開始
７月１日　緊急一時保育制度開始
18日　第四出張所移転（都営住宅内に併設）開設
21日　練馬区高齢者事業団（現(社)練馬区シルバー人材センター）設立
27日　29代区議会議長に内田仙太郎就任
８月１日　区独立30周年記念碑を開進第三小学校校庭に建立
１日　春日町区民館（都営住宅内に併設）開館
21日　北大泉野球場開設
９月１日　みどりを保護し回復する条例施行
10月１日　区独立30周年記念写真集「11万から55万区民へ」発刊
５日　出張所文庫（上石神井・大泉西・第六出張所内）開設
７日　練馬区基本構想策定
23日　休日歯科応急診療開始

【昭和53年】（1978年）

３月　練馬駅北口カネボウ跡地の区と都による先行取得決定
４月１日　三原台温水プール（児童館・敬老館併設）開設
１日　大泉学園緑小学校、三原台・大泉北中学校開校
17日　武蔵関公園が都から区へ移管
５月11日　グラントハイツ跡地開発計画会議で1万2千戸の住宅建設決定
６月21日　田柄川跡地の緑道工事完成
７月14日　30代区議会議長に豊田三郎就任
８月２日　カネボウ跡地を区民に暫定開放
９月１日　高松地区区民館（保育園併設）開館
22日　グラントハイツ跡地開発計画原案、都から提示
10月１日　石神井休日急患診療所で歯科休日急患診療開始
１日　北町・桜台地区区民館（桜台第二保育園併設）開館
11日　練馬区宅地等開発指導要綱施行
12日　建築物の日影（ひかげ）規制条例施行

【昭和54年】（1979年）

１月４日　石神井保健所移転開設
２月24日　練馬区勤労者福祉共済会（ファミリーパック）発足
３月23日　みどりの推進協定第1号として、向山3丁目の城南住宅組合と協定締結
４月１日　北原小学校、南が丘中学校開校
22日　第9回区議会議員・区長選挙
27日　9代区長に田畑健介就任
５月１日　早宮・下石神井地区区民館開館
１日　下石神井第三・春日町第三保育園開園
６月22日　31代区議会議長に貫井武夫就任
８月１日　中村橋区民センター（第三出張所・心身障害者福祉センター・消費生活センター・貫井地区区民館併設）開設
１日　軽費老人ホーム「すずしろ園」が都から区に移管
20日　心身障害者（児）のための病院委託による緊急一時保護開始
９月１日　東京都と合同で大規模総合防災訓練実施（光が丘運動場）
10月19日　台風20号で区内各地に被害
12月１日　ひとりぐらしの高齢者にアパートのあっせん開始

【昭和55年】（1980年）

２月１日　大泉図書館開館
３月１日　生活実習所、大泉福祉作業所、平和台授産場が都から区に移管
４月１日　向山庭園設置(5月1日開園)
１日　総合教育センター開設
１日　大泉学園桜小学校開校
１日　長野県武石村(現・上田市)に武石少年自然の家開設(4月10日開設)
15日　区役所庁舎東館(現東庁舎)完成
21日　谷原出張所移転（総合教育センター内に併設）開設
６月１日　高齢者のための「富士見台ケアセンター」設置（6月2日業務開始）
７月10日　32代区議会議長に上野定雄就任
８月10日　区独立30周年練馬区史「現勢資料編」発刊
９月１日　富士見台地区区民館開館（富士見台こぶし保育園併設）、豊玉第四保育園開園
17日　国際障害者年練馬区推進本部設置
10月１日　氷川台（氷川台第二保育園併設）、北町第二地区区民館開館
12月１日　第八出張所（旧第二出張所分室から昇格）開設

【昭和56年】（1981年）

１月23日　国土庁主催の「農住タウン・ミーティング」が練馬区で開催
２月17日　練馬区など関係11区が都営地下鉄12号線促進連絡協議会を結成
３月１日　大泉学園地区区民館（保育園併設）開館
４月１日　防災行政用無線局開局
１日　東京中高年齢労働者職業福祉センター（通称「サンライフ練馬」）開設
５月１日　放射36号線の建設に建設大臣の事業認可
６月18日　光が丘地区医療施設構想試案が、光が丘地区医療施設構想協議会から区長に答申
20日　都市計画法の地域地区の改正施行
７月１日　防災無線を利用し「夕べの鐘（現・夕べの音楽）」放送開始
21日　33代区議会議長に矢崎久雄就任
８月28日　特別区政調査会が特別区長会に「特例市」構想の最終答申提出
10月１日　東京都環境影響評価（アセスメント）条例施行
20日　区独立30周年練馬区史「現

勢編」発刊
12月26日　都立光が丘公園が一部開園
【昭和57年】（1982年）
１月31日～2月17日　練馬区長期総合計画(素案)の区民説明会開催
３月24日　練馬区長期総合計画策定
４月１日　関町第三保育園開園、関保健相談所開設、春日小学校開校
１日　桜台体育館開館（開進第三中屋内運動場に併設）
１日　富士見台駅南口に、中野区と共同で自転車駐車場開設
１日　白百合福祉作業所、精神薄弱者生活寮しらゆり荘開設
５月１日　北大泉地区区民館開館
６月１日　光が丘地区開発推進本部設置
１日　「チェアーキャブ」運行開始
７月６日　34代区議会議長に大野喜三郎就任
９月１日　関町図書館開館
１日　(財)練馬区文化振興協会設立
12日　台風18号で練馬区内の各地に被害
24日　練馬区在住・在勤の住民で「練馬交響楽団」を結成
10月１日　父子・母子家庭への家事援助者派遣事業開始
11月５日　地下鉄12号線建設促進大会開催
12日　練馬地区環境改善計画策定
30日　区独立30周年練馬区史「歴史編」発刊
12月７日　光が丘地区医療施設誘致構想まとまる
20日　障害者福祉施策推進を図るための練馬区行動計画策定
【昭和58年】（1983年）
１月17日　災害時の生活用水を確保するため「ミニ防災井戸」の指定開始
２月１日　老人保健法施行
４月１日　収入役室の業務を電算化
１日　光が丘第一小学校開校、石神井台第二・旭町第二・光が丘第二保育園開園
１日　石神井養護学校（都）開校
１日　建築業務の円滑を図る練馬区建築審査会設置
１日　練馬文化センター設置（4月3日開設）
24日　第10回区議会議員・区長選挙
27日　10代区長に田畑健介就任
５月５日　第1回「少年少女スポーツフェスティバル」開催
22日　第1回「練馬こどもまつり」開催
６月１日　都立光が丘公園運動施設の利用開始
４日　尾崎遺跡資料展示室（春日小学校内）開設
15日　35代区議会議長に貫井武夫就任
24日　区内に初めて地下鉄（営団有楽町線の池袋～営団成増駅間で小竹向原・氷川台・平和台の3駅）開通
30日　地下鉄12号線計画路線(案)を都が提案
７月２日　旭町南地区区民館開館
15日　東大泉スポーツ広場開設
26日　区内の文化財総合調査開始
９月１日　区営の公益質屋廃止
10月１日　北町福祉作業所、北保健相談所（改築）開設
１日　ひとりぐらし等の高齢者に給食サービス開始
１日　地下鉄西武有楽町線の小竹向原～新桜台駅間開通
３日　世界の恒久平和を願って、「非核都市練馬区宣言」発表
17日　「ビデオねりま」放映開始
11月11日　区内で戦後初の土地区画整理事業の区域（大泉町2丁目）公示
【昭和59年】（1984年）
２月２日　特別区を「市」にするための促進大会開催
３月23日　光が丘出張所開設
４月１日　光が丘第三保育園開園、光が丘第四小学校、光が丘第一・光が丘第四中学校開校
１日　区役所庁舎西館(現西庁舎)完成
１日　練馬区土地開発公社設立
１日　東大泉地区区民館設置（4月2日開館）
16日　田柄・西大泉地区区民館開館
16日　婦人関係施策推進会議設置
６月11日　区議会が「都営地下鉄12号線を光が丘から大泉以西へ延伸するための意見書」を運輸大臣に提出
19日　大泉公園内に災害時の応急給水施設完成
７月10日　36代区議会議長に上野定雄就任
９月１日　光が丘第四保育園開園
５日　大泉町二丁目土地区画整理組合を設立認可
10月１日　国民健康保険退職者医療制度開始
14日　光が丘地区に練馬区医師会立病院の誘致を決定
【昭和60年】（1985年）
２月１日　住民記録の電算化開始
１日　練馬区プライバシー保護条例施行
３月１日　第1回農住型まちづくり検討委員会開催
22日　練馬区婦人行動計画策定
31日　職員の定年制実施
４月１日　関町北・春日町南地区区民館開館、光が丘第五・光が丘第六保育園開園、光が丘あかね幼稚園開園、光が丘第三・光が丘第七小学校開校
１日　近隣住民との紛争を防止するため練馬区ワンルーム形式集合建築物の建築に関する指導要綱制定
１日　千葉県富山町（現・南房総市）に岩井少年自然の家設置（5月1日開設）
７日　練馬公民館（改築）開館
25日　「外郭環状線」の建設に伴う公聴会開催
６月１日　練馬図書館（改築）開館
18日　練馬駅前再開発に伴い「練馬一丁目地区市街地再開発準備組合」発足
24日　「石神井公園駅北口地区再開発準備組合」発足
７月１日　貫井図書館開館、貫井第二

保育園開園
11日　運輸政策審議会が都営地下鉄12号線の光が丘から大泉学園町までの延伸を運輸大臣に答申
19日　37代区議会議長に田中確也就任
８月１日　勤労福祉会館開館
10月１日　区立美術館開館、石神井台・上石神井地域集会所開設
２日　関越自動車道全線開通

【昭和61年】（1986年）

１月20日　東京都都市再開発方針素案に関する区の意見がまとまる
２月１日　戸籍謄本・抄本を出張所でも交付開始
19日　特別区制度改革について都区間で最終合意
３月１日　区立保養所網代荘閉鎖
19日　大泉学園駅前再開発計画協議会発足
４月１日　立野・南大泉地区区民館開館、関町生活実習所開設、早宮・光が丘第七保育園開園、光が丘むらさき幼稚園開園、光が丘第五小学校開校、開進第二中学校セミナーハウス開設
１日　区独自の文字放送番組開始
１日　練馬区特別区制度改革推進会議設置
12日　「平和祈念碑」を区役所庁舎前に設置
６月13日　都営地下鉄12号線、練馬駅予定部分の準備工事開始
７月１日　練馬区自転車の適正利用に関する条例施行
24日　38代区議会議長に望月泰治就任
８月12日　春日町一・二丁目地区の地区計画、春日町二丁目地区の沿道整備計画が都市計画決定
９月１日　練馬区公文書公開条例施行
25日　東台野球場開設
10月１日　練馬区文化財保護条例施行
５日　おおぞらスポーツ広場開設
18日　都市公園開設50年記念行事開催
11月１日　練馬区医師会立光が丘総合病院開院
１日　東高野会館を区の指定葬儀場に指定
５日　「高松・谷原土地区画整理組合」設立認可
12月２日　早宮二丁目地区・大泉町二丁目地区の地区計画が都市計画決定

【昭和62年】（1987年）

１月１日　練馬区特定保存樹林地事業実施要綱施行
８日　環状7号線（羽沢・小竹町地区）沿道整備計画が都市計画決定
２月２日　エイズ相談窓口開設
４月１日　婦人会館（現・男女共同参画センターえーる）、花とみどりの相談所開設、光が丘第八・石神井町つつじ保育園開園、光が丘第二小学校・光が丘第二中学校開校、びくに公園庭球場、南田中・谷原地域集会所開設
３日　区の人口が60万人超える
12日　都道放射36号線一部開通
26日　田畑健介区長任期満了で退任
26日　第11回区議会議員・区長選挙
27日　11代区長に岩波三郎就任
６月15日　39代区議会議長に楠直正就任
15日　大泉郵便局（郵便番号178）開局
７月１日　都市整備推進本部設置
21日　アスベスト撤去作業を小・中学校合わせて4校で開始
８月１日　区独立40周年記念の集いを練馬文化センターで開催
１日　40周年記念誌「練馬区小史」発刊
１日　びくに公園に多目的運動広場開設
９月１日　ひとりぐらしの高齢者に学校給食提供開始
11月10日　(財)練馬区都市整備公社設立
16日　区内初の特別養護老人ホーム育秀苑開設
12月１日　練馬区医師会立光が丘総合病院で夜間の急病・安心コール開設
３日　区民の応募による「ねりま百景」決定
10日　西武池袋線、富士見台～石神井公園駅間の高架化完成
22日　ふるさと練馬をつくる政策会議設置

【昭和63年】（1988年）

１月14日　環状7号線沿道整備計画が都市計画決定
18日　育秀苑デイサービスセンター開設
２月１日　旭丘地域集会所開設
１日　文化財保護推進員設置
３月10日　田柄五丁目地区の地区計画が都市計画決定
４月１日　光が丘わかば幼稚園開園、光が丘第三中学校開校
１日　光が丘生活実習所、光が丘第九保育園開設
５月６日　区役所西館（現西庁舎）1階に区民課総合窓口開設
27日　稲荷山図書館開館
６月16日　石神井公園駅北口地区第一種市街地再開発事業が都市計画決定
７月13日　40代区議会議長に椎名貞夫就任
19日　地下鉄12号線延伸促進期成同盟発足
８月１日　練馬区福祉公社設立
17日　区立中学校各1人、34人を米国へ10日間派遣（第1回）
９月11日　第１回「照姫まつり」開催
12月14日　行政改革懇談会の報告まとまる
15日　ふるさと練馬をつくる政策会議の報告まとまる

【昭和64年】（1989年）

１月７日　昭和天皇崩御

【平成元年】（1989年）

１月８日　「平成」に改元
10日　練馬区福祉公社事業開始
13日　池袋のデパートで第1回「ねりま漬物物産展」開催
２月１日　中村地域集会所開設
３月26日　第1回「ねりまボランティ

アまつり」開催
29日　千川上水の一部に清流が復活（関町南の一部）
4月1日　心身障害者中村訓練作業室設置（5月25日開設）
1日　光が丘さくら幼稚園開園、光が丘第八小学校開校、田柄特別養護老人ホーム開設
3日　住民票などを練馬区内の郵便局から郵送請求できる行政サービス開始
8日　区役所が第二・第四土曜日閉庁開始
15日　夏の雲公園庭球場開設
18日　練馬区障害者福祉施策推進会議設置
5月1日　土支田庭球場開設
6月4日　みなみおおいずみスポーツ広場開設
7月1日　東部・西部公園管理事務所開設
1日　光が丘福祉事務所開設
3日　光が丘区民センター開設
21日　41代区議会議長に山田左千夫就任
9月1日　ねりまタウンサイクル開始
30日　練馬区国際交流協会設立
10月8日　「練馬区の歌－わが街・練馬－」発表
11月10日　国土地理院の測量方法変更に伴い練馬区の面積が47km²から48.17km²に変更
12月1日　光が丘消防署開設

【平成2年】（1990年）

1月1日　昭和38年2月から始まった練馬区内の「住居表示」事業が第28回の豊玉上・豊玉北地区実施ですべて完了
4日　電算業務専用棟の中村北分館（民間施設借用）開館
3月19日　練馬区障害者福祉施策推進会議の提言まとまる
4月1日　光が丘第六小学校開校
1日　看護学生に看護婦への修学資金・就業支度資金貸付制度開始
1日　光が丘警察署開設
1日　長野県軽井沢町に軽井沢少年自然の家設置（5月10日開設・軽井沢高原寮は、3月31日に閉所）
8日　ねりまレインボーサイクル開始（障害者による再生自転車）
5月1日　旭町北地区区民館設置（5月10日開館）
5月8日　総合教育センター教育相談室の光が丘分室開設
6月1日　区民相談所で外国語による専門的相談開始
7月10日　練馬西税務署（国）開設
13日　42代区議会議長に渡辺耕平就任
18日　小竹図書館開館
25日　英語版、中国語版広報紙発刊
31日　練馬区長期総合計画策定
8月30日　西武池袋線桜台駅～石神井公園駅間の連続立体交差化事業などを行うために、都区・鉄道会社等の出資で「東京鉄道立体整備(株)」設立
9月1日　出張所で住民税証明書発行開始
10月1日　練馬区の面積が48.17km²から48.16km²に変更（建設省国土地理院調べ）
10日　第1回「練馬区健康フェスティバル」開催
18日　温室植物園開園
11月1日　練馬区障害者就労促進協会（レインボーワーク）設立
12月3日　空き缶・空きびんの分別回収開始
6日　大泉学園駅前地区第一種市街地再開発事業都市計画決定
11日　電話申込みによる住民票の写しなどを夜間・休日でも交付する閉庁時窓口サービスコーナー開設

【平成3年】（1991年）

1月1日　23区内の電話局番が4桁となる
20日　上石神井体育館開館
2月3日　第1回練馬区民音楽祭開催
23日　地区区民館合同の第1回地区区民館ふれあい文化祭開催（2日間）
28日　練馬春日町駅西地区第一種市街地再開発事業が都市計画決定
3月30日　練馬区街づくり基本計画策定
4月1日　特別養護老人ホーム光陽苑開設
1日　土支田地域集会所開設
1日　光が丘病院が「日本大学医学部付属練馬光が丘病院」として再出発
21日　第12回区議会議員（定数が56人から52人になる）・区長選挙行われる
27日　12代区長に岩波三郎就任
6月1日　練馬区議会史発刊
1日　都立大泉中央公園全面開園
3日　区立保育園で育児電話相談開始
13日　43代区議会議長に関口和雄就任
7月1日　都市型CATVの活用のため練馬区CATV検討委員会設置
8月1日　外国都市との連絡・交流などに携わる初の国際交流員として、オーストラリア人女性（ミッシェル・アラン）を採用（5年7月まで）
20日　練馬区シャトルバス試行運行
21日　中国北京市海淀区に区議会の代表と区内の少年野球チームを練馬区日中友好訪中団として派遣
9月21日　区立初の高齢者集合住宅鶴の里開設
26日　第1回「国際お茶の間ミーティング」開催
10月15日　生産緑地法一部改正のため、区に生産緑地対策本部設置
11月1日　午後7時までの延長保育を開始
5日　光が丘郵便局(郵便番号179)開設
29日　リサイクルシステム検討委員会設置
12月10日　都営地下鉄12号線が光が丘駅～練馬駅まで部分開通

【平成４年】（1992年）

２月２日　練馬歯科休日急患診療所開設
４日　練馬区の緑化計画が新聞社主催の「緑の都市賞」受賞
13日　「全国自転車問題自治体連絡協議会」発足（練馬公民館で設立総会開催）、岩波区長が初代会長に選任される
３月１日　大泉町地域集会所開設
３日　全国自転車問題自治体連絡協議会が国に「自転車法」等の改正を求めて要望書を提出
19日　練馬区自転車駐車場条例公布（7月16日施行）
４月１日　21世紀に向けた諸課題に対応するため、区の組織を13部制に改正
11日　区立初のレンタルサイクル事業ねりまタウンサイクル開始
７月１日　区役所が毎週土曜日を完全閉庁日とする週休2日制導入
２日　44代区議会議長に吉野信義就任
15日　区立図書館全館を結ぶオンラインネットワーク完成
10月１日　（福）練馬区社会福祉事業団設立
13日　中国北京市海淀区と、友好・協力交流に関する合意書に調印
11月１日　初の区立西大泉市民農園開設
12日　区内の農地を計画的に保全する生産緑地地区の都市計画決定
12月13日　びん・缶の分別回収の「サンデー・モーニングリサイクル」を区内8路線で試験的に開始
23日　社会教育施設の祝日開館実施

【平成５年】（1993年）

１月12日　「練馬春日町駅西地区市街地再開発組合」が設立され、練馬区で初めて市街地再開発事業スタート
21日　中国北京市海淀区、オーストラリア・イプスウィッチ市の児童・生徒の書・絵画を展示した「児童・生徒合同作品展」を区立美術館で開催
２月２日　長尾幸作氏からの寄付を受け、練馬区芸術作品設置基金条例を制定
３月23日　区立土支田高齢者集合住宅が、区として初めてデイサービスセンターを併設して開設
４月１日　練馬区で初めて都市型CATV事業を行う「ケーブルテレビネリマ」開局（現・J・COM）
４月１日　体験農場を備えた土支田農業公園設置（5月9日開園）
10日　フランスのストラスブールフィルハーモニー管弦楽団が、練馬文化センターで公演。同市長が練馬区を表敬訪問
６月１日　関町特別養護老人ホーム開設
６日　石神井川に「平成みあい橋」と「緩傾斜護岸」完成
29日　南大泉図書館・南大泉青少年館開館
７月１日　厚生文化会館改築・開館
29日　45代区議会議長に大橋静男就任
９月１日　中国から招へいした中医が、日大光が丘病院で漢方医としての指導助言を開始
11月13日　平和台体育館開館
17日　練馬区環境基本計画策定
12月27日　練馬区住宅マスタープラン策定

【平成６年】（1994年）

２月１日　区役所新庁舎（本庁舎20階建）竣工
３月17日　練馬区福祉基本計画策定
30日　東京外環自動車道の大泉インターチェンジと和光インターチェンジの区間約2.9km開通
４月１日　地域別街づくり計画策定
１日　平成つつじ公園設置（4月15日開園）
20日　光が丘地区区民館開館
５月14日　光が丘体育館開館
26日　練馬、大田、世田谷、杉並、板橋、北の6区で構成する「エイトライナー促進協議会」発足
６月１日　富士見台特別養護老人ホーム開設
８日　練馬春日町駅西地区で再開発ビル着工
７月12日　46代区議会議長に中島力就任
８月１日　三原台地域集会所、北町地域集会所開設
10月８日　西武池袋線の桜台駅付近から練馬駅付近までの下り線の高架化完成
15日　オーストラリア・イプスウィッチ市と友好都市提携の合意書に調印
11月１日　特別養護老人ホームやすらぎの里大泉開設
10日　長野県武石村（現上田市）と友好提携の合意書に調印
12月１日　武石少年自然の家に新館開館
７日　西武池袋線の新駅練馬高野台駅誕生
７日　西武有楽町線が練馬駅から小竹向原駅まで開通し、営団有楽町線への乗り入れ開始
21日　都と23特別区は、都区制度改革に必要な法令改正について自治大臣に対して正式に要請し、受理された

【平成７年】（1995年）

２月１日　区内初の在宅介護支援センター（光陽苑在宅介護支援センター、やすらぎ舎在宅介護支援センター）開設
13日　練馬区生涯学習推進計画策定
22日　光が丘図書館開館
４月１日　練馬・光が丘・石神井の各総合福祉事務所開設
１日　知的障害者生活寮大泉つつじ荘開設
１日　区内共通商品券発行開始
１日　区役所に健康センター設置（4月15日開設）
23日　第13回練馬区議会議員・練

馬区長選挙
27日　13代区長に岩波三郎就任
５月１日　田柄在宅介護支援センター開設
21日　ねりま区報が1000号を迎える
６月９日　47代区議会議長に髙橋かずみ就任
21日　「防災の手引」を全戸配布
21日　健康づくり推進会議が「練馬区における健康づくり施策の基本的な考え方とその進め方について」を答申
７月１日　狭あい道路拡幅整備事業開始
１日　練馬区行政手続条例施行
18日　西武池袋線練馬駅北口に公共地下駐車場開設
８月１日　戦後50年写真展開催
15日　平和祈念碑を光が丘公園内に建立
９月１日　ペットボトルの回収開始
29日　練馬区生涯学習推進協議会発足
10月１日　関区民センター開設
14日　商工業振興月間を創設
23日　「憩いの森」制度で練馬区が第15回緑の都市賞を受賞
11月22日　練馬区行政改革推進懇談会設置
12月13日　大泉学園駅前地区第一種市街地再開発事業の事業計画が認可される

【平成８年】（1996年）

３月30日　区役所本庁舎アトリウム棟竣工。落成記念区民コンサート開催
４月１日　東大泉地域集会所開設（4月2日開設）
30日　子育ての広場「光が丘ぴよぴよ」、「大泉ぴよぴよ」を試行的に設置
５月１日　関町在宅介護支援センター開設
６月１日　東大泉デイサービスセンター開設
４日　三宝寺池が環境庁の日本の音風景100選に認定される
７日　練馬春日町駅西地区再開発ビル「エリム春日町」完成
25日　48代区議会議長に関口三郎就任
７月１日　石神井庁舎の電話に直通方式を導入
10日　練馬区医師会訪問看護ステーション開設
28日　立野公園開園
８月１日　ねりまタウンサイクル練馬春日町開設
１日　O-157等対策本部設置
28日　春日町図書館開館
10月１日　練馬デイサービスセンター開設
12月１日　特別養護老人ホーム練馬キングス・ガーデン開設
18日　第1回アトリウムミニコンサート開催
24日　練馬区行政改革実施計画決定

【平成９年】（1997年）

２月５日　職員参集訓練を実施
３月15日　区内初のリサイクルセンター（現・関町）開設
４月１日　関町ボランティアコーナー開設
１日　大泉学園町福祉園開園
１日　区内の産業情報を発信するインターネット事業開始
５月１日　リサイクルセンターで大型家具の展示・販売開始
11日　みどりの実態調査の結果がまとまる
６月１日　24時間巡回型ホームヘルプサービス事業開始
11日　立体区道「やすらぎ歩道橋」利用開始
７月１日　練馬区ポイ捨ておよび落書行為の防止に関する条例施行
20日　区独立50周年を記念してNHKラジオ体操の全国公開放送を光が丘体育館前ひろばで実施
24日　49代区議会議長に浅沼敏幸就任
８月１日　区独立50周年記念式典・記念コンサート開催
１日　区独立50周年記念誌「ねりま50年の移り変わり」発刊
５日　北京市海淀区少年野球団来区
９日　大泉学園町体育館開館
10月６日　区内初の老人保健施設練馬ゆめの木利用開始
15日　区民親善訪問団が北京市海淀区訪問
16日　大泉井頭公園が親水公園として利用再開
11月１日　小竹地域集会所開設
２日　区独立50周年記念区民オペラ「アイーダ」上演（２日間）
10日　大泉学園駅前地区市街地再開発事業で振替道路関連工事に着手
19日　フランス・ストラスブール市で、桜の植樹記念式典開催
12月１日　びん・缶の「街区路線回収事業」の対象地域を富士見台周辺・大泉学園町周辺にも拡大
13日　西武池袋線の中村橋駅付近～富士見台駅付近の下り線の高架化完成
19日　都営地下鉄12号線の練馬駅～新宿駅間開業

【平成10年】（1998年）

３月２日　錦デイサービスセンター開設
26日　西武池袋線と地下鉄有楽町線が相互直通運転開始
４月１日　特別養護老人ホーム第２育秀苑開設
１日　石神井台みどり地域集会所開設
５月27日　フランス・ストラスブール市から寄贈されたマロニエの植樹式開催
６月１日　第2育秀苑併設のデイサービスセンター・在宅介護支援センター開設
19日　50代区議会議長に関口和雄就任
７月１日　大泉総合福祉事務所開設
６日　練馬区産業振興計画策定
９日　練馬区リサイクル推進協議会設置
31日　都が練馬区全域を緑化地区に指定
８月３日　練馬区みどりの基本計画策定
９月１日　老人保健施設大泉学園ふきのとう開設
１日　区立中学校に「心の教室相談員」配置

16日　学校給食を活用した高齢者食事サービス開始
10月１日　児童手当支給事業開始
11月６日　地下鉄12号線延伸促進大会開催
14日　石神井公園駅北口地区市街地再開発事業の工事に着手
12月１日　ねりま区テレホン・ファクスサービス開始
12日　区内共通商品券の特別販売を実施
15日　交通安全区民大会で「交通安全都市練馬区宣言」を行う

【平成11年】（1999年）

１月５日　「子どもショートステイ」事業開始
３月１日　練馬駅周辺道路を「環境美化推進地区」に指定
10日　練馬区地域振興券使用開始
27日　江古田駅地下横断歩道開通
４月１日　区立大泉特別養護老人ホーム、特別養護老人ホーム第二光陽苑開設
25日　第14回練馬区議会議員、練馬区長選挙
27日　14代区長に岩波三郎就任
６月１日　駅型グループ保育開始（東大泉グループ保育室開設）
11日　51代区議会議長に関口和雄就任
７月21日　集中豪雨による水害発生
８月２日　区ホームページを試験開設
11月１日　練馬中学校デイサービスセンター開設
１日　老人保健施設ミレニアム桜台開設

【平成12年】（2000年）

１月４日　「育児支えあい事業」開始
７日　老人保健施設すずしろの郷開設
２月15日　大泉学園駅北口で再開発ビルの建設開始
４月１日　特別区制度改革実施
１日　都から区に清掃事務事業移管
１日　練馬区個人情報保護条例施行
１日　練馬区リサイクル推進条例施行
１日　練馬区違法駐車等の防止に関する条例施行
１日　区ホームページを本格開設
５月25日　自転車利用総合計画策定
７月１日　ストーカー被害防止のため、住民票の写しの交付請求や閲覧の制限実施
１日　練馬区介護保険運営協議会発足
14日　52代区議会議長に土屋新一就任
９月21日　練馬区リサイクル推進計画策定
10月１日　介護老人保健施設平和台アバンセ開設
11月７日　大泉学園再開発地区の名称が、一般公募により「大泉学園ゆめりあ」に決定
12月31日～１月１日
ミレニアムカウントダウン＆婚姻届出記念セレモニー開催

【平成13年】（2001年）

１月１日　戸籍事務の電算化開始
２月１日　小中学校の余裕教室などを活用した保育園分園事業開始
３月３日～４日
中村陸橋付近で西武池袋線の逆立体切替工事実施
16日　練馬区長期総合計画（平成13～22年度）策定
４月１日　練馬区区民・勤労者福祉サービスセンター（ファミリーパック）発足
６月１日　練馬区夜間救急こどもクリニック事業開始
７月11日　53代区議会議長に小林みつぐ就任
８月８日　練馬区立小・中学校用教科用図書を採択
９月７日　「ねりまの名品21」決定
10日　平日夜間特別窓口開設
23日　大泉学園駅西側に補助135号線（アンダーパス）開通
10月８日　「健康都市練馬区宣言」を行う
11月１日　高野台デイサービスセンター開設
22日　大泉学園駅北口再開発ビル「ゆめりあ1」完成
12月１日　介護老人保健施設カタクリの花開設
20日　新病院の運営主体が、学校法人順天堂に決定

【平成14年】（2002年）

２月１日　大泉学園ゆめりあホール開館
３月12日　石神井公園駅北口再開発ビル石神井公園ピアレス完成
19日　練馬福祉会館閉館
29日　健康増進センター閉館
４月１日　区役所内に職員による「夜間、土・日曜日および祝・休日なんでも相談室」開設
１日　練馬区情報公開条例施行
22日　石神井公園区民交流センター開設
５月20日　谷原出張所が西武池袋線練馬高野台駅高架下に移転
７月16日　54代区議会議長に村上悦栄就任
８月５日　住民基本台帳ネットワークシステムの第１次稼動開始
９月１日　練馬区・東京都合同総合防災訓練実施
10月１日　石神井公園駅北口駅前広場完成
１日　夜間休日の住民票などの即時発行窓口開設
１日　春日町リサイクルセンター開設
11月15日　大泉学園駅南口再開発ビル「ゆめりあ2」完成

【平成15年】（2003年）

１月１日　総合教育センターが旧練馬福祉会館に移転設置（1月4日開館）
２月１日　関町地域集会所開設
３月３日　北町・田柄地区と光が丘を結ぶシャトルバスの運行開始
16日　練馬春日町トンネル（環状８号線）開通
４月１日　練馬駅北口・大泉学園駅南口の駅前広場完成
１日　図書館資料のインターネット予約サービス開始
27日　第15回練馬区議会議員、練馬区長選挙
27日　15代区長に志村豊志郎就任
５月23日　練馬区観光協議会発足
６月12日　55代区議会議長に中島力就任
７月15日　春日小学校に芝生の校庭完成
９月３日　「練馬区にちなんだ商品

(愛称：ねりコレ)」を決定
5日 「ともに地域を築く区民と区長のつどい」(第1回) 開催
11月13日 「るるぶ練馬区」発売
12月1日 生活支援センターきらら開設
9日 天皇皇后両陛下が中村橋福祉ケアセンター訪問
25日 新行政改革プラン（平成16～18年度）策定

【平成16年】(2004年)

1月17日 震災総合訓練実施
2月1日 障害者通所施設貫井福祉園・貫井活動交流室設置(2月17日開設)
4月1日 区立大泉さくら運動公園開園
1日 特別養護老人ホーム豊玉南しあわせの里開設
6日 安全・安心パトロールカー運行開始
5月9日 区役所に屋上庭園・屋上緑化見本園開設
6月1日 国民健康保険料のコンビニエンスストアでの納付開始
18日 56代区議会議長に小林みつぐ就任
7月30日 ペットボトル街区路線回収モデル事業開始
8月27日 新たに20品目が「ねりコレ」に決定
9月11日 財政白書を公表
10月1日 区役所の開庁時間を一部窓口で延長
16日 豊玉高齢者センター開設
18日 みどりを育む基金「みどりの葉(は)っぴい基金」設置
12月13日 練馬区区民の安全と安心を推進する条例施行

【平成17年】(2005年)

1月25日 各種届出の電子申請サービス開始
3月14日 練馬区産業振興基本条例施行
16日 第100回アトリウムミニコンサート開催
31日 下田学園閉園
4月1日 区の組織を3事業本部制に改編
1日 知的障害者デイサービス谷原フレンドと谷原あおぞら学童クラブの併設施設開設
1日 「屋上緑化助成事業」開始
1日 中学校学校選択制実施
5月9日 インターネットによる公文書公開請求受付開始
7月1日 順天堂大学医学部附属練馬病院開院
22日 57代区議会議長に本橋まさとし就任
8月1日 練馬子ども家庭支援センター開設
10月3日 権利擁護センターほっとサポートねりま開設
11月21日 「ねりま安全・安心メール」配信事業開始
12月28日 練馬区新長期計画（平成18～22年度）・中期実施計画（平成18～20年度）策定

【平成18年】(2006年)

1月1日 練馬区アスベスト飛散防止条例施行
4日 全国で初めて印鑑登録証明書にホログラムを導入
19日 区が環境省の平成17年度「循環・共生・参加まちづくり表彰」受賞
3月13日 中村小学校に都内最大規模の芝生校庭完成
4月1日 練馬区まちづくり条例施行
1日 インターネットによる公文書公開実施
10日 関教育相談室・関ぴよぴよ開設
13日 みどり30基本方針策定
5月11日 軽自動車税のコンビニエンスストアでの納付開始
28日 環状8号線全面開通
6月2日 練馬区観光協会設立
28日 58代区議会議長に村上悦栄就任
8月1日 練馬区環境基本条例施行、環境都市練馬区宣言記念式典開催
10月2日 住民票の写し、印鑑登録証明書の自動交付機を導入
11月7日 大江戸線延伸促進大会開催
12月7日 「練馬区健康いきいき体操」発表
11日 わがまち練馬みらい債（住民参加型市場公募地方債）発行
26日 みどり推進計画策定

【平成19年】(2007年)

1月11日 「練馬区の素敵な風景100選」発表
27日 都市農地保全推進自治体フォーラム開催
3月23日 地図情報ねりまっぷ運用開始
23日 「るるぶ練馬区」第2弾発売
4月1日 関子ども家庭支援センター開設
2日 中村橋駅に住民票などの自動交付機設置
22日 第16回練馬区議会議員、練馬区長選挙
27日 16代区長に志村豊志郎就任
5月6日 練馬区情報番組「ねりまほっとライン」放送開始
11日 「練馬区の素敵な風景100選」切手発売
6月11日 59代区議会議長に関口和雄就任
7月2日 納付案内センター開設
8月1日 区独立60周年記念式典・コンサート開催
1日 名誉区民として6名を顕彰
1日 区独立60周年記念誌「ねりま60」発刊
31日 練馬区観光案内所開設
10月31日 行政改革推進プラン策定

【平成20年】(2008年)

1月4日 出張所が4か所の区民事務所と13か所の出張所に再編
29日 北京市海淀区との友好交流15周年記念碑除幕式開催
2月8日 区立学校適正配置第一次実施計画策定
3月16日 第1回「ねりたんアニメプロジェクトin大泉」開催
4月9日 光が丘子ども家庭支援センター開設
14日 平日夜間や休日に利用できる公金収納コーナー開設
6月1日 練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例施行
20日 60代区議会議長にしばざき幹男就任
10月1日 資源とごみの分別方法が変更
29日 都市農地保全推進自治体協議会設立
11月5日 名誉区民として5名を顕彰

22～24日　第1回「ねりたんアニメカーニバル」開催

【平成21年】（2009年）

1月22日　中村南スポーツ交流センター開館
30日　練馬区地域共存型アニメ産業集積活性化計画策定
2月12日　牧野記念庭園が国の登録文化財に指定
4月2日　豊玉リサイクルセンター開設
22日　フランス・アヌシー市とアニメ産業交流協定締結
5月1日　南田中図書館開館
1日　石神井障害者地域生活支援センターういんぐ開設
6月17日　61代区議会議長に本橋正寿就任
8月3日　23区初のアニメキャラクター入り証明書（住民票の写しなど）発行開始
10月19日　練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例公布（平成22年4月1日施行）
11月24日　練馬区区政資料管理整備計画策定
12月11日　練馬区基本構想策定

【平成22年】（2010年）

1月15日　貫井子ども家庭支援センター開設
2月1日　区ホームページ全面リニューアル
3月12日　練馬区長期計画（平成22年度～26年度）策定
15日　練馬区福祉のまちづくり推進条例公布（平成22年10月1日施行）
19日　練馬区区民との協働指針策定
28日　石神井公園ふるさと文化館開館
4月1日　光が丘地区で統合新校4校（光が丘四季の香小学校、光が丘春の風小学校、光が丘夏の雲小学校、光が丘秋の陽小学校）が開校
5月1日　大泉子ども家庭支援センター・大泉障害者地域生活支援センターさくら開設
25日　練馬区地球温暖化対策地域協議会設立
6月17日　62代区議会議長に西山きよたか就任
8月20日　西東京市と災害時相互応援協定を締結
9月7日　区民事務所等に運転免許証の判別ソフト導入
11月1日　練馬区資源循環センターを開設
11月24日　下仁田町と災害時物資等支援協定を締結
12月16日　練馬区政推進基本条例制定（23年1月1日施行）

【平成23年】（2011年）

1月6日　前橋市と災害時相互応援協定を締結
24日　野村万作氏が練馬文化センター名誉館長に就任
2月14日　日本銀行石神井運動場を公園用地として取得
3月7日　区の公式アニメキャラクター「ねり丸」発表
4月1日　練馬区初の小中一貫教育校が開校
4日　大泉学園町希望が丘公園運動場を開設
12日　区職員の第一次支援隊が宮城県亘理町へ向けて出発
24日　練馬区議会議員選挙、練馬区長選挙実施
5月1日　練馬区が景観法による景観行政団体に
6月13日　63代区議会議長に小川けいこ就任
13日　区立施設等で、放射線等の測定を開始
9月1日　粗大ごみや小型家電から金属の資源化事業を開始
2日　新座市と災害時相互応援協定を締結
10月1日　自治体として23区で初めて使用済み食用油のバイオ燃料精製事業を開始

【平成24年】（2012年）

1月30日　武蔵野市と災害時相互応援協定を締結
2月13日　携帯用救急あんしんシート、「介護マーク」を配布開始
3月27日　館林市と災害時相互応援協定を締結
4月1日　公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院が開院
5月8日　株式会社ジェイコム東京と「行政情報のデータ放送に関する覚書」を締結
10日　「練馬区施設建築安全審査会」を設置
6月1日　障害者施設「練馬区立しらゆり荘」を新築移転、開設
22日　64代区議会議長に藤井たかし就任
7月1日　区公式アニメキャラクター「ねり丸」がツイッターを開始
2日　「楽天市場」内に「まち楽練馬」を開設
24日　補助230号線の笹目通り～土支田地蔵北交差点区間が開通
8月1日　原付自転車オリジナルナンバープレート交付開始
10月1日　大泉学園駅北口地区再開発事業が開始
11月1日　区内初の都市型軽費老人ホーム2施設が開設
27日　「第1回ねりま小中一貫教育フォーラム」を開催

【平成25年】（2013年）

1月15日　Yahoo! JAPANと「災害に係る情報発信等に関する協定」を締結
21日　こども発達支援センター開設
3月31日　公金収納コーナー（本庁舎1階）を廃止
4月1日　練馬区暴力団排除条例施行
3日　上尾市および上田市と災害時相互援助協定を締結し3自治体間での災害時の応援体制を構築
6月12日　ねりま若者サポートステーションを春日町青少年館に開設
28日　第65代区議会議長に小泉純二就任
7月18日　練馬障害福祉人材育成・研修センター開所
9月1日　災害時・緊急時の連絡網と

して、「学校連絡メール」「学童クラブ連絡メール」「保育園連絡メール」システムを導入

10月１日　練馬区公式フェイスブックを開設

15日　住民税の証明書の自動交付を開始

11月15日　補助230号線が笹目通りから土支田通りまで開通

12月２日　ハローワークと連携した「就労応援ねりま」が開設

１月24日　医薬品卸売販売業者7社と個別に医薬品等を医療救護所に直接搬送する「災害時協定」を締結

30日　練馬区新聞販売同業組合と「災害時における情報提供および収集に関する協定」を締結

２月23日　志村豊志郎練馬区長が逝去

３月18日　練馬区と区内3警察署、防犯協会の3者間で、練馬区「街かど安全71万人の目」警戒運動に関する覚書を締結

※平成26年4月～27年3月については「練馬区この1年」（2ページから6ページ）をお読みください。

施　設　一　覧

平成27年9月1日現在

区役所・区民事務所・出張所

▶区役所

練馬区役所
（〒176-8501豊玉北6-12-1）　3993-1111
休日・夜間　3993-1101

石神井庁舎
（〒177-8509石神井町3-30-26）3995-1101
休日・夜間　3995-1113

▶区民センター

光が丘（〒179-0072光が丘2-9-6）　※
関（〒177-0051関町北1-7-2）　※
中村橋（〒176-0021貫井1-9-1）　※
※センター内各施設は直通電話
電話番号は各施設参照

▶区民事務所

練馬（区役所内）　3993-1111
早宮（〒179-0085早宮1-44-19）3994-6705
（平成28年5月（予定）まで工事のため移転
〒179-0083平和台3-21-13　5398-4121）
光が丘（光が丘区民センター内）5997-7711
石神井（石神井庁舎内）　3995-1103
大泉
（〒178-0063東大泉1-28-1リズモ大泉学園4階）3922-1171
関（関区民センター内）　3928-3046

▶出張所（地域支援・取次コーナー）

桜台
（〒176-0002桜台1-22-9）　3993-6446
第三（中村橋区民センター内）　3990-4234
第四
（〒179-0074春日町5-30-1）　3990-4424
第五
（〒179-0076土支田2-32-8）　3924-1777
第六（〒179-0071旭町3-11-6）3939-0349
（平成28年3月（予定）まで工事のため移転
〒179-0071旭町3-9-16）
第七（〒179-0073田柄2-6-22）3939-1415
（平成28年3月（予定）まで工事のため移転
〒179-0073田柄2-13-11）
第八
（〒179-0081北町2-26-1）　3937-1591
谷原
（〒177-0033高野台1-7-29）　3996-2195
上石神井
（〒177-0044上石神井1-6-16）　3920-0342
大泉西
（〒178-0064南大泉5-26-19）　3922-1013
大泉北
（〒178-0061大泉学園町4-21-1）3922-0185

▶土木出張所

東部
（〒176-0013豊玉中3-28-8）　3994-0083
西部
（〒177-0041石神井町3-30-26）3995-0083

▶公園出張所

東部
（〒176-0013豊玉中3-28-8）　3994-8141
西部（石神井庁舎内）　3904-7557

▶区民相談所（室）など

練馬区区民相談所
（区役所内）　5984-4523
石神井庁舎区民相談室
（石神井庁舎内）　3995-1100
職員研修所
（〒176-0012豊玉北5-27-2）　3993-3286
（公財）練馬区環境まちづくり公社・
練馬まちづくりセンター
（〒176-0012豊玉北5-29-8　練馬センタービル
3階・8階）　3993-8011

保健・医療関係施設

練馬区保健所（区役所内）　3993-1111
生活衛生課石神井分室（石神井保健相談所内）
（〒177-0041石神井町7-3-28）3996-0633
豊玉保健相談所
（〒176-0012豊玉北5-15-19）3992-1188
北保健相談所
（〒179-0081北町8-2-11）　3931-1347
光が丘保健相談所
（光が丘区民センター内）　5997-7722
石神井保健相談所
（〒177-0041石神井町7-3-28）3996-0634
大泉保健相談所
（〒178-0061大泉学園町5-8-8）3921-0217
関保健相談所
（〒177-0052関町東1-27-4）　3929-5381
練馬区医師会医療健診センター
（〒177-0033高野台2-23-20）　3997-6175
順天堂大学医学部附属練馬病院
（〒177-8521高野台3-1-10）　5923-3111
（公社）地域医療振興協会練馬光が丘病院
（〒179-0072光が丘2-11-1）　3979-3611

福祉関係施設

▶総合福祉事務所

練馬（区役所内）　3993-1111
光が丘（光が丘区民センター内）5997-7713
石神井（石神井庁舎内）　5393-2801
大泉（〒178-0063東大泉1-29-1ゆめりあ1内）
5905-5262

▶心身障害者福祉センター

中村橋福祉ケアセンター
（中村橋区民センター内）　3926-7211

▶こども発達支援センター

こども発達支援センター
（〒179-0072光が丘3-1-1）　3975-6251

▶福祉作業所・福祉工房

大泉
（〒178-0063東大泉2-11-22）　3922-6193
北町
（〒179-0081北町8-2-12）　3559-0361
かたくり
（〒178-0062大泉町3-27-10）　5387-4610
白百合
（〒177-0041石神井町5-13-10）3995-7796
貫井福祉工房（就労サポートねりま）
（〒176-0021貫井2-16-12）　5987-0401

▶福祉園

大泉町
（〒178-0062大泉町3-29-20）　5387-4681
氷川台
（〒179-0084氷川台2-16-2）　3931-0167
関町
（〒177-0053関町南3-15-35）　3594-0217
光が丘
（〒179-0072光が丘2-4-10）　3976-5100
石神井町
（〒177-0041石神井町2-12-5）　5393-7438
大泉学園町
（〒178-0061大泉学園町3-9-20）3923-8540

貫井
（〒176-0021貫井2-16-12） 5987-0400
田柄
（〒179-0073田柄3-14-9） 3577-2201

▶障害者地域活動支援センター

谷原フレンド
（〒177-0032谷原5-6-5） 5910-8488

▶障害者地域生活支援センター

きらら
（〒176-0012豊玉北5-15-19 豊玉すこやかセンター内） 3557-9222
すてっぷ
（光が丘区民センター内） 5997-7858
ういんぐ
（石神井保健相談所内） 3997-2181
さくら
（〒178-0063東大泉5-35-2） 3925-7371

▶障害者グループホーム等

大泉つつじ荘〔グループホーム〕
（〒178-0063東大泉2-11-22） 3922-7657
大泉つつじ荘〔短期入所・日中一時支援施設〕
（〒178-0063東大泉2-11-22） 3922-7658
しらゆり荘〔グループホーム〕
（〒176-0001練馬3-20-7） 5946-9172
しらゆり荘〔短期入所・日中一時支援施設〕
（〒176-0001練馬3-20-7） 3948-0090

▶軽費老人ホーム

練馬区立大泉ケアハウス
（〒178-0063東大泉2-11-21 大泉特別養護老人ホーム内） 5387-3699

▶都市型軽費老人ホーム

ほっと・ハウス・仲町
（〒179-0083平和台1-2-7） 3932-1123
あいケアハウス練馬北町
（〒179-0081北町8-3-20） 5945-7882
ケアハウス光が丘公園
（〒179-0073田柄4-39-17） 5968-8288
ケアハウス石神井台
（〒177-0045石神井台6-19-3） 5947-5717
ハートフルコート石神井
（〒177-0042下石神井4-34-7） 6761-1122
ケアハウス大泉中央
（〒178-0062大泉町1-58-36） 5947-5891
橋戸の丘
（〒178-0062大泉町2-9-37） 5947-6621
ハートフルコート大泉
（〒178-0061大泉学園町2-23-65） 6767-2100
やすらぎグランデ
（〒178-0061大泉学園町8-9-30） 5947-5590

▶介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

（福）育秀会 第2育秀苑
（〒176-0003羽沢2-8-16） 3991-0523
（福）安心会 豊玉南しあわせの里
（〒176-0014豊玉南2-26-6） 5946-2323
（福）育秀会 育秀苑
（〒176-0002桜台2-2-8） 3557-7637
（福）キングス・ガーデン東京 練馬キングス・ガーデン
（〒179-0085早宮2-10-22） 5399-2201
（福）東京福祉会 練馬高松園
（〒179-0075高松2-9-3） 3926-8341
（福）東京福祉会 第2練馬高松園
（〒179-0075高松2-9-19） 5987-2333
（福）練馬区社会福祉事業団 田柄
（〒179-0073田柄4-12-10） 3825-1551
（福）育秀会 第3育秀苑
（〒179-0076土支田1-31-5） 6904-0105
（福）創生 土支田創生苑
（〒179-0076土支田3-4-20） 3978-0801
㈱シルヴァーウィング みさよはうす土支田
（〒179-0076土支田3-27-27） 5947-2555
（福）練馬区社会福祉事業団 富士見台
（〒177-0034富士見台1-22-4） 5241-6010
（福）さわらび会 石神井台秋月
（〒177-0045石神井台6-1-11） 5935-8928
（福）練馬豊成会 フローラ石神井公園
（〒177-0042下石神井3-6-13） 3996-6600
（福）練馬区社会福祉事業団 大泉
（〒178-0063東大泉2-11-21） 5387-2201
（福）清友会 やすらぎシティ東大泉
（〒178-0063東大泉7-27-49） 3978-5100
（福）芳洋会 サンライズ大泉
（〒178-0065西大泉4-20-17） 5935-7401
（福）泉陽会 光陽苑
（〒178-0065西大泉5-21-2） 3923-5264
（福）安心会 南大泉かがやきの里
（〒178-0064南大泉3-19-31） 3867-2555
（福）章佑会 やすらぎミラージュ
（〒178-0062大泉町4-24-7） 5905-1191
（福）東京雄心会 こぐれの里
（〒178-0061大泉学園町2-26-28） 3925-0477
（福）東京雄心会 こぐれの杜
（〒178-0061大泉学園町5-18-41） 5935-9158
（福）北山会 さくらヶ丘
（〒178-0061大泉学園町5-30-36） 3978-1094
（福）章佑会 やすらぎの里大泉
（〒178-0061大泉学園町7-12-32） 5387-5577
（福）章佑会 やすらぎグランデ
（〒178-0061大泉学園町8-9-30） 5947-5580
（福）泉陽会 第二光陽苑
（〒177-0051関町北5-7-22） 5991-9917
（福）練馬区社会福祉事業団 関町
（〒177-0053関町南4-9-28） 3928-8115
（福）練馬区社会福祉事業団 上石神井
（〒177-0044上石神井2-17-23） 5903-3051

▶介護老人保健施設

リハビリパーク練馬
（〒176-0012豊玉北1-20-20） 6914-8760
ミレニアム桜台
（〒176-0002桜台2-1-13） 5946-5508
ライフサポートひなた
（〒179-0084氷川台2-14-3） 5922-6788
平和台アバンセ
（〒179-0083平和台1-16-12） 5922-2300
葵の園・練馬
（〒179-0074春日町4-37-30） 5971-1166
第二橘苑
（〒179-0081北町2-32-14） 5921-3722
橘苑
（〒179-0081北町3-7-22） 5921-3722
カタクリの花
（〒177-0033高野台5-32-12） 5393-6201
練馬ゆめの木
（〒178-0062大泉町2-17-1） 3923-0222
大泉学園ふきのとう
（〒178-0061大泉学園町8-24-25） 3924-2215
神石
（〒177-0044上石神井3-33-6） 3594-0088
エスポワール練馬
（〒177-0052関町東1-1-9） 5903-5267

▶区立デイサービスセンター

豊玉デイサービスセンター（豊玉高齢者集合住宅併設）
（〒176-0014豊玉南3-9-13） 3993-1341
練馬デイサービスセンター
（〒176-0001練馬2-24-3） 5984-1701
錦デイサービスセンター
（〒179-0082錦2-6-14） 3937-5031
練馬中学校デイサービスセンター
（〒179-0075高松1-24-1） 5241-5451
高松デイサービスセンター（高松高齢者集合住宅併設）
（〒179-0075高松6-3-24） 3995-5107
光が丘デイサービスセンター
（光が丘区民センター内） 5997-7706
土支田デイサービスセンター（土支田高齢者集合住宅併設）
（〒179-0076土支田2-40-18） 5387-6760
高野台デイサービスセンター
（〒177-0033高野台5-24-1） 5923-0831
東大泉デイサービスセンター
（〒178-0063東大泉5-15-2） 5387-1021

▶高齢者相談センター（地域包括支援センター）

練馬（区役所内） 5984-2774
光が丘（光が丘区民センター内） 5997-7716
石神井（石神井庁舎内） 5393-2814
大泉（〒178-0063東大泉1-29-1ゆめりあ1内） 5905-5271

▶高齢者相談センター（地域包括支援センター）支所

第2育秀苑
（〒176-0003羽沢2-8-16） 5912-0523
桜台
（〒176-0002桜台2-2-4） 5946-2311
豊玉
（〒176-0014豊玉南3-9-13） 3993-1450
練馬
（〒176-0001練馬2-24-3） 5984-1706
練馬区役所
（区役所内） 5946-2544
中村橋
（中村橋区民センター内） 3577-8815
錦
（〒179-0082錦2-6-14） 3937-5577
練馬キングス・ガーデン
（〒179-0085早宮2-10-22） 5399-5347
田柄
（〒179-0073田柄4-12-10） 3825-2590
練馬高松園
（〒179-0075高松2-9-3） 3926-7871
光が丘
（光が丘区民センター内） 5968-4035
高松
（〒179-0075高松6-3-24） 5372-6064
第3育秀苑
（〒179-0076土支田1-31-5） 6904-0192
練馬ゆめの木
（〒178-0062大泉町2-17-1） 3923-0269
富士見台
（〒177-0034富士見台1-22-4） 5241-6013
石神井
（石神井庁舎内） 5923-1250
フローラ石神井公園
（〒177-0042下石神井3-6-13） 3996-0330
第二光陽苑
（〒177-0051関町北5-7-22） 5991-9919
関町
（〒177-0053関町南4-9-28） 3928-5222
上石神井
（〒177-0044上石神井1-6-16） 3928-8621
やすらぎミラージュ
（〒178-0062大泉町4-24-7） 5905-1190
ふきのとう
（〒178-0061大泉学園町8-24-25） 3924-2006
大泉学園
（〒178-0061大泉学園町2-20-21） 5933-0156
光陽苑
（〒178-0065西大泉5-21-2） 3923-5556
大泉
（〒178-0063東大泉1-29-1ゆめりあ1内） 5387-2751

▶敬老館、高齢者センター等

栄町（〒176-0006栄町40-7） 3994-3286
中村（〒176-0024中村2-25-3） 3998-2036
春日町
（〒179-0074春日町2-28-3） 3998-8798
南田中
（〒177-0035南田中5-15-25） 3995-5538
高野台
（〒177-0033高野台2-25-1） 3996-5135
三原台
（〒177-0031三原台2-11-29） 3924-8834
石神井
（〒177-0041石神井町7-28-21） 3996-2900
石神井台
（〒177-0045石神井台2-18-13） 3995-8270
上石神井
（〒177-0044上石神井1-6-16） 3928-8623
東大泉
（〒178-0063東大泉7-20-1） 3921-9129
西大泉
（〒178-0065西大泉3-21-16） 3924-9545
大泉北
（〒178-0061大泉学園町4-21-1） 3925-7105
豊玉高齢者センター
（〒176-0013豊玉中3-3-12） 5912-6401
光が丘高齢者センター
（光が丘区民センター内） 5997-7717
関高齢者センター
（関区民センター内） 3928-1987
厚生文化会館　敬老室
（〒176-0001練馬4-2-3） 3991-3080

▶高齢者就業支援等相談施設

シニアしごと支援コーナー
（〒177-0041石神井町2-14-1　石神井公園区民交流センター内） 5910-3455

▶その他の福祉関係施設

厚生文化会館
（〒176-0001練馬4-2-3） 3991-3080
心身障害者福祉集会所
（光が丘区民センター内） 5997-9700
（公財）練馬区障害者就労促進協会〔レインボーワーク〕
（〒176-0012豊玉北6-15-14-402） 3948-6501
（公社）練馬区シルバー人材センター
（〒176-0012豊玉北5-29-8練馬センタービル5階） 3993-7168
（福）練馬区社会福祉事業団
（〒179-0072光が丘6-4-1学校教育支援センター4階） 6758-0140
練馬介護人材育成・研修センター
（〒179-0072光が丘6-4-1学校教育支援センター4階） 6758-0145
（福）練馬区社会福祉協議会
（区役所内） 3992-5600
権利擁護センターほっとサポートねりま
（区役所練馬区社会福祉協議会内） 5912-4022
ボランティア・地域福祉推進センター
（区役所練馬区社会福祉協議会内） 3994-0208
光が丘ボランティア・地域福祉推進コーナー
（光が丘区民センター6階） 5997-7721
大泉ボランティア・地域福祉推進コーナー
（〒178-0063東大泉2-8-7 1階） 3922-2422
関町ボランティア・地域福祉推進コーナー
（〒177-0051関町北1-7-14 関町リサイクルセンター1階） 3929-1467
練馬障害福祉人材育成・研修センター
（区役所練馬区社会福祉協議会内） 3993-9985
生活サポートセンター
（区役所練馬区社会福祉協議会内） 3993-9963
東京都石神井学園〔児童養護施設〕
（〒177-0045石神井台3-35-23） 3996-4191
錦華学院〔児童養護施設〕
（〒176-0004小竹町1-60-8） 3955-0988

清掃・リサイクル

▶清掃関連施設

練馬清掃事務所
（〒176-0011豊玉上2-22-15） 3992-7141
石神井清掃事務所
（〒177-0044上石神井3-34-25） 3928-1353
谷原清掃事業所
（〒177-0032谷原5-5-11） 5393-3001
資源循環センター
（〒177-0032谷原1-2-20） 3995-6711
練馬清掃工場（建替中）
（〒177-0032谷原6-10-11） 3995-5311
光が丘清掃工場
（〒179-0072光が丘5-3-1） 3977-5311

▶リサイクルセンター

豊玉リサイクルセンター
（〒176-0011豊玉上2-22-15） 5999-3196
春日町リサイクルセンター
（〒179-0074春日町2-14-16） 3926-2501
関町リサイクルセンター
（〒177-0051関町北1-7-14） 3594-5351

区　民　施　設

▶地区区民館

桜台
（〒176-0002桜台3-39-17） 3993-5461
豊玉北
（〒176-0012豊玉北3-7-9） 3948-3061
貫井
（〒176-0021貫井1-9-1） 3926-7217
富士見台
（〒177-0034富士見台3-10-1） 3926-1091
下石神井
（〒177-0042下石神井6-8-15） 3904-5061
関町北
（〒177-0051関町北4-12-21） 3594-2603

立野
（〒177-0054立野町15-42） 3928-6216
大泉学園
（〒178-0061大泉学園町8-9-5） 3922-4101
北大泉
（〒178-0062大泉町2-41-26） 3978-0324
東大泉
（〒178-0063東大泉3-53-1） 3921-8296
南大泉
（〒178-0064南大泉2-19-26） 3978-9791
西大泉
（〒178-0065西大泉5-3-32） 3921-6493
旭町北
（〒179-0071旭町2-30-16） 5998-0511
光が丘
（〒179-0072光が丘3-9-4） 3979-6911
田柄
（〒179-0073田柄3-28-13） 3926-4932
春日町南
（〒179-0074春日町5-20-25） 3926-4971
高松
（〒179-0075高松3-24-27） 3999-7911
旭町南
（〒179-0075高松5-23-15） 3904-5191
北町
（〒179-0081北町2-26-1） 3937-1931
北町第二
（〒179-0081北町6-24-101） 3931-1270
氷川台
（〒179-0084氷川台2-16-14） 3932-3656
早宮
（〒179-0085早宮4-14-5） 3994-7961

▶地域集会所

桜台（桜台出張所併設）
（〒176-0002桜台1-22-9） 3993-6699
小竹
（〒176-0004小竹町1-63-2） 3554-3100
旭丘
（〒176-0005旭丘1-58-10） 3950-4842
向山
（〒176-0022向山4-21-12） 3999-9696
中村
（〒176-0025中村南2-23-12） 3999-9560
三原台
（〒177-0031三原台3-13-17） 3925-4790
谷原
（〒177-0032谷原5-6-7） 3997-5673
高野台
（〒177-0033高野台3-28-11） 5372-1277
南田中
（〒177-0035南田中2-18-36） 3997-5700
上石神井区民（上石神井出張所併設）
（〒177-0044上石神井1-6-16） 3920-0620
上石神井
（〒177-0044上石神井2-36-18） 5991-3600
石神井台みどり
（〒177-0045石神井台2-13-6） 5393-5200
石神井台
（〒177-0045石神井台4-5-14） 3594-1203
関町
（〒177-0053関町南4-22-1） 5991-0555
大泉北（大泉北出張所併設）
（〒178-0061大泉学園町4-21-1） 3922-0191
大泉学園町
（〒178-0061大泉学園町6-20-36） 5387-6315
大泉町
（〒178-0062大泉町4-35-17） 5387-5490
東大泉中央（大泉区民事務所併設）
（〒178-0063東大泉3-18-9） 3922-1260
東大泉
（〒178-0063東大泉7-27-51） 3923-3037
南大泉（大泉西出張所併設）
（〒178-0064南大泉5-26-19） 3922-1130
旭町（第六出張所併設）
（〒179-0071旭町3-11-6） 3939-0374
（平成28年3月（予定）まで工事のため休館）
田柄（第七出張所併設）
（〒179-0073田柄2-6-22） 3939-6735
（平成28年3月（予定）まで工事のため休館）
春日町（第四出張所併設）
（〒179-0074春日町5-30-1） 3990-4680
土支田中央（第五出張所併設）
（〒179-0076土支田2-32-8） 3924-1990
土支田
（〒179-0076土支田2-40-21） 3978-8190
北町
（〒179-0081北町8-28-10） 3550-7719
早宮（早宮区民事務所併設）
（〒179-0085早宮1-44-19） 3994-6977
（平成28年5月（予定）まで工事のため休館）

▶教室開放

小竹小
（〒176-0004小竹町2-6-7） 3956-0681
豊玉小
（〒176-0013豊玉中4-2-20） 3992-1527
開進第二小
（〒176-0002桜台5-10-5） 5999-4301
開進第三小
（〒176-0002桜台2-18-1） 3992-7372
北町小
（〒179-0081北町1-14-11） 3559-6256
練馬小
（〒179-0074春日町6-11-36） 3926-2379
練馬第三小
（〒176-0021貫井1-36-15） 3926-7478
練馬東小
（〒179-0074春日町1-30-11） 3577-0460
豊溪小
（〒179-0076土支田2-26-28） 3923-0217
石神井東小
（〒177-0035南田中3-9-1） 5923-0755
上石神井小
（〒177-0044上石神井4-10-9） 3920-1461
光和小
（〒177-0041石神井町2-16-34） 5393-7465
谷原小
（〒177-0032谷原2-9-26） 3997-9316
大泉小
（〒178-0063東大泉4-25-1） 3924-0366
大泉第三小
（〒178-0061大泉学園町3-22-1） 3867-5554
大泉東小
（〒178-0063東大泉1-22-1） 3922-2485
大泉南小
（〒178-0063東大泉6-28-1） 3925-2769
橋戸小
（〒178-0062大泉町2-11-25） 3925-8044
八坂小
（〒179-0076土支田4-48-1） 3922-2126

消費者・勤労者施設

消費生活センター
（〒177-0041石神井町2-14-1　石神井公園区民交流センター内） 5910-4860
ワークサポートねりま
（石神井公園区民交流センター内） 3904-8609
勤労福祉会館
（〒178-0063東大泉5-40-36） 3923-5511
サンライフ練馬〔東京中高年齢労働者福祉センター〕
（〒176-0021貫井1-36-18） 3990-0185

文化・学習施設

▶図書館

光が丘
（〒179-0072光が丘4-1-5） 5383-6500
練馬
（〒176-0012豊玉北6-8-1） 3992-1580
石神井
（〒177-0045石神井台1-16-31） 3995-2230
平和台
（〒179-0083平和台1-36-17） 3931-9581
（平成28年3月（予定）まで工事のため移転
平和台3-21-13早宮区民事務所仮設事務所併設）
大泉
（〒178-0061大泉学園町2-21-17） 3921-0991
関町
（〒177-0053関町南3-11-2） 3929-5391
貫井
（〒176-0021貫井1-36-16） 3577-1831

稲荷山
（〒178-0062大泉町1-3-18） 3921-4641
小竹
（〒176-0004小竹町2-43-1） 5995-1121
南大泉
（〒178-0064南大泉1-44-7） 5387-3600
南大泉分室こどもと本のひろば
（〒178-0064南大泉3-17-20） 3925-4151
春日町
（〒179-0074春日町5-31-2-201 エリム春日町2階） 5241-1311
南田中
（〒177-0035南田中5-15-22） 5393-2411

▶文化的施設

練馬区立美術館
（〒176-0021貫井1-36-16） 3577-1821
石神井公園ふるさと文化館
（〒177-0041石神井町5-12-16） 3996-4060
石神井公園ふるさと文化館分室
（〒177-0045石神井台1-33-44 石神井松の風文化公園管理棟内） 5372-2572
練馬文化センター
（〒176-0001練馬1-17-37） 3993-3311
大泉学園ゆめりあホール
（〒178-0063東大泉1-29-1 ゆめりあ1内） 5947-2351
生涯学習センター
（〒176-0012豊玉北6-8-1） 3991-1667
生涯学習センター分館
（〒177-0033高野台2-25-1） 3904-4881
光が丘区民ホール
（光が丘区民センター内） 5997-7712
関区民ホール
（関区民センター内） 3928-1987
学校教育支援センター
（〒179-0072光が丘6-4-1） 6385-9911
練馬分室
（〒176-0012豊玉北5-15-19 豊玉すこやかセンター内） 3991-3666
光が丘分室
（〒179-0072光が丘3-3-1-102） 6385-8691
関分室
（〒177-0051関町北1-21-15） 3928-7200
春日町青少年館
（〒179-0074春日町4-16-9） 3998-5341
南大泉青少年館
（〒178-0064南大泉1-44-7） 3924-3500
男女共同参画センターえーる
（〒177-0041石神井町8-1-10） 3996-9005
相談室 3996-9050
花とみどりの相談所
（四季の香公園内、〒179-0072光が丘5-2-6）
事務所 3976-9402
相談コーナー 3976-8787
石神井公園区民交流センター
（〒177-0041石神井町2-14-1） 5910-3451
文化交流ひろば
（〒179-0072光が丘3-1-1） 3975-1251

交　通

▶都営バス

東京都交通局北自動車営業所練馬支所
（〒176-0011豊玉上2-7-1） 3993-0431

▶ねりまタウンサイクル

練馬
（〒176-0001練馬1-17-39） 3992-5445
練馬春日町
（〒179-0074春日町5-31-2-102） 5241-9555
東武練馬
（〒179-0081北町2-39-3） 5399-4545
石神井公園
（〒177-0041石神井町3-20-3） 5372-0809
上石神井
（〒177-0044上石神井2-34-13） 5991-8225
大泉学園駅北口
（〒178-0063東大泉1-33-6） 3867-4545
大泉学園駅南口
（〒178-0063東大泉5-43-1） 5387-9777

▶公共駐車場

練馬駅北口地下駐車場
（〒176-0001練馬1-17-5） 3557-5190
石神井公園駅北口駐車場
（〒177-0041石神井町2-14-15） 5910-3981
大泉学園駅北口駐車場
（〒178-0063東大泉1-29-1） 5387-2600
大泉学園駅南口駐車場
（〒178-0063東大泉5-43-1） 5933-1711

保養・宿泊施設

▶少年自然の家

ベルデ軽井沢
（〒389-0115長野県北佐久郡軽井沢町大字追分1341-1） 0267-46-4141
ベルデ下田
（〒415-0014静岡県下田市須崎73） 0558-22-5650
ベルデ武石
（〒386-0507長野県上田市武石上本入2469） 0268-86-2525
ベルデ岩井
（〒299-2216千葉県南房総市久枝837） 0470-57-4141

▶キャンプ場

秩父青少年キャンプ場
（〒369-1873埼玉県秩父市浦山304）

公園・スポーツ施設

▶公園・庭園

武蔵関公園（〒177-0051関町北3-45-1） 3904-7557（西部公園出張所）
大泉交通公園
（〒178-0064南大泉6-16-1） 3924-0996
土支田農業公園
（〒179-0076土支田3-34-26） 5387-8931
向山庭園
（〒176-0022向山3-1-21） 3926-7810
牧野記念庭園
（〒178-0063東大泉6-34-4） 3922-2920
こどもの森緑地
（〒176-0003羽沢2-32-7） 5999-6200
都立城北中央公園
（〒179-0084氷川台1-3-1） 3931-3650
都立光が丘公園
（〒179-0072光が丘4-1-1） 3977-7638
都立石神井公園
（〒177-0045石神井台1-26-1） 3996-3950
都立大泉中央公園
（〒178-0061大泉学園町9-4-3） 3867-8096

▶スポーツ施設

総合体育館
（〒177-0032谷原1-7-5） 3995-2805
桜台体育館
（〒176-0002桜台3-28-1） 3992-9612
平和台体育館（温水プール併設）
（〒179-0083平和台2-12-5） 5920-3411
光が丘体育館（温水プール併設）
（〒179-0072光が丘4-1-4） 5383-6611
上石神井体育館（温水プール併設）
（〒177-0044上石神井1-32-37） 5991-6601
大泉学園町体育館（温水プール併設）
（〒178-0061大泉学園町5-14-24） 5905-1161
中村南スポーツ交流センター（温水プール併設）
（〒176-0025中村南1-2-32） 3970-9651
三原台温水プール
（〒177-0031三原台2-11-29） 3924-8861
（平成27年9月末から28年3月（予定）まで工事のため休館）
石神井プール
（〒177-0041石神井町5-12-16） 3997-6131
練馬総合運動場
（〒176-0001練馬2-29-10） 3994-3086
高野台運動場
（〒177-0033高野台3-8-8） 3904-0407
石神井松の風文化公園（多目的広場・庭球場）
（〒177-0045石神井台1-33-44） 5372-2455
大泉さくら運動公園多目的運動場
（〒178-0061大泉学園町9-4-5） 3921-7088
（平成28年1月（予定）まで工事のため休場）

大泉学園町希望が丘公園運動場
（〒178-0061大泉学園町9-1-2） 3921-6850
学田公園野球場
（〒176-0014豊玉南3-32-27） 3992-2070
東台野球場
（〒177-0041石神井町1-11-32） 3996-3519
北大泉野球場
（〒178-0062大泉町3-31-44） 3921-6297
総合体育館東側多目的広場
（〒177-0032谷原1-7-5） 3995-2805
夏の雲公園庭球場・多目的広場
（〒179-0072光が丘3-5-1） 5997-7630
びくに公園庭球場・多目的広場
（〒178-0063東大泉2-28-31） 3921-5203
豊玉中公園庭球場
（〒176-0013豊玉中4-1-17） 3991-3461
土支田庭球場
（〒179-0076土支田4-31-24） 3921-7566

児　童　館

栄町
（〒176-0006栄町40-7） 3994-3287
中村
（〒176-0024中村2-25-3） 3998-4890
平和台
（〒179-0083平和台2-18-14） 3933-0297
春日町
（〒179-0074春日町2-28-3） 3998-8799
北町
（〒179-0081北町1-19-17） 3931-5481
光が丘
（〒179-0072光が丘1-3-1） 3975-7137
光が丘なかよし
（光が丘区民センター内） 5997-7720
土支田
（〒179-0076土支田2-32-8） 3925-4784
南田中
（〒177-0035南田中5-15-25） 3995-5534
三原台
（〒177-0031三原台2-11-29） 3924-8796
（平成28年3月（予定）まで工事のため休館）
石神井
（〒177-0041石神井町7-28-21） 3996-3800
石神井台
（〒177-0045石神井台2-18-13） 3995-8267
上石神井
（〒177-0044上石神井1-5-2） 3929-0999
関町
（〒177-0053関町南4-15-7-102） 3920-1601
東大泉
（〒178-0063東大泉7-20-1） 3921-9128
西大泉
（〒178-0065西大泉3-21-16） 3924-9537
北大泉
（〒178-0062大泉町4-15-15） 3921-4856
厚生文化会館児童室
（〒176-0001練馬4-2-3） 3991-3080

子育て支援

練馬子ども家庭支援センター
（区役所内） 3993-8155
（石神井庁舎内） 3995-1108
練馬子ども家庭支援センター練馬駅北分室
（〒176-0001練馬1-17-1） 6758-0141
練馬子ども家庭支援センター練馬駅南分室
（〒176-0012豊玉北5-18-12） 3993-4100
練馬区ファミリーサポートセンター
（〒176-0012豊玉北5-18-12） 3993-4100
関子ども家庭支援センター
（〒177-0051関町北1-21-15） 5927-5911
光が丘子ども家庭支援センター
（光が丘区民センター内） 5997-7759
貫井子ども家庭支援センター
（〒176-0021貫井3-25-15） 3577-9820
大泉子ども家庭支援センター
（〒178-0063東大泉5-35-1） 3925-6713

▶子育てのひろば

練馬ぴよぴよ（ひろば室）
（〒176-0012豊玉北5-18-12練馬子ども家庭支援センター練馬駅南分室） 3993-8200
光が丘ぴよぴよ
（光が丘区民センター内） 5997-7763
関ぴよぴよ
（〒177-0051関町北1-21-15） 5991-4711
貫井ぴよぴよ
（〒176-0021貫井3-25-15） 3577-9823
西大泉ぴよぴよ
（〒178-0065西大泉1-27-10） 3978-8881
大泉ぴよぴよ
（〒178-0063東大泉5-35-1） 3925-6716
北大泉児童館ぴよぴよ
（北大泉児童館内） 3921-4856
光が丘児童館ぴよぴよ
（光が丘児童館内） 3975-7137
立野地区区民館ぴよぴよ
（立野地区区民館内） 3928-6217

▶民設子育てのひろば

かるがも親子の家
（〒179-0081北町2-35-4） 090-5777-0104
（ひろば用携帯）
ありんこぽてと
（〒176-0022向山4-28-15） 3970-3932
あいあいあい東大泉
（〒178-0063東大泉3-41-7-201） 3924-3508
ほっぷ・すてっぷ
（〒177-0035南田中1-6-14-102） 3995-1720
光が丘プレパひろば
（〒179-0071旭町1-16-1） 3976-3113
千川バンビ
（〒177-0042下石神井1-1-3） 6807-0977
あいあいあい南大泉
（〒178-0064南大泉4-32-19） 6750-7081
かるがも親子・氷川台
（〒179-0084氷川台3-24-17） 3934-5314
未来こどもランド　すまいる石神井
（〒177-0041石神井町3-27-14） 3995-5575
未来こどもランド　すまいる高野台
（〒177-0033高野台3-12-9） 5923-7555
あいあいあい石神井台
（〒177-0045石神井台5-9-6） 6767-2588
さくらひろば
（〒176-0012豊玉北1-12-3） 5999-0209
大泉子育てのひろばわとと
（〒178-0061大泉学園町7-13-17） 5935-7453

学童クラブ

▶小学校併設の学童クラブ

豊玉第二小
（〒176-0011豊玉上2-16-1） 3994-6764
豊玉南小
（〒176-0014豊玉南2-14-1） 3993-0044
開進第一小
（〒179-0085早宮2-1-31） 3931-5482
開進第二小
（〒176-0002桜台5-10-5） 3994-6814
開進第三小
（〒176-0002桜台2-18-1） 3993-2653
開進第四小
（〒176-0003羽沢2-33-1） 3994-3008
開進第四小第二（　〃　） 5984-1883
仲町小
（〒179-0084氷川台2-18-24） 3550-9539
北町小
（〒179-0081北町1-14-11） 3550-8057
北町西小
（〒179-0081北町7-3-8） 3931-5148
練馬小
（〒179-0074春日町6-11-36） 3970-8654
練馬第二小
（〒176-0021貫井2-31-13） 3999-1190
練馬東小
（〒179-0074春日町1-30-11） 3970-0820
田柄小
（〒179-0073田柄2-19-34） 3975-5436
田柄小第二（　〃　） 5998-7602
旭町小
（〒179-0071旭町2-29-1） 3975-5438
富士見台小
（〒177-0034富士見台4-16-10） 3999-5355

富士見台小第二
（〒177-0034富士見台4-16-10）3970-5065
向山小
（〒176-0022向山2-14-11）3926-0958
南が丘小
（〒177-0035南田中2-13-1）3995-7138
谷原小
（〒177-0032谷原2-9-26）3904-2605
北原小
（〒177-0032谷原4-9-1）3904-5739
石神井小
（〒177-0045石神井台1-1-25）5393-1909
石神井小第二（〃）3995-1565
石神井東小
（〒177-0035南田中3-9-1）3995-6561
石神井台小
（〒177-0045石神井台8-6-33）3929-4926
大泉小
（〒178-0063東大泉4-25-1）3921-3639
大泉第三小
（〒178-0061大泉学園町3-22-2）3921-7937
大泉第六小
（〒178-0064南大泉5-25-29）3978-0326
大泉東小
（〒178-0063東大泉1-22-1）3923-9214
大泉東小第二（〃）3922-0672
大泉西小
（〒178-0065西大泉4-25-2）3925-8755
大泉学園緑小
（〒178-0061大泉学園町5-11-37）3922-8662
泉新小
（〒177-0031三原台3-18-30）5387-0775
中村小
（〒176-0024中村2-8-1）3577-0530
早宮小
（〒179-0085早宮4-10-17）5999-9531
八坂小
（〒179-0076土支田4-47-15）5387-0712
豊玉小
（〒176-0013豊玉中4-2-20）3993-6200
石神井西小
（〒177-0051関町北1-1-5）3594-8020
大泉第二小
（〒178-0064南大泉4-29-11）3924-8771
中村西小
（〒176-0023中村北4-17-1）3990-2977
大泉北小
（〒178-0062大泉町4-28-22）3925-2690
春日小
（〒179-0074春日町5-12-1）3926-7414
高松小
（〒179-0075高松3-16-1）3998-1020
田柄第二小
（〒179-0073田柄1-5-27）5997-0023
関町小
（〒177-0051関町北3-23-34）3929-0311
光が丘第八小
（〒179-0072光が丘1-4-1）3930-1223
大泉学園小
（〒178-0061大泉学園町4-7-8）3867-3561
上石神井小
（〒177-0044上石神井4-10-4）3928-4640
立野小
（〒177-0054立野町17-6）3920-2154

▶単独施設の学童クラブ

豊玉
（〒176-0014豊玉南3-32-11）3991-2580
早宮さくら
（〒179-0085早宮3-13-31）3993-3153
光が丘すずらん
（〒179-0072光が丘2-7-6-102）3979-9320
光が丘しいのき
（〒179-0072光が丘2-10-4-201）5998-3088
光が丘コスモス
（〒179-0072光が丘3-3-4-105）3976-4575
光が丘どんぐり
（〒179-0072光が丘3-8-12）3939-8568
光が丘すみれ
（〒179-0072光が丘5-2-5-104）3976-8231
光が丘あさがお
（〒179-0072光が丘5-5-5）3976-6345
光が丘つくし
（〒179-0072光が丘7-3-4-101）3977-9168
石神井町
（〒177－0041石神井町8-1-10）3995-8424
石神井台けやき
（〒177-0045石神井台6-2-10）3924-1882
関町北
（〒177-0051関町北5-4-12）3929-3290
谷原あおぞら
（〒177-0032谷原5-6-5）3996-9500

▶児童館等併設の学童クラブ

栄町児童館
（〒176-0006栄町40-7）3994-3287
中村児童館
（〒176-0024中村2-25-3）3998-4890
中村児童館第二（〃）3998-4890
平和台児童館
（〒179-0083平和台2-18-14）3550-8058
春日町児童館
（〒179-0074春日町2-28-3）3998-8799
北町児童館
（〒179-0081北町1-19-17）3931-5481
土支田児童館
（〒179-0076土支田2-32-8）3925-4784
南田中児童館
（〒177-0035南田中5-15-25）3995-5534
三原台児童館
（〒177-0031三原台2-11-29）3924-8796
石神井児童館
（〒177-0041石神井町7-28-21）3996-3800
石神井台児童館
（〒177-0045石神井台2-18-13）3995-8267
上石神井児童館
（〒177-0044上石神井1-5-2）3929-0999
関町児童館
（〒177-0053関町南4-15-7-102）3920-1601
東大泉児童館
（〒178-0063東大泉7-20-1）3921-9128
東大泉児童館第二（〃）3921-9128
厚生文化会館
（〒176-0001練馬4-2-3）3991-3080

▶地区区民館併設の学童クラブ

桜台地区区民館
（〒176-0002桜台3-39-17）3993-5462
豊玉北地区区民館
（〒176-0012豊玉北3-7-9）3948-3061
貫井地区区民館
（〒176-0021貫井1-9-1）3926-7218
下石神井地区区民館
（〒177-0042下石神井6-8-15）3904-5061
関町北地区区民館
（〒177-0051関町北4-12-21）3594-2604
大泉学園地区区民館
（〒178-0061大泉学園町8-9-5）3922-4101
北大泉地区区民館
（〒178-0062大泉町2-41-26）3978-0324
東大泉地区区民館
（〒178-0063東大泉3-53-1）3921-8299
西大泉地区区民館
（〒178-0065西大泉5-3-32）3921-6494
田柄地区区民館
（〒179-0073田柄3-28-13）3926-4933
高松地区区民館
（〒179-0075高松3-24-27）3999-7911
北町第二地区区民館
（〒179-0081北町6-24-101）3931-1276
氷川台地区区民館
（〒179-0084氷川台2-16-14）3932-2065

▶放課後児童等の広場（民間学童保育）事業

こどもクラブ「赤とんぼ」
（〒179-0083平和台3-22-11）6766-8553
ゆうゆうぽてと
（〒176-0006栄町35-7　サンヒルズ201）
5999-9691
こどもフローラ
（〒177-0042下石神井2-35-16）3996-6699
こどもくらぶ　じゃんけんぽん
（〒178-0065西大泉2-12-5）3925-2150
あっぷるぽてと
（〒179-0081北町8-32-8）3559-5584

保　育　所

▶区立保育所

栄町
（〒176-0006栄町40-7）　3994-3285
豊玉
（〒176-0013豊玉中4-13-6）　3991-4484
豊玉第二
（〒176-0012豊玉北6-17-9）　3992-3322
豊玉第三
（〒176-0014豊玉南3-32-37）　3991-6762
豊玉第四
（〒176-0013豊玉中1-9-11）　3948-2391
桜台
（〒176-0002桜台5-41-12）　3993-6735
桜台第二
（〒176-0002桜台3-39-17）　3993-5126
練馬
（〒176-0001練馬2-13-3）　3991-5133
向山
（〒176-0022向山1-5-7）　3970-6088
貫井
（〒176-0021貫井4-24-9）　3990-3320
貫井第二
（〒176-0021貫井4-13-4）　3990-8291
氷川台
（〒179-0084氷川台4-47-12）　3931-2603
氷川台第二
（〒179-0084氷川台2-16-14）　3932-6227
平和台
（〒179-0083平和台2-18-14）　3932-1484
早宮
（〒179-0085早宮3-13-31）　3993-3151
春日町
（〒179-0074春日町5-17-10）　3990-1843
春日町第二
（〒179-0074春日町1-29-8）　3990-3325
春日町第三
（〒179-0074春日町5-30-5）　3926-5461
高松
（〒179-0075高松3-24-27）　3999-7910
北町
（〒179-0081北町3-3-14）　3933-6497
北町第二
（〒179-0081北町1-19-17）　3931-3318
田柄
（〒179-0073田柄4-36-4）　3939-4519
田柄第二
（〒179-0073田柄2-6-22）　3938-8100
（平成28年3月まで工事のため移転　〒179-0073 田柄1-10-6）
光が丘
（〒179-0072光が丘1-3-104）　3975-7139
光が丘第二
（〒179-0072光が丘1-6-3-101）　3977-1311
光が丘第三
（〒179-0072光が丘3-3-2-101）　3976-4551
光が丘第四
（〒179-0072光が丘7-3-1-102）　3976-1562
光が丘第五
（〒179-0072光が丘7-3-3-101）　3976-6316
光が丘第六
（〒179-0072光が丘7-7-2-101）　3976-6321
光が丘第七
（〒179-0072光が丘2-7-4-105）　3976-7291
光が丘第八
（〒179-0072光が丘5-2-3）　3979-9215
光が丘第九
（〒179-0072光が丘2-4-9）　3976-9011
光が丘第十
（〒179-0072光が丘3-7-3-101）　5997-6011
光が丘第十一
（〒179-0072光が丘2-4-11-101）　5997-6021
旭町（〒179-0071旭町3-11-6）　3938-3680
（平成28年3月まで工事のため移転　〒351-0101 埼玉県和光市白子1-22-34）　048-465-5890
旭町第二
（〒179-0071旭町1-33-22-107）　3977-1611
土支田
（〒179-0076土支田2-32-8）　3925-4787
富士見台こぶし
（〒177-0034富士見台3-10-1）　3926-1071
南田中
（〒177-0035南田中5-25-16）　3996-7800
南田中第二
（〒177-0035南田中3-31-4）　3997-3568
高野台
（〒177-0033高野台3-25-17）　3996-4615
谷原
（〒177-0032谷原5-16-41）　3996-0020
石神井町さくら
（〒177-0041石神井町7-25-45）　3997-0070
石神井町つつじ
（〒177-0041石神井町8-1-10）　3997-8646
石神井台
（〒177-0045石神井台2-18-13）　3995-8271
石神井台第二
（〒177-0045石神井台6-2-10）　3925-8301
上石神井
（〒177-0044上石神井4-21-3）　3920-3567
上石神井第二
（〒177-0044上石神井1-5-3）　3929-3247
上石神井第三
（〒177-0045石神井台4-5-20）　3928-1451
下石神井第三
（〒177-0042下石神井6-8-15）　3904-3061
関町
（〒177-0053関町南3-9-29）　3929-2600
関町第二
（〒177-0051関町北3-20-30）　3928-1487
関町第三
（〒177-0051関町北5-4-12）　3929-3285
東大泉
（〒178-0063東大泉3-60-2-101）　3924-0966
東大泉第二
（〒178-0063東大泉7-20-1）　3921-9126
東大泉第三
（〒178-0063東大泉2-42-5）　3922-0550
西大泉
（〒178-0065西大泉3-21-16）　3924-9500
南大泉
（〒178-0064南大泉5-26-7）　3921-4851
北大泉
（〒178-0062大泉町4-15-15）　3921-4852
大泉学園
（〒178-0061大泉学園町8-9-5）　3922-3811

▶私立保育所

神の教会
（〒176-0003羽沢2-12-9）　3991-3745
神の教会分園（いずみ保育園旭丘）
（〒176-0005旭丘2-40-1　旭丘中学校内）　5964-8160
練馬二葉
（〒176-0014豊玉南3-31-15）　3993-5540
アスク豊玉中
（〒176-0013豊玉中1-2-7）　3557-5755
にじいろ保育園練馬中村
（〒176-0024中村1-19-9）　5848-7281
アンジェリカ桜台
（〒176-0002桜台2-34-9）　6914-5368
平和
（〒176-0025中村南2-24-3）　3990-6358
練馬和光
（〒176-0001練馬1-18-21）　3992-8279
練馬仲町
（〒179-0085早宮2-3-22）　3933-0861
最勝寺みのり
（〒179-0081北町6-16-14）　3931-9444
エンゼル
（〒179-0073田柄2-37-10）　3938-6401
青い鳥
（〒177-0034富士見台3-30-11）　3998-1461
石神井
（〒177-0035南田中5-20-2）　3996-0040
にじいろ保育園大泉学園
（〒178-0063東大泉2-15-15）　5935-8576
大泉（〒178-0063東大泉5-38-24）　3922-0875
（平成28年1月まで工事のため移転　〒178-0063 東大泉5-36-16）

くりのみ
（〒178-0063東大泉7-14-13） 3925-5435
妙福寺
（〒178-0064南大泉5-6-47） 3922-3368
マーガレット
（〒178-0061大泉学園町6-15-34） 3924-2003
マーガレット分園
（〒178-0062大泉町3-16-23 大泉第一小学校内） 5387-3114
道灌山
（〒179-0075高松6-16-30） 5910-4671
大泉にじのいろ
（〒178-0062大泉町6-30-3） 5933-2788
大泉にじのいろ分園
（上石神井にじのいろ）
（〒177-0045石神井台5-1-10 上石神井北小学校内） 5927-0087
どんぐり山
（〒179-0074春日町2-14-45） 3825-3550
アスク関町北
（〒177-0051関町北4-35-14） 5927-4681
ベネッセ大泉学園
（〒178-0063東大泉1-17-3） 5947-6066
なんこう
（〒177-0034富士見台4-5-14） 3990-1755
エンゼルベア石神井
（〒177-0044上石神井3-6-35） 5393-5395
アスク石神井まち
（〒177-0041石神井町8-53-32） 5923-0530
アスク石神井台
（〒177-0045石神井台6-7-17） 3924-5810
Nicot富士見台
（〒176-0021貫井1-30-5） 5987-2185
にじいろ保育園上石神井
（〒177-0044上石神井1-37-18） 6904-7873
ピジョンランド上石神井
（〒177-0044上石神井2-11-9） 3928-1120
南大泉にじのいろ
（〒178-0064南大泉3-17-21） 3925-8851
茶々おおいずみ
（〒178-0065西大泉5-30-13） 5947-6640
春アンミッコ
（〒179-0074春日町3-31-42） 5848-3905
ベネッセ氷川台
（〒179-0085早宮1-6-13） 5912-0415
愛里武蔵関
（〒177-0051関町北4-21-7） 3594-0777
風の子
（〒176-0021貫井1-5-7） 3990-3920
にじいろ保育園新桜台
（〒176-0002桜台2-3-8） 6915-8290
ベネッセ石神井公園
（〒177-0041石神井町5-2-23） 5923-6077
そあ季の花
（〒178-0061大泉学園町2-22-14） 3978-8008
ベネッセ中村橋
（〒176-0024中村3-3-9） 3577-9235
Nicot石神井公園
（〒177-0041石神井町1-20-15） 5923-1631
コビープリスクールせきまち
（〒177-0053関町南3-15-38） 6904-8112
グローバルキッズ大泉園
（〒178-0061大泉学園町7-6-27） 3978-6133
グローバルキッズ光が丘園
（〒179-0074春日町6-16-8） 3990-8686
にじいろ保育園氷川台
（〒179-0084氷川台4-49-24） 6281-0486
にじいろ保育園早宮
（〒179-0085早宮2-25-18） 6906-9631
はやみやさくらさく
（〒179-0085早宮2-10-28） 3931-3839
にじいろ保育園平和台
（〒179-0083平和台1-31-9） 6281-0522
にじのいるか保育園氷川台
（〒176-0003羽沢3-26-3） 6914-5801
太陽の子豊玉北
（〒176-0012豊玉北5-6-14 1･2階） 5912-0057
あい保育園高野台
（〒177-0033高野台2-9-9） 5923-9874
わらべうた練馬高野台
（〒177-0034富士見台3-59-14） 5923-7725
茶々むさしせき
（〒177-0052関町東2-9-11） 5903-4870
太陽の子東大泉
（〒178-0063東大泉2-9-16） 5947-5880
にじいろ保育園大泉学園南
（〒178-0063東大泉6-34-18） 6904-4530
コビープリスクールみなみおおいずみ
（〒178-0064南大泉2-3-42） 6904-5744
あかねの森
（〒179-0072光が丘6-1-1-101） 6904-2171
アンジェリカ田柄
（〒179-0073田柄1-6-3） 6909-2641
にじいろ保育園練馬高松
（〒179-0075高松1-4-14） 5848-7973
アンジェリカ北町
（〒179-0081北町8-3-18） 6906-4862
まちの保育園小竹向原
（〒176-0004小竹町2-40-5） 6909-3201
ベビーステーション石神井公園
（〒177-0041石神井町2-15-4-102）
（〒177-0041石神井町2-17-4 1階） 3997-0107
きららっこ石神井公園
（〒177-0041石神井町4-4-3 2階）
（〒177-0041石神井町2-15-12 1階） 3995-8585

幼　稚　園

▶区立幼稚園

北大泉
（〒178-0062大泉町2-46-6） 3925-6092
光が丘むらさき
（〒179-0072光が丘3-3-5-101） 3976-7221
光が丘さくら
（〒179-0072光が丘2-4-8-101） 3976-2562

▶私立幼稚園

江古田
（〒176-0005旭丘1-68-2） 3951-6312
りっこう
（〒176-0004小竹町2-43-12） 3972-1152
みのり
（〒176-0003羽沢1-8-10） 3991-1058
浄風
（〒176-0014豊玉南1-7-18） 3993-6010
中新井
（〒176-0023中村北3-7-2） 3999-5062
ビクター
（〒176-0002桜台5-11-5） 3991-8090
武蔵野音楽大学第一
（〒176-0002桜台6-13-3） 3991-0741
向南
（〒176-0022向山2-22-30） 3999-1939
信愛学舎みどり
（〒179-0083平和台1-23-2） 3933-2650
寿福寺
（〒179-0074春日町3-14-24） 3999-8739
寿福寺第二
（〒179-0074春日町4-33-2） 3990-1987
練馬
（〒179-0075高松1-10-5） 3999-4010
さかえ
（〒179-0075高松4-8-13） 3999-3009
高松
（〒179-0075高松6-16-28） 3996-8101
北町カトリック
（〒179-0081北町3-16-1） 3931-1661
不二
（〒179-0081北町7-2-8） 3931-9234
田柄
（〒179-0073田柄2-17-27） 3930-4406
旭
（〒179-0071旭町3-31-3） 3939-1696
練馬白菊
（〒179-0076土支田3-12-23） 3922-1835
南光
（〒177-0034富士見台4-11-3） 3990-5171
愛和
（〒177-0035南田中2-23-30） 3996-8259
練馬ひかり
（〒177-0031三原台1-11-34） 3924-8383

清心
（〒177-0041石神井町6-20-12） 3996-0374
石神井
（〒177-0041石神井町8-45-7） 3997-2539
白ふじ
（〒177-0045石神井台4-21-22） 3920-4335
上石神井
（〒177-0045石神井台8-10-28） 3920-5121
石神井南
（〒177-0042下石神井4-21-23） 3995-4373
大泉
（〒178-0063東大泉1-27-30） 3922-0072
みずほ
（〒178-0063東大泉5-27-8） 3922-1208
進
（〒178-0065西大泉1-23-1） 3924-4423
大泉富士
（〒178-0064南大泉2-31-20） 3925-2525
ほうや
（〒178-0064南大泉4-45-5） 3922-3323
中里
（〒178-0062大泉町1-19-6） 3922-0095
大泉文華
（〒178-0061大泉学園町2-6-19） 3922-1003
大泉小鳩
（〒178-0061大泉学園町3-17-67） 3924-8280
大泉学園
（〒178-0061大泉学園町4-5-10） 3923-0123
大泉双葉
（〒178-0061大泉学園町7-10-23） 3924-2303
関町カトレヤ
（〒177-0053関町南4-1-27） 3920-0316
関町ちぐさ
（〒177-0051関町北2-11-3） 3920-9110
関町白百合
（〒177-0051関町北4-16-50） 3920-1883

小中一貫教育校

▶区立小中一貫教育校

大泉桜学園
（〒178-0061大泉学園町9-2-1） 3924-1126

小　学　校

▶区立小学校

旭丘
（〒176-0005旭丘2-21-1） 3957-2151
小竹
（〒176-0004小竹町2-6-7） 3956-8391
豊玉
（〒176-0013豊玉中4-2-20） 3993-4286
豊玉第二
（〒176-0011豊玉上2-16-1） 3993-0421
豊玉東
（〒176-0012豊玉北1-16-1） 3993-4217
豊玉南
（〒176-0014豊玉南2-14-1） 3993-6425
中村
（〒176-0024中村2-8-1） 3990-4241
中村西
（〒176-0023中村北4-17-1） 3990-4237
早宮
（〒179-0085早宮4-10-17） 3993-5165
開進第一
（〒179-0085早宮2-1-31） 3932-3170
開進第二
（〒176-0002桜台5-10-5） 3993-2425
開進第三
（〒176-0002桜台2-18-1） 3993-4263
開進第四
（〒176-0003羽沢2-33-1） 3993-6153
仲町
（〒179-0084氷川台2-18-24） 3932-5360
南町
（〒176-0001練馬2-7-5） 3993-2438
北町
（〒179-0081北町1-14-11） 3932-3296
北町西
（〒179-0081北町7-3-8） 3932-7234
練馬
（〒179-0074春日町6-11-36） 3990-4244
練馬第二
（〒176-0021貫井2-31-13） 3990-4247
練馬第三
（〒176-0021貫井1-36-15） 3970-5641
練馬東
（〒179-0074春日町1-30-11） 3990-9142
田柄
（〒179-0073田柄2-19-19） 3939-0351
田柄第二
（〒179-0073田柄1-5-27） 3938-8826
向山
（〒176-0022向山2-14-11） 3999-9145
豊溪
（〒179-0076土支田2-26-28） 3925-2444
旭町
（〒179-0071旭町2-29-1） 3939-0362
高松
（〒179-0075高松3-16-1） 3999-3376
春日
（〒179-0074春日町5-12-1） 3926-7102
光が丘四季の香
（〒179-0075高松5-24-1） 3977-2711
光が丘春の風
（〒179-0072光が丘7-2-1） 3976-5861
光が丘夏の雲
（〒179-0072光が丘3-6-1） 5998-0501
光が丘秋の陽
（〒179-0072光が丘2-1-1） 3976-6331
光が丘第八
（〒179-0072光が丘1-4-1） 5997-4828
石神井
（〒177-0045石神井台1-1-25） 3997-3277
石神井東
（〒177-0035南田中3-9-1） 3997-3312
石神井西
（〒177-0051関町北1-1-5） 3920-0382
石神井台
（〒177-0045石神井台8-6-33） 3928-7124
上石神井
（〒177-0044上石神井4-10-9） 3920-0805
上石神井北
（〒177-0045石神井台5-1-32） 3920-1011
下石神井
（〒177-0042下石神井2-20-18） 3997-5241
光和
（〒177-0041石神井町2-16-34） 3997-3261
谷原
（〒177-0032谷原2-9-26） 3997-3271
北原
（〒177-0032谷原4-9-1） 3904-5172
立野
（〒177-0054立野町17-13） 3920-9101
関町
（〒177-0051関町北3-23-34） 3929-1290
関町北
（〒177-0051関町北5-13-40） 3920-1027
大泉
（〒178-0063東大泉4-25-1） 3924-0144
大泉第一
（〒178-0062大泉町3-16-23） 3925-2455
大泉第二
（〒178-0064南大泉4-29-11） 3924-2127
大泉第三
（〒178-0061大泉学園町3-22-1） 3925-2466
大泉第四
（〒178-0065西大泉1-24-1） 3925-2478
大泉第六
（〒178-0064南大泉5-25-29） 3925-2471
大泉東
（〒178-0063東大泉1-22-1） 3922-1355
大泉西
（〒178-0065西大泉4-25-1） 3925-5832
大泉南
（〒178-0063東大泉6-28-1） 3922-1371
大泉北
（〒178-0062大泉町4-28-22） 3925-5912
大泉学園
（〒178-0061大泉学園町4-7-1） 3923-0006
大泉学園緑
（〒178-0061大泉学園町5-11-47） 3925-7233
大泉学園桜
（区立小中一貫教育校大泉桜学園欄参照）

泉新
（〒177-0031三原台3-18-30） 3925-4343
橋戸
（〒178-0062大泉町2-11-25） 3925-8620
南田中
（〒177-0035南田中5-15-37） 3997-1145
南が丘
（〒177-0035南田中2-13-1） 3904-1282
富士見台
（〒177-0034富士見台4-16-10） 3998-6351
八坂
（〒179-0076土支田4-48-1） 3922-7625

▶国立小学校

東京学芸大学附属大泉
（〒178-0063東大泉5-22-1） 5905-0200

▶私立小学校

学校法人三育学院東京三育
（〒177-0053関町南2-8-4） 3920-2450

中　学　校

▶区立中学校

旭丘
（〒176-0005旭丘2-40-1） 3957-3133
豊玉
（〒176-0014豊玉南2-1-20） 3994-1451
豊玉第二
（〒176-0012豊玉北2-24-5） 3993-4212
中村
（〒176-0025中村南1-32-21） 3990-4436
開進第一
（〒179-0085早宮1-16-50） 3993-2417
開進第二
（〒176-0001練馬2-27-28） 3993-1348
開進第三
（〒176-0002桜台3-28-1） 3993-4265
開進第四
（〒176-0003羽沢3-24-1） 3993-1481
北町
（〒179-0081北町3-1-34） 3932-7231
練馬
（〒179-0075高松1-24-1） 3990-5451
練馬東
（〒179-0074春日町2-14-22） 3998-0231
貫井
（〒176-0021貫井2-14-13） 3990-6412
田柄
（〒179-0073田柄3-3-1） 3990-4403
豊渓
（〒179-0071旭町3-5-10） 3939-0245
光が丘第一
（〒179-0072光が丘6-5-1） 3976-5871
光が丘第二
（〒179-0072光が丘7-1-1） 3976-9202
光が丘第三
（〒179-0072光が丘3-2-1） 3977-3521
光が丘第四
（〒179-0072光が丘2-5-1） 3976-5891
石神井
（〒177-0045石神井台1-32-1） 3997-3131
石神井東
（〒177-0033高野台1-8-34） 3996-2157
石神井西
（〒177-0053関町南3-10-3） 3920-1034
石神井南
（〒177-0042下石神井2-7-23） 3997-3315
上石神井
（〒177-0044上石神井4-15-27） 3920-1126
南が丘
（〒177-0035南田中4-8-23） 3904-5782
谷原
（〒177-0032谷原4-10-5） 3995-8036
三原台
（〒177-0031三原台3-13-41） 3925-9564
大泉
（〒178-0063東大泉4-27-35） 3924-0771
大泉第二
（〒178-0063東大泉6-21-1） 3922-0165
大泉西
（〒178-0065西大泉3-19-27） 3921-7101
大泉北
（〒178-0062大泉町5-4-32） 3925-9230
大泉学園
（〒178-0061大泉学園町4-17-32） 3925-4492
大泉学園桜
（区立小中一貫教育校大泉桜学園欄参照）
関
（〒177-0051関町北4-34-23） 3929-0048
八坂
（〒179-0076土支田4-47-21） 3924-0399

▶都立中学校

大泉高等学校附属
（〒178-0063東大泉5-3-1） 3924-0318

▶私立中学校

武蔵
（〒176-8535豊玉上1-26-1） 5984-3741
富士見
（〒176-0023中村北4-8-26） 3999-2136
早稲田大学高等学院
（〒177-0044上石神井3-31-1） 5991-4151
東京女子学院中学校
（〒177-0051関町北4-16-11） 3920-5151

中等教育学校

▶国立中等教育学校

東京学芸大学附属国際中等教育学校
（〒178-0063東大泉5-22-1） 5905-1326

高　等　学　校

▶都立高等学校

井草
（〒177-0044上石神井2-2-43） 3920-0319
大泉
（〒178-0063東大泉5-3-1） 3924-0318
大泉桜
（〒178-0062大泉町3-5-7） 3978-1180
石神井
（〒177-0051関町北4-32-48） 3929-0831
田柄
（〒179-0072光が丘2-3-1） 3977-2555
練馬
（〒179-8908春日町4-28-25） 3990-8643
光丘
（〒179-0071旭町2-1-35） 3977-1501
練馬工業
（〒179-8909早宮2-9-18） 3932-9251
第四商業
（〒176-0021貫井3-45-19） 3990-4221

▶私立高等学校

武蔵
（〒176-8535豊玉上1-26-1） 5984-3741
富士見
（〒176-0023中村北4-8-26） 3999-2136
早稲田大学高等学院
（〒177-0044上石神井3-31-1） 5991-4151
東京女子学院高等学校
（〒177-0051関町北4-16-11） 3920-5151

大　学

▶私立大学

日本大学芸術学部
（〒176-8525旭丘2-42-1） 5995-8201
武蔵野音楽大学
（〒176-8521羽沢1-13-1） 3992-1121
武蔵大学
（〒176-8534豊玉上1-26-1） 5984-3713
上智大学神学部
（〒177-0044上石神井4-32-11） 5991-0343

その他の学校

▶都立特別支援学校

大泉特別支援学校〔肢体不自由教育：小学部、中学部、高等部〕
（〒178-0061大泉学園町9-3-1） 3921-1381
石神井特別支援学校〔知的障害教育：小学部、中学部〕
（〒177-0045石神井台8-20-35） 3929-0012
練馬特別支援学校〔知的障害教育：高等部〕
（〒179-0075高松6-17-1） 5393-3524

▶私立特別支援学校
旭出学園（特別支援学校）〔(知的障がい教育）幼稚部、小学部、中学部、高等部、専攻科・生活自立寮〕
（〒178-0063東大泉7-12-16） 3922-4134

公　共　機　関

▶年金事務所
練馬
（〒177-8510石神井町4-27-37） 3904-5491
▶警察署
練馬
（〒176-0012豊玉北5-2-7） 3994-0110
光が丘
（〒179-0072光が丘2-9-8） 5998-0110
石神井
（〒177-0041石神井町6-17-26） 3904-0110
▶消防署
練馬
（〒176-0012豊玉北5-1-8） 3994-0119
（平成27年3月（予定）まで工事のため移転
〒176-0013豊玉中3-9-11）
光が丘
（〒179-0072光が丘2-9-1） 5997-0119
石神井
（〒177-0042下石神井5-16-8） 3995-0119
▶税務
練馬東税務署
（〒176-8503栄町23-7） 3993-3111
練馬西税務署
（〒178-8624東大泉7-31-35） 3867-9711
練馬都税事務所
（〒176-8511豊玉北6-13-10） 3993-2261
練馬自動車税事務所
（〒179-0081北町2-8-6） 050-5540-2032
▶道路
東京都第四建設事務所
練馬工区
（〒179-0081北町6-30-1） 3933-6121
石神井工区
（〒178-0065西大泉2-12-18） 3867-7816
▶法務
東京法務局練馬出張所
（〒179-8501春日町5-35-33） 5971-3681
登記電話相談室 042-540-7211
練馬公証役場
（〒176-0012豊玉北5-17-12練馬駅前ビル3階）
3991-4871
▶電気・ガス
東京電力荻窪支社
（〒167-8534杉並区南荻窪4-40-11）
「お引っ越し」「ご契約の変更」
0120-995-005
「停電」「電気料金」その他電気に関すること 0120-995-006
0120をご利用になれない場合
03-6375-9786（有料）
東京ガス株式会社
・東京ガスお客さまセンター
0570-002211（ナビダイヤル）
・東京ガス引越し専用ダイヤル
0570-002230（ナビダイヤル）
（ナビダイヤルが使用できない場合 5394-7700）
・ガスもれ通報専用電話
0570-002299（ナビダイヤル）
（IP電話からの利用の場合 03-6735-8899）
▶上・下水道
東京都水道局お客さまセンター
「お引っ越し」「ご契約の変更」
5326-1100
「料金」「漏水修繕」その他に関すること 5326-1101
東京都水道局練馬営業所
（〒176-8540中村北1-9-4） 5987-5330
東京都下水道局西部第二下水道事務所
（〒115-0051北区浮間4-27-1） 3969-2343
練馬出張所
（〒176-0012豊玉北4-15-1） 5999-5650
▶日本郵便
練馬郵便局
（〒176-8799豊玉北6-4-2） 3994-0421
石神井郵便局
（〒177-8799石神井台3-3-7） 3904-1892
大泉郵便局
（〒178-8799大泉学園町4-20-23） 3923-3353
光が丘郵便局
（〒179-8799光が丘2-9-7） 5998-5002
▶東日本電信電話株式会社　東京北支店
（〒169-0074新宿区北新宿1-5-1）
電話に関するご相談・お申込み
局番なしの116
（携帯・PHSからは0120-116000）
インターネットに関するご相談・お申込み
0120-116116
電話の故障
局番なしの113
（携帯・PHSからは0120-444113）
▶農業協同組合
JA東京あおば（本店）
（〒179-0075高松5-23-27） 5372-1311
▶その他
東京運輸支局練馬自動車検査登録事務所
（〒179-0081北町2-8-6） 050-5540-2032
東京少年鑑別所
（〒179-0084氷川台2-11-7） 3931-1141
東京法務少年支援センター
ねりま青少年心理相談室 3550-8802
陸上自衛隊練馬駐屯地
（〒179-8523北町4-1-1） 3933-1161
（一社）練馬産業連合会
（〒176-0001練馬1-17-1Coconeri4階）
3991-0530
東京商工会議所練馬支部
（〒176-0001練馬1-17-1Coconeri4階）
3994-6521
（公社）練馬東法人会
（〒176-0001練馬1-2-5光運ビル5階）
3994-7272
（公社）練馬西法人会
（〒178-0063東大泉6－47－15
アプローズ大泉学園1階） 3923－7272
練馬区商店街連合会
（〒176-0001練馬1-17-1Coconeri4階）
3991-2241
練馬区商店街振興組合連合会
（〒176-0001練馬1-17-1Coconeri4階）
3991-2241
（一社）練馬アニメーション
（〒176-0001練馬1-17-1Coconeri4階）
5912-2528
（一社）練馬区観光協会
（区役所内） 5984-1032
国立研究開発法人科学技術振興機構情報資料館
（〒179-0071旭町2-8-18） 3976-4141
農文協図書館
（〒177-0054立野町15-45） 3928-7440
（株）ジェイコム東京
（〒177-0033高野台5-22-1） 0120-999-000

平成 27 年版（2015 年版）
練 馬 区 勢 概 要

平成27年（2015年）9月1日発行

編集
発行　練馬区総務部情報公開課

東京都練馬区豊玉北6丁目12番1号
☎03-3993-1111（代表）
練馬区ホームページアドレス
http://www.city.nerima.tokyo.jp/